地方財政の状況

平成 29 年 3 月

総 務 省

「地方財政の状況」についてのお問い合わせは、総務省自治財政局 財務調査課あて御連絡下さい。

電話番号 (03) 5253-5111 (代表)

内線 5649

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/



はじめに

第1部 平成27年度の地方財政の状況

1	地方	財政の役割	3
	(1)	国・地方を通じた財政支出の状況[資料編:第32表]	3
	(2)	国民経済と地方財政	5
	ア	国内総生産(支出側)と地方財政[資料編:第33表、第131表]	5
	1	公的支出の状況 [資料編:第33表、第131表]	5
2	地方	財政の概況 ······	8
	(1) }	央算規模 [資料編:第1表、第5表、第10表、第73表] ····································	8
	(2) 法	央算収支	10
	ア	実質収支 [資料編:第7表]	10
	1	単年度収支及び実質単年度収支 [資料編:第7表]	12
	(3)	歲入[資料編:第10表]	12
	(4)	表出	14
	ア	目的別歳出	15
	1	性質別歳出	17
	(5) 貝	才政構造の弾力性	22
	ア	経常収支比率 [資料編:第8表]	22
	1	実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編:第8表]	26
	(6) 将	将来の財政負担	27
	ア	地方債現在高 [資料編:第100表]	27
	1	債務負担行為額 [資料編:第 101 表] ···································	29
	ウ	積立金現在高 [資料編:第102表]	30
	エ	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編:第100表~第102表]…	31
	オ	普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編:第100表]	31
	(7)	央算の背景 ······	32
	ア	平成 27 年度の経済見通しと国の予算	32
	1	地方財政計画	35
	ウ	財政運営の経過	38
3	地方	財源の状況 ······	39
	(1) 私	B税収入及び租税負担率 [資料編:第17表~第19表]	39
	(2) ±	也方歳入	40
	ア	地方税 [資料編:第12表~第15表]	40
	1	地方譲与税 [資料編:第20表]	46
	ウ	地方特例交付金	46
	エ	地方交付税 [資料編:第21表、第129表]	46
	+	一船財酒「資料編・第 22 ま~第 23 実]	17

目 次

11

	カ	国庫支出金 [資料編:第25表]	48
	+	都道府県支出金 [資料編:第25表]	48
	2	地方債 [資料編:第26表]	48
	ケ	その他の収入	49
4	地方網	圣費の内容 ······	50
	(1) 生	活・福祉の充実 ····································	50
	ア	社会福祉行政[資料編:第37表~第43表]	50
	1	労働行政 [資料編:第49表~第50表]	55
	(2) 教	双育と文化 [資料編:第67表~第72表]	56
	(3) ±	木建設 [資料編:第58表~第63表]	57
	(4) 産	i 業の振興 ······	59
	ア	農林水産行政[資料編:第51表~第56表]	59
	1	商工行政 [資料編:第57表]	60
	(5) 係	B健衛生 [資料編:第44表~第48表]	61
	(6) 警	察と消防 ·······	62
	ア	警察行政 [資料編:第65表~第66表]	62
	1	消防行政 [資料編:第64表]	63
	(7) 目	的別歳出充当一般財源等の状況	63
5	地方網	圣費の構造	66
	(1) 義	務的経費 [資料編:第73表]	66
	ア	人件費 [資料編:第76表~第78表]	66
	1	扶助費 [資料編:第81表]	72
	ウ	公債費 [資料編:第98表~第99表]	73
	(2) 投	g的経費 [資料編:第73表] ····································	73
	ア	普通建設事業費 [資料編:第83表]	73
	1	災害復旧事業費 [資料編:第91表]	82
	ウ	失業対策事業費 [資料編:第92表]	83
	(3) そ	-の他の経費 [資料編:第73表]	84
	ア	物件費 [資料編:第79表]	84
	1	維持補修費 [資料編:第80表]	85
	ウ	補助費等 [資料編:第82表]	85
	エ	繰出金 [資料編:第93表]	86
	オ	積立金 [資料編:第94表、第102表]	87
	カ	投資及び出資金 [資料編:第95表]	88
	+	貸付金 [資料編:第96表]	89
6	一部	事務組合等の状況	90
	(1) 団]体数[資料編:第4表]	90
	(2) 市	i町村の一部事務組合等への加入状況	90
	(3) —	-部事務組合等の歳入歳出決算 [資料編:第5表]	91
7	地方	公営企業等の状況	92
	(1) 地	2方公営企業······	92
	ア	概況	92
	1	事業別状況 [資料編:第114表~第119表]	100
	(2) 国]民健康保険事業 [資料編:第120表]1	

	ア	事業勘定	112
	1	直診勘定	114
(3) 後	後期高齢者医療事業 [資料編:第121表] ····································	····· 115
	ア	市町村	····· 115
	1	後期高齢者医療広域連合	115
(4) 介	↑護保険事業 [資料編:第 122 表] ··································	····· 116
	ア	保険事業勘定	117
	1	介護サービス事業勘定····································	118
(5) 7	その他の事業······	····· 119
	ア	収益事業 [資料編:第123表]	119
	1	共済事業	····· 119
	ウ	公立大学附属病院事業 [資料編:第124表]	····· 119
(6) 第	第三セクター等	120
	ア	第三セクター等の定義	120
	1	第三セクター等の数	120
	ウ	第三セクター等の経常損益の状況	121
	エ	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	122
	才	地方公共団体からの補助金交付額の状況	123
	力	地方公共団体からの借入残高の状況	124
	+	損失補償・債務保証の状況	124
	2	統廃合等・法的整理の状況	125
8	東日	本大震災の影響····································	···· 126
(1)	普通会計	126
	ア	東日本大震災分の歳入及び歳出の状況 [資料編:第136表~第138表]	126
	1	特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編:第139表]	127
(2) 1	公営企業会計······	····· 128
	ア	特定被災地方団体における公営企業全体の経営状況 [資料編:第140表]	····· 128
	1	特定被災地方団体における公営企業の料金収入[資料編:第141表]	····· 129
	ウ	特定被災地方団体における公営企業の他会計繰入金 [資料編:第142表]	···· 129
	エ	特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編:第141表、第143表]	····· 129
	オ	特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編:第144表]	····· 130
9	平成	27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	131
(1)	ミ質赤字比率······	131
(2) 追	基 結実質赤字比率 ······	131
(3)	E 質公債費比率 ······	····· 132
	ア	実質公債費比率が18%以上である団体数	····· 132
	1	実質公債費比率の段階別分布状況	132
	ウ	団体種類別実質公債費比率の状況	133
(4) 将	9来負担比率·····	133
	ア	早期健全化基準以上である団体数	····· 133
	1	将来負担比率の段階別分布状況	····· 134
	ウ	団体種類別将来負担比率の状況	····· 134
	エ	団体種類別将来負担額等の状況	····· 135
(5) 貸	資金不足比率······	····· 137

目次

<u>10</u>

ア 資金不足額がある公営企業会計数	137
イ 公営企業会計の資金不足額	139
10 市町村の規模別財政状況	141
(1) 団体規模別団体数等の構成	141
ア 団体数及び人口の状況 [資料編:第1表~第2表]	141
イ 決算規模 [資料編:第11表、第35表、第74表]	143
(2) 人口1人当たりの財政状況等	144
ア 決算規模等 [資料編:第3表、第5表]	144
イ 歳入	146
ウ 歳出······	148
エ 財政構造の弾力性	150
オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担	153
11 公共施設の状況	154
(1) 道路 [資料編:第104表]	154
(2) 公営住宅等 [資料編:第105表]	154
(3) 公園 [資料編:第106表]	155
(4) 下水処理施設 [資料編:第107表~第108表]	156
(5) ごみ処理施設 [資料編:第108表]	
(6) 保育所 [資料編:第109表]	157
(7) 高齢者福祉施設 [資料編:第110表]	158
(8) 教育施設 [資料編:第111表]	158
ア 高等学校 ·······	158
イ 中等教育学校	158
(9) 文化及び体育施設 [資料編:第112表]	159
ア 文化施設 ····································	159
イ 体育施設	159
第2部 平成28年度及び平成29年度の地方財政	
1 平成28年度の地方財政	163
(1) 平成 28 年度の経済見通しと国の予算	163
ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度	163
イ 国の予算 ······	164
(2) 地方財政計画······	166
ア 通常収支分	166
イ 東日本大震災分	168
(3) 平成 28 年度補正予算	169
ア 平成 28 年度補正予算(第 1 号)	169
イ 平成 28 年度補正予算(第 1 号)に係る財政措置等	
ウ 平成28年度補正予算(第1号)により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の	
使用に係る財政措置等	169
工 平成 28 年度補正予算 (第 2 号)	
オ 平成 28 年度補正予算(第 2 号)に係る財政措置等 ····································	
力 平成 28 年度補正予算 (第 3 号)	

+	平成28年度補正予算(第3号)に係る財政措置等	171
2	地方公務員の給与改定	172
(4) ±	也方公共団体の予算	172
(5) ±	也方公営企業等に関する財政措置	174
ア	地方公営企業	174
1	国民健康保険事業	175
ウ	後期高齢者医療制度	175
(6) (固別団体における財政健全化	176
2 平成	29年度の地方財政	177
$(1)^{\frac{1}{2}}$	平成 29 年度の経済見通しと国の予算 ·······	177
ア	経済見通しと経済財政運営の基本的態度	177
イ	国の予算	
(2) ±	也方財政計画	179
ア	通常収支分	179
イ	東日本大震災分	181
(3) ±	也方公営企業等に関する財政措置	182
ア	地方公営企業	182
1	国民健康保険事業	183
ウ	後期高齢者医療制度	183
第3部	 最近の地方財政をめぐる諸課題への対応	
_	総活躍社会の実現と地方創生の推進	
	ー億総活躍社会の実現 ······	
ア	「ニッポンー億総活躍プラン」の策定	
イ	一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き方改革」	
(2) ±	也方創生の推進	
ア	地方創生の動き	
イ		
ウ	地域経済の好循環の確立に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
I	若者定着に向けた地方大学の振興等 ····································	
オ	過疎対策の推進	
	行政サービス改革の推進等	
	也方行政サービス改革の推進 ····································	
	合与の適正化及び適正な定員管理の推進 ····································	
	公立大学法人制度の見直し	
	マイナンバー制度	
	マネジメントの強化等	
	公共施設等の適正管理の推進 ····································	
ア	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進	
イ / <u>-</u> 、	公共施設等の適正管理の推進に係る取組	
	也方公会計の整備と活用の促進 ····································	
	也方財政の「見える化」の推進 ····································	
(4) ±	也方公共団体の健全化判断比率と地方債制度の見直し	200

目 次

(5) 地方公営企業等の経営改革	200
ア 抜本的な改革の検討の推進	201
イ 経営戦略策定の推進	201
ウ 公営企業の経営状況の「見える化」の推進	202
エ 第三セクター等の経営改革の推進	203
4 地方自治を取り巻く動向	204
(1) 地方自治制度の見直し	204
(2) 臨時・非常勤職員制度の見直し	204
(3) 連携中枢都市圏構想の推進	204
(4) 定住自立圏構想の推進	205
5 社会保障・税一体改革	206
(1) これまでの経緯	206
(2) 関連法の制定	206
(3) これまでの「社会保障の充実」	207
(4) 平成 29年度の「社会保障の充実」	207
6 地方分権改革の推進	209
(1) 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組	
ア 事務・権限移譲	209
イ 地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	210
(2) 平成 28年の地方からの提案等に関する対応方針	210
ア 地方創生 一地域資源の利活用―	210
イ 子ども・子育て支援 一地域の実情に応じた支援一	210
ウ 一億総活躍社会 一高齢者・障害者支援―	210
エ 住民サービスの向上	211
オ これまでの地方分権改革の取組強化等	211
(3) 地方税財源の充実確保	211
ア 個人所得課税改革(配偶者控除・配偶者特別控除の見直し)	211
イ 車体課税	211
ウ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し	212
エ 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲	212

文章編図表索引

第1部 平成27年度の地方財政の状況

-	しし ユーローエー ニックロ・ウ	
1	地方財政の役割	I

第	1	义	国・地方を通じた目的別歳出額構成比の推移	3
第	2	义	国・地方を通じた純計歳出規模(目的別)	∠
第	3	义	国内総生産(支出側、名目)と地方財政	5
第	4	义	公的支出の推移	
第	5	义	公的支出の状況	6
第	6	义	国内総生産(支出側、名目)の増加率に対する寄与度	7
2 ±	也才	財	政の概況	
第	1	表	地方公共団体の決算規模(純計)	ع
第	2	表	団体種類別決算規模の状況	ç
第	7	义	決算規模の推移 (純計)	Ç
第	3	表	実質収支の状況	10
第	8	义	実質収支の推移	11
第	9	义	実質収支比率の推移	11
第	4	表	赤字の団体数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第	5	表	歳入純計決算額の状況	13
第	10	义	歳入純計決算額の構成比の推移	13
第	11	义	歳入決算額の構成比	
第	6	表	目的別歳出純計決算額の状況	15
第	7	表	目的別歳出純計決算額の構成比の推移	
第	12	図	目的別歳出決算額の構成比	
第	8	表	一般財源の目的別歳出充当状況	
第	13	义	一般財源充当額の目的別構成比の推移	
第	9	表	性質別歳出純計決算額の状況	
第	14	义	義務的経費、投資的経費等の増減額の推移	
		义	性質別歳出純計決算額の構成比の推移	
			性質別歳出決算額の構成比	
			一般財源の性質別歳出充当状況	
			一般財源充当額の性質別構成比の推移	
第	11	表	経常収支比率の推移	22
第	18	义	経常収支比率を構成する分子及び分母の推移	
			その1 合計	
			その2 都道府県	
			その3 市町村	
			経常収支比率の段階別分布状況	
			公債費負担比率及び実質公債費比率の推移	
笋	20	义	地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移	ع ر

第 21 図	地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移	29
第 22 図	債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移	30
第 13 表	積立金現在高の状況	30
第 23 図	地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移	31
第 24 図	普通会計が負担すべき借入金残高の推移	32
3 地方財	源の状況	
第 25 図	国税と地方税の状況	39
第 26 図	国税と地方税の推移	40
第 14 表	住民税、事業税及び地方消費税の収入状況	41
第 27 図	地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の	
	人口1人当たり税収額の指数	42
第 28 図	道府県税収入額の状況	43
第 29 図	道府県税収入額の推移	44
第 30 図	市町村税収入額の状況	45
第 31 図	市町村税収入額の推移	45
第 32 図	地方債依存度の推移	48
4 地方経	費の内容	
第 33 図	民生費の目的別内訳	5C
	民生費の目的別歳出の推移	
	その1 純計	51
	その2 都道府県	52
	その3 市町村	52
第 35 図	民生費の性質別内訳	53
第 36 図	民生費の目的別扶助費(補助・単独)の状況	
	その1 都道府県······	54
	その2 市町村	54
第 37 図	民生費の財源構成比の推移	55
第 38 図	労働費の性質別内訳	56
第 39 図	教育費の目的別内訳	57
第 40 図	教育費の性質別内訳	57
第 41 図	土木費の目的別内訳	58
第 42 図	土木費の性質別内訳	59
第 43 図	農林水産業費の目的別内訳	60
第 44 図	農林水産業費の性質別内訳	60
第 45 図	商工費の性質別内訳	61
第 46 図	衛生費の目的別内訳	62
第 47 図	衛生費の性質別内訳	62
第 48 図	警察費の性質別内訳	63
第 49 図	消防費の性質別内訳	63
第 50 図	目的別歳出充当一般財源等の状況	
	その1 都道府県(財政力指数別)	64
	その2 市町村(団体区分別))	65

5 地方経費の構造

第 51 図	人件費の推移	67
第 52 図	ラスパイレス指数の推移	67
第 53 図	人件費の項目別内訳	68
第 54 図	人件費の財源内訳	
第 55 図	職員給の部門別構成比の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
第 56 図	地方公務員1人当たり平均給料月額(普通会計、団体種類別、職種別)	69
第 57 図	地方公務員数の状況	····· 70
第 58 図	地方公務員数の推移	71
第 59 図	一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況	
	(平成28年4月1日と平成18年4月1日との比較)	
第 60 図	扶助費の目的別内訳の推移	72
第 15 表		
第 61 図		
第 61 図	普通建設事業費の推移(その2 都道府県)	
第 61 図	普通建設事業費の推移(その3 市町村)	
第 62 図	普通建設事業費の目的別(補助・単独)の状況	
第 63 図	普通建設事業費の目的別内訳の状況(平成17年度と平成27年度との比較)	
第 64 図	補助事業費の目的別内訳の状況	
第 65 図	単独事業費の目的別内訳の状況	····· 78
第 66 図	普通建設事業費の財源構成比の推移	
	その1 総計	
	その2 補助事業費	
	その3 単独事業費	
第 67 図	用地取得費の目的別(補助・単独)の状況	
第 68 図	用地取得費の推移	
第 16 表		
	災害復旧事業費の状況	
	災害復旧事業費の推移	
	その他の経費の状況 ······	
	物件費の推移	
	維持補修費の目的別内訳の状況	
第 73 図	補助費等の目的別内訳の推移	
第 74 図		
第 75 図		
第 76 図		
第 77 図	貸付金の目的別内訳の状況	89
6 一部事	務組合等の状況	
第 18 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の状況	90
第 78 図	一部事務組合等の歳入歳出決算額の状況	91
第 19 表	市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)	91

7 地方公営企業等の状況

第 79 図	地方公営企業の事業数の状況(平成 27 年度末)	92
第 20 表	事業全体に占める地方公営企業の割合	93
第 80 図	職員数の状況	94
第 81 図	決算規模の推移	94
第 21 表	地方公営企業全体の経営状況	95
第 82 図	料金収入の状況	95
第 83 図	建設投資額の推移	96
第 84 図	企業債発行額の状況	97
第 85 図	企業債借入先別現在高の推移	97
第 86 図	損益計算書の状況	98
第 87 図	貸借対照表の状況	99
第 22 表	法適用企業の経営状況	100
第 23 表	水道事業(法適用企業)の経営状況	102
第 88 図	水道事業(法適用企業)の資本的支出及びその財源	102
第 24 表	工業用水道事業の経営状況	103
第 89 図	バス、鉄道における公営交通事業の状況(年間輸送人員)	105
第 25 表	交通事業 (法適用企業) の経営状況	105
第 26 表	交通事業のうちバス事業の経営状況	105
第 27 表	交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況	
第 28 表	公営電気事業における事業概況 (稼働中の施設)	
第 29 表	電気事業 (法適用企業) の経営状況	107
第 30 表	ガス事業の経営状況	108
第 90 図	全国の病院に占める自治体病院の状況	109
第 31 表	病院事業の経営状況	109
第 32 表	下水道事業の経営状況	111
第 33 表	その他の地方公営企業の経営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 91 図	国民健康保険事業の歳入決算の状況 (事業勘定)	
第 92 図	国民健康保険事業の歳出決算の状況 (事業勘定)	114
第 93 図		
第 94 図	後期高齢者医療事業の歳出決算の状況	116
第 95 図	介護保険事業の歳入決算の状況 (保険事業勘定)	
第 96 図	介護保険事業の歳出決算の状況 (保険事業勘定)	
第 34 表	第三セクター等の数	
第 35 表	第三セクター等の経常損益の状況	
第 36 表	第三セクター等の純資産又は正味財産の状況	123
第 37 表	地方公共団体からの補助金交付額の状況	123
第 38 表		
第 39 表		
第 40 表	統廃合等・法的整理の状況	125
9 平成27	7年度決算に基づく健全化判断比率等の状況	
第 97 図	実質赤字額がある団体数の推移	131

第 98 図	連結実質赤字額がある団体数の推移	132
第 99 図	実質公債費比率が18%以上である団体数の推移	
第100図	実質公債費比率の段階別分布状況	133
第 41 表	団体種類別実質公債費比率の状況	133
第101図	将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移	134
第102図	将来負担比率の段階別分布状況	134
第 42 表	団体種類別将来負担比率の状況	
第103図	団体種類別の将来負担額等の規模	135
第 43 表	団体種類別の項目別将来負担額等の状況	136
第 44 表	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	
第104図	資金不足額がある公営企業会計数の推移	
第105図	資金不足比率の状況 (団体種類別会計数)	138
第 45 表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数	138
第106図	資金不足比率の状況 (事業別会計数)	
第107図	資金不足額の状況 (団体種類別合計額)	
第108図	資金不足額の状況 (事業別合計額)	140
10 市町村	付の規模別財政状況	
第 46 表	団体規模別団体数の推移	141
第109図	団体規模別団体数構成比の推移	
第 47 表	団体規模別人口の推移	
第110図	団体規模別人口構成比の推移	
第111図	団体規模別決算規模構成比の推移	
	その1 歳入	143
	その2 歳出	
第 48 表	団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況	145
第 49 表	団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況	145
第112図	団体規模別歳入決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	146
第113図	団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況	
第114図	団体規模別地方税の構造(人口1人当たりの地方税)	
第115図	団体規模別歳出(目的別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	148
第116図	団体規模別歳出(性質別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)	149
第 50 表	団体規模別経常収支比率の状況	150
第117図	団体規模別経常収支比率の状況(構成比)	150
第118図	団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況	151
第119図	団体規模別実質公債費比率の状況(構成比)	152
第120図	団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況	
第121図	団体規模別の地方債及び債務負担行為による実質的な	
	将来の財政負担の状況(人口1人当たり)	153
11 公共的	色設の状況	
第122図	公営住宅等の総戸数の推移	
第123図	公園の面積の推移	155
第124図	下水処理人口の推移	156

	ごみ処理施設における年間総収集量の推移 ····································	
第2部 -	平成28年度及び平成29年度の地方財政	
1 平成28	年度の地方財政	
第 51 表	平成28年度普通会計予算の状況(当初予算及び9月補正後予算)	173
第3部 量	最近の地方財政をめぐる諸課題への対応	
1 一億総	舌躍社会の実現と地方創生の推進	
第127図	成長と分配の好循環メカニズムの提示	188
2 地方行动	段サービス改革の推進等	
第128図	地方公共団体の定員管理の状況について マイナンバー制度の仕組み マイナンバー制度の概要	194
3 財政マ	ネジメントの強化等	
	公共施設等総合管理計画の策定取組状況(平成28年10月1日現在)····································	196
	統一的な基準による地方公会計の整備促進について	
第 54 表	統一的な基準による一般会計等財務書類の作成予定(平成28年3月31日現在)…	198
第131図	地方財政の「見える化」① ~決算情報の「見える化」の徹底~	199
第132図	地方財政の「見える化」② ~新たな課題への積極的な対応~	200
第 55 表	公営企業の経営戦略の策定状況 (H28.3.31 現在) ···································	201
第 56 表	公営企業会計適用の取組状況(H28.4.1 現在)〔人口3万人以上の団体〕 ····································	202

はじめに

本報告は、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)第30条の2第1項の規定に基づき、内閣が、地方財政の状況を明らかにして国会に報告するものであり、昭和28年以来毎年報告を行っており、今回で65回目になる。

平成27年度の地方財政の概況は次のとおりである。

歳入は101兆9,175億円で、地方税が増加したものの、地方債の減少等により、前年度と比べると1,660億円減少(0.2%減)している。このうち、東日本大震災分は4兆4,065億円で、前年度と比べると1,866億円減少(4.1%減)し、東日本大震災分を除いた通常収支分は97兆5,110億円で、前年度と比べると206億円増加(0.0%増)している。

歳出は98兆4,052億円で、補助費等が増加したものの、普通建設事業費、公債費の減少等により、前年度と比べると1,176億円減少(0.1%減)している。このうち、東日本大震災分は3兆8,344億円で、前年度と比べると1,772億円減少(4.4%減)し、通常収支分は94兆5,708億円で、前年度と比べると596億円増加(0.1%増)している。

以上のように、平成27年度においては、東日本大震災分の決算規模の減少が、通常収支分の決算規模の増加を上回ったため、全体の決算規模は縮小している。

また、普通会計が負担すべき借入金残高は、199兆849億円で、前年度と比べると1兆4,565億円減少(0.7%減)している。その内訳は、企業債現在高(普通会計負担分)の減少(6,712億円減)、地方債現在高の減少(4,853億円減)、交付税及び譲与税配付金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)借入金残高の減少(3,000億円減)である。

本報告は、以下の3部から構成されている。

第1部では、平成27年度の地方財政について、地方財政状況調査等に基づき、決算収支、歳入、歳出等を分析するとともに、平成27年度決算に基づく健全化判断比率等及び公共施設の状況等を明らかにしている。

第2部では、平成28年度の地方財政及び平成29年度の地方財政の動向について取りまとめている。 第3部では、最近の地方財政をめぐる諸課題への対応について取りまとめている。

- ・ 各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳は合計 と一致しない場合がある。
- ・ 各項目の詳細な計数は、資料編に集録してある。なお、文章編の見出しの [] 内には、本文に対応する資料編の表番号を記載しているので、参照されたい。
- ・ 提出された法律案、検討状況等については、特に断りがない限り、平成29年2月末の状況をもとに記述している。

第部

平成27年度の地方財政の状況

地方財政の役割

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応 して様々な行政活動を行っている。

地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、 国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。

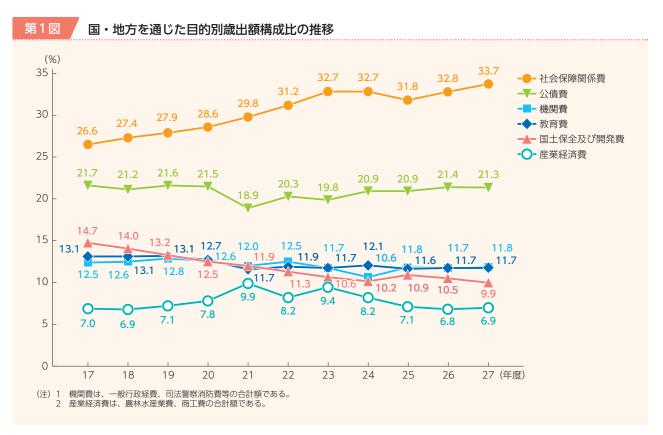
(1) 国・地方を通じた財政支出の状況[資料編:第32表]

国・地方を通じた財政支出について、国(一般会計と交付税及び譲与税配付金、公共事業関係等の6特別会計の純計)と地方(普通会計)の財政支出の合計から重複分を除いた歳出純計額は168兆3,415億円で、前年度と比べると0.3%増(前年度1.3%増)となっている。

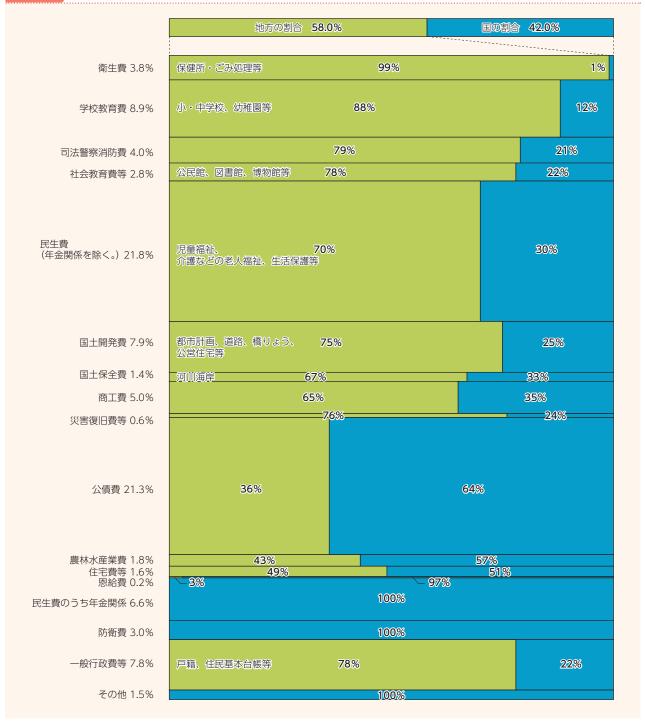
歳出純計額の目的別歳出額の構成比の推移は、第1図のとおりであり、平成27年度においては、社会保障関係費が最も大きな割合(33.7%)を占め、以下、公債費(21.3%)、機関費(11.8%)、教育費(11.7%)の順となっている。

この歳出純計額を最終支出の主体に着目して国と地方とに分けてみると、国が70兆6,583億円(全体の42.0%)、地方が97兆6,833億円(同58.0%)で、前年度と比べると、国が0.9%増(前年度1.3%増)、地方が0.1%減(同1.2%増)となっている。

また、歳出純計額の目的別歳出額について更に詳細に国と地方に分けて示したものが**第2図**である。これによると、防衛費等のように国のみが行う行政に係るものは別として、民生費、衛生費、学校教育費等、国民生活に直接関連する経費については、最終的に地方公共団体を通じて支出される割合が高いことが分かる。これを地方公共団体において実施されている具体的な行政事務でみると以下のとおりである。



第2図 国・地方を通じた純計歳出規模(目的別)



衛生費については、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策が推進されるとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策が実施されている。また、学校教育費については、幼稚園、小中学校、高等学校教育等が実施されている。司法警察消防費については、都道府県において、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、警察行政が推進されるとともに、東京都及び市町村等において、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防除し、被害を軽減するため、消防行政が推進されている。民生費(年金関係を除く。)については、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策が行われている。

(2) 国民経済と地方財政

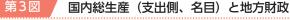
公的部門は、中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的企業からなっており、家計部門に次ぐ経済活動の主体として、資金の調達及び財政支出等を通じ、資源配分の適正化、所得分配の公正化、経済の安定化等の重要な機能を果たしている。その中でも、地方政府は、中央政府を上回る最終支出主体であり、国民経済上、大きな役割を担っている。

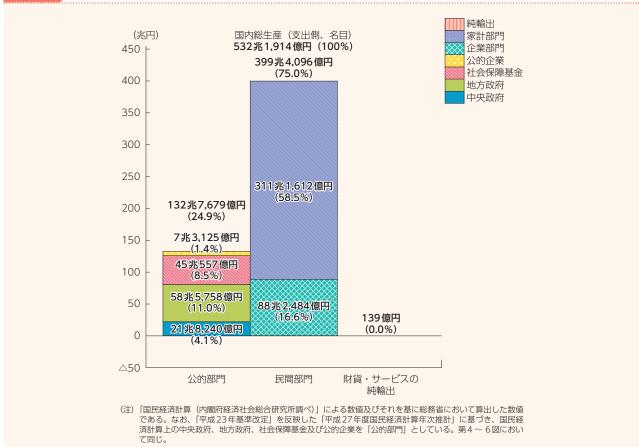
なお、社会保障基金については、労働保険等の国の特別会計に属するもの、国民健康保険事業会計(事業 勘定)等の地方の公営事業会計に属するもの等が含まれている。

ア 国内総生産(支出側)と地方財政[資料編:第33表、第131表]

国民経済において地方政府が果たしている役割を国内総生産(支出側、名目。以下同じ。)に占める割合でみると、第3図のとおりである。平成27年度の国内総生産は532兆1,914億円であり、その支出主体別の構成比は、家計部門が58.5%(前年度59.9%)、公的部門が24.9%(同25.4%)、企業部門が16.6%(同16.4%)となっている。

公的部門のうち、地方政府及び中央政府が国内総生産に占める割合は、地方政府が11.0%(前年度11.3%)、中央政府が4.1%(同4.3%)となっており、地方政府の構成比は中央政府の約2.7倍となっている。

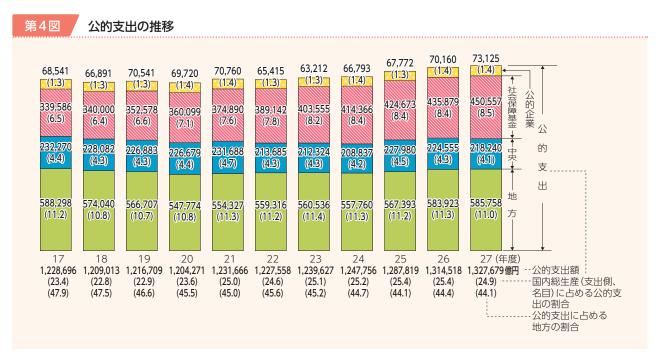


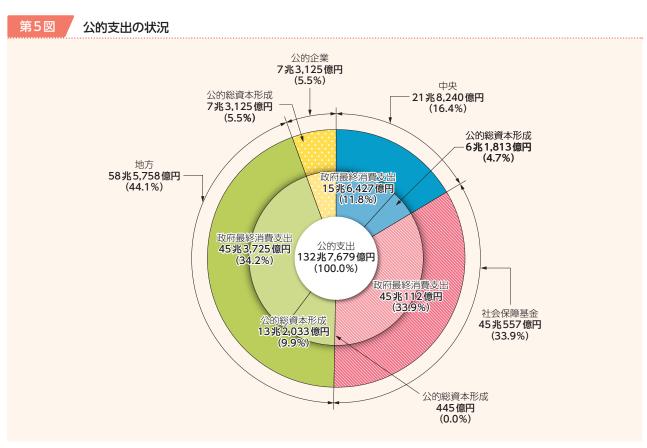


て同じ。

イ 公的支出の状況 [資料編:第33表、第131表]

公的部門による公的支出の推移は、**第4図**のとおりである。平成27年度の公的支出は、前年度と比べると1.0%増(前年度2.1%増)の132兆7,679億円となっている。また、国内総生産に占める割合は、24.9%(前年度25.4%)となっている。



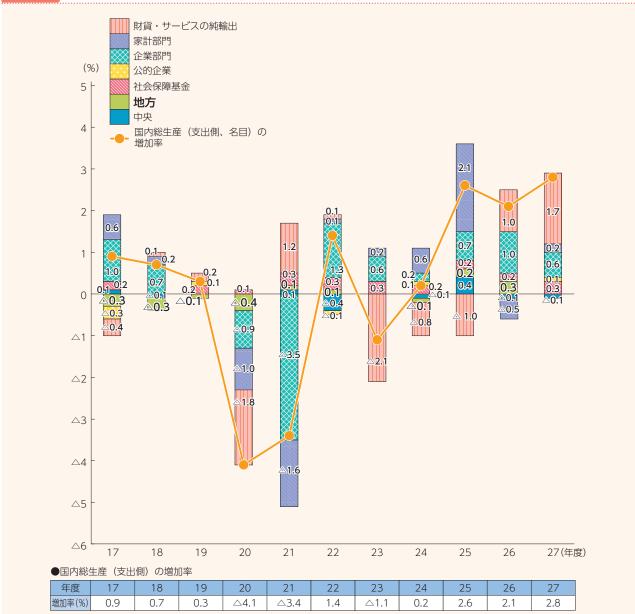


公的支出の内訳をみると、**第5図**のとおりであり、政府最終消費支出が106兆264億円、公的総資本形成が26兆7,416億円となっており、これらを前年度と比べると、政府最終消費支出は1.7%増(前年度2.4%増)、公的総資本形成は1.7%減(同1.0%増)となっている。

さらに、公的支出の内訳を最終支出主体別にみると、中央政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.5%減(前年度1.0%増)、公的総資本形成が6.0%減(同7.1%減)で合計2.8%減(同1.5%減)であり、公的支出に占める中央政府の割合は、前年度と比べると0.7ポイント低下の16.4%となっている。

地方政府は、前年度と比べると、政府最終消費支出が1.2%増(前年度2.6%増)、公的総資本形成が2.7%減(同4.0%増)で、合計0.3%増(同2.9%増)であり、公的支出に占める地方政府の割合は、前年

第6図 国内総生産(支出側、名目)の増加率に対する寄与度



度と比べると0.3ポイント低下の44.1%となっている。

また、政府最終消費支出及び公的総資本形成に占める地方政府の割合をみると、政府最終消費支出においては前年度(43.0%)と比べると0.2ポイント低下の42.8%、公的総資本形成においては前年度(49.9%)と比べると0.5ポイント低下の49.4%となっている。

各最終支出主体が国内総生産の増加率にどの程度の影響を与えたかを示す指標である寄与度の推移は、第 6図のとおりである。

国内総生産の増加率(経済成長率)2.8%に対する地方政府の寄与度は0.0%で、財貨・サービスの純輸出(1.7%)が最も大きいプラスの寄与度となっている。

なお、ここでいう公的支出には、国・地方の歳出に含まれる経費の中で、移転的経費である扶助費、普通 建設事業費のうち所有権の取得に要する経費である用地取得費、金融取引に当たる公債費及び積立金等と いった付加価値の増加を伴わない経費などは除かれている。

したがって、公的支出に占める中央政府及び地方政府の割合と歳出純計額に占める国と地方の割合は一致 していない。

2 / 地方財政の概況

2

4

Z

11

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分して経理されているが、特別会計の中には、一般行政活動に係るものと企業活動に係るものがある。

このため、地方財政では、これらの会計を一定の基準によって、一般行政部門と水道、交通、病院等の企業活動部門に分け、前者を「普通会計」、後者を「地方公営事業会計」として区分している。

以下、平成27年度の地方財政について、2から6までと10において普通会計の状況を、7において地方公営事業会計等の状況を、8において東日本大震災の影響を、9において健全化判断比率等の状況を示すとともに、11において公共施設の状況を示す。なお、普通会計決算については、平成23年度から、通常収支分(全体の決算額から東日本大震災分を除いたもの)と東日本大震災分(東日本大震災に係る復旧・復興事業及び全国防災事業に係るもの)を区分して整理している。

(1) 決算規模[資料編:第1表、第5表、第10表、第73表]

地方公共団体(47都道府県、1,718市町村、23特別区、1,217一部事務組合及び113広域連合(以下一部事務組合及び広域連合を「一部事務組合等」という。))の普通会計の純計決算額は、**第1表**のとおり、歳入101兆9,175億円(前年度102兆835億円)、歳出98兆4,052億円(同98兆5,228億円)で、歳入、歳出いずれも減少している。対前年度比は歳入0.2%減(前年度1.0%増)、歳出0.1%減(同1.1%増)となっている。このうち通常収支分は、歳入97兆5,110億円(前年度97兆4,904億円)、歳出94兆5,708億円(同94兆5,112億円)で、東日本大震災分は、歳入4兆4,065億円(同4兆5,931億円)、歳出3兆8,344億円(同4兆116億円)となっている。

平成27年度の決算規模が前年度を下回ったのは、歳入においては、通常収支分について、臨時財政対策債の減少等により、地方債が減少し、東日本大震災分について、東日本大震災復興交付金の減少等による国庫支出金の減少等により前年度と比べると4.1%減となったことによるものである。また、歳出においては、通常収支分について、公債費、普通建設事業費が減少したものの、扶助費、補助費等の増加等により0.1%増となった一方で、東日本大震災分について、普通建設事業費が増加したものの、積立金の減少等により前年度と比べると4.4%減となったことによるものである。

さらに、歳出から公債費及び公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものを除いた一般歳出は、75兆3,342億円(前年度74兆4,861億円)となっており、前年度と比べると1.1%増となっている。

決算規模の状況を団体種類別にみると、**第2表**のとおりである。都道府県の歳入及び歳出は、通常収支分において増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。市町村(特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。)の歳入及び歳出は、通常収支分におい

第1表 地方公共団体の決算規模(純計)

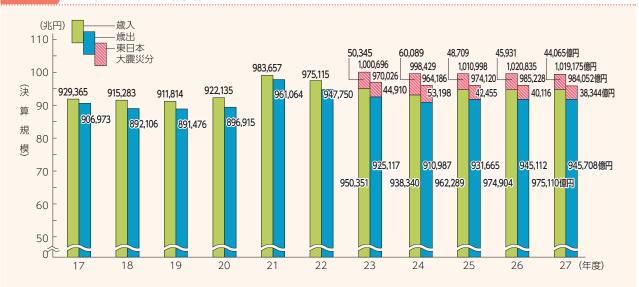
区分	平 成 2	平 成 27 年 度 平		6 年 度
	決算額	増減率	決算額	増減率
	億円	%	億円	%
歳	1,019,175	△ 0.2	1,020,835	1.0
通常収支分	975,110	0.0	974,904	1.3
東日本大震災分	44,065	△ 4.1	45,931	△ 5.7
歳出	984,052	△ 0.1	985,228	1.1
通常収支分	945,708	0.1	945,112	1.4
東日本大震災分	38,344	△ 4.4	40,116	△ 5.5

て増加した一方で東日本大震災分において減少し、全体として前年度を上回っている。また、近年の決算規 模の推移は、第7図のとおりである。

第2表 団体種類別決算規模の状況

		決 算 額		増加	或 率
区分	平 成27 年度	平 成 26 年 度	増減額	27 年 度	26 年 度
	億円	億円	億円	%	%
歳					
都 道 府 県	520,499	516,950	3,549	0.7	0.2
市 町 村 (純計額)	587,287	581,305	5,981	1.0	1.9
政令指定都市	126,779	125,568	1,211	1.0	△ 0.1
特 別 区	36,470	35,779	691	1.9	8.0
中 核 市	72,127	68,621	3,507	5.1	5.4
施行時特例市	37,302	37,518	△ 216	△ 0.6	0.6
都市	237,111	236,406	705	0.3	1.0
町村	70,407	69,665	742	1.1	1.7
一部事務組合等	21,512	22,277	△ 764	△ 3.4	4.7
合 計(純計額)	1,019,175	1,020,835	△ 1,660	△ 0.2	1.0
歳出					
都 道 府 県	507,312	502,154	5,158	1.0	0.3
市 町 村(純計額)	565,351	560,494	4,857	0.9	2.2
政令指定都市	125,018	123,711	1,307	1.1	0.3
特 別 区	35,043	34,423	620	1.8	8.3
中 核 市	70,130	66,718	3,413	5.1	5.5
施行時特例市	36,115	36,328	△ 213	△ 0.6	0.8
都市	226,254	226,380	△ 126	△ 0.1	1.2
町村	66,690	66,115	575	0.9	1.8
一部事務組合等	20,522	21,347	△ 825	△ 3.9	4.9
合 計(純計額)	984,052	985,228	△1,176	△ 0.1	1.1

第7図 決算規模の推移 (純計)



(2) 決算収支

2

3

4

5

9

10

11

ア 実質収支[資料編:第7表]

実質収支(形式収支(歳入歳出差引額)から明許繰越等のために翌年度に繰り越すべき財源を控除した額)の状況は、第3表のとおりである。

平成27年度の実質収支は、1兆9,624億円の黒字(前年度1兆8,383億円の黒字)で、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支を団体種類別にみると、都道府県においては3,845億円の黒字(前年度4,206億円の黒字)であり、平成12年度以降黒字となっている。

また、市町村においては1兆5,779億円の黒字(前年度1兆4,177億円の黒字)であり、昭和31年度以降黒字となっている。

実質収支が赤字である団体数をみると、平成26年度に赤字であった2団体(2一部事務組合)はいずれも黒字となり、全団体で黒字となっている。

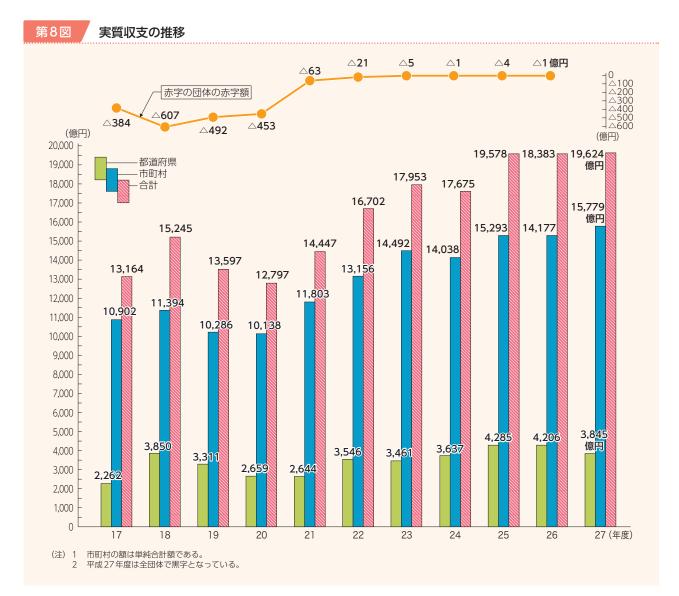
なお、近年の実質収支及び赤字団体の赤字額の推移は、第8図のとおりである。標準財政規模に対する実質収支額の割合である実質収支比率の推移は、第9図のとおりであり、平成27年度の実質収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は0.1ポイント増加の3.0%となっている。実質収支比率を団体種類別にみると、都道府県は0.2ポイント減少の1.3%、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)は0.4ポイント増加の4.7%となっている。

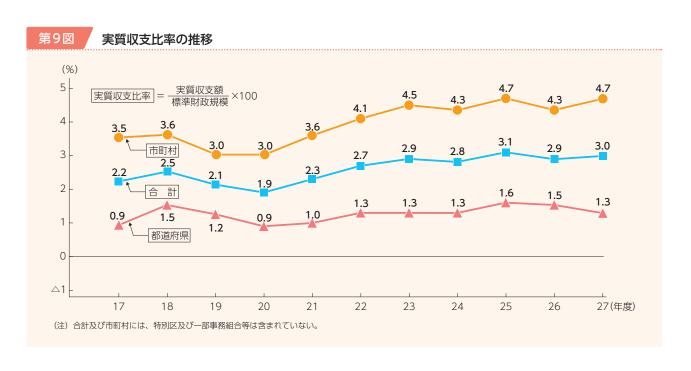
第3表 実質収支の状況

					平成 2	7 年 度		平成 2	6 年 度	増	減
区			分	団体数	形式収支	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	団体数	実質収支	団体数	実質収支
					億円	億円	億円		億円		億円
全	都	道府	県	47	13,186	9,342	3,845	47	4,206	_	△361
団	市	⊞Ţ	村	3,071	21,936	6,157	15,779	3,081	14,177	△10	1,602
体	合		計	3,118	35,123	15,499	19,624	3,128	18,383	△10	1,241
黒	都	道府	県	47	13,186	9,342	3,845	47	4,206	_	△ 361
黒字の団体	市	⊞Ţ	村	3,071	21,936	6,157	15,779	3,079	14,178	△ 8	1,601
体	合		計	3,118	35,123	15,499	19,624	3,126	18,384	△ 8	1,240
赤	(都	道府	県	_	_	_	_	_	_	_	_
赤字の団体	市	⊞Ţ	村	_	_	_	_	2	△ 1	△ 2	1
団 体	合		計	_	_	_	_	2	△ 1	△ 2	1

⁽注) 1 市町村の額は単純合計である。

² 平成27年度は全団体が黒字である。また、平成26年度の赤字である2団体は一部事務組合である。





4 単年度収支及び実質単年度収支 [資料編:第7表]

平成27年度の単年度収支(実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)は、1,252億円の黒字(前年度1,198億円の赤字)となっている。

単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては361億円の赤字(前年度80億円の赤字)、市町村においては1,613億円の黒字(同1,118億円の赤字)となっている。

また、実質単年度収支(単年度収支に財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額)は、5,018億円の黒字(前年度2,319億円の黒字)となっている。

実質単年度収支を団体種類別にみると、都道府県においては999億円の黒字(前年度2,704億円の黒字)、 市町村においては4,019億円の黒字(同386億円の黒字)となっている。

なお、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の赤字団体数の状況は、第4表のとおりである。

第4表 赤字の団体数の状況

2

3

4

5

<u>6</u>

Z

10

11

	全団	体数	į	実 質	収支	赤 :	字	の単年原	団 団 変 収 支	体	数	実質単年	F度収支	
区 分	平 成27年度	平 成26年度	27	丰度	263	年度	275	丰度	264		274	丰度	264	拝度
	(A)	(B)	団体数 (C)	割合 (C)/(A)	団体数 (D)	割合 (D)/(B)	団体数 (E)	割合 (E)/(A)	団体数 (F)	割合 (F)/(B)	団体数 (G)	割合 (G)/(A)	団体数 (H)	割合 (H)/(B)
				%		%		%		%		%		%
都 道 府 県	47	47	_	_	_	_	18	38.3	13	27.7	14	29.8	9	19.1
政令指定都市	20	20	_	_	_	_	7	35.0	14	70.0	8	40.0	14	70.0
中核市	45	43	_	_	_	_	13	28.9	31	72.1	15	33.3	24	55.8
施行時特例市	39	40	_	_	_	_	9	23.1	28	70.0	11	28.2	23	57.5
都市	686	687	_	_	_	_	204	29.7	400	58.2	185	27.0	320	46.6
中都市	156	164	_	_	_	_	47	30.1	98	59.8	47	30.1	71	43.3
小都市	530	523	_	_	_	_	157	29.6	302	57.7	138	26.0	249	47.6
町村	928	928	_	_	_	_	316	34.1	455	49.0	248	26.7	450	48.5
市町村小計	1,718	1,718	_	_	_	_	549	32.0	928	54.0	467	27.2	831	48.4
特別区	23	23	_	_	_	_	9	39.1	10	43.5	4	17.4	8	34.8
一部事務組合等	1,330	1,340	_	_	2	0.1	557	41.9	654	48.8	570	42.9	654	48.8
市町村計	3,071	3,081	_	-	2	0.1	1,115	36.3	1,592	51.7	1,041	33.9	1,493	48.5
合 計	3,118	3,128	_	_	2	0.1	1,133	36.3	1,605	51.3	1,055	33.8	1,502	48.0

(3) 歳入[資料編:第10表]

歳入純計決算額は101兆9,175億円で、前年度と比べると1,660億円減少(0.2%減)している。このうち通常収支分は、97兆5,110億円で、前年度と比べると206億円増加(0.0%増)しており、東日本大震災分は4兆4,065億円で、前年度と比べると1,866億円減少(4.1%減)している。

歳入総額の主な内訳をみると、第5表のとおりである。

地方税は、法人関係二税(法人住民税及び法人事業税)の増加、地方消費税の増加等により、前年度と比べると2兆3,131億円増加(6.3%増)している。

地方譲与税は、地方法人特別譲与税の減少等により、前年度と比べると 2,576 億円減少(8.8%減)している。

地方特例交付金は、前年度と比べると3億円減少(0.3%減)している。

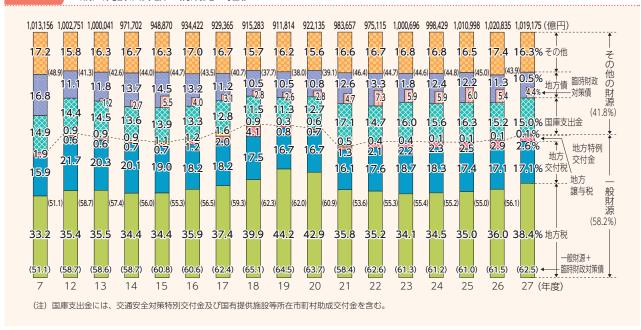
地方交付税は、前年度と比べると408億円減少(0.2%減)している。また、地方交付税に臨時財政対策

第5表 歳入純計決算額の状況

	Э	· 算 额	Į	構「	戈 比	増派	或 率
区 分	平 成 27年度	平 成 26年度	増減額	27年度	26年度	27年度	26年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
地方税	390,986	367,855	23,131	38.4	36.0	6.3	4.0
地 方 譲 与 税	26,792	29,369	△ 2,576	2.6	2.9	△ 8.8	14.8
地方特例交付金	1,189	1,192	△ 3	0.1	0.1	△ 0.3	△5.0
地 方 交 付 税	173,906	174,314	△ 408	17.1	17.1	△ 0.2	△0.9
小計(一般財源)	592,873	572,729	20,144	58.2	56.1	3.5	2.9
(一般財源+臨時財政対策債)	637,210	627,377	9,833	62.5	61.5	1.6	1.7
国 庫 支 出 金	152,822	155,189	△ 2,368	15.0	15.2	△ 1.5	△6.0
地 方 債	106,880	115,185	△ 8,304	10.5	11.3	△ 7.2	△6.2
うち臨時財政対策債	44,337	54,647	△10,310	4.4	5.4	△18.9	△9.5
そ の 他	166,600	177,732	△11,132	16.3	17.4	△ 6.3	6.8
合 計	1,019,175	1,020,835	△ 1,660	100.0	100.0	△ 0.2	1.0

(注) 国庫支出金には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第10図 歳入純計決算額の構成比の推移



債を加えた額は、前年度と比べると1兆718億円減少(4.7%減)している。

一般財源は、地方税、震災復興特別交付税の増加等により、前年度と比べると2兆144億円増加(3.5% 増)している。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額は、前年度と比べると9,833億円増加(1.6% 増)している。

国庫支出金は、普通建設事業費支出金及び東日本大震災復興交付金の減少等により、前年度と比べると 2,368億円減少(1.5%減)している。

地方債は、臨時財政対策債の減少等により、前年度と比べると8,304億円減少(7.2%減)している。 歳入純計決算額の構成比の推移は、第10図のとおりである。

地方税の構成比は、税源移譲等により、平成19年度には歳入総額の44.2%を占めるまで上昇し、その

2

4

5

後、景気の悪化や地方法人特別税の創設等に伴って低下していたが、24年度に上昇に転じ、27年度においては、前年度と比べると2.4ポイント上昇の38.4%となり、4年連続で上昇している。

地方交付税の構成比は、平成8年度から12年度までは上昇し、13年度以降は、地方財政対策に当たり、 交付税特別会計の借入金方式に代えて臨時財政対策債を発行し、基準財政需要額の一部を振り替えることと したことや三位一体の改革に伴う地方交付税の改革等から総じて低下の傾向にあったが、22年度は上昇に 転じた。平成27年度においては、前年度から横ばいの17.1%となった。

国庫支出金の構成比は、平成15年度以降、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化、普通建設事業費支出金の減少等により低下していたが、20年度以降、国の経済対策の実施、東日本大震災への対応の影響等で総じて上昇の傾向にあった。平成27年度においては、前年度と比べると0.2ポイント低下の15.0%となっている。

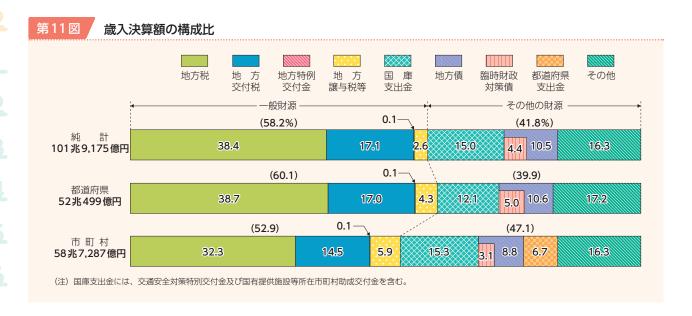
地方債の構成比は、平成20年度以降、臨時財政対策債の増加等により総じて上昇の傾向にあったが、27年度においては、前年度と比べると0.8ポイント低下の10.5%となっている。なお、臨時財政対策債を除いた構成比は、前年度と比べると0.2ポイント上昇の6.1%となっている。

一般財源の構成比は、平成18年度には62.3%であったが、19年度以降国庫支出金、地方債等の増加に加え、地方税及び地方特例交付金の減少などにより低下していた。平成22年度に上昇に転じたが、24年度に再び低下し、27年度においては、前年度と比べると2.1ポイント上昇の58.2%となっている。なお、一般財源に臨時財政対策債を加えた額の構成比は、前年度と比べると1.0ポイント上昇の62.5%となっている。

歳入決算額の構成比を団体種類別にみると、第11図のとおりである。

都道府県においては地方税が最も大きな割合(38.7%)を占め、以下、地方交付税(17.0%)、国庫支出金(12.1%)の順となっている。

市町村においても都道府県と同様に地方税が最も大きな割合(32.3%)を占め、以下、国庫支出金(15.3%)、地方交付税(14.5%)の順となっている。



(4) 歳出

歳出の分類方法としては、行政目的に着目した「目的別分類」と経費の経済的な性質に着目した「性質別分類」が用いられるが、これらの分類による歳出の概要は、次のとおりである。

ア 目的別歳出

(ア)目的別歳出[資料編:第34表]

地方公共団体の経費は、その行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業 費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、災害復旧費、公債費等に大別することができる。

歳出純計決算額は98兆4.052億円で、前年度と比べると1,176億円減少(0.1%減)している。このう ち、通常収支分は94兆5.708億円で、前年度と比べると596億円増加(0.1%増)しており、東日本大震 災分は3兆8,344億円で、前年度と比べると1,772億円減少(4.4%減)している。

歳出総額の目的別歳出の構成比は、第6表のとおりであり、民生費(25.7%)、教育費(17.1%)、公債 費(13.1%)、土木費(11.9%)、総務費(9.8%)の順となっている。

民生費は、地域医療介護総合確保基金の拡充に伴う積立金や除染対策基金への積立金の増加、子ども・子 育て支援新制度による給付が増加したこと等により、前年度と比べると8,039億円増加(3.3%増)してい

教育費は、高等学校等就学支援金等による補助費等の増加、子ども・子育て支援新制度による給付の増加 等により、前年度と比べると 1,374 億円増加 (0.8%増) している。

公債費は、前年度と比べると4.359億円減少(3.3%減)している。

土木費は、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると3,433億円減少(2.8%減)している。

総務費は、東日本大震災復興関連基金、中間貯蔵施設整備等関連基金への積立金の減少等により、前年度 と比べると 2.611 億円減少 (2.6%減) している。

目的別歳出の構成比の推移は、第7表のとおりである。民生費の構成比は、社会保障関係費の増加を背景 に上昇しており、平成19年度以降最も大きな割合を占めている一方で、農林水産業費、土木費の構成比は 低下の傾向にある。

目的別歳出の構成比を団体種類別にみると、第12図のとおりである。

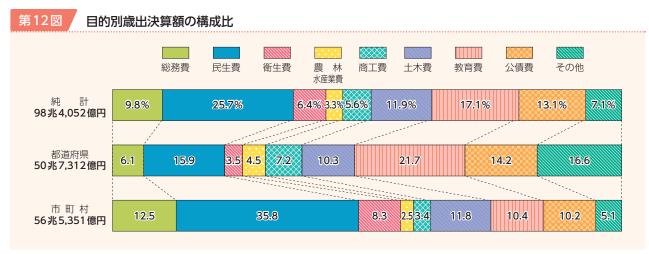
都道府県においては、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等により教育費が最も 大きな割合(21.7%)を占め、以下、民生費(15.9%)、公債費(14.2%)、土木費(10.3%)、商工費 (7.2%) の順となっている。

第6表 目的別歳出純計決算額の状況

		汐	· 算 額	預	構	戈 比	増	域 率
区	分	平 成27年度	平 成 26年度	増減額	27 年度	26 年度	27 年度	26 年 度
		億円	億円	億円	%	%	%	%
総	務費	96,088	98,700	△ 2,611	9.8	10.0	△2.6	△ 1.3
民	生費	252,548	244,509	8,039	25.7	24.8	3.3	4.2
衛	生費	63,018	61,434	1,584	6.4	6.2	2.6	2.6
労	働 費	3,997	4,244	△ 248	0.4	0.4	△5.8	△31.6
農林	林 水 産 業 費	32,182	33,486	△ 1,304	3.3	3.4	△3.9	△ 4.4
商	工	55,161	55,095	66	5.6	5.6	0.1	△ 6.9
土	木 費	117,072	120,505	△ 3,433	11.9	12.2	△2.8	△ 0.6
消	防費	20,969	21,273	△ 304	2.1	2.2	△1.4	6.7
警	察費	32,311	31,970	341	3.3	3.2	1.1	3.3
教	育 費	167,955	166,581	1,374	17.1	16.9	0.8	3.5
公	債 費	129,296	133,655	△ 4,359	13.1	13.6	△3.3	1.8
そ	の他	13,455	13,776	△ 321	1.3	1.5	△2.3	△ 7.7
É	à i t	984,052	985,228	△ 1,176	100.0	100.0	△0.1	1.1

第7表 目的別歳出純計決算額の構成比の推移

×	Σ.	分	平 成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総	務	費	9.6	9.7	10.0	9.9	11.2	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8
民	生	費	17.3	18.2	19.0	19.9	20.6	22.5	23.9	24.0	24.1	24.8	25.7
衛	生	費	6.3	6.2	6.1	6.0	6.2	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4
労	働	費	0.3	0.3	0.3	0.7	1.0	0.9	1.0	0.8	0.6	0.4	0.4
農	林水産	業費	4.4	4.2	3.9	3.7	3.7	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3
商	I	費	5.1	5.3	5.6	5.9	6.8	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6
土	木	費	15.9	15.5	15.0	14.4	13.8	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9
消	防	費	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1
警	察	費	3.7	3.8	3.8	3.7	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3
教	育	費	18.3	18.5	18.4	18.0	17.1	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1
公	債	費	15.4	14.9	14.6	14.7	13.4	13.7	13.4	13.5	13.5	13.6	13.1
そ	の	他	1.7	1.4	1.3	1.1	0.9	0.7	1.5	1.8	1.6	1.5	1.3
合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			億円	億円	(億円	億円							
歳	出台	計	906,973	892,106	891,476	896,915	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120	985,228	984,052



また、市町村においては、児童福祉、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村)等の社会福祉事務の比重が高いこと等により民生費が最も大きな割合(35.8%)を占め、以下、総務費(12.5%)、土木費(11.8%)、教育費(10.4%)、公債費(10.2%)の順となっている。

(イ)一般財源の充当状況[資料編:第36表]

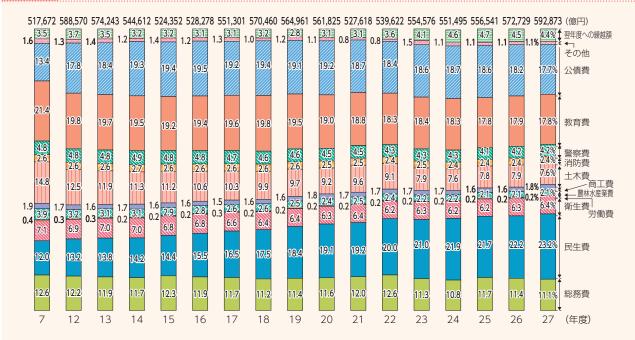
- 一般財源の目的別歳出に対する充当状況は、第8表のとおりである。
- 一般財源総額(59兆2,873億円)に占める目的別歳出の割合をみると、民生費が最も大きな割合(23.2%)を占め、以下、教育費(17.8%)、公債費(17.7%)、総務費(11.1%)、土木費(7.6%)の順となっている。
- 一般財源充当額の目的別構成比の推移は、**第13図**のとおりである。近年、民生費充当分が上昇の傾向にある一方で、公債費充当分は低下の傾向にある。

第8表

EZ.		分	平 成 2	7 年 度	平 成 2	6 年 度
区		<i>י</i> ס	決算額	構成比	決算額	構成比
			億円	%	億円	%
総	務	費	65,777	11.1	65,462	11.4
民	生	費	137,659	23.2	127,432	22.2
衛	生	費	37,713	6.4	36,243	6.3
労	働	費	1,194	0.2	1,101	0.2
農林	木 水 産 業	費	12,725	2.1	12,290	2.1
商	I	費	10,936	1.8	9,025	1.6
土	木	費	45,279	7.6	45,033	7.9
消	防	費	14,366	2.4	13,788	2.4
警	察	費	24,649	4.2	24,082	4.2
教	育	費	105,630	17.8	102,317	17.9
公	債	費	105,143	17.7	104,433	18.2
そ	の	他	5,993	1.1	6,007	1.1
翌年	度への繰起	或 額	25,807	4.4	25,518	4.5
_	般 財 源	計	592,873	100.0	572,729	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第13図において同じ。





1 性質別歳出

(ア)性質別歳出[資料編:第73表]

地方公共団体の経費は、その経済的な性質によって、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別す ることができる。

義務的経費は、職員給等の人件費のほか、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費から なっている。また、投資的経費は、道路、橋りょう、公園、公営住宅、学校の建設等に要する普通建設事業 2

4

5

9

費のほか、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

歳出純計決算額の主な性質別内訳をみると、第9表のとおりである。

義務的経費は、前年度と比べると253億円増加(0.1%増)している。これは、扶助費が、子ども・子育て支援新制度による給付が増加したこと等により4,194億円増加(3.2%増)したほか、人件費が、国家公務員の給与改定に準じた措置等による職員給の増加等により、412億円増加(0.2%増)したこと等によるものである。なお、公債費は、前年度と比べると4,353億円減少(3.3%減)している。

投資的経費は、前年度と比べると5,983億円減少(3.9%減)している。これは、普通建設事業費が5,948億円減少し、災害復旧事業費が35億円減少(0.5%減)したこと等によるものである。

また、その他の経費は、前年度と比べると4,554億円増加(1.3%増)している。これは、子ども・子育て支援新制度による負担金の増加、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に係る事業の実施等により、補助費等が5,566億円増加(6.0%増)したこと等によるものである。

平成17年度以降のこれらの経費の増減額の推移は、第14図のとおりである。

次に、性質別歳出の構成比の推移は、第15図のとおりである。

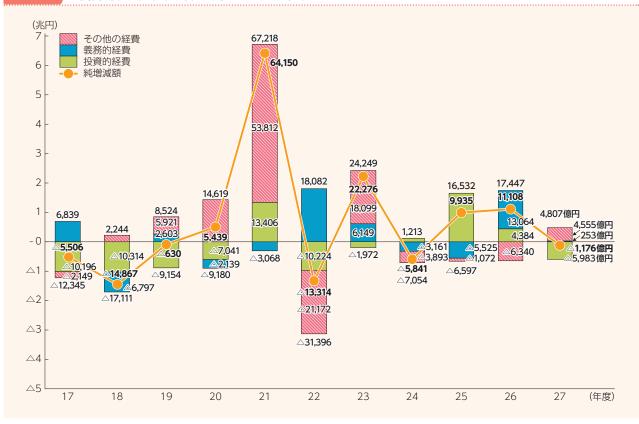
義務的経費の構成比は、平成7年度以降上昇の傾向にあり19年度には52.1%となったが、20年度に低下に転じた。平成22年度においては子ども手当の創設に伴う扶助費の増加等により上昇したが、23年度においてはその他の経費の増加等の影響により低下し、27年度においては前年度と比べると0.1ポイント上昇の49.6%となっている。義務的経費の構成比の内訳をみると、人件費は、平成19年度以降総じて減少の傾向にあり、27年度においては前年度と横ばいの22.9%となっている。扶助費は、社会保障関係費の増加を背景に総じて増加の傾向にあり、平成27年度においては前年度と比べると0.5ポイント上昇の13.6%となっている。公債費は、平成17年度以降総じて減少の傾向にあり、27年度においては前年度と比べると0.4ポイント低下の13.1%となっている。

投資的経費の構成比は、平成23年度まで総じて低下の傾向にあり、平成24年度に上昇に転じた。平成27年度においては普通建設事業費、災害復旧事業費の減少等により前年度と比べると0.5ポイント低下の15.2%となっている。

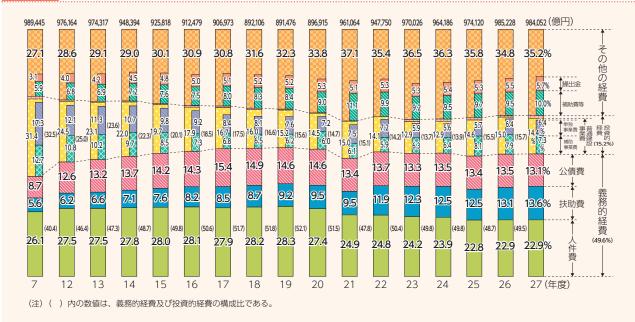
第9表 性質別歳出純計決算額の状況

	汐	· 算	預	構	戈 比	増	或 率
区 分	平 成27年度	平 成26年度	増 減 額	27 年度	26 年 度	27 年度	26 年 度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義 務 的 経 費	488,013	487,760	253	49.6	49.5	0.1	2.8
人 件 費	225,655	225,243	412	22.9	22.9	0.2	1.6
扶 助 費	133,343	129,149	4,194	13.6	13.1	3.2	5.9
公 債 費	129,014	133,368	△ 4,353	13.1	13.5	△ 3.3	1.8
投 資 的 経 費	149,134	155,117	△ 5,983	15.2	15.7	△ 3.9	2.9
普通建設事業費	141,838	147,786	△ 5,948	14.4	15.0	△ 4.0	4.1
うが補助事業費	72,070	77,416	△ 5,346	7.3	7.9	△ 6.9	△ 1.4
ちく単独事業費	62,596	63,364	△ 768	6.4	6.4	△ 1.2	13.5
災害復旧事業費	7,295	7,330	△ 35	0.7	0.7	△ 0.5	△16.9
失業対策事業費	1	1	Δ 0	0.0	0.0	△ 29.5	△41.4
その他の経費	346,905	342,351	4,554	35.2	34.8	1.3	△ 1.8
うち補助費等	98,672	93,106	5,566	10.0	9.5	6.0	△ 1.9
うち繰出金	56,122	53,828	2,294	5.7	5.5	4.3	4.7
合 計	984,052	985,228	△ 1,176	100.0	100.0	△ 0.1	1.1

第14図 義務的経費、投資的経費等の増減額の推移







その他の経費の構成比は、補助費等、繰出金の増加等により平成23年度まで総じて上昇の傾向にあった ところ、24年度に低下に転じたが、27年度においては前年度と比べると0.4ポイント上昇の35.2%となっ ている。

性質別歳出決算額の構成比を団体種類別にみると、第16図のとおりである。

人件費の構成比は、都道府県において市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していること等か ら、都道府県(27.0%)が、市町村(15.7%)を上回っている。また、扶助費の構成比は、市町村におい 2

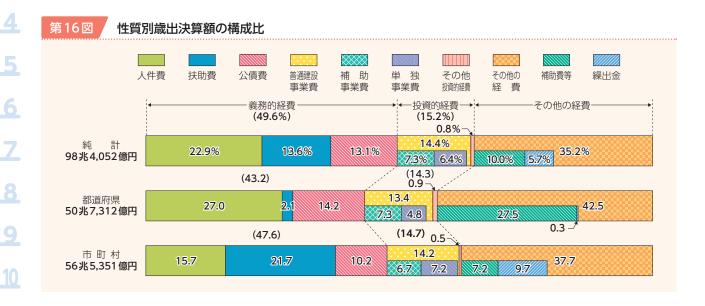
3

11

て、児童手当の支給、生活保護に関する事務(町村については、福祉事務所を設置している町村)等の社会福祉関係事務が行われていること等から、市町村(21.7%)が、都道府県(2.1%)を上回っている。

普通建設事業費のうち、補助事業費の構成比は、都道府県(7.3%)が市町村(6.7%)を上回る一方、 単独事業費の構成比は、市町村(7.2%)が都道府県(4.8%)を上回っている。

その他の経費のうち、補助費等の構成比は、都道府県(27.5%)が市町村(7.2%)を上回る一方、繰出金の構成比は、市町村(9.7%)が都道府県(0.3%)を上回っている。



(イ)一般財源の充当状況[資料編:第75表]

一般財源の性質別歳出に対する充当状況は、第10表のとおりである。

一般財源総額(59兆2,873億円)に占める性質別歳出の割合をみると、義務的経費が最も大きな割合 (54.9%)を占め、以下、その他の経費(35.6%)、投資的経費(5.1%)の順となっている。なお、その 他の経費の中では、補助費等が最も大きな割合(12.1%)を占めている。

一般財源充当額の性質別構成比の推移は、第17図のとおりである。

義務的経費充当分は、平成18年度までは、人件費充当分が低下の傾向にある一方で、扶助費充当分及び公債費充当分が上昇の傾向にあったことから、総じて上昇の傾向にあったが、21年度以降は、公債費充当分が低下の傾向に転じたことから、総じて低下の傾向にあり、27年度は、前年度と比べると0.1ポイント低下の54.9%となっている。

投資的経費充当分は、総じて低下の傾向にあり、平成27年度においては前年度と比べると0.4ポイント低下の5.1%となっている。

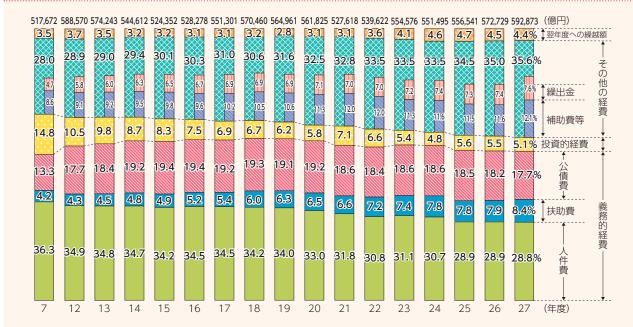
その他の経費充当分は、総じて上昇の傾向にあり、平成27年度においては前年度と比べると0.6ポイント上昇の35.6%となっている。

第10表 一般財源の性質別歳出充当状況

区分	平成2	7 年 度	平 成 2	6 年 度
LE JJ	決算額	構成比	決算額	構成比
	億円	億円 %		%
義 務 的 経 費	325,238	54.9	315,279	55.0
人件费	170,653	28.8	165,616	28.9
扶助费	49,710	8.4	45,495	7.9
公 債 費	104,875	17.7	104,168	18.2
投 資 的 経 費	30,008	5.1	31,521	5.5
普通建設事業費	28,889	4.9	30,417	5.3
災害復旧事業費	1,119	0.2	1,104	0.2
失業対策事業費	1	0.0	1	0.0
その他の経費	211,819	35.6	200,411	35.0
うち補助費等	71,809	12.1	66,570	11.6
うち繰出金	44,929	7.6	42,129	7.4
翌年度への繰越額	25,807	4.4	25,518	4.5
一 般 財 源 計	592,873	100.0	572,729	100.0

(注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含んでいる。第17図において同じ。

第17図 一般財源充当額の性質別構成比の推移



(5)財政構造の弾力性

5

ア 経常収支比率[資料編:第8表]

地方公共団体が社会経済や行政需要の変化に適切に対応していくためには、財政構造の弾力性が確保され なければならない。財政構造の弾力性の度合いを判断する指標の一つとして、経常収支比率が用いられてい る。

経常収支比率は、経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される 経費に充当された一般財源)が、経常一般財源(一般財源総額のうち地方税、普通交付税のように毎年度経 常的に収入される一般財源)、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合計額に対し、どの程度の割合と なっているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するものである。

平成27年度の経常収支比率(特別区及び一部事務組合等を除く加重平均)は、前年度と比べると0.4ポ イント低下の91.7%となった。経常収支比率の推移は第11表のとおりであるが、平成17年度以降、11年 連続で90%を上回っている。主な内訳をみると、人件費充当分が30.9%(前年度31.3%)、公債費充当分 が20.1%(同20.8%)となっている。なお、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債を経常収支比率算出上 の分母から除いた場合の経常収支比率は、99.3%(前年度101.7%)となっている。

また、経常収支比率を構成する分子及び分母の状況は次のとおりである。

分子である経常経費充当一般財源は、公債費が減少した一方で、扶助費、補助費等が増加したことによ り、前年度と比べると1.0%増となっている。分母である経常一般財源等は、臨時財政対策債、地方譲与税 が減少した一方で、地方税が増加したこと等により、前年度と比べると1.5%増となっている。

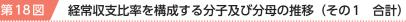
分子及び分母の推移は第18図のとおりである。分子である経常経費充当一般財源については、扶助費、 補助費等が増加の傾向にあることから、分子全体としては増加の傾向にある。分母である経常一般財源等に ついては、地方税が平成23年度以降増加の傾向にあることから、分母全体としては増加の傾向にある。な

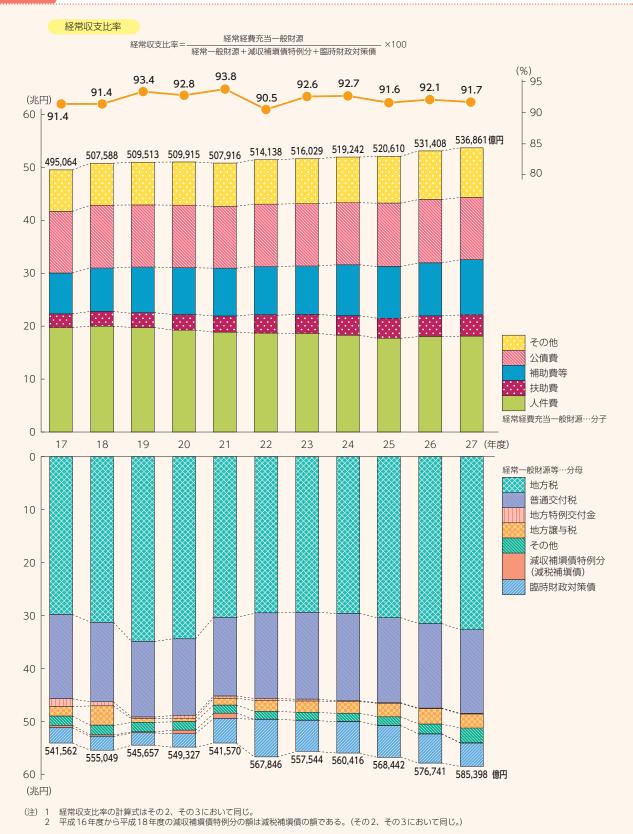
第11表 経常収支比率の推移

区	分	平 成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都;	道 府 県	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4
		[99.0]	[97.8]	[99.7]	[101.4]	[111.9]	[109.9]	[110.0]	[109.6]	[107.5]	[105.2]	[102.7]
) j	人件費充当	44.4	43.8	44.4	42.9	43.1	40.9	41.8	40.6	38.6	38.7	38.5
_	扶助費充当	1.6	1.5	1.5	1.5	1.6	1.9	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8
ち	公債費充当	23.1	23.1	22.7	22.9	23.2	22.6	23.3	23.1	23.6	23.3	22.7
市	町村	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0
		[95.8]	[95.0]	[96.0]	[95.7]	[98.0]	[97.5]	[97.5]	[98.2]	[97.7]	[98.3]	[96.0]
j j	人件費充当	28.9	28.2	28.0	27.2	26.7	25.1	25.4	24.8	23.7	23.8	23.3
_	扶助費充当	7.8	8.6	8.8	9.1	9.6	10.4	10.5	11.2	11.3	11.7	11.8
ち	公債費充当	19.9	19.8	20.3	20.1	19.9	19.0	19.0	18.8	18.6	18.2	17.4
合	計	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6	92.1	91.7
		[97.4]	[96.4]	[97.9]	[98.5]	[104.5]	[103.4]	[103.4]	[103.6]	[102.4]	[101.7]	[99.3]
) j	人件費充当	36.5	36.0	36.2	35.1	34.8	32.9	33.4	32.6	31.1	31.3	30.9
_	扶助費充当	4.8	5.0	5.2	5.3	5.7	6.2	6.4	6.6	6.6	6.8	6.9
ち	公債費充当	21.5	21.4	21.5	21.5	21.5	20.7	21.1	20.9	21.1	20.8	20.1

⁽注) 1 比率は、加重平均である。

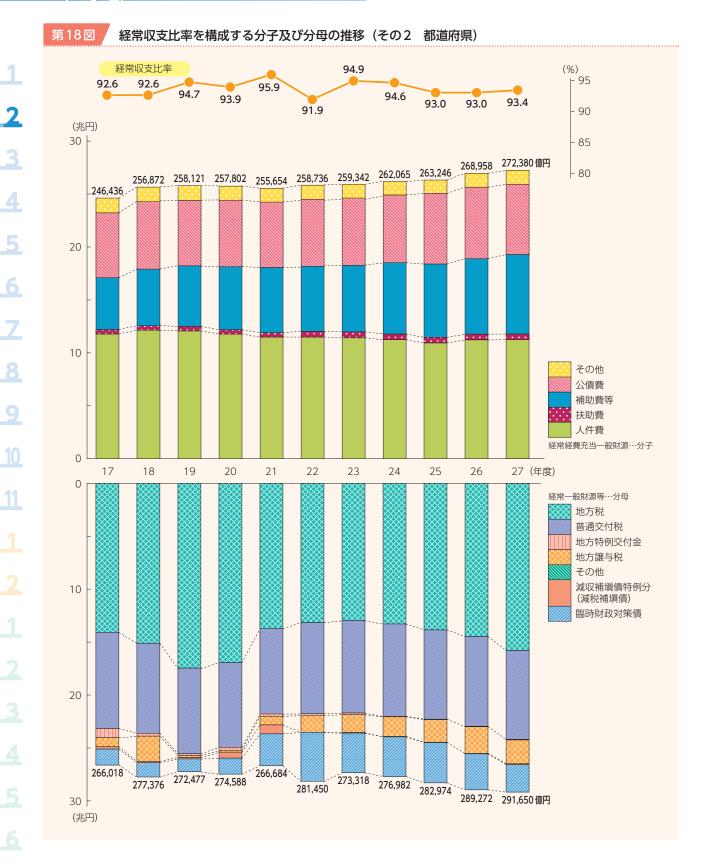
^[] 内の数値は、平成17、18年度にあっては減税補塡債及び臨時財政対策債を、経常一般財源等から除いて算出したものであり、19〜27年度にあっては減収補塡 債特例分及び臨時財政対策債を、経常一般財源等から除いて算出したものである。 合計及び市町村には、特別区及び一部事務組合等は含まれていない。第18図、第12表において同じ。



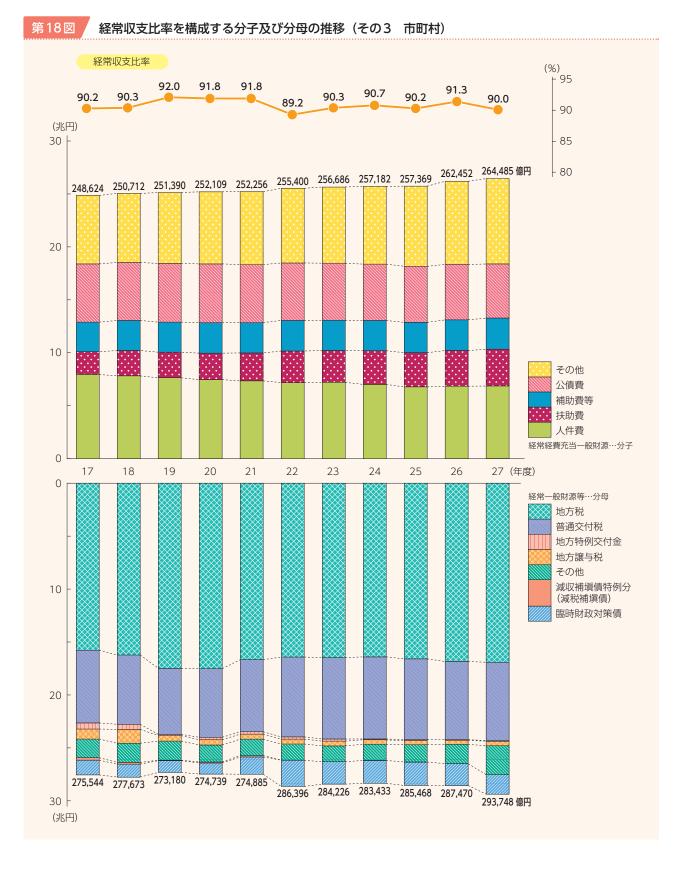


お、分子及び分母を10年前(平成17年度)と比べるとそれぞれ8.4%増、8.1%増となっており、分子の増加率が分母の増加率を上回っている。

経常収支比率を団体種類別にみると、都道府県は前年度と比べると0.4ポイント上昇の93.4%、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下アにおいて同じ。)は前年度と比べると1.3ポイント低下の90.0%となっている。



経常収支比率の段階別分布状況をみると、第12表のとおりである。経常収支比率が80%以上の団体数は、都道府県においては47団体の全ての団体(前年度同数)、市町村においては全体の86.2%を占める1,481団体(同1,547団体)となっている。



第12表 経常収支比率の段階別分布状況

区		分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	合 計	
平成27年度	都	道府	県	_	_	3	44	_	47
				(-)	(-)	(6.4)	(93.6)	(-)	(100.0)
	市	田丁	村	36	201	966	506	9	1,718
				(2.1)	(11.7)	(56.2)	(29.5)	(0.5)	(100.0)
	合		計	36	201	969	550	9	1,765
				(2.0)	(11.4)	(54.9)	(31.2)	(0.5)	(100.0)
平成26~	都	道府	県	_	_	3	44	_	47
				(-)	(-)	(6.4)	(93.6)	(-)	(100.0)
	市	⊞Ţ	村	24	147	849	673	25	1,718
				(1.4)	(8.6)	(49.4)	(39.2)	(1.5)	(100.0)
	合		計	24	147	852	717	25	1,765
				(1.4)	(8.3)	(48.3)	(40.6)	(1.4)	(100.0)
増増	都	道府	県	_	_	_	_	_	_
	市	HT	村	12	54	117	△ 167	△ 16	_
減し	合		計	12	54	117	△ 167	△ 16	_

(注)() 内の数値は、構成比である。

9

▼ 実質公債費比率及び公債費負担比率 [資料編:第8表]

地方債の元利償還金等の公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に乏しい経費であることから、財政構造の弾力性をみる場合、その動向には常に留意する必要がある。その公債費による負担度合いを判断するための指標として、実質公債費比率及び公債費負担比率が用いられている。

実質公債費比率は、当該地方公共団体の標準財政規模(普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費等を除く。)に対して、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業債に対する繰出金などの元利償還金に準ずるもの(充当された特定財源及び一般財源のうち普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されたものを除く。)がどの程度の割合となっているかを示した比率であり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)において、財政の早期健全化等の必要性を判断する健全化判断比率の一つとして位置付けられている。

平成27年度の実質公債費比率(一部事務組合等を除く加重平均)は、前年度と比べると0.5ポイント低下の9.9%となっている。

公債費負担比率は、公債費充当一般財源(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源)が一般 財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の使途の自 由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものである。

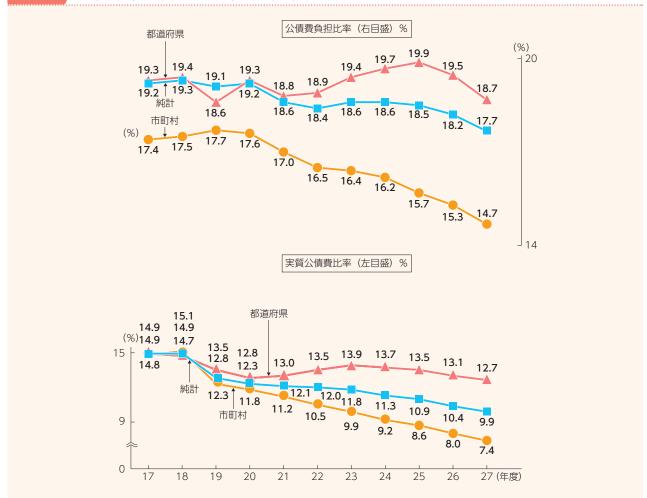
平成27年度の公債費負担比率(一部事務組合等を除く加重平均)は、前年度と比べると0.5ポイント低下の17.7%となっている。

近年の実質公債費比率及び公債費負担比率の推移は、第19回のとおりである。

実質公債費比率は、初めて算定された平成17年度以降低下してきている。

公債費負担比率は、純計については平成3年度以降上昇し、15年度に19.4%に達した後、おおむね横ばいの傾向にあり、21年度に低下に転じた後、再び横ばいの傾向にあったが、26年度以降再度低下している。

第19図 公債費負担比率及び実質公債費比率の推移



6) 将来の財政負担

地方公共団体の財政状況をみるには、単年度の収支状況のみでなく、地方債、債務負担行為等のように将来の財政負担となるものや、財政調整基金等の積立金のように年度間の財源調整を図り将来における弾力的な財政運営に資するために財源を留保するものの状況についても、併せて把握する必要がある。これらの状況は、次のとおりである。

ア 地方債現在高[資料編:第100表]

平成27年度末における地方債現在高は145兆5,143億円で、前年度末と比べると0.3%減(前年度末0.0%増)となっている。また、平成27年度末における臨時財政対策債を除いた地方債現在高は94兆8,476億円で、前年度末と比べると2.7%減(前年度末3.4%減)となっている。

地方債現在高の歳入総額及び一般財源総額に対するそれぞれの割合の推移は、第20図のとおりである。

地方債現在高は、昭和50年度末では歳入総額の0.44倍、一般財源総額の0.88倍であったが、地方税収等の落込みへの対応や減税に伴う減収の補塡のため、また経済対策に伴う公共投資の追加等により地方債が急増したことに伴い、それぞれの割合は平成4年度末以降急増し、また、13年度からの臨時財政対策債の発行等があったことにより、依然として高い水準で推移している。平成27年度末では歳入総額の1.43倍、一般財源総額の2.45倍となっている。

近年の地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移は、第21図のとおりである。地方債現在高の目的別構成比は、臨時財政対策債(34.8%)、一般単独事業債(25.7%)の順となっている。前年度末の割合と比べると、一般単独事業債が0.7ポイント低下する一方、臨時財政対策債が1.6ポイント上昇しており、平成13年度以降、臨時財政対策債の構成比が上昇の傾向にある。地方債現在高の借入先別の構成比

2

4

5

6

Z

8

9

10

11

は、市場公募債(31.6%)、市中銀行資金(25.6%)、政府資金(22.9%)の順となっている。前年度末の割合と比べると、近年の公的資金の縮減及び市場における地方債資金の調達の推進等に伴い、政府資金が0.5ポイント低下する一方、市場公募債は0.3ポイント上昇している。

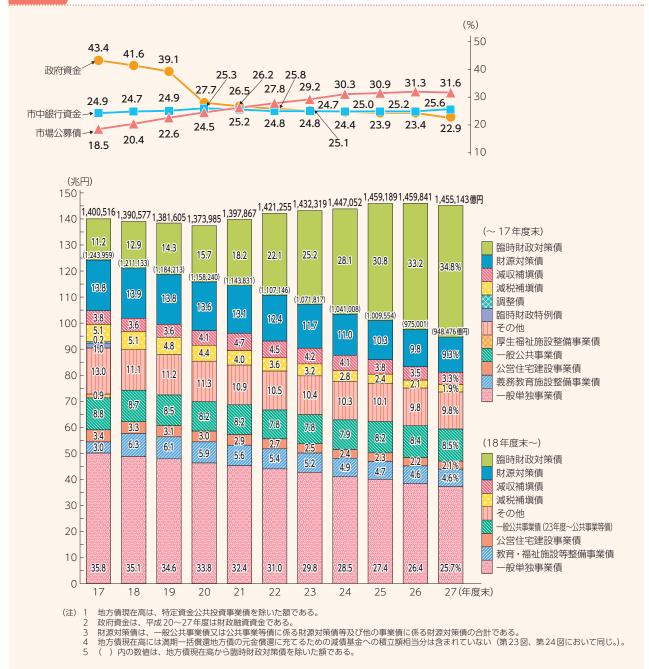
地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては89兆207億円、市町村においては56兆4,936億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.6%減、0.2%増となっている。また、臨時財政対策債を除いた地方債現在高を団体種類別にみると、都道府県においては57兆9,063億円、市町村においては36兆9,413億円で、前年度末と比べるとそれぞれ3.2%減、1.9%減となっている。

なお、地方財政状況調査においては、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は歳出の公債費に計上するとともに、地方債現在高から当該積立額相当分を控除する扱いとしているが、控除しない場合における地方債現在高は155兆6,600億円となっている。

第20図 地方債現在高の歳入総額等に対する割合の推移



第21図 地方債現在高の目的別構成比及び借入先別構成比の推移



▲ 「債務負担行為額[資料編:第101表]

地方公共団体は、将来の支出を約束するために、債務負担行為を行うことができる。

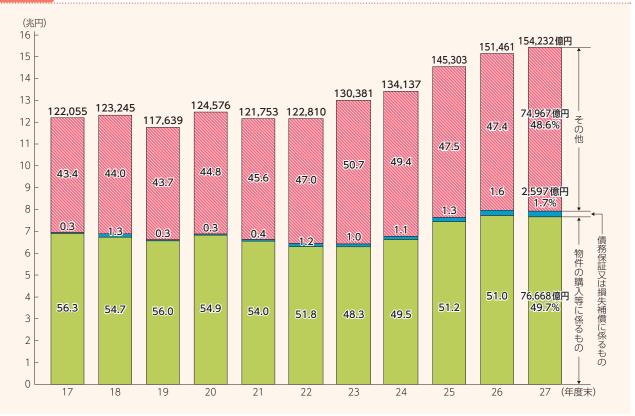
この債務負担行為は、数年度にわたる建設工事、土地の購入等の場合のように翌年度以降の経費支出が予定されているものと、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときに支出されるものとに大別することができる。

これらの債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額をみると、平成27年度末では15兆4,232億円で、前年度末と比べると1.8%増となっている。

翌年度以降支出予定額を目的別にみると、第22図のとおりである。

翌年度以降支出予定額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆7,384億円、市町村においては9兆6,848億円で、前年度末と比べるとそれぞれ2.6%減、4.6%増となっている。

第22図 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額の目的別構成比の推移



ヴ 積立金現在高 [資料編:第102表]

地方公共団体の積立金現在高の状況は、第13表のとおりである。

平成27年度末における積立金現在高は23兆3,353億円で、前年度末と比べると3.2%増となっている。 積立金現在高の内訳をみると、年度間の財源調整を行うために積み立てられている財政調整基金は、前年 度末と比べると6.0%増となっている。地方債の将来の償還費に充てるために積み立てられている減債基金 (満期一括償還地方債に係るものを除く。)は、前年度末と比べると3.0%増となっている。将来の特定の財 政需要に備えて積み立てられているその他特定目的基金は、前年度末と比べると1.7%増となっている。

第13表 積立金現在高の状況

区分	平成	27 年	度末	平成 26 年 度 末			増	減	率
, ,	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計	都道府県	市町村	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	%	%
日 山 田 敷 甘 今	16,159	59,776	75,936	15,364	56,287	71,650	5.2	6.2	6.0
財政調整基金	(20.5)	(38.7)	(32.5)	(19.9)	(37.8)	(31.7)			
 減 債 基 金	12,413	14,058	26,471	12,351	13,351	25,701	0.5	5.3	3.0
	(15.8)	(9.1)	(11.3)	(16.0)	(9.0)	(11.4)			
その他特定目的	50,142	80,804	130,947	49,668	79,136	128,804	1.0	2.1	1.7
基金金	(63.7)	(52.2)	(56.2)	(64.1)	(53.2)	(56.9)			
	78,714	154,639	233,353	77,382	148,773	226,155	1.7	3.9	3.2
合 計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

⁽注) 1 () 内の数値は、構成比である。

9

10

11

² 積立金現在高には満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立額は含まれていない(第23図において同じ。)。

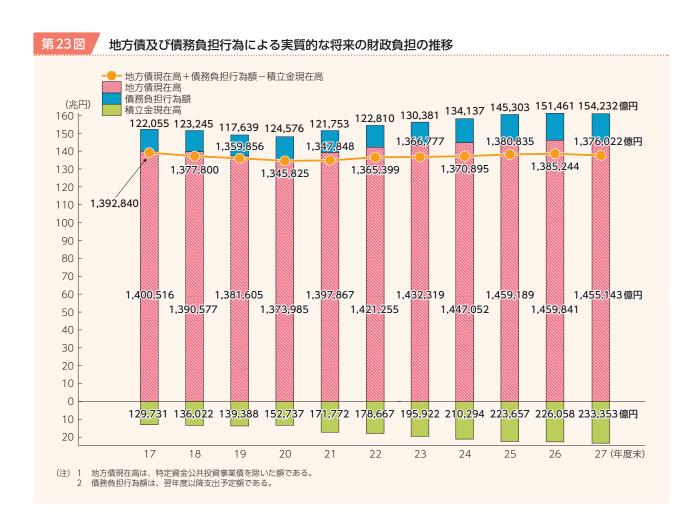
積立金現在高を団体種類別にみると、都道府県においては7兆8,714億円、市町村においては15兆4.639億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.7%増、3.9%増となっている。

工 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担 [資料編:第100表~第102表]

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共 団体の地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の推移は、第23図のとおりである。

平成27年度末における地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担は137兆6,022億円で、前年度末と比べると0.7%減となっている。

団体種類別にみると、都道府県においては86兆8,877億円、市町村においては50兆7,145億円で、前年度末と比べるとそれぞれ1.0%減、0.1%減となっている。



オ 普通会計が負担すべき借入金残高 [資料編:第100表]

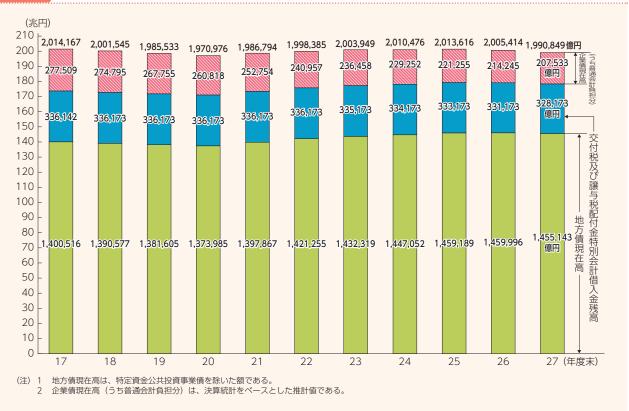
普通会計が将来にわたって負担すべき借入金という観点からは、地方債現在高のほか、交付税特別会計借入金及び地方公営企業において償還する企業債のうち、経費負担区分の原則等に基づき、普通会計がその償還財源を負担するものについても併せて考慮する必要がある。

この観点から、交付税特別会計借入金残高と企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものを地方債現在高に加えた普通会計が負担すべき借入金残高の推移をみると、第24図のとおりである。

これをみると、平成27年度末には、普通会計が負担すべき借入金残高は199兆849億円で、前年度末と比べると0.7%減となっている。

また、その内訳は、地方債現在高が145兆5,143億円、交付税特別会計借入金残高が32兆8,173億円、企業債現在高のうち普通会計が負担することとなるものが20兆7,533億円で、前年度末と比べるとそれぞれ0.3%減(前年度末0.0%増)、0.9%減(同0.6%減)、3.1%減(同3.2%減)となっている。

第24図 普通会計が負担すべき借入金残高の推移



(7) 決算の背景

10

ア 平成27年度の経済見通しと国の予算

(ア)経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成27年1月12日に閣議了解、2月12日に閣議決定された。その主な内容は、以下のとおりであった。

a 平成26年度の経済動向

平成26年度の我が国経済をみると、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられ、年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられる。こうした状況の下、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。)を取りまとめた。雇用・所得環境が改善するなか、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、好循環が進展する中で、消費税率の引上げの影響もあって前年度よりも高い伸びとなっているが、原油価格の低下等により物価上昇のテンポは若干緩やかとなり、消費者物価(総合)は3.2%程度の上昇と見込まれる。

この結果、平成26年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率はマイナス0.5%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率は1.7%程度と見込まれる。

b 平成27年度の経済見通し

平成27年度の我が国経済は、「緊急経済対策」など、「平成27年度の経済財政運営の基本的態度」 に示された政策の推進や政労使の合意を踏まえた取組等により、実質雇用者報酬の伸びがプラスとなる など雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環が更に進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、原油価格低下の影響はあるものの、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の効果等もあり、消費者物価上昇率は1.4%程度となり、GDPデフレーターも上昇が見込まれるなど、デフレ脱却に向け着実な進展が見込まれる。

この結果、平成27年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.7%程度と見込まれる。 なお、先行きのリスクとしては、海外景気の下振れや金融資本・商品市場の動向等に留意する必要がある。

c 平成27年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「三本の矢」からなる経済政策(「アベノミクス」)を一体的に推進することにより、経済の好循環を確かなものとする。このため、政労使の合意を踏まえた取組や成長戦略を着実に実行することにより、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、経済の好循環の更なる拡大を実現するとともに、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感を持って「緊急経済対策」を実施し、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせていく。

また、強い経済の実現による税収の増加等と、聖域なき徹底的な歳出削減を一層加速させることにより、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環を作り出す。このため、平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策に重点化を図る。平成27年度の国と地方を合わせた基礎的財政収支(プライマリー・バランス。以下「PB」という。)赤字対GDP比半減目標の達成が見込まれる中で、引き続き、デフレ脱却、経済再生への取組を進めるとともに、財政健全化の旗を降ろすことなく、国と地方を合わせたPBを2020年度(平成32年度)までに黒字化するという目標を堅持する。平成27年度予算等を踏まえて、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、2020年度(平成32年度)の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を平成27年の夏までに策定する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

(イ)国の予算

政府は、「平成27年度予算編成の基本方針」(平成26年12月27日閣議決定)及び「平成27年度の経済 見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成27年1月14日、平成27年度予算政府案を閣議決定 した。

平成27年度予算は、以下のような基本的な考え方により編成された。

a 歳出の重点化・効率化と財政の信認確保

東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」の更なる拡大を実現し本格的な成長 軌道への移行を図りつつ中長期の発展につなげる取組 – 地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イ ノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保 – を強力に推進する。

平成27年度予算において、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けずに大胆に歳出を 見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図る。このため「新 しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置する。

民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性が高いもの、規制改革と一体として 講じるものを重視し、メリハリのついた予算とする。

デフレ脱却、経済再生への取組を進めつつ、平成27年度の国と地方を合わせたPB赤字対GDP比半減目標を着実に達成するよう最大限努力する。

このため、国の一般会計において、非社会保障経費については、全体としては平成26年度に比べてできる限り抑制し、社会保障経費についても、いわゆる「自然増」も含め聖域なく見直し、効率化・適正化を図り、平成26年度からの増加を最小限に抑える。その際、消費税率10%引上げ時に想定されて

いた施策について消費税率8%を前提に優先順位付けを行う。

これらの取組により、平成27年度予算において「当面の財政健全化に向けた取組等について-中期財政計画-」(平成25年8月8日閣議了解。以下「中期財政計画」という。)に基づき、国の一般会計のPBをできる限り改善させる。また、新規国債発行額について、平成26年度予算に比し着実に減少させる。

b 主な歳出分野における取組

国の一般会計歳出に占める割合が高い分野における取組の基本的な考え方は以下のとおりである。他分野においても、経済社会構造の変化に対応しつつ、重点化・効率化を進めていく。

(a) 社会保障

世界に冠たる社会保障を次世代にしっかり引き渡していくため、中期的に受益と負担の均衡を目指しながら、持続可能な社会保障制度の確立に向けて着実に取組を進める。

消費税率10%の実現は平成29年4月となるが、子育て支援、医療、介護など社会保障の充実については、可能な限り、予定通り実施する。

医療・介護を中心に、社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進、介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化、協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置、生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化に取り組むなど、徹底した効率化・適正化を行うことで極力全体の水準を抑制する。

また、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、子育て支援など社会保障の充実を図りつつ、 高齢世代への給付が中心となっている構造を見直し、全世代型の社会保障への転換を進める。

(b) 社会資本整備

社会資本整備については、厳しい財政状況の下、国民生活の将来を見据えて、既設施設の機能が効果的に発揮されるよう計画的な整備を推進する。その際、国際競争力の強化、地域の活性化、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災対策、老朽化対策などの諸課題への一層の重点化を図る。

また、選択と集中を徹底するほか、インフラの維持管理・更新に係る中長期的なコストの縮減・平準化や、現場の担い手の確保・育成を図るとともに、PPP/PFIの推進により民間活力の発揮を図る。

(c) 地方財政

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるため、地方の税収動向等も踏まえ歳出特別枠や地方交付税の別枠加算を見直すなど、歳入面・歳出面における改革を進め、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、財政の健全化を図る。

国の歳出の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保することでメリハリを効かせ、歳出の効率化・重点化を図るとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(d) 行政の徹底的な効率化

マイナンバー制度の導入に向けて準備を進めるとともに、行政のICT化と業務改革を進める。

国家公務員の構造的な人件費の増加の抑制や、国の行政機関の機構・定員の厳格な管理により、総 人件費の抑制を図るとともに、地方公共団体に対し、国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、地域民 間給与のより的確な反映など適切な見直し等を要請する。

各府省庁の事業について、基金方式は真に必要な事業に絞り込むとともに基金の余剰資金の国庫返納に努めることを含め、毎年度のPDCAサイクルの下、行政改革推進会議の指摘事項を的確に反映し、効果的・効率的な予算を実現する。

平成27年度予算は、以上のような方針により編成され、平成27年2月12日に国会に提出され、 4月9日に成立した。

平成27年度の一般会計予算の規模は96兆3.420億円で、前年度当初予算と比べると4.596億円 増加(0.5%増)となっており、PB対象経費は72兆8,912億円で、前年度当初予算と比べると 2,791 億円増加(0.4%増)となった。なお、公債の発行予定額は36兆8,630 億円で、前年度当初 発行予定額と比べると4兆3,870億円減少(10.6%減)となっており、公債依存度は38.3%となっ た。

また、東日本大震災復興特別会計予算の規模は3兆9.087億円となった。歳入については、復興 特別税 3,436 億円、一般会計からの繰入 5,882 億円、復興債 2 兆 8,625 億円等となっている。歳出 については、復興関係公共事業等9,872億円、原子力災害復興関係経費7,717億円、復興加速化・ 福島再生予備費6,000億円等となっている。

なお、財政投融資計画の規模は14兆6,215億円で、前年度計画額と比べると1兆5,585億円減少 (9.6%減)となった。

1 地方財政計画

平成27年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏 まえ、歳出面においては、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等 を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図 ることとした。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣 議決定)及び「中期財政計画」に沿って、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般 財源総額を適切に確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方 財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別 枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成26年6月5日に「地域の元気づくりに向けた地方税財政改革につい ての意見」及び平成26年12月26日に地方一般財源総額の確保や地方創生への対応などを含む「今後目指 すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成27年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

(ア)通常収支分

- a 地方税制については、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率(国・地方。以下同じ。) 10%(地方消費税率(消費税率換算)2.2%)への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29 年4月1日に変更することにあわせ、平成27年度地方税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、 デフレ脱却・経済再生をより確実なものにするとともに、地方創生に取り組むため、成長志向に重点を 置いた法人税改革としての法人事業税の所得割税率引下げ・外形標準課税の拡大、ふるさと納税の拡充 及び手続の簡素化等のための税制上の措置を講じる。また、自動車取得税におけるエコカー減税の見直 しや軽白動車税へのグリーン化特例の導入など車体課税の見直し等のための税制上の措置を講じる。
- b 地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直す とともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外する。
- c 地方交付税率の見直しを実施してもなお生じる地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支 障が生じることのないよう、次の措置を講じる。
 - (a) 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等により対処することとした残余については、平 成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することとし、 国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の 特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額 については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - (b) これに基づき、平成27年度の財源不足見込額7兆8,205億円については、次により補塡する。
 - 〈1〉 地方交付税については、国の一般会計加算により2兆1,155億円(うち「地方交付税法」(昭和 25年法律第211号)附則第4条の2第2項の加算額3,926億円、平成22年12月22日付け総務・

財務両大臣覚書第3項(2)及び平成27年1月12日付け総務・財務両大臣覚書第7項に定める平成27年度における「乖離是正分加算額」400億円、地方税収の状況を踏まえた別枠の加算額2,300億円並びに臨時財政対策特例加算額1兆4,529億円)増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用するとともに、「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号) 附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- 〈2〉 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を4兆5,250億円発行する。
- 〈3〉 建設地方債(財源対策債)を7,800億円増発する。
- (c) 上記の結果、平成27年度の地方交付税については、16兆7,548億円(前年度比1,307億円、0.8%減)を確保する。
- (d) 交付税特別会計の借入金については、「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号) 附則第4条第1項に基づき、3,000億円の償還を実施する。
- d 地方債については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を着実に 推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- e 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - (a) 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、一般行政経費に新たに「まち・ひと・しごと創生事業費」を1兆円計上している。
 - (b) 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化等のために必要な経費として、新たに「公共施設等最適化事業費」を1,000億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し0.9%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - (c) 消費税・地方消費税の引上げによる増収分を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - (d) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行う ことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処す る。
 - (e) 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための 施策を推進する。
 - (f) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- f 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行う。
- g 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き続き 行財政運営全般にわたる改革を推進する。

(イ)東日本大震災分

- a 復旧・復興事業
 - (a) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することと

している震災復興特別交付税については、以下に掲げる地方負担分等の全額を措置するため、5,898 億円を確保する。

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担分4,215億円
- · 地方単独事業分953億円
- ・ 税制上の臨時的特例措置等に伴う減収分730億円
- (b) 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。
- (c) 直轄事業負担金及び補助事業費、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費及び「地方税法」(昭和25年法律第226号)等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計上する。

b 全国防災事業

- (a) 地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として708億円を計上するとともに、一般財源充当分として275億円を計上する。
- (b) 地方債については、全国防災事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。
- (c) 国の全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費等について、所要の事業費を計上する。 以上のような方針に基づいて策定した平成27年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は85兆2,710 億円で、前年度と比べると1兆9,103億円増加(2.3%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が 2兆60億円で、前年度と比べると443億円増加(2.3%増)、全国防災事業が4,905億円で、前年度と比べ ると2,384億円増加(94.6%増)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は37兆4,919億円で、前年度と比べると2兆4,792億円増加(7.1%増)(道府県税16.2%増、市町村税0.5%増)、地方譲与税は2兆6,854億円で、前年度と比べると710億円減少(2.6%減)、地方特例交付金は1,189億円で、前年度と比べると3億円減少(0.3%減)、地方交付税は16兆7,548億円で、前年度と比べると1,307億円減少(0.8%減)、国庫支出金は13兆733億円で、前年度と比べると6,242億円増加(5.0%増)、地方債(普通会計分)は9兆5,009億円で、前年度と比べると1兆561億円減少(10.0%減)となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,351億円で、前年度と比べると63億円減少(0.0%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、4,020人の純減としている。一般行政経費は35兆589億円で、前年度と比べると1兆8,395億円増加(5.5%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は13兆9,964億円で、前年度と比べると428億円増加(0.3%増)となった。公債費は12兆9,512億円で、前年度と比べると1,233億円減少(0.9%減)、投資的経費は11兆10億円で、前年度と比べると25億円減少(0.0%減)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆2,758億円で、前年度と比べると479億円増加(0.9%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は5,898億円で、前年度と比べると175億円増加(3.1%増)、国庫支出金は1兆3,717億円で、前年度と比べると364億円増加(2.7%増)などとなった。歳出では、一般行政経費は5,723億円で、前年度と比べると373億円増加(7.0%増)、投資的経費は1兆3,874億円で、前年度と比べると31億円減少(0.2%減)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では国庫支出金は1,524億円で、前年度と比べると788億円増加(107.1%増)、地方債は2,397億円で、前年度と比べると1,414億円増加(143.8%増)などとなった。歳出では公債費は983億円で、前年度と比べると181億円増加(22.6%増)、投資的経費は3,922億円で、前年度と比べると2,203億円増加(128.2%増)となった。

また、平成27年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆9,242億円(普通会計分9兆5,009億円、公営企業会計等分2兆4,233億円)で、前年度と比べると9,059億円減少(7.1%減)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が425億円(普通会計分355億円、公営企業会計等分70億円)で、前年度と比べると118億円減少(21.7%減)となり、全国防災事業が2,397億円(普通会計分)で、前年度と比べ

ると1,414億円増加(143.8%増)となった。

ウ 財政運営の経過

2

4

10

(ア)平成27年度補正予算(第1号)

平成27年度補正予算(第1号)は、平成27年12月18日に閣議決定、平成28年1月4日に第190回国会に提出され、1月20日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(平成27年11月26日一億総活躍国民会議決定。以下「緊急対策」という。)及び「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)に沿って、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等1兆1,646億円、TPP関連政策大綱実現に向けた施策3,403億円、災害復旧・防災・減災事業5,169億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1兆4,467億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収1兆8,990億円、前年度剰余金受入2兆2,136億円等が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成27年度当初予算に対し、3兆3,213億円増加し、99兆6,633億円となった。

(イ)平成27年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

a 通常収支分

この補正予算においては、国税の増収見込み等に伴い地方交付税の増が見込まれるとともに、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

(a) 地方交付税

この補正予算において、地方交付税法第6条第2項の規定に基づき増額される平成27年度分の地方交付税の額1兆3,113億円(平成26年度精算分6,372億円、平成27年度国税の自然増に伴うもの6,741億円)については、平成27年度において普通交付税の調整額の復活に要する額469億円を交付することとした上で、残余の額1兆2,644億円について平成28年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付する措置を講じる。

(b) 追加の財政需要

- 〈1〉 この補正予算により平成27年度に追加される投資的経費に係る地方負担額については、原則として、地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%(当初における地方負担額に対する算入率が50%を超えるものについては当初の算入率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、原則として、単位費用により措置する。
- 〈2〉 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200 億円)の一部により対応する。

b 東日本大震災分

この補正予算においては、地方負担の追加は生じない。

以上に掲げる措置を講じる等のための「地方交付税法の一部を改正する法律」が平成28年1月20日に成立した(平成28年法律第4号)。

(ウ)地方公務員の給与改定

平成27年の国家公務員の給与改定については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成27年12月4日閣議決定)において、その取扱い方針が決定されたが、地方公務員の給与改定については、「地方公務員法」(昭和25年法律第261号)の趣旨に沿って適切に対応するとともに、その実施に当たっては、国における給与法の改正の措置を待って行うよう、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成27年12月4日付け総務副大臣通知)で通知した。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、1,540億円程度、一般財源ベースで1,350億円程度と見込まれたが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととした。

3 地方財源の状況

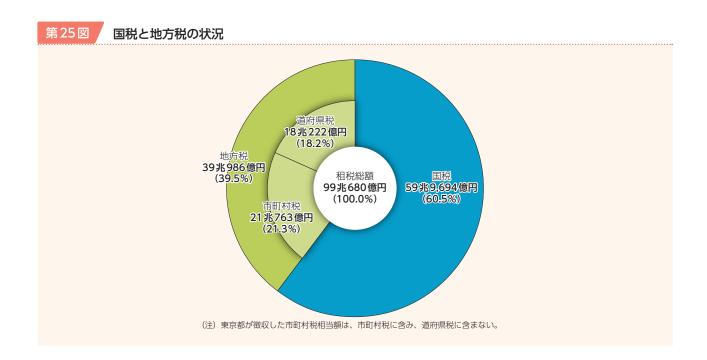
平成27年度における租税収入及び租税負担の状況並びに地方歳入の状況は、次のとおりである。

租税収入及び租税負担率[資料編:第17表~第19表] (1)

国税と地方税を合わせ租税として徴収された額は99兆680億円であり、前年度と比べると4.7%増(前 年度9.3%増)となっている。

国民所得に対する租税総額の割合である租税負担率をみると、平成27年度においては前年度と比べると 0.5 ポイント上昇の25.5%となっている。なお、主な諸外国の租税負担率をみると、アメリカ24.2% (2013暦年計数)、英国35.9%(同)、ドイツ30.4%(同)、フランス40.7%(同)となっている。

次に、租税を国税と地方税の別でみると、国税59兆9,694億円(対前年比3.7%増)、地方税39兆986 億円(同6.3%増)となっている。租税総額に占める国税と地方税の割合は、第25図のとおりであり、国 税60.5%(前年度61.1%)、地方税39.5%(同38.9%)となっている。また、地方交付税、地方譲与税及 び地方特例交付金を国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分割合は国40.2%(同39.5%)、地方 59.8%(同60.5%)となっている。なお、国税と地方税の推移は、**第26**図のとおりである。



1

10

11

1 2 3

<u>4</u> <u>5</u> 6

第26図 国税と地方税の推移



(2) 地方歳入

ア 地方税[資料編:第12表~第15表]

地方税の決算額は39兆986億円で、前年度と比べると6.3%増(前年度4.0%増)となっている。

地方税収入額の62.2%を占める住民税、事業税及び地方消費税の収入状況は、**第14表**のとおりである。 住民税は、個人分が12兆3,954億円(対前年度比1.5%増)、法人分が3兆1,677億円(同7.0%減)、 利子割が954億円(同15.1%減)、全体では15兆6,585億円(同0.5%減)となっている。事業税は、そ の大部分を占める法人事業税が3兆5,095億円(対前年度比16.3%増)となったこと等により、全体として3兆7,034億円(同15.6%増)となっている。地方消費税は、4兆9,742億円で、前年度と比べると 60.1%増となっている。なお、法人関係二税(法人住民税及び法人事業税)は6兆6,772億円で、前年度 と比べると3.9%増となっている。

また、地方税総額に占める割合をみると、住民税の構成比は前年度(42.8%)と比べると2.8ポイント低下の40.0%、事業税の構成比は前年度(8.7%)と比べると0.8ポイント上昇の9.5%、地方消費税の構成比は前年度(8.4%)と比べると4.3ポイント上昇の12.7%となっている。なお、法人関係二税の構成比は、前年度(17.5%)と比べると0.4ポイント低下の17.1%となっている。

地方税の収入状況を団体種類別にみると、都道府県が20兆1,426億円で、前年度と比べると13.2%増(前年度5.9%増)となっており、市町村は18兆9,560億円で、前年度と比べると0.2%減(同2.3%増)となっている。

また、歳入総額に占める割合は、都道府県が38.7%(前年度34.4%)、市町村が32.3%(同32.7%)となっており、全国平均(38.4%)より低い団体数は、全体の82.0%を占める1,467団体となっている。

地方税収(超過課税及び法定外税等を除いたもの。また、地方消費税清算後の数値)について、全国平均を100として、都道府県別に人口1人当たり税収額を比較してみると、第27図のとおりであり、地方税計については、東京都が165.9で最も大きく、次いで、愛知県が118.6となっている。一方、沖縄県が67.1

第14表 住民税、事業税及び地方消費税の収入状況

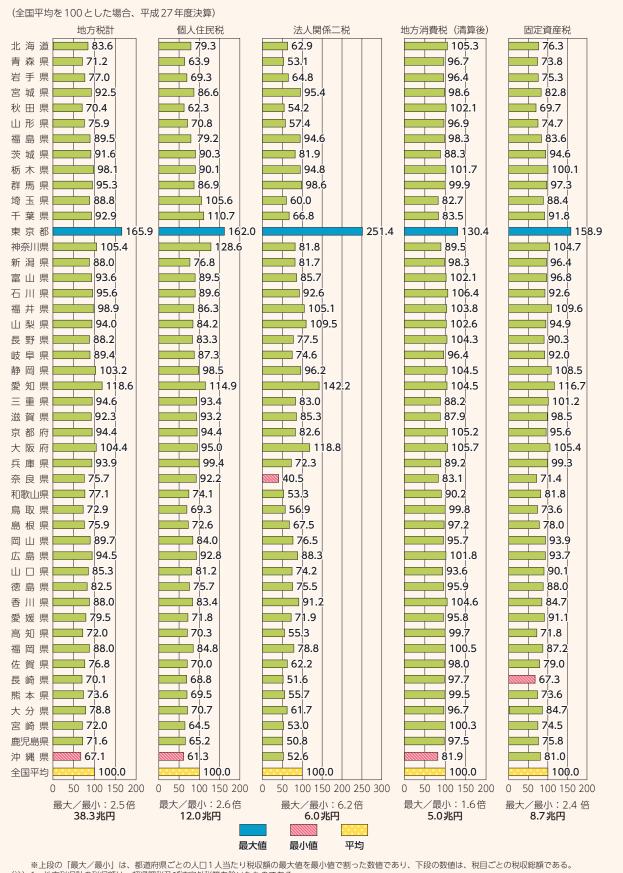
区				分	収入	额	増 減 率		
				73	平成27年度	平成26年度	27 年 度	26 年 度	
					億円	億円	%	%	
住		民		税	156,585	157,368	△ 0.5	4.1	
個]	人		分	123,954	122,168	1.5	1.8	
法		人		分	31,677	34,076	△ 7.0	13.7	
利		子	子割		954	1,124	△ 15.1	△ 2.2	
事		業		税	37,034	32,032	15.6	12.2	
個]	人		分	1,939	1,864	4.0	2.8	
法	.	人		分	35,095	30,168	16.3	12.8	
地	方	消	費	税	49,742	31,064	60.1	17.2	
地	方	税	合	計	390,986	367,855	6.3	4.0	

で最も小さく、次いで長崎県の70.1となっている。東京都と沖縄県で比較すると、約2.5倍の格差となっている。

個別の税目ごとに比較してみると、個人住民税については、最も大きい東京都が162.0、最も小さい沖縄県が61.3で、約2.6倍の格差となっている。法人関係二税については、東京都が251.4で最も大きく、次いで、愛知県が142.2となっている。一方、奈良県が40.5で最も小さく、次いで鹿児島県の50.8となっている。東京都と奈良県を比較すると、約6.2倍の格差となっている。地方消費税については、最も大きい東京都が130.4、最も小さい沖縄県が81.9で、約1.6倍の格差となっている。固定資産税については、最も大きい東京都が158.9、最も小さい長崎県が67.3で、約2.4倍の格差となっている。

このように、地方税収については、各税目とも都道府県ごとに偏在性があるが、その度合いについては、 法人関係二税の格差が特に大きく、地方消費税の偏在性は比較的小さくなっている。

第27図 地方税計、個人住民税、法人関係二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数



上政の「最大人を対する、都直別派にこの代目でも近いである。 地方税収計の税収額は、超過課税及び法定外税等を除いたものである。 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。 法人関係二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別譲与税を含まない。)の合計額であり、超過課税分等を除く。 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。 人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

(ア)道府県税の収入状況

道府県税(都道府県の地方税の決算額から東京都が徴収した市町村税相当額を除いた額をいう。以下同じ。)の収入額は18兆222億円で、前年度と比べると14.9%増(前年度6.2%増)となっている。

道府県税収入額の税目別内訳は、**第28**図のとおりであり、道府県民税が6兆1,105億円で道府県税総額の33.9%(前年度39.4%)と最も大きな割合を占め、事業税が3兆7,034億円で20.5%(同20.4%)となっており、これら二税で道府県税総額の54.5%(同59.8%)を占めている。

また、法人関係二税(道府県民税の法人分及び法人事業税)は4兆3,530億円で、道府県税総額に占める割合は24.2%(前年度25.4%)となっている。

各税目の収入額を前年度と比べると、収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税である 普通税(18兆123億円)は14.9%増(前年度6.2%増)となっている。

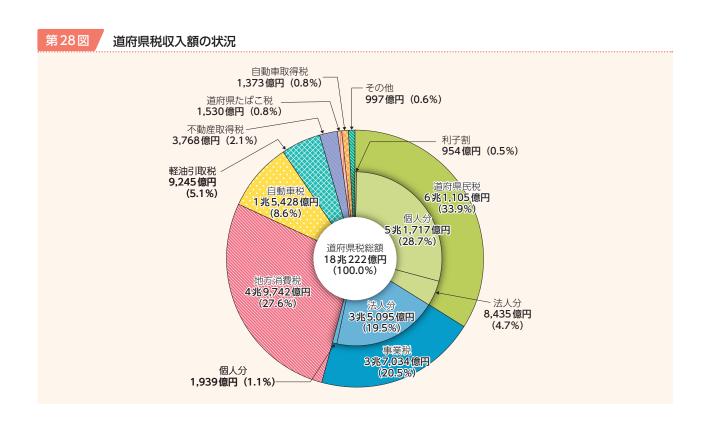
普通税のうち、道府県民税については、個人分(5兆1,717億円)が1.4%増(前年度2.3%増)、法人分(8,435億円)が12.4%減(同14.6%増)、利子割(954億円)が15.1%減(同2.2%減)となっており、道府県民税全体では1.1%減(同3.9%増)となっている。

また、事業税については、全体の94.8%を占める法人分(3兆5,095億円)が16.3%増(前年度12.8%増)となったこと等から、事業税全体(3兆7,034億円)では15.6%増(同12.2%増)となっている。

なお、地方消費税(4兆9,742億円)は60.1%増(前年度17.2%増)、自動車税(1兆5,428億円)は0.9%減(同1.2%減)、不動産取得税(3.768億円)は1.4%増(同4.1%増)となっている。

特定の費用に充てるために課される税である目的税(99億円)は3.5%減(前年度6.0%増)となっている。

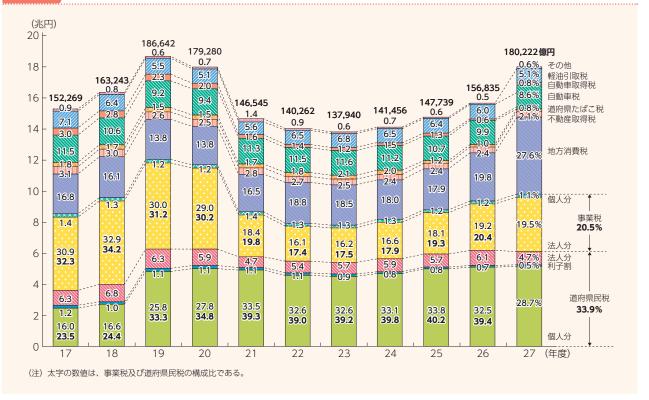
近年の道府県税収入額の推移は、第29回のとおりである。



10

11

第29図 道府県税収入額の推移



(イ)市町村税の収入状況

市町村税(市町村の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額を加えた額をいう。以下同じ。)の収入額は21兆763億円で、前年度と比べると0.1%減(前年度2.4%増)となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、第30図のとおりであり、市町村民税が9兆5,480億円で市町村税総額の45.3%(前年度45.3%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が8兆7,550億円で41.5%(同41.6%)となっており、これら二税で市町村税総額の86.8%(同86.9%)を占めている。

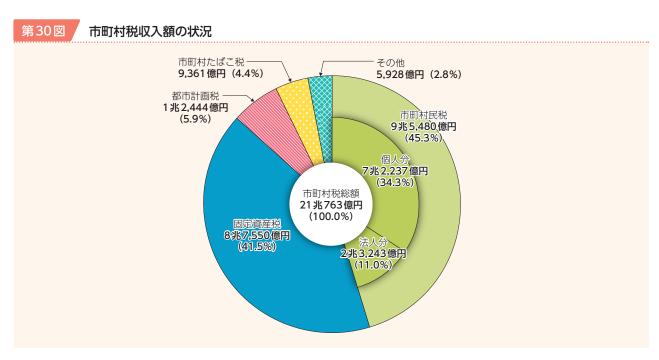
各税目の収入額を前年度と比べると、普通税(19兆4,465億円)は0.2%減(前年度2.5%増)となっている。

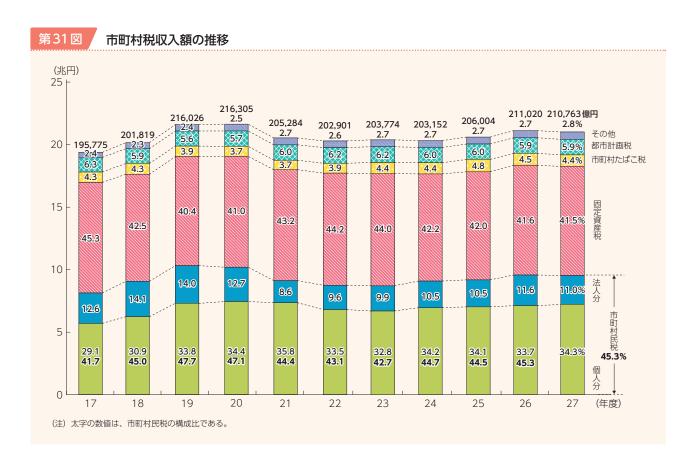
普通税のうち、市町村民税については、個人分(7兆2,237億円)が1.5%増(前年度1.4%増)、法人分(2兆3,243億円)が4.9%減(同13.3%増)となっており、市町村民税全体(9兆5,480億円)では0.1%減(同4.2%増)となっている。また、固定資産税(8兆7,550億円)は0.2%減(同1.3%増)となっている。

目的税(1兆6,298億円)は0.4%増(前年度1.5%増)となっている。

目的税のうち、都市計画税(1兆2,444億円)は0.0%増(前年度1.4%増)となり、事業所税(3,613 億円)は1.6%増(同2.1%増)となっている。

近年の市町村税収入額の推移は、第31図のとおりである。





(ウ)法定外普通税[資料編:第13表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、地方公共団体ごとの特有な財政需要を充足す るため、法定外普通税を設けることができる。法定外普通税の収入額は415億円であり、前年度と比べる と26.0%増(前年度26.3%増)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が397億円で、前年 度と比べると 27.3% 増(前年度 28.9% 増)、市町村が 18 億円で、前年度と比べると 3.0% 増(同7.4% 減) となっている。

(工)法定外目的税[資料編:第14表]

地方公共団体は、地方税法で規定されている税目のほかに、条例で定める特定の費用に充てるため、法定

外目的税を設けることができる。法定外目的税の収入額は102億円であり、前年度と比べると2.1%増(前年度6.5%増)となっている。これを団体種類別にみると、都道府県が89億円で、前年度と比べると2.1%増(前年度8.4%増)、市町村が13億円で、前年度と比べると1.5%増(同5.3%減)となっている。

(才)超過課税[資料編:第15表]

地方公共団体は、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に、その税率を超える税率を定めることができる。この標準税率を超えて課税された部分である超過課税による収入額は、6,081億円で、前年度と比べると2.7%増(前年度12.6%増)となっている。これを団体種類別にみると、道府県税が2,866億円で、前年度と比べると3.5%増(前年度14.0%増)、市町村税が3,215億円で、前年度と比べると1.9%増(同11.4%増)となっている。

√ 地方譲与税[資料編:第20表]

3

4

5

10

11

地方譲与税には、市町村に譲与される自動車重量譲与税、都道府県及び市町村に譲与される地方揮発油譲 与税、都道府県及び政令指定都市に譲与される石油ガス譲与税、空港の騒音対策等の財源として空港関係都 道府県及び市町村に譲与される航空機燃料譲与税、開港所在市町村に譲与される特別とん譲与税、地方法人 特別税の税収の全額が都道府県に譲与される地方法人特別譲与税がある。

地方譲与税の決算額は2兆6,792億円で、前年度と比べると8.8%減(前年度14.8%増)となっている。 また、歳入総額に占める割合は2.6%(前年度2.9%)となっている。

地方譲与税の内訳をみると、自動車重量譲与税が2,644億円(対前年度比4.0%増)、地方揮発油譲与税が2,747億円(同6.2%増)、石油ガス譲与税が95億円(同0.8%減)、航空機燃料譲与税が155億円(同11.3%増)、特別とん譲与税が124億円(同0.2%減)、地方法人特別譲与税が2兆1,027億円(同11.9%減)となっている。

ウ 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収分を 補塡するために交付される減収補塡特例交付金である。

地方特例交付金の決算額は1,189億円で、前年度と比べると0.3%減(前年度5.0%減)となっている。 また、歳入総額に占める割合は0.1%(前年度0.1%)となっている。

■ 地方交付税[資料編:第21表、第129表]

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方の固有財源である。また、その目的は、地方公共団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方公共団体の独立性を強化することである。

地方交付税の決算額は、17兆3,906億円で、前年度と比べると0.2%減(前年度0.9%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は17.1%(前年度17.1%)となっている。

地方交付税の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては8兆8,457億円で前年度と比べると0.4%減(前年度0.3%増)、市町村においては8兆5,449億円で前年度と比べると0.1%減(同2.2%減)となっており、その地方交付税総額に占める割合は、都道府県においては50.9%(同50.9%)、市町村においては49.1%(同49.1%)となっている。

平成27年度当初において地方公共団体に交付される通常収支分の地方交付税の総額は、地方財政計画において、前年度と比べて1,307億円減(0.8%減)の16兆7,548億円とされた。その算定基礎は、

- (ア) 国税四税(国税のうち所得税、法人税、酒税及び消費税)のそれぞれの収入見込額に一定割合を 乗じて算出した額(平成27年度においては、所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ33.1%に相 当する額、酒税の収入見込額の50%に相当する額並びに消費税の収入見込額の22.3%に相当する額) 13兆5,500億円から、19、20年度に係る精算額のうち27年度に精算すべき額2,486億円を減額 した国税四税の法定率分13兆3,013億円に、
- (イ) 「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第3号)による改正前の地方交付税法附 則第4条の2第2項の規定により加算することとされていた額3,926億円、
- (ウ) 平成23年度、26年度及び27年度地方財政対策覚書に基づく決算乖離是正加算額400億円、
- (工) 地方の財源不足の状況等を踏まえた別枠加算2,300億円、
- (才) 臨時財政対策特例加算1兆4,529億円

を加算した額である15兆4,169億円に

- (カ) 地方法人税の収入見込額4,770億円、
- (キ) 交付税特別会計における剰余金1,000億円、
- (ク) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金3,000億円、
- (ケ) 平成26年度からの繰越金9,224億円

を加算した上で、

(コ) 交付税特別会計における借入金償還額3.000億円及び利子充当額1.614億円 を控除した16兆7.548億円である。

これに、平成27年度補正予算(第1号)による、26年度の国税決算に伴う剰余金の地方交付税法定率分 の増額及び27年度の国税収入の増額補正に伴う地方交付税の法定率分の増加額(1兆3,113億円)のうち、 普通交付税の調整減額分(469億円)が追加交付された(その残余の額(1兆2.644億円)は28年度に交 付すべき地方交付税に加算。)。さらに、東日本大震災分として、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実 施のため、震災復興特別交付税が5,889億円交付された。これらの結果、平成27年度の地方交付税の総額 は17兆3,906億円となり、その内訳は普通交付税15兆7,964億円、特別交付税1兆53億円、震災復興特 別交付税5,889億円となっている。

なお、基準財政需要額は45兆5,077億円(財源不足団体分41兆2,440億円、財源超過団体分4兆2,637 億円)、基準財政収入額は30兆7,743億円(財源不足団体分25兆4,476億円、財源超過団体分5兆3,268 億円)で、財源不足額は15兆7.964億円となっている。

普通交付税の交付状況をみると、不交付団体は、都道府県では東京都の1団体である。他方、市町村では 前年度(54団体)より5団体増加し、59団体となっている。

一方、災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税の平成27年度の交付状況をみると、都道府県にお いては東京都を除く全団体に、市町村においては1,718団体に、それぞれ交付されており、震災復興特別 交付税は、東日本大震災の被災地方公共団体等に交付されている。

才 一般財源[資料編:第22表~第23表]

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額(これらに加え、都道府県に ついては、市町村から交付される市町村たばこ税都道府県交付金、市町村については、都道府県から交付さ れる地方消費税交付金等各種交付金を加えた合計額)であり、使途が特定されず、どのような経費にも使用 できる財源である。

一般財源の決算額は59兆2,873億円であり、前年度と比べると3.5%増(前年度2.9%増)となってい る。また、歳入総額に占める割合は58.2%(前年度56.1%)となっている。

なお、一般財源に臨時財政対策債(4兆4,337億円)を加えた決算額は、63兆7,210億円であり、前年 度と比べると1.6%増(前年度1.7%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は62.5%(前年度 61.5%) となっている。

また、地方交付税の決算額が地方税の決算額を上回っている団体数は1,034団体(前年度1,037団体) で、全体の58.6%に及んでいる。

力 国庫支出金 [資料編:第25表]

3

4

5

国庫支出金の決算額は15兆2,822億円で、前年度と比べると1.5%減(前年度6.0%減)となっている。また、歳入総額に占める割合は15.0%(前年度15.2%)となっている。

国庫支出金の内訳をみると、生活保護費負担金が2兆8,152億円で最も大きな割合(国庫支出金総額の18.4%)を占め、以下、社会資本整備総合交付金が1兆5,846億円(同10.4%)、普通建設事業費支出金が1兆5,467億円(同10.1%)、義務教育費負担金が1兆5,260億円(同10.0%)、児童手当等交付金が1兆3,963億円(同9.1%)となっており、これらの合計で国庫支出金総額の58.0%を占めている。

さらに、国庫支出金の内訳を団体種類別にみると、都道府県においては義務教育費負担金1兆5,260 億円(国庫支出金の24.2%)、普通建設事業費支出金9,676億円(同15.4%)の順となっている。一 方、市町村においては生活保護費負担金2兆6,730億円(国庫支出金の29.8%)、児童手当等交付金1兆 3,963億円(同15.5%)、障害者自立支援給付費等負担金1兆598億円(同11.8%)の順となっている。

また、国庫支出金の主な内訳を前年度と比べると、生活保護費負担金が0.9%増(前年度0.2%増)、社会資本整備総合交付金が10.4%減(同4.6%減)、普通建設事業費支出金が4.2%減(同8.4%減)、義務教育費負担金が1.2%増(同3.2%増)、児童手当等交付金が1.2%減(同1.6%減)、災害復旧事業費支出金が1.3%増(同17.3%減)等となっている。

丰 都道府県支出金[資料編:第25表]

市町村が都道府県から交付を受ける都道府県支出金(都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付するものと、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものをいう。)の決算額は3兆9,452億円で、前年度と比べると6.2%増(前年度5.7%増)となっている。

都道府県支出金の内訳をみると、国庫財源を伴うものが64.4%(前年度64.4%)、都道府県費のみのものが35.6%(同35.6%)となっている。

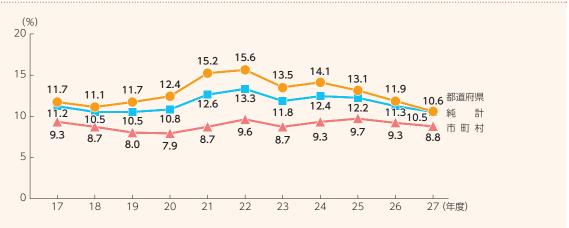
都道府県支出金の主な内訳を前年度と比べると、国庫財源を伴うものについては、障害者自立支援給付費等負担金が7.7%増(前年度6.8%増)、普通建設事業費支出金が11.6%減(同12.1%増)、児童手当等交付金が1.5%減(同1.2%減)、児童保護費等負担金が68.9%増(同9.4%増)等となっており、また、都道府県費のみのものについては、普通建設事業費支出金が2.7%減(同6.6%増)、災害復旧事業費支出金が5.0%減(同18.5%減)となっている。

グ 地方債[資料編:第26表]

地方債の決算額は10兆6,880億円で、臨時財政対策債が減少したこと等により前年度と比べると7.2%減(前年度6.2%減)となっている。また、地方債依存度(歳入総額に占める地方債の割合)は、10.5%(前年度11.3%)となっている。近年の地方債依存度の推移は、第32図のとおりである。

地方債の決算額を団体種類別にみると、都道府県においては5兆5,281億円で、前年度と比べると10.0%減(前年度9.4%減)、市町村においては5兆1,871億円で、前年度と比べると3.9%減(同2.3%減)

第32図 地方債依存度の推移



となっている。

ケ その他の収入

(ア)使用料、手数料[資料編:第28表]

使用料は、地方公共団体の公の施設の利用等の対価としてその利用者等から徴収するものであり、手数料は、特定の者のために行う当該地方公共団体の事務に要する費用に充てるために徴収するものである。

使用料及び手数料の決算額は2兆1,762億円で、前年度と比べると3.4%増(前年度4.4%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は2.1%(前年度2.1%)となっている。

使用料の決算額は1兆5,986億円で、前年度と比べると4.7%増(前年度5.9%増)となっている。その内訳をみると、公営住宅使用料が5,589億円(対前年度比0.0%増)で最も大きな割合を占め、以下、高等学校等の授業料が2,076億円(同59.0%増)、保育所使用料が1,931億円(同4.5%減)の順となっている。また、手数料の決算額は5,775億円で、前年度と比べると0.2%増(前年度0.5%増)となっている。その内訳をみると、法定受託事務に係るものが786億円(対前年度比3.6%減)、自治事務に係るものが4,989億円(同0.8%増)となっている。

(イ) 繰入金 [資料編:第29表]

基金、地方公営事業会計等からの繰入金の決算額は3兆4,724億円で、前年度と比べると17.9%減(前年度19.7%増)となっている。また、歳入総額に占める割合は3.4%(前年度4.1%)となっている。

繰入金の内訳をみると、繰入金総額の97.0%(前年度97.6%)を占める積立金の取崩し等による基金からの繰入金は3兆3.694億円で、前年度と比べると18.4%減(同20.7%増)となっている。

また、地方公営事業会計からの繰入金は976億円で、前年度と比べると3.2%増(前年度10.0%減)となっている。

(ウ) その他[資料編:第10表、第30表]

その他の収入の決算額は11兆114億円で、前年度と比べると3.8%減(前年度3.1%増)となっている。 また、歳入総額に占める割合は10.8%(前年度11.2%)となっている。

その内訳をみると、貸付金元利収入等の諸収入が6兆2,133億円(対前年度比7.0%減)、繰越金が3兆3,165億円(同3.3%減)、分担金、負担金が6,030億円(同2.1%増)、財産収入が6,476億円(同2.2%増)、寄附金が2,310億円(同113.6%増)となっている。

4 地方経費の内容

歳出決算額について、支出の対象となる主な行政の目的に従って、生活・福祉の充実(民生費、労働費)、 教育と文化(教育費)、土木建設(土木費)、産業の振興(農林水産業費、商工費)、保健衛生(衛生費)、警察と消防(警察費、消防費)に分けてその状況をみると、以下のとおりである。

(1) 生活・福祉の充実

4

5

ア 社会福祉行政[資料編:第37表~第43表]

地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備及び運営、生活保護の実施等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である民生費の決算額は25兆2,548億円で、前年度と比べると3.3%増となっている。

このうち通常収支分は24兆6,411億円で、地域医療介護総合確保基金の拡充に伴う積立金の増加、子ども・子育て支援新制度による給付が増加したこと等により、前年度と比べると3.2%増となっており、東日本大震災分は6,137億円で、除染対策基金への積立金の増加等により、前年度と比べると8.4%増となっている。

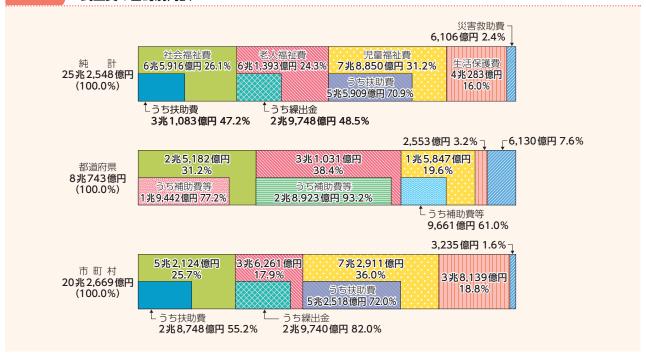
なお、民生費の歳出総額に占める割合は25.7% (都道府県15.9%、市町村35.8%) で、目的別歳出の中で、最も大きな割合となっている。

また、決算額を団体種類別にみると、市町村の民生費は都道府県のそれの約2.51倍となっている。

これは、児童福祉に関する事務及び社会福祉施設の整備・運営事務が主として市町村によって行われていることや、生活保護に関する事務が市町村(町村については、福祉事務所を設置している町村)によって行われていること等によるものである。

民生費の目的別の内訳をみると、第33図のとおりであり、児童福祉行政に要する経費である児童福祉費が最も大きな割合(民生費総額の31.2%)を占め、以下、障害者等の福祉対策や他の福祉に分類できない

第33図 民生費の目的別内訳



総合的な福祉対策に要する経費である社会福祉費(同26.1%)、老人福祉費(同24.3%)、生活保護費(同 16.0%)、非常災害によるり災者に対して行われる応急救助、緊急措置に要する経費等の災害救助費(同 2.4%) の順となっている。

各費目について性質別にみると、最も大きな割合を占めているのは、児童福祉費、社会福祉費及び生活保 護費においては扶助費(児童福祉費の70.9%、社会福祉費の47.2%、生活保護費の92.9%)、老人福祉費 においては繰出金(老人福祉費の48.5%)となっている。

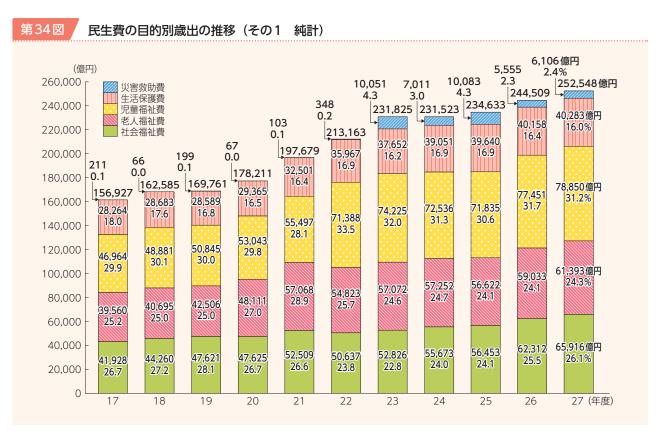
また、各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が1.8%増、社会福祉費が5.8%贈、老人福祉費 が4.0%増、生活保護費が0.3%増、災害救助費が9.9%増となっている。

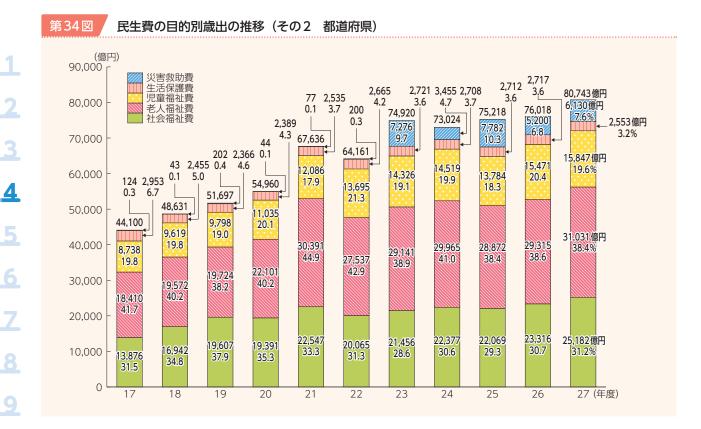
民生費の目的別歳出額の推移は、第34図のとおりである。

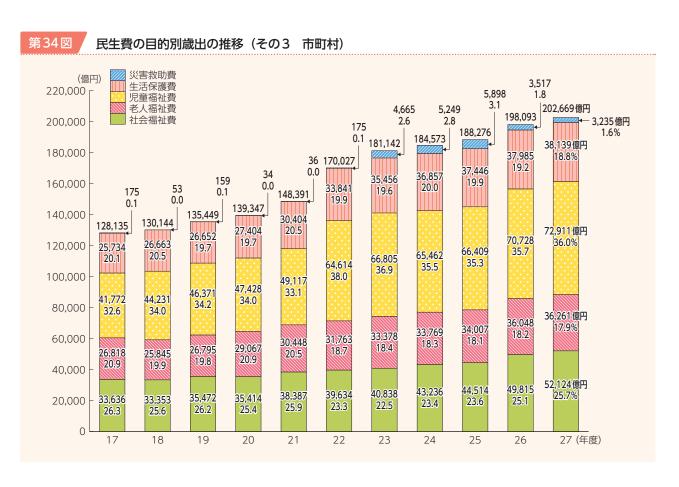
これらの各費目を10年前(平成17年度)と比べると、児童福祉費は1.7倍、社会福祉費は1.6倍、老人 福祉費は1.6倍、生活保護費は1.4倍となっている。民生費総額は1.6倍となっているが、これを団体種類 別にみると、都道府県においては、老人福祉費が1.7倍、社会福祉費が1.8倍となっている。これは、後期 高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民健康保険事業会計への都道府県の負担金の増加等を背景に、 老人福祉費や社会福祉費に係る補助費等が増加していること等によるものである。

また、市町村においては、児童福祉費が1.7倍、社会福祉費が1.6倍、生活保護費が1.5倍、老人福祉費 が1.4倍となっている。これは、児童手当制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び 社会福祉費に係る扶助費が、また後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計への繰出金の増加等を背景 に、老人福祉費に係る繰出金が、それぞれ増加していること等によるものである。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては老人福祉費の構成比(38.4%)が最も大き く、以下、社会福祉費(31.2%)、児童福祉費(19.6%)、災害救助費(7.6%)、生活保護費(3.2%)の 順となっている。







10

また、市町村においては児童福祉費の構成比 (36.0%) が最も大きく、以下、社会福祉費 (25.7%)、生活保護費 (18.8%)、老人福祉費 (17.9%)、災害救助費 (1.6%) の順となっている。

民生費の性質別の内訳をみると、**第35**図のとおりであり、児童手当の支給や生活保護に要する経費等の 扶助費が最も大きな割合(民生費総額の50.1%)を占め、以下、国民健康保険事業会計(事業勘定)、介護 保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等に対する繰出金(同17.4%)、補助費等(同15.3%)、人件費 (同7.1%)、物件費(同5.2%)、普通建設事業費(同2.5%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、扶助費が2.8%増、繰出金が6.1%増、補助費等が3.3%増、 人件費が0.5%増、物件費が1.0%減、普通建設事業費が10.9%減となっている。

民生費の扶助費について、補助事業と単独事業の割合を示すと、第36図のとおりである。

都道府県においては1,453億円(民生費の扶助費総額の18.8%)、市町村においては1兆7,187億円(同14.5%)が単独事業分となっている。

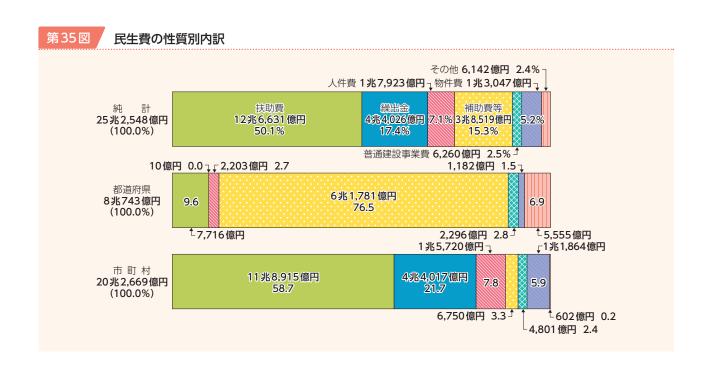
民生費の財源構成比の推移は、第37図のとおりである。

昭和50年代においては一般財源等と国庫支出金の割合がほぼ同じであったが、民生費における単独事業の充実、民生費に係る国庫補助負担率の引下げ、国庫補助負担金の一般財源化等を背景に、民生費の増加分の多くを一般財源等の充当で対応してきた結果、平成19年度までは一般財源等の割合が増加していた。平成20年度以降は、国の経済対策の実施、子ども手当の創設、東日本大震災への対応の影響等で国庫支出金の割合が増加していたが、24年度以降は一般財源等の割合が増加に転じている。

なお、地方公共団体の決算額において、社会福祉行政や保健衛生(本項目(5))等のうち、社会保障施策に要する経費は17兆7,669億円となっており、うち社会保障4経費(注)に則った範囲の社会保障給付に充てられる経費は14兆2,587億円となっている。

一方、平成26年4月1日から引き上げられた税率に係る27年度の地方消費税収入の額は2兆929億円、27年度の消費税の地方交付税法定率分は3兆8.860億円で、その合計は、5兆9.789億円となっている。

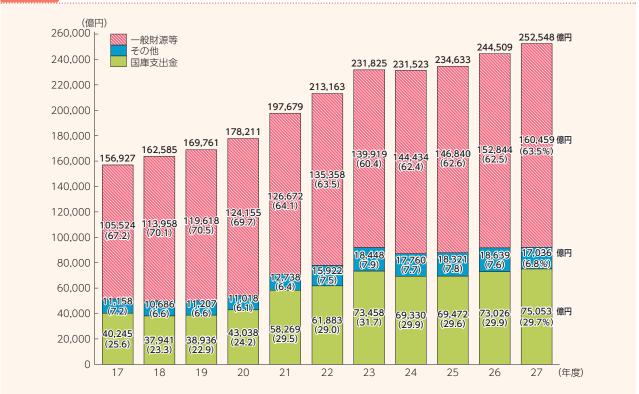
(注)「消費税法」(昭和63年法律第108号)第1条第2項に規定された、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。







地方経費の内容



才 労働行政[資料編:第49表~第50表]

地方公共団体は、就業者の福祉向上を図るため、職業能力開発の充実、金融対策、失業対策等の施策を 行っている。

これらの諸施策に要する経費である労働費の決算額は3,997億円で、前年度と比べると5.8%減となって いる。

このうち通常収支分は3,269億円で、緊急雇用創出事業の減少等により、前年度と比べると9.5%減と なっており、東日本大震災分は728億円で、積立金の増加等により、前年度と比べると15.0%増となって いる。

なお、労働費の歳出総額に占める割合は0.4%(都道府県0.6%、市町村0.2%)となっている。

労働費の目的別の内訳をみると、失業対策費が労働費総額の11.1%を占め、金融対策、福祉対策、職業 訓練等に要する経費であるその他の経費が残りの88.9%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、失業対策費が27.6%増となっており、その他の経費が8.8% 減となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては失業対策費が16.6%、その他の経費が 83.4%となっている。一方、市町村においては失業対策費が0.9%、その他の経費が99.1%となっている。

労働費の性質別の内訳をみると、第38図のとおりであり、補助費等が最も大きな割合(労働費総額の 32.0%) を占め、以下、物件費(同30.0%)、人件費(同17.0%)、貸付金(同12.6%)、積立金(同 5.3%)、普通建設事業費(同2.5%)、失業対策事業費(同0.0%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が33.8%減、積立金が154.9%増、補助費等が 30.2%増、人件費が1.7%減、貸付金が7.5%減、普通建設事業費が6.6%減、失業対策事業費が29.5%減 となっている。



(2) 教育と文化[資料編:第67表~第72表]

地方公共団体は、教育の振興と文化の向上を図るため、学校教育、社会教育等の教育文化行政を行っている。

これらの教育施策に要する経費である教育費の決算額は16兆7,955億円で、前年度と比べると0.8%増 となっている。

このうち通常収支分は16兆4,374億円で、高等学校等就学支援金等による補助費等の増加、子ども・子育て支援新制度による給付が増加したこと等により、前年度と比べると0.8%増となっており、東日本大震災分は3.582億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると2.7%増となっている。

また、教育費の歳出総額に占める割合は17.1%(都道府県21.7%、市町村10.4%)となっており、歳出総額の中で民生費に次いで大きな割合を占めている。

教育費の目的別の内訳をみると、第39図のとおりであり、小学校費が最も大きな割合(教育費総額の28.7%)を占め、以下、教職員の退職金や私立学校の振興等に要する経費である教育総務費(同17.3%)、中学校費(同16.8%)、高等学校費(同13.6%)、体育施設の建設・運営や体育振興及び義務教育諸学校等の給食等に要する経費である保健体育費(同8.2%)、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設等に要する経費である社会教育費(同7.4%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、小学校費が0.1%減、教育総務費が2.3%増、中学校費が0.6%減、高等学校費が1.7%増、保健体育費が0.4%増、社会教育費が2.4%増となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては小学校費が最も大きな割合(30.7%)を占め、以下、高等学校費(19.4%)、教育総務費(19.2%)、中学校費(18.4%)の順となっている。

また、市町村においても、小学校費が最も大きな割合(24.5%)を占め、以下、保健体育費(21.0%)、 社会教育費(18.3%)の順となっている。

教育費の性質別の内訳をみると、**第40図**のとおりであり、人件費が最も大きな割合(教育費総額の60.4%)を占め、以下、物件費(同13.9%)、義務教育施設整備等の経費である普通建設事業費(同13.2%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が微減、物件費が3.3%増、普通建設事業費が3.2%減となっている。

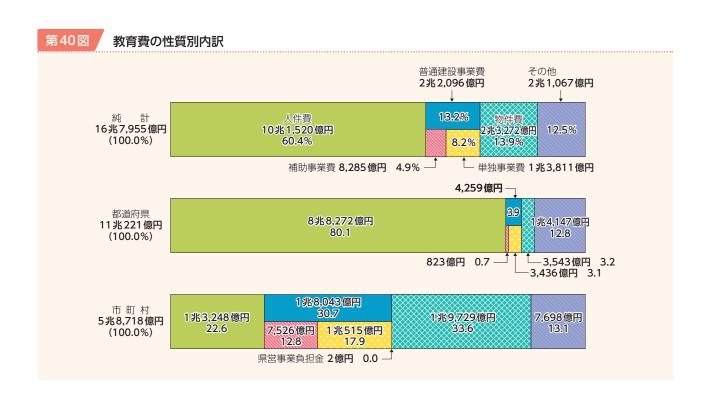
性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては、都道府県立学校教職員の人件費のほか、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費を負担していることから、人件費が大部分(80.1%)を占めている。市町村においては、物件費が最も大きな割合(33.6%)を占め、以下、普通建設事業費(30.7%)、人件

費(22.6%)の順となっている。

5

9

第39図 教育費の目的別内訳 その他 社会教育費 保健体育費 1兆2,498億円 1兆3,740億円 1兆3,333億円 中学校費 高等学校費 2兆8,290億円2兆2,848億円 純 計 小学校費 教育総務書 16兆7,955億円 4兆8,169億円 2兆9,077億円 8.0% (100.0%) 28.7% 16.8% 13.6% 17.3% 1,893億円 1,560億円 1兆119億円 1.4 都道府県 2兆269億円 18.4 3兆3,848億円 30.7 2兆1,398億円 19.4 2兆1,134億円 19.2 11兆221億円 9.2 (100.0%) 1,550億円 3,265 億円 市町村 8,067億円 13.7 1兆4,378億円 1兆736億円 1兆2,324億円 8,398億円 5兆8,718億円 5.6 24.5 18.3 21.0 14.3 (100.0%)



土木建設[資料編:第58表~第63表] (3)

地方公共団体は、地域の基盤整備を図るため、道路、河川、住宅、公園等の公共施設の建設、整備等を行 うとともに、これらの施設の維持管理を行っている。

これらの諸施策に要する経費である土木費の決算額は11兆7,072億円で、前年度と比べると2.8%減と なっている。

このうち通常収支分は10兆7,597億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると3.9%減 となっており、東日本大震災分は8,534億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると 11.0%増となっている。

また、土木費の歳出総額に占める割合は11.9%(都道府県10.3%、市町村11.8%)となっており、歳

出総額の中で民生費、教育費、公債費に次いで大きな割合を占めている。

土木費の目的別の内訳をみると、**第41**図のとおりであり、街路、公園、下水道等の整備、区画整理等に要する経費である都市計画費が最も大きな割合(土木費総額の35.7%)を占め、以下、道路・橋りょうの新設、改良等に要する経費である道路橋りょう費(同33.3%)、住宅費(同11.0%)、河川の改修、海岸の保全等に要する経費である河川海岸費(同10.8%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、都市計画費が1.8%減、道路橋りょう費が3.7%減、住宅費が3.7%減、河川海岸費が3.7%減となっている。

目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費が最も大きな割合(41.4%)を占め、以下、河川海岸費(21.1%)、都市計画費(17.1%)の順となっている。

一方、市町村においては都市計画費が最も大きな割合(50.1%)を占め、以下、道路橋りょう費(26.6%)、住宅費(12.0%)の順となっている。

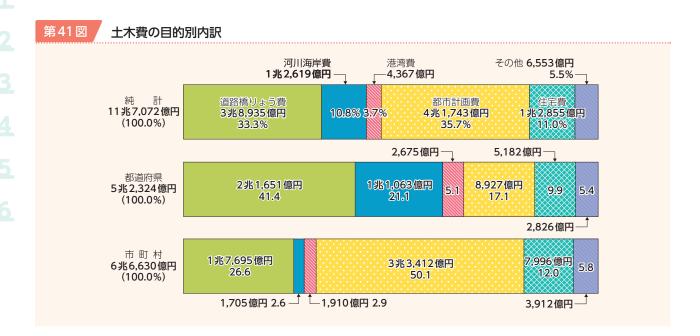
土木費の性質別の内訳をみると、**第42図**のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(土木費総額の60.5%)を占め、以下、補助費等(同8.1%)、下水道事業会計等への繰出金(同7.9%)、人件費(同7.3%)の順となっている。

さらに、土木費における普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が35.3%、単独事業費が20.1%、国直轄事業負担金が5.1%となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては補助事業費が42.6%、単独事業費が22.3%であり、市町村においても補助事業費(29.0%)が単独事業費(18.5%)を上回っている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、補助事業費が6.6%減、単独事業費が0.2%増、国直轄事業 負担金が2.5%増となっている。

なお、地方公共団体は、交通事故等の防止を図るため、交通安全施設の設置及び補修、交通安全運動の推進等の道路交通安全対策事業を実施している。道路交通安全対策費として支出された経費(土木費以外の費目に係るものを含み、人件費を除く。)は5,723億円で、前年度と比べると14.5%増となっている。

道路交通安全対策経費の内訳をみると、横断歩道や道路標識等交通安全施設の設置費の構成比が最も大きな割合(61.2%)を占め、以下、交通安全運動等に要する経費(31.4%)、施設補修費(7.4%)の順となっている。

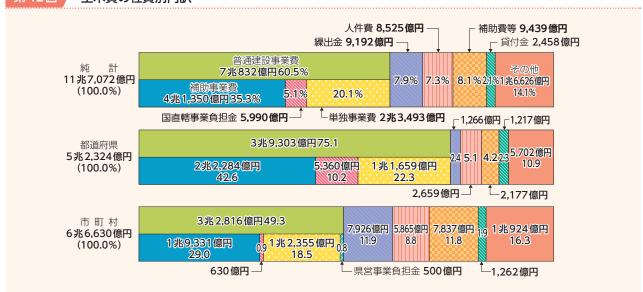


3

4

5

第42図 土木費の性質別内訳



(4) 産業の振興

ア 農林水産行政[資料編:第51表~第56表]

地方公共団体は、農林水産業の振興と食料の安定的供給を図るため、生産基盤の整備、構造改善、消費流通対策、農林水産業に係る技術の開発・普及等の従来の施策に加え、6次産業化等の推進、人口減少社会における農村漁村の活性化等の施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である農林水産業費の決算額は3兆2,182億円で、前年度と比べると3.9%減となっている。

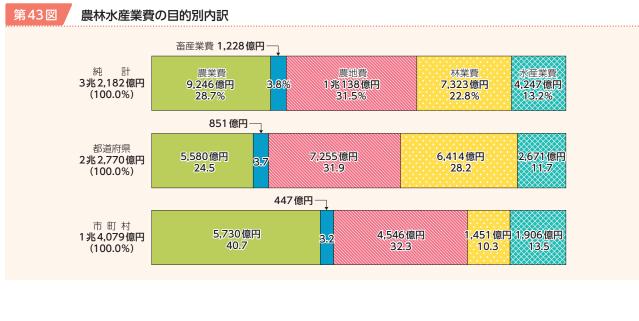
このうち通常収支分は2兆9,774億円で、普通建設事業費の減少等により、前年度と比べると4.5%減となっており、東日本大震災分は2,408億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると4.7%増となっている。

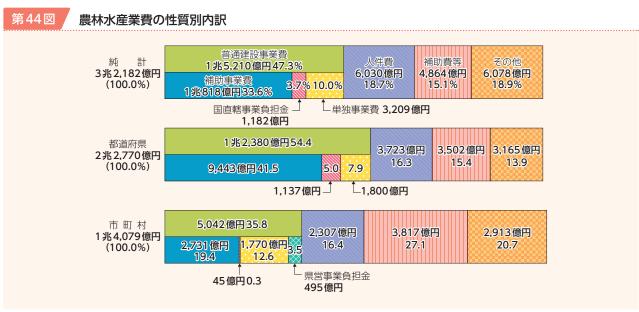
また、農林水産業費の歳出総額に占める割合は3.3%(都道府県4.5%、市町村2.5%)となっている。

農林水産業費の目的別の内訳をみると、**第43図**のとおりであり、農業基盤整備等に要する経費である農地費が最も大きな割合(農林水産業費総額の31.5%)を占め、以下、農業費(同28.7%)、林業費(同22.8%)、水産業費(同13.2%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、農地費が3.3%減、農業費が0.9%増、林業費が13.2%減、水産業費が2.0%増となっている。

農林水産業費の性質別の内訳をみると、第44図のとおりであり、普通建設事業費が最も大きな割合(農林水産業費総額の47.3%)を占め、以下、人件費(同18.7%)、補助費等(同15.1%)の順となっている。また、各費目の決算額を前年度と比べると、普通建設事業費が5.4%増、人件費が1.4%減、補助費等が71.1%増となっている。





▲ 商工行政[資料編:第57表]

地方公共団体は、地域における商工業の振興とその経営の強化等を図るため、中小企業の経営力・技術力の向上、地域エネルギー事業の推進、企業誘致、消費流通対策等様々な施策を行っている。

これらの諸施策に要する経費である商工費の決算額は5兆5,161億円で、前年度と比べると0.1%増となっている。

このうち通常収支分は5兆1,687億円で、補助費等の増加等により、前年度と比べると0.7%増となっており、東日本大震災分は3.474億円で、前年度と比べると7.4%減となっている。

また、商工費の歳出総額に占める割合は5.6% (都道府県7.2%、市町村3.4%) となっている。

商工費の性質別の内訳をみると、**第45図**のとおりであり、貸付金が最も大きな割合(商工費総額の69.8%)を占め、以下、補助費等(同12.6%)、普通建設事業費(同5.1%)の順となっている。

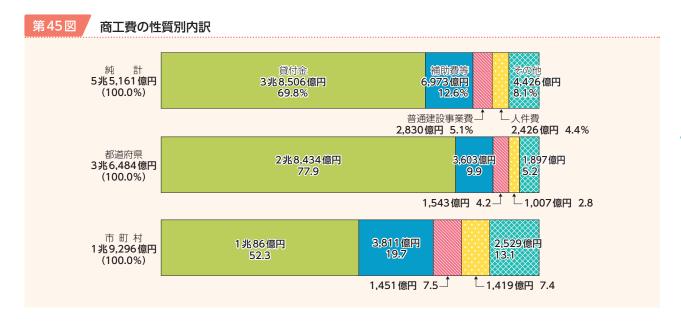
また、各費目の決算額を前年度と比べると、貸付金が5.7%減、補助費等が28.5%増、普通建設事業費が6.7%減となっている。

性質別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては貸付金が最も大きな割合(77.9%)を占め、次いで補助費等(9.9%)となっている。

また、市町村においても貸付金が最も大きな割合(52.3%)を占め、次いで補助費等(19.7%)となっ

4

ている。



保健衛生[資料編:第44表~第48表] (5)

地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に 係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を 行っている。

これらの諸施策に要する経費である衛生費の決算額は6兆3.018億円で、前年度と比べると2.6%増と なっている。

このうち通常収支分は6兆1.696億円で、ごみ処理施設建設等による普通建設事業費の増加等により、 前年度と比べると1.8%増となっており、東日本大震災分は1,322億円で、前年度と比べると60.1%増と なっている。

また、衛生費の歳出総額に占める割合は6.4%(都道府県3.5%、市町村8.3%)となっている。

衛生費の目的別の内訳をみると、第46図のとおりであり、保健衛生、精神衛生及び母子衛生等に要する 経費である公衆衛生費が最も大きな割合(衛生費総額の59.8%)を占め、次いで一般廃棄物等の収集処理 等に要する経費である清掃費(同36.7%)となっている。これらの経費を合わせると、衛生費全体の 96.5%を占める。

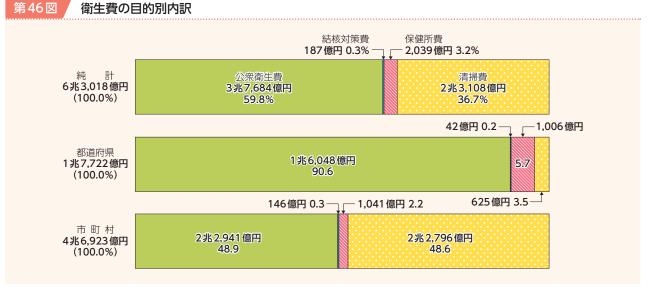
目的別の構成比を団体種類別にみると、都道府県においては公衆衛生費が大部分(90.6%)を占め、市 町村においては清掃費(52.7%)、公衆衛生費(45.0%)の順となっている。

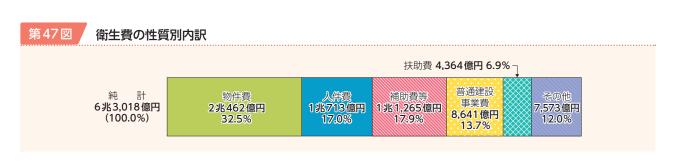
また、各費目の決算額を前年度と比べると、公衆衛生費が3.1%増、清掃費が2.1%増となっている。

衛生費の性質別の内訳をみると、第47図のとおりであり、ごみ処理等の委託に要する経費等である物件 費が最も大きな割合(衛生費総額の32.5%)を占め、以下、補助費等(同17.9%)、清掃関係職員、公衆 衛生関係職員の職員給等である人件費(同17.0%)、普通建設事業費(同13.7%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、物件費が0.1%減、補助費等が0.1%減、人件費が0.6%減、 普通建設事業費が9.1%増となっている。







(6) 警察と消防

ア 警察行政[資料編:第65表~第66表]

都道府県は、犯罪の防止、交通安全の確保その他地域社会の安全と秩序を維持し、国民の生命、身体及び 財産を保護するため、警察行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である警察費の決算額は3兆2,311億円で、前年度と比べると1.1%増となっている。

このうち通常収支分は3兆2,241億円で、前年度と比べると1.0%増となっており、東日本大震災分は70億円で、前年度と比べると10.0%増となっている。

また、警察費の歳出総額に占める割合は3.3%(都道府県歳出総額の6.4%)となっている。

警察費の性質別の内訳をみると、第48図のとおりであり、警察官の職員給等である人件費が最も大きな割合(警察費総額の81.5%)を占め、以下、物件費(同10.7%)、警察施設、交通信号機の設置等に要する経費である普通建設事業費(同6.5%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.2%増、物件費が0.8%減、普通建設事業費が8.0%増となっている。

なお、国家公務員である警視正以上の階級にある地方警務官を除く都道府県警察職員総数は、平成28年4月1日現在、28万6,971人(前年同期28万5,751人)となっており、その内訳は、警察官25万9,158人(同25万8,076人)、警察事務職員等2万7,813人(同2万7,675人)となっている。

/ 消防行政[資料編:第64表]

地方公共団体は、火災、風水害、地震等の災害から国民の生命、身体及び財産を守り、これらの災害を防 除し、被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うため、消防行政を行っている。

これらの諸施策に要する経費である消防費の決算額は2兆969億円で、前年度と比べると1.4%減となっ ている。

このうち通常収支分は2兆482億円で、前年度と比べると1.3%減となっており、東日本大震災分は487 億円で、前年度と比べると6.7%減となっている。

また、消防費の歳出総額に占める割合は2.1%(都道府県0.4%、市町村3.5%)となっている。

消防費の性質別の内訳をみると、第49図のとおりであり、消防関係職員の職員給等である人件費が最も 大きな割合(消防費総額の63.3%)を占め、以下、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費で ある普通建設事業費(同22.7%)、物件費(同9.6%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、人件費が1.1%増、普通建設事業費が8.9%減、物件費が 1.0%増となっている。

なお、消防関係職員数は、平成28年4月1日現在、16万319人(前年同期15万9,589人)となってい る。



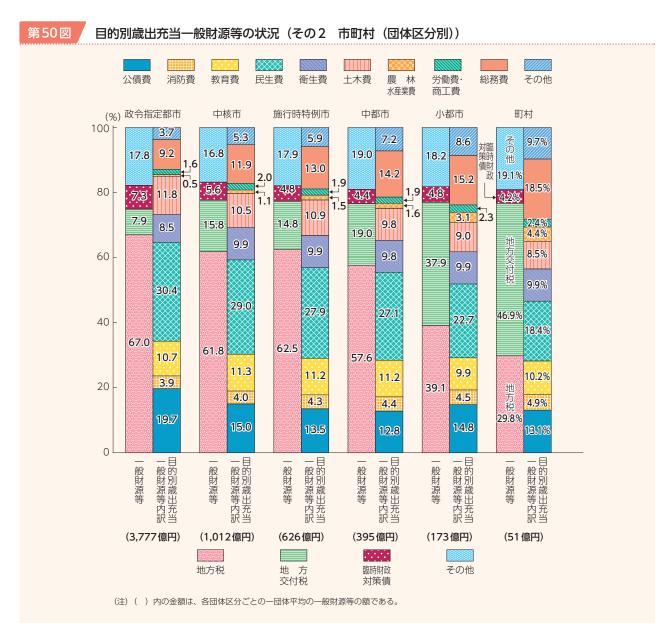
目的別歳出充当一般財源等の状況

使途の特定されていない財源である一般財源等の歳出への充当について、一般財源等を地方税、地方交付 税、臨時財政対策債及びその他に、歳出を目的別にそれぞれ分類した上で、東京都以外の道府県については 財政力指数段階グループ別に、市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。)については団体区分別に比較 してみると、第50図のとおりである。

第50図 目的別歳出充当一般財源等の状況(その1 都道府県(財政力指数別)) 市町村への 公債費 警察費 教育費 衛生費 土木費 農 林 労働費・ 総務費 民生費 その他 税関係交付金 水産業費 商工費 東京都 (%) 1.00321 $1.000 \sim 0.700 \ 0.700 \sim 0.500 \ 0.500 \sim 0.400 \ 0.400 \sim 0.300$ 0.300未満 100 | 2.9 7.6 4.8 1.4 3.9 2.1 6.3 12.5 5.9 11.2 12.9 13.8 1.9 13.0 6.8 他 7.1% 2.6 2.3 1.2 2.9 2.1 3.7 11.7% 11.7% 3.5% 8.0% 4.0% 0.0 11.9 3.8 2.5 2.4 8.7 7,9 9.0 2.1 2.9 4.5 臨時財政対策債 80 4.6% 3.2 20.0 0.2 7.4 3.3% 11.2 17.8 19.2 3.5 17.7 16.1% 27.4 地方表 38.3 13.7 60 46.5 26.9 23.5 25.2 53.9% 21.9% 12.6 23.1 86.2 40 9.1 6.7 67.6 9.7 5.7% 7.7 6.0 50.7 41.9 24.4 18.3 20 19.6 地 24.8% 32.6 22.7 方税 23.7 26.4% 11.5 8.9 7.6 6.0 5.1% 0 一般財源等內訳目的別歳出充当 一般財源等內訳目的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 一般財源等内訳品的別歳出充当 般財源等內訳品的別歳出充当 一般財源等内訳目的別歳出充当 般財源等 般財源等 般財源等 般財源等 般財源等 (14,794億円) (59,873億円) (6,942億円) (5,763億円) (4,146億円) (3,210億円) 地方税 地 方 臨時財政 その他 交付税 対策債 東京都以外の道府県は、財政力指数によるB~Eのグループごとの加重平均である。 (注) 1 グループ別の該当団体

- 受知県、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、静岡県 茨城県、栃木県、兵庫県、福岡県、群馬県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、岐阜県、 福島県、岡山県
- 是野県、石川県、香川県、富山県、新潟県、山口県、北海道、奈良県、愛媛県 熊本県、山梨県、福井県、大分県、山形県、岩手県、青森県、佐賀県、鹿児島県、宮崎県、徳島県、和歌山県、 長崎県、沖縄県
- E 秋田県、鳥取県、高知県、島根県 3 () 内の金額は、各グループごとの一団体平均の一般財源等の額である。

<u>10</u>



5 地方経費の構造

地方公共団体の経費を経済的な性質に着目して分類すると、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別されるが、これらの状況をみると、以下のとおりである。

(1) 義務的経費[資料編:第73表]

4

5

人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の決算額は48兆8,013億円で、前年度と比べると0.1% 増となっている。

このうち通常収支分は48兆7,380億円で、扶助費が、子ども・子育て支援新制度による給付の増加等により、前年度と比べると3.3%増となっており、東日本大震災分は633億円で、緊急防災・減災事業債に係る元利償還金の増加等による公債費の増等により、前年度と比べると229.5%増となっている。

また、義務的経費の歳出総額に占める割合は49.6%で、前年度と比べると0.1ポイントの上昇となっている。

義務的経費の内訳をみると、人件費が22兆5,655億円で、義務的経費に占める割合は46.2%(前年度46.2%)、公債費が12兆9,014億円で、義務的経費に占める割合は26.4%(同27.3%)、扶助費が13兆3,343億円で、義務的経費に占める割合は27.3%(同26.5%)となっている。

ア 人件費[資料編:第76表~第78表]

人件費は、職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等からなっている。

人件費の決算額は22兆5,655億円で、国家公務員の給与改定に準じた措置等による職員給の増加等により、前年度と比べると0.2%増(前年度1.6%増)となっており、団塊の世代の職員の退職に伴う退職金の増加等の影響で増加した平成19年度を除き、11年度をピークに年々低下してきたが、26年度から上昇に転じている。

このうち通常収支分は22兆5,283億円で、職員給の増加等により、前年度と比べると0.2%増となっており、東日本大震災分は372億円で、復旧・復興事業に係る職員給の減少等により前年度と比べると2.7%減となっている。

人件費の歳出総額に占める割合及び人件費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合の推移は、 第51図のとおりである。

人件費の歳出総額に占める割合は、前年度と同率の22.9%となっており、平成19年度以降、6年連続で低下してきたが、平成26年度以降は、ほぼ横ばいとなっている。

人件費の歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県(27.0%)が、市町村立義務教育諸学校教職員の給与を負担していることなどから、市町村(15.7%)を上回っている。

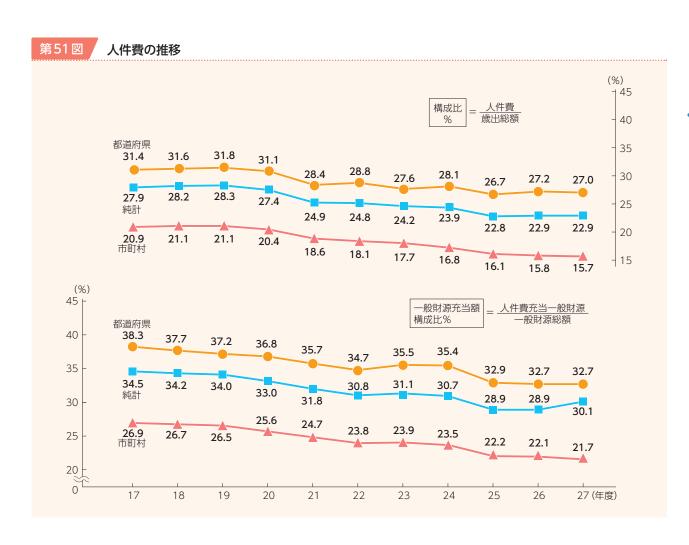
また、国家公務員の給与水準を100としたときの、地方公務員の給与水準を指すラスパイレス指数の推移は、第52図のとおりであり、平成28年4月1日現在のラスパイレス指数は99.3(対前年度比0.3ポイント上昇)となっている。

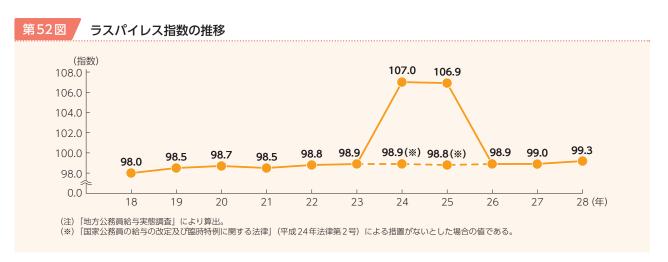
ラスパイレス指数を団体区分別にみると、都道府県100.3、政令指定都市100.1、都市99.1、町村96.3 となっている。

人件費の費目別の主な内訳をみると、第53図のとおりであり、職員給が最も大きな割合(人件費総額の70.3%)を占め、以下、地方公務員共済組合等負担金(同14.7%)、退職金(同9.2%)の順となっている。 各費目の決算額を前年度と比べると、職員給が0.2%増、地方公務員共済組合等負担金が0.3%減、退職金が1.8%減となっている。

人件費に充当された財源の内訳をみると、第54図のとおりであり、一般財源等が最も大きな割合(人件

費総額の88.2%) を占め、以下、国庫支出金(同7.7%)、使用料・手数料(同2.2%)の順となっている。 財源の内訳を団体種類別にみると、一般財源等の構成比は、市町村(91.7%)が都道府県(84.3%)を 上回っているのに対し、国庫支出金の構成比は、都道府県(12.1%)が市町村(0.7%)を上回っている。 これは、都道府県が負担している市町村立義務教育諸学校教職員の人件費について、国庫負担制度(義務 教育費国庫負担金) が設けられていること等によるものである。



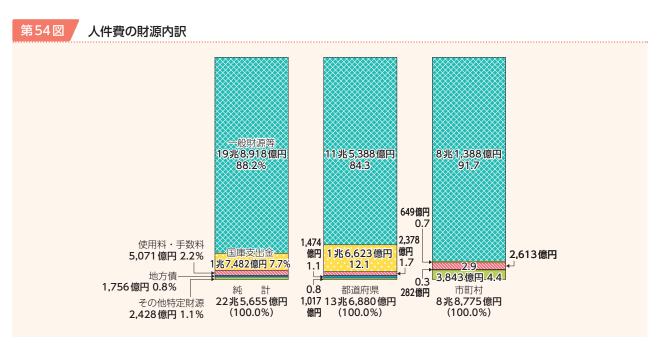


<u>5</u> 9 10

<u>2</u> <u>3</u>

<u>4</u> <u>5</u>

第53図 人件費の項目別内訳 86億円0.1 11億円0.0 _3,969億円2.9 1兆2,935億円5.8% その他・ 8,967億円10.0 2兆528億円 地方公務員 3兆3,273億円 1兆2,745億円 15.0 共済組合等 14.7% 14.4 負担金 2兆746億円 1兆2,085億円8.8 退職金 9.2% 8,661億円9.8 3兆3,521 億円 臨時職員給与 5兆3,339億円 24.5 1兆9.817億円 97億円 23.7% 22.3 0.0% 15兆8,701億円 10兆298億円 5兆8,402億円 70.3% 65.8 10兆5,265億円 46.6% 6兆6,766億円 3兆8,499億円 48.8 43.4 純 都道府県 市町村 22兆5,655億円 13兆6,880億円 8兆8,775億円 (100.0%)(100.0%)(100.0%)



(ア) 職員給 [資料編:第76表~第77表]

職員給の決算額は15兆8,701億円で、国家公務員の給与改定に準じた措置等により、前年度と比べると0.2%増となっている。平成11年度以来15年連続で減少してきたが、平成26年度から、上昇に転じた。なお、ピーク時の平成10年度と比較すると約8割まで減少している。

このうち通常収支分は15兆8,433億円で、前年度と比べると0.2%増となっており、東日本大震災分は372億円で、前年度と比べると2.7%減となっている。

職員給の主な内訳をみると、基本給が最も大きな割合(職員給総額の66.3%)を占め、次いでその他の手当(同33.6%)となっている。

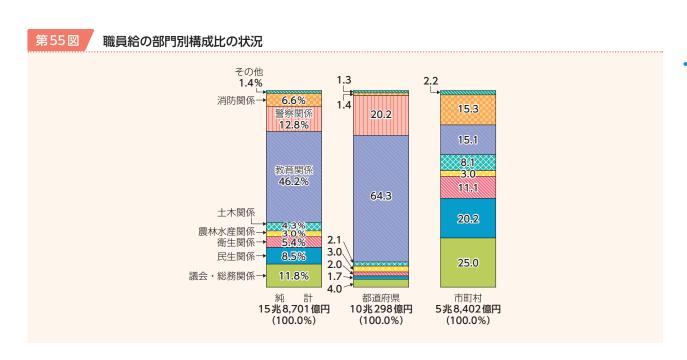
また、各費目の決算額を前年度と比べると、基本給が0.3%減、その他の手当が1.4%増となっている。 職員給の部門別構成比は、**第55図**のとおりであり、教育関係が最も大きな割合(職員給総額の46.2%) を占め、以下、警察関係(同12.8%)、議会・総務関係(同11.8%)、民生関係(同8.5%)、消防関係(同6.6%)、衛生関係(同5.4%)の順となっている。

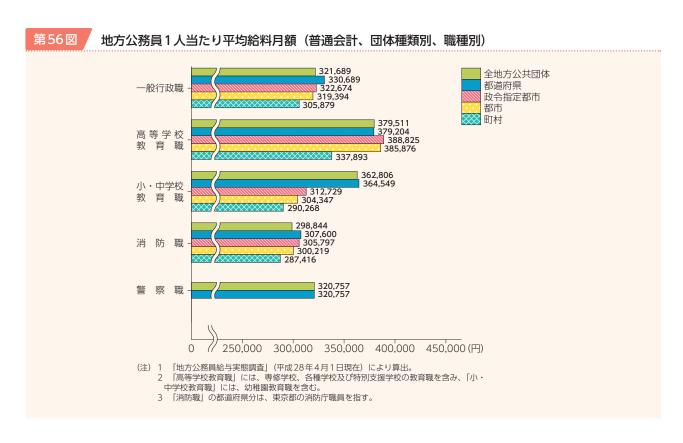
また、職員給の部門別構成比を団体種類別にみると、都道府県においては市町村立義務教育諸学校教職員

の人件費を負担していることから、教育関係が最も大きな割合(64.3%)を占め、警察関係(20.2%)と 合わせて全体の84.5%を占めている。

一方、市町村においては議会・総務関係が最も大きな割合(25.0%)を占めており、以下、民生関係 (20.2%)、消防関係(15.3%)、教育関係(15.1%)、衛生関係(11.1%)の順となっている。

次に、平成28年4月1日現在における地方公務員(普通会計分)1人当たりの平均給料月額を主な職種 別及び団体種類別にみると、第56図のとおりである。職種により平均給料月額に差があるのは、主として、 職種別の年齢構成、給料表の構造等の違いによるものである。





(イ)地方公務員の数[資料編:第78表]

地方公共団体の職員数(普通会計分)は、事務事業の見直し、組織の合理化、民間委託等の取組が行われたことなどから、平成7年以降21年連続して減少していたが、28年4月1日現在の職員数は237万9,723人で、前年同期と比べると336人増加(0.0%増)している。

職員の部門別構成比は、**第57**図のとおりであり、教育関係職員が最も大きな割合(全地方公務員数の43.1%)を占め、以下、一般行政関係職員(同38.1%)、警察関係職員(同12.1%)、消防関係職員(同6.7%)の順となっている。なお、職員構成比を団体種類別にみると、都道府県においては教育関係職員が62.4%、警察関係職員が20.2%、一般行政関係職員が16.1%を占め、市町村においては一般行政関係職員が70.9%、消防関係職員が14.8%、教育関係職員が14.3%を占めている。

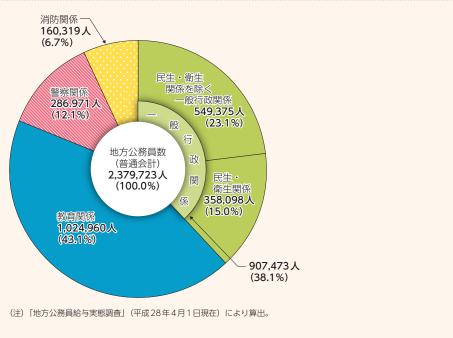


4

5

9

10

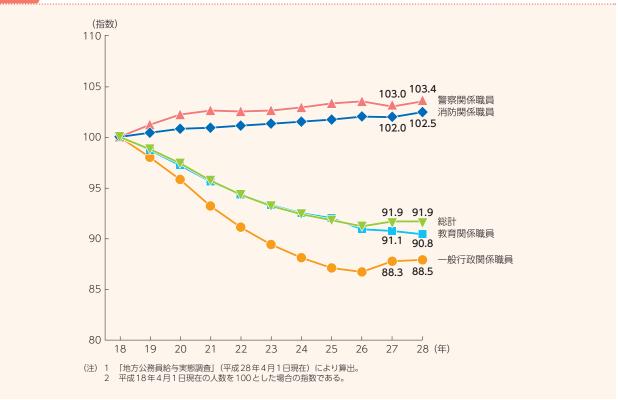


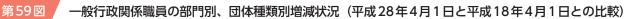
部門別職員数を前年同期と比べると、警察関係職員が1,220人増加、消防関係職員が730人増加、一般 行政関係職員が1,340人増加し、教育関係職員が2,954人減少している。一般行政関係職員の増減の内訳 をみると、議会・総務関係職員が1,645人増加、民生関係職員が1,323人増加、商工関係職員が679人増加し、衛生関係職員が812人減少、農林水産関係職員が625人減少、税務関係職員が352人減少、土木関係職員が314人減少している。

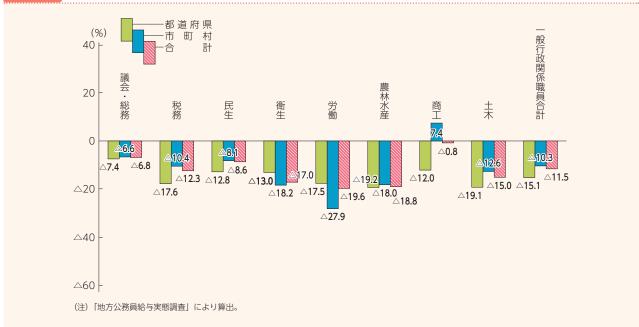
また、部門別職員数の推移は、**第58図**のとおりであり、近年は、教育関係職員が減少傾向にあり、消防関係職員、警察関係職員、一般行政関係職員が増加傾向にある。

さらに、10年前(平成18年4月1日現在)と比較した一般行政関係職員の部門別、団体種類別増減状況は、第59図のとおりである。









(ウ)地方議会議員の数

平成27年12月31日現在で、都道府県議会議員の定数は、2,701人(対前年度同期比同数)となってい る。また、市区町村議会議員の定数は、3万941人(対前年度同期比370人減少(1.2%減))となってい る。

才 扶助費[資料編:第81表]

3

4

5

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費である。

扶助費の決算額は13兆3,343億円で、前年度と比べると3.2%増となっており、15年連続で増加している。

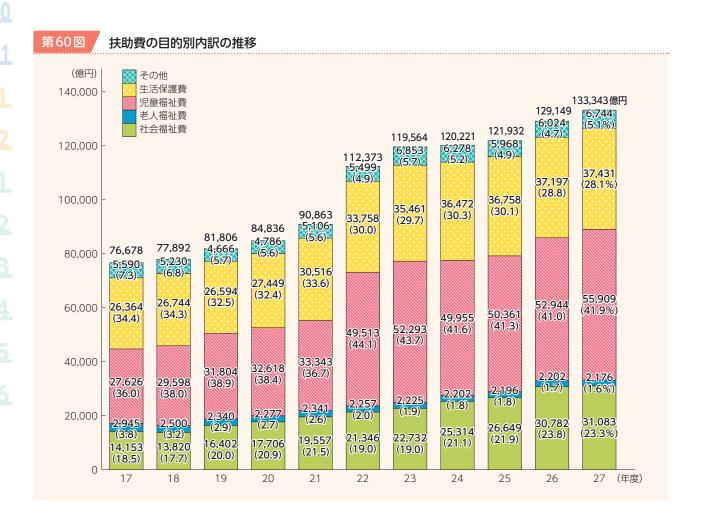
このうち通常収支分は13兆3,292億円で、子ども・子育て支援新制度による給付の増加等により、前年度と比べると3.3%増となっており、東日本大震災分は51億円で、前年度と比べると18.0%減となっている。

また、扶助費の歳出総額に占める割合は13.6%で、前年度と比べると0.5ポイントの上昇となっている。 扶助費の目的別の内訳をみると、児童福祉費が5兆5,909億円で最も大きな割合(扶助費総額の41.9%) を占め、以下、生活保護費の3兆7,431億円(同28.1%)、社会福祉費の3兆1,083億円(同23.3%)の 順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、児童福祉費が0.9%増、生活保護費が0.7%増、社会福祉費が0.5%減となっている。

扶助費の目的別内訳の推移は第60図のとおりである。

なお、扶助費に充当された財源の内訳をみると、生活保護費負担金及び子どものための金銭の給付交付金等の国庫支出金が6兆9,076億円(扶助費総額の51.8%)、次いで一般財源等が5兆7,943億円(同43.5%)となっている。



ウ 公債費[資料編:第98表~第99表]

公債費は、地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費である。

公債費の決算額は12兆9.014億円で、前年度と比べると3.3%減となっている。

このうち通常収支分は12兆8,805億円で、前年度と比べると3.4%減となっており、東日本大震災分は 209億円で、前年度と比べると229.5%増となっている。

公債費の歳出総額に占める割合は13.1%で、前年度と比べると0.4ポイントの低下となっている。

公債費の内訳をみると、地方債元金償還金が11兆1,603億円(公債費総額の86.5%)、地方債利子が1 兆7.388億円(同13.5%)、一時借入金利子が22億円(同0.0%)となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、地方債元金償還金が2.4%減、地方債利子が8.5%減、一時借入金 利子が15.0%減となっている。

公債費を団体種類別にみると、都道府県においては7兆1,900億円で、前年度と比べると3.7%減、市町 村においては5兆7,536億円で、前年度と比べると2.8%減となっている。

また、歳出総額に占める割合を団体種類別にみると、都道府県においては14.2%で、前年度と比べると 0.7ポイントの低下となっており、市町村においては10.2%で、前年度と比べると0.4ポイントの低下と なっている。

なお、公債費に充当された財源の内訳をみると、一般財源等が12兆2,246億円(公債費総額の94.8%) となっており、使用料、手数料等の特定財源が6.769億円(同5.2%)となっている。

投資的経費[資料編:第73表]

投資的経費は、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普 通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

投資的経費の決算額は14兆9,134億円で、前年度と比べると3.9%減となっている。

このうち通常収支分は12兆8.277億円で、前年度と比べると5.8%減となっており、東日本大震災分は 2兆857億円で、前年度と比べると9.9%増となっている。

また、投資的経費の歳出総額に占める割合は15.2%で、前年度と比べると0.5ポイントの低下となって いる。

投資的経費の内訳をみると、普通建設事業費は14兆1.838億円で、投資的経費に占める割合は95.1% (前年度95.3%)、災害復旧事業費は7,295億円で、投資的経費に占める割合は4.9%(同4.7%)、失業対 策事業費は1億円で、投資的経費に占める割合は0.0%(同0.0%)となっている。

了 普通建設事業費[資料編:第83表]

普通建設事業費は、公共又は公用施設の新増設等に要する経費である。

この普通建設事業費の決算額は14兆1.838億円で、前年度と比べると4.0%減となっている。

このうち通常収支分は12兆5.655億円で、補助事業の減少等により、前年度と比べると5.5%減となっ ており、東日本大震災分は1兆6.183億円で、農地整備事業、地域医療施設復興事業、水産業共同利用施 設整備事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると9.4%増となっている。

なお、普通建設事業費のうち「更新整備」(注1) に要した経費は、都道府県においては1兆9.945億円で、 市町村においては3兆413億円となっている。

一方、「新規整備」(注2)に要した経費は、都道府県においては2兆5,452億円、市町村においては3兆 3,934億円となっている。

「更新整備」と「新規整備」に要する経費の合計額に占める「更新整備」に要する経費の割合は、都道府 県では43.9%、市町村では47.3%となっている。

- (注1) 施設の耐震化工事、老朽化による改築や建て替え、建て替えに係る解体及び設備の更新などをいう。
- (注2) 新たに公共施設等を整備したものに加え、既存の道路、橋りょう等の拡幅及び歩道、車線の増設並びに既存の公共 施設等への太陽光パネルの設置等機能強化なども含まれる。

第 1 部 平成27年度の地方財政の状況

普通建設事業費の内訳をみると、補助事業費が7兆2,070億円(普通建設事業費総額の50.8%)、単独事業費が6兆2,596億円(同44.1%)、国直轄事業負担金が7,172億円(同5.1%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、単独事業費は1.2%減(前年度13.5%増)、補助事業費は6.9%減(同1.4%減)、国直轄事業負担金は2.4%増(同8.1%減)となっている。

近年の普通建設事業費の推移は、第15表及び第61図のとおりである。

第15表 普通建設事業費(補助・単独)の推移

8

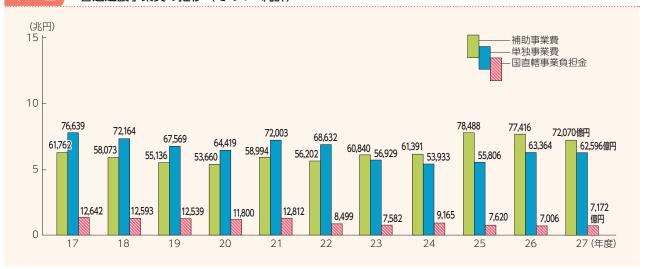
9

10

(単位 億円・%)

区	分	平 成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
普通建設事業費	(A)	151,043	142,829	135,243	129,879	143,809	133,334	125,352	124,490	141,914	147,786	141,838
補助事業	(B)	61,762	58,073	55,136	53,660	58,994	56,202	60,840	61,391	78,488	77,416	72,070
単独事業	(C)	76,639	72,164	67,569	64,419	72,003	68,632	56,929	53,933	55,806	63,364	62,596
国直轄事業負担金	(D)	12,642	12,593	12,539	11,800	12,812	8,499	7,582	9,165	7,620	7,006	7,172
	(B)/(A)	40.9	40.7	40.8	41.3	41.0	42.2	48.5	49.3	55.3	52.4	50.8
に占める割合((C)/(A)	50.7	50.5	50.0	49.6	50.1	51.5	45.4	43.3	39.3	42.9	44.1

第61図 普通建設事業費の推移(その1 純計)



第61図 普通建設事業費の推移(その2 都道府県)



第61図 普通建設事業費の推移(その3 市町村)



(ア)普通建設事業費の目的別内訳[資料編:第83表~第87表]

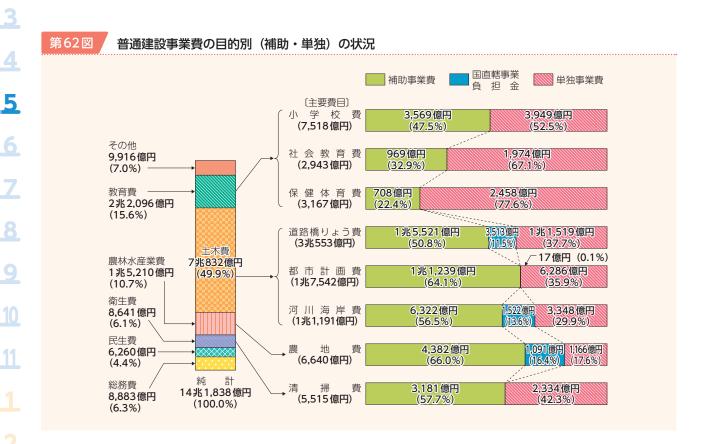
普通建設事業費の目的別の内訳をみると、**第62図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合(普通建設事業費総額の49.9%)を占め、以下、教育費(同15.6%)、農林水産業費(同10.7%)の順となっている。 各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が3.7%減(前年度0.8%減)、教育費が3.2%減(同10.2%増)、農林水産業費が8.0%減(同5.4%減)となっている。

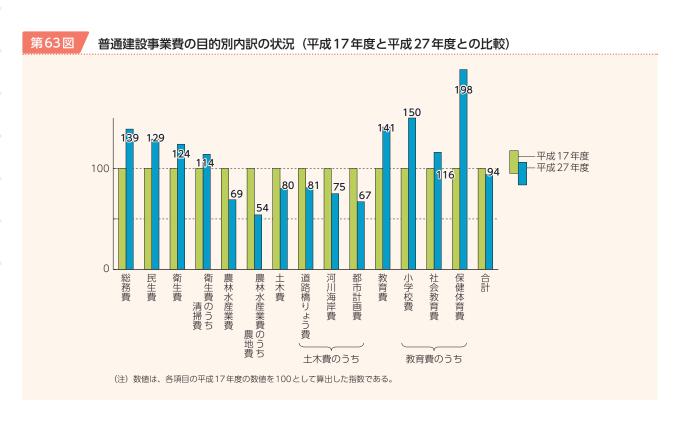
さらに、これらの費目を内訳別にみると、土木費のうちの道路橋りょう費が最も大きな割合(普通建設事業費総額の21.5%)を占め、以下、都市計画費(同12.4%)、河川海岸費(同7.9%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(普通建設事業費の27.7%)、河川海岸費(同14.9%)、農地費(同8.8%)、都市計画費(同7.6%)、林業費(同5.1%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同16.1%)、道路橋りょう費(同15.0%)、小学校費(同9.4%)、住宅費(同6.6%)、清掃費(同6.6%)の順となっている。

次に、補助事業費及び単独事業費の構成比をみると、総務費、民生費、労働費、商工費、消防費及び教育 費においては単独事業費が補助事業費の割合を上回っているのに対し、衛生費、農林水産業費及び土木費に おいては補助事業費が単独事業費の割合を上回っている。

なお、普通建設事業費の目的別内訳の10年前(平成17年度)の決算額との比較については、**第63図**のとおりである。





(イ)補助事業費[資料編:第84表]

補助事業費は、地方公共団体が国からの負担金又は補助金を受けて実施する事業に要する経費である。補助事業費の決算額は7兆2,070億円で、前年度と比べると6.9%減となっている。

このうち通常収支分は5兆8,433億円で、前年度と比べると9.9%減となっており、東日本大震災分は1 兆3,636億円で、前年度と比べると8.7%増となっている。

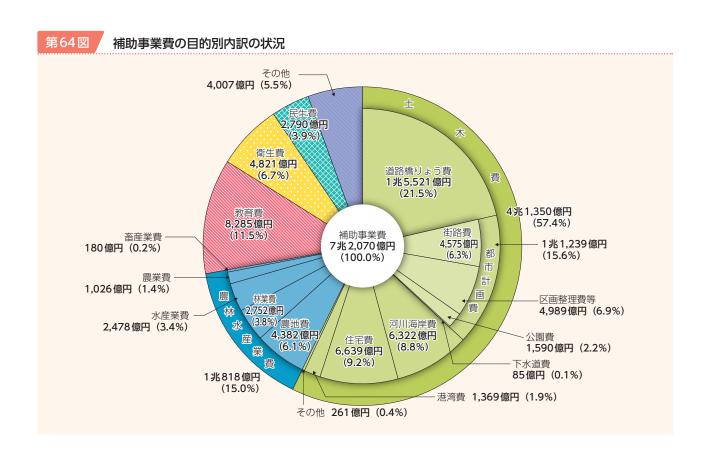
これを団体種類別にみると、都道府県においては3兆7,141億円で、前年度と比べると9.9%減、市町村においては3兆7,645億円で、前年度と比べると4.6%減となっている。

補助事業費の目的別の内訳をみると、**第64図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合(補助事業費総額の57.4%)を占め、以下、農林水産業費(同15.0%)、教育費(同11.5%)、衛生費(同6.7%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が6.6%減、農林水産業費が9.9%減、教育費が14.4%減、 衛生費が19.4%増となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(補助事業費総額の21.5%)を占め、以下、都市計画費(同15.6%)、住宅費(同9.2%)の順となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(補助事業費の27.1%)、河川海岸費(同16.0%)、農地費(同11.9%)の順となっており、市町村においては都市計画費(同22.4%)、道路橋りょう費(同14.6%)、区画整理費等(同12.2%)の順となっている。



(ウ)単独事業費[資料編:第86表]

単独事業費は、地方公共団体が国の補助等を受けずに自主的・主体的に地域の実情等に応じて実施する事業に要する経費である。

単独事業費の決算額は6兆2,596億円で、前年度と比べると1.2%減となっている。

このうち通常収支分は6兆732億円で、前年度と比べると1.4%減となっており、東日本大震災分は1,864億円で、前年度と比べると5.7%増となっている。

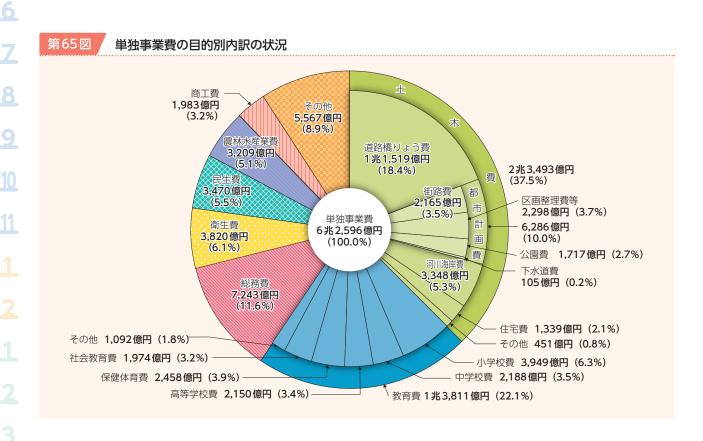
これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆4,156億円で、前年度と比べると0.4%減、市町村においては4兆924億円で、前年度と比べると1.9%減となっている。

単独事業費の目的別の内訳をみると、**第65図**のとおりであり、土木費が最も大きな割合(単独事業費総額の37.5%)を占め、以下、教育費(同22.1%)、総務費(同11.6%)の順となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.2%増(前年度5.5%増)、教育費が5.0%増、総務費が6.2%減となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(単独事業費総額の18.4%) を占め、以下、都市計画費(同10.0%)、小学校費(同6.3%)の順となっている。

また、これを団体種類別にみると、都道府県においては道路橋りょう費(単独事業費の23.0%)、河川海 岸費(同11.0%)、都市計画費(同8.8%)の順となっており、市町村においては道路橋りょう費(同 14.9%)、都市計画費(同10.5%)、小学校費(同9.6%)の順となっている。



(工)国直轄事業負担金[資料編:第85表]

国直轄事業負担金は、国が道路、河川、砂防、港湾等の土木事業等を直轄で実施する場合において、法令の規定により地方公共団体がその一部を負担するものである。

国直轄事業負担金の決算額は7,172億円で、前年度と比べると2.4%増となっている。

このうち通常収支分は6,489億円で、前年度と比べると0.6%減となっており、東日本大震災分は683億円で、前年度と比べると42.3%増となっている。

国直轄事業負担金の目的別の内訳をみると、土木費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の83.5%) を占め、次いで農林水産業費(同16.5%)となっている。

各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が2.5%増、農林水産業費が1.8%増となっている。

さらに、これらの費目を内訳別にみると、道路橋りょう費が最も大きな割合(国直轄事業負担金総額の49.0%)を占め、以下、河川海岸費(同21.2%)、農地費(同15.2%)の順となっている。

4

5

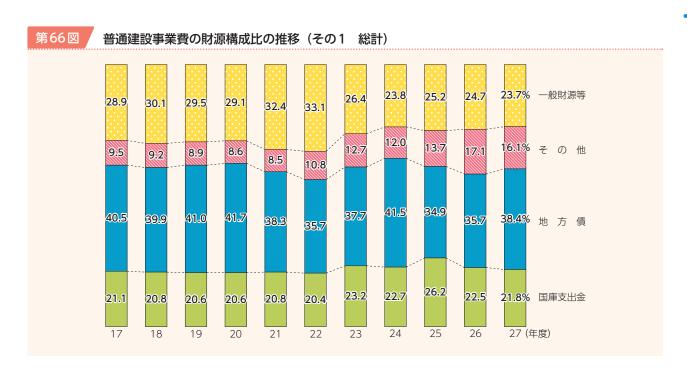
(オ)普通建設事業費の充当財源 [資料編:第83表~第86表]

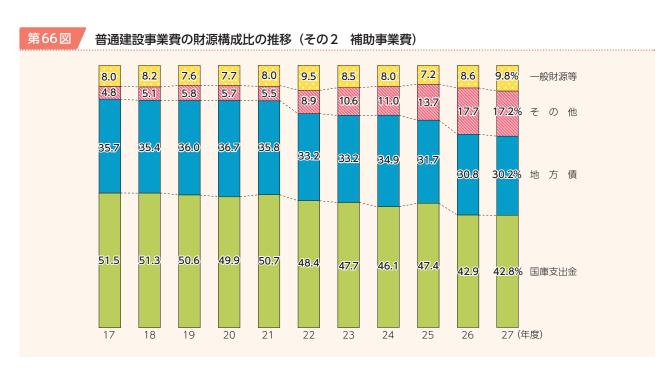
普通建設事業費に充当された主な財源の内訳をみると、地方債が最も大きな割合(普通建設事業費総額の 38.4%) を占めており、以下、一般財源等(同23.7%)、国庫支出金(同21.8%)の順となっている。

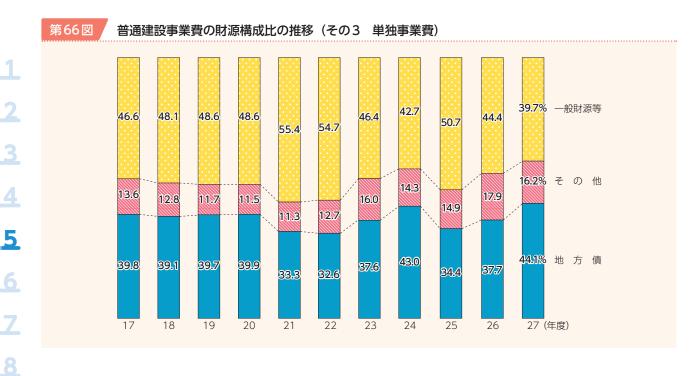
普通建設事業費に充当された主な財源の構成比を前年度と比べると、地方債は2.7ポイントの上昇、一般 財源等は1.0ポイントの低下、国庫支出金は0.7ポイントの低下となっている。

また、これを補助事業費と単独事業費に分けてみると、補助事業費については、国庫支出金が42.8%、 地方債が30.2%、一般財源等が9.8%となっており、単独事業費については、地方債が44.1%、一般財源 等が39.7%となっている。

普通建設事業費に充当された主な財源の内訳の推移は、第66図のとおりである。







(力)用地取得費[資料編:第88表~第90表]

地方公共団体が道路、公園、公営住宅、学校の建設等社会資本整備を推進するための用地取得に要する経費である用地取得費の決算額は1兆501億円で、前年度と比べて11.7%減となっている。

これを団体種類別にみると、都道府県においては4,007億円で、前年度と比べると10.5%減、市町村においては6,494億円で、前年度と比べると12.4%減となっている。

用地取得費の目的別の主な内訳をみると、第67図のとおりであり、土木関係が用地取得費総額の中で最も大きな割合(用地取得費総額の75.7%)を占め、次いで、教育関係(同9.4%)となっている。

さらに内訳をみると、用地取得費総額で最も大きな割合を占めるのが都市計画で38.6%(都道府県35.4%、市町村40.7%)であり、次いで道路橋りょう26.7%(都道府県42.1%、市町村17.3%)となっている。

また、用地取得費のうち用地を取得するために要した移転等の補償費、賠償費は3,592億円で、用地取得費に占める割合は、前年度と比べると1.6ポイント上昇の34.2%(都道府県51.4%、市町村23.6%)となっている。

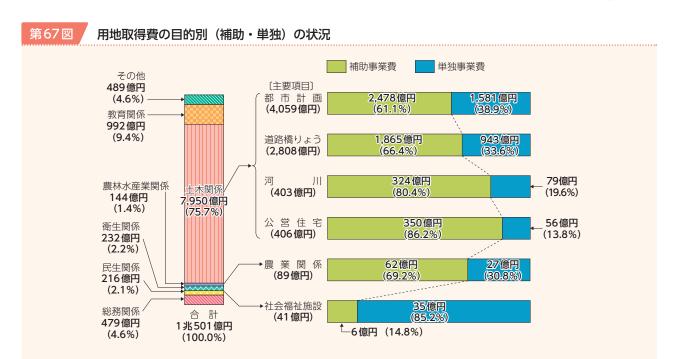
取得用地面積(債務負担行為等に係るものを含む。)は6,782万8千 m^2 (都道府県1,792万3千 m^2 、市町村4,990万5千 m^2)で、前年度と比べると31.6%減となっている。

用地取得費の推移は、第68図のとおりである。

また、普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移は、**第16表**のとおりであり、平成27年度は7.4%(都道府県5.9%、市町村8.1%)となっている。

9

11





第16表 普通建設事業費に占める用地取得費の割合の推移

区 分	平 成17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都 道 府 県	10.9	10.6	10.5	10.1	9.8	7.8	7.0	6.9	6.7	6.2	5.9
市町村	16.8	16.9	16.6	17.5	14.2	12.3	11.9	12.2	10.8	8.9	8.1
政令指定都市	22.7	23.8	22.4	22.5	19.6	16.3	16.0	15.5	14.3	10.3	9.7
特 別 区	30.6	24.6	25.2	31.1	25.5	17.6	18.1	14.2	10.6	15.2	18.1
中 核 市	16.2	16.3	15.9	18.3	16.4	15.0	14.6	15.0	12.1	8.7	8.5
施行時特例市	22.9	21.9	18.6	20.6	18.2	17.8	14.2	15.0	15.4	13.8	8.2
都市	16.1	15.7	15.6	15.5	12.2	11.6	10.6	11.9	10.4	9.1	8.1
町村	8.8	8.8	8.7	7.8	5.6	4.9	5.3	6.6	7.6	5.2	4.1
一部事務組合等	1.6	3.1	1.7	1.8	2.7	3.2	3.8	3.8	1.7	1.7	1.2
合 計	13.6	13.5	13.9	14.2	12.4	10.6	9.8	10.1	9.3	8.0	7.4

√ 災害復旧事業費 [資料編:第91表]

<u>5</u>

8

9

災害復旧事業費は、地震、台風その他異常な自然現象等の災害によって被災した施設を原形に復旧するために要する経費である。

この災害復旧事業費の決算額は7,295億円で、前年度と比べると0.5%減となっている。

このうち通常収支分は2,622億円で、前年度と比べると16.8%減となっており、東日本大震災分は4,673億円で、前年度と比べると11.8%増となっている。

災害復旧事業費の内訳をみると、第69図のとおりである。

災害復旧事業費の内訳は、補助事業費が6,198億円で、前年度と比べると1.4%増、単独事業費が1,049億円で、前年度と比べると10.2%減、国直轄事業負担金が48億円で、前年度と比べると1.9%減となっている。

また、目的別内訳の構成比をみると、道路、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設関係(災害復旧事業費総額の66.8%)と農地、農業用施設等の農林水産施設関係(同18.5%)で全体の85.3%を占めている。

災害復旧事業費に充当された財源の内訳をみると、国庫支出金が最も大きな割合(災害復旧事業費総額の63.8%)を占め、次いで一般財源等(同17.9%)となっており、これらの財源で充当された財源の81.7%を占めている。

災害復旧事業費の推移は、第70図のとおりである。

財源内訳

7,295億円

(100.0%)

第69図 災害復旧事業費の状況 国直轄事業 単独事業費 1,049億円 負担金 1,073 1,305 48億円 (14.4%)-(14.7)(17.9)(0.7%)農林水産施設 1,350 その他 特定財源 (18:5) 585 (8.0)地方債 753 補助事業費 (10.3)6,198億円 公共土木施設 国庫支出金 (85.0%) 4,871 4,653 (66.8)(63.8)目的別内訳 7,295億円

(100.0%)

性質別内訳

7,295億円

(100.0%)

第70図 災害復旧事業費の推移 9,711 10,000 8,817 9,000 8,000 7,633 7.330 7.295 億円 7,081 7,000 6.000 4,906 5,000 4,000 3,543 3,000 1,875 2,000 1,599 1,350 1,000 \cap 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 (年度)

ウ 失業対策事業費[資料編:第92表]

失業対策事業費は、失業者に就業の機会を与えることを主たる目的として、道路、河川、公園の整備等を 行う事業に要する経費である。

この失業対策事業費の決算額は1億円で、前年度と比べると29.5%減(前年度41.4%減)となっている。 その内訳をみると、単独事業費が1億円となっており、失業対策事業費総額の100.0%を占めている。

また、失業対策事業費に充当された財源は、一般財源等が1億円(失業対策事業費総額の97.1%)等と なっている。

(3) その他の経費[資料編:第73表]

その他の経費には、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金並びに前年度繰上充用金があり、その決算額は34兆6,906億円で、前年度と比べると1.3%増となっている。

その他の経費の歳出総額に占める割合は35.3%で、前年度と比べると0.5ポイントの上昇となっている。 その他の経費の内訳をみると、**第17表**のとおりである。

その他の経費の内訳別に歳出総額に対する割合をみると、補助費等が10.0%、物件費が9.5%、繰出金が5.7%、貸付金が4.7%、積立金が3.8%の順となっている。

なお、その他の経費のうち地方公営企業会計に対する繰出しの状況についてみると、法適用企業(「地方公営企業法」(昭和27年法律第292号)の規定の全部又は一部を適用している事業。以下同じ。)の地方公営企業会計に対する繰出し(補助費等)は1兆9,979億円、法非適用企業(地方公営企業法の規定を適用していない事業。以下同じ。)の地方公営企業会計に対する繰出し(繰出金)は1兆1,692億円で、合計3兆1,671億円となっており、前年度と比べると0.9%減となっている。

第17表 その他の経費の状況

<u>5</u>

Z

8

区	区 分		決	· 額· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	増	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度
			() 億円	 億円	%	%
物	件	費	93,153	90,787	2.6	1.5
維	持 補 1	修費	11,620	11,842	△ 1.9	5.1
補	助費	等	98,672	93,106	6.0	△ 1.9
繰	出	金	56,122	53,828	4.3	4.7
積	立	金	37,692	40,059	△ 5.9	△ 9.5
投	資 及 び 出	資 金	3,432	3,675	△ 6.6	7.1
貸	付	金	46,213	49,048	△ 5.8	△ 9.1
前台	年度繰上充	元 用 金	2	5	△ 55.5	138.8
	合	計	346,906	342,351	1.3	△ 1.8

ア 物件費[資料編:第79表]

賃金、旅費、役務費、委託料等の経費である物件費の決算額は9兆3,153億円で、前年度と比べると 2.6%増となっている。

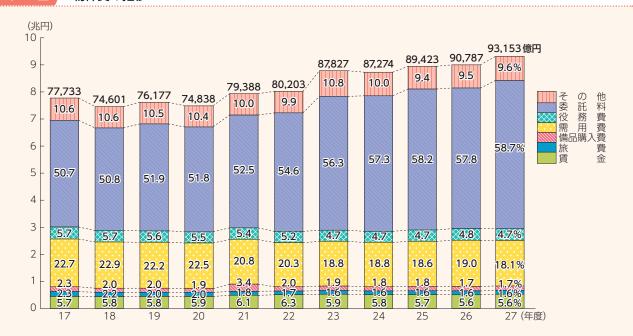
このうち通常収支分は8兆9,187億円で、前年度と比べると3.5%増となっており、東日本大震災分は3.966億円で、13.5%減となっている。

その内訳をみると、委託料が最も大きな割合(物件費総額の58.7%)を占め、次いで消耗品の取得等に要する需用費(同18.1%)となっており、これらの経費で物件費総額の76.8%を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、委託料が4.2%増、需用費が2.1%減となっている。

なお、物件費の内訳の推移は、第71図のとおりである。





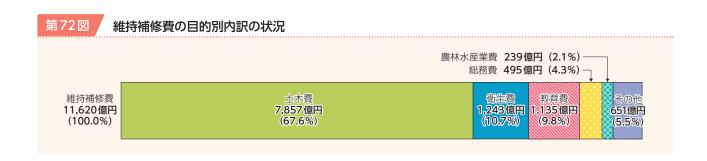
4 維持補修費[資料編:第80表]

地方公共団体が管理する施設等の維持に要する経費である維持補修費の決算額は1兆1,620億円で、前 年度と比べると1.9%減となっている。

このうち通常収支分は1兆1,565億円で、前年度と比べると2.0%減となっており、東日本大震災分は 55億円で、54.9%増となっている。

維持補修費の目的別の内訳をみると、第72図のとおりであり、土木費(維持補修費総額の67.6%)、衛 生費(同10.7%)、教育費(同9.8%)の順となっており、道路・橋りょう、公営住宅等の土木関係施設、 清掃施設等の衛生関係施設及び小・中学校等の教育関係施設に係るものの合計で維持補修費総額の88.1% を占めている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が2.7%減、衛生費が2.2%減、教育費が1.7%減と なっている。



ウ 補助費等[資料編:第82表]

地方公営企業会計(うち法適用企業)に対する負担金、国民健康保険制度における都道府県調整交付金等 のような市町村の地方公営事業会計に対する都道府県の負担金、様々な団体等への補助金、報償費、寄附金 等の補助費等の決算額は9兆8,672億円で、前年度と比べると6.0%増となっている。

このうち通常収支分は9兆7,132億円で、前年度と比べると6.2%増となっており、東日本大震災分は 1,539億円で、5.2%減となっている。

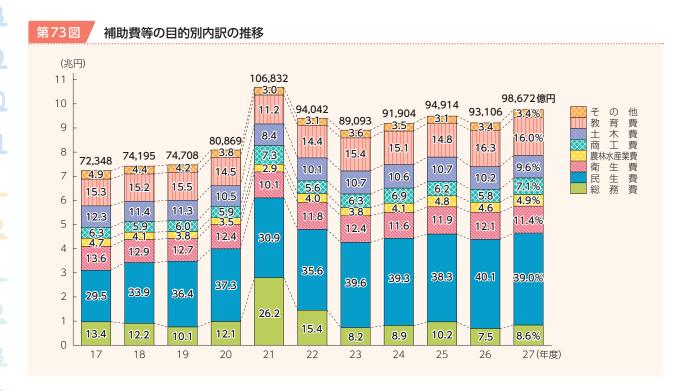
補助費等の目的別の内訳をみると、民生費が3兆8,519億円で最も大きな割合(補助費等総額の39.0%)を占め、以下、教育費の1兆5,757億円(同16.0%)、衛生費の1兆1,265億円(同11.4%)、土木費の9,439億円(同9.6%)、総務費の8,451億円(同8.6%)、商工費の6,973億円(同7.1%)、農林水産業費の4,864億円(同4.9%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、民生費が3.3%増、教育費が3.5%増、衛生費が0.1%減、 土木費が0.5%減、総務費が21.3%増、商工費が28.5%増、農林水産業費が13.5%増となっている。

補助費等のうち、法適用企業に対する負担金及び補助金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その額は1兆6,590億円で、前年度と比べると0.0%増となっている。

事業別にみると、下水道事業に対するものが8,275億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(うち法適用企業)に対する負担金及び補助金総額の49.9%)を占め、次いで、病院事業の6,065億円(同36.6%)となっており、これら2事業で総額の86.4%を占めている。以下、交通事業の1,101億円(同6.6%)、上水道事業の823億円(同5.0%)の順となっている。

なお、補助費等の内訳の推移は、第73図のとおりである。



Ⅲ 繰出金[資料編:第93表]

普通会計から他会計、基金に支出する経費である繰出金の決算額は5兆6,122億円で、前年度と比べる と4.3%増となっている。

このうち通常収支分は5兆5,514億円で、前年度と比べると4.1%増となっており、東日本大震災分は608億円で、27.6%増となっている。

繰出金の繰出先内訳の状況は、後期高齢者医療事業会計に対するものが1兆4,928億円で最も大きな割合(繰出金総額の26.6%)を占めており、以下、介護保険事業会計に対するもの1兆4,681億円(同26.2%)、国民健康保険事業会計に対するもの1兆4,300億円(同25.5%)、地方公営企業会計(うち法非適用企業)に対するもの1兆1,692億円(同20.8%)の順となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、後期高齢者医療事業会計に対するものが1.4%増、介護保険事業会計に対するものが4.1%増、国民健康保険事業会計に対するものが13.5%増、地方公営企業会計(う

3

4

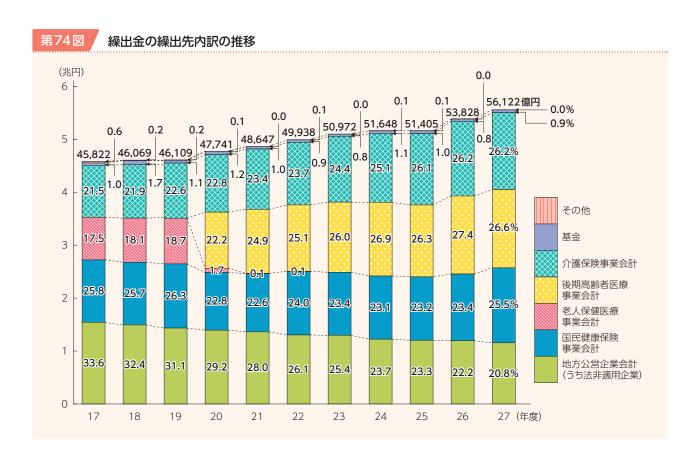
5

ち法非適用企業)に対するものが2.3%減となっている。

なお、繰出金のうち、地方公営企業会計(うち法非適用企業)に対する繰出金は、地方公営企業の性質上一般会計等において負担すべき経費があることから支出されるものであり、その内訳を事業別にみると、下水道事業に対するものが8,621億円で最も大きな割合(地方公営企業会計(うち法非適用企業)に対する繰出金総額の73.7%)を占めている。

また、その下水道事業に対する繰出金を目的別にみると、公債費財源繰出が6,283億円(下水道事業に対する繰出金総額の72.9%)、建設費繰出が905億円(同10.5%)で、これらの繰出しで全体の83.4%を占めている。

なお、繰出金の繰出先内訳の推移は、**第74図**のとおりであり、平成20年度以降、後期高齢者医療事業会計と介護保険事業会計に対するものが総じて増加の傾向にある。



才 積立金[資料編:第94表、第102表]

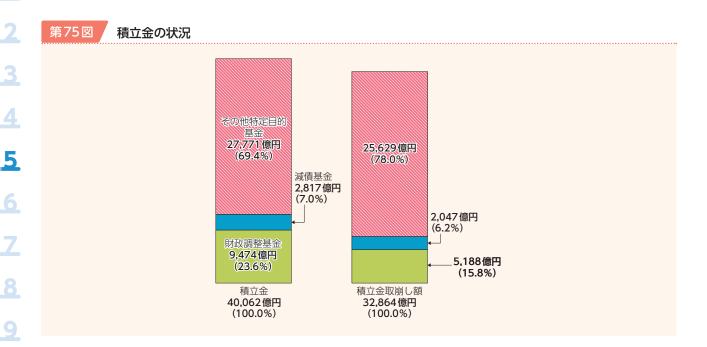
特定の目的のための財産を維持又は資金を積み立てるために設立された基金等に対する経費である積立金 (歳計剰余金処分による積立金を含む。)の決算額は4兆62億円で、前年度と比べると6.1%減となっている。

積立金の状況は、**第75**図のとおりであり、積立金の内訳を基金の種類別にみると、財政調整基金に対するものは9,474億円で、前年度と比べると1,693億円減少(15.2%減)、減債基金に対するものは2,817億円で、前年度と比べると1,324億円減少(32.0%減)、その他特定目的基金に対するものは2兆7,771億円で、前年度と比べると402億円増加(1.5%増)している。

一方、積立金取崩し額は3兆2,864億円で、前年度と比べると7,412億円減少(18.4%減)している。その内訳をみると、財政調整基金の取崩し額は5,188億円で、前年度と比べると1,653億円減少(24.2%減)、減債基金の取崩し額は2,047億円で、前年度と比べると741億円減少(26.6%減)、その他特定目的基金の取崩し額は2兆5,629億円で、前年度と比べると5,018億円減少(16.4%減)している。

なお、平成27年度末における積立金現在高は23兆3,353億円で、前年度末と比べると7,198億円増加

(3.2%増) している。積立金現在高については、「2 地方財政の概況 (6) 将来の財政負担 ウ 積立金現在高」を参照されたい。



力 投資及び出資金[資料編:第95表]

国債、地方債の取得や第三セクター等への出捐、出資等のための経費である投資及び出資金の決算額は3,432億円で、前年度と比べると6.6%減となっている。

このうち通常収支分は3,408億円で、前年度と比べると7.2%減となっており、東日本大震災分は24億円で、353.0%増となっている。

投資及び出資金の目的別の内訳をみると、第76図のとおりであり、土木費が1,288億円で最も大きな割合(投資及び出資金総額の37.5%)を占め、次いで衛生費が1,259億円(同36.7%)となっている。

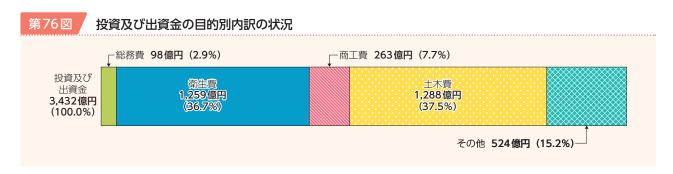
また、各費目の決算額を前年度と比べると、土木費が0.1%減、衛生費が3.7%減となっている。

投資及び出資金のうち、地方公営企業会計(うち法適用企業)に対するものは 2,638 億円で、前年度と 比べると 50 億円減少(1.8%減)している。

事業別にみると、下水道事業に対するものが1,059億円で、最も大きな割合(地方公営企業会計(うち 法適用企業)に対する投資及び出資金総額の40.2%)を占め、以下、病院事業の677億円(同25.7%)、 上水道事業の483億円(同18.3%)、交通事業の327億円(同12.4%)の順となっている。

平成27年度末における投資及び出資金の現在高は15兆8,471億円で、前年度末と比べると3,182億円増加(2.0%増)している。

その内訳をみると、観光・交通関係に係るものが4兆362億円で最も大きな割合(投資及び出資金残高の25.5%)を占め、以下、開発関係の1兆2,170億円(同7.7%)、商工関係の1兆1,183億円(同7.1%)の順となっている。



丰 貸付金[資料編:第96表]

地方公共団体が様々な行政施策上の目的のために地域の住民、企業等に貸し付ける貸付金の決算額は4兆 6,213億円で、前年度と比べると5.8%減となっている。

このうち通常収支分は4兆3,578億円で、前年度と比べると6.0%減となっており、東日本大震災分は 2,635 億円で、2.7%減となっている。

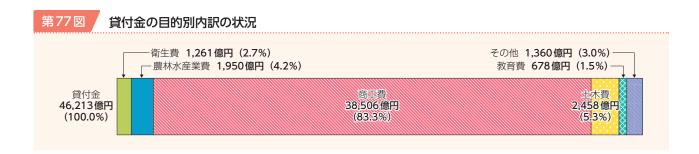
貸付金の目的別の内訳をみると、第77図のとおりであり、商工費が3兆8,506億円で最も大きな割合 (貸付金総額の83.3%)を占め、次いで、土木費が2,458億円(同5.3%)となっている。

また、各費目の決算額を前年度と比べると、商工費が5.7%減、土木費が9.0%減となっている。

地方公営企業会計(うち法適用企業)に対する貸付金は751億円で、前年度と比べると43億円減少 (6.1%減) しており、貸付金総額に占める割合は1.6%となっている。

平成27年度末の貸付金の現在高は6兆5,729億円で、前年度末と比べると4,292億円減少(6.1%減) している。

その内訳をみると、商工関係に係るものが1兆4,993億円(貸付金現在高の22.8%)、観光・交通関係が 1兆1,191億円(同17.0%)、住宅関係が6,693億円(同10.2%)等となっている。



6

4

5

6

9

一部事務組合等の状況

平成27年度末における一部事務組合等による市町村事務等の共同処理及び広域的処理の状況を、団体数、 市町村の加入状況及び団体の歳入歳出決算状況についてみると、次のとおりである。

(1) 団体数[資料編:第4表]

平成27年度末の一部事務組合等の総数は1,330団体で、前年度末と比べると10団体減少している。

なお、広域的・総合的な地域振興整備や事務処理の効率化を推進するための制度である広域連合の団体数は113団体で、前年度末と変動はない。

一部事務組合等の設置目的別団体数の状況は、**第18表**のとおりであり、ごみ処理等の衛生関係が546団体で最も大きな割合(一部事務組合等総数の41.1%)を占め、以下、広域消防等の消防関係276団体(同20.8%)、退職手当組合等の総務関係190団体(同14.3%)の順となっている。

第18表 一部事務組合等の設置目的別団体数の状況

区分	平成2	7年度	平成 2	عـــد ميدا - ميدا	
	団 体 数	構成比	団 体 数	構成比	増減
		%		%	
総務関係組合	190	14.3	195	14.6	△ 5
うち退職手当組合	42	3.2	43	3.2	△ 1
民 生 関 係 組 合	90	6.8	89	6.6	1
衛 生 関 係 組 合	546	41.1	551	41.1	△ 5
うちごみ・し尿処理組合	459	34.5	461	34.4	△ 2
農林水産関係組合	72	5.4	72	5.4	-
消防関係組合	276	20.8	276	20.6	-
教育 関係 組合	51	3.8	55	4.1	△ 4
う∫小 学 校 組 合	7	0.5	7	0.5	-
ち 中学校組合	19	1.4	20	1.5	△ 1
そ の 他	105	7.8	102	7.6	3
合 計	1,330	100.0	1,340	100.0	△10

⁽注) 設置目的は、組合の取り扱う主たる事務によって区分したものである。

(2) 市町村の一部事務組合等への加入状況

一部事務組合等に加入して事務を共同処理している市町村(一部事務組合等を除く。以下(2)において同じ。)の数は延べ9,003団体となっており、1市町村当たり平均5.2の一部事務組合等に加入していることになる。

一部事務組合等へ加入している市町村(延べ9,003団体)をその加入する一部事務組合等の設置目的別にみると、総務関係組合へ加入している市町村は延べ3,429団体で、最も大きな割合(全体の38.1%)を占めており、以下、衛生関係組合へ加入している市町村が延べ2,392団体(同26.6%)、消防関係組合へ加入している市町村が延べ1,488団体(同16.5%)の順となっている。

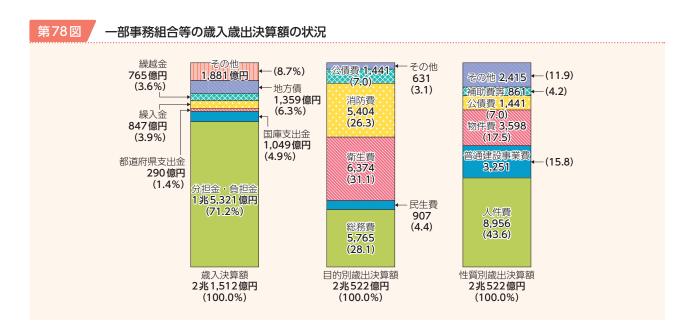
(3) 一部事務組合等の歳入歳出決算[資料編:第5表]

一部事務組合等の歳入歳出決算の状況は、**第78**図のとおりであり、歳入決算額は2兆1,512億円で、前年度と比べると3.4%減となっている。

歳入決算額の内訳をみると、加入市町村等からの分担金・負担金が最も大きな割合(一部事務組合等の歳入総額の71.2%)を占めており、以下、地方債(同6.3%)、国庫支出金(同4.9%)の順となっている。 歳出決算額は2兆522億円で、前年度と比べると3.9%減となっている。

歳出決算額の目的別内訳は、衛生費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の31.1%)を占め、以下、総務費(同28.1%)、消防費(同26.3%)の順となっており、これらで全体の85.5%を占めている。次に、歳出決算額の性質別内訳をみると、人件費が最も大きな割合(一部事務組合等の歳出総額の43.6%)を占め、以下、物件費(同17.5%)、普通建設事業費(同15.8%)の順となっている。

市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合を目的別内訳でみると、第19表のとおりであり、 消防費が最も大きな割合(市町村の歳出総額の27.5%)を占め、次いで、衛生費(同13.6%)、総務費(同8.2%)の順となっている。



第19表 市町村決算額に占める一部事務組合等の決算額の割合(目的別内訳)

(単位 億円・%)

区		分	市町村決算額	うち一部事務組合等	一部事務組合等が 占 め る 割 合
総	務	費	70,548	5,765	8.2
衛	生	費	46,923	6,374	13.6
消	防	費	19,621	5,404	27.5
公	債	費	57,599	1,441	2.5
そ	の	他	370,660	1,538	0.4
歳	出合	計	565,351	20,522	3.6

フ 地方公営企業等の状況

(1) 地方公営企業

ア概況

3

4

5

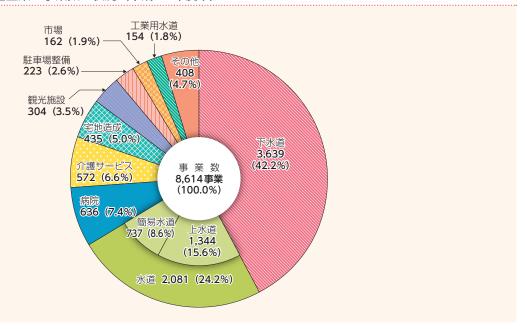
7

(ア)事業数[資料編:第114表]

平成27年度末において、地方公営企業を経営している団体数は1,785団体(企業団・一部事務組合等でのみ地方公営企業を経営している5団体及び特別区を含む。)であり、その内訳は47都道府県、20政令指定都市、1,718市区町村(政令指定都市を除く。)となっている(地方公営企業の経営に携っていない団体は3団体)。

これらの団体が経営している地方公営企業の事業数は8,614事業で、前年度末と比べると48事業減少している。これを事業別にみると、第79回のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業(簡易水道事業を含む。以下同じ。)、病院事業の順となっている。

第79図 地方公営企業の事業数の状況(平成27年度末)



(イ)業務の状況

地方公営企業は、住民の生活水準の向上を図る上で大きな役割を果たしている。各事業全体の中で地方公営企業が占める割合は、第20表のとおりである。

平成27年度における主要な事業の業務の状況についてみると、次のとおりとなっている。

a 水道事業

水道事業(用水供給事業を除く。)においては、配水能力6,921万9千m³/日、導送配水管75万2,164kmを有し、年間151億m³(対前年度比0.2%減)の配水を行っている。また、給水人口は平成27年度末で1億2,445万7千人で、全国人口に対する割合は97.2%に達している。

b 工業用水道事業

工業用水道事業においては、配水能力 2,162 万 m^3 / 日、導送配水管 8,752 km を有し、年間 43 億 36 百万 m^3 (対前年度比 0.3%減) の配水を行っている。また、契約水量は 1,660 万 4 千 m^3 / 日(同 0.4%

減)となっている。

c 都市高速鉄道事業

都市高速鉄道事業においては、車両4,640両、営業路線554kmを有している。また、年間輸送人員は31億95百万人(対前年度比3.3%増)となっている。

d バス事業

バス事業においては、車両7,640両、営業路線7,397kmを有している。また、年間輸送人員は9億39百万人(対前年度比0.9%増)となっている。

e 病院事業

病院事業においては、812病院、病床18万5,305床を有している。また、年延患者数は1億3,089 万人(対前年度比1.0%減)であり、14年連続の減少となっている。

f 下水道事業

下水道事業においては、現在晴天時処理能力6,204万m³/日、下水管布設延長51万7,244kmを有している。また、年間有収水量(流域下水道分は除く。)は111億m³(対前年度比0.8%増)となっている。

第20表 事業全体に占める地方公営企業の割合

	事業		指標	全事業	左 記 に 占 め る 地方公営企業の割合
水	道事	業	現在給水人口	1億2,504万人	99.5%
エ	業 用 水 道	事 業	年 間 総 配 水 量	43億37百万m³	99.9%
交	通 事 業(鉄	道)	年 間 輸 送 人 員	243億人	13.6%
交	通事業(バ	ス)	年 間 輸 送 人 員	46億人	20.6%
電	気 事	業	年間発電電力量	7,713億34百万kWh	1.2%
ガ	ス事	業	年間ガス販売量	1兆5,263億MJ (メガジュール)	2.2%
病	院事	業	病 床 数	1,566千床	11.8%
下	水 道 事	業	汚 水 処 理 人 口	1億1,474万人	90.3%

(ウ)職員数[資料編:第115表]

平成27年度末における地方公営企業に従事する職員の数は34万3,272人で、前年度末と比べると0.1% 増となっている。

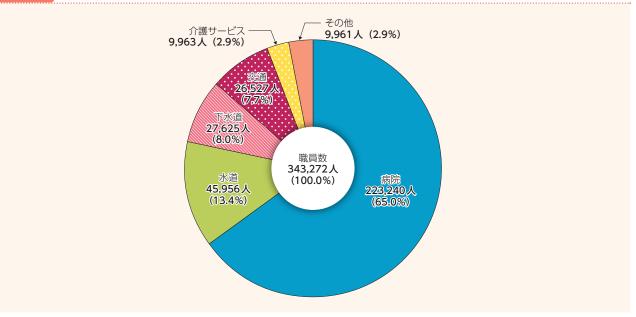
これを事業別にみると、**第80図**のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事業の順となっており、これら4事業で職員数全体の94.2%を占めている。また、行政改革の推進による定員管理の適正化等により、水道事業、下水道事業等において職員数が減少している。

第80図

Z

9

職員数の状況

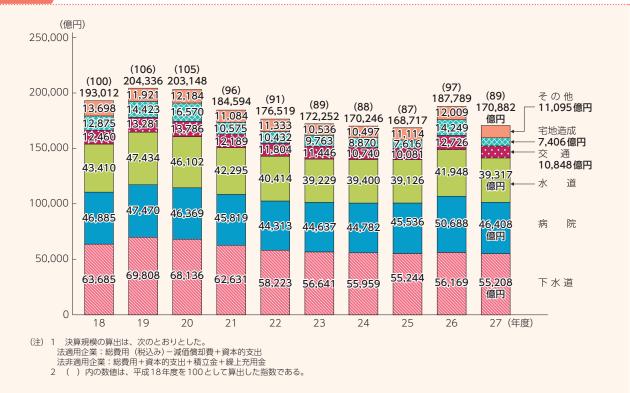


(工)決算規模[資料編:第116表]

決算規模は17兆882億円で、前年度と比べると1兆6,908億円減少(9.0%減)しており、普通会計歳 出決算額の17.4%(前年度19.1%)に相当する規模となっている。平成26年度は、地方公営企業会計基 準の見直しに伴う総費用の増加等により決算規模が拡大したが、平成27年度は、平成25年度までと同水 準となっている。

これを事業別にみると、**第81図**のとおりであり、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、病院事業、水道事業、交通事業の順となっている。

第81図 決算規模の推移



法適用企業と法非適用企業を合わせた全体の経営状況をみると、第21表のとおりであり、黒字事業数は 全体の89.9%(前年度85.5%)、赤字事業数は10.1%(同14.5%)で、全体としては7.316億円の黒字 (同5,252 億円の赤字)となっている。また、赤字額は2,151 億円で、前年度と比べると1兆76 億円減少 (82.4%減) しているが、その主な理由は、平成26年度に地方公営企業会計基準の見直しに伴う特別損失 (退職給付引当金不足額等) の計上による総費用の増加等があったためである。

第21表 地方公営企業全体の経営状況

(単位 事業、億円)

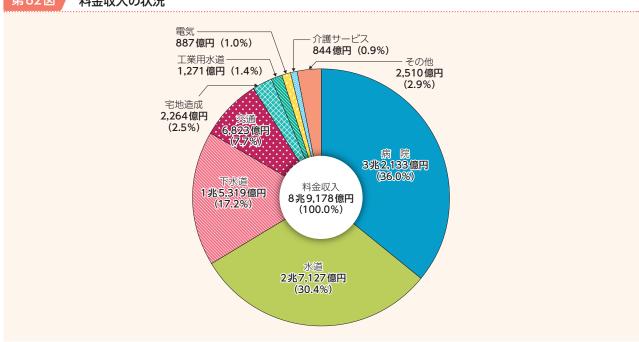
	平成 27 年度 (A)		平成	26 年度	(B)	差	差 引 (A) - (B)			
区分	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	
黒字事業数	(2,333)	(5,361)	(7,694)	(1,914)	(5,431)	(7,345)	(419)	(△ 70)	(349)	
	[75.3%]	[98.2%]	[89.9%]	[62.5%]	[98.2%]	[85.5%]				
黒 字 額	7,965	1,502	9,467	5,632	1,343	6,975	2,333	159	2,492	
赤字事業数	(766)	(98)	(864)	(1,149)	(97)	(1,246)	(△ 383)	(1)	(△ 382)	
	[24.7%]	[1.8%]	[10.1%]	[37.5%]	[1.8%]	[14.5%]				
赤字額	1,830	321	2,151	11,855	371	12,227	△ 10,025	△ 50	△ 10,076	
総事業数	(3,099)	(5,459)	(8,558)	(3,063)	(5,528)	(8,591)	(36)	(△ 69)	(△ 33)	
収 支	6,135	1,181	7,316	△ 6,223	971	△ 5,252	12,358	210	12,568	

- (注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)である。第22表から第33表まで同じ。 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。第22表から第33表まで同じ。 3 [] は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合である。

(力)料金収入

料金収入は8兆9,178億円で、前年度と比べると149億円増加(0.2%増)している。これを事業別にみ ると、第82図のとおりであり、病院事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、下水道事業、交通事 業の順となっている。

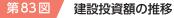
第82図 料金収入の状況



(キ)建設投資額の推移

建設投資額の推移は、**第83図**のとおりであり、平成27年度の額は3兆8,101億円で、前年度と比べると682億円増加(1.8%増)しており、4年連続で増加している。これは、普通会計の普通建設事業費の26.9%(前年度25.3%)に相当する規模となっている。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、交通事業の順となっている。建設投資額が前年度より増加した主な事業は、市場事業(対前年度比658億円増加、89.4%増)、水道事業(同363億円増加、3.1%増)、交通事業(同94億円増加、5.7%増)、宅地造成事業(同55億円増加、3.7%増)、工業用水道事業(同29億円増加、6.4%増)となっている。



4

5

<u>6</u>

Z

9

10

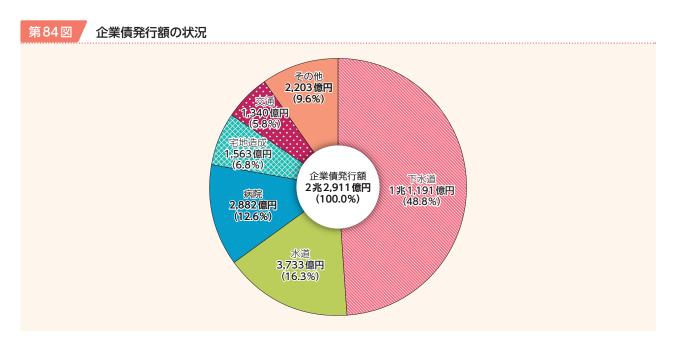


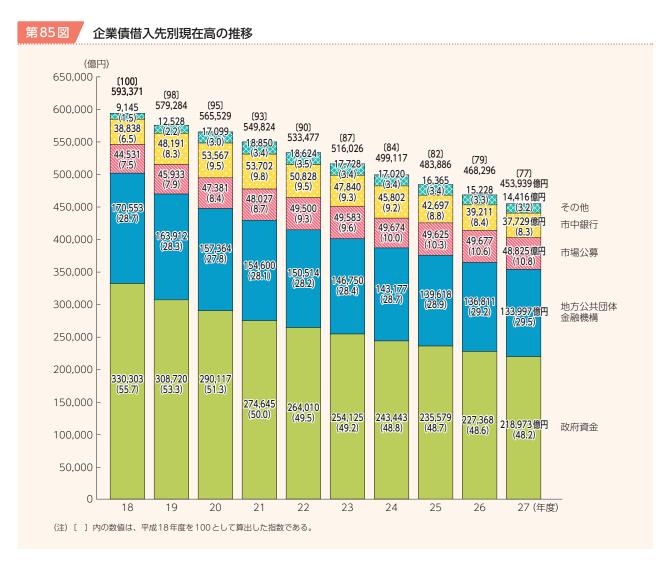
(ク)企業債の状況

資本的支出に充当された企業債の発行額の状況は、**第84図**のとおりであり、発行額は2兆2,911億円で、 前年度と比べると977億円減少(4.1%減)している。

これを事業別にみると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっている。

企業債借入先別現在高の推移は、第85図のとおりであり、企業債現在高の平成27年度末の総額は45兆3,939億円で、前年度末と比べると1兆4,357億円減少(3.1%減)している。これを借入先別にみると、政府資金が最も大きな割合を占め、以下、地方公共団体金融機構、市場公募の順となっている。





(ケ)他会計繰入金の状況

他会計からの繰入金は3兆884億円で、前年度と比べると270億円減少(0.9%減)している。

この内訳をみると、収益的収入として1兆9,950億円(収益的収入に対する割合15.6%)、資本的収入として1兆934億円(資本的収入に対する割合24.2%)となっている。

これを事業別にみると、下水道事業の繰入額が最も大きな割合(繰入額全体の58.1%)を占め、以下、 病院事業(同22.5%)、水道事業(同6.6%)、宅地造成事業(同4.1%)の順となっている。

(コ)法適用企業の経営状況[資料編:第117表]

a 損益計算書、貸借対照表

4

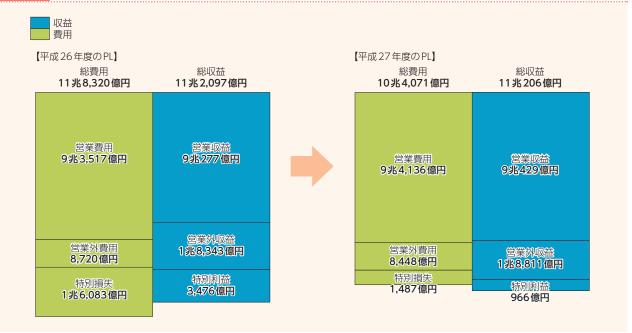
7

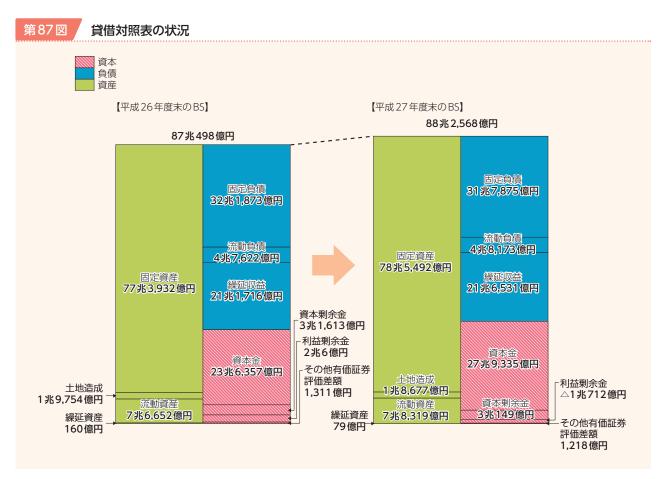
損益計算書は、第86図のとおりであり、平成27年度は、総収益が総費用を上回り、総収支は黒字となっている。なお、平成26年度は、会計基準の見直しに伴う退職給付引当金等により特別損失が大幅に増額となり総収支は赤字となったが、経常収支(営業収支及び営業外収支)は平成26年度においても黒字であった。

また、法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大により、経常収益(営業収益及び営業外収益)、経 常費用(営業費用及び営業外費用)ともに増加している。

貸借対照表は、第87図のとおりであり、法非適用企業の公営企業会計の適用の拡大により、資産の総額は増加している。平成26年度に増加した利益剰余金の一部を平成27年度に資本金に組み入れたことを主な要因として、利益剰余金が3兆718億円減額となり、資本金が4兆2,978億円増額となっている。(平成26年度は、会計基準の見直しによる移行処理により、みなし償却を行っていなかった償却資産の平成25年度以前の減価償却累計額の相当額を資本剰余金(補助金等)から利益剰余金に振り替えたことにより、利益剰余金が増加した。)

第86図 損益計算書の状況





損益収支

法適用企業の経営状況を表すものには、純損益、経常損益、総収支比率、経常収支比率等がある。純 損益とは、総収益から総費用を差し引いた額をいい、当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益が総 費用を上回る場合の差額が純利益であり、逆に総費用が総収益を上回る場合の差額が純損失である。

経常損益とは、純損益から固定資産売却益等の臨時的な収益(特別利益)や、固定資産売却損等の臨 時的な費用(特別損失)を除いたものをいい、当該年度の経営活動の結果を表し、経常収益が経常費用 を上回る場合の差額が経常利益であり、逆に経常費用が経常収益を上回る場合の差額が経常損失であ る。

総収支比率とは総費用に対する総収益の割合、経常収支比率とは経常費用に対する経常収益の割合で あり、それぞれ100%を下回ると費用が収益を上回っている状態を意味することになる。

法適用企業の総収益(経常収益+特別利益)は11兆206億円、総費用(経常費用+特別損失)は 10兆4,071億円となっている。この結果、純損益は6,135億円の黒字となっており、総収支比率は 105.9%と前年度より11.2ポイント上昇している。また、経常収益(営業収益+営業外収益)は10兆 9,240億円、経常費用(営業費用+営業外費用)は10兆2,584億円となっている。この結果、経常損 益は6.657億円の黒字となっており、経常収支比率は106.5%と前年度より0.2ポイント上昇してい る。

経常収支比率の推移をみると、平成3年度以降100%を下回る状況が続いていたが、平成15年度か らは13年連続で100%を上回っている。なお、純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒 字・赤字額は、第22表のとおりである。

資本収支

建設投資や企業債の償還金等の支出である資本的支出は5兆6,599億円で、前年度と比べると1,243 億円減少(2.1%減)している。これに対する財源は、企業債等の外部資金が2兆8.462億円、損益勘 定留保資金等の内部資金が2兆7,428億円、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不

第22表 法適用企業の経営状況

(単位 事業、億円)

Ω Δ	純	員 益	経常損益		
区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(事業数)	(2,333)	(1,914)	(2,321)	(2,274)	
黒 字 額	7,965	5,632	7,931	7,606	
(事業数)	(766)	(1,149)	(778)	(789)	
赤字額	1,830	1,830 11,855 1,274		1,223	
(事業数)	(3,099)	(3,063)	(3,099)	(3,063)	
収 支	6,135	△ 6,223	6,657	6,384	

足額は709億円となっている。

資本的支出のうち建設改良費は2兆8,788億円で、前年度と比べると914億円増加(3.3%増)している。建設改良費が大きい事業は、水道事業(建設改良費全体の38.5%)、下水道事業(同31.3%)、病院事業(同15.3%)である。

d 資本不足

Z

負債総額が資産総額を上回る状態である資本不足となっている事業は204事業(建設中を除く法適用企業の全体の6.6%)あり、前年度と比べると11事業減少(5.1%減)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は94事業(同3.0%)あり、前年度と比べると15事業減少(13.8%減)している。

これを事業別にみると、病院事業が103事業(全体の50.5%)と最も多く、次いで下水道事業が62事業(同30.4%)となっている。

e 累積欠損金

過去の年度から通算した純損益における損失の累積額である累積欠損金は4兆3,536億円で、前年度と比べると2,057億円減少(4.5%減)している。また、累積欠損金合計額に占める割合が大きい事業は、交通事業(累積欠損金合計額の42.3%)、病院事業(同40.5%)である。

f 不良債務

貸借対照表日現在において、流動負債の額(建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除く。)が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を除く。)を上回る場合の当該超過額である不良債務は1,845億円で、前年度と比べると78億円減少(4.1%減)している。不良債務の大きい事業は、交通事業(不良債務全体の75.2%)、下水道事業(同10.2%)、病院事業(同9.4%)である。

(サ)法非適用企業の経営状況 [資料編:第119表]

法非適用企業の実質収支をみると、黒字事業数は法非適用企業全体の98.2%、赤字事業数は1.8%を占めており、全体では1,181億円の黒字(前年度971億円の黒字)となっている。

事業別状況[資料編:第114表~第119表]

(ア)水道事業

a 事業数

(a) 上水道事業

地方公共団体が経営する上水道事業で、平成27年度決算対象となるものは、1,344事業であり、このうち、末端給水事業は1,273事業、用水供給事業は71事業(うち建設中2事業)である。これを経営主体別にみると、末端給水事業は、都県営が4事業、政令指定都市営が19事業、市営が686事業、町村営が515事業、企業団営等が49事業であり、用水供給事業は、府県営が22事業、政令指定都市営が1事業、市営が1事業、企業団営等が47事業となっている。

(b) 簡易水道事業

地方公共団体が経営する簡易水道事業で、平成27年度決算対象となるものは、737事業(うち法適用26事業)である。これを経営主体別にみると、町村営が486事業(うち建設中1事業)で全体の65.9%を占め、以下、市営が244事業、政令指定都市営が4事業、一部事務組合等営が2事業、県営が1事業となっている。

b 業務の状況

水道事業の給水人口(用水供給事業を除く。)は、平成27年度末で1億24百万人(上水道事業1億21百万人、簡易水道事業3百万人)であり、前年度と比べると微増となっている。また、平成27年度の年間総有収水量(用水供給事業を含む。)は180億92百万 m³(前年度181億6百万 m³)、給水人口1人当たり1日平均有収水量(用水供給事業を除く。)は297l(同298l)となっている。

c 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

水道事業の総収益は3兆1,810億円、総費用は2兆8,235億円となっており、この結果、純損益は3,575億円の黒字(前年度1,762億円の黒字)、総収支比率は112.7%となっている。また、経常収益は3兆1,535億円、経常費用は2兆7,782億円となっており、この結果、経常損益は3,753億円の黒字、経常収支比率は113.5%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第23表のとおりである。

資本不足となっている事業は2事業(建設中を除く法適用企業の全体の0.1%)あり、前年度同数となっている。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業はなく、前年度同数となっている。

累積欠損金は893億円で、前年度と比べると3.4%増となっている。なお、不良債務は1億円 (前年度0.1億円)である。

(ii) 資本収支

資本的支出は、第88図のとおりであり、平成27年度の額は1兆7,396億円で、前年度と比べると1.4%増となっている。これに対する財源は、外部資金が5,644億円、内部資金が1兆1,713億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は39億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1兆1,081億円で、前年度と比べると3.8%増、企業債償還金は5,650億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。

(iii) 給水原価と料金

有収水量1m³当たりの給水原価(用水供給事業を除く。)は163.85円で、前年度と比べると0.3%減となっている。給水原価の内訳をみると、資本費が56.27円、職員給与費が21.32円、受水費が29.59円、その他の経費が56.67円となっている。これに対して1m³当たりの供給単価(用水供給事業を除く。)は171.92円であり、給水原価が供給単価を8.07円下回る状態となっている。

また、平成27年度中に料金改定を実施した水道事業(用水供給事業を含む。)は73事業(前年度1.130事業)で、営業中の事業の5.3%となっている。

(b) 法非適用企業

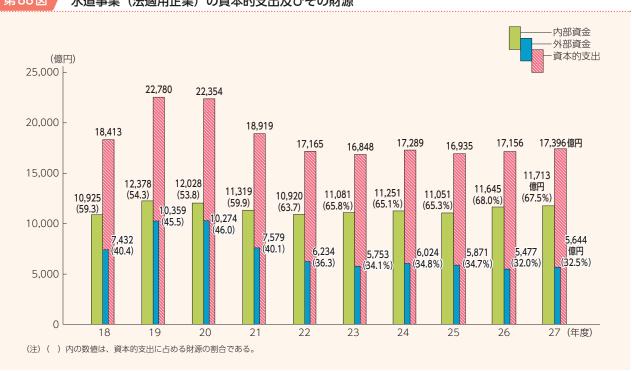
簡易水道事業における法非適用企業は711事業(うち建設中1事業)で、実質収支をみると、黒字事業が704事業で60億円の黒字、赤字事業が6事業で1億円の赤字となっており、差引59億円の黒字となっている。

第23表 水道事業 (法適用企業) の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純	員 益	経常損益		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(事業数)	(1,227)	(1,064)	(1,234)	(1,216)	
黒 字 額	3,831	2,703	3,812	3,727	
(事業数)	(141)	(307)	(134)	(155)	
赤字額	257	940	58	75	
(事業数)	(1,368)	(1,371)	(1,368)	(1,371)	
収支	3,575	1,762	3,753	3,652	

第88図 水道事業 (法適用企業) の資本的支出及びその財源



(イ)工業用水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する工業用水道事業で、平成27年度決算対象となるものは、154事業(うち建設中4事業)である。これを経営主体別にみると、都道府県営が40事業、政令指定都市営が9事業、市営が81事業、町村営が15事業、企業団営が9事業となっている。

施設数は258施設、給水先事業所数は5,998箇所、年間総配水量は43億36百万m³となっている。 また、施設利用率(1日平均配水量を現在配水能力で除したもの)の平均は54.8%(前年度55.0%) となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

工業用水道事業の総収益は1,533億円、総費用は1,251億円となっており、この結果、純損益は282億円の黒字(前年度254億円の赤字)、総収支比率は122.5%となっている。また、経常収益は1,520億円、経常費用は1,246億円となっており、この結果、経常損益は274億円の黒字、経常収支比率は122.0%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、

5

Z

9

10

第24表のとおりである。

資本不足となっている事業は4事業(建設中を除く全体の2.7%)あり、前年度と比べると1事業減少(20%減)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は2事業(同1.3%)あり、前年度と比べると1事業減少(33.3%減)している。

累積欠損金は403億円で、前年度と比べると41.6%減となっている。なお、不良債務を有する事業はなく、前年度と比べると皆減となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は1,179億円で、前年度と比べると6.9%増となっている。これに対する財源は、外部 資金が536億円、内部資金が644億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不 足額は0.0億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は484億円で、前年度と比 べると6.4%増、企業債償還金は579億円で、前年度と比べると28.0%増となっている。

(c) 給水原価と供給単価

有収水量 1 m³ 当たりの給水原価は 25.96 円(資本費 11.91 円、職員給与費 3.26 円、その他の経費 10.79 円)となっており、これに対して 1 m³ 当たりの供給単価は 30.21 円となっている。

これを補助事業と単独事業に分けてみると、補助事業では供給単価(34.05円)が給水原価(29.47円)を4.58円上回っており、単独事業では供給単価(15.13円)が給水原価(12.17円)を2.96円上回っている。

c 経営健全化措置

工業用水道事業の経営健全化措置については、平成14年度から水利権の転用等を伴う未稼動資産等(将来にわたって活用する見込みがない事業用施設等)の整理により、抜本的な経営健全化対策に取り組む地方公共団体を対象として未稼動資産等整理経営健全化対策を講じ、1団体2施設が取組を行っている。

第24表 工業用水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

	純	 員 益	経常	経常損益		
区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度		
(事業数)	(136)	(124)	(133)	(130)		
黒字額	286	265	280	271		
(事業数)	(14)	(26)	(17)	(20)		
赤字額	5	519	6	5		
(事業数)	(150)	(150)	(150)	(150)		
収 支	282	△ 254	274	266		

(ウ)交通事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する交通事業で、平成27年度決算対象となるものは、87事業である。これを事業別にみると、バスが26事業、都市高速鉄道が9事業、路面電車が5事業、モノレール等が2事業、船舶が45事業となっている。

これらによる年間輸送人員は42億5,452万人、1日平均1,163万人(対前年度比2.5%増)である。 1日平均輸送人員を事業別にみると、バスが257万人(同0.5%増)、都市高速鉄道が873万人(同3.0%増)、路面電車が14万人(同1.4%増)、その他が19万人(同4.5%増)となっている。 公営交通が国内の旅客輸送機関に占める割合を輸送人員からみると、**第89図**のとおりであり、バスについては20.6%、鉄道については13.6%となっている。

b 経営状況

Z

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の交通事業の総収益は8,322億円、総費用は7,211億円となっており、この結果、純損益は1,111億円の黒字(前年度1,130億円の赤字)、総収支比率は115.4%となっている。また、経常収益は8,242億円、経常費用は7,154億円となっており、この結果、経常損益は1,088億円の黒字、経常収支比率は115.2%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第25表のとおりである。

資本不足となっている事業は12事業(建設中を除く法適用企業の全体の25.0%)あり、前年度と比べると2事業減少(14.3%減)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は8事業(同16.7%)あり、前年度と比べると1事業減少(11.1%減)している。

累積欠損金は1兆8,407億円で、前年度と比べると4.7%減となっている。また、不良債務は1,388億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。

これを事業別にみると、バス事業においては、純損益は78億円の黒字となっており、経常損益は68億円の黒字となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第26表**のとおりである。

資本不足となっている事業は6事業(建設中を除く全体の23.1%)あり、前年度と比べると2事業減少(25.0%減)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は6事業(同23.1%)あり、前年度と比べると1事業減少(14.3%減)している。

累積欠損金は1,420億円で、前年度と比べると11.0%減となっている。また、不良債務は259億円で、前年度と比べると5.7%減となっている。

都市高速鉄道事業においては、純損益は1,032億円の黒字となっており、経常損益は1,032億円の黒字となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、**第27**表のとおりである。

資本不足となっている事業は3事業(建設中を除く全体の33.3%)あり、前年度と同数となっている。なお、前年度に引き続き、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業はない。

累積欠損金は1兆6,323億円で、前年度と比べると4.3%減となっている。また、不良債務は741億円で、前年度と比べると2.0%減となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は4,872億円(うちバス事業242億円、都市高速鉄道事業4,470億円)で、前年度と比べると2.3%増となっている。これに対する財源は、外部資金が2,258億円、内部資金が2,268億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は346億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は1,687億円(うちバス事業115億円、都市高速鉄道事業1,431億円)で、前年度と比べると5.2%増、企業債償還金は2,793億円(うちバス事業111億円、都市高速鉄道事業2,665億円)で、前年度と比べると1.1%増となっている。

(b) 法非適用企業

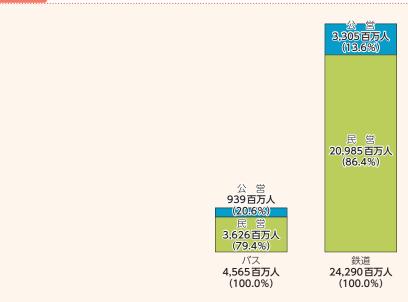
交通事業における法非適用企業は船舶運航事業の39事業で、実質収支をみると、黒字事業が38 事業で6億円の黒字、赤字事業は1事業で0.1億円の赤字となっている。

c 地下鉄事業の経営健全化措置

地下鉄事業の経営健全化措置については、不良債務の計画的な解消及びその発生の抑制を図ること等

を目的に、資金不足額について一般会計からの繰出し(一般会計出資)分を起債できることとする地下 鉄事業経営健全化対策を講じており、平成27年度末現在において1団体が取組を行っている。

第89図 バス、鉄道における公営交通事業の状況(年間輸送人員)



第25表 交通事業(法適用企業)の経営状況

(単位 事業、億円)

	Λ.	純 損 益		経常損益		
区	分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(事	業 数)	(40)	(18)	(40)	(32)	
黒	字 額	1,148	286	1,129	854	
(事	業数)	(8)	(35)	(8)	(21)	
赤	字額	37	1,416	41	47	
(事	業数)	(48)	(53)	(48)	(53)	
収	支	1,111	△ 1,130	1,088	806	

(注)() 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

第26表 交通事業のうちバス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	純	員 益	経常	損益
区 	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
(事業数)	(23)	(7)	(23)	(14)
黒 字 額	92	18	85	70
(事業数)	(3)	(23)	(3)	(16)
赤字額	14	576	17	23
(事業数)	(26)	(30)	(26)	(30)
収支	78	△ 558	68	47

第27表 交通事業のうち都市高速鉄道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区 分	純拍	益 益	経常損益		
	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(事業数)	(9)	(4)	(9)	(8)	
黒 字 額	1,032	261	1,032	767	
(事業数)	_	(5)	_	(1)	
赤字額	_	776	_	9	
(事業数)収 支	(9) 1,032	(9) △ 516	(9) 1,032	(9) 759	

(注)() 書きは未開業の事業を除いた事業数である。

(工)電気事業

5

Z

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する電気事業で、平成27年度決算対象となるものは、92事業(うち建設中1事業)であり、法適用企業が28事業、法非適用企業が64事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が26事業、政令指定都市営が4事業、市営が32事業、町村営が26事業、一部事務組合等営が4事業となっている。施設数は468施設で、最大出力の合計は271万kW(建設中を含む。)、年間発電電力量は88億87百万kWh、年間売電電力量は84億86百万kWhとなっている。

上記のうち、各発電型式における稼働中の施設数、最大出力、年間発電電力量、年間売電電力量は第 28表のとおりである。

b 経営状況

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用の電気事業の総収益は900億円、総費用は669億円となっており、この結果、純損益は231億円の黒字(前年度135億円の黒字)、総収支比率は134.6%となっている。また、経常収益は862億円、経常費用は665億円となっており、この結果、経常損益は197億円の黒字、経常収支比率は129.7%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第29表のとおりである。

資本不足となっている事業はなく、累積欠損金は17億円で、前年度と比べると37.5%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(ii) 資本収支

資本的支出は460億円で、前年度と比べると16.9%減となっている。これに対する財源は、外部資金が74億円、内部資金が385億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は266億円で、前年度と比べると15.5%減、企業債償還金は101億円で、前年度と比べると7.1%減となっている。

(b) 法非適用企業

電気事業における法非適用企業は、水力発電事業、ごみ発電事業、スーパーごみ発電事業、風力発電事業及び太陽光発電事業の64事業(うち建設中1事業)で、実質収支をみると建設中を除く全ての事業において黒字であり、黒字額は38億円となっている。

第28表 公営電気事業における事業概況 (稼働中の施設)

発 電 型 式	施設	最大出力(千kW)	発電電力量(百万kWh)	売電電力量(百万kWh)
水 力	306	2,313	7,956	7,878
ごみ	12	100	489	235
スーパーごみ	2	61	124	83
ごみ固形燃料	1	12	63	40
風力	32	86	115	112
太陽光	104	134	140	139
合 計	457	2,707	8,887	8,486

第29表 電気事業 (法適用企業) の経営状況

(単位 事業、億円)

区分		純 排	益	経常損益		
))	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(事第	業数)	(27)	(24)	(26)	(28)	
黒写	字 額	233	139	201	163	
(事第	業数)	(1)	(4)	(2)	(—)	
赤	字 額	1	4	4	_	
(事第	業数)	(28)	(28)	(28)	(28)	
収	支	231	135	197	163	

(オ)ガス事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営するガス事業で、平成27年度決算対象となるものは、26事業である。これを経営主体別にみると、政令指定都市営が1事業、市営が19事業、町村営が6事業となっている。公営ガス事業の供給戸数(契約数)は83万戸(対前年度比0.1%減)で、供給区域内戸数に対する普及率は67.1%となっている。また、販売量は339億68百万MJ(メガジュール)で、前年度と比べると3.1%減となっている。

ガス事業全体に占める公営ガス事業の割合をみると、事業数で12.6%、供給戸数で2.8%、販売量で2.2%となっている。なお、民間大手3社を除いた割合では、供給戸数で8.9%、販売量で7.6%となっている。

b 経営状況

(a) 損益収支

ガス事業の総収益は957億円、総費用は901億円となっており、この結果、純損益は56億円の黒字(前年度66億円の黒字)、総収支比率は106.2%となっている。また、経常収益は945億円、経常費用は896億円となっており、この結果、経常損益は48億円の黒字、経常収支比率は105.4%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第30表のとおりである。

資本不足となっている事業は6事業(建設中を除く全体の23.1%)あり、前年度と比べると2事業減少(25.0%減)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は5事業(同19.2%)あり、前年度と比べると1事業減少(16.7%減)している。

累積欠損金は277億円で、前年度と比べると26.8%減となっている。なお、不良債務を有する事業はない。

(b) 資本収支

3

4

5

6

Z

資本的支出は258億円で、前年度と比べると5.4%減となっている。これに対する財源は、外部資金が76億円、内部資金が183億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額はない。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は121億円で、前年度と比べると4.4%増、企業債償還金は112億円で、前年度と比べると1.1%増となっている。

第30表 ガス事業の経営状況

(単位 事業、億円)

純拍	益	経常損益		
平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
(22)	(20)	(22)	(23)	
58	72	50	37	
(4)	(8)	(4)	(5)	
2	5	2	1	
(26) 56	(28) 66	(26) 48	(28) 36	
	平成 27 年度 (22) 58 (4) 2 (26)	平成 27 年度 平成 26 年度 (22) (20) 58 72 (4) (8) 2 5 (26) (28)	平成 27 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 (22) (20) (22) 58 72 50 (4) (8) (4) 2 5 2 (26) (28) (26)	

(力)病院事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する病院事業(地方公営企業法を適用する病院事業)で、平成27年度決算対象となるものは、637事業(うち建設中2事業)であり、これらの事業が有する病院(以下「自治体病院」という。)数は812病院である。これを経営主体別にみると、都道府県立が152病院(37都道府県)、政令指定都市立が27病院(14政令指定都市)、市立が355病院(301市)、町村立が169病院(163町村)及び一部事務組合等立が109病院(79組合)となっている。

一般病院(注)780病院のうち病床数300床以上の病院は、31.4%に当たる245病院となっており、 地域における基幹病院、中核病院として地域医療を支えている。

一方、病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している等の条件下にある「不採算地区病院」は、一般病院の37.9%に当たる296病院となっており、民間医療機関による診療が期待できない離島、山間地等のへき地における医療の確保のため、重要な役割を果たしている。

さらに、自治体病院全体の85.6%に当たる695病院が救急病院として告示を受けており、地域の救 急医療を担っている。

平成27年度末における病床数は18万5千床で、前年度と比べると1.4%減となり、入院、外来延患者数は1億3千万人で、前年度と比べると1.0%減となっている。

また、病床利用率は72.7% (前年度72.8%)、外来入院患者比率 (年延外来患者数を年延入院患者数で除したもの) は167.1% (前年度167.0%) となっている。なお、全国の病院に占める自治体病院の数及び病床数の推移は、**第90**図のとおりである。

b 経営状況

(a) 損益収支

病院事業の総収益は4兆542億円、総費用は4兆1,244億円となっており、この結果、純損益は703億円の赤字(前年度4,852億円の赤字)、総収支比率は98.3%となっている。また、経常収益は4兆108億円、経常費用は4兆656億円となっており、この結果、経常損益は548億円の赤字、経常収支比率は98.7%となっている。純損益、経常損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字

額は、第31表のとおりである。

資本不足となっている事業は103事業(建設中を除く全体の16.2%)あり、前年度と比べると2事業増加(2.0%増)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は57事業(同9.0%)あり、前年度と比べると6事業減少(9.5%減)している。

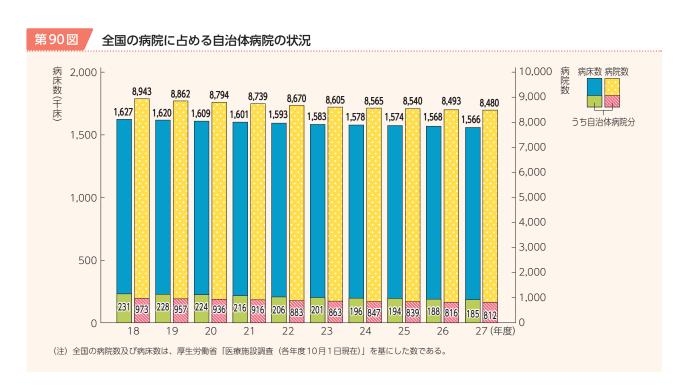
累積欠損金は1兆7,624億円で、前年度と比べると1.6%減となっている。また、不良債務は174億円で、前年度と比べると7.7%減となっている。

また、医業費用に対する医業収益の割合である医業収支比率は89.5%(前年度89.9%)となっており、これを病院の種別にみると、一般病院が90.0%(同90.4%)、精神科病院が68.0%(同67.4%)となっている。

(b) 資本収支

資本的支出は7,868億円で、前年度と比べると1.7%減となっている。これに対する財源は、外部資金が5,496億円、内部資金が2,252億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は119億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は4,407億円で、前年度と比べると5.6%減、企業債償還金は3,148億円で、前年度と比べると2.6%増となっている。

(注) 精神科病院以外の病院をいう。



第31表 病院事業の経営状況

(単位 事業、億円)

- F	Λ.	純描	員 益	経常	損益
区	分	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
(事	業数)	(291)	(161)	(277)	(289)
黒	字額	467	259	440	494
(事	業数)	(344)	(477)	(358)	(349)
赤	字額	1,170	5,111	987	869
(事	業数)	(635)	(638)	(635)	(638)
収	支	△ 703	△ 4,852	△ 548	△ 375

(キ)下水道事業

a 事業数及び業務の状況

地方公共団体が経営する下水道事業で、平成27年度決算対象となるものは、3,639事業(うち建設中13事業)であり、法適用企業が640事業、法非適用企業が2,999事業である。これを経営主体別にみると、都道府県営が81事業、政令指定都市営が50事業、市営が1,893事業、町村営が1,589事業、一部事務組合等営が26事業となっている。

下水道事業の平成27年度末における現在処理区域内人口は1億360万人、現在処理区域面積は508万haとなっている。また、年間総処理水量(雨水処理水量と汚水処理水量の合計。ただし、流域下水道分は流域関連公共下水道として水量を計上しているため除く。)は152億m³で、前年度と比べると1.5%増となっており、年間有収水量は111億m³で、前年度と比べると0.8%増となっている。

b 経営状況

Z

(a) 法適用企業

(i) 損益収支

法適用企業の下水道事業の総収益は2兆3,377億円で、前年度と比べると2.1%増となっている。その内訳をみると、料金収入が1兆108億円(総収益に占める割合43.2%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が7,407億円(同31.7%)等となっている。一方、総費用は2兆1,765億円で、前年度と比べると1.2%増となっており、うち地方債利息が3,097億円(総費用に占める割合14.2%)となっている。この結果、純損益は1,612億円の黒字(前年度1,389億円の黒字)、総収支比率は107.4%となっている。また、経常収益は2兆3,278億円、経常費用は2兆1,640億円となっており、この結果、経常損益は1,638億円の黒字、経常収支比率は107.6%となっている。純損益における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第32表のとおりである。

資本不足となっている事業は62事業(建設中を除く法適用企業の全体の9.7%)あり、前年度と比べると2事業減少(3.1%減)している。また、返済義務のない負債である長期前受金を負債から控除した場合、資本不足となっている事業は7事業(同1.1%)あり、前年度と比べると1事業減少(12.5%減)している。

累積欠損金は1,055億円で、前年度と比べると7.7%減となっている。また、不良債務は188億円で、7.0%減となっている。

(ii) 資本収支

資本的支出は2兆1,102億円で、前年度と比べると1.8%増となっている。これに対する財源は、外部資金が1兆1,976億円、内部資金が8,999億円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額である財源不足額は127億円となっている。資本的支出の内訳をみると、建設改良費は8,999億円で、前年度と比べると2.5%増、企業債償還金は1兆1,975億円で、前年度と比べると5.3%増となっている。

(b) 法非適用企業

下水道事業における法非適用企業の総収益は1兆2,765億円で、前年度と比べると4.0%減となっている。その内訳をみると、料金収入が5,210億円(総収益に占める割合40.8%)、他会計繰入金(雨水処理負担金を含む。)が5,548億円(同43.5%)等となっている。一方、総費用は8,504億円で、前年度と比べると5.6%減となっており、うち地方債利息が2,432億円(総費用に占める割合28.6%)となっている。

資本的支出は1兆4,715億円で、前年度と比べると4.4%減となっている。その内訳をみると、建設改良費は6,575億円で、前年度と比べると5.9%減、地方債償還金は8,062億円で、前年度と比べると2.5%減となっている。

実質収支をみると、黒字事業が2,954事業で795億円の黒字、赤字事業が35事業で116億円の 赤字となっており、差引678億円の黒字となっている(**第32表**)。

(c) 全体の経営状況

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の黒字額は2,515億円、赤字額は225億円となっており、この結果、全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)は2,290億円の黒字となっている。

汚水処理原価(汚水処理費を年間有収水量で除したもの)は、148.02円/ m^3 (維持管理費76.18円/ m^3 、資本費71.84円/ m^3)で、前年度と比べると1.7%減となっており、使用料単価(使用料収入を年間有収水量で除したもの)は、138.94円/ m^3 で、前年度と比べると0.2%増となっている。

その結果、経費回収率(使用料単価を汚水処理原価で除したもの)は93.9%となっており、前年度と比べると1.8ポイント上昇している。回収率が上昇した要因としては、企業債利子の減少や料金収入の増加等があるが、適正な回収率に達していない事業は依然として多いため、引き続き経営の健全化に向けた取組を進めていく必要がある。

法適用企業と法非適用企業を合計した下水道事業の建設改良費は1兆5,573億円で、前年度と比べると1.2%減となっている。

第32表 下水道事業の経営状況

(単位 事業、億円)

区分	平 成	27 年 月	隻 (A)	平 成	26 年 月	隻 (B)	差	引 (A) -	(B)
区 分	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計
(事業数)	(465)	(2,954)	(3,419)	(396)	(3,007)	(3,403)	(69)	(△ 53)	(16)
黒 字 翻	1,721	795	2,515	1,592	714	2,306	129	81	210
(事業数)	(172)	(35)	(207)	(190)	(29)	(219)	(△ 18)	(6)	(△ 12)
赤字額	109	116	225	202	124	326	△ 93	△ 8	△ 101
(事業数)	(637) 1,612	(2,989) 678	(3,626) 2,290	(586) 1,389	(3,036) 590	(3,622) 1,979	(51) 222	(△ 47) 88	(4) 311

(ク)その他の地方公営企業

a 事業数

地方公共団体は、以上の事業のほかにも各種の事業を経営している。これを事業別にみると、平成27年度決算対象となるものは、港湾整備事業が97事業、市場事業が163事業、と畜場事業が59事業、観光施設事業が304事業、宅地造成事業が435事業、有料道路事業が1事業、駐車場整備事業が223事業、介護サービス事業が573事業、その他事業(廃棄物等処理施設、診療所等)が46事業となっている。

b 経営状況

その他の地方公営企業の純損益、経常損益、実質収支における黒字・赤字事業数及び黒字・赤字額は、第33表のとおりである。このうち、観光施設事業については、全体の収支(法適用企業の純損益と法非適用企業の実質収支の合計)が32億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると23.8%減の206億円と改善されているものの、経営状況が悪化している事業については、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分検討する必要がある。また、宅地造成事業については、全体の収支は176億円の黒字であり、法適用企業の累積欠損金は前年度と比べると7.4%減の3,955億円と改善されているものの、販売用土地の時価評価額が当該土地の地方債残高を下回っている会計が全体(地方債償還が終了した会計を除く。)の5割以上を占めている。厳しい経営状況にある事業については、対応を先延ばしにすることなく、早期かつ計画的に経営の健全化を図る必要がある。

第33表

Z

10

その他の地方公営企業の経営状況

(単位 事業、億円)

区			港湾	市場	と畜場	観光施設	宅 地	有 料	駐車場	介護	その他
			整備	l l J -∕⁄⁄/	乙田物	施設	造成	道 路	整備	サービス	- C 07 1B
		(事業数)	(6)	(11)	(1)	(24)	(22)	(-)	(7)	(23)	(31)
	純	黒 字 額	32	8	1	8	149	_	4	3	16
		(事業数)	(2)	(3)	(-)	(17)	(22)	(-)	(-)	(24)	(14)
2+	損	赤字額	3	10	_	7	209	_	_	6	15
法	益	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(41)	(44)	(-)	(7)	(47)	(45)
適		収 支	29	△ 2	1	1	△ 60	_	4	△ 3	1
用。		(事業数)	(8)	(11)	(1)	(24)	(25)	(-)	(6)	(25)	(31)
企	経	黒 字 額	39	12	1	9	187	_	2	4	25
業	常	(事業数)	(-)	(3)	(-)	(17)	(19)	(-)	(1)	(22)	(14)
	損	赤字額	_	9	_	7	50	_	0	4	2
	益	(事業数)	(8)	(14)	(1)	(41)	(44)	(-)	(7)	(47)	(45)
		収 支	39	3	1	2	137	_	2	0	22
		(事業数)	(84)	(147)	(58)	(252)	(344)	(1)	(203)	(513)	(-)
法	実	黒 字 額	79	35	4	44	364	_	30	47	_
非適	質	(事業数)	(4)	(1)	(-)	(10)	(15)	(-)	(13)	(13)	(-)
用企	収	赤字額	9	0	_	13	128	_	51	2	_
業	支	(事業数)	(88)	(148)	(58)	(262)	(359)	(1)	(216)	(526)	(-)
		収 支	70	34	4	31	236	_	△ 21	45	_

(2) 国民健康保険事業 [資料編:第120表]

平成27年度末において国民健康保険事業会計を有する市町村は、1,744団体(20政令指定都市、45中核市、39施行時特例市、686都市、927町村、4一部事務組合等、23特別区)で、前年度末と同数となっている。また、直営診療所を設置している団体は359団体(2政令指定都市、8中核市、12施行時特例市、147都市、188町村、2一部事務組合)で、前年度末と比べると3団体減少している。

被保険者数は3,182万人であり、加入世帯数は1,941万世帯となっている。これらを前年度末と比べると、被保険者数は121万人減少、加入世帯数は40万世帯減少している。

なお、退職者医療制度の被保険者数及び被扶養者数は96万人で、前年度末と比べると43万人減少(30.9%減)している。

ア事業勘定

(ア)歳入

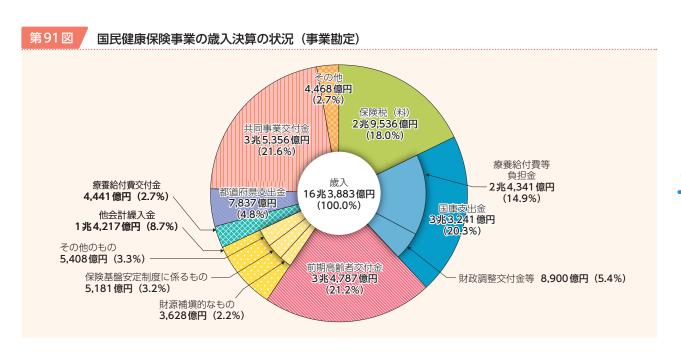
事業勘定の歳入決算額は16兆3,883億円で、前年度と比べると1兆9,774億円増加(13.7%増)している。

歳入の内訳をみると、**第91**図のとおりであり、国民健康保険税(料)及び国庫支出金の合計で歳入総額の38.3%を占め、前年度(44.2%)と比べると5.9ポイント低下している。

それぞれの決算額をみると、国民健康保険税(料)は2兆9,536億円で、前年度と比べると1,067億円減少(3.5%減)、国庫支出金は3兆3,241億円で、前年度と比べると152億円増加(0.5%増)している。 国庫支出金の主な内訳としては、療養給付費等負担金が2兆4,341億円、財政調整交付金等が8,900億円で、前年度と比べるとそれぞれ271億円減少(1.1%減)、424億円増加(5.0%増)している。 また、都道府県支出金は7.837億円で、前年度と比べると52億円増加(0.7%増)している。

さらに、他会計繰入金は1兆4,217億円で、前年度と比べると1,720億円増加(13.8%増)している。 この内訳をみると、財源補塡的な繰入金が3.628億円(対前年度比5.3%増)、国民健康保険の財政基盤の 安定を図るための保険基盤安定制度による繰入金が5,181億円(同0.1%減)等となっている。

なお、前期高齢者交付金は、3兆4,787億円で、前年度と比べると1,249億円増加(3.7%増)している。



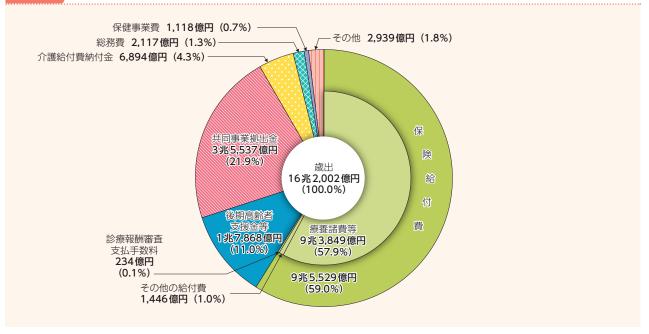
(イ)歳出

歳出決算額は 16兆 2,002 億円で、前年度と比べると 2兆 297 億円増加(14.3%増)している。 歳出の内訳をみると、第92図のとおりであり、保険給付費は9兆5,529億円で、前年度と比べると 1,940億円増加(2.1%増)している。

保険給付費の主な内訳をみると、療養諸費等が9兆3.849億円で、前年度と比べると1.981億円増加 (2.2%増)、その他の給付費が1,446億円で、前年度と比べると46億円減少(3.1%減)している。

また、後期高齢者支援金等は1兆7,868億円で、前年度と比べると230億円減少(1.3%減)している。

第92図 国民健康保険事業の歳出決算の状況 (事業勘定)



(ウ)収支

7

実質収支は1,873億円の黒字(前年度2,390億円の黒字)であり、昭和40年度以降黒字傾向が続いている。

しかし、実質収支から財源補塡的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支については、2,780億円の赤字(前年度2,040億円の赤字)となっており、22年連続して赤字となっている。

再差引収支を団体規模別にみると、政令指定都市が1,249億円の赤字(前年度1,024億円の赤字)、中核市が492億円の赤字(同288億円の赤字)、施行時特例市が262億円の赤字(同272億円の赤字)、都市が920億円の赤字(同671億円の赤字)となる一方、町村が31億円の黒字(同71億円の黒字)、一部事務組合等が9億円の黒字(同7億円の黒字)、特別区が103億円の黒字(同137億円の黒字)となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると84団体減の892団体で、その黒字額は293億円減の1,345億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると84団体増の852団体で、その赤字額は447億円増の4,125億円となっている。

赤字の団体が占める割合を団体規模別にみると、政令指定都市が90.0%、中核市が77.8%、施行時特例市が66.7%、都市が56.9%、町村が41.0%、特別区が8.7%となっており、特に政令指定都市、中核市及び施行時特例市においては、厳しい財政運営が続いている。

1 直診勘定

直診勘定の歳入決算額は594億円で、前年度と比べると33億円減少(5.3%減)している。

このうち、診療収入は349億円で、前年度と比べると17億円減少(4.7%減)しており、歳入総額に占める割合は58.8%(前年度58.4%)となっている。他会計繰入金は130億円で、前年度と比べると8億円減少(5.8%減)しており、歳入総額に占める割合は21.9%(前年度22.0%)となっている。

直診勘定の歳出決算額は571億円で、前年度と比べると30億円減少(5.0%減)している。

このうち、総務費は347億円で、前年度と比べると6億円減少(1.6%減)している。また、医業費は172億円で、前年度と比べると11億円減少(5.8%減)しており、歳出総額に占める割合は30.2%(前年度30.4%)となっている。なお、医業費の診療収入に対する割合は49.3%で、前年度と比べて0.6ポイント低下している。

実質収支は22億円の黒字(前年度26億円の黒字)となっているが、この実質収支から他会計繰入金を控除し、繰出金を加えた再差引収支は、105億円の赤字(同109億円の赤字)となっている。

(3) 後期高齢者医療事業[資料編:第121表]

後期高齢者医療事業では、保険料の徴収や後期高齢者医療広域連合へ保険料等の納付を行う市町村(1,739団体(20政令指定都市、45中核市、39施行時特例市、686都市、925町村、1広域連合、23特別区))及び後期高齢者医療事業を実施する都道府県区域ごとの後期高齢者医療広域連合(47団体)に特別会計が設けられている。

ア市町村

市町村の特別会計の歳入決算額は1兆5,331億円で、前年度と比べると492億円増加(3.3%増)している。このうち、被保険者が支払う後期高齢者医療保険料は1兆691億円で、前年度と比べると34億円増加(0.3%増)しており、歳入総額に占める割合は69.7%(前年度71.8%)となっている。

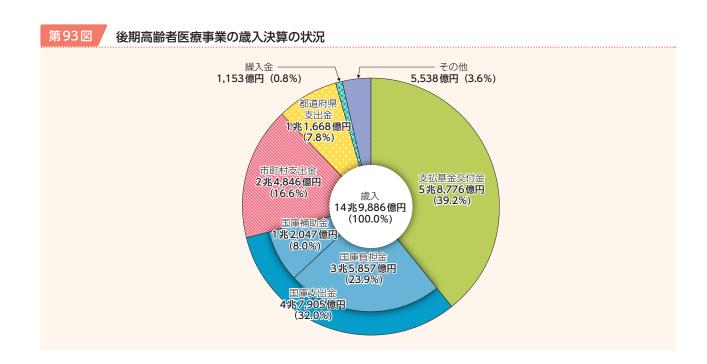
歳出決算額は1兆5,055億円で、前年度と比べると476億円増加(3.3%増)している。このうち、後期高齢者医療広域連合への納付金が、1兆4,215億円で、前年度と比べると432億円増加(3.1%増)しており、歳出総額に占める割合は94.4%(前年度94.5%)となっている。

4 後期高齢者医療広域連合

(ア)歳入

後期高齢者医療広域連合の歳入決算額は14兆9,886億円で、前年度と比べると5,067億円増加(3.5%増)している。

歳入の内訳をみると、**第93**図のとおりであり、支払基金交付金が5兆8,776億円(歳入に占める割合39.2%)、国庫支出金が4兆7,905億円(同32.0%)、市町村支出金が2兆4,846億円(同16.6%)、都道府県支出金が1兆1,668億円(同7.8%)で、それぞれ前年度と比べると支払基金交付金が2,324億円増加(4.1%増)、国庫支出金が1,530億円増加(3.3%増)、市町村支出金が478億円増加(2.0%増)、都道府県支出金が410億円増加(3.6%増)している。



(イ)歳出

3

4

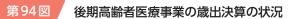
5

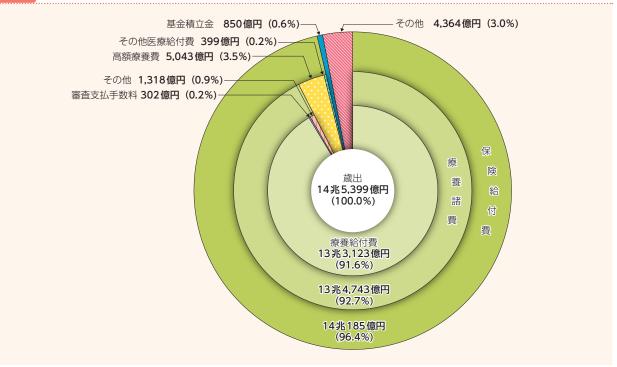
Z

10

後期高齢者医療広域連合の歳出決算額は14兆5,399億円で、前年度と比べると5,942億円増加(4.3%増)している。

歳出の内訳をみると、**第94図**のとおりであり、保険給付費は14兆185億円で、前年度と比べると5,895億円増加(4.4%増)しており、歳出総額の96.4%(前年度96.3%)を占めている。





(ウ)収支

実質収支は47団体全て黒字となっており、その黒字額は4,487億円(前年度5,362億円の黒字)となっている。

(4) 介護保険事業 [資料編:第122表]

介護保険制度を実施する保険者である市町村が設ける介護保険事業会計は、第1号被保険者(65歳以上の者)からの保険料や、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)の介護納付金分に係る支払基金からの交付金である支払基金交付金等を財源として保険給付等を行う保険事業勘定と、介護給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等を実施する介護サービス事業勘定とに区分される。

なお、市町村が実施する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5施設により介護サービスを提供する事業は介護サービス事業として公営企業会計の対象とされている。

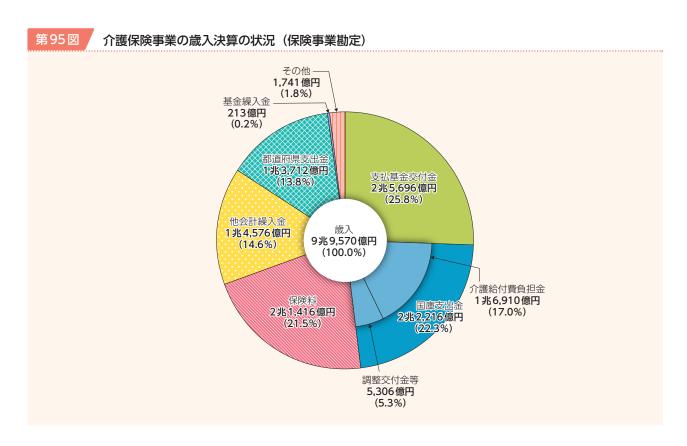
平成27年度末の介護保険事業の保険者は、1,579団体(20政令指定都市、45中核市、37施行時特例市、633都市、782町村、39一部事務組合等、23特別区)で、前年度と同数となっている。また、介護サービス事業勘定を設置している団体は705団体(9政令指定都市、13中核市、11施行時特例市、293都市、359町村、7一部事務組合等、13特別区)で、前年度と比べると20団体減少している。

ア 保険事業勘定

(ア)歳入

保険事業勘定の歳入決算額は9兆9,570億円で、前年度と比べると3,205億円増加(3.3%増)している。 歳入の内訳をみると、第95図のとおりであり、第1号被保険者が支払う保険料が2兆1,416億円(歳入総額に占める割合21.5%)、介護給付費負担金(介護給付及び予防給付に要する費用の額(以下「介護・予防給付額」という。)の100分の20(施設等給付費にあっては100分の15)に相当する額)、調整交付金(介護・予防給付額の100分の5に相当する額)等の国庫支出金が2兆2,216億円(同22.3%)、支払基金交付金(第2号被保険者の介護給付金分に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金)が2兆5,696億円(同25.8%)、都道府県の法定負担(介護・予防給付額の100分の12.5(施設等給付費にあっては100分の17.5)に相当する額)を含む都道府県支出金が1兆3,712億円(同13.8%)、市町村の法定負担分(介護・予防給付額の100分の12.5に相当する額)を含む他会計繰入金が1兆4,576億円(同14.6%)、介護保険制度の円滑な導入のために設置された基金等の取崩し額である基金繰入金が213億円(同0.2%)等となっている。

また、それぞれ前年度と比べると保険料が2,483億円増加(13.1%増)、国庫支出金が625億円増加(2.9%増)、支払基金交付金が344億円減少(1.3%減)、都道府県支出金が276億円増加(2.1%増)、他会計繰入金が592億円増加(4.2%増)、基金繰入金が575億円減少(73.0%減)している。



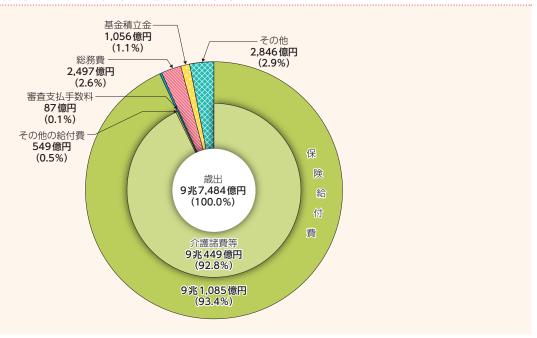
(イ)歳出

保険事業勘定の歳出決算額は9兆7,484億円で、前年度と比べると2,820億円増加(3.0%増)している。 歳出の内訳をみると、**第96**図のとおりであり、保険給付費は9兆1,085億円で、前年度と比べると 1,971億円増加(2.2%増)しており、歳出総額の93.4%(前年度94.1%)を占めている。 第96図

5

7

介護保険事業の歳出決算の状況(保険事業勘定)



(ウ)収支

実質収支は2,057億円の黒字(前年度1,660億円の黒字)となっており、実質収支から財源補塡的な他会計繰入金及び都道府県支出金を控除し、繰出金を加えた再差引収支についても、2,040億円の黒字(同1,631億円の黒字)となっている。

再差引収支を黒字・赤字の団体別にみると、黒字の団体数は前年度と比べると11団体増の1,566団体で、全団体に占める割合は99.2%(前年度98.5%)となっており、その黒字額は406億円増の2,062億円となっている。

一方、赤字の団体数は前年度と比べると11団体減の13団体で、全団体に占める割合は0.8%(前年度1.5%)となっており、その赤字額は2億円減の22億円となっている。

1 介護サービス事業勘定

介護サービス事業勘定の歳入決算額は278億円で、前年度と比べると14億円減少(4.8%減)している。 このうち、利用者の支払う自己負担金を含むサービス収入は114億円(前年度比0.1%減)で、歳入総額に 占める割合は41.2%(前年度39.2%)となっている。

普通会計等からの繰入金は139億円で、前年度と比べると13億円減少(8.6%減)しており、歳入総額に占める割合は49.9%(前年度52.0%)となっており、このうち、普通会計からのものが125億円で前年度と比べると13億円減少(9.3%減)している。

歳出決算額は262億円で、前年度と比べると15億円減少(5.4%減)している。このうち、サービス事業費が106億円で、前年度と比べると3億円増加(2.6%増)しており、歳出総額に占める割合は40.5%(前年度37.4%)となっている。

また、公債費の元利償還金は、74億円で、前年度と比べると13億円減少(14.8%減)しており、歳出総額に占める割合は28.1%(前年度31.1%)となっている。

なお、実質収支は14億円の黒字(前年度13億円の黒字)となっており、再差引収支は120億円の赤字 (同134億円の赤字)となっている。

その他の事業

ア 収益事業[資料編:第123表]

収益事業を実施した地方公共団体の数は延べ287団体で、前年度と比べて2団体減少している。

これを事業別にみると、公営競技についてはモーターボート競走事業を施行した団体が105団体と最も 多く、以下、自転車競走事業58団体、競馬事業50団体、小型自動車競走事業7団体の順となっている。

また、宝くじは、47都道府県及び20政令指定都市の67団体で発売されている。

これらを団体種類別にみると、都道府県においては延べ67団体、市町村においては延べ220団体が収益 事業を実施している。

(ア)経営状況

収益事業の決算額は、歳入3兆1,714億円、歳出3兆961億円で、前年度と比べると歳入は1,253億円 増加(4.1%増)、歳出は820億円増加(2.7%増)している。

実質上の収支(歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源、他会計からの繰入金、過去の収益を積み 立てた基金からの繰入金及び未払金を控除し、他会計への繰出金及び未収金を加えた額)は4,279億円の 黒字(前年度3.965億円の黒字)となっている。

普通会計等への収益金の繰出しについて、事業別にみると、競馬事業が12億円(前年度10億円)、自転 車競走事業が50億円(同48億円)、小型自動車競走事業が3億円(同4億円)、モーターボート競走事業が 91億円(同100億円)、宝くじ事業が3.782億円(同3.763億円)となっている。

(イ)収益金の使途状況

収益金の大部分は普通会計等に繰り入れられ、道路、教育施設、社会福祉施設等の整備事業などの財源と して活用されている。その繰入額は3,938億円で、前年度と比べると13億円増加(0.3%増)している。

収益金繰入額の使途状況を目的別にみると、土木費が1,056億円で最も大きな割合(収益金繰入額に占 める割合 26.8%) を占め、次いで、民生費の 869 億円(同 22.1%)となっており、これらの費目で繰入総 額の48.9%を占めている。このほか、教育費が566億円(同14.4%)、衛生費が138億円(同3.5%)、商 工費が173億円(同4.4%)等となっている。

1 共済事業

(ア)農業共済事業[資料編:第125表]

農業共済事業を実施した市町村の数は51団体で、前年度と比べると3団体減少している。

農業共済事業会計の決算額は歳入110億円、歳出104億円で、前年度と比べると歳入は17億円減少 (13.0%減)、歳出は17億円減少(14.3%減)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から支払準備金積立額、責任準備金積立額、繰入金及び未払金を控 除し、繰出金及び未収金を加えた額)は、28億円の赤字(前年度29億円の赤字)となっている。

(イ)交通災害共済事業 [資料編:第126表]

直営方式により交通災害共済事業を実施した地方公共団体は67団体(31市町村、36一部事務組合等) で、前年度と比べると2団体減少している。

また、加入者は平成27年度末で800万人(前年度末827万人)となっている。

交通災害共済事業会計の決算額は歳入60億円、歳出49億円で、前年度と比べると歳入は0.2億円減少 (0.2%減)、歳出は0.2億円増加(0.4%増)している。

なお、実質上の収支(歳入歳出差引額から未経過共済掛金、繰入金及び未払金を控除し、繰出金及び未収 金を加えた額)は11億円の黒字(前年度12億円の黒字)となっている。

· 公立大学附属病院事業 [資料編:第124表]

公立大学附属病院事業を実施した地方公共団体は1団体である。

公立大学附属病院事業会計の決算額は、収益的収支では総収益21億円、総費用21億円となり、前年度 と比べると総収益は1億円増加(6.2%増)し、総費用は1億円増加(4.1%増)となっている。

また、資本的収支では資本的収入3億円、資本的支出3億円となり、前年度と比べると、資本的収入は

第 1 部 平成27年度の地方財政の状況

0.1億円増加 (3.3%増)、資本的支出は0.1億円増加 (3.3%増) している。 実質収支は1億円の黒字 (前年度1億円の黒字) となっている。

(6) 第三セクター等

第三セクター等の状況については、平成28年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(平成28年3月31日現在)によると次のとおりである。

ア 第三セクター等の定義

第三セクター等とは、次の法人をいう。

(ア) 第三セクター

4

5

Z

9

10

11

- a 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)等の規定に基づいて設立されている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに特例民法法人(以下「社団法人・財団法人」という。)のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- b 「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社(以下「会社法法人」という。)のうち、地方公共団体が出資を行っている法人
- (イ) 地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社(以下「地方三公社」という。)
- (ウ) 地方独立行政法人

1 第三セクター等の数

第三セクター等の数は**第34表**のとおりであり、法人数の総計は7,532法人で、前年度末(7,604法人)に比べ72法人減少している。

第三セクター等の数

						(単位 法人)
区 分	都道府県	政令指定都市	市区町村	合 計	(構成比)	(参考) 平成 27年度調査
第三セクター	1,828	519	4,268	6,615	(87.8%)	6,663
社団法人・財団法人	1,273	273	1,610	3,156	(41.9%)	3,175
公益社団・財団法人	982	214	875	2,071	(27.5%)	2,067
社 団 法 人	116	3	32	151	(2.0%)	155
財 団 法 人	866	211	843	1,920	(25.5%)	1,912
一般社団・財団法人	289	58	725	1,072	(14.2%)	1,083
社 団 法 人	75	2	102	179	(2.4%)	181
財 団 法 人	214	56	623	893	(11.9%)	902
特例民法法人	2	1	10	13	(0.2%)	25
旧社団法人	0	0	4	4	(0.1%)	6
旧財団法人	2	1	6	9	(0.1%)	19
会 社 法 法 人	555	246	2,658	3,459	(45.9%)	3,488
株 式 会 社	555	244	2,414	3,213	(42.7%)	3,233
その他会社法法人	0	2	244	246	(3.3%)	255
地 方 三 公 社	98	22	675	795	(10.6%)	821
地方住宅供給公社	33	10	0	43	(0.6%)	43
地 方 道 路 公 社	31	2	0	33	(0.4%)	33
土地開発公社	34	10	675	719	(9.5%)	745
地方独立行政法人	72	17	33	122	(1.6%)	120
総計	1,998	558	4,976	7,532	(100.0%)	7,604

ウ 第三セクター等の経常損益の状況

第三セクター等のうち、(1) 地方公共団体等の出資割合が25%以上の社団法人・財団法人及び会社法法 人、(2) 出資割合が25%未満であるものの財政的支援(注1) を受けている社団法人・財団法人及び会社法 法人、(3) 地方三公社及び(4) 地方独立行政法人の6,298法人から30法人(注2) を除いた6,268法人 (以下「経営状況等調査対象法人」という。)の経常損益の状況については第35表のとおりであり、4,043 法人(64.5%)が黒字、2,225法人(35.5%)が赤字となっている。

- (注1) ここで「財政的支援」とは、補助金、貸付金及び損失補償のことをいう。
- (注2) 第三セクター等のうち、清算手続中、休眠中、設立後間もない等の理由により財務諸表(損益計算書、正味財産増 減計算書)が作成されていない法人。

第35表 第三セクター等の経常損益の状況

(単位 法人、百万円)

					(単位	法人、百万円)
区 分	平成	28 年 度	調査	平成	27 年 度	調査
	法人数	構成比	金 額	法人数	構成比	金 額
第三セクター	5,353		220,997	5,395		142,074
(黒字法人)	3,510	65.6%	261,931	3,248	60.2%	194,400
(赤字法人)	1,843	34.4%	△ 40,934	2,147	39.8%	△ 52,325
社団法人・財団法人	2,947		52,066	2,962		18,274
(当期正味財産増加法人)	1,677	56.9%	74,557	1,562	52.7%	46,101
(当期正味財産減少法人)	1,270	43.1%	△ 22,491	1,400	47.3%	△ 27,827
会 社 法 法 人	2,406		168,931	2,433		123,800
(経常黒字法人)	1,833	76.2%	187,374	1,686	69.3%	148,299
(経常赤字法人)	573	23.8%	△ 18,444	747	30.7%	△ 24,498
地 方 三 公 社	793		31,919	817		29,303
(経常黒字法人)	448	56.5%	36,546	475	58.1%	34,981
(経常赤字法人)	345	43.5%	△ 4,626	342	41.9%	△ 5,678
地方住宅供給公社	41		20,937	41		20,544
(経常黒字法人)	30	73.2%	21,238	34	82.9%	20,984
(経常赤字法人)	11	26.8%	△ 301	7	17.1%	△ 441
地 方 道 路 公 社	33		3,538	33		3,360
(経常黒字法人)	30	90.9%	3,675	29	87.9%	3,953
(経常赤字法人)	3	9.1%	△ 137	4	12.1%	△ 593
土地開発公社	719		7,444	743		5,399
(経常黒字法人)	388	54.0%	11,632	412	55.5%	10,043
(経常赤字法人)	331	46.0%	△ 4,188	331	44.5%	△ 4,644
地方独立行政法人	122		7,982	120		8,840
(経常黒字法人)	85	69.7%	20,701	85	70.8%	18,211
(経常赤字法人)	37	30.3%	△ 12,719	35	29.2%	△ 9,371
総計	6,268		260,898	6,332		180,217
(黒字法人)	4,043	64.5%	319,178	3,808	60.1%	247,591
(赤字法人)	2,225	35.5%	△ 58,280	2,524	39.9%	△ 67,374

■ 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

経営状況等調査対象法人の純資産又は正味財産の状況は、第36表のとおりである。

負債が資産を上回っている法人は239法人(3.8%)であり、当該法人の負債が資産を上回っている額の合計は1,839億円となっている。

5

10

資産が負債を上回っている法人 負債が資産を上回っている法人 全体法人数 区 分 純資産額 純資産額 (a) 法人数 構成比 法人数 構成比 又は 又は (b) (b/a) (c) (c/a) 正味財産額 正味財産額 (H28調査) 5,353 5,156 96.3% 5,793,841 197 3.7% △ 105,440 第三セクタ 5,395 5,177 96.0% 4,978,856 218 △ 134,855 (H27調査) 4.0% (H28調査) 2,947 2,929 99.4% 2,533,755 18 0.6% △ 11,317 社団法人・財団法人 0.7% 2,962 99.3% (H27調査) 2,940 2,458,666 22 △ 16,778 (H28調査) 2,406 2,227 92.6% 3,260,086 179 7.4% △ 94,123 会社法法人 (H27調査) 2,433 2,237 91.9% 2,520,190 196 8.1% △ 118,077 793 756 95.3% 2.111.766 4.7% △ 71,201 (H28調査) 37 方 \equiv 公 社 773 (H27調査) 817 94.6% 2,093,265 44 5.4% △ 73,229 (H28調査) 41 36 87.8% 671,613 5 12.2% △ 19,230 地方住宅供給公社 (H27調査) 41 36 87.8% 653.643 5 12.2% △ 16.627 33 31 93.9% 1,119,641 2 6.1% \triangle 2,535 (H28調査) 地方道路公社 (H27調査) 33 31 93.9% 1,119,081 2 6.1% 2,842 (H28調査) 719 689 95.8% 320,512 30 4.2% △ 49.436 土地開発公社 △ 53,761 (H27調査) 743 706 95.0% 320,542 37 5.0% (H28調査) 122 95.9% 1,376,433 5 4.1% 7,259 117 \triangle 地方独立行政法人 (H27調査) 120 96.7% 1,368,402 3.3% 2,370 116 4 (H28調査) 6,268 6,029 96.2% 9,282,041 239 3.8% △183,900 総 計 (H27調査) 6,332 6,066 95.8% 8,440,523 266 4.2% △ 210,454

第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

オ 地方公共団体からの補助金交付額の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの補助金交付額の状況は、第37表のとおりである。 地方公共団体から補助金を交付されている法人は、2,771法人(44.2%)であり、交付総額は5,632億 円となっている。

第37表 地方公共団体からの補助金交付額の状況

(単位 法人、百万円)

		1							1				(+ 1 <u>1</u>	/4/\		
			平 成 28 年 度 調 査							平成27年度調査						
区	分	全体法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益へ計上している額	全 体 法 人 数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	経常収益 計上法人 構成比	交付額	経常収益へ計上している額	
第	三セクター	5,353	2,468	2,297	46.1%	42.9%	255,050	224,008	5,395	2,454	2,275	45.5%	42.2%	272,187	213,529	
社	上団法人・財団法人	2,947	1,879	1,866	63.8%	63.3%	215,326	208,573	2,962	1,882	1,867	63.5%	63.0%	206,860	199,187	
会	会社 法 法 人	2,406	589	431	24.5%	17.9%	39,724	15,436	2,433	572	408	23.5%	16.8%	65,327	14,342	
地	方 三 公 社	793	181	178	22.8%	22.4%	13,146	12,131	817	187	186	22.9%	22.8%	12,083	11,624	
世	也方住宅供給公社	41	24	24	58.5%	58.5%	3,964	3,922	41	23	23	56.1%	56.1%	4,376	4,376	
世	也方道路公社	33	12	12	36.4%	36.4%	4,354	3,654	33	11	11	33.3%	33.3%	2,402	2,022	
土	上地開発公社	719	145	142	20.2%	19.7%	4,829	4,555	743	153	152	20.6%	20.5%	5,304	5,226	
地方	方独立行政法人	122	122	122	100.0%	100.0%	295,053	293,554	120	117	117	97.5%	97.5%	273,759	271,944	
i	総計	6,268	2,771	2,597	44.2%	41.4%	563,249	529,693	6,332	2,758	2,578	43.6%	40.7%	558,028	497,097	

力 地方公共団体からの借入残高の状況

経営状況等調査対象法人の地方公共団体からの借入残高の状況は、第38表のとおりである。

地方公共団体からの借入残高を有する法人は799法人(12.7%)であり、借入残高は4兆2,599億円となっている。

第38表 地方公共団体からの借入残高の状況

4

5

Z

10

11

(単位 法人、百万円)

	平	成 28	年 度 調	查	平	成 27	年 度 調	査	
	A	地方公共	共団体からの	D借入状況	A	地方公共団体からの借入状況			
区 分	全 体 法人数 (a)	法人数 (b)	構成比 (b/a)	残高	全 体 法人数 (c)	法人数 (d)	構成比 (d/c)	残高	
第三セクター	5,353	486	9.1%	2,362,500	5,395	511	9.5%	2,788,299	
社団法人・財団法人	2,947	221	7.5%	1,360,575	2,962	233	7.9%	1,810,400	
会 社 法 法 人	2,406	265	11.0%	1,001,925	2,433	278	11.4%	977,899	
地 方 三 公 社	793	259	32.7%	1,265,322	817	256	31.3%	1,340,564	
地方住宅供給公社	41	20	48.8%	644,750	41	20	48.8%	660,984	
地 方 道 路 公 社	33	18	54.5%	377,267	33	18	54.5%	414,731	
土地開発公社	719	221	30.7%	243,305	743	218	29.3%	264,850	
地方独立行政法人	122	54	44.3%	632,036	120	52	43.3%	617,410	
総計	6,268	799	12.7%	4,259,858	6,332	819	12.9%	4,746,273	

ギ 損失補償・債務保証の状況

経営状況等調査対象法人の損失補償・債務保証の状況は、第39表のとおりである。

地方公共団体以外からの借入残高を有する法人は1,655法人であり、借入残高は6兆6,177億円となっている。また、地方公共団体による損失補償・債務保証が付されている債務残高を有する法人は632法人であり、債務残高は3兆5,328億円となっている。

第39表 損失補償・債務保証の状況

(単位 法人、百万円)

	(
			平 成 28 年 度 調 査						平	成 27 3	年 度 訓	 查	
	区分	全体		共団体以外 () 借入金	損失	補償・債	務保証	全体		共団体以外)借入金	損失	補償・債	務保証
		法人数	法人数 (a)	残高	法人数 (b)	b/a	残高	法人数	法人数 (c)	残高	法人数 (d)	d/c	残高
İ	第三セクター	5,353	1,226	3,455,062	243	19.8%	858,205	5,395	1,261	2,812,849	266	21.1%	912,978
ĺ	社団法人・財団法人	2,947	356	901,446	136	38.2%	659,064	2,962	364	985,254	147	40.4%	700,381
	会 社 法 法 人	2,406	870	2,553,616	107	12.3%	199,141	2,433	897	1,827,595	119	13.3%	212,597
	地 方 三 公 社	793	426	3,156,910	389	91.3%	2,674,595	817	450	3,375,339	411	91.3%	2,828,985
	地方住宅供給公社	41	28	651,287	12	42.9%	238,538	41	28	700,551	12	42.9%	254,318
	地方道路公社	33	31	1,610,131	31	100.0%	1,608,136	33	31	1,682,170	31	100.0%	1,681,739
	土地開発公社	719	367	895,491	346	94.3%	827,922	743	391	992,618	368	94.1%	892,927
	地方独立行政法人	122	3	5,720	0	0.0%	0	120	2	1,450	0	0.0%	0
	総計	6,268	1,655	6,617,692	632	38.2%	3,532,801	6,332	1,713	6,189,638	677	39.5%	3,741,963

グ 統廃合等・法的整理の状況

平成27年度中の第三セクター等の統廃合等・法的整理の状況については、第40表のとおりである。

第三セクター等の廃止は74件、統合は16件、出資引揚は32件となっており、統廃合等により122法人減少している。法的整理を申し立てた第三セクター等は6法人となっており、社団法人・財団法人が1法人、会社法法人が5法人となっている。

第40表 統廃合等・法的整理の状況

(単位 件、法人)

区 分	廃止件数	統合件数	法 人 減 少 数	出資引揚件数	法 的整理申立法 人 数	
第三セクター	48	15	15	32	6	
社団法人・財団法人	15	7	7	8	1	
会 社 法 法 人	33	8	8	24	5	
地 方 三 公 社	26	0	0	0	0	
地方独立行政法人	0	1	1	0	0	
総計	74	16	16	32	6	

3 東日本大震災の影響

(1) 普通会計

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者19,475人、行方不明者2,587人(平成28年10月20日、総務省消防庁発表)、被害総額(推計)約16兆9千億円(平成23年6月24日、内閣府(防災担当)発表)にのぼる被害をもたらすとともに、全国的にも生産、消費、物流等の経済活動に大きな影響を与えた。

政府は、東日本大震災発生直後から、被災者の生活の支援や被災地の復旧・復興対策に当たってきており、平成27年度においても前年度に引き続き、被災地の地方公共団体を中心に復旧・復興事業に係る経費が支出されるとともに、被災地以外の地方公共団体において被災地の地方公共団体への支援事業や東日本大震災からの復興の基本理念に基づき全国的に緊急に実施する全国防災事業等に係る経費が支出されるなど、多額の東日本大震災関連経費が支出されたところであり、その状況は次のとおりである。

ア 東日本大震災分の歳入及び歳出の状況[資料編:第136表~第138表]

(ア)歳入

8

東日本大震災分の歳入は4兆4,065億円で、国庫支出金の減少等により、前年度と比べると4.1%減となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆5,818億円で、一般財源、繰入金の増加等により前年度と比べると0.5%増となっており、市町村においては2兆2,895億円で、国庫支出金、都道府県支出金の減少等により前年度と比べると9.0%減となっている。

歳入の構成比は、国庫支出金が31.6% (前年度37.1%)、繰入金が28.3% (同26.0%)、一般財源が16.7% (同13.0%)、地方債が6.5% (同6.2%) 等となっている。

国庫支出金は1兆3,927億円で、東日本大震災復興交付金の減少等により、前年度と比べると18.3%減となっている。

繰入金は1兆2,471億円で、東日本大震災復興関連基金からの取崩し額の増加等により、前年度と比べると4.3%増となっている。

一般財源は7,355億円で、震災復興特別交付税の増加等により、前年度と比べると23.5%増となっている。

地方債は2,870億円で、緊急防災・減災事業債の増加等により、前年度と比べると0.5%増となっている。

(イ)歳出

東日本大震災分の歳出は3兆8,344億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると4.4%減となっている。これを団体種類別にみると、都道府県においては2兆2,465億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると0.7%増となっており、市町村においては2兆397億円で、積立金の減少等により、前年度と比べると10.2%減となっている。

a 目的別歳出

目的別歳出の構成比は、土木費が24.7% (前年度21.3%)、民生費が16.0% (同14.1%)、総務費が15.1% (同25.1%)、災害復旧費が12.2% (同10.5%) 等となっている。

土木費は9,475億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると11.0%増となっている。 民生費は6,137億円で、除染対策基金への積立金の増加等により、前年度と比べると8.4%増となっている。

総務費は5,778億円で、東日本大震災復興関連基金、中間貯蔵施設整備等関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べると42.7%減となっている。

災害復旧費は4,673億円で、普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると11.3%増となっている。

b 性質別歳出

性質別歳出の構成比は、普通建設事業費が42.2%(前年度36.9%)、積立金が20.9%(同27.9%)、 災害復旧事業費が12.2%(同10.4%)、物件費が10.3%(同11.4%)等となっている。

普通建設事業費は1兆6,183億円で、農地整備事業、地域医療施設復興事業、水産業共同利用施設 整備事業等の復旧・復興事業関係費の増加等により、前年度と比べると9.4%増となっている。

積立金は8.027億円で、中間貯蔵施設整備等関連基金への積立金の減少等により、前年度と比べる と28.3%減となっている。

災害復旧事業費は4.673億円で、補助事業費の増加等により、前年度と比べると11.8%増となって いる。

物件費は3,966億円で、災害廃棄物等処理事業費の減少等により、前年度と比べると13.5%減と なっている。

→ 特定被災地方公共団体等における決算の状況 [資料編:第139表]

(ア)特定被災県

a 歳入

特定被災県(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法 律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。) 第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である 県をいう。) 9県の歳入総額は10兆8.483億円で、前年度と比べると2.4%減(全国では0.7%増)と なっている。

このうち、通常収支分は8兆3,402億円で、前年度と比べると3.5%減(全国では0.7%増)、東日本 大震災分は2兆5,082億円で、前年度と比べると1.6%増(同0.5%増)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が13.6%増(全国では13.2%増)、地方交付税が0.5% 増(同0.4%減)、国庫支出金が2.8%減(同2.1%減)等となっている。

b 歳出

特定被災県の歳出総額は10兆3.480億円で、前年度と比べると2.2%減(全国では1.0%増)となっ ている。

このうち、通常収支分は8兆1,675億円で、前年度と比べると3.2%減(全国では1.0%増)、東日本 大震災分は2兆1,805億円で、前年度と比べると1.8%増(同0.7%増)となっている。

なお、特定被災県の東日本大震災分の歳出は、全国の都道府県における東日本大震災分の歳出の 97%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が東日本大震災復興関連基金への積立金の減 少等により26.5%減(全国では10.4%減)、民生費が除染対策基金への積立金の増加等により8.6%増 (同6.2%増)、衛生費が地域医療再生基金への積立金の増加等により13.6%増(同5.9%増)、災害復 旧費が7.8%増(同1.1%減)等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が補助事業費の減少等により2.3% 減(全国では5.6%減)、災害復旧事業費が7.8%増(同1.1%減)、積立金が12.3%減(同7.5%減) 等となっている。

c 決算収支

特定被災県の実質収支は907億円の黒字で、前年度と比べると208億円減少(全国では361億円減 少)している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災県の地方債現在高は16兆857億円で、前年度末と比べると0.4%減(全国では0.6%減) となっている。債務負担行為額は1兆5,553億円で、前年度末と比べると14.1%減(同2.6%減)と なっている。積立金現在高は2兆384億円で、前年度末と比べると9.2%減(同1.7%増)となってい る。

(イ)特定被災市町村等

a 歳入

特定被災市町村等(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第 二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公 共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以 外のものをいう。)227市町村の歳入総額は8兆2,961億円で、前年度と比べると1.1%減(全国では 1.0%増)となっている。

このうち、通常収支分は6兆3,103億円で、前年度と比べると2.4%増(全国では1.5%増)、東日本大震災分は1兆9,858億円で、前年度と比べると10.8%減(同9.0%減)となっている。

歳入総額の内訳を前年度と比べると、地方税が0.0%増(全国では0.2%減)、地方交付税が2.4%増(同0.1%減)、国庫支出金が18.6%減(同1.2%減)等となっている。

b 歳出

8

特定被災市町村等の歳出総額は7兆7,445億円で、前年度と比べると1.4%減(全国では0.9%増) となっている。

このうち、通常収支分は6兆74億円で、前年度と比べると2.3%増(全国では1.3%増)、東日本大震災分は1兆7,371億円で、前年度と比べると12.4%減(同10.2%減)となっている。

なお、特定被災市町村等の東日本大震災分の歳出は、全国の市町村における東日本大震災分の歳出の85%を占めている。

歳出総額の目的別の各費目を前年度と比べると、総務費が東日本大震災復興関連基金への積立金の減少等により15.0%減(全国では1.3%増)、民生費が子ども・子育て関連事業費の増加等により1.5%増(同2.3%増)、災害復旧費が1.6%増(同6.9%減)等となっている。

歳出総額の性質別の各費目を前年度と比べると、普通建設事業費が水産業共同利用施設整備事業等の 復旧・復興事業関係費の増加等により2.6%増(全国では3.2%減)、災害復旧事業費が2.8%増(同 6.4%減)、積立金が33.3%減(同4.3%減)等となっている。

c 決算収支

特定被災市町村等の実質収支は2,522億円の黒字で、前年度と比べると90億円増加(全国では1,602億円増加)している。

d 地方債現在高等の状況

特定被災市町村等の地方債現在高は6兆3,917億円で、前年度末と比べると1.2%増(全国では0.2%増)となっている。債務負担行為額は1兆7,672億円で、前年度末と比べると1.8%減(同4.6%増)となっている。積立金現在高は2兆8,902億円で、前年度末と比べると4.7%減(同3.9%増)となっている。

(2) 公営企業会計

地方公営企業については、東日本大震災財特法第2条第2項に定める特定被災地方公共団体である9県及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の別表第1に定める特定被災地方公共団体である178市町村(当該団体が加入する一部事務組合等を含む。以下「特定被災地方団体」という。)を対象として、東日本大震災の災害復旧事業に係る一般会計からの繰出基準の特例等を講じている。

特定被災地方団体における地方公営企業の決算状況は次のとおりである。

ア 特定被災地方団体における公営企業全体の経営状況 [資料編:第140表]

特定被災地方団体における法適用企業と法非適用企業(建設中のものを除く。)を合わせた収支の状況は、 黒字事業が848事業(事業数全体の91.2%)で、前年度と比べると22事業増加(2.7%増)しており、黒字額は1,312億円で、前年度と比べると407億円増加(44.9%増)している。また、赤字事業は82事業 (事業数全体の8.8%) で、前年度と比べると25事業減少(23.4%減)しており、赤字額は281億円で、 前年度と比べると1,216億円減少(81.2%減)している。

特定被災地方団体における公営企業の総収支は1,031億円の黒字で、前年度と比べると1,623億円増加 (274.3%増) している。

前年度に比べ収支が改善した事業は10事業あり、宅地造成事業で716億円(対前年度比107.5%増)と 最も大きく改善し、次いで病院事業で646億円(同99.8%増)、水道事業で153億円(同44.2%増)改善 している。一方、前年度に比べ収支が悪化した事業は5事業あり、ガス事業で19億円(対前年度比51.5% 減)と最も大きく悪化し、次いで工業用水道事業で13億円(同14.4%減)、交通事業で12億円(同 45.6%減) 悪化している。

また、前年度に比べ黒字事業数が増加し、赤字事業数が減少した事業は5事業あり、水道事業において は、黒字事業が15事業増加、赤字事業が18事業減少している。

イ 特定被災地方団体における公営企業の料金収入[資料編:第141表]

料金収入は1兆1,017億円で、前年度と比べると167億円増加(1.5%増)している。

前年度に比べ料金収入が増加した事業は10事業あり、宅地造成事業で99億円(対前年度比17.6%増) の増加と最も大きく、次いで電気事業で55億円(同38.6%増)、病院事業で52億円(同1.2%増)増加し ている。一方、前年度に比べ料金収入が減少した事業は5事業あり、ガス事業で63億円(対前年度比 13.8%減)と最も大きく減少している。

対 特定被災地方団体における公営企業の他会計繰入金[資料編:第142表]

他会計からの繰入金は4.320億円で、前年度と比べると135億円減少(3.0%減)している。

この内訳をみると、収益的収入として2,440億円、繰入率(収益的収入に対する繰入金の割合)15.1%、 資本的収入として1,880億円、繰入率(資本的収入に対する繰入金の割合)28.6%となっており、前年度 に比べ収益的収入への繰入れは71億円増加(3.0%増)しているが、資本的収入への繰入れは205億円減 少(9.8%減)している。

前年度に比べ他会計繰入金が減少した事業は7事業あり、宅地造成事業で354億円(対前年度比62.6% 滅)と最も大きく減少し、次いで交通事業で28億円(同12.8%減)減少している。一方、前年度に比べ他 会計繰入金が増加した事業は8事業あり、下水道事業で165億円(対前年度比8.2%増)と最も大きく増加 している。

■ 特定被災地方団体における法適用企業の経営状況 [資料編:第141表、第143表]

特定被災地方団体における法適用企業の純損益の状況をみると、黒字事業は256事業(対前年度比31事 業増加、13.8%増)で、建設中のものを除いた331事業の77.3%となっており、赤字事業は75事業(同 28事業減少、27.2%減)で、同22.7%となっている。

総収益(経常収益+特別利益)は1兆2,941億円で、前年度と比べると216億円増加(1.7%増)、総費 用(経常費用+特別損失)は1兆2.209億円で、前年度と比べると1.344億円減少(9.9%減)で、この結 果、純損益は732億円の黒字となっており、前年度と比べると1.560億円増加(188.4%増)している。 また、総収支比率は106.0%と前年度より12.1ポイント上昇している。

なお、総収益に占める料金収入の割合は74.9%(前年度74.8%)と前年度と比べると0.1ポイント上昇 している。

経常損益(純損益-特別損益)の状況をみると、経常利益を生じた事業数は251事業(対前年度比3事 業増加、1.2%増)で、経常損失を生じた事業数は80事業(前年度同数)となっている。経常損失を生じ た事業数の全体事業数(建設中のものを除く。)に占める割合は24.2%と前年度より0.2ポイント低下して おり、事業別にみると、水道事業、下水道事業において低下している。

経常収益(営業収益+営業外収益)は1兆2,787億円で、前年度と比べると352億円増加(2.8%増)し ており、経常費用(営業費用+営業外費用)は1兆1,950億円で、前年度と比べると201億円増加(1.7% 増)している。なお、経常損益は837億円の黒字で、前年度と比べると151億円増加(22.1%増)してい る。また、経常収支比率は107.0%と前年度より1.2ポイント上昇している。

才 特定被災地方団体における法非適用企業の経営状況 [資料編:第144表]

特定被災地方団体における法非適用企業全体の形式収支(歳入歳出差引額)は770億円の黒字であり、 前年度と比べると184億円増加(31.5%増)している。また、この額から翌年度への繰越財源を控除した 実質収支は300億円の黒字であり、前年度と比べると63億円増加(26.9%増)している。

実質収支で黒字を生じた事業は591事業で、全事業数(建設中のものを除く。)の98.8%、赤字を生じた事業は7事業で全事業数の1.2%となっている。黒字事業の実質黒字額は306億円で、前年度と比べると70億円増加(29.4%増)している。また、赤字事業の実質赤字額は6億円で、前年度と比べると6億円増加(1470.8%増)しており、営業収益(受託工事収益を除く。)に対する実質赤字額(赤字比率)は0.3%(前年度0.0%)となっている。

4

5

6

8

9

10

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等の状況は以下のとおりである。

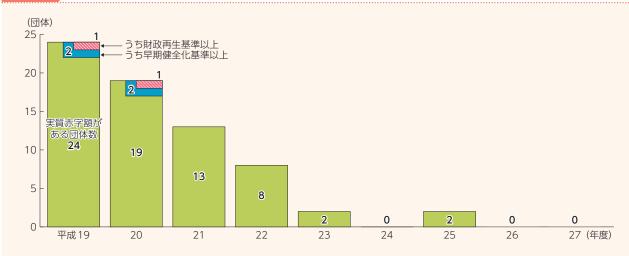
健全化判断比率及び資金不足比率が、早期健全化基準、財政再生基準又は経営健全化基準以上であった場 合には、これらの健全化判断比率等を公表した年度の末日までに、財政健全化計画、財政再生計画又は経営 健全化計画を定めなければならない。地方公共団体財政健全化法等の概要については、附属資料を参照され たい。

実質赤字比率 (1)

実質赤字額がある団体数の推移は、第97図のとおりである。

平成27年度決算において、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体はない。

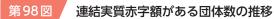
第97図 実質赤字額がある団体数の推移



(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字額がある団体数の推移は、第98図のとおりである。

平成27年度決算において、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体はない。





(3) 実質公債費比率

5

7

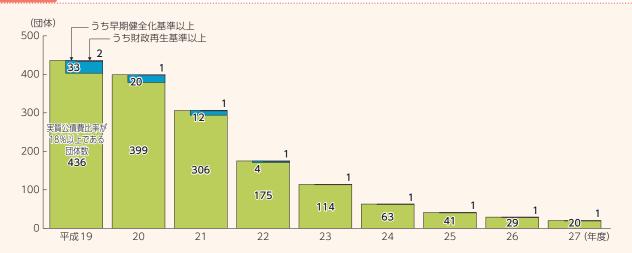
9

ア 実質公債費比率が18%以上である団体数

実質公債費比率が18%以上の場合、地方債の発行に総務大臣等の許可が必要となる。これらの団体数の推移は、第99図のとおりである。

平成27年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となって おり、当該団体は財政再生基準以上である。

第99図 実質公債費比率が18%以上である団体数の推移



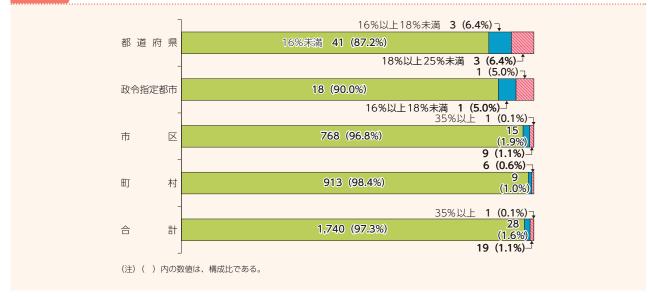
実質公債費比率の段階別分布状況

実質公債費比率の段階別分布状況は、第100図のとおりである。

実質公債費比率が18%以上である団体数は、都道府県3団体(構成比6.4%)、政令指定都市1団体(同5.0%)、市区10団体(同1.3%)、町村6団体(同0.6%)の合計20団体(同1.1%)となっている。

このうち実質公債費比率が早期健全化基準 (25%) 以上であり財政再生基準 (35%) 未満である団体はなく、財政再生基準以上である団体数は、市区1団体 (構成比0.1%) となっている。

第100図 実質公債費比率の段階別分布状況



ウ団体種類別実質公債費比率の状況

団体種類別の実質公債費比率の状況は、第41表のとおりであり、実質公債費比率の平均は、都道府県 12.7%、政令指定都市10.9%、市区6.2%、町村8.2%となっている。

第41表 団体種類別実質公債費比率の状況

区				分	都道府県	政令指定都市	市	区	町	村	市区町村合計
					%	%		%		%	%
平	成	27	年	度	12.7	10.9		6.2		8.2	7.4

- (注) 1 比率は、加重平均である。 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

将来負担比率

ア 早期健全化基準以上である団体数

将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移は、第101図のとおりである。

平成27年度決算において、将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数は、市区1団体となってい る。

_6 _7

5

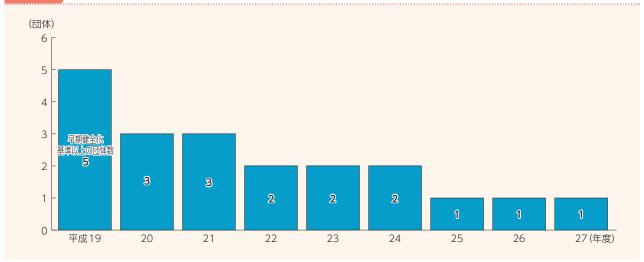
9

_1 _2

1 2

5

第101図 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体数の推移

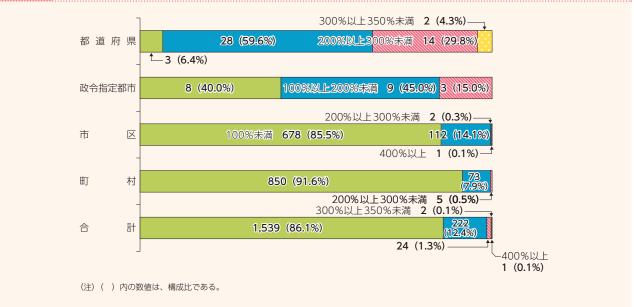


イ 将来負担比率の段階別分布状況

将来負担比率の段階別分布状況は、第102図のとおりである。

将来負担比率の段階別分布状況では、都道府県及び政令指定都市においては100%以上200%未満の区分、市区及び町村においては100%未満の区分における団体数が最も多くなっている。

第102図 将来負担比率の段階別分布状況



ウ 団体種類別将来負担比率の状況

団体種類別の将来負担比率の状況は、**第42表**のとおりであり、将来負担比率の平均は、都道府県175.6%、政令指定都市124.2%、市区18.8%、町村5.3%となっている。

第42表 団体種類別将来負担比率の状況

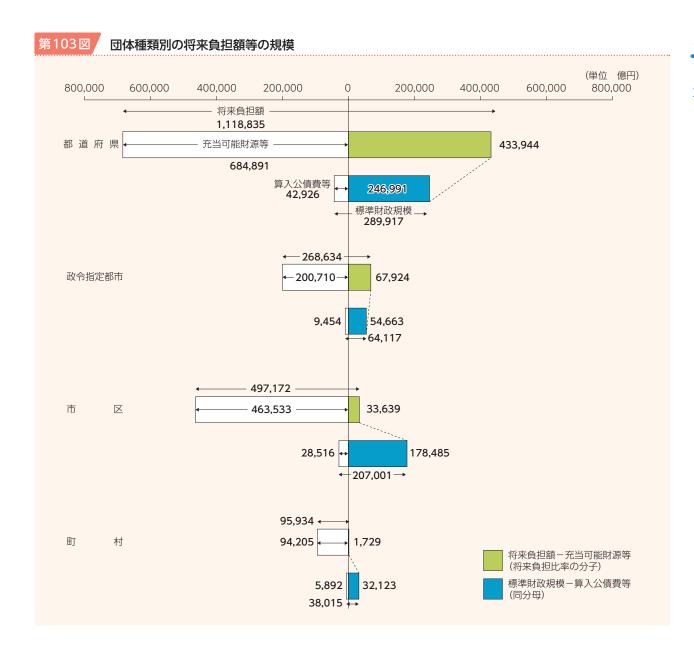
区				分	都道府県	政令指定都市	市	区	町	村	市区町村合計
平	成	27	年	度	% 175.6	% 124.2		% 18.8		% 5.3	% 38.9

- (注) 1 比率は、加重平均である。 2 「市区町村合計」には、政令指定都市を含んでいる。

■ 団体種類別将来負担額等の状況

団体種類別の将来負担額等の規模は、第103図のとおりである。

一般会計等に係る地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額等を合計した将来負担額から基金等 の充当可能財源等を控除した実質的な将来負担額(将来負担比率の分子となる額)の団体種類別合計額は、 都道府県43兆3,944億円、政令指定都市6兆7,924億円、市区3兆3,639億円、町村1,729億円となって いる。



また、団体種類別の項目別将来負担額等の状況は**第43表**のとおりであり、都道府県は一般会計等に係る地方債現在高が96兆750億円と最も多く、退職手当負担見込額11兆5,233億円、公営企業債等繰入見込額2兆8,231億円の順になっており、政令指定都市は一般会計等に係る地方債現在高が20兆5,955億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額4兆1,817億円、退職手当負担見込額1兆3,869億円の順になっており、市区も一般会計等に係る地方債現在高が31兆5,796億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額11兆3,777億円、退職手当負担見込額4兆7,581億円の順になっており、町村も一般会計等に係る地方債現在高が5兆9,872億円と最も多く、公営企業債等繰入見込額2兆2,882億円、退職手当負担見込額8,782億円の順になっている。

平成27年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況は、**第44表**のとおりである。団体種類別の合計(純計)は、市区1団体となっており、前年度同数である。新たに早期健全化基準以上となった団体はなかった。なお、平成27年度に財政健全化計画を策定した団体はなく、財政再生計画について実施状況報告を行った団体は、市区1団体である。

第43表 団体種類別の項目別将来負担額等の状況

(単位 億円)

		都道府県	政令指定都市	市区	町 村	合 計
	①一般会計等に係る地方債の現在高	960,750	205,955	315,796	59,872	1,542,372
将	②債務負担行為に基づく支 出予定額	8,534	4,371	9,481	978	23,364
来	③公営企業債等繰入見込額	28,231	41,817	113,777	22,882	206,709
	④組合等負担等見込額	1,075	528	8,912	3,205	13,720
只	⑤退職手当負担見込額	115,233	13,869	47,581	8,782	185,464
担	⑥設立法人の負債額等負担 見込額	5,000	2,089	1,621	209	8,919
額	⑦連結実質赤字額	_	_	_	_	-
	⑧組合等連結実質赤字額負 担見込額	13	5	5	5	28
充当	<i>9</i> 充当可能基金	125,560	31,605	93,927	30,184	281,316
可能	⑩充当可能特定歳入	37,685	46,756	52,810	3,597	140,849
充当可能財源等	⑪①~④に係る基準財政需 要額算入見込額	521,606	122,348	316,796	60,424	1,021,173
分分	<i>²</i>	289,917	64,117	207,001	38,015	599,051
母(③算入公債費等の額	42,926	9,454	28,516	5,892	86,788

⁽注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

5

6

8

9

10

² 将来負担比率の算式は、〔①~⑧の合計値(将来負担額)-⑨~⑪の合計値(充当可能財源等)〕/(⑫-⑬)である。

第44表

健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

	実質	赤字	比率	連結実	質赤	字比率	実質	公債費	比率	将来	負担	比率	合		計	合計	卜(純	計)
都道府県		0			0			0			0			0			0	
(47団体)	(26	0)	(26	0)	(26	0)	(26	0)	(26)	0)	(26	0)
政令指定都市		0			0			0			0			0			0	
(20団体)	(26	0)	(26	0)	(26)	0)	(26	0)	(26	0)	(26	0)
市区		0			0			1(1)			1			2(1)			1(1)	
(793団体)	(26	0)	(26	0)	(26)	1(1))	(26	1)	(26	2(1))	(26	1(1))
l 団 村		0			0			0			0			0			0	
(928団体)	(26	0)	(26	0)	(26)	0)	(26	0)	(26	0)	(26	0)
 合 計		0			0			1(1)			1			2(1)			1(1)	
(1,788団体)	(26	0)	(26	0)	(26	1(1))	(26	1)	(26)	2(1))	(26)	1(1))

- ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
 - 将来負担比率には、財政再生基準はない。

(5)

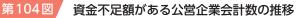
資金不足比率

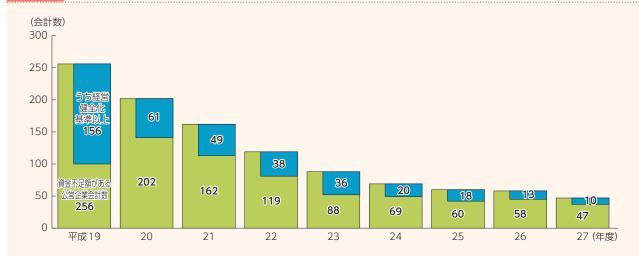
ア 資金不足額がある公営企業会計数

資金不足額がある公営企業会計数の推移は第104図、平成27年度決算に基づく資金不足比率の状況を団 体種類別にみたものが第105図である。

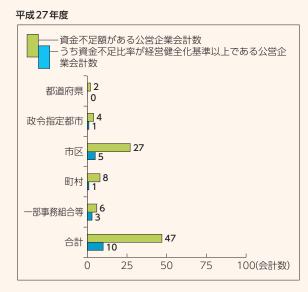
資金不足額がある(資金不足比率が0%超である)公営企業会計数をみると、都道府県2会計、政令指定 都市4会計、市区27会計、町村8会計、一部事務組合等6会計であり、合計47会計となっている。

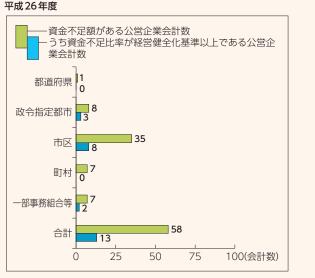
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は10会計(資金不足額がある会計数の 21.3%) となっている。都道府県は該当がなく、政令指定都市1会計(同25.0%)、市区5会計(同 18.5%)、町村1会計(同12.5%)、一部事務組合等3会計(同50.0%)となっている。





第105図 資金不足比率の状況(団体種類別会計数)





平成27年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数の状況は、**第45表**のとおりである。前年度(都道府県及び町村は該当がなく、政令指定都市3会計、市区8会計、一部事務組合等2会計の合計13会計)より3会計(政令指定都市で2会計、市区で3会計の減少。町村で1会計、一部事務組合等で1会計の増加)減少している。その内訳は、平成27年度決算で新たに経営健全化基準以上となった会計が3会計あり、平成27年度決算で経営健全化基準未満となった会計が6会計ある。

次に、資金不足比率の状況を事業別にみたものが第106図である。

資金不足額がある公営企業会計を各事業の全体の事業数に占める割合でみると、交通事業が6.0% (5会計)と最も高く、以下、病院事業3.8% (23会計)、宅地造成事業1.8% (8会計)、その他事業1.6% (2

第45表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	計	計(H26年度)
水 道 事 業	0 / 25	0/ 19	0 / 1,202	0 / 96	0 / 1,342	0 / 1,345
簡易水道事業	0/ 1	0/ 5	1/ 766	0/ 4	1/ 776	0 / 791
工業用水道事業	0 / 41	0/ 9	0/ 96	0/ 8	0/ 154	0 / 155
交 通 事 業	0/ 3	1 / 20	0/ 57	0/ 3	1/ 83	2/ 86
電気事業	0 / 25	0 / 4	0/ 60	0/ 3	0/ 92	0/ 86
ガス事業	0/ 0	0 / 1	0/ 25	0/ 0	0/ 26	0/ 27
港湾整備事業	0/ 34	0 / 4	0/ 41	0/ 6	0/ 85	0/ 85
病院事業	0/ 39	0 / 14	1 / 464	0/81	1 / 598	2/ 600
市場事業	0/ 9	0 / 18	0/ 128	0/ 10	0 / 165	1/ 167
と 畜 場 事 業	0/ 1	0/ 7	0/ 33	0/ 8	0/ 49	0/ 52
宅地造成事業	0 / 52	0 / 23	1/ 365	2/ 7	3 / 447	3/ 449
下水道事業	0 / 45	0 / 29	0 / 2,486	0 / 27	0 / 2,587	0 / 2,586
観光施設事業	0/ 6	0 / 4	2 / 255	0/ 0	2/ 265	4/ 271
その他事業	0/ 14	0/ 0	1/ 73	1/ 39	2/ 126	1/ 123
計	0 / 295	1 / 157	6 / 6,051	3 / 292	10 / 6,795	13 / 6,823

⁽注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

5

9

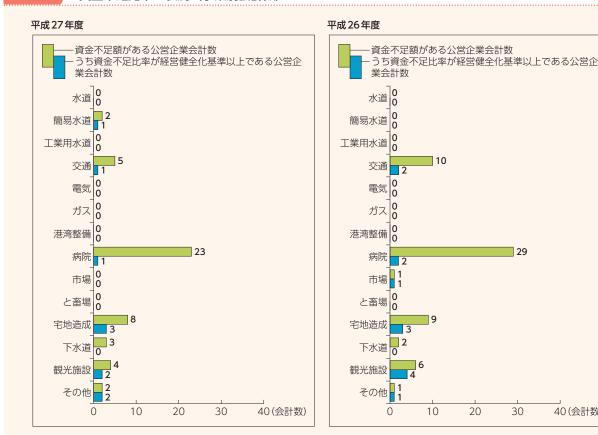
40 (会計数)

会計)、観光施設事業1.5%(4会計)、簡易水道事業0.3%(2会計)、下水道事業0.1%(3会計)の順と なっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計数は、簡易水道事業1会計(当該事業における資 金不足額のある会計数の50.0%)、交通事業1会計(同20.0%)、病院事業1会計(同4.3%)、宅地造成事 業3会計(同37.5%)、観光施設事業2会計(同50.0%)、その他事業2会計(同100.0%)となっている。

なお、平成26年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上となった13会計において、平成27 年度末までに経営健全化計画を策定済みである。経営健全化計画に基づいて、収益の増加や経費の節減など の取組を行った結果、13会計のうち、平成27年度決算で経営健全化基準未満となった6会計のうち5会計 が地方公共団体財政健全化法に基づいて完了報告を行った。

第106図 資金不足比率の状況(事業別会計数)



4 公営企業会計の資金不足額

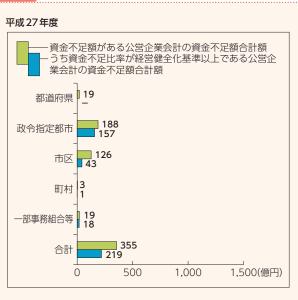
公営企業会計の資金不足額の状況を団体種類別にみたものが第107図であり、都道府県19億円、政令指 定都市188億円、市区126億円、町村3億円、一部事務組合等19億円であり、合計355億円となってい る。

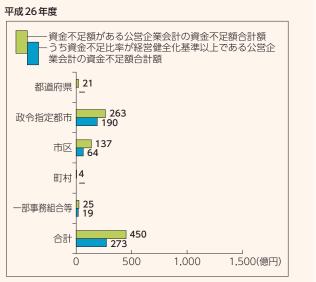
このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、都道府県は該当する会計がな く、政令指定都市157億円(資金不足額がある会計の83.5%)、市区43億円(同34.1%)、町村1億円 (同33.3%)、一部事務組合等18億円(同94.7%)で、合計219億円(同61.7%)となっている。

また、資金不足額の状況を事業別にみたものが第108図であり、交通事業が190億円と最も多く、以下、 病院事業(73億円)、宅地造成事業(68億円)、観光施設事業(15億円)、その他事業(8億円)、下水道 事業(1億円)、簡易水道事業(0.4億円)の順となっている。

このうち資金不足比率が経営健全化基準以上である会計の資金不足額は、交通事業が157億円(資金不 足額がある会計の82.6%)と最も多く、以下、宅地造成事業38億円(同55.9%)、観光施設事業15億円 (同100.0%)、その他事業8億円(同100.0%)、病院事業1億円(同1.4%)、簡易水道事業0.1億円(同25.0%)の順となっている。

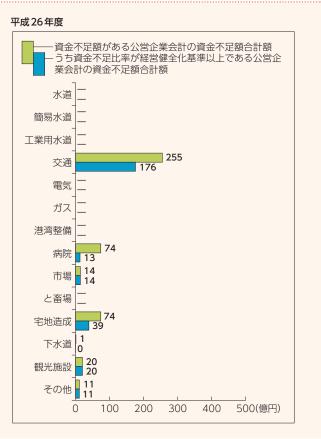
第107図 資金不足額の状況(団体種類別合計額)





第108図 資金不足額の状況 (事業別合計額)





9

10

市町村の規模別財政状況

市町村(特別区及び一部事務組合等を除く。以下この節において同じ。)を団体規模別(政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市(人口10万人以上の市)、小都市(人口10万人未満の市)、人口1万人以上の町村及び人口1万人未満の町村)にグループ化を行い、財政状況を分析すると、以下のとおりである。

(1) 団体規模別団体数等の構成

団体数や人口、決算規模について、団体規模別に比較分析してみると、次のとおりである。

ア 団体数及び人口の状況[資料編:第1表~第2表]

団体規模別の団体数の推移については、第46表のとおりである。

また、団体規模別の団体数構成比については、**第109図**のとおりである。平成27年度末の割合は、政令指定都市が1.2%(前年度末1.2%)、中核市が2.6%(同2.5%)、施行時特例市が2.3%(同2.3%)、中都市が9.1%(同9.5%)、小都市が30.8%(同30.4%)、人口1万人以上の町村が25.3%(同25.7%)、人口1万人未満の町村が28.8%(同28.3%)となっている。

次に、団体規模別の人口の推移をみると、第47表のとおりである。

また、団体規模別の人口構成比の推移をみると、**第110図**のとおりである。平成28年1月1日現在では、政令指定都市が23.0%(前年度末22.9%)、中核市が15.4%(同14.6%)、施行時特例市が8.5%(同8.8%)、中都市が20.1%(同21.2%)、小都市が23.5%(同23.0%)、人口1万人以上の町村が7.4%(同7.5%)、人口1万人未満の町村が2.1%(同2.1%)となっている。

第46表 団体規模別団体数の推移

	<u>-7</u>		\wedge					団	体	数								増	j	或	率 (9	6)			
	区		分	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
市	ī BŢ	村 1	今 計	1,821	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	△27.8	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.9	△ 2.8	-	△ 0.5	_	-	△ 0.1	-
政	(令 打	旨定	都市	14	15	17	17	18	19	19	20	20	20	20	7.7	7.1	13.3	_	5.9	5.6	-	5.3	-	-	_
4	3	核	市	37	37	35	39	41	40	41	41	42	43	45	5.7	-	△ 5.4	11.4	5.1	△ 2.4	2.5	_	2.4	2.4	4.7
旅	ē行E	诗特	例市	39	39	44	43	41	41	40	40	40	40	39	△ 2.5	-	12.8	△ 2.3	△ 4.7	_	△ 2.4	-	-	-	△2.5
者	3		市	687	691	687	684	686	686	687	688	688	687	686	6.7	0.6	△ 0.6	△ 0.4	0.3	_	0.1	0.1	-	△ 0.1	△0.1
	中	都	市	173	171	166	164	167	169	167	166	165	164	156	11.6	△ 1.2	△ 2.9	△ 1.2	1.8	1.2	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6	△4.9
	小	都	市	514	520	521	520	519	517	520	522	523	523	530	5.1	1.2	0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.4	0.6	0.4	0.2	-	1.3
⊞,	J		村	1,044	1,022	1,010	994	941	941	932	930	929	928	928	△41.6	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6	△ 5.3	_	△ 1.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	_
	町(人口	1万人	村以上)	549	529	516	506	471	466	452	447	445	441	434	△31.8	△ 3.6	△ 2.5	△ 1.9	△ 6.9	△ 1.1	△ 3.0	△ 1.1	△ 0.4	△ 0.9	△1.6
	町(人口	1万人	村、未満)	495	493	494	488	470	475	480	483	484	487	494	△49.7	△ 0.4	0.2	△ 1.2	△ 3.7	1.1	1.1	0.6	0.2	0.6	1.4

10



第47表 団体規模別人口の推移

	IZ	,	分					人									:	増	洞	į	率	(%)			
	×	2 7	ח'	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
ī	市 田] 村台	信信	118,781,118	118,713,776	118,652,295	118,599,264	118,538,801	118,365,125	118,067,988	119,406,988	119,422,006	119,123,885	118,860,499	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	1.1	0.0	△ 0.2	△ 0.2
j	改 令	指定	都市	21,524,645	22,440,098	24,136,806	24,244,526	25,020,151	25,770,400	25,824,768	27,136,438	27,220,948	27,267,952	27,333,950	4.6	4.3	7.6	0.4	3.2	3.0	0.2	5.1	0.3	0.2	0.2
1	Þ	核	市	17,137,424	16,721,246	15,151,433	16,619,689	17,163,778	16,465,194	16,808,415	16,656,132	17,004,050	17,388,754	18,269,766	7.2	△ 2.4	△ 9.4	9.7	3.3	△ 4.1	2.1	△ 0.9	2.1	2.3	5.1
J	施 行	時特	例市	10,974,614	11,012,415	12,120,827	11,799,129	10,962,189	10,967,725	10,655,923	10,625,548	10,636,378	10,455,852	10,112,950	△ 0.9	0.3	10.1	△ 2.7	△ 7.1	0.1	△ 2.8	△ 0.3	0.1	△ 1.7	△ 3.3
i	邹		市	55,256,425	55,108,974	54,025,703	52,963,176	53,289,335	53,137,795	53,066,969	53,378,473	53,050,995	52,616,780	51,846,884	10.1	△ 0.3	△ 2.0	△ 2.0	0.6	△ 0.3	△ 0.1	0.6	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.5
	中	都	市	27,523,066	27,195,815	26,184,397	25,254,106	25,638,021	25,831,189	25,701,645	25,799,092	25,485,736	25,228,832	23,939,414	11.3	△ 1.2	△ 3.7	△ 3.6	1.5	0.8	△ 0.5	0.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 5.1
	小	都	市	27,733,359	27,913,159	27,841,306	27,709,070	27,651,314	27,306,606	27,365,324	27,579,381	27,565,259	27,387,948	27,907,470	8.9	0.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.2	0.2	0.8	△ 0.1	△ 0.6	1.9
	BŢ		村	13,888,010	13,431,043	13,217,526	12,972,744	12,103,348	12,024,011	11,711,913	11,610,397	11,509,635	11,394,547	11,296,949	△ 33.4	△ 3.3	△ 1.6	△ 1.9	△ 6.7	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.9	0.9	△ 1.0	△ 0.9
	町(人)	口1万人	村以上)	11,260,013	10,822,309	10,618,297	10,440,336	9,680,723	9,584,585	9,254,939	9,145,930	9,054,980	8,948,372	8,820,301	△ 27.8	△ 3.9	△ 1.9	△ 1.7	△ 7.3	△ 1.0	△ 3.4	△ 1.2	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.4
	八人	口1万人	村未満)	2,627,997	2,608,734	2,599,229	2,532,408	2,422,625	2,439,426	2,456,974	2,464,467	2,454,655	2,446,175	2,476,648	△ 50.1	△ 0.7	△ 0.4	△ 2.6	△ 4.3	0.7	0.7	0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.2

⁽注) 住民基本台帳人□については、住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度以降、調査年度の1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人□を記載している。(平成24年度以前は3月31日現在)第110、112、114~116、121図、第48表においても当該人□を基に算出している。

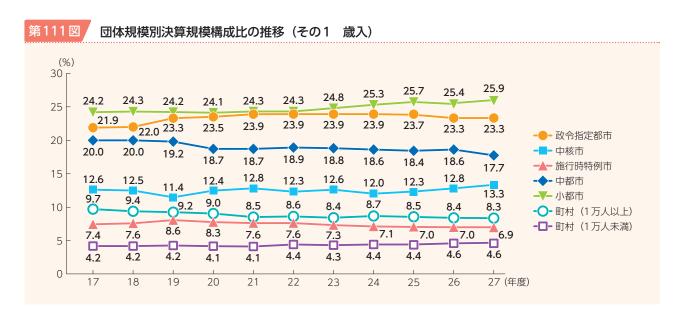
第110図 団体規模別人口構成比の推移 (%) 30 23.3 23.5 25 23.5 23.5 23.4 23.3 23.2 23.1 23.1 23.1 23.0 21.3 21.6 21.8 21.9 22.7 22.8 22.9 23.0 23.2 22.1 22.9 21.8 21.6 20 21.8 21.1 21.3 21.2 20.4 20.3 20.1 -- 政令指定都市 18.9 18.1 15.4 14.6 14.5 **--** 中核市 14.0 14.2 14.2 13.9 13.9 14.1 12.8 15 -▲- 施行時特例市 14.4 9.5 **-◆-** 中都市 10.2 9.9 9.3 9.3 9.2 9.0 8.9 8.9 8.8 8.5 10 **一** 小都市 ð O Ô 9.2 9.1 8.9 8.8 一町村(1万人以上) 8.2 8.1 7.8 7.7 7.6 7.5 7.4 5 **-□-** 町村 (1万人未満) 2.2 2.2 2.2 2.1 2.0 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 2.1 0 . П 0 · 🗆 · 0 17 21 18 19 20 22 23 24 25 27 (年度) 26

才 決算規模[資料編:第11表、第35表、第74表]

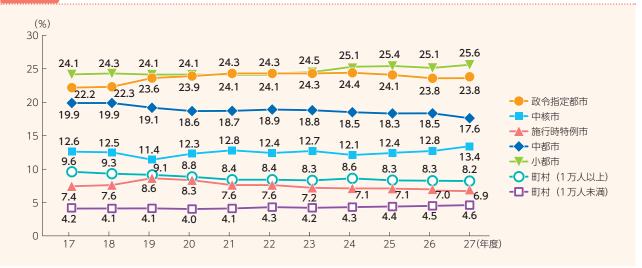
団体規模別の決算規模の割合をみると、歳入総額については、政令指定都市が23.3%(前年度23.3%)、中核市が13.3%(同12.8%)、施行時特例市が6.9%(同7.0%)、中都市が17.7%(同18.6%)、小都市が25.9%(同25.4%)、人口1万人以上の町村が8.3%(同8.4%)、人口1万人未満の町村が4.6%(同4.6%)となっている。

また、歳出総額については、政令指定都市が23.8%(前年度23.8%)、中核市が13.4%(同12.8%)、施行時特例市が6.9%(同7.0%)、中都市が17.6%(同18.5%)、小都市が25.6%(同25.1%)、人口1万人以上の町村が8.2%(同8.3%)、人口1万人未満の町村が4.6%(同4.5%)となっている。

団体規模別の決算規模の割合について、平成17年度からの推移は、第111図のとおりである。



第111図 団体規模別決算規模構成比の推移(その2 歳出)



(2) 人口1人当たりの財政状況等

団体規模別の財政状況について、人口1人当たり平均の決算額等を中心に分析してみると、次のとおりである。

ア 決算規模等[資料編:第3表、第5表]

1市町村当たり平均の歳入歳出決算額、人口1人当たり平均の歳入歳出決算額をみると、**第48表**のとおりである。

人口1人当たり平均の決算額は、歳入については、政令指定都市が464千円(前年度460千円)、中核市が395千円(同395千円)、施行時特例市が369千円(同359千円)、中都市が402千円(同397千円)、小都市が505千円(同498千円)、人口1万人以上の町村が513千円(同504千円)、人口1万人未満の町村が1,016千円(同1,003千円)となっており、歳出については、政令指定都市が457千円(同454千円)、中核市が384千円(同384千円)、施行時特例市が357千円(同347千円)、中都市が385千円(同382千円)、小都市が481千円(同475千円)、人口1万人以上の町村が486千円(同479千円)、人口1万人未満の町村が963千円(同950千円)となっている。

これをみると、政令指定都市、中核市及び施行時特例市については行政権能が異なっており人口1人当たりの決算額にも差が生じている。その他の市町村については規模が小さな団体ほど人口1人当たり決算額が大きくなる傾向がある。

次に、財政力指数の単純平均及び実質収支比率を団体規模別にみると、第49表のとおりである。

財政力指数の高い順にみると、政令指定都市(0.86)、施行時特例市(0.82)、中都市(0.79)、中核市(0.78)、小都市(0.55)、人口1万人以上の町村(0.51)、人口1万人未満の町村(0.27)となっており、中核市以外の市町村については規模が大きいほど財政力指数が高くなっている。

さらに、実質収支比率の高い順にみると、人口1万人未満の町村(7.6%)、人口1万人以上の町村(6.8%)、小都市(6.3%)、中都市(5.7%)、施行時特例市(4.7%)、中核市(3.7%)、政令指定都市(1.4%)となっており、規模が小さいほど実質収支比率が高くなっている。

5

6

Z

9

10

11

第48表 団体規模別1団体・人口1人当たり決算額の状況

		平成 2	7 年 度		平成 2	6 年 度	増	減
区 分	1 団体	当たり	人口1人	人当たり	人口1人	人当たり	人口1人	人当たり
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	億円	億円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
市町村合計	316	305	457	441	451	436	6	5
政令指定都市	6,339	6,251	464	457	460	454	4	3
中 核 市	1,603	1,558	395	384	395	384	_	_
施行時特例市	956	926	369	357	359	347	10	10
中都市	617	591	402	385	397	382	5	3
小都市	266	253	505	481	498	475	7	6
町村(人口1万人以上)	104	99	513	486	504	479	9	7
町村(人口1万人未満)	51	48	1,016	963	1,003	950	13	13

団体規模別財政力指数及び実質収支比率の状況

第49表

区	分	財 政 力 指 数	実質収支比率					
			%					
政令指定	都市	0.86	1.4					
中核	市	0.78	3.7					
施行時特	例 市	0.82	4.7					
中 都	市	0.79	5.7					
小都	市	0.55	6.3					
町村(人口1万	人以上)	0.51						
町村(人口1万	人未満)	0.27	7.6					

⁽注) 財政力指数は単純平均であり、実質収支比率は団体規模別の加重平均である。

1 歳入

3

4

5

9

10

11

歳入決算の主な内訳は、第112図のとおりである。

地方税の構成比の高い順にみると、施行時特例市(40.9%)、政令指定都市(39.9%)、中核市(39.0%)、中都市(36.8%)、小都市(25.4%)、人口1万人以上の町村(24.3%)、人口1万人未満の町村(12.7%)となっており、総じて規模が大きいほど地方税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

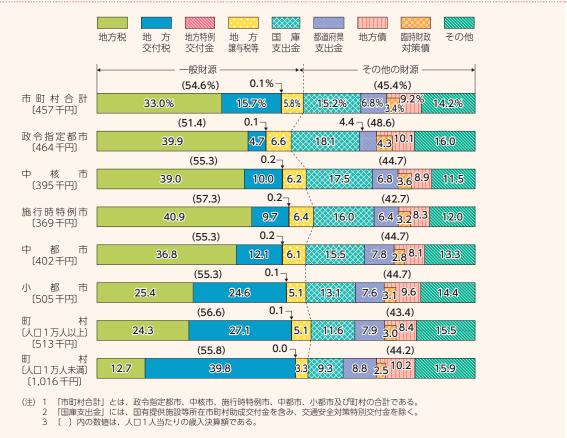
また、地方税の歳入総額に占める割合の分布状況を団体規模別にみると、**第113図**のとおりであり、町村においては地方税の歳入総額に占める割合が低い団体の構成比が大きくなっている。なお、主な税目の1人当たりの額は、**第114図**のとおりである。

一方、地方交付税の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(39.8%)、人口1万人以上の町村(27.1%)、小都市(24.6%)、中都市(12.1%)、中核市(10.0%)、施行時特例市(9.7%)、政令指定都市(4.7%)となっており、施行時特例市以外の市町村については規模が小さいほど地方交付税の歳入総額に占める割合が高くなっている。

また、国庫支出金(国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金を除く。)の構成比の高い順にみると、政令指定都市(18.1%)、中核市(17.5%)、施行時特例市(16.0%)、中都市(15.5%)、小都市(13.1%)、人口1万人以上の町村(11.6%)、人口1万人未満の町村(9.3%)となっており、規模が大きいほど国庫支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

一方、都道府県支出金の構成比の高い順にみると、人口1万人未満の町村(8.8%)、人口1万人以上の町村(7.9%)、中都市(7.8%)、小都市(7.6%)、中核市(6.8%)、施行時特例市(6.4%)、政令指定都市(4.4%)となっており、総じて規模が小さいほど都道府県支出金の歳入総額に占める割合が高くなっている。

第112図 団体規模別歳入決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)



√1.4

6.7 <mark>3.2 1.</mark>8

第113図 団体規模別地方税の歳入総額に占める割合の状況 10%以上 20%以上 30%以上 40%以上 50%以上 10%未満 40%未満 50%未満 20%未満 30%未満 市町村合計 10.6%5.5% 29.7% 20.7% 16.2% 17.3% [1,718団体] 政令指定都市 5.0 50.0 45.0 [20団体] 中核市 20.0 28.9 42.2 8.9 [45団体] 施行時特例市 18.0 28.2 23.1 30.8 [39団体] 0.6 中都市 3.9 18.6 30.8 31.4 14.7 [156団体] 小 都 市 32.8 30.4 19.3 4.5 9.6 〔530団体〕 【人口1万人以上】 5.8 36.4 26.7 [434団体]

51.8

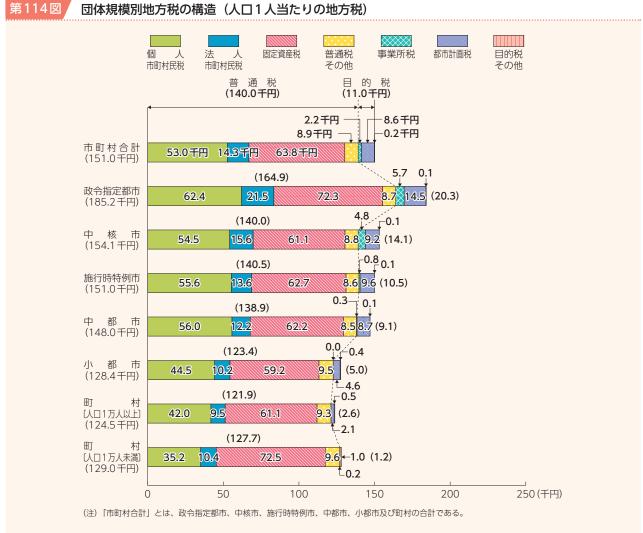
(注)「市町村合計」は、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。



⊞T

村 〔人口1万人未満〕

[494団体]



ウ 歳出

4

5

9

10

目的別歳出決算額の主な内訳は、第115図のとおりである。

それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては民生費、土木費、公債費の順、中核市においては民生費、教育費、土木費の順、施行時特例市においては民生費、土木費、総務費の順、中都市、小都市及び人口1万人以上の町村においては民生費、総務費、土木費の順、人口1万人未満の町村においては総務費、民生費、土木費の順となっている。

性質別歳出決算額における主な費目の構成比は、第116図のとおりである。

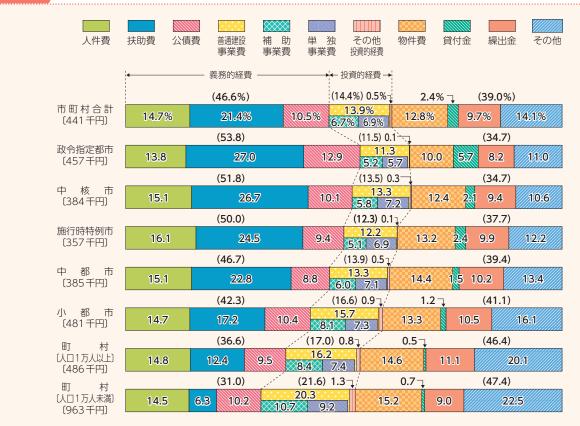
それぞれの団体規模ごとに構成比が高い費目をみると、政令指定都市においては扶助費、人件費、公債費の順、中核市においては扶助費、人件費、普通建設事業費の順、施行時特例市及び中都市においては扶助費、人件費、物件費の順、小都市においては扶助費、普通建設事業費、人件費の順、人口1万人以上の町村においては普通建設事業費、人件費、物件費の順、人口1万人未満の町村においては普通建設事業費、物件費、人件費の順となっている。

民生費や扶助費の構成比については、町村における生活保護費等を都道府県が負担していることなどから、町村が低くなっている。

第115図 団体規模別歳出(目的別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)



第116図 団体規模別歳出(性質別)決算の状況(人口1人当たり額及び構成比)



⁽注) 1 「市町村合計」とは、政令指定都市、中核市、施行時特例市、中都市、小都市及び町村の合計である。

財政構造の弾力性

(ア)経常収支比率

団体規模別経常収支比率の状況は、第50表のとおりである。経常収支比率の高い順にみると、政令指定都市(95.4%)、施行時特例市(90.1%)、中核市(89.5%)、中都市(89.3%)、小都市(89.0%)、人口1万人以上の町村(86.0%)、人口1万人未満の町村(81.7%)となっており、中核市以外の市町村については規模が大きいほど比率も高くなっている。

なお、団体規模別の分布状況をみると、**第117図**のとおりである。政令指定都市の経常収支比率が高いのは、経常経費に占める公債費の割合が大きいことなどによる。また、町村の経常収支比率が比較的低いのは、主として生活保護費等を都道府県が負担していること等により、経常経費に占める扶助費の割合が小さいことなどによるものである。

また、これを財政力指数段階別にみると、第118図のとおりである。

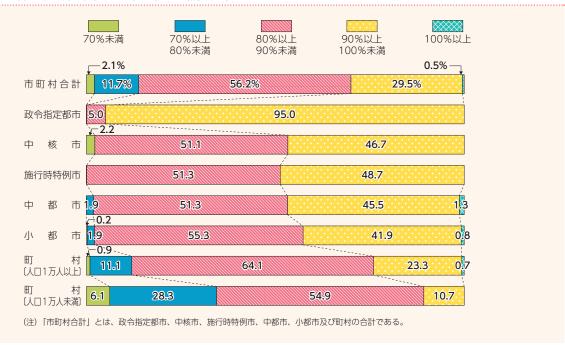
第50表 団体規模別経常収支比率の状況

区分	経常収	う <u>*</u>	5					
区 分	支比率	人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
	%	%	%	%	%	%	%	%
政令指定都市	95.4	23.2	12.8	16.3	9.6	22.0	9.3	2.2
中核市	89.5	23.4	14.3	14.2	8.2	16.7	11.0	1.7
施行時特例市	90.1	24.1	15.7	12.8	8.8	15.3	11.6	1.8
中都市	89.3	23.8	16.0	12.2	8.9	14.6	12.2	1.6
小 都 市	89.0	23.2	14.0	9.4	10.7	17.2	13.0	1.5
町村(人口1万人以上)	86.0	22.5	14.4	6.5	13.4	15.0	12.9	1.3
町村(人口1万人未満)	81.7	23.4	13.4	3.5	12.9	16.5	10.2	1.8

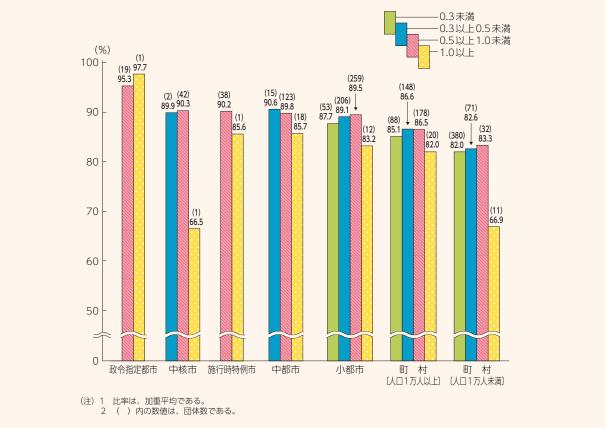
(注) 比率は、加重平均である。

10

第117図 団体規模別経常収支比率の状況 (構成比)



第118図 団体規模別財政力指数段階別の経常収支比率の状況



(イ)実質公債費比率

<u>3</u> 4

5

9

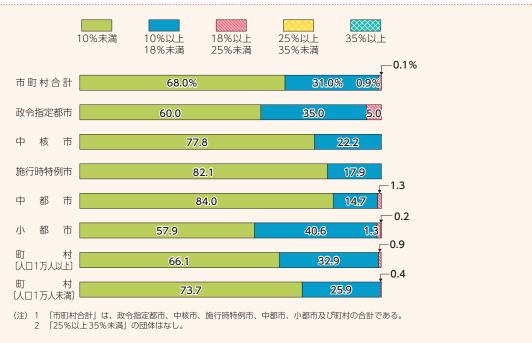
10

11

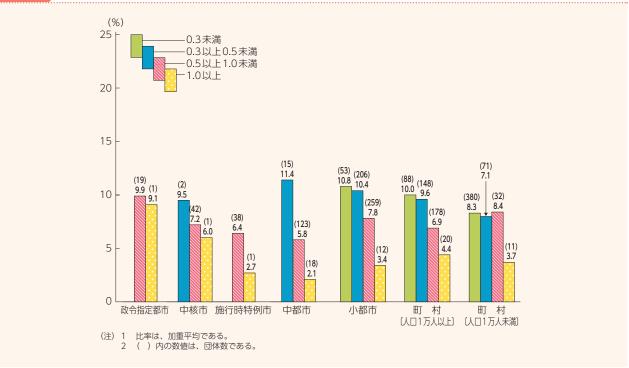
実質公債費比率の団体規模別の分布状況は、**第119図**のとおりであり、全ての区分において、10%未満の団体の割合が大きくなっている。

次に、実質公債費比率を財政力指数段階別にみると、**第120図**のとおりであり、財政力指数が低いほど 実質公債費比率が高くなる傾向にある。

第119図 団体規模別実質公債費比率の状況 (構成比)



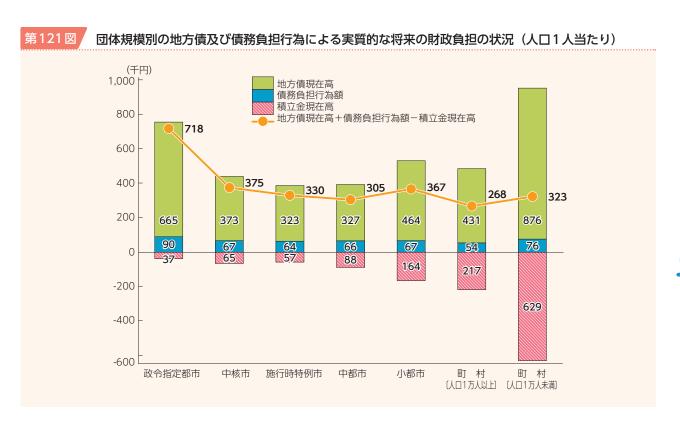
第120図 団体規模別財政力指数段階別の実質公債費比率の状況



オ 地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担

地方債及び債務負担行為による実質的な将来の財政負担の状況(人口1人当たり)については、第121 図のとおりである。

団体規模別にみると、政令指定都市が718千円で、前年度と比べると1.7%増、中核市が375千円で 5.7% 増、施行時特例市が330千円で2.5%減、中都市が305千円で6.6%減、小都市が367千円で2.3% 増、人口1万人以上の町村が268千円で5.2%減、人口1万人未満の町村が323千円で2.7%増となってい る。



11 公共施設の状況

地方公共団体は、住民の生活や福祉の向上を図り、個性豊かで魅力ある地域づくりを推進するため、道路 や公営住宅等の公共施設の整備に努めている。これら主要な公共施設の整備状況は、次のとおりである。な お、本節の記載は公共施設状況調査を基としている。

(1) 道路[資料編:第104表]

4

5

9

11

平成28年4月1日現在における地方道の実延長は115万9,430km (対前年同期比0.3%増)、面積は8,514.7km² (同0.4%増) となっている。また、これらの状況を10年前(平成18年4月1日)と比べると、実延長は2.2%増、面積は4.5%増となっている。

これを主要地方道(「道路法」(昭和27年法律第180号)第56条の規定に基づき国土交通大臣の指定する都道府県道)、一般都道府県道(主要地方道以外の都道府県道)及び市町村道別にみると、主要地方道の実延長は5万7,408km(対前年同期比0.3%増)、面積は899.4km²(同0.5%増)、一般都道府県道の実延長は7万1,378km(同0.4%増)、面積は941.6km²(同0.5%増)、市町村道の実延長は103万644km(同0.3%増)、面積は6,673.7km²(同0.4%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成18年4月1日)と比べると、主要地方道の実延長は0.5%増、面積は7.0%増、一般都道府県道の実延長は1.0%増、面積は6.1%増、市町村道の実延長は2.4%増、面積は4.0%増となっている。

(2) 公営住宅等[資料編:第105表]

平成27年度末現在における公営住宅等(「公営住宅法」(昭和26年法律第193号)に定める公営住宅、「住宅地区改良法」(昭和35年法律第84号)に定める改良住宅及び地方公共団体が独自に建設する単独住宅)の総戸数は240万4,666戸であり、前年度末と比べると4,088戸増加(0.2%増)している。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、2万970戸減少(0.9%減)している。

公営住宅等のうち公営住宅の戸数は216万4,134戸であり、前年度と比べると5,141戸増加(0.2%増)している。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると2万2,517戸減少(1.0%減)している。また、公営住宅等総戸数に占める公営住宅の割合は90.0%(前年度89.9%)となっている。

なお、公営住宅等の総戸数の推移は、第122図のとおりである。

第122図 公営住宅等の総戸数の推移



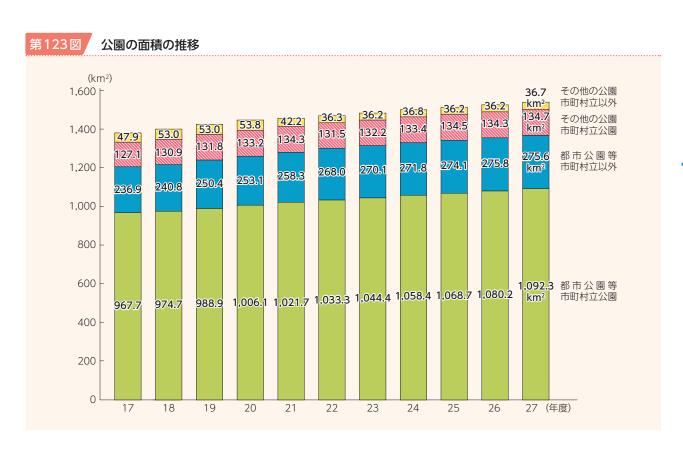
(3) 公園 [資料編:第106表]

平成27年度末現在における都市公園等(地方公共団体等が都市計画区域内において設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものを含む。なお、児童遊園は除く。)の数は13万2,639箇所(対前年度末比1.4%増)で、その面積は1,367.9km²(同0.9%増)となっている。また、この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、都市公園等の箇所数は2万784箇所増加(18.6%増)しているとともに、その面積も163.3km²増加(13.6%増)している。

都市公園等を設置者別にみると、市町村が設置したものが13万1,585箇所(対前年度末比1.4%増)、1,092.3km²(同1.1%増)で、総箇所数の99.2%、総面積の79.9%を占めている。

また、その他の公園(都市計画区域外に設置されている街区公園、運動公園等の公園。なお、自然公園は除く。)の数は6,662箇所(対前年度末比0.8%増)で、その面積は171.4km²(同0.5%増)となっている。このうち市町村立の公園の数は6,401箇所(対前年度末比0.9%増)で、その面積は134.7km²(同0.3%増)となっている。

なお、公園の面積の推移は、第123図のとおりである。



(4) 下水処理施設[資料編:第107表~第108表]

汚水(し尿及び生活雑排水)及び雨水を処理する施設としては、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等があり、また、汚水を処理する施設としては、合併処理浄化槽等がある。これらの下水処理施設については、財政措置の充実が図られていることもあり、近年の環境保全意識の向上とともに、各地域の実態に即した整備が進められている。

これらの下水処理施設の中でも中心的な施設である公共下水道についてみると、平成27年度末における現在排水人口(供用開始している排水区域内の人口)は、9,939万6千人で、前年度末と比べると0.6%増となっている。また、これを10年前(平成17年度末)と比べると、996万3千人増加(11.1%増)している。次に、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設についてみると、平成27年度末における現在排水人口(うち汚水に係るもの)は、それぞれ345万9千人、16万9千人で、前年度と比べると1.5%減、1.7%減となっている。これらの状況を10年前(平成17年度末)と比べると、それぞれ2.0%増、6.4%増となっている。

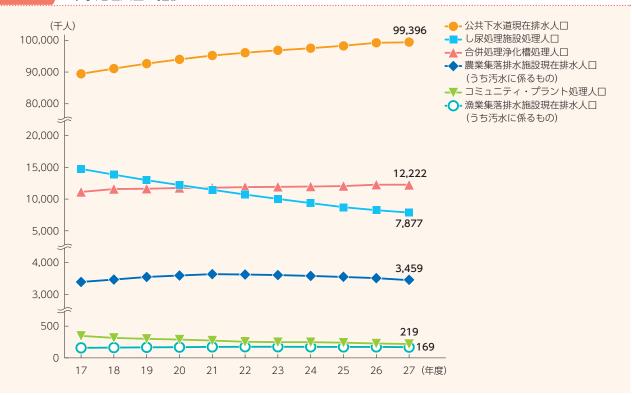
また、平成27年度末におけるコミュニティ・プラント (注) の処理人口は21万9千人 (対前年度末比3.7%減)、合併処理浄化槽の処理人口は1,222万2千人 (同0.0%減) となっている。これらの状況を10年前 (平成17年度末) と比べると、コミュニティ・プラントの処理人口は12万8千人 (36.9%減)、合併処理浄化槽の処理人口は110万2千人増加 (9.9%増) している。

なお、し尿については、上記の下水処理施設による処理のほか、し尿処理施設処理、下水道マンホール投入等による収集処理及び単独浄化槽等による自家処理が行われている。平成27年度末のし尿処理施設処理人口は787万7千人(対前年度末比5.3%減)、し尿処理施設年間総収集量は759万7千kl(同2.6%減)となっている。これらの状況を10年前(平成17年度末)と比べると、し尿処理施設処理人口は687万4千人減少(46.6%減)、し尿処理施設年間総収集量は489万1千kl減少(39.2%減)している。下水処理施設等による処理の増加により、し尿処理施設処理人口、年間総収集量はともに年々減少している。

なお、下水処理人口の推移は、第124図のとおりである。

(注)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき設置された、施設整備規模(計画人口) 101人~3万人未満のし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。

第124図 下水処理人口の推移



4

5

9

11

ごみ処理施設[資料編:第108表]

ごみの処理は、焼却処理、埋立処理、高速堆肥化処理等の収集処理のほか、自家処理により行われてい る。平成27年度末における収集処理人口は1億2,782万3千人(対前年度末比0.0%減)で、その年間総 収集量は4,066万8千t(同0.6%減)となっている。また、これらの状況を10年前(平成17年度末)と 比べると、収集処理人口は97万4千人減少(0.8%減)し、年間総収集量は828万8千t減少(16.9%減) している。

なお、ごみ処理施設における年間総収集量の推移は、第125図のとおりである。



保育所[資料編:第109表]

平成27年10月1日現在における公立の保育所数(季節保育所を除く。)は9,756箇所(対前年同期比 4.8%減)、延面積は743万1千m²(同3.8%減)となっている。また、これらの状況を10年前(平成17 年10月1日)と比べると、箇所数は3,370箇所減少(25.7%減)、延面積は136万4千m²減少(15.5% 減)している。

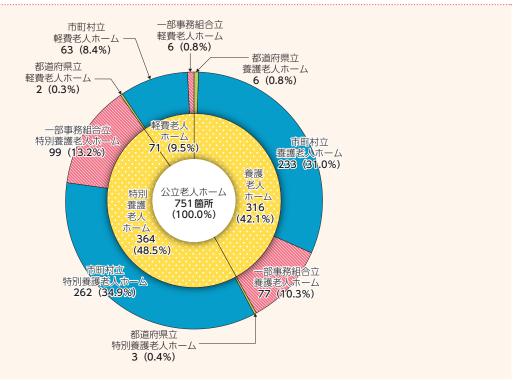
(7) 高齢者福祉施設[資料編:第110表]

平成27年10月1日現在における公立老人ホーム数は751箇所で、前年同期と比べると30箇所減少(3.8%減)している。また、この状況を10年前(平成17年10月1日)と比べると、箇所数は379箇所減少(33.5%減)している。

各施設の箇所数が老人ホーム総数に占める割合を種類別にみると、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を養護する養護老人ホームが前年同期と比べて0.1ポイント上昇の42.1%となっているほか、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を養護する特別養護老人ホームが0.2ポイント低下の48.5%、無料又は低額な料金で老人に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する軽費老人ホームが0.2ポイント上昇の9.5%となっている。

なお、公立の老人ホームの状況は、第126図のとおりである。

第126図 公立の老人ホームの状況



(8) 教育施設[資料編:第111表]

ア 高等学校

平成28年5月1日現在における公立高等学校数は3,589校で、前年同期と比べると15校減少(0.4%減)している。また、この状況を10年前(平成18年5月1日)と比べると、456校減少(11.3%減)している。

1 中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行う中等教育学校は、平成28年5月1日現在において31校で、前年同期と同数となっている。

11

(9) 文化及び体育施設 [資料編:第112表]

ア 文化施設

平成27年度末現在の公立の文化施設の状況は、次のとおりである。

県民会館、市民会館及び公会堂は3,348箇所(対前年度末比0.1%増)で、延面積は1,415万2千m²(同0.8%増)となっている。また、これらの状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は152箇所増加(4.8%増)、延面積は75万m²増加(5.6%増)している。

図書館は3,273箇所(対前年度末比0.2%増)となっている。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は259箇所増加(8.6%増)している。

博物館(美術館、動物園、水族館等を含む。)は861箇所(対前年度末比1.2%増)となっている。この 状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は110箇所増加(14.6%増)している。

4 体育施設

平成27年度末現在の公立の体育施設の状況は、次のとおりである。

体育館は6,648箇所(対前年度末比0.9%増)となっている。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は380箇所増加(6.1%増)している。

陸上競技場は1,059箇所(対前年度末比0.1%減)となっている。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は30箇所減少(2.8%減)している。

野球場は4,128箇所(対前年度末比0.0%減)となっている。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は16箇所増加(0.4%増)している。

プールは3,698箇所(対前年度末比1.5%減)となっている。この状況を10年前(平成17年度末)と比べると、箇所数は702箇所減少(16.0%減)している。

第一部

平成28年度及び平成29年度の地方財政

1

平成28年度の地方財政

(1) 平成28年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成27年12月22日閣議了解、平成28年1月22日閣議決定された。この中で、以下の平成27年度の経済動向、平成28年度の経済見通し及び平成28年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア)平成27年度の経済動向

平成27年度の我が国経済をみると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響等もあり、輸出が弱含み、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れがみられた。

政府は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の実現に向け、「緊急対策」を取りまとめた。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあって、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれる。

物価の動向をみると、原油価格等の下落の影響があるものの、経済の好循環が進展する中で、物価の基調は緩やかに上昇している。

この結果、平成27年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率は1.2%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率は交易条件の改善もあって2.7%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は0.4%程度の上昇と見込まれる。

(イ)平成28年度の経済見通し

平成28年度の我が国経済は、「緊急対策」など、「平成28年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が更に進展するとともに、交易条件が緩やかに改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれる。

物価については、経済の好循環の進展により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け更なる前進が見込まれる。

この結果、平成28年度の実質GDP成長率は1.7%程度、名目GDP成長率は3.1%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は1.2%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、アメリカの金融政策の正常化が進む中、中国をはじめとする新興国等の 景気の下振れ、金融資本・商品市場の動向、地政学的な不確実性等に留意する必要がある。

(ウ)平成28年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、これまでのアベノミクスの成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と 「財政健全化」を双方共に更に前進させる。

デフレ脱却・経済再生については、アベノミクス第二ステージにおいて、戦後最大の名目 GDP600 兆円を2020年(平成32年)頃に達成することを目標とし、これまでの三本の矢を束ねて一層強化した新たな第一の矢である「希望を生み出す強い経済」を推進していく。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

一億総活躍社会の実現に向け最優先で推進する必要のある「緊急対策」に取り組むことにより、民間の取組ともあいまって、投資促進・生産性革命の実現や、賃金・最低賃金引上げを通じた消費の喚起等を推進し、名目GDP600兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却への歩みを確実なものとし、

足元の景気をしっかり下支えする。

加えて、「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林 水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

また、未来投資による生産性革命とローカル・アベノミクスを推進するため、「『日本再興戦略』改訂 2015」(平成27年6月30日閣議決定)を着実に実施する。

財政健全化については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定。以下「基本方針2015」という。)に盛り込まれた「経済・財政再生計画」に沿って、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初3年間(2016~2018年度(平成28~30年度))を「集中改革期間」と位置付け、2018年度(平成30年度)の国・地方のPB赤字の対GDP比マイナス1%程度を目安として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進する。平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)を十分踏まえた上で、歳出改革・歳入改革を着実に推進する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

1 国の予算

政府は、「平成28年度予算編成の基本方針」(平成27年11月27日閣議決定)及び「平成28年度の経済 見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成27年12月24日、平成28年度予算政府案を閣議決 定した。

平成28年度予算は、「平成28年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

(ア)平成28年度予算の基本的な考え方

- a 「経済・財政再生計画」の着実な推進
- (a) 「経済再生なくして財政健全化なし」。これは、経済財政運営における安倍内閣の基本哲学であり、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標の達成に向けた今後5年間の基本方針でもある。我々が目指すのは経済再生と財政健全化の二兎を得る道である。
- (b) 我が国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済 財政政策を推進してきた結果、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、2015年度(平成27年度) のPB赤字対GDP比半減目標も達成見込みである。この成果の上に、「デフレ脱却・経済再生」と 「財政健全化」を双方共に更に前進させる。
- (c) 政府の経済財政運営の根幹である「基本方針2015」は、経済再生と財政健全化を共に達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取組である。すなわち、経済再生については、消費や投資の拡大に結び付く経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取組による潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指すものである。

こうした中、緩やかな回復基調にある我が国の経済は、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきや生産活動が弱含むところもあり、地方によっては経済環境に厳しさがある。このため、ローカル・アベノミクスの浸透を更に図ることが重要である。

政府としては、今後とも、中国経済の減速などの足元の経済情勢のリスク要因を注視しつつ、「基本方針2015」に沿って経済財政運営を進めていく。

(d) 「基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」においては、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を堅持し、計画期間の当初3年間(2016~2018年度(平成28~30年度))を「集中改革期間」と位置付け、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比マイナス1%程度を目安としている。

そのための取組として、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」を3本柱とし、そのうち、「歳出改革」については、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。

歳出改革については、経済財政諮問会議の下に設置された経済・財政一体改革推進委員会において、主要歳出分野ごとの成果指標(KPI)設定や改革工程表の策定、誰もが活用できる形での情報開示(見える化)の徹底など、計画の具体化を進め、今後、改革工程表に沿って、着実に実行する。また、同委員会において、改革の進捗管理、点検、評価を行う。

- b 「一億総活躍社会」の実現と TPP(環太平洋パートナーシップ)を踏まえた対応
- (a) アベノミクスの第二ステージで掲げた新・三本の矢の第一の矢「希望を生み出す強い経済」は、これまでの三本の矢を束ねて一層強化したものであり、具体的な目標は戦後最大の名目 GDP600 兆円を2020年(平成32年)頃に達成することである。その成長の果実を活用して、第二の矢の「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢の「安心につながる社会保障」を推進し、地方創生、国土強靱化、女性の活躍などの取組とあいまって、第二、第三の矢が「強い経済」にも寄与するメカニズムを通じて、新・三本の矢が一体となって成長と分配の好循環を強固なものとしていく。

政府は、誰もが生きがいをもって、充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現を目指し、「一億総活躍国民会議」を発足させ、平成27年11月26日に緊急に実施すべき対策が取りまとめられたところである。

この緊急対策に取り組むことにより、名目 GDP600 兆円経済実現に向けた動きを加速するとともに、デフレ脱却を確実なものとし、足元の景気をしっかり下支えする。

(b) TPP協定についても、平成27年10月に大筋合意に達したことから、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするため、平成27年11月25日に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、我が国産業の海外展開・事業拡大や生産性向上、農林水産業の競争力の強化など、将来の成長、発展を視野に入れた取組を進める。

これらの取組は、いずれも将来の我が国の成長、発展を見据えた重要な政策課題であり、それぞれ を着実に、かつ整合的に進めていくことが必要である。

(イ)予算の編成についての考え方

a 「一億総活躍社会」の実現、TPPを踏まえた対応

強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取組や、TPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結するものとするための取組といった喫緊の重要課題への対応に関しては、平成27年度補正予算での対応と併せて、「経済・財政再生計画」の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対処する。

- b 「経済・財政再生計画」初年度における歳出改革の推進
 - (a) 平成28年度は、「経済・財政再生計画」の初年度に当たることから、「デフレ脱却・経済再生」への取組を加速させるとともに、改革工程表を十分踏まえた上で、歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、改革工程表における取組を的確に予算に反映させる。併せて、同計画における国の一般歳出の水準の目安を十分踏まえた上で、予算編成を行う。
 - (b) 具体的には、改革工程表に基づき実施する平成28年度の取組が、予算に反映される施策である場合は、予算編成過程における検討を経た上で、平成28年度予算にその取組を反映させる。特に、歳出改革に向けた施策の展開、見える化やPDCAサイクル構築に資するエビデンスの収集などが必要な場合には、有効と考えられるモデル事業、実証実験の取組について、検証スケジュールなど時間軸を明確にした上で、これまでの実績も踏まえ、平成28年度予算にその取組を反映させる。
 - (c) 歳出改革の実現には、それぞれの施策、事業の実行主体が、責任を持って対応していくことが不可欠となる。こうした観点から、平成28年度歳入歳出概算についての閣議決定時において、予算への反映を含めた「経済・財政再生計画」に沿った取組について、各府省において適切に公表を行う。

こうした取組により、政策効果の見える化やPDCAサイクルの強化を促し、国民参加で更なる改革を推進していく。同時に、経済財政諮問会議における点検・評価や情報発信、行政事業レビュー等を通じて、各府省の取組を後押しする。

(d) 予算編成においては、東日本大震災からの復興を加速するとともに、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを、引き続き、手を緩めることなく推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

「新しい日本のための優先課題推進枠」については、歳出改革に寄与するものを含め、政策効果が 高いと認められるものに絞り込んで措置する。

このような方針に基づいて編成された平成28年度の一般会計予算の規模は、96兆7,218億円(前年度 比3,799億円、0.4%増)で、PB対象経費は73兆1,097億円(前年度比2,185億円、0.3%増)となった。 また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は3兆2,469億円で、前年度当初予算(3兆9,087億円)と 比べると6,618億円減少(16.9%減)となった。

財政投融資計画の規模は、13兆4,811億円(前年度比1兆1,404億円、7.8%減)となった。 なお、平成28年度当初予算は、平成28年1月22日に国会に提出され、3月29日に成立した。

(2) 地方財政計画

4

5

6

平成28年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方創生や地方の重点課題に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととした。また、歳入面においては、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」に沿って、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとした。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとした。

なお、地方財政審議会からは、平成27年6月9日に「経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政 改革についての意見」及び平成27年12月18日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財 政への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられた。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成28年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定した。

ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、平成28年度地方税制改正では、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、地方創生の推進等を図るため地方法人課税の偏在是正に向けた措置等を講ずるとともに、消費税率10%引上げ時の平成29年4月に自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。
- (イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。
 - a 財源不足のうち建設地方債(財源対策債)の増発等により対処することとした残余については、 平成26年度に講じた平成28年度までの制度改正に基づき、国と地方が折半して補塡することと し、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第 5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還 金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
 - b これに基づき、平成28年度の財源不足見込額5兆6,063億円については、次により補塡する。
 - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により8,283億円(うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,436億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成27年1月12日付け総務・財務両大臣覚書第7項に定める平成28年度における「乖離

是正分加算額 | 2.100億円並びに臨時財政対策特例加算額2.747億円) 増額する。

また、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地 方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融資特別会計から交付税特 別会計に繰り入れる。

- (b) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を3兆7.880億円発行する。
- (c) 建設地方債(財源対策債)を7,900億円増発する。
- c 上記の結果、平成28年度の地方交付税については、16兆7,003億円(前年度比546億円、 0.3%減)を確保する。
- d 交付税特別会計の借入金については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、4,000 億円の償還を実施する。
- (ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措 置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組を 着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。
- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、 住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、 農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - a 地方の重点課題に取り組むために必要な経費として、一般行政経費に新たに「重点課題対応分」 を2,500億円計上することとしている。
 - b 平成27年度に創設した「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年 度同額) 計上することとしている。
 - c 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等総合管理計画の策定団体数が増加して いることなどを踏まえ、「公共施設等最適化事業費」を2,000億円(前年度比1,000億円増)に増 額し、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を 5,000億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し3.0%増額し、引き続き、地域 の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - d 消費税・地方消費税の引上げによる増収分等を活用した社会保障の充実として、子ども・子育て 支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革及び難病等に係る公平かつ安 定的な制度の確立に係る措置を講じることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財 政措置を講じる。
 - e 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行 うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対
 - f 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するため の施策を推進する。
 - g 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本 の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応 した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の 繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き 続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

1 東日本大震災分

(ア)復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,802億円を確保する。また、一般財源充当分として79億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。
- c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業 費及び地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費を計 上する。

(イ)全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として720億円を計上するとともに、一般財源充当分として589億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成28年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は85兆7,593億円で、前年度と比べると4,883億円増加(0.6%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆7,799億円で、前年度と比べると2,261億円減少(11.3%減)、全国防災事業が1,310億円で、前年度と比べると3,595億円減少(73.3%減)となった。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は38兆7,022億円で、前年度と比べると1兆2,103億円増加(3.2%増)(道府県税6.1%増、市町村税0.8%増)、地方譲与税は2兆4,322億円で、前年度と比べると2,532億円減少(9.4%減)、地方特例交付金は1,233億円で、前年度と比べると44億円増加(3.7%増)、地方交付税は16兆7,003億円で、前年度と比べると546億円減少(0.3%減)、国庫支出金は13兆2,184億円で、前年度と比べると1,451億円増加(1.1%増)、地方債(普通会計分)は8兆8,607億円で、前年度と比べると6,402億円減少(6.7%減)となった。

歳出では、給与関係経費は20兆3,274億円で、前年度と比べると77億円減少(0.0%減)となった。なお、地方財政計画における職員数については、4,900人の純減としている。一般行政経費は35兆7,931億円で、前年度と比べると7,342億円増加(2.1%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆374億円で、前年度と比べると410億円増加(0.3%増)となっている。公債費は12兆8,051億円で、前年度と比べると1,461億円減少(1.1%減)、投資的経費は11兆2,046億円で、前年度と比べると2,036億円増加(1.9%増)となった。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆4,341億円で、前年度と比べると1,583億円増加(3.0%増)となった。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,802億円で、前年度と比べると1,096億円減少(18.6%減)、国庫支出金は1兆2,528億円で、前年度と比べると1,189億円減少(8.7%減)などとなった。歳出では、一般行政経費は5,464億円で、前年度と比べると259億円減少(4.5%減)、投資的経費は1兆2,024億円で、前年度と比べると1,850億円減少(13.3%減)などとなった。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では地方税は720億円で、前年度と比べると12億円増加(1.7%増)などとなった。歳出では公債費は1,310億円で、前年度と比べると327億円増加(33.3%増)となった。

また、平成28年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆2,082億円(普通会計分8兆8,607億円、公営企業会計等分2兆3,475億円)で、前年度と比べると7,160億円減少(6.0%減)となった。東日本大震災分は、復旧・復興事業が380億円(普通会計分331億円、公営企業会計等分49億円)で、前年度と比べると45億円減少(10.6%減)となり、全国防災事業は皆減(2,397億円減少)となった。

(3) 平成28年度補正予算

ア 平成28年度補正予算(第1号)

平成28年度補正予算(第1号)は、平成28年5月13日に閣議決定、同日に第190回国会に提出され、 5月17日に成立した。

この補正予算においては、歳出面では災害救助等関係経費780億円、熊本地震復旧等予備費7,000億円 を追加計上するほか、既定経費の減額7,780億円の修正減少額が計上された。

→ 平成28年度補正予算(第1号)に係る財政措置等

(ア)通常収支分

この補正予算により追加される熊本地震による災害への対応に伴う地方負担に対しては、以下のとおり財政措置を講じることとした。

- a 災害救助費
 - 災害救助に要する経費の40%(地方負担額を限度)に対して、特別交付税措置を講じる。
- b 災害弔慰金
 - 災害弔慰金に要する経費に対して、所要の特別交付税措置を講じる。
- c 災害援護貸付金

災害援護貸付金に要する経費に対して、資金手当として地方負担額の100%まで地方債(一般事業債)を充当できる。(協議等の事業区分及び同意等の基準については、通常の例による。)

(イ)東日本大震災分

地方負担は生じない。

プ 平成28年度補正予算(第1号)により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費の使用に係る財政措 置等

平成28年度補正予算(第1号)により創設された一般会計熊本地震復旧等予備費について、平成28年5月31日に1,023億円、6月14日に590億円、6月28日に210億円及び7月26日に654億円の使用を閣議決定した。

これらの使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

- (ア) 一般会計熊本地震復旧等予備費の使用により追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額 については、地方負担額の100%まで地方債を充当でき、後年度においてその元利償還金について 以下のとおり地方交付税により措置する。
 - a 災害復旧事業債
 - (a) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(b) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度 における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等 復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

- (c) 一般単独災害復旧事業債
 - 一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- b 補正予算債

補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

- (イ) 一般会計熊本地震復旧等予備費の使用により追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、以下のとおり措置する。
 - a 国宝重要文化財等保存整備事業 地方負担額の80%を特別交付税により措置する。
 - b 被災農業者向け経営体育成支援事業 地方負担額の70% (施設の撤去に係るものについては80%) を特別交付税により措置する。

平成28年度補正予算(第2号)

4

11

1

平成28年度補正予算(第2号)は、平成28年8月24日に閣議決定、9月26日に第192回国会に提出され、10月11日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定。以下「経済対策」という。)に沿って、一億総活躍社会の実現の加速7,119億円、21世紀型のインフラ整備1兆4,056億円、英国のEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの対応並びに中小企業・小規模事業者及び地方の支援4,307億円、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化1兆4,389億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,175億円、熊本地震復旧等予備費の減額4,100億円の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税外収入2,844億円、公債費2兆7,500億円、前年度剰余金受入2,525億円が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成28年度補正予算(第1号)による補正後予算に対し、3兆2,869億円増加し、100兆87億円となった。

オ 平成28年度補正予算(第2号)に係る財政措置等

(ア)通常収支分

この補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担額が生じることからそれに対応するとともに、熊本 地震による災害に係る復興基金の創設を支援するため、以下のとおり財政措置を講じることとした。

- a 追加の財政需要に係る財政措置
 - (a) この補正予算により平成28年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。
 - i 災害復旧事業債
 - (i) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を特別交付税により措置する。

- (iii) 一般単独災害復旧事業債
 - 一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

前 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

iii 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置する。

- (b) この補正予算により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、 地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応する。
- b 特別交付税の増額

熊本地震により被害を受けた地方公共団体が、地域の実情に応じて実施する様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金の創設を支援するため、平成28年度分の地方交付税の総額に510億円を加算し、特例としてその全額を特別交付税とする措置を講じる。

(イ)東日本大震災分

この補正予算により平成28年度に追加されることとなる東日本大震災に係る復旧・復興事業に係る地方 負担額については、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額に165億円を加算したうえで措置する。

力 平成28年度補正予算(第3号)

平成28年度補正予算(第3号)は、平成28年12月22日に閣議決定、平成29年1月20日に第193回国会に提出され、1月31日に成立した。

この補正予算においては、歳出面で、災害対策費1,955億円、国際分担金及び拠出金等1,685億円、自衛隊の安定的な運用態勢の確保等1,706億円等を追加計上するほか、既定経費の減額4,164億円等の修正減少額が計上された。また、歳入面で、税収を1兆7,440億円減額計上する一方、税外収入1,047億円、公債費1兆8,526億円(建設公債1,014億円及び特例公債1兆7,512億円)が追加計上された。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成28年度補正予算(第2号)による補正後予算に対し、2,133億円増加し、100兆2,220億円となった。

| ・ | 平成28年度補正予算(第3号)に係る財政措置等

(ア)通常収支分

この補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地 方負担の増加が生じることから、以下のとおり財政措置を講じることとした。

a 地方交付税

この補正予算においては、平成28年度の国税の減収に伴い地方交付税が5,437億円の減額となったところであるが、これについては、平成28年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとしており、この結果、平成28年度当初予算の地方交付税の総額が確保されるものである。

- (a) 地方交付税の減5,437億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置する。
- (b) (a)の加算のうち2分の1の国負担分については臨時財政対策加算とし、2分の1の地方負担分については臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏まえ、後年度精算する。
- b 追加の財政需要
 - (a) この補正予算により平成28年度に追加されることとなる投資的経費に係る地方負担額については、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については、単位費用により措置する。
 - i 災害復旧事業債
 - (i) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

(ii) 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、中小企業等グループ施設

等復旧整備補助事業及び熊本地震による災害の災害廃棄物処理事業に係る地方負担額の95%を 特別交付税により措置する。

- (iii) 一般単独災害復旧事業債
 - 一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%~85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (iv) 地方公営企業災害復旧事業債

地方公営企業災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、一般会計からの繰出額に応じ、その最大50%までを特別交付税により措置する。

- ii 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債 熊本地震による災害の復興事業に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その 80%を公債費方式により基準財政需要額に算入する。
- (b) 今回の補正予算により平成28年度に追加されることとなる地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応する。

(イ)東日本大震災分

この補正予算においては、東日本大震災に係る復旧・復興事業費の減額に伴う地方負担の減により、平成28年度分の震災復興特別交付税の総額から213億円を減額する。

ク 地方公務員の給与改定

11

平成28年の国家公務員の給与改定については、平成28年11月24日の国の給与関係法の公布、施行に伴い、その取扱いが決定されたが、地方公務員の給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するよう「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」(平成28年10月14日付け総務副大臣通知)で通知した。

なお、地方財政計画ベースの所要額は、1,370億円程度、一般財源ベースで1,200億円程度と見込まれたが、当該一般財源所要額については、地方財政計画上の追加財政需要額(4,200億円)の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととした。

(4) 地方公共団体の予算

平成28年度の地方公共団体の普通会計予算の総額(都道府県及び市区町村(一部事務組合等を除く。)の単純合計)は、前年度と比べると当初予算では0.6%増、9月補正後予算では1.9%増となっている。 主な内訳をみると、歳入では、

- ・ 地方税が当初予算、9月補正後予算ともに3.3%増
- ・ 地方譲与税が当初予算では7.5%減、9月補正後予算では7.6%減
- ・ 地方交付税が当初予算では0.1%減、9月補正後予算では0.4%減
- ・ 国庫支出金が当初予算では3.8%増、9月補正後予算では7.5%増
- ・ 地方債が当初予算では7.8%減、9月補正後予算では5.1%減

となっている。一方、歳出では、

- ・ 人件費が当初予算、9月補正後予算ともに0.1%減
- ・ 扶助費が当初予算、9月補正後予算ともに4.4%増
- ・ 普通建設事業費が当初予算では2.2%減、9月補正後予算では1.3%増

となっている。

詳細は第51表のとおりとなっている。

平成28年度普通会計予算の状況(当初予算及び9月補正後予算)

その1 歳 入

				予 第	算 額				構	Į,	t .	比
区分	当	初	予	算	9 月	補正	後	予 算	当初	予算	9月補正	後予算
	平 成 28年度	平 成 27年度	増減額	増減率	平 成 28年度	平 成 27年度	増減額	増減率	平 成 28年度	平 成 27年度		平 成 27年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
地 方 税	390,267	377,759	12,509	3.3	390,465	377,901	12,563	3.3	36.2	35.3	35.2	34.7
地 方 譲 与 税	24,151	26,099	△ 1,948	△ 7.5	24,151	26,127	△ 1,976	△ 7.6	2.2	2.4	2.2	2.4
地方特例交付金	1,187	1,166	21	1.8	1,196	1,175	22	1.8	0.1	0.1	0.1	0.1
地 方 交 付 税	165,252	165,401	△ 149	△ 0.1	166,991	167,654	△ 663	△ 0.4	15.3	15.5	15.1	15.4
市町村たばこ税都道府県交付金	11	16	△ 5	△ 29.0	11	16	△ 5	△ 29.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利 子 割 交 付 金	357	505	△ 148	△ 29.3	358	505	△ 148	△ 29.2	0.0	0.0	0.0	0.0
配 当 割 交 付 金	1,478	1,091	386	35.4	1,478	1,091	386	35.4	0.1	0.1	0.1	0.1
株式等譲渡所得割交付金	957	626	331	52.9	957	624	332	53.3	0.1	0.1	0.1	0.1
地方消費税交付金	23,573	21,283	2,290	10.8	23,593	21,291	2,302	10.8	2.2	2.0	2.1	2.0
ゴルフ場利用税交付金	315	323	△ 8	△ 2.6	315	323	△ 8	△ 2.6	0.0	0.0	0.0	0.0
自動車取得税交付金	810	683	127	18.6	810	683	127	18.7	0.1	0.1	0.1	0.1
軽油引取税交付金	1,264	1,278	△ 14	△ 1.1	1,264	1,278	△ 14	△ 1.1	0.1	0.1	0.1	0.1
小計(一般財源)	609,622	596,231	13,392	2.2	611,589	598,669	12,920	2.2	56.6	55.7	55.2	55.0
国 庫 支 出 金	152,594	146,983	5,612	3.8	161,487	150,166	11,321	7.5	14.2	13.7	14.6	13.8
地 方 債	106,790	115,855	△ 9,065	△ 7.8	111,970	117,944	△ 5,974	△ 5.1	9.9	10.8	10.1	10.8
そ の 他	207,792	211,403	△ 3,611	△ 1.7	223,417	221,315	2,102	0.9	19.3	19.7	20.2	20.3
歳 入 合 計	1,076,799	1,070,471	6,328	0.6	1,108,464	1,088,094	20,369	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0

その2 歳 出

				予 第	算 額				構	瓦	ţ j	比
区分	当	初	予	算	9 月	補正	後	予 算	当初	予算	9月補正後予算	
	平 成 28年度	平 成 27年度	増減額	増減率	平 成 28年度	平 成 27年度	増減額	増減率	平 成 28年度		平 成 28年度	平 成 27年度
	億円	億円	億円	%	億円	億円	億円	%	%	%	%	%
人 件 費	224,056	224,260	△ 204	△ 0.1	224,053	224,179	△ 125	△ 0.1	20.8	20.9	20.2	20.6
物件費	96,091	95,090	1,001	1.1	98,369	96,477	1,892	2.0	8.9	8.9	8.9	8.9
維持補修費	11,117	10,839	279	2.6	11,534	11,190	344	3.1	1.0	1.0	1.0	1.0
扶 助 費	139,129	133,226	5,903	4.4	139,481	133,555	5,926	4.4	12.9	12.4	12.6	12.3
補 助 費 等	194,736	188,960	5,776	3.1	200,250	191,462	8,788	4.6	18.1	17.7	18.1	17.6
普通建設事業費	151,503	154,894	△ 3,391	△ 2.2	162,952	160,909	2,042	1.3	14.1	14.5	14.7	14.8
う∫補助事業費	76,129	81,462	△ 5,333	△ 6.5	83,590	84,722	△ 1,132	△ 1.3	7.1	7.6	7.5	7.8
ち 単独事業費	67,998	65,777	2,221	3.4	71,527	68,494	3,034	4.4	6.3	6.1	6.5	6.3
災害復旧事業費	10,124	9,278	847	9.1	13,813	10,508	3,305	31.5	0.9	0.9	1.2	1.0
失 業 対 策 事 業 費	1	1	0	0.0	1	1	Δ 0	△ 2.8	0.0	0.0	0.0	0.0
公 債 費	126,091	128,500	△ 2,409	△ 1.9	126,372	128,725	△ 2,353	△ 1.8	11.7	12.0	11.4	11.8
そ の 他	123,949	125,423	△ 1,474	△ 1.2	131,639	131,088	551	0.4	11.5	11.7	11.9	12.0
歳 出 合 計	1,076,799	1,070,471	6,328	0.6	1,108,464	1,088,094	20,369	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) 1
- この数値は、各年度の予算額の単純合計(都道府県及び市区町村(一部事務組合等を除く。))である。 当初予算については、平成27年度又は平成28年度に骨格予算又は暫定予算を編成した団体については、肉付け後予算又は本予算の額を計上している。 「地方税」のうちの地方消費税は、都道府県間の清算を行った後の額である。したがって、地方消費税清算金は、歳入、歳出のいずれにも計上されない。 「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。 表示単位未満四捨五入の関係で数値が一致しない場合がある。

 - 3 4 5

(5) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

4

5

1

(ア)通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成28年度においては、次のような措置を講じることとした。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方 財政計画において2兆5,143億円(前年度2兆5,397億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆3,475 億円(前年度2兆4,233億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係るものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において基準財政需要額に算入する。
- b 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、所要の地方交付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、地方公共団体の枠組みを超えた取組が有効であることから、広域化に係る調査・検討に要する経費について重点的に支援する。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、公営企業の経営支援に係る地方交付税措置を講じる。

- c 水道事業については、簡易水道事業の統合を推進するため、高料金対策及び簡易水道の建設改良に係る地方財政措置について、統合後の激変緩和措置を講じる。
- d 地方公営企業法を適用していない下水道事業に係る資本費平準化債の発行可能額を適切に算定するため、減価償却費相当額について、資産毎の平均耐用年数を用いて算定する方法に改めるとともに、所要の経過措置を講じる。
- e 病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月総務省自治財政局長通知)に 基づき、新公立病院改革プランの策定及びその着実な実施を推進するため、プランの策定経費、再編・ ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について引き続き地方財政措置を講じるほか、特別交付税 措置について所要の見直しを行う。

(イ)東日本大震災分

a 復旧・復興事業

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額(復興事業のうち東日本大震災復興交付金(効果促進事業)は95%)を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において147億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分49億円を計上する。

b 被災施設借換債

旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構資金も含む。)によって取得した施設が被災により減失し繰上償還(補償金が課されない強制繰上償還)を行う場合、地方公共団体金融機構資金による借換債を発行可能とし、被災施設借換債4億円を計上する。

1 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整及び市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進など地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,685億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,597億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,631億円)に対し、国及び都道府県が一部(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)を負担することとし、地方負担(1,316億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業 (3,363億円) については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2) を負担することとし、地方負担 (841億円) について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保 険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(517億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、地方負担(172億円)について地方交付税措置を講じる。

ウ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、被用者保険の被扶養者であった被保険者(以下「元被扶養者」という。)の保険料軽減を行う(均等割5割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,771億円)について地方交付税措置を講じる。

なお、平成28年度は、低所得者に対する保険料の軽減特例措置(均等割9割・8.5割、所得割5割軽減)及び元被扶養者に対する保険料の軽減特例措置(均等割9割軽減)が継続され、低所得者に対する保険料の軽減特例措置及び元被扶養者に対する均等割9割軽減のうち4割分については、国費により措置されている。

また、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる者から段階的に法定の負担割合(2割)に見直すこととされており、所要額が平成28年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金 (2,748億円) については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国1/4、都道府県1/4、広域連合1/2) を負担することとし、地方負担 (687億円) について地方 交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政 影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(189億円)に対して国及び都道府県が 一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(63億円)について

地方交付税措置を講じる。

(エ) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

(6) 個別団体における財政健全化

地方公共団体の財政状況は、法人関係二税、地方消費税の増による地方税の増加等により、平成27年度 決算における経常収支比率は前年度(92.1%)と比べて0.4ポイント低下の91.7%となったが、児童手当 制度の拡充、自立支援給付費の増加等を背景に、児童福祉費及び社会福祉費等の扶助費の増加のほか、借入 金残高も累積していること等により、依然として厳しい状況となっている。

各地方公共団体においては、このような状況を踏まえて、地方税等の徴収対策、使用料・手数料の適正 化、未利用財産の売払いなどの歳入確保や、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃 合等、定員管理・給与の適正化、民間委託等の推進、他の地方公共団体との連携、公共施設の最適化などの 自主的な行財政改革に取り組んでいる。

各地方公共団体における財政の健全化は一定の推進が見られ、平成27年度において、早期健全化基準以上の団体は、現状、財政再生団体の北海道夕張市のみとなっている。北海道夕張市では、市民生活に直結したサービスを維持しながら、早期の財政の再生に向けた最大限の取組を行っており、個人市民税・固定資産税・軽自動車税の税率の引上げや各種使用料・手数料の引上げなど、住民負担の増加を伴う取組等による徹底した歳入確保と、職員数の削減や職員給与の見直しなど、行政のスリム化等による徹底した歳出削減により、財政状況の改善を図っている。

また、平成27年度決算における資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業は10会計であるが、これらの公営企業では定期的な料金改定の実施等により収入増加を図るとともに、職員数の削減や維持管理経費の削減等により積極的な支出の削減を図っているほか、収益の増加や経費の節減等により資金不足額の減少を図ることとしている。

5

2

平成29年度の地方財政

(1) 平成29年度の経済見通しと国の予算

ア 経済見通しと経済財政運営の基本的態度

「平成29年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」は、平成28年12月20日閣議了解、平成29年1月20日閣議決定された。この中で、以下の平成28年度の経済動向、平成29年度の経済見通し及び平成29年度の経済財政運営の基本的態度が示された。

(ア)平成28年度の経済動向

平成28年度の我が国経済をみると、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復 基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費 及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「経済対策」を取りまとめた。雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下している。

この結果、平成28年度の実質国内総生産(実質GDP)成長率は1.3%程度、名目国内総生産(名目GDP)成長率は1.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は0.0%程度になると見込まれる。

(イ)平成29年度の経済見通し

平成29年度の我が国経済は、経済対策など、「平成29年度の経済財政運営の基本的態度」に示された政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。

物価については、景気回復により、需給が引き締まっていく中で上昇し、デフレ脱却に向け前進が見込まれる。

この結果、平成29年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.5%程度と見込まれる。また、消費者物価(総合)は1.1%程度の上昇と見込まれる。

なお、先行きのリスクとしては、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。

(ウ)平成29年度の経済財政運営の基本的態度

今後の経済財政運営に当たっては、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目 GDP600兆円経済の実現と平成32年度(2020年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

経済対策の円滑かつ着実な実施により、内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億 総活躍社会の着実な実現につなげていく。

一億総活躍社会の実現に向け、アベノミクス「新・三本の矢」に沿った施策を実施する。「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。また、未来への投資の拡大に向けた成長戦略を推進するため、「日本再興戦略 2016」(平成 28年6月2日閣議決定)を着実に実施する。「希望出生率 1.8」及び「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

財政健全化については、「基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生アクション・プログラム 2016」(平成 28年12月 21日経済財政諮問会議決定)に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。平成 29年度は、「経済・財政再生計画」の 2年目に当たり、同計画に掲げる

歳出改革等を着実に実行する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

1 国の予算

政府は、「平成29年度予算編成の基本方針」(平成28年11月29日閣議決定)及び「平成29年度の経済 見通しと経済財政運営の基本的態度」に基づいて平成28年12月22日、平成29年度予算政府案を閣議決 定した。

平成29年度予算は、以下のような考え方により編成された。

(ア)平成29年度予算の基本的な考え方

- a 安倍内閣は、長く続いたデフレからの脱却を目指し、経済の再生を最優先課題と位置付け、アベノミクス「三本の矢」を推進してきた。平成27年10月からはアベノミクスの第2ステージに移り、一億総活躍社会の実現を目指し、「三本の矢」を強化して「新・三本の矢」(戦後最大の名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護離職ゼロ)を放ち、少子高齢化という構造問題に正面から立ち向かい、成長と分配の好循環の実現に向け取り組んでいる。
- b これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境は着実に改善し、経済の好循環が生まれている。
- c 他方、経済の先行きについては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する 必要がある。あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその効果を波 及させ、生まれはじめた好循環を腰折れさせることのないように、施策を実施していく必要がある。
- d 政府は、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現と平成32年度(2020年度)の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。
- e 誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、アベノミ クス「新・三本の矢」に沿った施策を推進する。

第一の矢である「戦後最大の名目GDP600兆円」に向けては、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする。第二の矢である「希望出生率1.8」、第三の矢である「介護離職ゼロ」に向けては、子育て・介護の環境整備等の取組を進め、国民一人ひとりの希望の実現を支え、将来不安を払拭し、少子高齢化社会を乗り越えるための潜在成長率を向上させる。

- f 「新・三本の矢」はそれぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を確立し、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指す。
- g 我が国財政は、国・地方の債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおも更なる累増が見込まれ、また、国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き、厳しい状況にある。政府は、「基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議。以下「改革工程表」という。)に則って、これまでの歳出改革の取組を強化していく。

(イ) 平成 29年度予算の編成についての考え方

a 平成29年度予算編成に向けては、これまでにも増して、構造改革は無論として、金融政策に成長 指向の財政政策をうまく組み合わせることに留意する必要がある。

財政健全化への着実な取組を進める一方、上記の基本的考え方に沿って、一億総活躍社会の実現のための子育で・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

b 一億総活躍社会は、実現段階に入る。誰もが自分の夢を追求できる、誰もが自分の能力を伸ばしていく、誰にも居場所があって頑張っていける、そういう気持ちになれる日本を創りあげるため、アベノミクス「新・三本の矢」に沿って、その取組を加速する。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進め

る。

c 平成29年度予算は、「経済・財政再生計画」の2年目に当たり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行する。改革工程表を十分踏まえて歳出改革を着実に推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映する。

また、予算編成に当たっては、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する。地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

d 歳出改革は、経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズスペンディングの考え方に立って、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、IT化などの「公共サービスのイノベーション」という3つの取組を中心に着実に推進する。引き続き、行政事業レビュー等を通じて各府省の取組を後押しするとともに、「見える化」の徹底・拡大に取り組む。また、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高める取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の充実や早期公表に努める。経済・財政一体改革推進委員会においては、改革工程表に沿った諸改革の進捗状況を検証する。

このような方針に基づいて編成された平成29年度の一般会計予算案の規模は97兆4,547億円で、前年度当初予算と比べると7,329億円増加(0.8%増)となっており、PB対象経費は73兆9,262億円で、前年度当初予算と比べると8,165億円増加(1.1%増)となっている。

また、東日本大震災復興特別会計の予算規模は2兆6,896億円で、前年度当初予算(3兆2,469億円)と 比べると5,573億円減少(17.2%減)となっている。

財政投融資計画の規模は15兆1,282億円で、前年度計画額と比べると1兆6,471億円増加(12.2%増) となっている。

(2) 地方財政計画

平成29年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしている。また、歳入面においては、「基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補塡措置を講じることとしている。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別 枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている。

なお、地方財政審議会からは、平成28年5月13日に「地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見」及び平成28年12月14日に「今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見」(附属資料参照)が述べられている。

以上を踏まえ、次の方針に基づき平成29年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定している。

ア 通常収支分

- (ア) 地方税制については、平成29年度地方税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのための税制上の措置を講ずることとしている。また、自動車取得税におけるエコカー減税等の見直しや居住用超高層建築物に係る固定資産税等の新たな税額算定方法の導入などの措置を講ずることとしている。
- (イ) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講

じることとし、所要の法律改正を行う。

- a 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、財源不足が建設地方債(財源対策債)の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補塡することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)により補塡措置を講じる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。
- b 交付税特別会計の借入金については、平成29年度から平成31年度までは各年度4,000億円を 償還、平成32年度から平成36年度までは償還額を1,000億円ずつ増額し、平成37年度から平成 64年度までは各年度1兆円を基本に償還するよう、償還計画の見直しを実施する。
- c これらに基づき、平成29年度の財源不足見込額6兆9,710億円については、次により補塡する。
 - (a) 地方交付税については、国の一般会計加算により1兆2,958億円(うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額3,807億円、平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める平成29年度における「乖離是正分加算額|2,500億円並びに臨時財政対策特例加算額6,651億円)増額する。

また、交付税特別会計借入金の償還5,000億円のうち1,000億円を後年度へ繰り延べ、交付税特別会計剰余金3,400億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金4,000億円を財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

- (b) 地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財政対策債)を4兆452億円発行する。
- (c) 建設地方債(財源対策債)を7,900億円増発する。
- d 上記の結果、平成29年度の地方交付税については、16兆3,298億円(前年度比3,705億円、2.2%減)を確保する。
- (ウ) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化への取組を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画(通常収支分)の規模は、11兆6,257億円(普通会計分9兆1,907億円、 公営企業会計等分2兆4,350億円)とする。

- (エ) 地域経済の基盤強化や雇用創出を図りつつ、一億総活躍社会の実現、地方創生の推進、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
 - a 一億総活躍社会の実現に向け、保育士や介護人材等の処遇改善等の措置を講じることとし、当該 措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - b 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円(前年度同額)計上する。
 - c 投資的経費に係る地方単独事業費については、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、平成27年度及び平成28年度に計上した「公共施設等最適化事業費」を拡充し、新たに「公共施設等適正管理推進事業費」として3,500億円計上するとともに、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組めるよう「緊急防災・減災事業費」を5,000億円(前年度同額)確保することとし、全体で前年度に比し3.6%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - d 「重点課題対応分」については、引き続き 2,500 億円(前年度同額)計上する。
 - e 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講じることとし、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講じる。
 - f 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障の充実分等を適切に反映した計上を行

うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対 処する。

- g 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するため の施策に対し所要の財政措置を講じる。
- h 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。
- (オ) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (カ) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、職員数の純減、事務事業の見直しや民間委託など引き 続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

1 東日本大震災分

(ア)復旧・復興事業

- a 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、4,503億円を確保する。また、一般財源充当分として77億円を計上する。
- b 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金 で確保する。

この結果、地方債計画(東日本大震災分)における復旧・復興事業の規模は、188億円(普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円)とする。

c 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業 費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費1 兆2,842億円を計上する。

(イ)全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~平成35年度)による地方税の収入見込額として720億円を計上するとともに、一般財源充当分として225億円を計上する。

以上のような方針に基づいて策定した平成29年度の地方財政計画の規模は、通常収支分は86兆6,198億円で、前年度と比べると8,605億円増加(1.0%増)となり、東日本大震災分は、復旧・復興事業が1兆2,842億円で、前年度と比べると4,957億円減少(27.8%減)、全国防災事業が946億円で、前年度と比べると364億円減少(27.8%減)となっている。

通常収支分についてみると、歳入では、地方税は39兆663億円で、前年度と比べると3,641億円増加(0.9%増)(道府県税0.4%減、市町村税2.1%増)、地方譲与税は2兆5,364億円で、前年度と比べると1,042億円増加(4.3%増)、地方特例交付金は1,328億円で、前年度と比べると95億円増加(7.7%増)、地方交付税は16兆3,298億円で、前年度と比べると3,705億円減少(2.2%減)、国庫支出金は13兆5,386億円で、前年度と比べると3,202億円増加(2.4%増)、地方債(普通会計分)は9兆1,907億円で、前年度と比べると3,300億円増加(3.7%増)となっている。

歳出では、給与関係経費は20兆3,209億円で、前年度と比べると65億円減少(0.0%減)となっている。なお、地方財政計画における職員数については、2,900人の純減としている。一般行政経費は36兆5,590億円で、前年度と比べると7,659億円増加(2.1%増)となり、このうち一般行政経費に係る地方単独事業費は14兆213億円で、前年度と比べると161億円減少(0.1%減)となっている。公債費は12兆5,902億円で、前年度と比べると2,149億円減少(1.7%減)、投資的経費は11兆3,570億円で、前年度と比べると1,524億円増加(1.4%増)となっている。なお、投資的経費に係る地方単独事業費は5兆6,297億円で、前年度と比べると1,956億円増加(3.6%増)となっている。

東日本大震災分(復旧・復興事業)についてみると、歳入では、震災復興特別交付税は4,503億円で、

前年度と比べると299億円減少(6.2%減)、国庫支出金は8,059億円で、前年度と比べると4,469億円減少(35.7%減)などとなっている。歳出では、一般行政経費は4,200億円で、前年度と比べると1,264億円減少(23.1%減)、投資的経費は8,341億円で、前年度と比べると3,683億円減少(30.6%減)などとなっている。

東日本大震災分(全国防災事業)についてみると、歳入では地方税は720億円(前年度同額)などとなっている。歳出では公債費は946億円で、前年度と比べると364億円減少(27.8%減)となっている。

また、平成29年度の地方債計画の規模は、通常収支分が11兆6,257億円(普通会計分9兆1,907億円、公営企業会計等分2兆4,350億円)で、前年度と比べると4,175億円増加(3.7%増)となっている。東日本大震災分は、復旧・復興事業が188億円(普通会計分161億円、公営企業会計等分27億円)で、前年度と比べると192億円減少(50.5%減)となっている。

(3) 地方公営企業等に関する財政措置

ア 地方公営企業

5

<u>6</u>

(ア)通常収支分

地方公営企業については、経営基盤の強化を図るとともに、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に 関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変 化に対応した事業の展開等を図る必要がある。

このため、平成29年度においては、次のような措置を講じることとしている。

公営企業会計と一般会計との間における経費負担区分の原則等に基づく公営企業繰出金については、地方 財政計画において2兆5,256億円(前年度2兆5,143億円)を計上する。

地方公営企業の建設改良等に要する地方債については、地方債計画において公営企業会計等分2兆4,350 億円(前年度2兆3,475億円)を計上する。

各事業における地方財政措置のうち主なものは以下のとおりである。

- a 簡易水道事業及び下水道事業(流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る ものに限る。)については、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しに代えて、 臨時的に公営企業債(臨時措置分)を措置することとし、当該臨時措置分に係る公営企業債の元利償 還金については、その全額(流域下水道のうち地方単独事業に係るものを除く。)を後年度において 基準財政需要額に算入する。
- b 公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、計画的かつ合理的な経営を行うことにより収支の 改善等を通じた経営基盤の強化等を図るため、経営戦略の策定に要する経費について、所要の地方交 付税措置を講じる。特に、持続可能なサービス提供を実現していくためには、地方公共団体の枠組み を超えた取組が有効であることから、水道事業における広域化等に係る調査・検討に要する経費につ いて重点的に支援する。

併せて、地方公共団体における専門的知識・ノウハウを有する外部人材を積極的に活用するため、 引き続き公営企業の経営支援に係る地方交付税措置を講じる。

なお、水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、経営戦略を策定していることを対象要件に加える。

c 水道事業については、簡易水道事業の統合推進に要する経費について、引き続き地方交付税措置を 講じる。

また、統合後の上水道事業における経営基盤の強化等を図るため、国庫補助(簡易水道再編推進事業)の対象となった統合後に実施する建設改良事業について、過疎団体及び辺地を有する団体に対する措置を拡充して引き続き地方財政措置を講じる。

d 病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、平成28年度中に策定する新公立 病院改革プランに基づき、その着実な実施を推進するため、再編・ネットワーク化に伴い必要となる 施設・設備の整備費等について地方財政措置を講じるほか、不採算医療・特殊医療等に対しても地方 交付税措置を講じる。

(イ)東日本大震災分

地方公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、当該繰出金に対しては、その全額(復興事業のうち東日本大震災復興交付金(効果促進事業)は95%)を震災復興特別交付税により措置することとしており、地方財政計画において162億円を計上する。また、復旧・復興事業に係る地方債については、地方債計画において公営企業会計等分27億円を計上する。

1 国民健康保険事業

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

- (ア) 都道府県が、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準等の不均衡の調整及び市町村国保財政の共同事業拡大の円滑な推進など地域の特別事情への対応のため交付する都道府県調整交付金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,593億円)について地方交付税措置を講じる。
- (イ) 国保被保険者の保険料負担の緩和を図る観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が保険料軽減相当額に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用に対し、都道府県が一部(都道府県3/4、市町村1/4)を負担することとし、その所要額(4,592億円)について地方交付税措置を講じる。
- (ウ) 低所得者を多く抱える保険者を支援する観点から、市町村(一部事務組合等を除く。)が低所得者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れを行う際に、当該費用(2,629億円)に対し、国及び都道府県が一部(国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)を負担することとし、地方負担(1,314億円)について地方交付税措置を講じる。
- (エ) 高額医療費共同事業 (3,389億円) については、市町村国保の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2) を負担することとし、地方負担 (847億円) について地方交付税措置を講じる。
- (オ) 国保財政安定化支援事業については、国保財政の健全化に向けた市町村一般会計から国民健康保 険特別会計への繰入れについて、所要の地方交付税措置(1,000億円)を講じる。
- (カ) 国民生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の適正化を図ることを目的として、40歳から74歳までの国保被保険者に対して糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導を行うため、特定健康診査・保健指導事業(517億円)に対して、国及び都道府県が一部(国1/3、都道府県1/3、市町村国保1/3)を負担することとし、地方負担(172億円)について地方交付税措置を講じる。

岁 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度については、実施主体である広域連合の財政基盤の強化のための支援措置を次のとおり講じることとしている。

(ア) 保険料軽減制度については、低所得者に対する配慮として、後期高齢者の被保険者の保険料負担の緩和を図る(均等割2割・5割・7割軽減)とともに、元被扶養者の保険料軽減を行う(均等割5割軽減)ため、都道府県及び市町村が負担(都道府県3/4、市町村1/4)することとし、その所要額(2,883億円)について地方交付税措置を講じる。

なお、「今後の社会保障改革の実施について」(平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定)により、低所得者に対する所得割の軽減特例措置については、平成29年4月に2割軽減とし、平成30年4月に廃止(低所得者に対する均等割の軽減特例措置については継続)するとともに、元被扶養者に対する均等割の軽減特例措置については、平成29年4月に7割軽減、平成30年4月に5割軽減とし、平成31年4月に廃止することとされている。

また、70歳から74歳までの窓口負担軽減措置については、平成26年度から新たに70歳になる

者から段階的に法定の負担割合(2割)に見直すこととされており、所要額が平成29年度予算に計上されている。

- (イ) 高額医療費負担金 (3,094億円) については、広域連合の拠出金に対し、国及び都道府県が一部 (国 1/4、都道府県 1/4、広域連合 1/2) を負担することとし、地方負担 (774億円) について地方 交付税措置を講じる。
- (ウ) 財政安定化基金については、保険料未納や給付増リスク等による後期高齢者医療広域連合の財政 影響に対応するため、都道府県に基金を設置しその拠出金(189億円)に対して国及び都道府県が 一部(国 1/3、都道府県 1/3、広域連合 1/3)を負担することとし、地方負担(63億円)について 地方交付税措置を講じる。
- (工) 実施主体である広域連合に対する市町村分担金、市町村の事務経費及び都道府県の後期高齢者医療審査会関係経費等について所要の地方交付税措置を講じる。

5

6

8

9

10

第 3 部

最近の地方財政をめぐる諸課題への対応



1

ー億総活躍社会の実現と地方創生の推進

現在、政府は、少子高齢化に歯止めをかけ、若者も高齢者も、女性も男性も、ひとり親家庭の方々も、そして障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、一人一人が、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる一億総活躍社会を実現することを目標に掲げている。

地方創生は一億総活躍社会を実現する上で最も緊急度の高い取組の一つであり、両者の取組を相互に連動させながら進めていく。

(1)

一億総活躍社会の実現

ア「ニッポンー億総活躍プラン」の策定

人口減少、少子高齢化の問題は、労働供給の減少のみならず、経済規模の縮小、生活水準の低下という将来に対する不安を招き、我が国の経済成長の隘路(あいろ)の根本にある構造的課題となっており、住民に身近な行政サービスを担う地方公共団体にとっても重要な課題である。

この問題に真正面から立ち向かい、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現するため、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定。以下「プラン」という。)を策定している。

プランでは、従来の三本の矢(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)を強化して強い経済を実現するとともに、日本の構造的な課題である少子高齢化に正面から取り組むため、新たな第一の矢として「希望を生み出す強い経済」、新たな第二の矢として「夢をつむぐ子育て支援」、新たな第三の矢として「安心につながる社会保障」を放ち、具体的にどのような施策をいつ実行するのか具体的な期限を区切って定めるとともに、継続的に実施状況を調査し、施策の見直しを図ることとしている。

(ア)新たな第一の矢:「希望を生み出す強い経済」

あらゆる政策を総動員していくことにより、成長戦略の加速等とともに個人消費の喚起を図り、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目指す。

(イ)新たな第二の矢:「夢をつむぐ子育て支援」

若者の約9割が持つ「結婚したいという希望を実現」するとともに、平均約2人という「希望どおりの人数の出産・子育てを実現」できるよう、若者の雇用安定・待遇改善、待機児童解消のための多様な保育サービスの充実・人材の確保、仕事と育児が両立できる環境整備、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等を進め、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

平成29年度においては、待機児童解消に向けた保育の受け皿整備に加え、保育士等の処遇について、全ての保育士等に対する2%の改善とともに、概ね経験3年以上の保育士等について月5千円、7年以上の保育士等について月4万円の加算の実施等を図ることとしている。また、これらの諸施策に係る地方負担について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

(ウ)新たな第三の矢:「安心につながる社会保障」

年間10万人を超えている介護離職者について、介護の受け皿整備、介護人材の確保、介護と仕事の両立等を進め、介護をしながら仕事を続けることができる「介護離職ゼロ」の実現を目指す。また、高齢者の希望に応じた多様な就労機会の確保を図るとともに、障害者、難病患者、がん患者等が、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指す。

平成29年度においては、介護の受け皿整備に加え、介護職員等の処遇について、経験等に応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の改善の実施等を図ることとしている。また、これらの諸施策に係る

地方負担について、所要の地方財政措置を講じることとしている。

プランに基づき、「名目GDP600兆円」に向けた経済政策の強化を進めるとともに、その成長の果実を活用し、「希望出生率1.8」や「介護離職ゼロ」に向けた施策を推進し、それが更に経済を強くする。このような「成長と分配の好循環」を創りながら、誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる社会の実現を目指す。

第127図 成長と分配の好循環メカニズムの提示

- ・アベノミクスの第2ステージでは、経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かう。広い意味での経済政策として、 子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦。
- ・多様性が認められ、全ての人が包摂される社会では、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費底上げ、投資の拡大。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速。
- ・「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。子育て支援・介護支援があって、成長が成り立つ。成長の果実なくして、子育て支援・介護支援は行うことはできない。 三本あわせて「究極の成長戦略」。



✓ 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である「働き方改革」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/gaiyou1.pdf

プランでは「働き方改革」を「最大のチャレンジ」とし、女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げる「同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善」、仕事と子育て・介護等の家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因等となる「長時間労働」の是正、生涯現役社会を実現するための「高齢者の就労促進」等に取り組むこととしている。こうした取組は、労働生産性の向上にも資するものであり、プランでは、「働き方改革」を新しい三本の矢を貫く横断的課題と位置付けている。

平成28年9月に設置された「働き方改革実現会議」で、働く人の立場・視点から、(i) 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、(ii) 賃金引上げと労働生産性の向上、(iii) 時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、(iv) 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題、(v) テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方、(vi) 働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備、(vii) 高齢者の就業促進、(viii) 病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立、(ix) 外国人材の受入れの問題をテーマに議論を進め、平成28年度内を目途に具体的な実行計画を取りまとめることとしている。

(2) 地方創生の推進

ア地方創生の動き

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えている。人口減少を契機に、地方は「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という悪循環の連鎖に陥る可能性が高く、地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれは衰退し、我が国全体の競争力が弱まることは避けられない。

このような人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、国は、平成26年9月3日に、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、政府一丸となって取り組んできた。

人口減少克服・地方創生の実現のためには、地方に、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立することにより、地方への新たな人の流れを生み出すこと、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育てられる社会環境をつくり出すことが急務である。

その実現に向け、平成26年11月21日に、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)及び活性化に取り組む地方公共団体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第128号)の地方創生関連2法が成立するとともに、政府として、同年12月27日に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、2060年に1億人程度の人口を確保する長期展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を閣議決定した。

総合戦略においては、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標の下、地方における30万人分の若者雇用を創出すること、東京圏への転出入を均衡させること等を、2020年までの成果指標として定め、それぞれに政策パッケージを示している。また、政策パッケージの進捗について、重要業績評価指標(KPI)で検証し、改善する仕組み(PDCAサイクル)を確立することとしている。

1 地方版総合戦略への支援

地方では、ほぼ全ての地方公共団体が平成27年度中に「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、各地域の実情に即した具体的な取組がスタートしている。

国は、平成28年12月22日に改訂された総合戦略を踏まえつつ、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の3つの側面から引き続き支援(「地方創生版・三本の矢」)していくこととしており、情報面では、地域経済分析システム(RESAS)の普及促進により確かな根拠に基づく政策立案(EBPM。Evidence-Based Policy Makingの略。)への支援を行うとともに、人材面では、平成28年12月に開講された地方創生カレッジや地方創生人材支援制度を通じて、地方で不足する人材の確保を支援する。財政面においては、施設整備等の取組を推進するための地方創生拠点整備交付金900億円(事業規模で1,800億円)を平成28年度第2次補正予算において措置したことに加え、平成29年度当初予算においても地方公共団体の先駆的な取組を支援する地方創生推進交付金について引き続き1,000億円(事業規模で2,000億円)を確保することとしている。地方創生推進交付金は、地方公共団体の自主性・主体性をより尊重する観点から、申請要件等の弾力化が行われている。このほか、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)や地方拠点強化税制等の税制措置を講じているところである。

また、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成29年度においても引き続き1兆円を確保したところである。

ウ 地域経済の好循環の確立に向けた取組

地方創生と地域経済の好循環の確立に向けて取り組んできた「地域経済好循環推進プロジェクト」(平成 27年6月1日経済財政諮問会議提出)の更なる推進を図り、地域に「雇用」を生み出し、「為替変動にも強 い地域経済構造 トを構築する。

4

1

(ア)チャレンジ・ふるさとワーク

地域経済の好循環の更なる拡大に向け、地域への「ヒト・情報」の流れを創出するため、平成28年度より、「チャレンジ・ふるさとワーク」(平成28年度第2次補正予算)として、4つの施策を展開している。

1つ目の「ふるさとワーキングホリデー」については、若者などが、一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを学ぶ"国内版"ワーキングホリデーのスタートアップを支援し、地域の活力向上に資するとともに、将来的な地方移住を掘り起こすものである。

2つ目の「お試しサテライトオフィス」については、地方公共団体が都市部のベンチャー企業等にとって 真に魅力的なサテライトオフィスを提供するため、総務省において、三大都市圏の民間企業等の基本ニーズ 調査を実施するとともに、当該調査結果を活用し、地方公共団体が民間企業のニーズを実践的に把握して、 地域の特性を活かした誘致戦略を策定することを支援する。

3つ目の「"地域の人事部"戦略策定事業」については、地域における人材の総活躍を促し、地域活力の維持・向上を図るため、地方公共団体が、地域人材の育成・活用のあり方についての戦略を策定することを支援する。

4つ目の「次世代コラボ創業支援事業」については、地域の将来を担う若者のアイデアを活用した創業を支援し、地域の資源と資金を活用して、地域密着型企業を立ち上げ、地域雇用を創出するとともに、次世代が地域に愛着をもち、定着することを促進するものである。

平成29年度においては、「ふるさとワーキングホリデー」や「お試しサテライトオフィス」などの施策に取り組む地方公共団体を更に支援するとともに、人口減少・高齢化によって、生活機能が低下している地域において、買い物支援など地域の暮らしを下支えするビジネスの確立に取り組む地方公共団体を支援する「"地域の暮らしサポート"実証事業」を新設し、地域への「ヒト・情報」の流れを加速することとしている。

(イ)ローカル10,000プロジェクト

産学金官の連携により、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」を平成 29年度においても引き続き推進する。

具体的には、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要とする 初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合において、それに要する経費の一部又は全部 を交付することとしている。平成27年度までに287事業が交付決定されており、地域経済への様々な波及 効果が期待されている。

(ウ)分散型エネルギーインフラプロジェクト

エネルギーの地産地消を進め、自立的で持続可能な地域分散型のエネルギーシステムの構築を目指す「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を平成29年度においても引き続き推進する。

具体的には、地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランを策定する団体を支援することとしている。平成27年度までに28団体がマスタープランを策定しており、事業化の実現に向けた取組が鋭意進められている。

王 若者定着に向けた地方大学の振興等

地方からの若い世代の流出が大学進学時と卒業後の最初の就職時において顕著であることを踏まえると、「地方への新しいひとの流れをつくる」ためには、地方大学の振興や地方における雇用創出・若者の就業支援は重要な課題であり、総合戦略にも位置付けられているところである。

これを踏まえ、総務省と文部科学省が連携し、平成27年度から、「奨学金(「地方創生枠」等)を活用した大学生等の地方定着の促進」及び「地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進」の取組に対し、特別交付税措置を講じており、制度創設2年目となる平成28年度においては、前者については8県1市、後者については8県8市3町が対象となっている。

平成29年度においても、引き続き特別交付税措置を講じることとしており、地方公共団体には、一層積極的な取組が期待される。

オー過疎対策の推進

(ア)基本的な考え方

過疎地域は、都市部の災害防止、水源の涵養、安心・安全な食料の供給、森林による二酸化炭素の吸収などにより、都市部の生活と成長を支えている。一方で、過疎地域は、従来より、人口減少、高齢化、身近な生活交通の不足、医師不足、維持が危ぶまれる集落の問題など、多くの課題が存在している。過疎地域と都市部は、共生・対流により相互に機能を補完し合いつつ発展し、美しく品格ある多様性に富んだ国土を持つ国を目指すことが必要である。

平成12年に制定・施行された「過疎地域自立促進特別措置法」(平成12年法律第15号)は、平成22年、平成24年及び平成26年の法改正を経て、平成33年3月までの期限延長、国勢調査結果による過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債の対象施設の見直しとソフト事業への拡充等、経済・社会情勢に応じて所要の見直しが行われてきた。

(イ) 過疎法に基づく施策

過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき市町村毎に「人口要件」及び「財政力要件」により判定され、過疎地域に対しては、過疎対策事業債等の支援が行われる。平成28年4月1日現在での過疎関係市町村は797市町村となっており、過疎関係市町村の割合は46.4%となっている。

過疎対策事業債においては、平成27年度より、地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により魅力ある就業機会の創出を図るため、ハード事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を新たに「地方創生特別分」として位置付け、優先して取り組むこととしている。

また、平成29年度においては、平成28年度に引き続き、過疎地域等自立活性化推進交付金により、廃校舎等の遊休施設を活用して行う地域間交流施設等の整備、基幹集落を中心に複数の集落で構成される集落ネットワーク圏の形成、先進的で波及性のあるソフト事業及び定住のための空き家改修や団地の整備に対して支援措置を講じることとしている。

4

10

11

2 地方行政サービス改革の推進等

(1) 地方行政サービス改革の推進

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供する必要がある。

そのためには、地方公共団体においては、定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託の推進、指定管理者制度等の活用、給与・旅費等に関する庶務業務の集約化、自治体情報システムのクラウド化、多様なPPP/PFIの活用を優先的に検討する仕組みの構築などPPP/PFIの推進等の積極的な業務改革の推進に努めることが必要である。

こうした観点から、「基本方針 2015」等を踏まえ、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成 27年8月 28日付け総務大臣通知)等により、各地方公共団体に対し、より積極的な業務改革の推進に努めるよう要請している。

今後も、業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方公共団体における取組状況・方針の 見える化や比較可能な形での公表を実施することとしており、総務省においても、これらの推進状況につい て毎年度フォローアップし、その結果を広く公表することとしている。

(2) 給与の適正化及び適正な定員管理の推進

地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況において、計画的に行政改革を推進するとともに住民への説明責任を果たす見地から、目標の数値化や分かりやすい指標の活用を図りつつ、給与情報等公表システムにより給与及び定員の公表を行うなど、定員管理や給与の適正化などの取組を行っている。

給与については、地域民間給与のより的確な反映など国家公務員における「給与制度の総合的見直し」(平成27年4月から実施)を踏まえ、地方公共団体の98.2%(平成28年4月1日現在)が給料表の見直しを実施しており、見直しの取組が遅れている地方公共団体においては、平成28年10月14日に閣議決定された「公務員の給与改定等に関する取扱いについて」の中で、速やかに見直しを行うよう要請しているところである。また、平成28年4月1日時点のラスパイレス指数は、全地方公共団体平均で99.3となっており、平成24年、平成25年の国家公務員の給与減額支給措置の影響を除き、平成16年以降、13年連続で100を下回っている。

地方公共団体の総職員数については、**第52表**のとおり、平成23年4月1日から平成28年4月1日までの5年間で、都道府県1.0%減、政令指定都市2.6%減、政令指定都市を除く市区町村2.9%減となっており、全地方公共団体では1.9%の減少となった。

第52表

地方公共団体の定員管理の状況について

○平成28年4月1日現在

(単位 人、%)

					実	績	
区	区 5		分	平成23年4月1日 職員数	平成28年4月1日 職員数	増 減 数	増減率
都	道	府	県	1,515,844	1,500,778	△ 15,066	△ 1.0%
-	般行	政 部	門等	314,283	308,381	△ 5,902	△ 1.9%
政	令 指	定者	都 市	240,728	234,513	△ 6,215	△ 2.6%
市	X	HJ	村	1,032,417	1,001,972	△ 30,445	△ 2.9%
合			計	2,788,989	2,737,263	△ 51,726	△ 1.9%

出典:「総務省地方公共団体定員管理調査」

- (注) 1 職員数の実績については、市町村合併、政令指定都市への移行等を考慮して、各地方公共団体から報告のあった数値。
 - 2 一般行政部門等は、一般行政部門及び公営企業等会計部門の合計。

(3) 公立大学法人制度の見直し

公立大学法人制度については、「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」の報告書(平成27年12月)を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。)等により、大学設置自治体等からの要望があった公立大学法人の業務範囲の拡大に関し、国立大学法人のスキームに即した形での制度改正を行った。

具体的には、第6次地方分権一括法による「地方独立行政法人法」(平成15年法律第118号)等の改正や関係政省令の改正により、公立大学法人による他法人への出資、大学附属の学校の設置、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の発行を新たに可能とするとともに、余裕金の運用の対象となる有価証券の範囲を国立大学法人と同様となるよう拡大した(平成29年4月1日施行)。

(4) マイナンバー制度

平成25年5月に成立した番号関連4法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成25年法律第28号)、「地方公共団体情報システム機構法」(平成25年法律第29号)及び「内閣法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第22号))により、マイナンバー制度が導入され、平成27年10月5日に施行されたところである。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)であり、①付番、②情報連携、③本人確認の3つの仕組みから成り立っているところである。なお、番号の利用分野については、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3分野を対象としており、地方公共団体については、地域の実情を踏まえて実施しているこれらと類似の事務についても、対象としている(第128図、第129図)。

第128図

マイナンバー制度の仕組み

◎個人に

- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③ 「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている 新たな「個人番号」(マイナンバー)を付番する仕組み
- ◎法人等に上記①~③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み

(1)付番



②情報連携

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関 ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を 付して管理している同一人の情報を紐付 けし、相互に活用する仕組み
- ▶連携される個人情報の種別やその利用事 務を法律で明確化
- ▶情報連携に当たっては、情報提供ネット ワークシステムを利用することを義務付 け(※ただし、官公庁が源泉徴収義務者 として所轄の税務署に源泉徴収票を提出 する場合などは除く)

③本人確認

- ◎個人が自分が自分であることを証明する ための仕組み
- ◎個人が自分のマイナンバーの真正性を証 明するための仕組み
- ▶ I Cカードの券面と I Cチップにマイナ ンバーと基本4情報及び顔写真を記載し たマイナンバーカードを交付
- ▶正確な付番や情報連携、また、成りすま し犯罪等を防止する観点から不可欠な仕 組み

第129図 マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

マイナンバー

市町村長は、住民票コードを変換して得られるマイナンバー (12桁) を指定し、通知カードにより本人に通知

マイナンバーカード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付 マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認 マイナンバーの取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を 設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ 以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に 活用する仕組み

	マイナンバーの利用分野								
	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用							
社会 労働分野 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用									
社会保障分野	福祉・医療・その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用							
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用							
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用							

➢ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で 定める事務に利用。

本年中に本格運用の開始が予定されている情報連携に向けては、各地方公共団体において新たなシステムの構築、住民基本台帳・税務システムをはじめとした既存の情報システムの改修・整備、総合運用テスト、自治体情報システムの強靱性の向上及び自治体情報セキュリティクラウドの構築等を行っているところであり、その経費に対する財政措置や情報提供等の必要な支援を講じているところである。

3

財政マネジメントの強化等

(1)

4

5

公共施設等の適正管理の推進

ア 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

我が国においては、高度経済成長期に大量の公共施設等が建設されており、今後、それらの公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれている。一方、地方財政は依然として厳しい状況にあり、各地方公共団体において、所有している全ての公共施設等の維持補修・更新財源を確保していくことは、一層困難となる可能性がある。また、人口減少や少子高齢化等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれるため、各地方公共団体は、地域における公共施設等の最適配置の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

そのため、総務省においては、平成26年4月に総務大臣通知により、各地方公共団体に対し、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請した。平成28年10月1日時点の調査によれば、都道府県及び政令指定都市では100%、市区町村でも99.6%の団体において、平成28年度末までに同計画の策定が完了する予定となっている(第53表)。

平成25年11月に関係省庁が取りまとめた「インフラ長寿命化基本計画」では、地方公共団体を含む全てのインフラの管理者において、インフラ長寿命化計画(行動計画)及び個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされている。公共施設等総合管理計画は、この行動計画に該当するものであり、同計画を策定した地方公共団体においては、これに基づき、各施設について、集約化・複合化を行い新たな施設として活用していくか、現在の施設を引き続き有効活用していくかなど、今後の在り方を十分に検討し、個別施設計画の策定を着実に進める必要がある。

第53表

公共施設等総合管理計画の策定取組状況(平成28年10月1日現在)

区				4	都道	府県	政令指	定都市	市区町村			
<u>^</u>)J	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
]	答	団	体	数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%		
	定	予	定	有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%		
内	策定		定		定 定		32	68.1%	16	80.0%	505	29.3%
	未	策		定	15	31.9%	4	20.0%	1,216	70.7%		
	完了予	H28	3 年 度		15	31.9%	4	20.0%	1,209	70.2%		
訳	定時期	H29	年 度	以降	0	0.0%	0	0.0%	7	0.4%		
H28年度までに策定予定		予定	47	100.0%	20	100.0%	1,714	99.6%				
į	定	予	定	無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
	内 訳 H	答 定 定 策 未 示 記 形 和 未 記 記 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	答 団 定 予 策 定 予 株 第 株 第 H28 計 H29 H28年度まで [答 団 体 定 予 定 策 定 未 策 未 策 H28 年 H29 年度	答 団 体 数 定 予 定 有 所 策 定 済 未 策 定 深	************************************	分 団体数 割 合 答 団 体 数 47 100.0% 定 予 定 有 47 100.0% 策 定 済 32 68.1% 未 策 定 15 31.9% 課 日 29 年度以降 0 0.0% H28年度までに策定予定 47 100.0%	分 団体数 割 合 団体数 答 団 体 数 47 100.0% 20 定 予 定 有 47 100.0% 20 未 定 済 32 68.1% 16 未 策 定 15 31.9% 4 上記 年度 月 0 0.0% 0 H28年度までに策定予定 47 100.0% 20	大 団体数 割 合 団体数 割 合 団体数 割 合 団体数 割 合 日本数 47 100.0% 20 100.0% 定 予 定 有 47 100.0% 20 100.0% 未 定 済 32 68.1% 16 80.0% 未 策 定 15 31.9% 4 20.0% 日本 度 日本 度 15 31.9% 4 20.0% 日本 月本 日本	大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		

【参考】	合計					
団体数	割合					
1,788	100.0%					
1,788	100.0%					
553	30.9%					
1,235	69.1%					
1,228	68.7%					
7	0.4%					
1,781	99.6%					
0	0.0%					

✓ 公共施設等の適正管理の推進に係る取組

平成27年度以降、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業や転用事業を支援していくため、公共施設最適化事業債や転用事業に係る地域活性化事業債といった地方債措置が講じられてきた。

今後は、公共施設等総合管理計画について、上記のとおり、ほぼ全ての団体において平成28年度中に策定が完了することを受け、個別施設計画に基づく施設の維持管理・更新等に係る取組が本格化することが見込まれている。加えて、熊本地震の被害状況を踏まえ、これまで公共施設最適化事業債等の対象とされてこ

なかった行政庁舎について災害時の機能確保等の必要性が高まっていることなどにも対応する必要がある。 このことから、総務省においては、地方公共団体における公共施設等の適正管理の取組を支援するため、 平成29年度から、「公共施設最適化事業債」、転用事業に係る「地域活性化事業債」及び除却事業に対する 地方債措置を再編し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進及び災害時の市町村の庁舎機能の確保に係る 取組に対する措置を追加するなど内容を拡充し、「公共施設等適正管理推進事業債」として地方債措置を講 じることとしている。

各地方公共団体においては、この地方債措置を活用しながら、公共施設等の適正管理に係る取組を積極的 に進めていくことが期待される。

(2) 地方公会計の整備と活用の促進

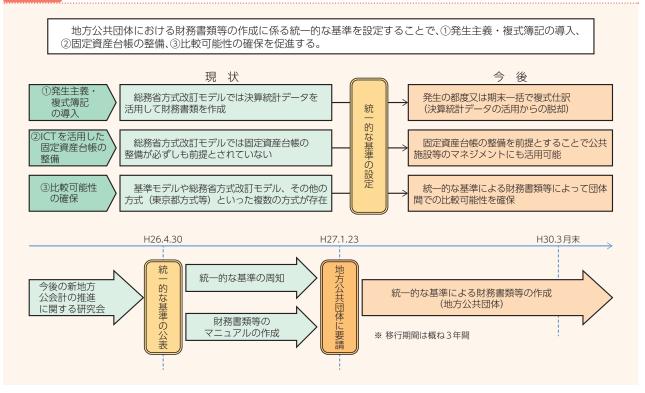
地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、発生主義・複式簿記といった 企業会計的手法を活用することにより、現金主義会計では見えにくいコスト情報やストック情報を把握する ことを可能とするものであり、中長期的な財政運営への活用が期待できるものである。人口減少・少子高齢 化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公 共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要である。

地方公会計の整備については、平成18年5月に地方公共団体が参考とすべき財務書類の作成方式として 基準モデルと総務省方式改訂モデルが示されて財務書類の作成が推進されてきた。しかし、複数の方式が存 在しており、比較可能性が十分に確保されていないほか、多くの地方公共団体において既存の決算統計デー タを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されたため、本格的な複式簿記が導入され ず、公共施設マネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、事業別や施設別のセグメ ント分析が十分にできていないといった課題があった。

このため、平成22年9月から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進め、平成26年4月に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示し、平成27年1月には、当該基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示した具体的なマニュアルを公表したところである(第130図)。また、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知)において、当該基準による財務書類等を、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用するよう要請したところであり、平成28年3月31日時点で都道府県及び市区町村の98.8%に当たる1,766団体が平成29年度までに一般会計等財務書類の作成を完了する予定となっている(第54表)。

さらに、これからの地方公会計は、財務書類を単に「作って見せる」だけではなく、「活用」していくことが重要である。平成28年度は、4月から「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」を開催し、先進団体の活用事例の収集や地方公会計の整備により得られる指標についての検討を行い、10月に報告書を公表したところである。

第130図 統一的な基準による地方公会計の整備促進について



合 計

割 合

99.9%

98.8%

1.2% 0.1%

100%

第54表 統一的な基準による一般会計等財務書類の作成予定(平成28年3月31日現在)

区		分	都 道 府 県		政令指	定都市	市区町村			合				
)J	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		団体数
11	F	成	予	定	あ	Ŋ	47	100%	20	100%	1,720	99.9%		1,787
	平	成2	9年月	ま ま	でに	作成	46	97.9%	20	100%	1,700	98.8%		1,766
	平	成3	0年/	度 以	降に	作成	1	2.1%	0	0%	20	1.2%		21
11	F	成	予	定	な	U	0	0%	0	0%	1	0.1%		1
	合	ì				Ħ	47	100%	20	100%	1,721	100%		1,788

地方財政の「見える化」の推進 (3)

|地方財政の「見える化| については、これまでも「地方財政白書| や「決算状況調|、「財政状況資料集| 等により積極的な情報開示が行われてきたところであるが、「基本方針 2015」において、「2018年度(平 成30年度)までの集中改革期間に、地方公共団体の行政コストやインフラの保有・維持管理情報等の『見 える化』を徹底して進め、誰もが活用できる形での情報開示を確実に実現する。」とされ、さらに「経済財 政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28年6月2日閣議決定)においても、「平成 27年度決算より、経年 比較や類似団体比較を含めて住民一人当たりコストについて性質別・目的別に網羅的な『見える化』を実施 する。また、ユーザーが様々な条件を設定して自治体間比較ができるデータベースの早期実現に取り組む。」 とされたことを踏まえ、今後、決算情報等の更なる「見える化」を図っていくこととしている。

まず、決算による行政コスト情報の「見える化」である。これまで人件費、普通建設事業費及び公債費に 限られていた住民一人当たり行政コストについて、平成27年度決算からその範囲を拡大し、性質別・目的 別で網羅的に「見える化」を行うこととしている。これにより、人件費、物件費、維持補修費といった性質 別の住民一人当たり行政コストと、民生費、衛生費、教育費といった目的別の住民一人当たり行政コストが

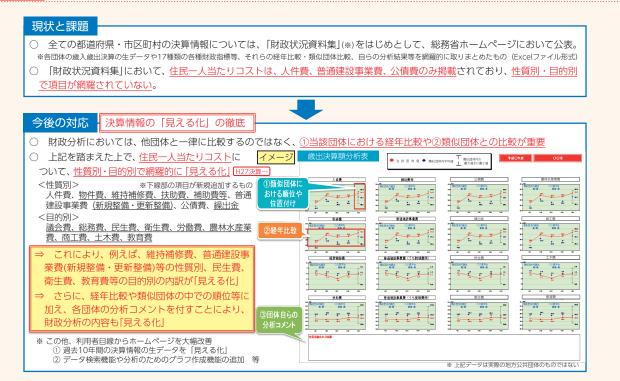
3

^{「%」}表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。 「平成30年度以降に作成」としている団体の中には、日々仕訳により平成29年度決算分を平成30年度に作成する団体も含む。

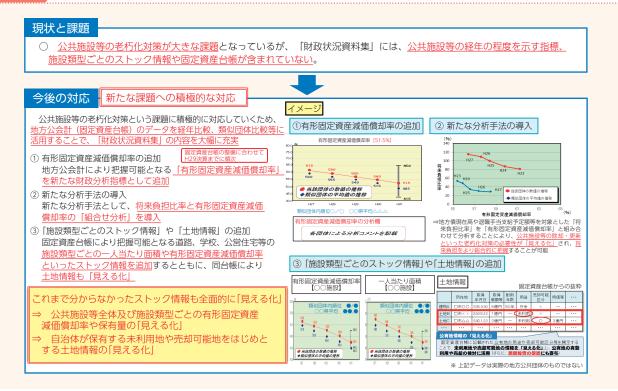
全て「見える化」されることとなる。また、その経年比較や類似団体比較などを踏まえた各団体による財政分析の内容が新たに「見える化」されることとなる(第131図)。

次に、地方公共団体のストック情報の「見える化」である。これまで分からなかった公共施設等の経年の程度を示す指標、施設類型ごとのストック情報について、地方公会計に必要な固定資産台帳の整備に合わせて、平成27年度決算から順次、財政状況資料集等において公表していくこととしている。この取組により、地方公共団体の保有施設全体及び施設類型ごとに保有量や「有形固定資産減価償却率」といったストック情報が「見える化」されることとなる。また、各団体が保有する未利用地や売却可能地をはじめとする土地情報なども「見える化」されることとなる(第132図)。





第132図/ 地方財政の「見える化」② ~新たな課題への積極的な対応~



(4) 地方公共団体の健全化判断比率と地方債制度の見直し

地方公共団体財政健全化法の全面施行(平成21年)以来、地方公共団体の財政健全化指標は一定の改善が見られる。その一方で、必ずしも現行制度では捉え切れていない地方公共団体の財政リスクについて指摘されていたことから、平成26年11月から「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会」を開催し、平成27年12月に同研究会が取りまとめ公表した報告書の提言に沿って、平成28年3月に「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第14号)により地方公共団体財政健全化法の一部を改正し、地方公共団体が行う公有地信託や地方公共団体からの第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付金については、平成28年度決算から将来負担比率に算入することとした。

各地方公共団体においては、改正後の地方公共団体財政健全化法に基づき、自らの財政状況について、より精緻な情報開示を行い、議会や住民に対して説明責任を適切に果たすことが必要である。また、反復・継続的な短期貸付金については、必要な見直しを行い、なかでも出納整理期間の趣旨に反したものについては、特に見直しを図ることが重要である。

なお、地方債制度についても、地方交付税法等の一部を改正する法律等により地方財政法等の一部を改正し、平成28年度から、将来負担比率に係る協議不要基準について緩和するとともに、協議不要基準額を廃止するほか、特別転貸債及び国の予算等貸付金債を新たに届出制の対象とすることとした。

(5) 地方公営企業等の経営改革

人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、事業廃止、民営化、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革の検討並びに経営戦略の策定を推進するとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による公営企業の経営状況の「見える化」を推進している。こうした一連の取組は、「経済・財政再生アクションプログラム」における「改革工程表」にも位置付けられている。

ア 抜本的な改革の検討の推進

抜本的な改革の検討の推進については、平成28年5月に「公営企業の経営のあり方に関する研究会」を開始した。本研究会では、各事業における抜本的な改革の方向性や改革の検討に資する経営指標等について、有識者や自治体の代表者等による検討が行われており、平成28年度末までに報告書が取りまとめられる予定である。また、抜本的な改革等に係る先進・優良事例集を平成28年度中に作成・公表し、各公営企業の抜本的な改革の検討を推進することとしている。

抜本的な改革の推進に当たり、水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度(いわゆるコンセッション方式)を含むPPP/PFI手法の導入や民間委託の拡充など更なる民間活用を推進することとしている。特に、水道事業の広域化等については、「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」(平成28年2月29日付け総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長通知)を踏まえ、各都道府県における広域化等の検討体制を活用し、できる限り平成30年度までを目途に検討を行うよう要請している。下水道事業の広域化等については、関係省庁が推進している持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直し状況も踏まえつつ、最適化・広域化・共同化の検討を踏まえた経営戦略の策定を各地方公共団体に要請している。また、病院事業については、「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、病院事業を設置する地方公共団体において策定した新公立病院改革プランに基づき、地域医療構想の実現に向けた取組と整合を図りながら、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等を推進している。

4 経営戦略策定の推進

経営戦略策定の推進については、平成32年度までに策定するよう平成28年1月に各地方公共団体に要請を行ったところであり、平成28年3月31日時点での経営戦略の策定状況調査を実施した。調査結果によれば、第55表のとおり「平成32年度までに策定予定」の事業の割合は「策定済」の事業を含み74.5%となっている一方で、「策定予定年度未定」の事業の割合は25.5%である。調査結果については、全都道府県・市町村の事業別の策定状況を含め、総務省HPにおいて公表している。

地方公共団体に向けた支援策としては、「経営戦略策定ガイドライン」(平成28年1月公表)を取りまとめるとともに、総務省が委嘱した公認会計士等の専門家を経営アドバイザーとして派遣する「地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業」や、総務省でリスト化した専門的知識・ノウハウを有する人材から地方公共団体が指導・助言を受けるための費用に対して地方財政措置を講じる「公営企業経営支援人材ネット事業」(平成28年度運用開始)などを用意している。こうした支援策の周知・活用を図ることで、経営戦略策定を促進しているところである。

第55表 公営企業の経営戦略の策定状況(H28.3.31 現在)

(単位 事業)

	事業数	(全体数に 占める割合)	H28年度 事業数	に策定予定 (全体数に 占める割合)	H29~324 事業数	年度に策定予定 (全体数に 占める割合)	策 定 予 2 事 業 数	定 年 度 未 定 (全体数に 占める割合)
①策 定 済	256	(3.8%)		-		_		_
②策定に取組中	1,324	(19.9%)	981	(14.7%)	302	(4.5%)	41	(0.6%)
小計 (①+②)	1,580	(23.7%)		-		_		-
③策定に未着手	5,085	(76.3%)	1,249	(18.7%)	2,178	(32.7%)	1,658	(24.9%)
合 計	6,665	(100.0%)	2,230	(33.5%)	2,480	(37.2%)	1,699	(25.5%)
(参 考) 合 計 (④その他を含む)	7,136			_		_		-

(注)「④その他」は廃止予定事業等。

「 対 公営企業の経営状況の「見える化」の推進 の に の

公営企業の経営状況の「見える化」の推進については、昭和41年以来のほぼ半世紀ぶりとなる会計制度の全面的な見直しを行ったほか、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用の推進等に取り組んでいる。

(ア)地方公営企業会計制度の見直し

地方公営企業の会計制度については、まず資本制度の見直しにより、利益処分や資本の取扱い等に関する制約が廃止され、議会の議決又は条例のもとで、経営判断に基づく処分等が可能となった(平成24年4月施行)。

また、地方公営企業の経営実態をより的確に把握できるようにするとともに、損益計算書及び貸借対照表を他の地方公営企業や他の公的セクターや民間企業等と比較しやすく、住民等にも分かりやすいものとするため、地方公営企業会計基準の見直しを行い、新しい会計基準は平成26年度の予算及び決算から適用されている。

(イ)公営企業会計の適用拡大及び経営比較分析表の活用の推進

各公営企業が経営基盤の強化等により的確に取り組むためには、公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表や固定資産台帳の作成等を行うとともに、経営比較分析表を活用することによって、各公営企業が自らの経営状況を的確に把握し、経営に活かすことが重要である。

a 公営企業会計の適用拡大

5

公営企業会計の適用拡大については、「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付け総務大臣通知)、「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知)等を踏まえ、平成31年度までの集中取組期間において、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として公営企業会計への移行に適切に取り組むよう要請している。

平成28年4月時点における全都道府県・市町村等の個々の団体における公営企業会計適用の取組状況を調査した結果、第56表のとおり、人口3万人以上の団体のうち、「適用済」及び「取組中」の団体の割合が、下水道事業で92.9%、簡易水道事業で86.0%となっており、平成27年10月時点と比較して取組が進捗している。引き続き、各地方公共団体における取組状況のフォローアップや、アドバイザー派遣事業等を活用し、公営企業会計の適用拡大の取組を促進していく。

b 経営比較分析表の活用

平成28年2月に水道事業及び下水道事業の経営比較分析表の作成・公表を開始し、抜本的な改革の

第56表 公営企業会計適用の取組状況(H28.4.1 現在)〔人口3万人以上の団体〕

(単位 団体)

		下水道	道 事 業		簡 易 水 道 事 業					
	団 (構	体 数 成 比)	(参 H27.10.	考) 1 時点調査	団 (構	体 数 成 比)	(参 H27.10.	考) 1時点調査		
①適 用 済	289	(35.5%)	251	(30.8%)	120	(38.1%)	103	(32.8%)		
②適用に取組中	467	(57.4%)	394	(48.3%)	151	(47.9%)	149	(47.5%)		
小計 (①+②)	756	(92.9%)	645	(79.0%)	271	(86.0%)	252	(80.3%)		
③検 討 中	50	(6.1%)	156	(19.1%)	39	(12.4%)	50	(15.9%)		
④検 討 未 着 手	8	(1.0%)	15	(1.8%)	5	(1.6%)	12	(3.8%)		
合 計	814	(100.0%)	816	(100.0%)	315	(100.0%)	314	(100.0%)		
(参 考) 合 計 (⑤その他を含む)	819		820		317		319			

⁽注) 1 下水道事業は、公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を含む。)及び流域下水道に限る。

3

¹ 下が登事業については、一団体で複数事業がある場合、取組が最も進んでいる事業を団体の取組状況として整理。
3 簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計。(例えば、H26.4.1 以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」としている。)

^{4 「}その他」は地方債の償還のみの事業、廃止予定事業等。

検討や経営戦略の策定への活用を促している。経営比較分析表の作成・公表対象事業を水道及び下水道 以外の事業に拡大すること及び事業ごとの経営指標案について、「公営企業の経営のあり方に関する研 究会」において検討が行われている。

■ 第三セクター等の経営改革の推進

各地方公共団体においては、財政規律の強化と財政的リスク管理の一環として、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により経営効率化・健全化に取り組むことが必要である。

総務省では、平成27年度決算における地方公共団体が出資・出捐をしている第三セクター等7,410法人のうち、地方公共団体が実際に損失補償などを行っている1,193法人について財政的リスクの調査を実施し、地方公共団体別に、調査対象法人全ての結果を公表したところである。

調査対象法人のうち、地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償などの額の割合が実質赤字の早期健全化基準と同じ率に達している法人は73法人、債務超過の法人は125法人、経常赤字の法人は410法人である。調査対象の土地開発公社479法人のうち、債務保証などの対象となっている5年以上の長期保有土地が標準財政規模の10%以上の法人は62法人となっている。

第三セクター等が経営破たんした場合に財政負担を負うリスクが高い水準に達している地方公共団体や、 こうした財政的リスクを正確に把握していない地方公共団体にあっては、当該第三セクター等の抜本的改革 を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。

また、第三セクター等改革などの先進事例集を平成28年度中に作成・公表し、全国に横展開することとしている。先進事例集には、整理・再生等の抜本的改革や損失補償の削減、債務超過の解消などの経営健全化の取組事例について、取組の背景・要因、取組内容、検討過程、効果額や他団体の参考となる点等を盛り込むこととしている。

4 地方自治を取り巻く動向

(1) 地方自治制度の見直し

平成26年5月30日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成26年法律第42号)における改正事項のうち、総合区制度の導入や指定都市都道府県調整会議の設置等といった指定都市制度の見直しに関する部分が、平成28年4月1日に施行された。これをもって、同法は全面施行となった。

また、平成26年5月15日に発足した第31次地方制度調査会は、約2年に及ぶ調査審議を経て、平成28年3月16日に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を内閣総理大臣に提出した。同答申は、人口減少社会の到来という喫緊の課題に対し、地方公共団体が行政サービスを持続可能な形で提供するために必要な地方行政体制のあり方や、地方公共団体の事務の適正性を確保するためのガバナンスのあり方を提言したものである。

「地方行政体制のあり方」については、地方公共団体間の広域連携の活用や地方公共団体以外の外部資源の活用を提言したものである。また、「ガバナンスのあり方」については、①長の内部統制体制の整備及び運用に係る権限と責任を明確化、②地方公共団体共通の統一的な監査基準の策定や監査委員の研修の導入、監査委員の合議の特例、監査委員の権限強化(勧告制度の導入等)、包括外部監査の実施年度の特例、③決算不認定の指摘事項に対して、長が説明責任を果たす仕組みの導入、議選監査委員の選択制、④軽過失の場合の長等への責任追及のあり方の見直し等を提言したものである。

同答申を踏まえた地方自治法等の改正の検討を進めているところである。

(2) 臨時・非常勤職員制度の見直し

地方公共団体においては、厳しい財政事情の中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員の数は増加し、幅広い分野で活用されている。

一方、その現状を見ると、地方公共団体によっては、制度の趣旨に沿わない任用が行われており、労働者性の高い者であっても特別職として任用され、地方公務員法に基づく守秘義務などの規定が適用されていないこと、一般職非常勤職員について採用方法等が明確に定められていないこと、労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができないことなどの課題がある。

これらの課題に対応するため、平成28年7月に「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用 等の在り方に関する研究会」を設置し、検討を行った。

同年12月に取りまとめられた報告書では、①特別職の任用及び臨時的任用の厳格化、②一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化、③一般職非常勤職員に対する期末手当の支給などに関する提言が行われており、現在、この提言を踏まえた地方公務員法・地方自治法の改正の検討を進めているところである。

(3) 連携中枢都市圏構想の推進

「連携中枢都市圏構想」とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策である。本構想は、第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を踏まえて制度化したものであり、平成26年度から全国展開を行っている。

4

平成29年1月現在では、25市が中心都市として圏域を形成する意思を宣言し、17の圏域(延べ155市町村)が形成されるなど、全国で着実に連携中枢都市圏構想による取組が進んでいる。また、昨年度創設した「複眼型連携中枢都市圏」を活用した圏域や県境を超えた圏域が形成されるなど、多様な形態の圏域が形成されている。

今後も、連携中枢都市圏構想を推進するため、圏域での取組に対して、引き続き地方財政措置を講じるとともに、圏域での取組や施策の質の向上を積極的に支援することとしている。

(4) 定住自立圏構想の推進

我が国は、平成20年をピークとして人口減少局面に入っており、特に地方圏においては、今後、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれている。このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

「定住自立圏構想」とは、人口5万人程度以上の中心市と近隣市町村が連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策であり、平成21年度から全国展開を行っている。

平成29年1月現在では、130市が中心市として圏域を形成する意思を宣言し、116の圏域(497市町村)が形成されるなど、全国で着実に定住自立圏構想による取組が進んでいる。

今後も、定住自立圏構想を推進するため、圏域での取組に対して引き続き地方財政措置を講じ、地域住民の生活実態やニーズに応じ、生活に必要な機能の確保を支援することとしている。

5 社会保障・税一体改革

(1) これまでの経緯

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。

また、消費税率の引上げ分は、全額、社会保障の充実と安定化に使われることとされている。

税制抜本改革については、平成24年8月10日に消費税率を平成26年4月より8%に、平成27年10月より10%に段階的に引上げを行うための「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号)が成立した。

社会保障制度改革については、平成24年8月10日に成立した「社会保障制度改革推進法」(平成24年法律第64号)に基づき、内閣に設置された社会保障制度改革国民会議(以下「国民会議」という。)において、議論が重ねられ、平成25年8月6日に報告書が取りまとめられた。

この報告書では、社会保障4分野について、抜本的な改革の方向性が示されるとともに、子育て・医療・介護など社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されていること等を踏まえ、制度改革については、地方公共団体の理解が得られるような改革とし、国と地方がそれぞれ責任を果たしながら、対等な立場で協力し合う関係を築くことが重要とされた。

さらに、社会保障制度改革推進法では、社会保障制度改革については、国民会議における審議の結果等を踏まえて、必要な法制上の措置を講じることとされており、平成25年8月21日に「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」が閣議決定された。

この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして、 平成25年12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年 法律第112号。以下「プログラム法」という。)が成立した。

プログラム法においては、講ずべき社会保障制度改革の措置として、改革に向けた具体的な検討事項とその実施時期・法案の提出時期の目途について定められたほか、改革推進体制(社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の設置)や地方自治に重要な影響を及ぼす措置に係る協議なども定められた。

(2) 関連法の制定

プログラム法での規定を踏まえ、平成 26 年以降、平成 28 年までの間に、以下の関連法が成立した。

- ① 「雇用保険法の一部を改正する法律」(平成 26年法律第13号。平成 26年3月28日成立): 育児休業 給付の給付率の引上げ(休業開始後6月間につき50%→67%)
- ② 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する 法律」(平成26年法律第28号。平成26年4月16日成立):「次世代育成支援対策推進法」(平成15年 法律第120号)の延長、新たな認定(特例認定)制度の創設
- ③ 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。平成26年6月18日成立): 地域医療介護総合確保基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化
- ④ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)、「児童福祉法の一部を改正する 法律」(平成26年法律第47号)(ともに平成26年5月23日成立): 難病及び小児慢性特定疾病につい

206

て、難病に係る都道府県の超過負担の解消を図るとともに、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立 するため、対象疾病の拡大、対象患者の認定基準の見直し及び類似の制度との均衡を考慮した自己負担 の見直し

- ⑤ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号。平成27年5月27日成立): 平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の施行
- ⑥ 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第84号。平成28年11月16日成立):年金受給資格期間短縮(25年から10年)の施行期日の改正
- ② 「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第114号。平成28年12月14日成立): 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し

(3) これまでの「社会保障の充実」

平成25年8月26日から同年8月31日まで開催された「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を経て、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、経済状況等を総合的に勘案した検討の結果、消費税率については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることが確認された。

これを受けて、平成26年度においては、消費税率の引上げによる増収額は5兆円程度とされ、うち「社会保障の充実」には0.5兆円程度(国:0.22兆円程度、地方:0.27兆円程度)が向けられ、内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.3兆円程度(国:0.14兆円程度、地方:0.16兆円程度)、医療・介護分野に0.2兆円程度(国:0.08兆円程度、地方:0.11兆円程度)となった。

その後、平成27年10月の消費税率の10%への引上げが平成29年4月まで1年半延期されたことを受けて、平成27年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.36兆円程度(国:0.68兆円程度、地方:0.68兆円程度)となった。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.52兆円程度(国:0.24兆円程度、地方:0.28兆円程度)、医療・介護分野に0.84兆円程度(国:0.44兆円程度、地方:0.40兆円程度)となった。

平成28年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.53兆円程度(国:0.80兆円程度、地方:0.73兆円程度)となった。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.60兆円程度(国:0.27兆円程度、地方:0.33兆円程度)、医療・介護分野に0.93兆円程度(国:0.52兆円程度、地方:0.41兆円程度)となった。

(4) 平成29年度の「社会保障の充実」

平成28年6月1日の内閣総理大臣記者会見において、平成29年4月の消費税率の10%への引上げを平成31年10月まで2年半延期する旨の方針が示された。この方針に基づき、平成28年8月24日に「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」が閣議決定され、平成28年第192回臨時国会では、消費税率引上げ延期等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に成立した。

その際、同会見及び臨時国会での審議において、内閣総理大臣から、「社会保障の充実」については、赤

字国債を財源とすることなく、保育・介護の受け皿整備や年金の受給資格期間の短縮を実施する旨の方針が 示された。

これらを踏まえ、平成29年度の「社会保障の充実」は、消費税率8%への引上げによる増収分及びプログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果を活用し、国・地方合計で1.84兆円程度(国:1.05兆円程度、地方:0.79兆円程度)となっている。内訳としては、子ども・子育て支援分野に0.70兆円程度(国:0.32兆円程度、地方:0.38兆円程度)、医療・介護分野に1.11兆円程度(国:0.70兆円程度、地方:0.41兆円程度)、年金分野に0.03兆円程度となっている。主な事業については、以下のとおりとなっている。

- ・ 子ども・子育て支援の充実:子ども・子育て支援新制度の実施(量的拡充及び質の向上)
- ・ 医療・介護サービス提供体制改革:①地域医療介護総合確保基金の所要額の確保、②介護保険の地域 支援事業の完全実施に向けた拡充
- ・ 国民健康保険への財政支援の拡充:財政安定化基金の積増し
- ・ 年金受給資格期間の25年から10年への短縮(平成29年8月から実施)

このうち、国民健康保険への財政支援の拡充について、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となるに当たり、「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」において取りまとめられた「国民健康保険の見直しについて(議論のとりまとめ)」(平成27年2月12日)の中で、財政安定化基金を創設し、2,000億円規模とするとされていたところ、平成29年度の財政安定化基金は、これまでの積立分と合わせて1,700億円規模となっている。これについては、地方側との協議を経て、平成30年度からの新制度の円滑な運営ができるよう、「今後の社会保障改革の実施について」により、以下の対応方針により進めていくこととされた。

- ① 平成30年度以降、国保改革(都道府県単位化)と併せて実施される保険者努力支援制度等の実施のために必要となる約1,700億円を確保する。このため、平成32年度に消費税収(国分)が満年度化することも踏まえ、平成30年度及び平成31年度において、財政安定化基金の一部を活用する。
- ② 平成29年度予算においては、都道府県が保険料の激変緩和を目的として市町村に資金を交付するための約300億円及び上記①による活用も念頭に置いた約500億円を別途財政安定化基金の積立てに措置する。
- ③ 上記②による積立分を除く財政安定化基金については、平成29年度はこれまでの積立分と合わせて 1,700億円規模を確保し、平成32年度末までに、新制度の運営状況を踏まえながら、速やかに必要な 積増しを行い、2,000億円規模を確保する。

4

9

6 / 地方分権改革の推進

政府では、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図るとともに、地方が特色を持った地域づくりや地域に合った行政を展開することができるよう、国と地方の役割分担を見直し、地域の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革の推進に取り組んでいる。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

(1) 地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和に係る取組

地方分権改革については、「地方分権改革推進法」(平成18年法律第111号)による地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。以下「第1次地方分権一括法」という。)から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号。以下「第4次地方分権一括法」という。)までの4次にわたる一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)について、具体的な改革を積み重ねてきた。

平成26年には、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定。以下「実施方針」という。)により地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入し、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成27年法律第50号。以下「第5次地方分権一括法」という。)により、地方側の長年の懸案であった農地転用許可の権限移譲を始めとする更なる事務・権限の移譲等を行うなど、国が選ぶのではなく、地方が選ぶことができる地方分権改革を推進している。

さらに、平成27年も、提案募集方式における地方公共団体からの提案を踏まえ、第6次地方分権一括法により、地方版ハローワークの創設を行うなど、更なる事務・権限の移譲等を行っている。

また、政府の地方分権改革の推進体制としては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部が政策決定機能を担い、地方分権改革担当大臣の下に開催されている地方分権改革有識者会議が調査審議機能を担っている。さらに、地方分権改革有識者会議の下で、提案募集検討専門部会等を開催し、専門的な見地から検討を行っている。

これまでの地方分権改革における主な取組は以下のとおりである。

アー事務・権限移譲

地方分権改革においては、地方公共団体、特に住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を 優先的に配分し、地方公共団体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担うことができるよ うにすることが必要不可欠である。

国から地方公共団体への事務・権限の移譲については、第4次地方分権一括法、第5次地方分権一括法、 第6次地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

これにより、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等の国(地方厚生局)の事務・権限を都道 府県へ移譲することや、自家用有償旅客運送の登録、監督等の国(地方運輸局)の事務・権限を希望する市 町村へ移譲すること等が行われた。

都道府県から基礎自治体への事務・権限の移譲については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。以下「第2次地方分権一括法」という。)、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号。以下「第3次地方分権一括法」という。)、第4次地方分権一括法、第5次

地方分権一括法、第6次地方分権一括法等の成立により、所要の法律の整備が行われた。

これにより、都市計画に関する事務を市町村へ移譲することや、農地等の権利移動の許可権限を市町村の 農業委員会へ移譲すること等が行われた。また、県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の 決定及び学級編制基準の決定に係る権限について、道府県から政令指定都市へ移譲することとされた(平成 29年4月1日施行)。

以上のような事務・権限の移譲により、窓口の一本化等による住民の利便性向上、地域課題の解決に資する独自の取組、総合行政の展開による行政の効果的、効率的な運営が進んでいる。

1 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

地方分権を進めるためには、これまで国が一律に決定し地方公共団体に義務付け・枠付けを行ってきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し、実施することができるように改めていく必要がある。

義務付け・枠付けの見直しについては、第1次、第2次、第3次、第5次及び第6次地方分権一括法等の 成立により、所要の法律の整備が行われた。

義務付け・枠付けの見直しにより、これまで法令により全国画一的に定められていた公営住宅の入居・整備基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準など施設・公物設置管理の基準等を条例に委任することにより、地域の実情や住民のニーズ等を反映した地方独自の基準の制定が進んでいる。

(2) 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針

平成28年においても、「実施方針」に基づき、平成26年、27年に引き続き提案募集を行うこととし、 前年よりも募集受付期間を前倒して準備・検討期間を充実させたほか、内閣府主催のブロック別説明会や地 方公共団体職員向け研修を開催し、新規市町村からの提案の掘り起こしなどを行った。

地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会において長時間に及ぶ審議等が行われた結果、地方分権改革推進本部及び閣議において、平成28年の地方からの提案に対する政府としての対応方針を定める「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定。以下「平成28年対応方針」という。)が決定された。

この「平成28年対応方針」は、地方創生や子ども・子育て支援に資する提案をはじめとする、地方の現場で困っている支障に基づく地方からの提案等にきめ細かく対応し、国から地方公共団体又は都道府県から市町村への事務・権限の移譲、規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)等を推進するものである。

「平成28年対応方針」に盛り込んだ見直し事項のうち、主なものは以下のとおりである。

ア 地方創生 一地域資源の利活用一

- ・ 既存の住宅を寄宿舎に活用する場合、一定の要件を満たすことによる寄宿舎の階段基準の合理化
- ・ 空き家を活用して農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業に関する規制緩和
- ・ 「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和 47年法律第 66 号)に基づき取得した土地の活用の促進
- 都市公園に設置できる施設(児童館、地縁団体の会館施設)の明確化
- 公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加

→ 子ども・子育て支援 ―地域の実情に応じた支援―

- ・ 幼保連携型認定こども園の施設に関する基準の見直し(園庭、遊戯室の設置基準)
- ・ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県から政令指定都市へ)
- ・ 家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化
- ・ 病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置
- ・ 延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置
- ・ 子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付

ウ 一億総活躍社会 一高齢者・障害者支援―

・ 障害児・障害者支援事業者に係る権限移譲(都道府県から中核市へ)(政令指定都市は移譲済み)

6

4

10

- ・ 「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化
- ・ 指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

1 住民サービスの向上

- ・ 70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化
- マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化(特別支援学校への就学奨励事務等)

オ これまでの地方分権改革の取組強化等

- ・ 国定公園における大規模な工作物の新築等に係る国への協議の廃止
- ・ 土地利用基本計画に係る国への協議を意見聴取に見直し
- ・ 都道府県の地域森林計画に係る国への協議の一部廃止
- ・ 「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号) の規定により市町村が行う農業共済事業の義務付けの 緩和
- ・ 審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告に見直し

「平成28年対応方針」に盛り込んだ事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成29年通常国会に提出することを基本とするとともに、現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化することとしている。また、引き続き検討を進めるものについては、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告することとしている。

加えて、地方公共団体において、移譲された事務・権限を円滑に執行することができるよう、地方税、地方交付税や国庫補助負担金等により、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施することとしている。

今後とも、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、地方分権改革を着実かつ強力に 進めることとしている。

(3) 地方税財源の充実確保

地方創生の推進に向けて、各地方公共団体が自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図ることが重要である。その際、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税の原則を踏まえる必要がある。

また、地方財政審議会からは、平成28年11月18日に個人所得課税改革への対応、車体課税の在り方、 居住用超高層建築物に係る固定資産税等の課税の在り方などを含む「平成29年度地方税制改正等に関する 地方財政審議会意見」(附属資料参照)が述べられている。

このような観点から、地方税制において主に以下の事項について改正を行うこととしている。

ア 個人所得課税改革(配偶者控除・配偶者特別控除の見直し)

我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、所得税の 見直しと同様に、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行うこととしている。具体的 には、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とするとともに、合計 所得金額900万円超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、担税力の調整の必要性 の観点から、控除額が逓減・消失する仕組みを設けることとしている。なお、配偶者控除・配偶者特別控除 の見直しによる平成31年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補塡することとしている。

1 車体課税

自動車取得税におけるエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成32年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で、2年間延長することとしている。また、自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)については、重点化を行った上で2年間延長することとしている。

ヴ 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税 について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて 全国一律に設定する「階層別専有床面積補正率」により補正するよう見直すこととしている。

■ 県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から政令指定都市へ移譲されることに伴い、道府県から政令指定都市へ個人住民税所得割の税率2%相当分を税源移譲することとしている。

212

6

4

5

9

10

資 料 編

表内の記号は、次によった。

一 皆無 (該当なし)

0 単位未満

△ 負数

… 不明

資料編目次

〔平成27年度の地方財政〕

गरा	fò		
第	1 表	地方公共団体数の推移	
第	2 表	団体種類別人口の推移	·····································
第	3 表	財政力指数段階別の団体数及び構成比	
第	4 表	一部事務組合等の設置目的別団体数の推移	資
第	5 表	決算規模の状況	
第	6 表	純計決算額の推移	
第	7 表	決算収支の状況	
第	8 表	経常収支比率等の状況	
第	9 表	繰越額等の状況	·······資20
歳	入		
第	10 表	歳入決算額の状況	資22
第	11 表	団体種類別歳入の状況	
第	12 表	地方税の状況	
第	13 表	法定外普通税の状況	
第	14 表	法定外目的税の状況	······資29
第	15 表	超過課税の状況	
第	16 表	地方税徴収率の推移	
第	17 表	国税と地方税の収入状況	
第	18 表	国民所得に対する租税負担率	
第	19 表	国民所得に対する租税負担率の外国との比較	
第	20 表	地方譲与税の状況	
第	21 表	地方交付税の状況	
第	22 表	一般財源の状況	
第	23 表	一般財源の推移	
第	24 表	一般財源の人口1人当たり額の状況	
第	25 表	国・県支出金の状況	資41
第	26 表	地方債発行状況	
第	27 表	平成27年度地方債発行(予定)額の状況	資43
第	28 表	使用料及び手数料の状況	
第	29 表	繰入金の状況	
第	30 表	その他の収入の状況	·····································
地方	財政と	三国の財政	
第	31 表	地方財政と国の財政との累年比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資49
第	32 表	平成27年度国・地方の目的別歳出の状況	·····································
笙	33 耒	国民経済計算における公的支出の推移	

歳出(目的別)

第 34 表	目的別歳出決算額の状況	・資52
第 35 表	団体種類別目的別歳出の状況	· 資55
第 36 表	一般財源の充当状況	· 資56
第 37 表	民生費の状況	・資57
第 38 表	社会福祉費の状況	· 資58
第 39 表	老人福祉費の状況	· 資58
第 40 表	児童福祉費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・資58
第 41 表	生活保護費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・資59
第 42 表	被保護者数の推移	· 資59
第 43 表	災害救助費の状況	・資59
第 44 表	衛生費の状況	・資60
第 45 表	公衆衛生費の状況	· 資61
第 46 表	結核対策費の状況	· 資61
第 47 表	保健所費の状況	· 資61
第 48 表	清掃費の状況	・資62
第 49 表	労働費の状況	· 資62
第 50 表	失業対策費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 資63
第 51 表	農林水産業費の状況	· 資63
第 52 表	農業費の状況	· 資64
第 53 表	畜産業費の状況	· 資65
第 54 表	農地費の状況	· 資65
第 55 表	林業費の状況	・資65
第 56 表	水産業費の状況	· 資66
第 57 表	商工費の状況	· 資66
第 58 表	土木費の状況	・資67
第 59 表	道路橋りょう費の状況	· 資68
第 60 表	河川海岸費の状況	· 資68
第 61 表	港湾費の状況	· 資68
第 62 表	都市計画費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 資69
第 63 表	住宅費の状況	· 資69
第 64 表	消防費の状況	・資70
第 65 表	警察費の状況	・資70
第 66 表	警察職員数の推移	· 資71
第 67 表	教育費の状況	・資72
第 68 表	小学校費の状況	· 資73
第 69 表	中学校費の状況	· 資73
第 70 表	高等学校費の状況	· 資73
第71表	社会教育費の状況	· 資74
第72表	保健体育費の状況	· 資74

歳 出(性質別)

第 73 表	性質別歳出決算額の状況	· 資75
第 74 表	団体種類別性質別歳出の状況	·· 資78
第 75 表	一般財源の充当状況	·· 資79
第 76 表	人件費の状況	┈ 資80
第 77 表	人件費中の職員給の状況	⊕ 資81
第 78 表	地方公務員数の状況	⊕ 資82
第 79 表	物件費の状況	- 資83
第 80 表	維持補修費の状況	·· 資83
第 81 表	扶助費の状況	┈ 資84
第 82 表	補助費等の状況	⊕ 資84
第 83 表	普通建設事業費の状況	┈ 資85
第 84 表	普通建設事業費中の補助事業費の状況	┈ 資87
第 85 表	普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	┈ 資88
第 86 表	普通建設事業費中の単独事業費の状況	┈ 資89
第 87 表	普通建設事業費の目的別の状況(構成比)	┈ 資90
第 88 表	普通建設事業費中の用地取得費の状況	·· 資91
第 89 表	普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況	┈ 資94
第 90 表	普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況	·· 資95
第 91 表	災害復旧事業費の状況	· 資96
第 92 表	失業対策事業費の状況	·· 資96
第 93 表	繰出金の状況	· 資97
第 94 表	積立金の状況	- 資98
第 95 表	投資及び出資金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	999
第 96 表	貸付金の状況	資100
第 97 表	地方公営企業等に対する繰出しの状況	資101
第 98 表	公債費の状況	
第 99 表	地方債元金償還額の状況	資104
将来にわた	る財政負担等	
第100表	地方債現在高の状況	資105
第101表	債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況	資107
第102表	積立金現在高の状況	資108
第103表	平成 27 年度資金収支の状況	資109

公共施設

第104表	道路(地方道)の状況	資110
第105表	公営住宅等の管理状況	資110
第106表	公園の状況	資110
第107表	下水道等の状況	資111
第108表	し尿及びごみ処理施設の状況	資111
第109表	公立保育所の状況	資112
第110表	公立老人ホームの状況	資112
第111表	公立高等学校、中等教育学校の状況	資112
第112表	文化及び体育施設の状況 (公立分)	資113
第113表	地方公共団体の職員公舎の状況	資114
地方公営事	· 第	
第114表	地方公営企業の事業数の状況	············· 資114
第115表	地方公営企業の職員数の状況	資115
第116表	地方公営事業決算の状況	資115
第117表	法適用企業決算の状況	資116
第118表	法適用企業の事業別決算の推移	資119
第119表	法非適用企業決算の状況	資120
第120表	国民健康保険事業決算の状況	資121
第121表	後期高齢者医療事業決算の状況	資125
第122表	介護保険事業決算の状況	資126
第123表	収益事業決算の状況	資130
第124表	公立大学附属病院事業決算の状況	資131
第125表	農業共済事業決算の状況	資132
第126表	交通災害共済事業(直営方式)決算の状況	資132
第127表	企業債等の状況	············ 資133
〔平成28	・29年度の地方財政〕	
第128表	地方財政計画	資134
第129表	地方交付税の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資138
第130表	地方債計画	資139
第131表	主要経済指標及び地方財政計画等の推移	············· 資140
(巫戒 27	年度決算に基づく健全化判断比率等の状況〕	
	健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況	
	団体別健全化判断比率の状況	
	項目別将来負担額等の状況	
第135表	資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況	············ 資147

〔東日本大震災関連〕

普通会計

第136表	歳入決算額の状況	資148
第137表	目的別歳出決算額の状況	資150
第138表	性質別歳出決算額の状況	資153
第139表	特定被災地方公共団体等における決算の状況	資156
公営企業会	?≣†	
第140表	特定被災地方団体における経営状況	資158
第141表	特定被災地方団体における地方公営企業の料金収入の状況	資161
第142表	特定被災地方団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況	資162
第143表	特定被災地方団体における法適用企業の決算状況	資163
第144表	特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況	資165
〔附属資料	·	
	団体の財政の健全化に関する法律等の概要	資167
	也方公共団体等 一覧	資171
	度以降の市町村合併の実績及び予定	資172
	記づくりに向けた地方税財政改革についての意見(概要) ····································	資187
	度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)	資188
	すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見(概要)	資189
	上財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見(概要)	資189
平成28年	度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)	資190
今後目指す	すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見(概要)	資191
	D持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見(概要)	資192
平成29年	度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)	資193
今後目指す	すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見(概要)	資194

第1表 地方公共団体数の推移

				昭和			平成										比	較
	区	分		28.10.1 (A)	31.3.31	41.3.31		20.3.31	21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31 (B)	28.3.31 (C)	(C)-(B)	(C)/(A) × 100 %
都	道	府	県	46	46	46	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47	_	102.2
市	BJ	-	村	9,868	4,776	3,372	1,804	1,793	1,777	1,727	1,727	1,719	1,719	1,719	1,718	1,718	_	17.4
	政令指	定者	都市	5	5	6	15	17	17	18	19	19	20	20	20	20	_	400.0
	中	核	市	_	_	_	37	35	39	41	40	41	41	42	43	45	2	_
	施行ほ	特特	列市	_	_	_	39	44	43	41	41	40	40	40	40	39	△ 1	_
	都		市	281	486	554	691	687	684	686	686	687	688	688	687	686	△ 1	244.1
	中	都	市			124	171	166	164	167	169	167	166	165	164	156	△ 8	
	小	都	市			430	520	521	520	519	517	520	522	523	523	530	7	
	⊞Ţ		村	9,582	4,285	2,812	1,022	1,010	994	941	941	932	930	929	928	928	_	9.7
(普)	計通地方分]体)	9,914	4,822	3,418	1,851	1,840	1,824	1,774	1,774	1,766	1,766	1,766	1,765	1,765	_	17.8
特	別		区	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	-	100.0
	部事務 通		う等 計)		•••	1,804	1,536	1,481	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	△10	
(特別	計 別地方公]体)			1,827	1,559	1,504	1,472	1,416	1,406	1,395	1,383	1,371	1,363	1,353	△10	
合			計			5,245	3,410	3,344	3,296	3,190	3,180	3,161	3,149	3,137	3,128	3,118	△10	

第2表 団体種類別人口の推移

その1 国勢調査人口の推移

			人 口 (千 人))	比	較	構	成比	(%)	1 団体	▶当たり人□	(人)	
区	分	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1 (A)	27.10.1 (B)	増 減 (B)-(A)	増減率	平 成 12.10.1	17.10.1	22.10.1	27.10.1	平 成 22.10.1 (C)	27.10.1 (D)	比 車 (D)-(d	
						千人	%								
特別	区	8,135	8,490	8,946	9,273	327	3.7	6.4	6.6	7.0	7.3	388,943	403,163	14,2	220
政令指定	都市	19,605	22,007	26,418	27,497	1,079	4.1	15.4	17.2	20.6	21.6	1,390,416	1,374,861	△ 15,5	555
中核	市	11,809	16,928	16,577	18,186	1,609	9.7	9.3	13.2	12.9	14.3	414,434	404,130	△ 10,3	304
施行時特	例市	_	10,880	11,033	10,037	△ 996	△ 9.0	-	8.5	8.6	7.9	269,088	257,369	△ 11,7	719
都	市	60,317	51,959	53,183	51,144	△ 2,039	△ 3.8	47.5	40.7	41.5	40.2	77,526	74,554	△ 2,9	972
小(市普	計 部)	99,865	110,264	116,157	116,137	△ 20	△ 0.0	78.7	86.3	90.7	91.4	143,581	142,850	△ 7	731
町(郡音	村 (部)	27,061	17,504	11,901	10,958	△ 943	△ 7.9	21.3	13.7	9.3	8.6	12,647	11,808	Δ 8	339
合	計	126,926	127,768	128,057	127,095	△ 962	△ 0.8	100.0	100.0	100.0	100.0	73,176	73,001	△ 1	175

⁽注) 1団体当たり人口は、人口を各調査日現在の団体数で除したものである。

⁽注) 1 昭和28年10月1日は、旧町村合併促進法が施行された日である。 2 特別地方公共団体のうち財産区及び地方開発事業団は、本表に掲げていない。 3 一部事務組合等には、広域連合を含めた。(以下の表において同じ。)

第2表 団体種類別人口の推移(つづき)

その2 都道府県別国勢調査人口及び住民基本台帳登載人口の状況

	区分		平成17年 10月1日	平成22年 10月1日 (A)	平成27年 10月1日 ^(B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A) ×100	平成28年1月1日 現在住民基本台帳 登載人口
			人	人	人	人	%	人
北	海	道	5,627,737	5,506,419	5,381,733	△ 124,686	△ 2.3	5,401,210
青	森	県	1,436,657	1,373,339	1,308,265	△ 65,074	△ 4.7	1,338,465
岩	手	県	1,385,041	1,330,147	1,279,594	△ 50,553	△ 3.8	1,289,470
宮	城	県	2,360,218	2,348,165	2,333,899	△ 14,266	△ 0.6	2,324,466
秋	\blacksquare	県	1,145,501	1,085,997	1,023,119	△ 62,878	△ 5.8	1,043,015
Ш	形	県	1,216,181	1,168,924	1,123,891	△ 45,033	△ 3.9	1,129,560
福	島	県	2,091,319	2,029,064	1,914,039	△ 115,025	△ 5.7	1,953,699
茨	城	県	2,975,167	2,969,770	2,916,976	△ 52,794	△ 1.8	2,970,231
栃	木	県	2,016,631	2,007,683	1,974,255	△ 33,428	△ 1.7	1,998,864
群	馬	県	2,024,135	2,008,068	1,973,115	△ 34,953	△ 1.7	2,005,320
埼	玉	県	7,054,243	7,194,556	7,266,534	71,978	1.0	7,323,413
千	葉	県	6,056,462	6,216,289	6,222,666	6,377	0.1	6,265,899
東	京	都	12,576,601	13,159,388	13,515,271	355,883	2.7	13,415,349
神	奈 川	県	8,791,597	9,048,331	9,126,214	77,883	0.9	9,136,151
新	潟	県	2,431,459	2,374,450	2,304,264	△ 70,186	△ 3.0	2,319,435
富	Ш	県	1,111,729	1,093,247	1,066,328	△ 26,919	△ 2.5	1,080,160
石	ЛП	県	1,174,026	1,169,788	1,154,008	△ 15,780	△ 1.3	1,157,042
福	井	県	821,592	806,314	786,740	△ 19,574	△ 2.4	799,220
Ш	梨	県	884,515	863,075	834,930	△ 28,145	△ 3.3	849,784
長	野	県	2,196,114	2,152,449	2,098,804	△ 53,645	△ 2.5	2,137,666
岐	阜	県	2,107,226	2,080,773	2,031,903	△ 48,870	△ 2.3	2,076,19
静	岡	県	3,792,377	3,765,007	3,700,305	△ 64,702	△ 1.7	3,770,619
愛	知	県	7,254,704	7,410,719	7,483,128	72,409	1.0	7,509,636
Ξ	重	県	1,866,963	1,854,724	1,815,865	△ 38,859	△ 2.1	1,850,028
滋	賀	県	1,380,361	1,410,777	1,412,916	2,139	0.2	1,419,863
京	都	府	2,647,660	2,636,092	2,610,353	△ 25,739	△ 1.0	2,574,842
大	阪	府	8,817,166	8,865,245	8,839,469	△ 25,776	△ 0.3	8,865,502
兵	庫	県	5,590,601	5,588,133	5,534,800	△ 53,333	△ 1.0	5,621,08
奈	良	県	1,421,310	1,400,728	1,364,316	△ 36,412	△ 2.6	1,387,818
和	歌山	県	1,035,969	1,002,198	963,579	△ 38,619	△ 3.9	994,31
鳥	取	県	607,012	588,667	573,441	△ 15,226	△ 2.6	579,309
島	根	県	742,223	717,397	694,352	△ 23,045	△ 3.2	701,394
岡	Ш	県	1,957,264	1,945,276	1,921,525	△ 23,751	△ 1.2	1,933,78
広	島	県	2,876,642	2,860,750	2,843,990	△ 16,760	△ 0.6	2,863,21
山		県	1,492,606	1,451,338	1,404,729	△ 46,609	△ 3.2	1,419,78
徳	島	県	809,950	785,491	755,733	△ 29,758	△ 3.8	770,05
香	ш, Л1	県	1,012,400	995,842	976,263	△ 19,579	△ 2.0	1,002,17
愛	媛	県	1,467,815	1,431,493	1,385,262	△ 46,231	△ 3.2	1,415,99
多高	知	県	796,292	764,456	728,276	△ 36,180	△ 4.7	740,059
	岡	県	5,049,908	5,071,968		29,588		
福					5,101,556		0.6	5,122,448
佐	賀	県	866,369	849,788	832,832	△ 16,956	△ 2.0	842,457
長能	崎	県	1,478,632	1,426,779	1,377,187	△ 49,592	△ 3.5	1,404,103
熊士	本ハ	県	1,842,233	1,817,426	1,786,170	△ 31,256	△ 1.7	1,810,343
大	分	県	1,209,571	1,196,529	1,166,338	△ 30,191	△ 2.5	1,183,96
宮	崎	県	1,153,042	1,135,233	1,104,069	△ 31,164	△ 2.7	1,128,078
鹿	児島	県	1,753,179	1,706,242	1,648,177	△ 58,065	△ 3.4	1,679,502
沖	縄	県	1,361,594	1,392,818	1,433,566	40,748	2.9	1,461,23
合		計	127,767,994	128,057,352	127,094,745	△ 962,607	△ 0.8	128,066,21

第3表 財政力指数段階別の団体数及び構成比

財政力指数団体区分	0.30未満		0以上 0未満	0.50 1.00	以上 未満	1.00	以上	合	計	財政力 指 数 平 均
		%	%		%		%		%	
都 道 府 県	4	3.5 23	48.9	19	40.4	1	2.1	47	100.0	0.49
市 町 村	521 3	0.3 442	25.7	691	40.2	64	3.7	1,718	100.0	0.50
政令指定都市	-		_	19	95.0	1	5.0	20	100.0	0.86
中 核 市	-	- 2	4.4	42	93.3	1	2.2	45	100.0	0.78
施行時特例市	-		_	38	97.4	1	2.6	39	100.0	0.82
都市	53	7.7 221	32.2	382	55.7	30	4.4	686	100.0	0.60
中都市	-	- 15	9.6	123	78.8	18	11.5	156	100.0	0.79
小 都 市	53 1	0.0 206	38.9	259	48.9	12	2.3	530	100.0	0.55
町村	468 5	0.4 219	23.6	210	22.6	31	3.3	928	100.0	0.38
合 計	525 2	9.7 465	26.3	710	40.2	65	3.7	1,765	100.0	0.50

⁽注) 「財政力指数」は、平成25、26、27年度の各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の単純平均値である。

第4表 一部事務組合等の設置目的別団体数の推移

区分	平成 21.3.31	22.3.31	23.3.31	24.3.31	25.3.31	26.3.31	27.3.31 (A)	28.3.31 (B)	比 較 (B)-(A)
総務関係組合	224	214	209	207	203	197	195	190	△ 5
うち退職手当組合	42	43	43	44	43	44	43	42	△ 1
民生関係組合	94	88	87	86	86	85	89	90	1
衛生関係組合	575	558	556	555	550	552	551	546	△ 5
うちし尿・ごみ処理組合	489	474	471	467	461	461	461	459	△ 2
商工関係組合	1	_	1	1	_	_	_	-	-
農林水産関係組合	82	79	77	76	76	74	72	72	-
うち林野(造林)組合	43	41	39	37	38	38	36	36	-
土木関係組合	16	13	14	14	13	13	13	13	-
消防関係組合	294	286	287	284	286	284	276	276	-
教育関係組合	72	67	61	56	59	57	55	51	△ 4
うち小学校組合	9	9	9	9	8	7	7	7	-
うち中学校組合	23	21	20	20	20	20	20	19	△ 1
そ の 他	91	88	91	93	87	86	89	92	3
合 計	1,449	1,393	1,383	1,372	1,360	1,348	1,340	1,330	△10

第5表 決算規模の状況

その1 単純合計額の状況 (単位 百万円・%)

			比	較	
分 分	平成27年度	平成26年度	増 減 額	増減率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A) + (B)	110,778,566	109,825,496	953,070	0.9	1.1
都 道 府 県 (A)	52,049,884	51,694,957	354,927	0.7	0.2
市 町 村 (純 計 額) (B)	58,728,682	58,130,539	598,143	1.0	1.9
市町村(単純合計額)	60,170,859	59,583,341	587,518	1.0	1.8
市町村(一部事務組合等を 除 く 単 純 合 計 額)	58,019,628	57,355,686	663,942	1.2	1.7
政令指定都市	12,677,869	12,556,762	121,107	1.0	△ 0.1
中核市	7,212,728	6,862,066	350,662	5.1	5.4
施行時特例市	3,730,163	3,751,754	△ 21,591	△ 0.6	0.6
都市	23,711,123	23,640,629	70,494	0.3	1.0
中 都 市	9,620,155	10,006,491	△ 386,336	△ 3.9	2.6
小都市	14,090,968	13,634,138	456,830	3.4	△ 0.1
町村	7,040,743	6,966,544	74,199	1.1	1.7
特 別 区	3,647,001	3,577,931	69,070	1.9	8.0
一部事務組合等	2,151,231	2,227,655	△ 76,424	△ 3.4	4.7
歳 出 総 額 (C) + (D)	107,266,295	106,264,828	1,001,467	0.9	1.3
都 道 府 県 (C)	50,731,239	50,215,443	515,796	1.0	0.3
市 町 村 (純 計 額) (D)	56,535,056	56,049,385	485,671	0.9	2.2
市町村(単純合計額)	57,977,232	57,502,187	475,045	0.8	2.1
市町村(一部事務組合等を 除 く 単 純 合 計 額)	55,925,007	55,367,472	557,535	1.0	2.0
政令指定都市	12,501,766	12,371,096	130,670	1.1	0.3
中核市	7,013,039	6,671,753	341,286	5.1	5.5
施行時特例市	3,611,496	3,632,795	△ 21,299	△ 0.6	0.8
都市	22,625,438	22,637,990	△ 12,552	△ 0.1	1.2
中 都 市	9,212,239	9,627,890	△ 415,651	△ 4.3	2.9
小都市	13,413,199	13,010,100	403,099	3.1	△ 0.0
町村	6,668,951	6,611,497	57,454	0.9	1.8
特 別 区	3,504,316	3,442,340	61,976	1.8	8.3
一部事務組合等	2,052,226	2,134,715	△ 82,489	△ 3.9	4.9

その2 純計額の状況

			比	較	
区 分	平成27年度	平成26年度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
歳 入 総 額 (A)	110,778,566	109,825,496	953,070	0.9	1.1
団 体 間 重 複 額 (B)	8,861,070	7,742,029	1,119,041	14.5	3.2
都道府県支出金 (市町村に 対 す る 貸 付 金 を 含 む)	4,289,039	4,148,436	140,603	3.4	4.6
同級他団体からの分担金、 負 担 金 等	170,519	175,871	△ 5,352	△ 3.0	1.7
市町村からの分担金、負担金、 寄 附 金 等	358,107	399,626	△ 41,519	△ 10.4	△ 34.8
市町村たばこ税都道府県交付金	1,167	1,544	△ 377	△ 24.4	0.6
特別区財政調整交付金	996,356	981,603	14,753	1.5	4.9
利 子 割 交 付 金	48,608	56,096	△ 7,488	△ 13.3	△ 5.1
配当割交付金	113,429	144,564	△ 31,135	△ 21.5	89.8
株式等譲渡所得割交付金	112,203	91,594	20,609	22.5	△ 24.2
地 方 消 費 税 交 付 金	2,515,240	1,519,955	995,285	65.5	21.1
ゴルフ場利用税交付金	33,176	33,125	51	0.2	△ 5.4
特別地方消費税交付金	0	0	Δ 0	△ 34.3	△100.0
自動車取得税交付金	95,782	62,836	32,946	52.4	△ 54.3
軽油引取税交付金	127,444	126,779	665	0.5	△ 1.0
歳 入 純 計 額 (A) - (B)	101,917,496	102,083,467	△ 165,971	△ 0.2	1.0
歳 出 総 額 (C)	107,266,295	106,264,828	1,001,467	0.9	1.3
団 体 間 重 複 額 (D)	8,861,070	7,742,029	1,119,041	14.5	3.2
市町村に対する事業費等の 補 助 交 付 金 等	4,289,008	4,148,436	140,572	3.4	4.6
同級他団体に対する負担金等	170,519	175,871	△ 5,352	△ 3.0	1.7
都道府県に対する事業費等の 分 担 金、 負 担 金、 寄 附 金 等	358,107	399,626	△ 41,519	△ 10.4	△ 34.8
市町村たばこ税都道府県交付金	1,167	1,544	△ 377	△ 24.4	0.6
特別区財政調整交付金	996,356	981,603	14,753	1.5	4.9
利 子 割 交 付 金	48,608	56,096	△ 7,488	△ 13.3	△ 5.1
配当割交付金	113,431	144,564	△ 31,133	△ 21.5	89.8
株式等譲渡所得割交付金	112,203	91,594	20,609	22.5	△ 24.2
地方消費税交付金	2,515,240	1,519,955	995,285	65.5	21.1
ゴルフ場利用税交付金	33,205	33,125	80	0.2	△ 5.4
特別地方消費税交付金	0	0	Δ 0	△ 34.3	△100.0
自動車取得税交付金	95,782	62,836	32,946	52.4	△ 54.3
軽油 引取税交付金	127,444	126,779	665	0.5	△ 1.0
歳 出 純 計 額 (C) - (D)	98,405,225	98,522,799	△ 117,574	△ 0.1	1.1

⁽注) 次表以下の各表における純計額とは、上記表中の「歳入純計額 (A) - (B)」又は「歳出純計額 (C) - (D)」をいう。

絲
扫

		地		方				玉	(— 舟	免 会 計)	
区 分	歳	入		歳	出		歳	入		歳	出	
	決算額	対前年度 増 減 率	指 数	決算額	対前年度 増 減 率	指 数	決算額	対前年度 増 減 率	指 数	決算額	対前年度 増 減 率	指数
昭和36年度	2,511,550	24.0	100	2,391,080	24.2	100	2,515,932	28.3	100	2,063,468	18.4	100
37	2,982,850	18.8	119	2,887,366	20.8	121	2,947,623	17.2	117	2,556,617	23.9	124
38	3,397,659	13.9	135	3,308,833	14.6	138	3,231,214	9.6	128	3,044,292	19.1	14
39	3,910,921	15.1	156	3,821,968	15.5	160	3,446,768	6.7	137	3,310,969	8.8	16
40	4,478,035	14.5	178	4,365,140	14.2	183	3,773,097	9.5	150	3,723,017	12.4	18
41	5,177,746	15.6	206	5,026,177	15.1	210	4,552,146	20.6	181	4,459,196	19.8	21
42	5,926,311	14.5	236	5,725,497	13.9	239	5,299,446	16.4	211	5,113,035	14.7	24
43	6,958,874	17.4	277	6,729,574	17.5	281	6,059,873	14.3	241	5,937,082	16.1	28
44	8,305,229	19.3	331	8,033,912	19.4	336	7,109,267	17.3	283	6,917,838	16.5	33
45	10,103,998	21.7	402	9,814,878	22.2	410	8,459,181	19.0	336	8,187,697	18.4	39
46	12,179,449	20.5	485	11,909,529	21.3	498	9,970,859	17.9	396	9,561,131	16.8	46
47	15,090,702	23.9	601	14,618,283	22.7	611	12,793,873	28.3	509	11,932,172	24.8	57
48	18,217,086	20.7	725	17,473,883	19.5	731	16,761,978	31.0	666	14,778,303	23.9	71
49	23,486,710	28.9	935	22,887,888	31.0	957	20,379,123	21.6	810	19,099,793	29.2	92
50	26,044,417	10.9	1,037	25,654,468	12.1	1,073	21,473,416	5.4	853	20,860,879	9.2	1,01
51	29,503,523	13.3	1,175	28,907,036	12.7	1,209	25,076,017	16.8	997	24,467,612	17.3	1,18
52	34,014,343	15.3	1,354	33,362,119	15.4	1,395	29,433,623	17.4	1,170	29,059,842	18.8	1,40
53	39,133,798	15.1	1,558	38,346,995	14.9	1,604	34,907,265	18.6	1,387	34,096,030	17.3	1,65
54	43,132,151	10.2	1,717	42,077,946	9.7	1,760	39,779,228	14.0	1,581	38,789,831	13.8	1,88
55	46,803,074	8.5	1,864	45,780,784	8.8	1,915	44,040,667	10.7	1,750	43,405,026	11.9	2,10
56	50,103,281	7.1	1,995	49,165,293	7.4	2,056	47,443,338	7.7	1,886	46,921,154	8.1	2,27
57	52,167,701	4.1	2,077	51,133,257	4.0	2,139	48,001,281	1.2	1,908	47,245,064	0.7	2,29
58	53,461,945	2.5	2,129	52,306,947	2.3	2,188	51,652,905	7.6	2,053	50,635,307	7.2	2,4!
59	54,973,200	2.8	2,189	53,869,962	3.0	2,253	52,183,385	1.0	2,074	51,480,623	1.7	2,49
60	57,472,555	4.5	2,288	56,293,463	4.5	2,354	53,992,562	3.5	2,146	53,004,511	3.0	2,56
61	60,074,817	4.5	2,392	58,717,063	4.3	2,456	56,489,194	4.6	2,245	53,640,432	1.2	2,60
62	64,661,859	7.6	2,575	63,220,132	7.7	2,644	61,388,769	8.7	2,440	57,731,141	7.6	2,79
63	68,009,464	5.2	2,708	66,401,636	5.0	2,777	64,607,381	5.2	2,568	61,471,062	6.5	2,97
P成元年度	74,566,747	9.6	2,969	72,729,016	9.5	3,042	67,247,823	4.1	2,673	65,858,939	7.1	3,19
2	80,410,014	7.8	3,202	78,473,217	7.9	3,282	71,703,468	6.6	2,850	69,268,676	5.2	3,35
3	85,709,945	6.6	3,413	83,806,515	6.8	3,505	72,990,559	1.8	2,901	70,547,185	1.8	3,4
4	91,423,820	6.7	3,640	89,559,705	6.9	3,746	71,465,997	△ 2.1	2,841	70,497,103	△ 0.1	3,4
5	95,314,172	4.3	3,795	93,076,359	3.9	3,893	77,731,174	8.8	3,090	75,102,488	6.5	3,6
6	95,994,493	0.7	3,822	93,817,836	0.8	3,924	76,339,007	△ 1.8	3,034	73,102,400	△ 2.0	3,56
7	101,315,603	5.5	4,034	98,944,511	5.5	4,138	80,557,216	5.5	3,202	75,938,516	3.2	3,68
8	101,313,003	0.0	4,035	99,026,140	0.1	4,141	81,809,039	1.6	3,252	78,847,867	3.8	3,8
9	99,887,786	△ 1.4	3,977	97,673,772	△ 1.4	4,085	80,170,473	△ 2.0	3,187	78,470,310	△ 0.5	3,80
10	102,868,902	3.0	4,096	100,197,545	2.6	4,190	89,782,693	12.0	3,569	84,391,798	7.5	4,09
11	104,006,504	1.1	4,141	100,197,343	1.4	4,150	94,376,336	5.1	3,751	89,037,431	5.5	4,3
12	100,275,101	△ 3.6	3,993		△ 3.9	4,083	93,361,027	△ 1.1	3,711	89,321,049	0.3	4,3
13	100,273,101	△ 0.3	3,982	97,616,360		4,063	86,903,038		3,454	84,811,128	△ 5.0	4,3
				97,431,688	△ 0.2			△ 6.9				
14	97,170,222	△ 2.8	3,869	94,839,418	△ 2.7	3,966	87,289,021	0.4	3,469	83,674,289	△ 1.3	4,0!
15	94,887,025	△ 2.3	3,778	92,581,841	△ 2.4	3,872	85,622,807	△ 1.9	3,403	82,415,970	△ 1.5	3,99
16	93,442,236	△ 1.5	3,721	91,247,914	△ 1.4	3,816	88,897,515	3.8	3,533	84,896,776	3.0	4,1
17	92,936,469	△ 0.5	3,700	90,697,342	△ 0.6	3,793	89,000,271	0.1	3,537	85,519,592	0.7	4,1
18	91,528,325	△ 1.5	3,644	89,210,597	△ 1.6	3,731	84,412,713	△ 5.2	3,355	81,445,480	△ 4.8	3,9
19	91,181,397	△ 0.4	3,630	89,147,615	△ 0.1	3,728	84,553,478	0.2	3,361	81,842,570	0.5	3,96
20	92,213,459	1.1	3,672	89,691,477	0.6	3,751	89,208,229	5.5	3,546	84,697,395	3.5	4,10
21	98,365,695	6.7	3,917	96,106,449	7.2	4,019	107,114,243	20.1	4,257	100,973,424	19.2	4,8
22	97,511,501	△ 0.9	3,883	94,775,014	△ 1.4	3,964	100,534,563	△ 6.1	3,996	95,312,342	△ 5.6	4,6
23	100,069,646	2.6	3,984	97,002,646	2.4	4,057	109,979,528	9.4	4,371	100,715,409	5.7	4,8
24	99,842,882	△ 0.2	3,975	96,418,554	△ 0.6	4,032	107,762,033	△ 2.0	4,283	97,087,177	△ 3.6	4,70
25	101,099,835	1.3	4,025	97,412,028	1.0	4,074	106,044,664	△ 1.6	4,215	100,188,879	3.2	4,8
26	102,083,467	1.0	4,065	98,522,799	1.1	4,120	104,679,122	△ 1.3	4,161	98,813,467	△ 1.4	4,7
27	101,917,496	△ 0.2	4,058	98,405,225	△ 0.1	4,116	102,175,307	△ 2.4	4,061	98,230,324	△ 0.6	4,7

⁽注) 決算額からは、特定資金公共事業債償還時補助金、特定資金公共投資事業債償還時補助金及びこれら補助金と相殺された償還金を除いている。

編

その1 黒字、赤字の団体別の状況

(単位 百万円)

		平	成 27	7 年 .	·····································		平成2	6年度	比	較
区分	団体数	歳入	歳出	歳入歳出差引	翌年度に繰ります。	実質収支	団体数	実質収支	団体数	増 減
	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)	り越すべき 財源 (E)	(D) — (E) (F)	(G)	(H)	(A) — (G)	(F)-(H)
全 団 体										
都 道 府 県 (A)	47	52,049,884	50,731,239	1,318,645	934,190	384,455	47	420,564	_	△ 36,109
市町村(単純合計額) (B)	3,071	60,170,859	57,977,232	2,193,627	615,686	1,577,941	3,081	1,417,713	△ 10	160,228
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,741	58,019,628	55,925,007	2,094,621	608,596	1,486,025	1,741	1,335,574	_	150,451
政令指定都市	20	12,677,869	12,501,766	176,103	87,752	88,351	20	76,853	_	11,498
特 別 区	23	3,647,001	3,504,316	142,685	16,066	126,619	23	118,570	_	8,049
中 核 市	45	7,212,728	7,013,039	199,689	54,518	145,171	43	122,524	2	22,647
施行時特例市	39	3,730,163	3,611,496	118,667	21,297	97,370	40	94,355	△ 1	3,015
都市	686	23,711,123	22,625,438	1,085,685	326,918	758,767	687	675,165	△ 1	83,602
中 都 市	156	9,620,155	9,212,239	407,916	114,957	292,959	164	264,336	△ 8	28,623
小 都 市	530	14,090,968	13,413,199	677,769	211,960	465,809	523	410,829	7	54,980
町村	928	7,040,743	6,668,951	371,792	102,046	269,746	928	248,108	_	21,638
一部事務組合等	1,330	2,151,231	2,052,226	99,005	7,089	91,916	1,340	82,139	△ 10	9,777
合 計 (A) + (B)	3,118	112,220,742	108,708,471	3,512,271	1,549,876	1,962,396	3,128	1,838,277	△ 10	124,119
黒字の団体										
都 道 府 県 (A)	47	52,049,884	50,731,239	1,318,645	934,190	384,455	47	420,564	_	△ 36,109
市町村(単純合計額) (B)	3,071	60,170,859	57,977,232	2,193,627	615,686	1,577,941	3,079	1,417,828	△ 8	160,113
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	1,741	58,019,628	55,925,007	2,094,621	608,596	1,486,025	1,741	1,335,574	_	150,451
政令指定都市	20	12,677,869	12,501,766	176,103	87,752	88,351	20	76,853	_	11,498
特 別 区	23	3,647,001	3,504,316	142,685	16,066	126,619	23	118,570	_	8,049
中 核 市	45	7,212,728	7,013,039	199,689	54,518	145,171	43	122,524	2	22,647
施行時特例市	39	3,730,163	3,611,496	118,667	21,297	97,370	40	94,355	△ 1	3,015
都市	686	23,711,123	22,625,438	1,085,685	326,918	758,767	687	675,165	△ 1	83,602
中 都 市	156	9,620,155	9,212,239	407,916	114,957	292,959	164	264,336	△ 8	28,623
小 都 市	530	14,090,968	13,413,199	677,769	211,960	465,809	523	410,829	7	54,980
町村	928	7,040,743	6,668,951	371,792	102,046	269,746	928	248,108	_	21,638
一部事務組合等	1,330	2,151,231	2,052,226	99,005	7,089	91,916	1,338	82,254	△ 8	9,662
合 計 (A) + (B)	3,118	112,220,742	108,708,471	3,512,271	1,549,875	1,962,396	3,126	1,838,392	△ 8	124,004
赤 字 の 団 体										
都 道 府 県 (A)	-	_	_	_	_	_	-	_	-	-
市町村(単純合計額)(B)	-	_	_	-	_	_	2	△ 115	-	115
市町村(一部事務組合 等を除く単純合計額)	-	_	-	_	_	-	_	_	_	_
政令指定都市	-	-	_	_	_	_	-	_	_	-
特 別 区	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-
中 核 市	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
施行時特例市	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
都市	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
中 都 市	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
小 都 市	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-
町村	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-
一部事務組合等	-	-	_	_	_	_	2	△ 115	_	115
合 ≣† (A) +(B)			-	_	_	_	2	△ 115	_	115

第7表 決算収支の状況(つづき)

その2 都道府県別実質収支等の状況

(単位 百万円)

					7F 2 7F()	33/一件/-					(-	
[区	分	歳 入	歳出	歳入歳出 差 引 (A)-(B)	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収 支	積立金	繰 上 償還額	積 立 金 取崩し額	実質単年度 収 支 (E)+(F)+
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G) — (H)
北	海	道	2,412,799	2,401,326	11,473	6,877	4,596	1,711	9,900	-	_	11,610
青	森	県	696,313	672,248	24,065	21,870	2,195	△ 253	1	-	_	△ 252
岩	手	県	1,131,942	1,017,540	114,402	88,986	25,416	△ 756	13,086	805	13,873	△ 739
宮	城	県	1,429,771	1,295,319	134,452	116,558	17,894	△ 21,386	19,656	5,401	27,352	△ 23,680
秋	\blacksquare	県	610,635	600,960	9,675	5,348	4,327	2,957	2,445	-	2,252	3,151
Ш	形	県	580,197	568,707	11,490	6,742	4,748	822	1,973	-	1,734	1,061
福	島	県	2,042,006	1,931,855	110,151	102,371	7,780	697	5,283	-	8,690	△ 2,709
茨	城	県	1,140,553	1,107,283	33,270	24,006	9,264	3,563	24	-	_	3,587
栃	木	県	772,181	755,779	16,402	7,457	8,945	666	3,949	-	4,930	△ 315
群	馬	県	761,605	751,895	9,710	5,386	4,324	△ 297	1,894	-	3,010	△ 1,412
埼	玉	県	1,721,513	1,710,216	11,297	5,744	5,553	△ 827	60	8,000	_	7,233
千	葉	県	1,703,674	1,687,142	16,532	11,103	5,429	△ 4,398	8,222	41	_	3,865
東	京	都	7,186,288	6,934,746	251,542	137,485	114,057	△ 25,624	58,456	-	_	32,832
神	奈丿	県	2,027,344	2,006,372	20,972	13,859	7,113	△ 434	3,883	-	3,300	149
新	潟	県	1,093,292	1,057,213	36,079	29,232	6,847	515	467	-	_	982
富	Ш	県	516,078	493,582	22,496	21,145	1,351	90	2	_	_	92
石	Ш	県	534,389	520,979	13,410	12,635	775	11	4	5,736	_	5,751
福	井	県	458,480	449,627	8,853	4,751	4,102	193	20	5,543	_	5,756
山	梨	県	477,817	461,461	16,356	10,705	5,651	603	28	_	_	631
長	野	県	838,589	823,638	14,951	8,004	6,947	611	25	_	_	636
岐	阜	県	788,290	774,767	13,523	6,582	6,941	630	5,212	_	1,186	4,657
静	畄	県	1,166,550	1,146,989	19,561	13,419	6,142	△ 472	9	_	_	△ 463
愛	知	県	2,298,341	2,278,567	19,774	7,025	12,749	1,005	24	_	_	1,030
I≡	重	県	693,635	674,998	18,637	15,147	3,490	△ 207	74	1	9,354	△ 9,486
滋	賀	県	506,783	502,185	4,598	3,488	1,110	10	441	_	343	108
京	都	府	939,460	934,360	5,100	4,417	683	8	338	_	337	8
大	阪	府	2,846,805	2,823,624	23,181	14,074	9,107	2,480	6	_	3,030	△ 544
兵	庫	県	1,969,912	1,959,168	10,744	9,867	877	△ 1,204	398	23,952	_	23,146
奈	良	県	505,930	497,064	8,866	5,893	2,973	393	1,468	1,970	_	3,831
和	歌 L		562,969	550,610	12,359	8,702	3,657	△ 1,152	7	3,402	_	2,257
鳥	取	県	355,717	340,954	14,763	4,497	10,266	1,788	4	_	_	1,792
島	根	県	519,007	501,783	17,224	8,838	8,386	3,346	6,179	9,887	1	19,411
岡	Ш	県	732,411	723,218	9,193	7,575	1,618	△ 70	2,023	_	4,479	△ 2,526
広	島	県	941,890	930,253	11,637	9,006	2,631	△ 1,944	3,005	_	_	1,060
Ш		県	651,005	642,373	8,632	4,114	4,518	△ 773	2,567	-	_	1,795
徳	島	県	492,516	466,166	26,350	19,531	6,819	△ 2,194	5,019	_	5,000	△ 2,175
香	Ш	県	445,904	433,294	12,610	4,987	7,623	3,728	1,926	-	8	5,647
愛	媛	県	630,761	616,648	14,113	11,683	2,430	422	3,201	-	_	3,623
高	知	県	461,271	444,315	16,956	14,322	2,634	283	25	-	62	246
福	岡	県	1,704,633	1,669,153	35,480	31,359	4,121	△ 69	54	-	2,082	△ 2,098
佐	賀	県	456,141	441,869	14,272	8,641	5,631	262	2,691	-	4,500	△ 1,547
長	崎	県	686,001	665,227	20,774	19,673	1,101	253	437	-	400	290
熊	本	県	761,646	737,124	24,522	11,432	13,090	△ 2,937	9	-	7	△ 2,935
大	分	県	561,267	548,612	12,655	9,809	2,846	86	903	1,974	900	2,062
宮	崎	県	692,216	677,447	14,769	7,338	7,431	1,049	667	-	_	1,716
鹿	児	島 県	798,319	777,691	20,628	16,033	4,595	494	2,050	-	2,018	526
沖	縄	県	745,035	724,892	20,143	16,468	3,675	210	1,751	1,320	3,002	278
1	合	計	52,049,884	50,731,239	1,318,645	934,190	384,455	△ 36,109	169,866	68,032	101,850	99,939

資13

総 括 ____

第7表 決算収支の状況(つづき)

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市(平成28年1月1日現在住民基本台帳登載人口30万人以上)の実質収支等の状況 (単位 百万円)

				歳入歳出	翌年度に		34 (/B	T= - ^	実質単年度
×	分	歳入	歳出	差 引	繰り越す	実質収支	単年度 収 支	積立金	繰 上 償還額	積 立 金 取崩し額	収 支 (E)+(F)+
		(A)	(B)	(A)—(B) (C)	べき財源 (D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(E)+(F)+ (G)-(H)
政令	指定都市										
札	幌 市	885,032	877,817	7,215	3,224	3,991	△ 621	6	_	_	△ 615
仙	台市	539,718	520,717	19,001	15,787	3,214	343	1,196	11	_	1,550
	いたま市	460,291	449,432	10,859	5,899	4,960	△ 879	21	_	1.0	△ 858
千 ##	葉市	394,266	386,679 1,501,290	7,587	3,046	4,541	1,569	1,789	_	12	3,346 5,214
横川	浜市崎市	1,526,933 606,284	602,636	25,643 3,648	12,669 3,151	12,974 497	2,396 72	11,218 2,071	_	8,400	2,143
相	模原市	260,490	252,256	8,234	1,056	7,178	353	13	_	5,100	△ 4,734
新	潟市	361,444	359,331	2,113	1,032	1,081	148	5	_	4,000	△ 3,847
静	岡市	283,561	276,822	6,739	2,532	4,207	244	2,508	_	2,525	226
浜	松市	298,972	287,446	11,526	3,883	7,643	1,819	35	5	_	1,859
名	古 屋 市	1,058,508	1,046,937	11,571	5,414	6,157	4,434	35	_	4,500	△ 32
京	都 市	732,272	727,054	5,218	3,322	1,896	△ 212	2	-	187	△ 396
大	阪市	1,631,983	1,630,073	1,910	1,509	401	△ 33	6,749	_	601	6,115
堺	市	362,839	359,595	3,244	1,132	2,112	371	4	1,332	_	1,707
神	戸市	749,274 287,505	737,616 277,861	11,658	10,402	1,256	△ 313	1,860	_	2.010	1,547
一	山市島市	576,662	570,674	9,644 5,988	2,485 3,567	7,159 2,421	△ 1,843 39	24 1,192	_	3,910 3,250	△ 5,728 △ 2,020
北	九州市	549,613	544,974	4,639	2,766	1,873	△ 451	1,192	_	J,ZJU —	1,387
福	岡市	798,702	784,393	14,309	3,617	10,692	3,282	3,901	_	1,500	5,683
熊	本 市	313,519	308,162	5,357	1,259	4,098	1,091	1,738	38	1,720	1,146
中	核 市										
函	館市	140,294	137,521	2,773	373	2,400	△ 279	1,341	11	_	1,073
旭	川市	158,551	157,272	1,279	327	952	△ 251	17	_	1,000	△ 1,234
青	森市	119,783	116,677	3,106	508	2,598	60	5	_	-	65
盛	岡市	114,689	112,572	2,117	298	1,819	363	1,398	_	1,339	422
秋郡	田市	140,196 173,478	138,024 166,007	2,172 7,471	452 3,285	1,720 4,186	△ 404 △ 317	951 5,852	_	4,840	547 694
しい	わき市	182,370	168,506	13,864	8,638	5,226	△ 251	8,208	_	5,684	2,273
宇	都宮市	200,993	196,835	4,158	1,882	2,276	△ 2,220	22	_	3,000	△ 5,198
前	橋市	144,249	140,549	3,700	377	3,323	807	1,261	139	4	2,203
高	崎 市	164,695	157,520	7,175	1,295	5,880	619	1,010	_	2,133	△ 504
JII	越市	109,716	104,051	5,665	757	4,908	△ 208	6	_	308	△ 510
越	谷 市	100,482	95,251	5,231	77	5,154	1,714	1,373	_	1,600	1,487
船	橋 市	203,293	199,187	4,106	671	3,435	31	8	_	4,000	△ 3,961
柏	市	131,252	126,358	4,894	1,050	3,844	266	4	_	4,600	△ 4,330
八	王子市須賀市	196,162	191,287	4,875	819	4,056	2,164	7	_	_	2,172
横富	須賀市山市	144,480 172,769	140,585 169,612	3,895 3,157	562 1,254	3,333 1,903	△ 92 577	4 7	_	_	△ 89 584
金	沢市	172,769	170,557	2,916	817	2,099	△ 71	301	1,502	_	1,732
長	野市	162,365	156,876	5,489	3,303	2,186	333	43	61	900	△ 463
岐	阜市	159,901	151,585	8,316	626	7,690	133	7	_	500	△ 361
豊	橋 市	122,543	118,075	4,468	245	4,223	80	7	-	2,998	△ 2,911
岡	崎 市	123,762	118,433	5,329	550	4,779	412	44	_	5,000	△ 4,543
豊	田市	193,979	186,665	7,314	1,641	5,673	333	6,800	10	_	7,143
大	津市	117,206	115,292	1,914	554	1,360	△ 189	377	44	_	232
豊	中市	146,572	143,122	3,450	1,449	2,001	605	1,253	-	37	1,821
高物	槻 市 方 市	117,854	116,263	1,591	950	641 1 043	218	274 954	1 1 1 0	300	492 1 869
枚東	方 市大阪市	135,186 208,150	133,028 205,785	2,158 2,365	215 659	1,943 1,706	66 536	1,976	1,148	1,000	1,869 1,512
姫	路市	216,123	209,065	7,058	1,441	5,617	171	47	2,879	1,000	3,098
尼	崎市	202,608	202,072	536	284	252	91	110	_,3, 5	_	200
西	宮市	173,379	170,606	2,773	133	2,640	2,149	253	_	_	2,402
奈	良 市	127,501	125,625	1,876	124	1,752	1702	1	-	-	1,703
和	歌山市	148,433	147,394	1,039	481	558	119	727	0	1,500	△ 653
倉	敷市	188,174	181,593	6,581	1,089	5,492	2,829	1,905	1,125	1,121	4,738
福	山市	172,166	166,433	5,733	2,525	3,208	△ 913	2,035	1,032	_	2,154
下	関市	129,105	126,057	3,048	217	2,831	89	1,184	-	1,200	73
高	松市	163,539	156,646	6,893	1,973	4,920	1,122	19	28	2,800	△ 1,631
松	山市	190,737	184,806	5,931	3,232	2,699	△ 106	100	_	2,700	△ 2,706

第7表 決算収支の状況(つづき)

その3 政令指定都市・中核市・施行時特例市・都市 (平成28年1月1日現在住民基本台帳登載人口30万人以上) の実質収支等の状況 (単位 百万円)

												(I I I C/O
٥	区 分		歳 入	歳出	歳入歳出 差 引 (A)-(B)	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収 支	積立金	繰 上 償還額	積 立 金 取崩し額	実質単年度 収 支 (E)+(F)+
			(A)	(B)	(C)	(D)	(C)-(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(G)-(H)
高	知	市	155,630	153,389	2,241	1,496	745	△ 28	1	833	_	806
人	留米	市	144,632	142,879	1,753	606	1,147	65	56	-	_	121
長	崎	市	211,706	206,255	5,451	893	4,558	1,851	1,212	_	_	3,064
大	分	市	169,808	164,849	4,959	809	4,150	806	79	_	_	885
宮	崎	市	163,763	159,981	3,782	403	3,379	650	37	_	1,463	△ 776
鹿	児島	市	250,880	240,483	10,397	3,328	7,069	1,634	1,015	_		2,649
那	覇	市	146,098	141,412	4,686	1,848	2,838	46	1,408	23	_	1,477
	時特例「		,	,	.,	,,,,,,	_,,		.,			.,
八	戸	市	103,703	99,979	3,724	2,209	1,515	191	548	_	553	186
Ш	形	市	91,869	89,864	2,005	119	1,886	660	74	_	937	△ 203
水	戸	市	105,369	99,133	6,236	1,838	4,398	1,323	1,428	50	1,650	1,151
7	く゛ば	市	76,571	73,047	3,524	487	3,037	1,065	2	_	- 1,030	1,067
伊伊	勢崎	市	81,294	78,573	2,721	106	2,615	96	7	_	249	△ 145
太		市	83,145	79,391	3,754	1,276	2,478	335	40	108	1,564	△ 1,082
熊	谷	市	68,620	64,428	4,192	225	3,967	971	9	968	1,504	1,948
JII		市	193,193	183,935	9,258	1,187	8,071	△ 4,946	6,056	-	102	1,008
所	沢	市	193,193	96,656	5,910	1,107	4,332	773	1,785		1,713	845
春	日部	市	74,085	71,018	3,067	345	2,722	505		_	934	△ 423
									6 0	_		
草亚	加	市	73,841	68,417	5,424	610	4,814	379		_	438	
平	塚	市	85,652	81,858	3,794	1,105	2,689	△ 1,004	702	-	-	△ 303
小	田原	市	72,951	68,857	4,094	185	3,909	288	1,762	-	800	1,250
茅	ケー崎	市	75,491	72,641	2,850	220	2,630	757	4	-	1,000	△ 239
厚	木	市	84,344	80,038	4,306	532	3,774	1,360	3,495	_	-	4,855
大	和	市	79,512	76,432	3,080	150	2,930	△ 300	6	_	1,500	△ 1,794
長	岡	市	133,393	129,896	3,497	422	3,075	607	3	1	_	610
上	越	市	104,643	102,504	2,139	289	1,850	△ 2,507	5,420	511	_	3,424
福	井	市	115,060	113,244	1,816	178	1,638	765	353	-	_	1,117
甲	府	市	74,128	73,119	1,009	132	877	△ 43	1	-	_	△ 42
松	本	市	92,626	88,759	3,867	1,158	2,709	1,260	732	-	96	1,896
沼	津	市	74,056	70,692	3,364	97	3,267	808	2,027	_	735	2,101
富	±	市	91,077	87,898	3,179	225	2,954	△ 15	604	106	200	495
-	宮	市	117,569	114,495	3,074	270	2,804	△ 909	805	-	_	△ 103
春	日井	市	98,551	94,992	3,559	524	3,035	479	1,310	-	618	1,172
匹	日市	市	121,627	118,607	3,020	444	2,576	433	1,062	-	130	1,365
岸	和 田	市	76,183	75,789	394	65	329	257	310	-	_	567
吹	\blacksquare	市	122,408	121,684	724	549	175	△ 942	556	-	200	△ 586
茨	木	市	85,870	84,545	1,325	412	913	57	501	-	_	558
八	尾	市	106,938	106,816	122	73	49	31	31	48	_	110
寝	屋川	市	81,749	80,113	1,636	223	1,413	91	1,125	672	220	1,668
明	石	市	102,952	99,573	3,379	1,400	1,979	976	319	0	_	1,295
加	古 川	市	79,267	78,407	860	197	663	△ 17	445	-	_	428
宝	塚	市	74,425	73,186	1,239	435	804	287	152	-	400	40
鳥	取	市	95,800	93,872	1,928	205	1,723	177	1,307	15	_	1,499
松	江	市	102,814	101,712	1,102	150	952	145	6	477	_	628
呉		市	110,157	108,007	2,150	150	2,000	563	717	-	500	780
佐	賀	市	94,513	91,808	2,705	1,160	1,545	79	515	319	_	912
佐	世保	市	122,153	117,514	4,639	366	4,273	1,421	1,492	-	1,000	1,912
都		ħ										
市川	市(千葉!		139,010	133,863	5,147	369	4,778	904	25	_	_	929
	市(千葉!		151,094	143,284	7,810	631	7,179	1,651	2,235	1	_	3,887
	田市(東京		147,811	142,853	4,958	377	4,581	317	4,813	_	3,457	1,673
- 1	マ市 (神奈川		142,369	137,041	5,328	258	5,070	333	354	-	577	109

その4 赤字の団体及び赤字額の増減状況

(単位 百万円)

					 26年度の		 かうち市町 合併等によ		(,	4)のうち4	P成 27年	度も	赤字であ	る団体			のうち黒字	平成黒	t 26年度が 字 で t 27年度が 字 の 団 体		は27年度の
	₹	分		赤字	≥の団体(A)		コ / サ に c 滅 し た 団 体 		赤字が	増加したほ	団体		赤字が	減少したほ	団体	<i>الحال</i>	ぶった団体 	平原 赤:	┇27年度が 字 の 団 体 	赤!	字の団体
				団体数	平 成 26年度 実質収支	団体数	平 成 26年度 実質収支	団体数	平 成26 年度実質 収 支 (a)	平 成27 年度実質 収 支 (b)	(b)-(a)	団体数	平 成26 年度実質 収 支 (c)	平 成 27 年度実質 収 支 (d)	(d)-(c)	団体数	平 成 26年度 実質収支	団体数	平 成 27年度 実質収支	団体数	平 成 27年度 実質収支
都	道	府	県	-	-	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
市	E	IJ	村	2	△ 115	-	_	_	_	_	-	-	_	_	_	2	△ 115	-	_	-	_
		一部 を除		-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	_
Ī	政令:	指定者	『市	-	-	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
4	特	別	×	-	-	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
	中	核	市	-	-	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_
1	施行	時特例	列市	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_
Ī	都		市	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
	中	都	市	-	-	-	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_
	小	都	市	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	-	_
E	⊞Ţ		村	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	-	_	-	_	_	_
-i	部事	務組合	等	2	△ 115	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	2	△ 115	-	_	_	_
合			計	2	△ 115	-	_	-	_	_	_	-	_	_	_	2	△ 115	-	_	-	_

その5 実質収支の推移

		全		d	体			黒	字	の	₫	体				赤字		の 団	体		
	総	数	都	道府県	市	町村		総	数	都	道府県	市	町村		総	数	Ī	鄒道府県	rt.	ī 🖽 J	村
区分	団体数(A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(B)	(B) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支額	団体数(C)	(C) (A)	収支額	団体数	収支額	団体数	収支	₹額
平 成 17年度	3,418	1,316,358	47	226,193	3,371	1,090,165	3,390	99.2	1,354,788	45	246,793	3,345	1,107,995	28	0.8	△ 38,430	2	△ 20,600	26	△ 17	7,830
18	3,410	1,524,479	47	385,034	3,363	1,139,445	3,383	99.2	1,585,128	46	397,703	3,337	1,187,425	27	0.8	△ 60,650	1	△ 12,669	26	△ 47	7,981
19	3,344	1,359,661	47	331,093	3,297	1,028,568	3,318	99.2	1,408,855	46	331,792	3,272	1,077,063	26	0.8	△ 49,194	1	△ 699	25	△ 48	8,495
20	3,296	1,279,657	47	265,896	3,249	1,013,760	3,277	99.4	1,325,003	47	265,896	3,230	1,059,107	19	0.6	△ 45,347	-	_	19	△ 45	5,347
21	3,190	1,444,699	47	264,442	3,143	1,180,257	3,177	99.6	1,451,028	47	264,442	3,130	1,186,586	13	0.4	△ 6,329	-	_	13	Δ (6,329
22	3,180	1,670,237	47	354,641	3,133	1,315,596	3,172	99.7	1,672,297	47	354,641	3,125	1,317,655	8	0.3	△ 2,060	-	_	8	Δ 2	2,060
23	3,161	1,795,272	47	346,111	3,114	1,449,161	3,158	99.9	1,795,811	47	346,111	3,111	1,449,700	3	0.1	△ 538	-	-	3	Δ	538
24	3,149	1,767,525	47	363,694	3,102	1,403,831	3,147	99.9	1,767,616	47	363,694	3,100	1,403,922	2	0.1	△ 92	-	_	2	Δ	92
25	3,137	1,957,773	47	428,503	3,090	1,529,270	3,133	99.9	1,958,174	47	428,503	3,086	1,529,671	4	0.1	△ 401	-	_	4	Δ	401
26	3,128	1,838,277	47	420,564	3,081	1,417,713	3,126	99.9	1,838,392	47	420,564	3,079	1,417,828	2	0.1	△ 115	-	-	2	Δ	115
27	3,118	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	3,118	100.0	1,962,396	47	384,455	3,071	1,577,941	_	-	-	-	_	-		-

⁽注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

総 括__

その6 実質収支の対前年度増減額の状況

		全		団	体			黒	字	の団	l 位	\$		赤	字	の団	1	*
区分	総	数	都	道府県	市	町村	総	数	都	道府県	市	町村	総	数	都流	道府県	市	町村
	団体 数	収支額	団体 数	収支額	団体 数	収支額												
平 成17年度	△971	95,567	-	68,589	△971	26,978	△922	74,793	△1	65,525	△ 921	9,268	△ 49	20,774	1	3,064	△ 50	17,710
18	△ 8	208,121	-	158,841	△ 8	49,280	△ 7	230,340	1	150,910	△ 8	79,430	Δ 1	△ 22,220	△1	7,931	-	△ 30,151
19	△ 66	△164,818	-	△ 53,941	△ 66	△110,877	△ 65	△176,273	-	△ 65,911	△ 65	△110,362	Δ 1	11,456	-	11,970	△ 1	△ 514
20	△ 48	△ 80,004	-	△ 65,197	△ 48	△ 14,808	△ 41	△ 83,852	1	△ 65,896	△ 42	△ 17,956	△ 7	3,847	△1	699	△ 6	3,148
21	△106	165,042	-	△ 1,454	△106	166,497	△100	126,025	_	△ 1,454	△ 100	127,479	△ 6	39,018	-	_	△ 6	39,018
22	△ 10	225,538	-	90,199	△ 10	135,339	△ 5	221,269	-	90,199	Δ 5	131,069	△ 5	4,269	-	_	Δ 5	4,269
23	△ 19	125,035	-	△ 8,530	△ 19	133,565	△ 14	123,514	-	△ 8,530	△ 14	132,045	△ 5	1,522	-	-	Δ 5	1,522
24	△ 12	△ 27,747	-	17,583	△ 12	△ 45,330	△ 11	△ 28,195	-	17,583	△ 11	△ 45,778	Δ 1	446	-	-	△ 1	446
25	△ 12	190,248	-	64,809	△ 12	125,439	△ 14	190,558	-	64,809	△ 14	125,749	2	△ 309	-	_	2	△ 309
26	△ 9	△119,496	-	△ 7,939	△ 9	△111,557	△ 7	△119,782	_	△ 7,939	△ 7	△111,843	△ 2	286	-	_	△ 2	286
27	△ 10	124,119	-	△ 36,109	△ 10	160,228	△ 8	124,004	-	△ 36,109	△ 8	160,113	△ 2	115	-	-	Δ 2	115

第7表 決算収支の状況(つづき)

その7 単年度収支等の状況

(単位 百万円)

区分	平	成 27 年	度	平	成 26 年	度	#	当 減 客	 頁
区 分	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	숨 計	都道府県	市町村
単 年 度 収 支 (A)	125,176 (1,133)	△ 36,109 (18)	161,285 (1,115)	△ 119,763 (1,605)	△ 7,992 (13)	△ 111,771 (1,592)	244,939 (△ 472)	△ 28,117 (5)	273,056 (\(\triangle 477\)
調整額 (C)+(D)-(E) (B)	376,639	136,048	240,592	351,636	278,436	73,200	25,003	△ 142,388	167,392
財政調整基金積立額(C)	730,117	169,866	560,251	881,230	332,693	548,537	△151,113	△ 162,827	11,714
繰上償還額(D)	165,313	68,032	97,281	154,461	48,600	105,861	10,852	19,432	△ 8,580
 財政調整基金取崩し額 (E)	518,791	101,850	416,940	684,054	102,856	581,198	△165,263	△ 1,006	△164,258
実質単年度収支 (A)+(B)	501,815 (1,055)	99,939 (14)	401,877 (1,041)	231,873 (1,502)	270,444 (9)	△ 38,571 (1,493)	269,942 (△ 447)	△ 170,505 (5)	440,448 (△ 452)

⁽注)() 内の数値は、単年度収支の赤字の団体数及び実質単年度収支の赤字の団体数である。

⁽注) 赤字の団体には、打切り決算により赤字となった団体が含まれている。

その1 経常収支比率等の状況

(単位 %)

区	分	昭和40年代 後半の水準	平成17 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
都 道 府 県	経常収支比率	70.2	92.6	92.6	94.7	93.9	95.9	91.9	94.9	94.6	93.0	93.0	93.4
	実質収支比率	0.6	0.9	1.5	1.2	0.9	1.0	1.3	1.3	1.3	1.6	1.5	1.3
	実質公債費比率		14.9	14.7	13.5	12.8	13.0	13.5	13.9	13.7	13.5	13.1	12.7
	公債費負担比率	4.2	19.3	19.4	18.6	19.3	18.8	18.9	19.4	19.7	19.9	19.5	18.7
	財政力指数	0.52	0.43	0.46	0.50	0.52	0.52	0.49	0.47	0.46	0.46	0.47	0.49
市町村	経常収支比率	73.1	90.2	90.3	92.0	91.8	91.8	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0
	実質収支比率	4.2	3.5	3.6	3.0	3.0	3.6	4.1	4.5	4.3	4.7	4.3	4.7
	実質公債費比率		14.8	15.1	12.3	11.8	11.2	10.5	9.9	9.2	8.6	8.0	7.4
	公債費負担比率	6.6	17.4	17.5	17.7	17.6	17.0	16.5	16.4	16.2	15.7	15.3	14.7
	財政力指数	0.33	0.52	0.53	0.55	0.56	0.55	0.53	0.51	0.49	0.49	0.49	0.50
政令指定都市	経常収支比率	71.0	94.3	93.3	95.4	95.6	96.5	95.4	95.5	96.0	95.4	96.6	95.4
	実質収支比率	0.1	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	1.0	1.2	1.1	1.8	1.2	1.4
			19.1	19.6	14.2	13.8	13.4	12.8	12.1	11.5	11.2	11.2	10.9
	実質公債費比率		(18.5)	(18.7)	(13.4)	(13.3)	(13.1)	(12.2)	(11.7)	(11.2)	(10.7)	(10.5)	(10.1)
			20.9	20.0	20.1	20.3	20.3	20.1	20.2	20.2	20.0	19.8	19.6
	公債費負担比率	7.2	(20.5)	(20.0)	(19.9)	(20.2)	(20.2)	(19.6)	(19.6)	(19.6)	(19.4)	(19.1)	(18.9)
	財政力指数	0.78	0.83	0.84	0.86	0.87	0.87	0.87	0.86	0.84	0.85	0.85	0.86
中核市	経常収支比率	_	87.0	87.4	90.0	90.7	92.1	89.5	90.1	90.6	89.9	90.4	89.5
	実質収支比率	_	3.4	3.5	2.9	2.9	3.3	3.4	3.5	3.6	3.9	3.3	3.7
	7,2,1,2,1,1		14.2	14.3	10.5	10.0	9.8	9.6	9.2	8.6	8.1	7.3	6.7
	実質公債費比率	_	(14.0)	(14.2)	(10.5)	(10.2)	(10.0)	(9.6)	(9.2)	(8.7)	(8.2)	(7.4)	(6.9)
			16.6	17.1	17.5	17.6	17.1	16.8	16.9	16.6	16.1	15.8	15.0
	公債費負担比率	_	(16.5)	(17.1)	(17.6)	(17.6)	(17.1)	(16.8)	(16.9)	(16.6)	(16.1)	(15.8)	(15.1)
	財政力指数	_	0.78	0.80	0.82	0.84	0.83	0.80	0.77	0.76	0.76	0.76	0.78
 施行時特例市	照 以 刀 指 数 经常収支比率	_	89.2	89.1	91.1	91.1	91.0	89.0	90.2	90.5	90.4	91.3	90.1
100 日 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		_		3.7		2.9	3.7				5.0		4.7
	実質収支比率	_	3.1		3.2	10.5		4.3 9.3	5.0	4.9 8.3	7.7	4.5 7.1	6.3
	実質公債費比率	_	14.6	14.7	10.5		9.8	(9.2)	8.6				(6.2)
			(14.8)	(14.8)	(10.6)	(10.5)	(9.8)		(8.6)	(8.3)	(7.7)	(7.0)	
	公債費負担比率	_	15.2	15.4	15.8	15.8	15.1	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	13.5
	DJ 75 J JK #5		(15.2)	(15.5)	(15.8)	(15.7)	(15.0)	(14.6)	(14.6)	(14.7)	(14.7)	(14.4)	(13.5)
+/7	財政力指数	740	0.86	0.88	0.90	0.92	0.92	0.88	0.85	0.81	0.81	0.82	0.82
都市	経常収支比率	74.9	90.2	90.5	92.1	91.5	91.0	88.0	89.3	89.9	89.2	90.3	89.1
	実質収支比率	4.1	4.4	4.3	3.5	3.5	4.4	5.0	5.7	5.4	5.7	5.4	6.1
	実質公債費比率		15.0	15.3	12.9	12.6	12.0	11.2	10.5	9.8	9.0	8.2	7.6
			(15.4)	(15.8)	(13.8)	(13.6)	(13.0)	(12.1)	(11.3)	(10.5)	(9.8)	(9.0)	(8.4)
	公債費負担比率	6.8	16.1	16.6	17.0	17.0	16.2	15.7	15.5	15.4	15.0	14.7	14.0
		0.55	(16.5)	(17.0)	(17.5)	(17.4)	(16.5)	(15.9)	(15.8)	(15.7)	(15.3)	(15.1)	(14.4)
	財政力指数		0.62	0.65	0.66	0.68	0.67	0.64	0.61	0.60	0.60	0.60	0.60
町村	経常収支比率	71.1	88.5	88.5	89.1	88.2	86.8	83.0	85.3	84.9	84.7	86.4	84.5
	実質収支比率	6.6	5.1	5.2	4.8	4.8	5.5	6.1	6.6	6.4	6.6	6.7	7.1
	実質公債費比率		14.6	15.3	14.7	14.4	13.7	12.7	11.7	10.7	9.9	8.9	8.2
			(14.9)	(15.7)	(15.3)	(14.8)	(13.9)	(12.7)	(11.6)	(10.5)	(9.7)	(8.7)	(8.0)
	公債費負担比率	6.4	17.8	18.3	18.6	18.1	16.5	15.6	15.3	15.0	14.2	13.6	13.1
			(18.6)	(19.1)	(19.3)	(18.5)	(16.5)	(15.6)	(15.4)	(15.0)	(14.2)	(14.0)	(13.2)
	財政力指数		0.42	0.43	0.44	0.45	0.43	0.41	0.39	0.38	0.38	0.38	0.38
合 計	経常収支比率	71.4	91.4	91.4	93.4	92.8	93.8	90.5	92.6	92.7	91.6	92.1	91.7
	実質収支比率	2.2	2.2	2.5	2.1	1.9	2.3	2.7	2.9	2.8	3.1	2.9	3.0
	実質公債費比率		14.9	14.9	12.8	12.3	12.1	12.0	11.8	11.3	10.9	10.4	9.9
	公債費負担比率	5.3	19.2	19.3	19.1	19.2	18.6	18.4	18.6	18.6	18.5	18.2	17.7

⁽注) 1 市町村及び合計の経常収支比率、実質収支比率及び財政力指数には特別区及び一部事務組合等は含まず、公債費負担比率にはこれらを含み、実質公債費比率には一部事務組合等を含まない。その2において同じ。
2 経常収支比率、実質収支比率、実質公債費比率及び公債費負担比率は加重平均であり、財政力指数は単純平均である。ただし、平成17年度以降の実質公債費比率及び公債費負担比率の())書きは単純平均である。
3 平成19年度以降の実質公債費比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定したものである。なお、平成19年度から算定方法の一部が変更されている。

第8表 経常収支比率等の状況(つづき)

その2 経常収支比率の内訳

(単位 百万円・%)

				4		年月	 芰			7	区 成 26	年月	 芰		増	割 減	率
区	分		都道府	県	市町	村	総	額	都 道 府	県	市町	村	総	額	都道 府県	市町村	総額
経常一	-般財源	(A)	26,491,980		27,528,383		54,020,363		25,533,204		26,673,823		52,207,027		3.8	3.2	3.5
地	方	税	15,792,338		16,909,819		32,702,157		14,481,375		16,959,143		31,440,517		9.1	△ 0.3	4.0
地力	方譲 与	税	2,257,839		406,920		2,664,758		2,534,609		388,527		2,923,137		△ 10.9	4.7	△ 8.8
地方	特例交付	金	47,547		66,919		114,466		47,675		67,024		114,699		△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2
地力	5 交 付	税	8,393,090		7,403,305		15,796,395		8,468,000		7,435,838		15,903,838		△ 0.9	△ 0.4	△ 0.7
₹	の	他	1,166		2,741,420		2,742,587		1,545		1,823,291		1,824,836		△ 24.5	50.4	50.3
減収特の	補 塡 削 分		80,725		4,977		85,702		1,270		1,099		2,369		6,256.3	352.9	3,517.6
臨時財	政対策債	(C)	2,592,258		1,841,434		4,433,692		3,392,678		2,072,058		5,464,737		△ 23.6	△ 11.1	△ 18.9
	経費充財源		27,237,963		26,448,486		53,686,051		26,895,796		26,245,202		53,140,766		1.3	0.8	1.0
人	件	費	11,241,402	38.5	6,857,109	23.3	18,096,705	30.9	11,193,360	38.7	6,852,375	23.8	18,043,683	31.3	0.4	0.1	0.3
物	件	費	986,140	3.4	4,190,273	14.3	5,177,705	8.8	971,431	3.4	4,104,095	14.3	5,077,034	8.8	1.5	2.1	2.0
扶	助	費	534,381	1.8	3,477,425	11.8	4,012,994	6.9	540,968	1.9	3,372,590	11.7	3,914,920	6.8	△ 1.2	3.1	2.5
補	助費	等	7,505,192	25.7	2,936,710	10.0	10,440,033	17.8	7,108,306	24.6	2,904,303	10.1	10,010,610	17.4	5.6	1.1	4.3
公	債	費	6,631,746	22.7	5,111,720	17.4	11,742,833	20.1	6,738,028	23.3	5,245,262	18.2	11,982,593	20.8	△ 1.6	△ 2.5	△ 2.0
繰	出	金	712	0.0	3,384,632	11.5	3,386,713	5.8	710	0.0	3,279,229	11.4	3,281,514	5.7	0.3	3.2	3.2
そ	の	他	338,390	1.3	490,617	1.7	829,068	1.4	342,993	1.1	487,348	1.8	830,412	1.3	△ 1.3	0.7	△ 0.2
(D)	収支比率 / {(A)+(B) (C)} ×10(93.4		90.0		91.7		93.0		91.3		92.1			

総 括___ その1 総 括

(単位 百万円)

[57	分	継 続 費 逓 次	繰 越明許費	事故繰越	事 業	支 払	合 計	未収入	未収	八特定財源	内訳	翌年度に
	77	操越額	繰 越 費 繰 越 額	繰越額	繰越額	繰 延 額		特定財源	国 庫 支 出 金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人件	費	0	863	_	2,505	5	3,374	2,014	479	_	1,535	1,359
普通建設事	業費	208,119	3,222,936	144,459	76,397	35	3,651,947	2,517,568	1,135,647	1,153,368	228,553	1,134,379
補助事	業 費	117,434	2,432,809	119,099	6,355	35	2,675,733	1,982,205	1,135,223	677,032	169,950	693,527
単独事	業 費	90,685	790,127	25,360	70,042	_	976,214	535,363	424	476,336	58,603	440,851
災害復旧事	業費	26,288	479,349	99,335	1	_	604,973	532,613	431,417	40,703	60,493	72,360
その	他	1,128	678,840	21,002	185,438	847	887,253	545,476	339,767	30,436	175,273	341,778
合	計	235,535	4,381,988	264,796	264,341	887	5,147,547	3,597,671	1,907,310	1,224,507	465,854	1,549,876

⁽注)「単独事業費」には、県営事業負担金を含む。その3において同じ。

その2 都道府県 (単位 百万円)

	継続費	繰越	事故繰越	事業	支 払	合 計	未収入	未収	· 入特定財源	内訳	翌年度に
区分	逓 次繰越額	繰 越 費 繰 越 額	事故繰越繰越線 越額	繰越額	繰 延 額	合 計	未 収 入特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人 件 費	_	171	_	2,505	_	2,676	1,453	71	-	1,382	1,223
普通建設事業費	39,644	1,826,746	88,669	74,579	_	2,029,638	1,368,898	771,883	537,118	59,897	660,740
補助事業費	22,795	1,466,572	70,604	5,862	_	1,565,834	1,153,043	771,883	346,577	34,583	412,791
単独事業費	16,849	360,174	18,064	68,717	_	463,804	215,856	_	190,541	25,315	247,949
災害復旧事業費	961	322,666	82,454	_	_	406,081	370,086	342,413	27,340	333	35,995
その他	68	126,199	2,915	177,614	832	307,627	71,396	47,078	7,392	16,926	236,232
숨 計	40,673	2,275,782	174,038	254,698	832	2,746,022	1,811,833	1,161,445	571,850	78,538	934,190

第9表 繰越額等の状況(つづき)

その3 市 町 村 (単位 百万円)

総 括

	7	分	継 続 費 歩	繰 越費	事故繰越	事 業 繰 越 額	支 払	合 計	未収入	未収	7入特定財源	内訳	翌年度に
Σ	<u> </u>	ガ 	操越額	繰 越明 許 費 級 額	繰越額	事 業繰越額	支 払繰延額	6 at	特定財源	国 庫支出金	地方債	その他	繰り越す べき財源
人	件	費	0	692	_	_	5	697	561	408	_	153	136
普通	建設	事業費	168,475	1,396,189	55,790	1,819	35	1,622,309	1,148,670	363,764	616,250	168,656	473,639
補	甫助 事	業費	94,639	966,237	48,494	493	35	1,109,899	829,162	363,340	330,454	135,368	280,737
単	鱼独事	業費	73,836	429,953	7,296	1,325	_	512,410	319,508	424	285,795	33,289	192,902
災害	『復旧 』	事業費	25,327	156,683	16,881	1	_	198,892	162,527	89,004	13,363	60,160	36,365
そ	の	他	1,059	552,643	18,088	7,823	15	579,626	474,081	292,690	23,044	158,347	105,546
合	ì	計	194,861	2,106,207	90,759	9,643	55	2,401,524	1,785,839	745,866	652,657	387,316	615,686

その1 総 括 (単位 百万円・%)

			死 27	年	 度						七		較		
区分							平成26年 純 計	F度 額		増	減	率	前年	丰度増減	或率
	都道府	県	市町	村	純計	額	***	П	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
地 方 税	20,142,594	38.7	18,955,969	32.3	39,098,563	38.4	36,785,451	36.0	2,313,112	13.2	△ 0.2	6.3	5.9	2.3	4.0
地 方 譲 与 税	2,257,839	4.3	421,408	0.7	2,679,246	2.6	2,936,867	2.9	△ 257,621	△ 10.9	4.8	△ 8.8	18.6	△ 4.7	14.8
地方特例交付金	47,547	0.1	71,321	0.1	118,868	0.1	119,188	0.1	△ 320	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 5.0	△ 5.0	△ 5.0
地 方 交 付 税	8,845,703	17.0	8,544,937	14.5	17,390,640	17.1	17,431,428	17.1	△ 40,788	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.2	0.3	△ 2.2	△ 0.9
市町村たばこ税都道府県交付金	1,167	0.0	-	-	-	-	_	-	_	△ 24.4	_	-	0.6	_	-
利 子 割 交 付 金	-	-	48,608	0.1	-	-	-	-	_	-	△ 13.3	-	-	△ 5.1	-
配当割交付金	-	-	113,429	0.2	-	-	-	-	_	-	△ 21.5	-	-	89.8	-
株式等譲渡所得割交付金	-	-	112,203	0.2	-	-	-	_	-	-	22.5	-	-	△ 24.2	-
地方消費税交付金	-	-	2,515,240	4.3	-	-	-	-	-	-	65.5	-	-	21.1	-
ゴルフ場利用税交付金	-	-	33,176	0.1	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-	△ 5.4	-
特別地方消費税交付金	-	-	0	0.0	-	-	-	-	-	-	△ 34.3	-	-	△ 77.7	-
自動車取得税交付金	-	-	95,782	0.2	-	-	-	-	-	-	52.4	-	-	△ 54.3	-
軽油引取税交付金	-	-	127,444	0.2	-	-	-	-	-	-	0.5	-	-	△ 1.0	-
小 計 (一般財源)	31,294,850	60.1	31,039,517	52.9	59,287,318	58.2	57,272,934	56.1	2,014,384	7.0	3.3	3.5	5.1	1.5	2.9
分担金、負担金	249,157	0.5	685,340	1.2	603,001	0.6	590,713	0.6	12,288	2.2	0.4	2.1	△ 14.1	0.8	△ 3.0
使用料、手数料	795,452	1.5	1,380,709	2.4	2,176,161	2.1	2,103,771	2.1	72,390	9.8	0.1	3.4	14.6	△ 0.3	4.4
国 庫 支 出 金	6,264,392	12.0	8,956,821	15.3	15,221,213	14.9	15,461,868	15.1	△ 240,655	△ 2.1	△ 1.2	△ 1.6	△ 12.9	△ 0.4	△ 6.0
交通安全対策特別交付金	35,254	0.1	25,688	0.0	60,942	0.1	57,057	0.1	3,885	6.7	7.0	6.8	△ 11.8	△ 12.0	△ 11.9
都道府県支出金	-	-	3,945,193	6.7	-	-	-	-	-	-	6.2	-	-	5.7	-
財 産 収 入	219,407	0.4	428,161	0.7	647,568	0.6	633,917	0.6	13,651	△ 18.9	17.8	2.2	11.8	△ 2.6	3.0
寄 附 金	20,826	0.0	210,411	0.4	231,000	0.2	108,137	0.1	122,863	△ 19.2	154.7	113.6	△ 44.2	19.1	△ 6.4
繰 入 金	1,751,076	3.4	1,721,342	2.9	3,472,417	3.4	4,227,817	4.1	△ 755,400	△ 19.1	△ 16.6	△ 17.9	9.6	32.6	19.7
繰 越 金	1,465,987	2.8	1,850,534	3.2	3,316,521	3.3	3,429,242	3.4	△ 112,721	△ 1.6	△ 4.6	△ 3.3	3.9	10.4	7.5
諸 収 入	4,425,402	8.5	2,301,474	3.9	6,213,345	6.1	6,679,556	6.5	△ 466,211	△ 10.5	△ 3.4	△ 7.0	△ 0.1	△ 4.1	1.6
地方債	5,528,081	10.6	5,187,137	8.8	10,688,010	10.5	11,518,456	11.3	△ 830,446	△ 10.0	△ 3.9	△ 7.2	△ 9.4	△ 2.3	△ 6.2
特別区財政調整交付金	-	-	996,356	1.7	-	-	_	_	_	-	1.5	-	-	4.9	-
歳入合計	52,049,884	100.0	58,728,682	100.0	101,917,496	100.0	102,083,467	100.0	△ 165,971	0.7	1.0	△ 0.2	0.2	1.9	1.0

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

京 入

(単位 百万円)

第10表 歳入決算額の状況(つづき)

その2 推 移

57	分			歳入	決 算 額					指	数		
区	73	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	22	23	24	25	26	27
地方	税	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	36,785,451	39,098,563	100	100	100	103	107	114
地方譲	与 税	2,069,189	2,169,911	2,271,480	2,558,842	2,936,867	2,679,246	100	105	110	124	142	129
地方特例交	付金	383,165	364,020	127,467	125,522	119,188	118,868	100	95	33	33	31	31
地方交付	付 税	17,193,551	18,752,268	18,289,826	17,595,454	17,431,428	17,390,640	100	109	106	102	101	101
小計 (一般)	田/厄)	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59.287.318	100	103	102	103	106	110
ענו (ופי ני	宋 <i>] </i> 示	33,902,233	33,437,013	33,149,333	33,034,103	37,272,934	39,207,310	100	103	102	103	100	110
分担金、負	担金	532,709	577,386	597,815	608,727	590,713	603,001	100	108	112	114	111	113
使用料、手	数料	2,035,765	2,008,751	2,015,466	2,015,698	2,103,771	2,176,161	100	99	99	99	103	107
国庫支息	出金	14,305,191	16,030,396	15,527,112	16,511,785	15,518,925	15,282,155	100	112	109	115	108	107
繰 入	金	3,328,352	3,420,824	3,672,500	3,531,353	4,227,817	3,472,417	100	103	110	106	127	104
繰 越	金	2,067,379	2,497,658	2,809,649	3,190,422	3,429,242	3,316,521	100	121	136	154	166	160
地方	債	12,969,520	11,760,270	12,337,932	12,284,850	11,518,456	10,688,010	100	91	95	95	89	82
そ の	他	8,310,350	8,316,746	7,732,875	7,302,897	7,421,609	7,091,913	100	100	93	88	89	85
歳入合	- ≣∔	97,511,501	100.069.646	99.842.882	101 000 835	102,083,467	101 017 /06	100	102	102	104	105	105
成 人 🗀	āl	100,110,76	100,009,046	99,04 2,0 82	101,035	102,003,467	101,917,496	100	103	102	104	105	105

⁽注)「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

(単位 %)

		分		決	字 算 額	構成上	 t				増源	或 率		
区		ח	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
地	方	税	35.2	34.1	34.5	35.0	36.0	38.4	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7	4.0	6.3
地方	譲	与 税	2.1	2.2	2.3	2.5	2.9	2.6	59.6	4.9	4.7	12.7	14.8	△ 8.8
地方	特例	交付金	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1	△ 17.1	△ 5.0	△ 65.0	△ 1.5	△ 5.0	△ 0.3
地方	交	付 税	17.6	18.7	18.3	17.4	17.1	17.1	8.7	9.1	△ 2.5	△ 3.8	△ 0.9	△ 0.2
.1. =1	/ bi	7.04 VEV	FF 3	FF 4	FF 0	55.0	F.C. 4	F0.0	2.2	2.0	. 0.6	0.0	2.0	2.5
小計	(一形	段財源)	55.3	55.4	55.2	55.0	56.1	58.2	2.3	2.8	△ 0.6	0.9	2.9	3.5
分担	金、負	負担金	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	△ 3.3	8.4	3.5	1.8	△ 3.0	2.1
使用	料、	手数料	2.1	2.0	2.0	2.0	2.1	2.1	△ 11.8	△ 1.3	0.3	0.0	4.4	3.4
国庫	支	出金	14.7	16.0	15.6	16.3	15.2	15.0	△ 15.0	12.1	△ 3.1	6.3	△ 6.0	△ 1.5
繰	入	金	3.4	3.4	3.7	3.5	4.1	3.4	20.0	2.8	7.4	△ 3.8	19.7	△ 17.9
繰	越	金	2.1	2.5	2.8	3.2	3.4	3.3	△ 13.8	20.8	12.5	13.6	7.5	△ 3.3
地	方	債	13.3	11.8	12.4	12.2	11.3	10.5	4.6	△ 9.3	4.9	△ 0.4	△ 6.2	△ 7.2
そ	の	他	8.6	8.3	7.7	7.2	7.2	6.9	△ 0.3	0.1	△ 7.0	△ 5.6	1.6	△ 4.4
歳	入台	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3	1.0	△ 0.2

第11表 団体種類別歳入の状況

		X	分		地方税	地 方 譲 与 税	各 種 交 付 金	地方特例 交付金	地 方 交 付 税	国 庫支出金	都道府県 支出金	地方債	その他	歳入合計
		政 令	指定	都市	50,633	782	7,564	161	5,981	22,996	5,621	12,806	20,235	126,779
		中	核	市	28,149	495	3,978	110	7,178	12,625	4,911	6,416	8,265	72,127
	平	施行	時 特	例 市	15,268	253	2,147	65	3,626	5,950	2,389	3,080	4,524	37,302
	成	都		市	71,256	1,870	11,275	283	46,378	33,307	18,211	21,364	33,167	237,111
	27	中	都	市	35,435	678	5,237	145	11,679	14,865	7,516	7,798	12,849	96,202
決		」小	都	市	35,821	1,192	6,038	139	34,698	18,442	10,696	13,566	20,318	140,910
	年	BJ 	/a —	村	14,171	670	2,451	50	22,286	7,561	5,803	6,369	11,046	70,407
	度		(1万)		10,977	417	1,880	44	12,264	5,230	3,582	3,803	7,039	45,236
算			(1万)		3,194	253	571	6	10,022 85,449	2,331	2,222	2,566	4,006	25,171
		<u>合</u> 政令	指定	都市	179,477 50,552	4,069 748	27,414 5,429	669	6,040	82,439 22,507	36,935 4,857	50,034 13,698	77,240 21,573	543,726 125,568
額		中中	植核	前市	26,846	459	2,427	103	7,605	12,148	4,064	6,512	8,457	68,621
-	平	施行	時特	例 市	15,760	249	1,440	69	3,781	5,800	2,323	3,231	4,865	37,518
(億円)	成	都	הו הם	市	72,614	1,789	7,370	285	46,309	34,559	17,820	22,120	33,540	236,406
		ф	都	市	37,389	683	3,596	152	12,540	15,669	7,772	8,658	13,606	100,065
	26	点点	都	市	35,225	1,107	3,775	133	33,769	18,889	10,047	13,461	19,935	136,341
	年	BJ -		村	14,235	640	1,566	49	21,791	8,375	5,720	6,277	11,012	69,665
	度	_	(1万)		11,139	405	1,211	43	12,295	5,510	3,641	3,898	6,999	45,141
	~		(1万)		3,096	234	356	6	9,497	2,865	2,080	2,379	4,011	24,524
		合		計	180,007	3,885	18,233	670	85,526	83,389	34,783	51,838	79,447	537,778
		政 令		都市	28.2	19.2	27.6	24.1	7.0	27.9	15.2	25.6	26.2	23.3
	_	中	核	市	15.7	12.2	14.5	16.4	8.4	15.3	13.3	12.8	10.7	13.3
	平		時 特	例 市	8.5	6.2	7.8	9.8	4.2	7.2	6.5	6.2	5.9	6.9
	成	都		市	39.7	46.0	41.1	42.3	54.3	40.4	49.3	42.7	42.9	43.6
	27	中	都	市	19.7	16.7	19.1	21.6	13.7	18.0	20.3	15.6	16.6	17.7
		小//	都	市	20.0	29.3	22.0	20.7	40.6	22.4	29.0	27.1	26.3	25.9
構	年	BJ 	/a ==	村	7.9	16.5	8.9	7.4	26.1	9.2	15.7	12.7	14.3	12.9
	度		(1万)		6.1	10.2	6.9	6.6	14.4	6.3	9.7	7.6	9.1	8.3
成			(1万)		1.8	6.2 100.0	2.1 100.0	0.9	11.7	2.8	6.0	5.1 100.0	5.2	4.6
		<u>合</u> 政令	指定	都市	100.0 28.1	19.2	29.8	100.0 24.5	100.0 7.1	100.0 27.0	100.0 14.0	26.4	100.0 27.2	100.0 23.3
1		中中	核	市	14.9	11.8	13.3	15.4	8.9	14.6	11.7	12.6	10.6	12.8
比	平	' 施 行	時特		8.8	6.4	7.9	10.3	4.4	7.0	6.7	6.2	6.1	7.0
%	成	都	23 13	市	40.3	46.1	40.4	42.5	54.1	41.4	51.2	42.7	42.2	44.0
		中	都	市	20.8	17.6	19.7	22.7	14.7	18.8	22.3	16.7	17.1	18.6
	26	小	都	市	19.6	28.5	20.7	19.9	39.5	22.7	28.9	26.0	25.1	25.4
	年	町		村	7.9	16.5	8.6	7.3	25.5	10.0	16.4	12.1	13.9	13.0
	度	町村	(1万)	人以上)	6.2	10.4	6.6	6.5	14.4	6.6	10.5	7.5	8.8	8.4
		町村	(1万)		1.7	6.0	2.0	0.8	11.1	3.4	6.0	4.6	5.0	4.6
		合		計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			指 定	都市	81	34	2,135	△ 3	△ 59	489	764	△ 892	△ 1,337	1,211
坩	善	中	核	市	1,303	35	1,551	6	△ 426	477	848	△ 96	△ 191	3,507
		施行	時 特		△ 492	4	707	△ 3	△ 155	150	66	△ 151	△ 342	△ 216
浉	或	都工	+/17	市	△ 1,358	81	3,905	△ 2	69	△ 1,252	392	△ 756	△ 373	705
		中	都	市	△ 1,954	△ 5	1,641	△ 7	△ 861	△ 805	△ 257	△ 860	△ 756	△ 3,863
客			都	市	596	86	2,263	6	930	△ 447	648	104	383	4,568
信 F	急	│ 町 │ □□⊤★┼	(1万)	村	△ 65 △ 162	30 12	885 669	1 1	495 △ 31	△ 814 △ 280	83 △ 59	92 △ 95	36 40	742 95
[9		(1万)		97	19	215	0	526	△ 534	142	187	△ 4	647
		合	(1/1/	計	△ 530	184	9,181	△ 1	△ 77	△ 950	2,152	△ 1,803	△ 2,207	5,949
		政令	指定		0.2	4.6	39.3	 △ 1.9		2.2	15.7	△ 6.5		1.0
		中	核	市	4.9	7.7	63.9	6.2	_ 1.6 △ 5.6	3.9	20.9	_ 0.5 △ 1.5	_ 0.2 △ 2.3	5.1
#	当	施 行			△ 3.1	1.5	49.1	△ 5.0	△ 4.1	2.6	2.8	△ 4.7	△ 7.0	△ 0.6
		都		市	△ 1.9	4.5	53.0	△ 0.7	0.1	△ 3.6	2.2	△ 3.4	△ 1.1	0.3
%	或	中	都	市	△ 5.2	△ 0.7	45.6	△ 4.9	△ 6.9	△ 5.1	△ 3.3	△ 9.9	△ 5.6	△ 3.9
	_	小	都	市	1.7	7.7	60.0	4.2	2.8	△ 2.4	6.5	0.8	1.9	3.4
2		町		村	△ 0.5	4.7	56.5	2.0	2.3	△ 9.7	1.4	1.5	0.3	1.1
9	6		(1万)		△ 1.5	2.8	55.3	1.5	△ 0.3	△ 5.1	△ 1.6	△ 2.4	0.6	0.2
			(1万)		3.1	7.9	60.5	5.7	5.5	△ 18.6	6.8	7.8		2.6
		合		計	△ 0.3	4.7	50.4	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.1	6.2	△ 3.5	△ 2.8	1.1

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

第12表 地方税の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		平	成 27	年	度			平	成 2	26	年	度			Ŀ	t	#	咬	
区分														増	減	率	前年	F度増減	咸率
	都道府	原	市町	村	合 計	額	都道府	県	市田	BŢ	村	合 計	額	都道 府県	市町村	合計額	都道 府県	市町村	合計額
道府県税	18,022,240	89.5	-	-	18,022,240	46.1	15,683,495	88.1		-	-	15,683,495	42.6	14.9	_	14.9	6.2	-	6.2
市町村税	2,120,354	10.5	18,955,969	100.0	21,076,323	53.9	2,110,505	11.9	18,991,4	151	100.0	21,101,956	57.4	0.5	△0.2	△0.1	3.7	2.3	2.4
合 計	20,142,594	100.0	18,955,969	100.0	39,098,563	100.0	17,794,000	100.0	18,991,4	151 1	100.0	36,785,451	100.0	13.2	△0.2	6.3	5.9	2.3	4.0

⁽注) 都道府県欄の市町村税額は、東京都が徴収した市町村税相当分である。

その2 道府県税の収入状況 (総括)

	4	立 成 27 年			4	成 26 年			比	. 較	
区 分	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	18,363,974	18,012,304	97.4	99.9	16,083,702	15,673,190	96.8	99.9	2,339,114	14.9	6.2
(1) 法 定 普 通 税	18,324,316	17,972,645	97.4	99.7	16,052,540	15,642,028	96.8	99.7	2,330,617	14.9	6.1
ア道府県民税	6,385,324	6,110,535	95.7	33.9	6,495,130	6,177,423	95.1	39.4	△ 66,888	△ 1.1	3.9
⑦ 個 人 分	5,440,575	5,171,686	95.1	28.7	5,413,605	5,102,493	94.3	32.5	69,193	1.4	2.3
(1) 法 人 分	849,371	843,467	99.3	4.7	969,152	962,557	99.3	6.1	△119,090	△ 12.4	14.6
り 利 子 割	95,379	95,383	100.0	0.5	112,372	112,372	100.0	0.7	△ 16,989	△ 15.1	△ 2.2
イ 事 業 税	3,722,739	3,703,388	99.5	20.5	3,226,567	3,203,201	99.3	20.4	500,187	15.6	12.2
⑦ 個 人 分	200,442	193,883	96.7	1.1	193,877	186,410	96.1	1.2	7,473	4.0	2.8
(1) 法 人 分	3,522,297	3,509,505	99.6	19.5	3,032,689	3,016,791	99.5	19.2	492,714	16.3	12.8
ウ 地 方 消 費 税	4,974,195	4,974,195	_	27.6	3,106,400	3,106,400	_	19.8	1,867,795	60.1	17.2
⑦ 譲 渡 割	3,707,659	3,707,659	_	20.6	1,989,740	1,989,740	_	12.7	1,717,919	86.3	4.3
(1) 貨 物 割	1,266,536	1,266,536	_	7.0	1,116,660	1,116,660	_	7.1	149,876	13.4	50.5
工不動産取得税	396,729	376,758	95.0	2.1	395,861	371,713	93.9	2.4	5,045	1.4	4.1
オ 道府県たばこ税	153,023	153,023	100.0	0.8	155,342	155,341	100.0	1.0	△ 2,318	△ 1.5	△ 10.0
カ ゴルフ場利用税	47,651	47,538	99.8	0.3	48,054	47,888	99.7	0.3	△ 350	△ 0.7	△ 2.9
キ 自動車取得税	137,309	137,298	100.0	0.8	86,282	86,274	100.0	0.6	51,024	59.1	△ 55.4
ク軽油引取税	937,638	924,518	98.6	5.1	951,223	935,567	98.4	6.0	△ 11,049	△ 1.2	△ 0.8
ケ 自 動 車 税	1,567,104	1,542,803	98.4	8.6	1,585,641	1,556,198	98.1	9.9	△ 13,395	△ 0.9	△ 1.2
コ 鉱 区 税	344	327	95.1	0.0	349	332	95.1	0.0	△ 5	△ 1.5	△ 4.0
サ 固 定 資 産 税	2,261	2,261	100.0	0.0	1,692	1,692	100.0	0.0	569	33.6	0.2
(2) 法定外普通税	39,658	39,658	100.0	0.2	31,162	31,162	100.0	0.2	8,496	27.3	28.9
2 目 的 税	10,275	9,875	96.1	0.1	10,652	10,237	96.1	0.1	△ 362	△ 3.5	6.0
(1) 法定目的税	935	935	100.0	0.0	1,487	1,487	100.0	0.0	△ 552	△ 37.1	△ 5.8
ア狩猟税	935	935	100.0	0.0	1,487	1,487	100.0	0.0	△ 552	△ 37.1	△ 5.8
(2) 法定外目的税	9,339	8,939	95.7	0.0	9,166	8,751	95.5	0.1	188	2.1	8.4
3 旧法による税	1,793	62	3.5	0.0	2,130	68	3.2	0.0		△ 8.8	
合 計	18,376,042	18,022,240	97.4	100.0	16,096,484	15,683,495	96.8	100.0	2,338,745	14.9	6.2

⁽注) 1 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額から、東京都が徴収した市町村税相当額(平成27年度2,120,354百万円、平成26年度2,110,505百万円)を控除した額である。その3において同じ。 2 徴収率は、地方消費税を除いて計算した。 3 法定目的税である平成20年度以前の自動車取得税及び軽油引取税については、「旧法による税」に計上している。

編

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

		平	成 2	7 年 度		平	成 20	5 年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	棁	うち法人信 及び法人事		道府県	锐	うち法人信 及び法人事		道府県	税	うち法人 及び法人		地方税の 歳入に占 める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成 27 年度)
財政力指数 1.0 以上	東京都	3,042,082	16.9	1,136,811	26.1	2,624,410	16.7	997,834	25.1	417,672	15.9	138,977	13.9	71.8
(1団体)	(小 計)	3,042,082	16.9	1,136,811	26.1	2,624,410	16.7	997,834	25.1	417,672	15.9	138,977	13.9	71.8
	愛知県	1,260,277	7.0	365,531	8.4	1,139,935	7.3	372,426	9.4	120,342	10.6	△ 6,895	△ 1.9	54.8
	神奈川県	1,253,326	7.0	259,104	6.0	1,110,112	7.1	234,393	5.9	143,214	12.9	24,711	10.5	61.8
0.7 以上	千葉県	781,514	4.3	137,897	3.2	711,451	4.5	128,121	3.2	70,063	9.8	9,776	7.6	45.9
1.0 未満	埼玉県	868,873	4.8	141,665	3.3	761,436	4.9	130,940	3.3	107,437	14.1	10,725	8.2	50.5
	大阪府	1,284,042	7.1	368,908	8.5	1,100,319	7.0	329,163	8.3	183,723	16.7	39,745	12.1	45.1
	静岡県	551,369	3.1	127,972	2.9	487,421	3.1	125,715	3.2	63,948	13.1	2,257	1.8	47.3
(6団体)	(小 計)	5,999,401	33.3	1,401,077	32.2	5,310,674	33.9	1,320,758	33.2	688,727	13.0	80,319	6.1	51.0
	茨 城 県	395,376	2.2	82,085	1.9	352,263	2.2	73,469	1.8	43,113	12.2	8,616	11.7	34.7
	栃木県	287,157	1.6	63,921	1.5	250,751	1.6	57,220	1.4	36,406	14.5	6,701	11.7	37.2
	兵庫県	714,337	4.0	145,676	3.3	631,351	4.0	131,371	3.3	82,986	13.1	14,305	10.9	36.3
	福岡県	640,728	3.6	134,547	3.1	551,621	3.5	122,570	3.1	89,107	16.2	11,977	9.8	37.6
	群馬県	278,320	1.5	65,541	1.5	244,283	1.6	62,867	1.6	34,037	13.9	2,674	4.3	36.5
	宮城県	326,448	1.8	78,471	1.8	284,756	1.8	71,399	1.8	41,692	14.6	7,072	9.9	22.8
0.5 以上	広島県	380,256	2.1	84,009	1.9	324,264	2.1	77,499	1.9	55,992	17.3	6,510	8.4	40.4
	三重県	250,284	1.4	53,514	1.2	226,757	1.4	50,945	1.3	23,527	10.4	2,569	5.0	36.1
	京都府	337,877	1.9	73,352	1.7	285,135	1.8	66,535	1.7	52,742	18.5	6,817	10.2	36.0
	滋賀県	183,436	1.0	41,327	0.9	161,415	1.0	39,810	1.0	22,021	13.6	1,517	3.8	36.2
	岐阜県	267,335	1.5	52,107	1.2	226,997	1.4	44,165	1.1	40,338	17.8	7,942	18.0	33.9
	福島県	270,253	1.5	64,696	1.5	230,338	1.5	58,053	1.5	39,915	17.3	6,643	11.4	13.2
	岡山県	243,358	1.4	49,628	1.1	211,906	1.4	45,366	1.1	31,452	14.8	4,262	9.4	33.2
(13団体)	(小 計)	4,575,165	25.4	988,875	22.7	3,981,837	25.4	901,269	22.6	593,328	14.9	87,606	9.7	31.7
	長野県	275,555	1.5	55,824	1.3	234,577	1.5	49,513	1.2	40,978	17.5	6,311	12.7	32.9
	石川県	161,766	0.9	36,065	0.8	139,912	0.9	33,725	0.8	21,854	15.6	2,340	6.9	30.3
	香川県	134,925	0.7	31,097	0.7	115,886	0.7	29,185	0.7	19,039	16.4	1,912	6.6	30.3
	富山県	148,195	0.8	31,448	0.7	129,069	0.8	29,161	0.7	19,126	14.8	2,287	7.8	28.7
0.4 以上	新潟県	296,536	1.6	64,815	1.5	256,932	1.6	59,035	1.5	39,604	15.4	5,780	9.8	27.1
	山口県	174,358	1.0	36,304	0.8	150,927	1.0	34,047	0.9	23,431	15.5	2,257	6.6	26.8
	北海道	670,899	3.7	112,017	2.6	581,252	3.7	104,626	2.6	89,647	15.4	7,391	7.1	27.8
	奈良県	147,351	0.8	18,333	0.4	126,003	0.8	16,785	0.4	21,348	16.9	1,548	9.2	29.1
	愛媛県	163,947	0.9	34,819	0.8	138,310	0.9	31,288	0.8	25,637	18.5	3,531	11.3	26.0
(9団体)	(小 計)	2,173,533	12.1	420,722	9.7	1,872,867	11.9	387,365	9.7	300,666	16.1	33,357	8.6	28.5

第12表 地方税の状況(つづき)

その3 道府県税の収入状況(個別団体)

		<u>117</u>	成 2	7 年 度		<u>117</u>	成 20	5 年 度			比	較		(参考)
区分	都道府県	道府県	税	うち法人信 及び法人事		道府県	税	うち法人信 及び法人事		道府県	税	うち法人 及び法人		地方税の歳入に占める割合
		収入額 (A)	構成比	収入額 (B)	構成比	収入額 (C)	構成比	収入額 (D)	構成比	増減額 (A)-(C)	増減率	増減額 (B)-(D)	増減率	(平成 27 年度)
	熊本県	197,713	1.1	32,973	0.8	166,642	1.1	30,548	0.8	31,071	18.6	2,425	7.9	26.0
	山梨県	118,974	0.7	30,567	0.7	97,854	0.6	22,788	0.6	21,120	21.6	7,779	34.1	24.9
	福井県	121,280	0.7	29,329	0.7	101,976	0.7	23,921	0.6	19,304	18.9	5,408	22.6	26.5
	大分県	132,031	0.7	24,702	0.6	112,855	0.7	22,204	0.6	19,176	17.0	2,498	11.3	23.5
	山形県	127,974	0.7	21,693	0.5	110,063	0.7	20,320	0.5	17,911	16.3	1,373	6.8	22.1
	岩手県	154,092	0.9	27,513	0.6	132,911	0.8	25,900	0.7	21,181	15.9	1,613	6.2	13.6
0.3 以上	青森県	165,247	0.9	24,360	0.6	143,649	0.9	22,752	0.6	21,598	15.0	1,608	7.1	23.7
0.4 未満	佐賀県	99,766	0.6	18,229	0.4	86,108	0.5	18,546	0.5	13,658	15.9	△ 317	△ 1.7	21.9
	鹿児島県	175,527	1.0	28,546	0.7	144,492	0.9	25,433	0.6	31,035	21.5	3,113	12.2	22.0
	宮崎県	121,154	0.7	20,440	0.5	101,074	0.6	18,910	0.5	20,080	19.9	1,530	8.1	17.5
	徳島県	93,453	0.5	19,681	0.5	84,981	0.5	22,899	0.6	8,472	10.0	△ 3,218	△14.1	19.0
	和歌山県	107,188	0.6	18,081	0.4	92,988	0.6	17,269	0.4	14,200	15.3	812	4.7	19.0
	長崎県	141,948	0.8	23,789	0.5	118,455	0.8	22,318	0.6	23,493	19.8	1,471	6.6	20.7
	沖縄県	136,370	0.8	25,268	0.6	111,895	0.7	22,459	0.6	24,475	21.9	2,809	12.5	18.3
(14団体)	(小 計)	1,892,715	10.5	345,171	7.9	1,605,942	10.2	316,267	7.9	286,773	17.9	28,904	9.1	20.8
	秋田県	114,129	0.6	18,954	0.4	97,341	0.6	17,896	0.4	16,788	17.2	1,058	5.9	18.7
0.3 未満	鳥取県	64,476	0.4	11,256	0.3	55,213	0.4	10,518	0.3	9,263	16.8	738	7.0	18.1
0.3 木凋	高知県	79,864	0.4	13,649	0.3	66,780	0.4	12,282	0.3	13,084	19.6	1,367	11.1	17.3
	島根県	80,873	0.4	16,457	0.4	68,429	0.4	15,161	0.4	12,444	18.2	1,296	8.5	15.6
(4団体)	(小計)	339,342	1.9	60,317	1.4	287,764	1.8	55,857	1.4	51,578	17.9	4,460	8.0	17.4
全 国	計	18,022,240	100.0	4,352,972	100.0	15,683,495	100.0	3,979,349	100.0	2,338,745	14.9	373,623	9.4	38.7

⁽注) 1 道府県税の収入額に含まれる地方消費税については、都道府県間の清算を行った後の額を計上している。 2 「(参考) 地方税の歳入に占める割合」の算出にあたっては、「東京都が徴収した市町村税相当額」は控除していない。

その4 市町村税 (単位 百万円・%)

	Σ	平成 27 :	年度		Σ	平成 26 :	年 度		比	較	
区 分	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 (B)/(A) ×100	(B)の 構成比	調定額 (C)	収入額 (D)	徴収率 (D)/(C) ×100	(D)の 構成比	増減額 (B)-(D) (E)	増減率 (E)/(D) ×100	前年度増減率
1 普 通 税	20,270,581	19,446,536	95.9	92.3	20,416,282	19,478,802	95.4	92.3	△ 32,266	△ 0.2	2.5
(1) 法定普通税	20,268,681	19,444,707	95.9	92.3	20,414,438	19,477,026	95.4	92.3	△ 32,319	△ 0.2	2.5
ア市町村民税	9,955,662	9,547,965	95.9	45.3	10,028,696	9,559,374	95.3	45.3	△ 11,409	△ 0.1	4.2
闭 個人均等割	226,186	213,856	94.5	1.0	224,819	211,296	94.0	1.0	2,560	1.2	16.2
(イ) 所 得 割	7,376,654	7,009,842	95.0	33.3	7,326,975	6,903,010	94.2	32.7	106,832	1.5	1.0
り 法人均等割	428,336	419,143	97.9	2.0	428,840	418,828	97.7	2.0	315	0.1	0.5
口 法 人 税 割	1,924,485	1,905,124	99.0	9.0	2,048,061	2,026,239	98.9	9.6	△121,115	△ 6.0	16.4
イ固定資産税	9,143,899	8,754,987	95.7	41.5	9,214,082	8,768,572	95.2	41.6	△ 13,585	△ 0.2	1.3
(ア) 純固定資産税	9,052,772	8,663,860	95.7	41.1	9,120,708	8,675,197	95.1	41.1	△ 11,337	△ 0.1	1.3
土 地	3,540,252	3,395,164	95.9	16.1	3,549,666	3,381,983	95.3	16.0	13,181	0.4	0.2
家屋	3,871,574	3,691,111	95.3	17.5	3,954,655	3,745,791	94.7	17.8	△ 54,680	△ 1.5	2.7
償 却 資 産	1,640,946	1,577,585	96.1	7.5	1,616,387	1,547,423	95.7	7.3	30,162	1.9	0.5
(イ) 交 付 金	91,127	91,127	100.0	0.4	93,375	93,375	100.0	0.4	△ 2,248	△ 2.4	3.5
ウ軽自動車税	215,161	200,254	93.1	1.0	211,314	195,066	92.3	0.9	5,188	2.7	3.1
エ 市町村たばこ税	940,165	936,121	99.6	4.4	950,263	950,247	100.0	4.5	△ 14,126	△ 1.5	△ 3.4
才 鉱 産 税	2,071	2,071	100.0	0.0	1,978	1,978	100.0	0.0	93	4.7	1.6
力 特別土地保有税	11,724	3,309	28.2	0.0	8,105	1,788	22.1	0.0	1,521	85.1	67.6
(2) 法定外普通税	1,900	1,830	96.3	0.0	1,844	1,777	96.4	0.0	53	3.0	△ 7.4
2 目 的 税	1,676,986	1,629,787	97.2	7.7	1,678,163	1,623,153	96.7	7.7	6,634	0.4	1.5
(1) 法定目的税	1,675,732	1,628,534	97.2	7.7	1,676,927	1,621,917	96.7	7.7	6,617	0.4	1.5
ア入湯税	23,567	22,743	96.5	0.1	23,286	22,373	96.1	0.1	370	1.7	1.4
イ 事 業 所 税	362,644	361,325	99.6	1.7	357,204	355,597	99.6	1.7	5,728	1.6	2.1
ウ 都 市 計 画 税	1,289,492	1,244,437	96.5	5.9	1,296,407	1,243,919	96.0	5.9	518	0.0	1.4
工水利地益税	30	28	93.3	0.0	30	29	96.7	0.0	<u>△</u> 1	△ 3.4	△ 0.0
(2) 法定外目的税	1,254	1,254	100.0	0.0	1,236	1,236	100.0	0.0	18	1.5	△ 5.3
3 旧法による税	_	_	-	-	-	_	-	_	_	-	_
合 計	21,947,567	21,076,323	96.0	100.0	22,094,445	21,101,956	95.5	100.0	△ 25,633	△ 0.1	2.4

⁽注) 収入額は、「第10表 歳入決算額の状況」の地方税の決算額に東京都が徴収した市町村税相当額(平成27年度2,120,354百万円、平成26年度2,110,505百万円)を加算した額である。

歳

(単位 百万円)

第13表 法定外普通税の状況

その1 道府県税

	平成2	7年度	平成2	6年度	比較		
区分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)	
石油価格調整税	1	1,014	1	989	_	25	
核 燃 料 税	10	18,017	10	11,135	_	6,882	
核燃料物質等取扱税	1	1,226	1	18,088	_	△ 16,862	
核燃料等取扱税	1	19,401	1	951	_	18,450	
合 計	13	39,658	13	31,162	_	8,496	

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)ー(C)	増減額 (B)-(D)
狭小住戸集合住宅税	1	421	1	386	-	35
砂 利 採 取 税	1	4	1	4	_	_
別 荘 等 所 有 税	1	542	1	556	_	△ 14
歴史と文化の環境税	1	81	1	72	_	9
使 用 済 核 燃 料 税	1	392	1	392	_	_
空港連絡橋利用税	1	390	1	366	_	24
合 計	6	1,830	6	1,777	_	53

第14表 法定外目的税の状況

その1 道府県税

(単位 百万円)

	平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
□ 区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
産 業 廃 棄 物 税	21	4,435	21	4,649	_	△ 214
宿 泊 税	1	2,076	1	1,624	_	452
産 業 廃 棄 物 処 理 税	1	435	1	423	_	12
産 業 廃 棄 物 埋 立 税	1	520	1	543	_	△ 23
産業廃棄物処分場税	1	15	1	13	_	2
乗 鞍 環 境 保 全 税	1	14	1	15	_	△ 1
産 業 廃 棄 物 減 量 税	1	301	1	426	_	△ 125
循環資源利用促進税	1	911	1	809	_	102
資源循環促進税	1	233	1	248	_	△ 15
合 計	29	8,939	29	8,751	_	188

その2 市町村税

	平成2	7年度	平成2	6年度	比較			
区 分 	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)		
使 用 済 核 燃 料 税	1	575	1	575	_	_		
遊漁税	1	8	1	8	_	-		
環境未来税	1	636	1	618	_	18		
環 境 協 力 税	3	19	3	18	_	1		
山 砂 利 採 取 税	1	15	1	16	_	△ 1		
숨 計	7	1,254	7	1,236	_	18		

その1 道府県税

(単位 百万円)

	平 成 2	7 年 度	平 成 2	6 年 度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
道府県民税個人均等割	35	21,987	35	22,230	_	△ 243
道府県民税所得割	1	2,563	1	2,488	_	75
道府県民税法人均等割	35	10,122	35	10,022	_	100
道府県民税法人税割	46	109,483	46	110,342	_	△ 859
事 業 税 法 人 分	8	142,486	8	131,806	_	10,680
自 動 車 税	_	_	1	43	△ 1	△ 43
숨 計	_	286,640	_	276,932	_	9,708

その2 市町村税 (単位 百万円)

	平 成 2	7 年 度	平 成 2	6 年 度	比	較
区 分	団体数 (A)	収入額 (B)	団体数 (C)	収入額 (D)	団体数 (A)-(C)	増減額 (B)-(D)
市町村民税	1,005	287,469	998	280,551	7	6,918
個 人 均 等 割	2	1,648	2	1,646	_	2
所 得 割	2	69	2	69	_	0
法 人 均 等 割	391	15,621	398	16,209	△7	△ 588
法 人 税 割	998	270,130	991	262,627	7	7,503
固 定 資 産 税	157	33,383	159	34,083	△ 2	△ 700
土 地	156	9,923	158	10,334	△ 2	△ 411
家屋	156	14,482	158	15,106	△ 2	△ 624
償 却 資 産	156	8,978	158	8,644	△ 2	334
軽 自 動 車 税	21	588	30	693	△ 9	△ 105
鉱 産 税	10	11	11	10	△ 1	1
入 湯 税	2	23	2	23	_	0
旧法による税	_	_	_	_	_	_
合 計	_	321,475	_	315,359	_	6,116

⁽注)「市町村民税法人税割」には、東京都が徴収した市町村税相当額 (97,403百万円) を含む。

第16表 地方税徴収率の推移

その1 道府県税 (単位 %)

区 分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平 成 22 年 度	98.5	25.8	95.1
23	98.6	26.0	95.3
24	98.8	26.6	95.7
25	98.9	28.2	96.3
26	99.0	30.5	96.8
27	99.2	32.7	97.4

⁽注) 地方消費税を控除して算出した。

その2 市町村税 (単位 %)

区分	現年課税分	滞納繰越分	合 計
平 成 22 年 度	98.2	20.6	93.3
23	98.4	21.4	93.7
24	98.6	22.5	94.2
25	98.8	24.0	94.9
26	98.9	24.4	95.5
27	99.0	25.8	96.0

第17表 国税と地方税の収入状況

						1													
区分	:	租	税	総	額			玉	,		税		:	地	7	<u>-</u>		税	
	合	計	直接	税	間接税	等	計		直接	税	間接税	等	計		直	接移	i l	引接 稅	等
昭和10年度	18	100.0	10	55.0	8	45.0	12	100.0	4	35.0	8	65.0	6	100.0		6 92	2.9	0	7.1
15	50	100.0	34	68.3	16	31.7	42	100.0	27	63.9	15	36.1	8	100.0		7 92	2.0	1	8.0
平成7年度	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9	336,750	100.0	296,2	27 88	3.0 4	0,523	12.0
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7	350,937	100.0	309,4	82 88	3.2 4	1,455	11.8
9	917,562	100.0	666,446	72.6	251,116	27.4	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6	361,555	100.0	314,1	19 86	5.9 4	7,436	13.1
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	359,222	100.0	296,6	25 82	2.6 6	2,597	17.4
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	350,261	100.0	288,6	13 82	2.4 6	1,648	17.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	355,464	100.0	294,9	28 83	3.0 6	0,536	17.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	355,488	100.0	296,3	60 83	3.4 5	9,128	16.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	333,785	100.0	276,3	25 82	2.8 5	7,460	17.2
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	326,657	100.0	269,7	66 82	2.6 5	6,891	17.4
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	335,388	100.0	276,2	73 82	2.4 5	9,115	17.6
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	348,044	100.0	289,7	68 83	3.3 5	8,277	16.7
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	365,062	100.0	305,9	90 83	3.8 5	9,071	16.2
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6	402,668	100.0	344,9	62 85	5.7 5	7,706	14.3
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	395,585	100.0	341,5	42 86	5.3 5	4,043	13.7
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1	351,830	100.0	300,8	29 85	5.5 5	1,000	14.5
22	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7	343,163	100.0	290,1	37 84	1.5 5	3,026	15.5
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8	341,714	100.0	288,8	41 84	1.5 5	2,873	15.5
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3	344,608	100.0	291,5	40 84	1.6 5	3,068	15.4
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2	353,743	100.0	299,6	83 84	1.7 5	4,059	15.3
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2	367,855	100.0	310,6	67 84	1.5 5	7,188	15.5
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0	390,986	100.0	314,7	46 80).5 7	6,239	19.5

国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含む。 (注) 1

国税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。 直接税……所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、地 租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特 別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税間接税等…直接税以外のもの地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まない。地方税における直接税、間接税等の区分は次のとおりである。直接税……道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(平成 20年度までの自動車取得税、平成 20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話税、維種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税間接税等…直接税以外の諸税

第18表 国民所得に対する租税負担率

	国民原	斤 得	租	l	税		負	担	額			租税	負	担 率	
区分	A D \$5	±-1.₩.f-	国税	±-1.₩ <i>h</i>	地方税	±-:₩ <i>t</i> -	地方税	の内訳	計	±5.₩6		111° 1 −1214	地方税	の内訳	=1
	名目額	指数	(A)	指数	(B)	指数	道府 県税	市町 村税	(A)+(B)	指数	国税	地方税	道府 県税	市町村税	計
昭和9~11年度	144	-	12	-	6	_	2	4	18	1	8.5	4.4	1.8	2.6	12.9
16	358	_	49	_	9	_	2	7	58	-	13.8	2.5	0.6	2.0	16.2
36	160,819	100	22,269	100	9,065	100	4,442	4,623	31,334	100	13.8	5.6	2.8	2.9	19.5
平成17年度	3,873,557	2,409	522,905	2,348	348,044	3,839	152,269	195,775	870,949	2,780	13.5	9.0	3.9	5.1	22.5
18	3,923,513	2,440	541,169	2,430	365,062	4,027	163,243	201,819	906,231	2,892	13.8	9.3	4.2	5.1	23.1
19	3,922,979	2,439	526,558	2,365	402,668	4,442	186,642	216,026	929,226	2,966	13.4	10.3	4.8	5.5	23.7
20	3,639,913	2,263	458,309	2,058	395,585	4,364	179,280	216,305	853,894	2,725	12.6	10.9	4.9	5.9	23.5
21	3,534,222	2,198	402,433	1,807	351,830	3,881	146,545	205,284	754,262	2,407	11.4	10.0	4.1	5.8	21.3
22	3,619,241	2,251	437,074	1,963	343,163	3,786	140,262	202,901	780,237	2,490	12.1	9.5	3.9	5.6	21.6
23	3,584,029	2,229	451,754	2,029	341,714	3,770	137,940	203,774	793,468	2,532	12.6	9.5	3.8	5.7	22.1
24	3,598,267	2,237	470,492	2,113	344,608	3,802	141,456	203,152	815,100	2,601	13.1	9.6	3.9	5.6	22.7
25	3,740,063	2,326	512,274	2,300	353,743	3,902	147,739	206,004	866,017	2,764	13.7	9.5	4.0	5.5	23.2
26	3,783,183	2,352	578,492	2,598	367,855	4,058	156,835	211,020	946,347	3,020	15.3	9.7	4.1	5.6	25.0
27	3,884,604	2,416	599,694	2,693	390,986	4,313	180,222	210,763	990,680	3,162	15.4	10.1	4.6	5.4	25.5

⁽注) 1 国民所得は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成17年度以降は「国民経済計算 (08SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算 (68SNA)」、昭和16年度以前は「国民経済計算 (53SNA)」による数値であり、接続しない。 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。

第19表 国民所得に対する租税負担率の外国との比較

(単位 %)

	В		本	ア	メリ	カ	英		玉	۲	1	ツ	フ	ラ ン	ス
区分	国 税	地方税	合 計	連邦税	州税	合 計	国 税	地方税	合 計	連邦税	州税	合 計	国 税	地方税	合 計
昭和9~11年度	8.5	4.4	12.9	6.0		17.3	18.1	4.5	22.6	15	5.8	22.1	18.5		
16	13.8	2.5	16.2	12.0		20.1	28.5	3.3	31.8	33	3.1				
19	22.3	1.5	23.8	19.2		24.0	38.6	2.9	41.5	42	2.2				
25	16.9	5.6	22.4	18.0		24.8	34.3	3.1	37.4	22	2.2	25.4	22.4	3.6	26.0
30	13.4	5.5	18.9	18.3		25.5	30.0	3.1	33.0	25	5.8	29.8	21.4	3.6	25.0
35	13.3	5.5	18.9	18.1	4.3	26.7	26.5	3.7	30.2	24	1.5	28.5	24.4	3.7	28.1
40	12.2	5.8	18.0	15.8		24.6	27.6	4.2	31.8	25	5.8	29.4	25.4	4.1	29.5
45	12.7	6.1	18.9	17.2		27.5	35.3	4.5	39.7			25.5			27.4
50	11.7	6.6	18.3	14.4	6.2	25.2	30.7	4.8	35.5	14.0	9.0	26.5	24.0	3.5	27.5
55	13.9	7.8	21.7	15.5	6.1	25.5	34.1	5.0	39.1	14.6	9.7	28.3	26.6	3.8	30.4
60	15.0	8.9	24.0	13.2	6.3	23.5	36.2	5.1	41.3	13.9	9.4	27.1	27.7	5.0	32.7
平成2年度	18.1	9.6	27.7	13.9	6.6	25.1	36.8	3.4	40.2	13.4	8.8	25.6	26.1	5.2	31.3
7	14.5	8.9	23.4	14.3	6.8	25.6	36.0	1.7	37.7	15.9	10.7	30.3	26.9	6.4	33.3
12	13.7	9.2	22.9	16.2	6.6	27.0	38.2	1.9	40.1	15.7	11.3	30.8	31.9	6.0	37.9
13	13.3	9.5	22.8	15.0	6.5	25.8	37.2	2.0	39.2	15.2	10.8	29.5	31.7	5.8	37.5
14	12.3	9.0	21.3	12.6	6.3	23.4	35.0	2.0	37.0	15.0	10.5	28.8	30.9	5.9	36.8
15	12.0	8.6	20.6	12.0	6.2	22.9	33.9	2.1	36.0	15.0	10.4	28.6	30.1	5.9	36.0
16	12.6	8.8	21.3	12.1	6.3	23.1	34.2	2.1	36.3	13.9	10.0	27.3	30.4	6.5	36.9
17	13.5	9.0	22.5	13.5	6.6	24.8	34.7	2.2	36.9	14.2	9.9	27.6	30.7	6.8	37.5
18	13.8	9.3	23.1	14.3	6.6	25.6	36.2	2.2	38.4	14.4	10.2	28.5	30.6	6.9	37.5
19	13.4	10.3	23.7	14.6	6.7	26.1	35.6	2.2	37.8	15.3	10.9	30.2	29.9	7.0	36.9
20	12.6	10.9	23.5	12.5	6.6	24.0	34.1	2.1	36.2	15.3	11.0	30.4	29.7	7.1	36.8
21	11.4	10.0	21.3	10.3	6.2	21.6	32.7	2.3	35.0	15.7	10.7	30.3	27.4	7.5	34.9
22	12.1	9.5	21.6	11.5	6.2	22.6	34.2	2.3	36.4	14.9	9.9	28.6	29.0	6.1	35.2
23	12.6	9.5	22.1	12.2	6.3	23.3	34.5	2.2	36.7	15.4	10.2	29.5	29.2	7.8	37.0
24	13.1	9.6	22.7	12.8	6.3	23.7	33.8	2.2	36.0	15.6	10.6	30.1	31.1	8.2	39.4
25	13.7	9.5	23.2	13.1	6.4	24.2	33.7	2.2	35.9	15.6	10.7	30.4	32.4	8.3	40.7
26	15.3	9.7	25.0												
27	15.4	10.1	25.5												

第20表 地方譲与税の状況

_		平	成 27 年	度	平	成 26 年	度	比		較
区	分	都道府県	市町村	≣† (A)	都道府県	市町村	≣† (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100	前 年 度 増 減 率
地方揮発油	譲与税	143,547	131,147	274,694	135,341	123,423	258,764	15,930	6.2	△ 6.5
地方道路	譲与税	0	_	0	0	_	0	_	_	皆増
特別とん	譲与税	396	12,009	12,405	365	12,059	12,424	△ 19	△ 0.2	△ 1.0
石油ガス	譲与税	8,114	1,396	9,510	8,235	1,352	9,587	△ 77	△ 0.8	△ 7.6
自動車重量	譲与税	_	264,444	264,444	_	254,276	254,276	10,168	4.0	△ 3.7
航空機燃料	譲与税	3,103	12,412	15,515	2,787	11,147	13,934	1,581	11.3	△ 6.6
地方法人特別	訓譲与税	2,102,678	_	2,102,678	2,387,882	_	2,387,882	△285,204	△11.9	20.6
合	計	2,257,839	421,408	2,679,246	2,534,609	402,257	2,936,867	△257,621	△ 8.8	14.8

⁽注) 1 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含む。 2 日本以外は、暦年計数である。 3 財務省調べによる。なお、平成25年におけるアメリカの連邦税及び州税、英国の国税及び地方税、ドイツの連邦税及び州税並びにフランスの国税及び地方税の租税 負担率は暫定値である。

その1 収入状況 (単位 百万円・%)

					平	成 27	7 年 度				平成 26	年 度	比	較	3
区	分		普通交付	税	特別交付	寸税	震災復興特別	別交付税	計		地方交	付 税	増減額	増減率	前年度
			交付額	構成比	交付額	構成比	交付額	構成比	交付額(A)	構成比	交付額(B)	構成比	(C)	(C)/(B) ×100	増減率
都道	1 府 県	具	8,393,090	53.1	136,351	13.6	316,263	53.7	8,845,703	50.9	8,878,785	50.9	△ 33,082	△ 0.4	0.3
市	町木	d	7,403,305	46.9	868,947	86.4	272,685	46.3	8,544,937	49.1	8,552,643	49.1	△ 7,706	△ 0.1	△ 2.2
政令	指定都可	ħ	(547,977) 547,977	(3.5) 3.5	33,797	3.4	16,321	2.8	(598,095) 598,095	(3.4) 3.4	604,037	3.5	(△ 5,942) △ 5,942	(△ 1.0) △ 1.0	△ 7.6
中	核「	ħ	(648,095) 648,095	(4.1) 4.1	51,438	5.1	18,283	3.1	(717,815) 717,815	(4.1) 4.1	760,455	4.4	(△ 42,640) △ 42,640	(△ 5.6) △ 5.6	△ 0.2
施行	៊ 時特例Γ	ħ	(323,556) 323,556	(2.0) 2.0	35,152	3.5	3,935	0.7	(362,643) 362,643	(2.1) 2.1	378,098	2.2	(△ 15,455) △ 15,455	(△ 4.1) △ 4.1	△ 1.0
都	Ħ	ŧ	(3,952,512) 3,952,512	(25.0) 25.0	521,696	51.9	163,559	27.8	(4,637,766) 4,637,766	(26.7) 26.7	4,629,461	26.6	(8,305) 8,305	(0.2) 0.2	△ 1.7
⊞Ţ	木	寸	(1,931,166) 1,931,166	(12.2) 12.2	226,865	22.6	70,587	12.0	(2,228,618) 2,228,618	(12.8) 12.8	2,180,592	12.5	(48,026) 48,026	(2.2) 2.2	△ 2.6
合	=	+	15,796,395	100.0	1,005,298	100.0	588,948	100.0	17,390,640	100.0	17,431,428	100.0	△ 40,788	△ 0.2	△ 0.9

- (注) 1 市町村分の区分は、平成27年4月1日現在である。なお、特別交付税については、平成28年3月31日現在のものである。 2 市町村分の区分中()書きの数値は、平成27年4月2日から平成28年3月31日までにおける市町村合併等による異動後の数値である。 3 調整額復元後の数値を計上している。その2~4において同じ。

その2 普通交付税算定状況(平成27年度)

(単位 百万円)

					1	基準財政	需要額			1	基準財政	収入額	Į			普通
	<u>▼</u>	5)	財源団	不足体	財源起団	23過 体	計	財源不 団	足体	財源起 団	2過 体	計	財源超過額	財源不足額	交付税額
都	道	府	県	19,88	8,383	1,992	2,376	21,880,760	11,495	,294	2,203	3,761	13,699,054	211,384	8,393,090	8,393,090
市		۵Ţ	村	21,35	5,574	2,271	1,360	23,626,934	13,952	,269	3,123	3,016	17,075,285	851,656	7,403,305	7,403,305
I.	女令	指定	鄒市	4,62	6,368	1,582	2,125	6,208,492	4,078	3,391	2,311	,467	6,389,857	729,342	547,977	547,977
4	Þ	核	市	2,81	2,748		-	2,812,748	2,164	,654		_	2,164,654	_	648,095	648,095
方	色行	時特值	列市	1,48	0,061	31	1,552	1,511,614	1,156	,506	34	,987	1,191,492	3,434	323,556	323,556
者	ß		市	9,33	0,108	557	7,869	9,887,978	5,377	',597	651	,317	6,028,914	93,447	3,952,512	3,952,512
	IJ		村	3,10	6,289	99	9,813	3,206,102	1,175	,123	125	,246	1,300,369	25,433	1,931,166	1,931,166
合			計	41,24	3,957	4,263	3,736	45,507,694	25,447	,563	5,326	,777	30,774,340	1,063,041	15,796,395	15,796,395

⁽注) 1 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。 2 特別区は、財源超過団体として政令指定都市に含めた。その3において同じ。

その3 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況

	平点	成 27 年 度		平月	成 26 年 度			 比	較	
区分	基準財政	基準財政	比率	基準財政	基準財政	比率	基準財政需	要額	基準財政収	7入額
	需要額	収入額	(B)/(A) × 100	需要額	収入額	(D)/(C) × 100	増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (E)/(C) ×100	増減額 (B)-(D) (F)	増減率 (F)/(D) ×100
都 道 府 県	21,880,760	13,699,054	62.6	20,574,740	12,124,124	58.9	1,306,020	6.3	1,574,930	13.0
市町村	23,626,934	17,075,285	72.3	23,183,600	16,532,429	71.3	443,334	1.9	542,856	3.3
政令指定都市	6,208,492	6,389,857	102.9	6,027,087	6,159,565	102.2	181,405	3.0	230,292	3.7
中核市	2,812,748	2,164,654	77.0	2,714,399	2,022,498	74.5	98,349	3.6	142,156	7.0
施行時特例市	1,511,614	1,191,492	78.8	1,571,824	1,236,209	78.6	△ 60,210	△ 3.8	△ 44,717	△ 3.6
都市	9,887,978	6,028,914	61.0	9,753,922	5,866,024	60.1	134,056	1.4	162,890	2.8
町 村	3,206,102	1,300,369	40.6	3,116,368	1,248,134	40.1	89,734	2.9	52,235	4.2
合 計	45,507,694	30,774,340	67.6	43,758,340	28,656,553	65.5	1,749,354	4.0	2,117,787	7.4

入___

第21表 地方交付税の状況(つづき)

その4 普通交付税交付・不交付団体数の状況

			平	成 2	7 年	度			平	成 2	5 年	度		Ŀ	t	Ē	較
区	分	交	付	不多	を付	=	+	交	付	不交	5 付	=	+	交	付	不多	5 付
			הו	イン	נו כ		ı	X	הו	1\ X	ניו	_	ı	増減数	増減率	増減数	増減率
都道	府県	46	97.9	1	2.1	47	100.0	46	97.9	1	2.1	47	100.0	_	_	-	-
市	町 村	1,659	96.6	59	3.4	1,718	100.0	1,665	96.9	54	3.1	1,719	100.0	△6	△ 0.4	5	9.3
政令打	指定都市	20	100.0	_ (1)	_	20 (1)	100.0	20	100.0	_ (1)	_	20 (1)	100.0	_	_	-	-
中	核 市	44	97.8	1	2.2	45	100.0	42	97.7	1	2.3	43	100.0	2	4.8	-	-
施行日	時特例市	37	94.9	2	5.1	39	100.0	39	97.5	1	2.5	40	100.0	△ 2	△ 5.1	1	100
都	市	657	95.8	29	4.2	686	100.0	663	96.5	24	3.5	687	100.0	△ 6	△ 0.9	5	20.8
町	村	901	97.1	27	2.9	928	100.0	901	97.0	28	3.0	929	100.0	_	_	△ 1	△ 3.6
合	計	1,705	96.6	60	3.4	1,765	100.0	1,711	96.9	55	3.1	1,766	100.0	△ 6	△ 0.4	5	9.1

第22表 一般財源の状況

その1 総 括 (単位 百万円)

区分	平	成 27 年	度	平	成 26 年	度	増	減	額
	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
地 方 税	20,142,594	18,955,969	39,098,563	17,794,000	18,991,451	36,785,451	2,348,594	△ 35,482	2,313,112
地方譲与税	2,257,839	421,408	2,679,246	2,534,609	402,257	2,936,867	△ 276,770	19,151	△ 257,621
地方特例交付金	47,547	71,321	118,868	47,675	71,513	119,188	△ 128	△ 192	△ 320
地方交付税	8,845,703	8,544,937	17,390,640	8,878,785	8,552,643	17,431,428	△ 33,082	△ 7,706	△ 40,788
市町村たばこ税 都道府県交付金	1,167	-	-	1,544	-	-	△ 377	-	-
利子割交付金	-	48,608	-	-	56,096	_	-	△ 7,488	-
配当割交付金	-	113,429	-	-	144,564	-	-	△ 31,135	-
株式等譲渡所得割交付金	-	112,203	-	_	91,594	_	-	20,609	_
地方消費税交付金	-	2,515,240	-	-	1,519,955	_	-	995,285	-
ゴルフ場利用税交付金	-	33,176	-	_	33,125	_	-	51	-
特別地方消費税交付金	-	0	-	_	0	_	-	Δ 0	-
自動車取得税交付金	-	95,782	-	-	62,836	_	-	32,946	-
軽油引取税交付金	-	127,444	-	-	126,779	_	-	665	_
小計 (一般財源)	31,294,850	31,039,517	59,287,318	29,256,614	30,052,814	57,272,934	2,038,236	986,703	2,014,384
その他の財源	20,755,034	27,689,165	42,630,178	22,438,343	28,077,725	44,810,533	△ 1,683,309	△ 388,560	△ 2,180,355
歳入合計	52,049,884	58,728,682	101,917,496	51,694,957	58,130,539	102,083,467	354,927	598,143	△ 165,971

⁽注) 1 都道府県の不交付団体は、平成27年度及び平成26年度ともに東京都である。 2 特別区は、地方交付税法第21条(都等の特例)の規定のため、政令指定都市の下段に () 外書きとしている。

資料編

その2 市 町 村 (単位 百万円・%)

- A	政令打	旨定都	市	中	核	市	施行	時特例	市	都		市	町		村	特	別	Image: second control in the s
区分	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地 方 税	5,063,276	39.9	0.2	2,814,943	39.0	4.9	1,526,806	40.9	△ 3.1	7,125,612	30.1	△ 1.9	1,417,069	20.1	△ 0.5	1,008,264	27.6	1.8
地方譲与税	78,170	0.6	4.6	49,463	0.7	7.7	25,316	0.7	1.5	187,013	0.8	4.5	66,957	1.0	4.7	14,488	0.4	5.5
地方特例交付金	16,120	0.1	△ 1.9	10,958	0.2	6.2	6,537	0.2	△ 5.0	28,322	0.1	△ 0.7	4,981	0.1	2.0	4,402	0.1	△ 1.9
地方交付税	598,095	4.7	△ 1.0	717,815	10.0	△ 5.6	362,643	9.7	△ 4.1	4,637,766	19.6	0.1	2,228,618	31.7	2.3	-	-	-
利子割交付金	8,697	0.1	△ 13.8	5,843	0.1	△ 3.0	2,923	0.1	△ 14.9	15,663	0.1	△ 16.2	2,335	0.0	△ 13.6	13,147	0.4	△ 13.3
配当割交付金	26,593	0.2	△ 22.5	15,610	0.2	△ 18.4	8,824	0.2	△ 24.8	39,911	0.2	△ 22.9	6,618	0.1	△ 22.0	15,873	0.4	△ 17.1
株式等譲渡 所得割交付金	27,109	0.2	32.9	15,189	0.2	38.7	8,873	0.2	30.4	39,082	0.2	20.8	6,263	0.1	26.0	15,686	0.4	△ 2.7
地方消費税 交付金	544,145	4.3	62.0	347,931	4.8	76.0	186,320	5.0	60.1	973,303	4.1	65.4	209,900	3.0	68.2	253,641	7.0	61.7
ゴ ル フ 場利用税交付金	1,924	0.0	△ 0.8	3,108	0.0	3.8	1,512	0.0	△ 0.2	19,380	0.1	△ 0.4	7,214	0.1	0.5	39	0.0	4.4
特 別 地 方 消費税交付金	-	-	皆減	0	0.0	皆増	-	-	-	-	-	_	_	_	_	-	-	-
自動車取得税 交付金	20,443	0.2	50.9	10,097	0.1	69.0	6,234	0.2	49.9	40,165	0.2	52.4	12,766	0.2	50.3	6,077	0.2	41.0
軽油引取税 交付金	127,444	1.0	0.5	-	-	-	-	_	-	_	_	_	-	_	_	-	_	-
小 計 (一般財源)	6,512,015	51.4	3.5	3,990,958	55.3	6.6	2,135,989	57.3	0.3	13,106,218	55.3	2.1	3,962,721	56.3	3.5	1,331,616	36.5	9.1
そ の 他 の 財 源	6,165,854	48.6	△ 1.6	3,221,770	44.7	3.3	1,594,174	42.7	△ 1.7	10,604,905	44.7	△ 1.8	3,078,022	43.7	△ 1.9	2,315,385	63.5	△ 1.8
歳入合計	12,677,869	100.0	1.0	7,212,728	100.0	5.1	3,730,163	100.0	△ 0.6	23,711,123	100.0	0.3	7,040,743	100.0	1.1	3,647,001	100.0	1.9

第23表 一般財源の推移

その1 純 計 (単位 百万円・%)

	地	方	税	地方	譲与	税	地方特	例交付金	金等	地方	交 付	税	合		āt
区分	決 算 額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決 算 額	指数	対前年度増減率	決 算 額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	906,475	100	21.8	45,449	100	25.7	(639,860)	(100)	(皆増)	401,704	100	29.2	1,353,628	100	24.0
平成 21年度	35,182,954	3,881	△ 11.1	1,296,551	2,853	91.0	462,011	72	△ 14.3	15,820,237	3,938	2.7	52,761,753	3,898	△ 6.1
22	34,316,330	3,786	△ 2.5	2,069,189	4,553	59.6	383,165	60	△ 17.1	17,193,551	4,280	8.7	53,962,235	3,986	2.3
23	34,171,416	3,770	△ 0.4	2,169,911	4,774	4.9	364,020	57	△ 5.0	18,752,268	4,668	9.1	55,457,615	4,097	2.8
24	34,460,760	3,802	0.8	2,271,480	4,998	4.7	127,467	20	△ 65.0	18,289,826	4,553	△ 2.5	55,149,533	4,074	△ 0.6
25	35,374,285	3,902	2.7	2,558,842	5,630	12.7	125,522	20	△ 1.5	17,595,454	4,380	△ 3.8	55,654,103	4,111	0.9
26	36,785,451	4,058	4.0	2,936,867	6,462	14.8	119,188	19	△ 5.0	17,431,428	4,339	△ 0.9	57,272,934	4,231	2.9
27	39,098,563	4,313	6.3	2,679,246	5,895	△ 8.8	118,868	19	△ 0.3	17,390,640	4,329	△ 0.2	59,287,318	4,380	3.5

⁽注) 地方特例交付金等の () 書きは平成11年度の数値である。その2、その3において同じ。

第23表 一般財源の推移(つづき)

その2 都道府県 (単位 百万円・%)

区分	地	方	税	地方	譲 -	ラ 税	地方特	例交付	金等	地方	交(寸 税		対たばこ 対県交付		合		計
	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度 増 減 率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指 数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率
昭和 36年度	497,725	100	26.1	43,939	100	25.7	(142,188)	(100)	(皆増)	267,744	100	26.8	(1,873)	(100)	(皆増)	809,408	100	26.3
平成 21年度	16,508,841	3,317	△ 17.5	810,283	1,844	399.2	216,047	152	△ 26.2	8,184,136	3,057	0.8	1,372	73	△ 40.4	25,720,679	3,178	△ 10.0
22	15,932,318	3,201	△ 3.5	1,593,264	3,626	96.6	156,631	110	△ 27.5	8,766,464	3,274	7.1	612	33	△ 55.4	26,449,289	3,268	2.8
23	15,735,438	3,161	△ 1.2	1,703,659	3,877	6.9	143,621	101	△ 8.3	9,697,663	3,622	10.6	2,394	128	291.2	27,282,775	3,371	3.2
24	16,116,742	3,238	2.4	1,830,934	4,167	7.5	50,987	36	△ 64.5	9,317,127	3,480	△ 3.9	1,270	68	△ 47.0	27,317,060	3,375	0.1
25	16,809,190	3,377	4.3	2,136,827	4,863	16.7	50,209	35	△ 1.5	8,848,887	3,305	△ 5.0	1,535	82	20.9	27,846,648	3,440	1.9
26	17,794,000	3,575	5.9	2,534,609	5,768	18.6	47,675	34	△ 5.0	8,878,785	3,316	0.3	1,544	82	0.6	29,256,614	3,615	5.1
27	20,142,594	4,047	13.2	2,257,839	5,139	△10.9	47,547	33	△ 0.3	8,845,703	3,304	△ 0.4	1,167	62	△ 24.4	31,294,850	3,866	7.0

⁽注) 市町村たばこ税都道府県交付金の()書きは平成17年度の数値である。

その3 市 町 村 (単位 百万円・%)

EZA	地	方	税	地方	譲	亨 税	地方特·	例交付	金等	地方	交(寸 税	そ	の	他	合		計
区分	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増減率	決算額	指数	対前年度増 減 率	決算額	指 数	対前年度増 減 率	決算額	指数	対前年度 増 減 率
昭和 36年度	408,750	100	16.9	1,510	100	23.8	(497,672)	(100)	(皆増)	133,960	100	34.2	1,501	100	58.0	545,721	100	20.8
平成 21年度	18,674,113	4,569	△ 4.5	486,267	32,203	△ 5.9	245,964	49	△ 0.1	7,636,101	5,700	4.8	1,709,278	113,876	△ 3.4	28,751,723	5,269	△ 2.1
22	18,384,012	4,498	△ 1.6	475,925	31,518	△ 2.1	226,534	46	△ 7.9	8,427,087	6,291	10.4	1,689,921	112,586	△ 1.1	29,203,478	5,351	1.6
23	18,435,978	4,510	0.3	466,252	30,878	△ 2.0	220,399	44	△ 2.7	9,054,605	6,759	7.4	1,651,595	110,033	△ 2.3	29,828,829	5,466	2.1
24	18,344,018	4,488	△ 0.5	440,546	29,175	△ 5.5	76,480	15	△ 65.3	8,972,699	6,698	△ 0.9	1,684,167	112,203	2.0	29,517,911	5,409	△ 1.0
25	18,565,095	4,542	1.2	422,015	27,948	△ 4.2	75,313	15	△ 1.5	8,746,566	6,529	△ 2.5	1,811,280	120,672	7.5	29,620,270	5,428	0.3
26	18,991,451	4,646	2.3	402,257	26,640	△ 4.7	71,513	14	△ 5.0	8,552,643	6,384	△ 2.2	2,034,950	135,573	12.3	30,052,814	5,507	1.5
27	18,955,969	4,638	△ 0.2	421,408	27,908	4.8	71,321	14	△ 0.3	8,544,937	6,379	△ 0.1	3,045,882	202,924	49.7	31,039,517	5,688	3.3

⁽注)「その他」は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油 引取税交付金である。

その1 都道府県 (単位 円・%)

				地方	 ī 税	地 方 ダ	₹ 付 税		財源
グル	- プ	区	分	人 口 1 人 当 た り 額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
A	B1 {	該一一該一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	当 奈 玉阪岡 知 葉玉阪岡 均	141,572 114,049 103,505 98,994 118,510 119,781 116,184	50.6 57.4 41.3 46.0 40.2 42.3 46.4	10,607 11,044 28,688 27,839 31,872 40,186 23,285	3.8 5.6 11.4 12.9 10.8 14.2 9.3	170,384 140,732 147,543 142,338 168,770 177,864 156,260	60.9 70.8 58.9 66.1 57.3 62.9 62.3
В	B2 {	、 茨栃兵福群宮広三京滋岐福岡 (城木庫岡馬城島重都賀阜島山 切 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	112,672 120,861 104,334 100,929 116,676 115,467 108,343 113,224 105,655 109,018 106,788 117,198 101,281 108,750	31.0 33.2 31.8 32.7 32.6 19.6 35.6 32.1 31.1 32.4 29.9 11.4 28.6 27.7	69,763 61,376 53,927 52,852 61,647 99,571 64,250 73,082 66,628 80,244 83,778 136,222 86,378 71,170	19.2 16.9 16.5 17.1 17.2 16.9 21.1 20.7 19.6 23.8 23.4 13.3 24.4 18.1	200,135 200,662 174,954 171,005 196,692 232,855 190,832 204,683 190,036 207,268 208,965 272,690 205,741 197,723	55.0 55.2 53.4 55.4 55.0 39.5 62.7 58.0 61.5 58.4 26.6 58.1 50.4
С		長石香富新山北奈愛(野川川山潟口海良媛均県県県県県県県側	106,267 116,304 111,283 114,407 104,223 101,507 100,418 85,872 94,701 102,668	28.7 26.5 26.4 25.1 23.3 23.2 23.7 24.9 22.3 24.6	98,498 109,804 110,762 119,068 116,182 120,333 120,100 110,322 118,106 114,690	26.6 25.0 26.3 26.2 25.9 27.5 28.4 32.0 27.8 27.5	223,625 245,595 240,463 253,207 239,604 240,696 239,668 212,152 231,306 236,162	60.5 56.0 57.7 53.5 55.1 56.7 61.6 54.5 56.6
D		熊山福大山岩青佐鹿宮徳和長沖(本梨井分形手森賀 崎島 崎縄本梨井分形手森賀 崎島 山 均県県県県県県県県県県県県県県	86,597 117,341 128,709 90,446 92,812 99,222 103,241 97,724 84,192 86,323 99,144 87,059 80,718 75,951 92,667	21.8 21.7 23.4 20.0 18.8 11.6 20.6 18.8 18.5 14.6 16.1 16.0 17.2 15.4	120,192 156,736 164,407 145,449 159,126 231,660 167,355 170,917 160,606 162,662 189,578 168,599 156,601 143,976 161,743	30.2 29.0 29.9 32.1 32.3 27.0 33.5 32.8 35.3 27.5 30.7 30.9 33.4 29.2 30.8	224,307 292,781 312,877 254,805 271,767 350,505 289,116 287,018 263,277 267,490 307,512 273,661 254,916 235,397 272,716	56.3 54.3 56.8 56.2 55.1 40.9 57.8 55.1 57.9 45.1 49.8 50.2 54.4 47.8 52.0
E		秋鳥高島 (田 県 取 県 知 県 根 県 平 均)	87,923 89,720 86,343 94,644 85,071	15.6 15.1 14.3 13.2 14.8	185,810 239,551 236,548 263,283 199,488	32.9 40.4 39.3 36.6 34.7	293,399 349,076 342,342 378,705 303,024	52.0 58.9 56.9 52.6 52.7
F		東	京 都	279,247 (195,462)	64.9 (56.4)	_ _	- -	299,871 (216,087)	69.7 (62.4)
総平均	{		京都を含む 京都を含まず	125,719 107,754	33.5 29.2	69,071 77,153	18.4 20.9	212,801 202,613	56.8 55.0

⁽注) 1 グループの分類は次による。

グループ	۸	E	3	C	_	г
シルーン	A	B1	B2		D	
財政力指数	1.0以上の団体	0.7~1.0の団体	0.5~0.7の団体	0.4~0.5の団体	0.3~0.4の団体	0.3未満の団体

^{2 (1)} 地方税の額は、東京都以外の団体については利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費 税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金(以下 [8交付金])という。)として市町村に交付する額を除いたものである。 (2) 東京都の地方税については、上記8交付金のほかに特別区財政調整交付金を除いたものである。 なお、()内の数値は、東京都の地方税に都が徴収した市町村税相当額が含まれていることを考慮し、上記8交付金のほかに当該市町村税相当額を除いたものを 計上している。 3 人口1人当たり額は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳に登載されている人口で除して得た額である。その2において同じ。

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

その2 市町村

(1) 類型区分

ア都

	産業構造	II 次、 90%	Ⅲ次 以上	II 次、 90%	Ⅲ次 未満
		Ⅲ 次 65%以上	Ⅲ 次 65%未満	Ⅲ 次 55%以上	Ⅲ 次 55%未満
\ _	類型	3	2	1	0
50,000人未満	I	I – 3	I – 2	I – 1	I - 0
50,000人以上~100,000人未満	П	Ⅱ-3	Ⅱ – 2	Ⅱ — 1	Ⅱ – 0
100,000人以上~150,000人未満	Ш	I I − 3	Ⅲ − 2	ш — 1	Ⅲ — 0
150,000人以上	IV	№ – 3	I √ – 2	I √ − 1	IV — 0

(注) 1 人口は、平成27年国勢調査による。産業構造は、平成22年国勢調査による。 2 政令指定都市、特別区、中核市及び施行時特例市についてはそれぞれ1類型とし本表に含まない。

イ 町 村

	産業構造		Ⅲ 次 5以上	Ⅱ次、Ⅲ次
		Ⅲ 次 60%以上	Ⅲ 次 60%未満	80%未満
\ D	類型	2	1	0
5,000人未満	I	I – 2	I – 1	I - 0
5,000人以上~10,000人未満	I	Ⅱ – 2	Ⅱ – 1	п — о
10,000人以上~15,000人未満	Ш	Ⅲ — 2	I I − 1	Ⅲ-0
15,000人以上~20,000人未満	IV	N − 2	I V − 1	$\mathbb{N} - 0$
20,000人以上	V	V – 2	V – 1	V - 0

第24表 一般財源の人口1人当たり額の状況(つづき)

その2 市町村(つづき)

(2) 一般財源の人口1人当たり額

Met. Til	地方	ī 税	地方3	と 付 税	— 般	財源
類 型	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比	人口1人当たり額	歳入構成比
政令指定都市	185,238	39.9	21,881	4.7	238,239	51.4
特別区	109,526	27.6	-	_	252,883	63.8
中核市	154,077	39.0	39,290	10.0	218,446	55.3
施行時特例市	150,975	40.9	35,859	9.7	211,213	57.3
都市						
I - 0	111,458	18.9	202,828	34.4	342,290	58.0
I – 1	107,422	17.4	211,663	34.3	346,384	56.1
I - 2	134,457	24.8	139,868	25.8	301,577	55.5
I - 3	115,969	19.1	170,673	28.1	312,900	51.5
II - 0	147,660	28.7	111,997	21.8	288,312	56.0
Ⅱ – 1	117,033	21.1	142,465	25.7	285,749	51.5
II – 2	146,465	34.8	72,329	17.2	245,152	58.3
Ⅱ-3	135,354	34.1	58,572	14.7	218,328	55.0
Ⅲ — 0	117,517	24.0	148,599	30.4	293,459	59.9
Ⅲ — 1	140,558	27.3	84,646	16.5	250,809	48.8
Ⅲ – 2	151,909	39.8	48,776	12.8	226,372	59.3
Ⅲ-3	138,013	36.9	46,135	12.3	208,276	55.7
IV − 0	_	-	-	_	-	_
IV − 1	157,340	40.3	34,240	8.8	219,564	56.3
IV − 2	154,174	39.6	47,947	12.3	228,460	58.6
₩-3	153,153	41.3	28,360	7.7	205,337	55.4
町 村						
I - 0	109,981	8.0	616,261	45.0	765,372	55.9
I – 1	147,538	11.9	480,205	38.8	662,019	53.6
I - 2	184,600	12.1	531,037	34.9	750,165	49.3
II - 0	111,227	12.0	402,101	43.4	547,400	59.0
Ⅱ - 1	132,227	16.0	278,293	33.6	439,971	53.2
Ⅱ - 2	143,653	19.3	247,682	33.2	421,064	56.5
Ⅲ-0	93,267	11.6	309,946	38.5	432,146	53.6
Ⅲ — 1	129,365	18.5	202,680	29.0	360,508	51.6
Ⅲ – 2	120,631	19.8	186,971	30.7	334,696	55.0
IV - 0	100,914	15.2	278,183	41.9	409,138	61.6
IV — 1	115,232	19.0	180,560	29.7	323,932	53.3
₩ – 2	131,530	25.8	138,667	27.2	297,192	58.3
V - 0	100,407	16.0	240,640	38.3	369,487	58.8
V - 1	143,342	33.4	84,740	19.7	255,068	59.4
V - 2	124,465	33.5	68,716	18.5	217,283	58.5
v Z	127,703	33.3	00,710	10.5	217,203	50.5

その1 国庫支出金の状況

			平 成 27	年 度			平成 26:	午度	比	較	
区 分	都道府	見見	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
義務教育費負担金	1,525,955	24.2	-	_	1,525,955	10.0	1,508,170	9.7	17,785	1.2	3.2
生活保護費負担金	142,246	2.3	2,672,991	29.8	2,815,237	18.4	2,790,675	18.0	24,562	0.9	0.2
児童保護費等負担金	99,432	1.6	680,961	7.6	780,393	5.1	647,911	4.2	132,482	20.4	10.5
障害者自立支援給付費等負担金	71,002	1.1	1,059,752	11.8	1,130,754	7.4	1,051,238	6.8	79,516	7.6	5.2
私立高等学校等経常費助 成費補助金	107,393	1.7	-	_	107,393	0.7	106,915	0.7	478	0.4	△ 0.8
児童手当等交付金	-	-	1,396,323	15.5	1,396,323	9.1	1,413,191	9.1	△ 16,868	△ 1.2	△ 1.6
公立高等学校授業料不 徴 収 交 付 金	71,609	1.1	4,611	0.1	76,220	0.5	154,564	1.0	△ 78,344	△ 50.7	△ 33.2
高等学校等就学支援金交付金	269,892	4.3	-	-	269,892	1.8	204,530	1.3	65,362	32.0	46.6
普通建設事業費支出金	967,561	15.4	579,181	6.4	1,546,742	10.1	1,615,233	10.4	△ 68,491	△ 4.2	△ 8.4
災害復旧事業費支出金	371,567	5.9	103,149	1.1	474,716	3.1	468,734	3.0	5,982	1.3	△ 17.3
失業対策事業費支出金	-	-	5	0.0	5	0.0	-	-	5	皆増	-
委 託 金	133,822	2.1	97,736	1.1	231,558	1.5	248,566	1.6	△ 17,008	△ 6.8	9.8
普通建設事業	6,344	0.1	4,435	0.0	10,779	0.1	11,861	0.1	△ 1,082	△ 9.1	0.0
災害復旧事業	224	0.0	2,402	0.0	2,627	0.0	2,348	0.0	279	11.9	27.5
そ の 他	127,254	2.0	90,899	1.1	218,152	1.4	234,357	1.5	△ 16,205	△ 6.9	10.2
財 政 補 給 金	2,815	0.0	4,203	0.0	7,017	0.0	8,222	0.1	△ 1,205	△ 14.7	△ 3.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	30	0.0	34,510	0.4	34,540	0.2	34,540	0.2	_	-	-
交通安全対策特別交付金	35,254	0.6	25,688	0.3	60,942	0.4	57,057	0.4	3,885	6.8	△ 11.9
電源立地地域対策交付金	104,925	1.7	31,893	0.4	136,819	0.9	143,189	0.9	△ 6,370	△ 4.4	12.5
特定防衛施設周辺整備調整交付金	-	-	20,359	0.2	20,359	0.1	20,501	0.1	△ 142	△ 0.7	0.8
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,175	0.1	-	_	5,175	0.0	5,480	0.0	△ 305	△ 5.6	0.2
社会資本整備総合交付金	868,566	13.8	716,071	8.0	1,584,637	10.4	1,768,253	11.4	△ 183,616	△ 10.4	△ 4.6
地域活性化・地域住民生活 等 緊 急 支 援 交 付 金	109,848	1.7	196,073	2	305,921	2.0					
地域の元気臨時交付金							1,825	0.0			
がんばる地域交付金							87,258	0.6			
東日本大震災復興交付金	38,127	0.6	267,422	3.0	305,549	2.0	540,122	3.5	△ 234,573	△ 43.4	19.8
そ の 他	1,374,427	21.8	1,091,581	12.1	2,466,008	16.3	2,642,751	17.0	△ 176,743	△ 6.7	
合 計	6,299,646	100.0	8,982,509	100.0	15,282,155	100.0	15,518,925	100.0	△ 236,770	△ 1.5	△ 6.0

⁽注) 平成 27 年度地方財政状況調査において歳入調査区分の変更があったことから「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の「平成 26 年度純計額」及び「比較」欄に 数値を計上していない。

その2 都道府県支出金の状況

区分		決 算	額			比 較	
	平 成 27	年 度	平 成 26	5 年 度	増 減 額	増 減 率	前年度増減率
国庫財源を伴うもの	2,540,494	64.4	2,390,882	64.4	149,612	6.3	7.2
児童保護費等負担金	288,354	7.3	170,746	4.6	117,608	68.9	9.4
障害者自立支援給付費等負担金	501,316	12.7	465,617	12.5	35,699	7.7	6.8
児 童 手 当 等 交 付 金	297,235	7.5	301,875	8.1	△ 4,640	△ 1.5	△ 1.2
普通建設事業費支出金	305,885	7.8	345,969	9.3	△ 40,084	△ 11.6	12.1
災害復旧事業費支出金	70,303	1.8	79,627	2.1	△ 9,324	△ 11.7	1.1
委 託 金	67,653	1.7	60,246	1.6	7,407	12.3	10.1
普 通 建 設 事 業	7,526	0.2	6,523	0.2	1,003	15.4	△ 11.9
災害復旧事業	224	0.0	798	0.0	△ 574	△ 71.9	311.3
そ の 他	59,903	1.5	52,925	1.4	6,978	13.2	12.3
電源立地地域対策交付金	23,211	0.6	21,314	0.6	1,897	8.9	△ 1.9
石油貯蔵施設立地対策等交付金	4,755	0.1	4,904	0.1	△ 149	△ 3.0	△ 0.3
そ の 他	981,782	24.9	940,584	25.5	41,198	4.4	8.8
都道府県費のみのもの	1,404,699	35.6	1,324,343	35.6	80,356	6.1	3.1
普通建設事業費支出金	167,013	4.2	171,629	4.6	△ 4,616	△ 2.7	6.6
災害復旧事業費支出金	1,601	0.0	1,685	0.0	△ 84	△ 5.0	△ 18.5
そ の 他	1,236,085	31.4	1,151,029	31.0	85,056	7.4	2.6
合 計	3,945,193	100.0	3,715,224	100.0	229,969	6.2	5.7

⁽注) [国庫財源を伴うもの] は、国庫支出金として都道府県の予算に計上されたうえ交付され、又は国庫支出金に加えて国の法令の規定に基づく都道府県の補助負担分として交付されたものである。

			 平 成 27	年月					比	較	
区分	都道府		市町			額	平成 269 純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
(発行目的別)											
公 共 事 業 等 債	1,187,769	21.5	358,374	6.9	1,546,143	14.5	1,720,059	14.9	△ 173,916	△ 10.1	△ 14.0
う ち 財 源 対 策 債	446,847	8.1	78,424	1.5	525,271	4.9	552,044	4.8	△ 26,773	△ 4.8	5.4
公営住宅建設事業債	82,174	1.5	101,381	2.0	183,555	1.7	177,290	1.5	6,265	3.5	13.9
うち復旧・復興事業分	7,498	0.1	17,257	0.3	24,755	0.2	20,492	0.2	4,263	20.8	76.6
うち(旧)緊急防災・減災事業分	-	-	-	-	_	-	-	-	_	_	皆減
災害復旧事業債	45,068	0.8	24,741	0.5	69,808	0.7	83,539	0.7	△ 13,731	△ 16.4	9.3
(旧) 緊急防災・減災事業債	1,178	0.0	12,769	0.2	13,947	0.1	17,583	0.2	△ 3,636	△ 20.7	△ 92.4
全 国 防 災 事 業 債	16,581	0.3	136,519	2.6	153,100	1.4	152,736	1.3	364	0.2	210.6
教育・福祉施設等整備事業債	107,708	1.9	511,195	9.9	618,904	5.8	579,678	5.0	39,226		20.6
一般 単独 事業債	1,025,249	18.5	1,472,673	28.4	2,497,923	23.4	2,359,338	20.5	138,585		2.5
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	38,709	0.7	38,709	0.4	36,803	0.3	1,906	5.2	8.4
過疎対策事業債	-	-	338,262	6.5	338,262	3.2	292,015	2.5	46,247	15.8	15.7
首都圈等整備事業債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業債	4,567	0.1	27,414	0.5	31,981	0.3	39,512	0.3		△ 19.1	21.4
行 政 改 革 推 進 債	135,544	2.5	32,509	0.6	168,053	1.6	134,182	1.2	33,871	25.2	16.1
退 職 手 当 債	147,408	2.7	26,955	0.5	174,363	1.6	159,832	1.4	14,531	1	5.3
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	35,087	0.6	7,255	0.1	42,342	0.4	17,319	0.2	25,023		△ 79.6
財 源 対 策 債	7,989	0.1	122,118	2.4	130,107	1.2	115,084	1.0	15,023		22.7
減 収 補 塡 債	559	0.0	2,333	0.0	2,892	0.0	798	0.0	2,094	262.4	△ 65.6
臨 時 財 政 対 策 債	2,592,258	46.9	1,841,434	35.5	4,433,692	41.5	5,464,737	47.4	△ 1,031,045	△ 18.9	△ 9.5
減収補塡債特例分(平成19~27年度)	80,725	1.5	4,977	0.1	85,702	8.0	2,369	0.0	83,333		△ 63.1
都道府県貸付金	-	-	56,067	1.1	28,859	0.3	31,828	0.3	△ 2,969	△ 9.3	30.6
そ の 他	58,217	1.1	71,452	1.5	129,668	1.1	133,754	1.3	△ 4,086	△ 3.1	△ 12.6
合 計	5,528,081	100.0	5,187,137	100.0	10,688,010	100.0	11,518,456	100.0	△ 830,446	△ 7.2	△ 6.2
うち財源対策債等	454,836	8.2	200,542	3.9	655,378	6.1	667,128	5.8	△ 11,750	△ 1.8	8.0
(借入先別)	=	40-	. ===.		== =						
財政融資資金	703,839	12.7	1,771,871	34.2	2,475,710	23.2	2,790,376	24.2	△ 314,666	△ 11.3	△ 8.9
旧郵政公社資金	_	-	-	-	_	_	-	_	_	_	-
旧郵便貯金資金	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_
旧簡易生命保険資金 地方公共団体金融機構資金	206 502	-	061 502	16.6	1 160 176	100	1 227 002	11.6	_ △ 169.707	A 127	1.3
国の予算貸付・政府関係機関貸付	306,583	5.5	861,593	16.6	1,168,176	10.9	1,337,883	11.6	△ 169,707	△ 12.7	1.3
(地方公共団体金融機構を除く。)	35,087	0.6	7,255	0.1	42,342	0.4	17,319	0.2	25,023	144.5	△ 79.6
ゆうちょ銀行	61,455	1.1	11,395	0.2	72,850	0.7	60,059	0.5	12,791	21.3	84.0
市 中 銀 行	1,869,413	33.8	1,227,531	23.7	3,096,945	29.0	3,202,398		△ 105,453		△ 6.3
その他の金融機関	387,755	7.0	434,117	8.4	821,872	7.7	858,557	7.5	l		△ 0.7
かんぽ生命保険	9,669	0.2	77,255	1.5	86,924	8.0	17,177	0.1	69,747		
保 険 会 社 等	-	-	-	-	-	_	6,000	0.1	△ 6,000	△ 100.0	△ 16.2
交 付 公 債	-	-	-		=	_	-	_	=	_	-
市場公募債	2,078,235	37.6	603,864	11.6	2,682,099	25.1	3,009,596	26.1	△ 327,497	△ 10.9	△ 8.0
個別発行債10年債	722,196	13.1	164,718	3.2	886,914	8.3	942,676	8.2	△ 55,762	△ 5.9	△ 20.6
個別発行債5年債	400,819	7.3	87,641	1.7	488,460	4.6	468,531	4.1	19,929	1	△ 15.3
個別発行債20年債	219,000	4.0	103,451	2.0	322,451	3.0	408,196	3.5		△ 21.0	24.1
個別発行債30年債	170,000	3.1	89,000	1.7	259,000	2.4	180,000	1.6	79,000		△ 5.3
個別発行債15年債	21,849	0.4	10,000	0.2	31,849	0.3	84,673	0.7	△ 52,824	△ 62.4	43.0
個別発行債7年債	12,001	0.2	115 120	-	12,001	0.1	38,000	0.3	l	△ 68.4	20.7
共同発行債10年債	432,691	7.8	115,138	2.2	547,829	5.1	709,586	6.2	△ 161,757	△ 22.8	△ 0.9
住民公募債	82,800	1.5	33,715	0.6	116,515	1.1	146,931	1.3	△ 30,416	△ 20.7	△ 16.0
外 国 債 そ の 他	9,776	0.2	204	-	9,776	0.1	5,093	0.0	4,683		皆増
	7,103	0.0	201	0.0	7,304	0.1	25,910	0.2	△ 18,606	△ 71.8	△ 19.6
共 済 等 そ の 他	131 75.014	0.0	136,017	2.6	136,148	1.3	142,188	1.2	l	△ 4.2	13.3
1	75,914	1.5	56,239 5 197 137	1.1	104,944	0.9		0.7	28,041		6.1
合 計	5,528,081	100.0	5,187,137	100.0	10,688,010	100.0	11,518,456	100.0	△ 830,446	△ 7.2	△ 6.2

⁽注) 1 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債」及び「財源対策債」の合計である。
2 「市中銀行」とは、都市銀行、地方銀行及び長期信用銀行をいう。
3 「その他の金融機関」とは、信託銀行、信用金庫、各種協同組合、その他金銭の貸付けを業とするもので市中銀行以外のものをいう。
4 「保険会社等」には、損害保険協会及び生命保険協会を含む。
5 「共済等」には、全国自治協会、市町村振興協会その他都道府県及び市町村が関係している各種機関を含む。

(単位 百万円)

第27表 平成27年度地方債発行(予定)額の状況

その1 通常収支分

歳

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政:	 令指定者	都市		・施行時物 ででである。 である。	
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一一般会計債															
1公共事業等	680,700	1,173,000	1,853,700	590,825	1,101,007	1,691,832	371,272	863,120	1,234,392	44,326	143,452	187,778	175,227	94,435	269,663
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	49,800	68,800	118,600	52,147	118,274	170,421	9,636	70,328	79,964	3,849	34,112	37,961	38,663	13,833	52,496
3 災害復旧事業	105,200	-	105,200	77,967	203	78,170	51,694	-	51,694	3,876	-	3,876	22,398	203	22,601
4 教育・福祉施設 4 等整備事業	287,600	240,600	528,200	270,538	396,505	667,042	5,795	106,793	112,588	15,796	95,232	111,028	248,947	194,480	443,427
5 一般単独事業	402,500	1,652,400	2,054,900	325,450	2,220,409	2,545,858	24,239	1,025,986	1,050,225	3,586	281,992	285,577	297,625	912,431	1,210,057
6 辺 地 及 び 6 過疎対策事業	433,700	38,400	472,100	410,972	15,387	426,359	-	-	-	1,407	198	1,605	409,565	15,189	424,754
7 公共用地先行取 得 等 事 業	-	34,500	34,500	-	34,260	34,260	-	4,519	4,519	-	7,057	7,057	-	22,684	22,684
8 行政改革推進	-	100,000	100,000	-	162,612	162,612	-	128,834	128,834	-	27,778	27,778	-	6,000	6,000
9調整	-	10,000	10,000	-	5,450	5,450	-	5,400	5,400	-	-	-	-	50	50
≣t	1,959,500	3,317,700	5,277,200	1,727,899	4,054,105	5,782,004	462,635	2,204,979	2,667,614	72,839	589,820	662,659	1,192,425	1,259,306	2,451,731
二公営企業債															
1 水 道 事 業	467,100	10,600	477,700	339,828	24,971	364,799	49,222	1,796	51,017	59,988	16,492	76,480	230,618	6,683	237,302
2 工 業 用 水 道 事 業	9,700	8,100	17,800	10,804	1,622	12,426	8,244	1,353	9,596	1,317	-	1,317	1,243	270	1,513
3 交 通 事 業	59,200	119,400	178,600	53,283	100,213	153,496	-	13,840	13,840	49,643	83,566	133,209	3,641	2,807	6,448
4 電 気 事 業・ガ ス 事 業	9,100	7,300	16,400	8,295	3,246	11,541	4,287	1,689	5,975	1,583	1,317	2,900	2,425	240	2,665
5 港湾整備事業	21,600	32,800	54,400	20,491	22,204	42,694	16,259	18,752	35,011	2,700	2,592	5,292	1,532	859	2,391
6 病 院 事 業・ 介護サービス事業	280,700	130,900	411,600	188,633	161,276	349,910	74,232	84,661	158,892	6,550	17,170	23,720	107,852	59,446	167,298
7 市場事業・2 番場事業	10,100	200,600	210,700	8,867	183,761	192,627	473	177,452	177,925	5,280	5,226	10,506	3,114	1,083	4,197
8 地域開発事業	-	80,500	80,500	-	40,856	40,856	-	21,951	21,951	-	3,433	3,433	-	15,473	15,473
9下水道事業	671,400	434,400	1,105,800	633,001	354,864	987,865	60,137	43,178	103,315	140,913	113,084	253,998	431,951	198,601	630,552
10 観光その他事業	1,100	10,300	11,400	1,057	7,831	8,888	26	485	511	=	1,067	1,067	1,031	6,279	7,309
11 公営企業退職手当債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	=	-	-	-	-	-
dž	1,530,000	1,034,900	2,564,900	1,264,259	900,843	2,165,103	212,879	365,155	578,035	267,973	243,948	511,921	783,406	291,741	1,075,147

その1 通常収支分(つづき)

	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政金	令指定 者	8市		・施行時特 『市・町	
区 分	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	Ħ
三 臨時財政対策債	1,776,000	2,749,000	4,525,000	1,722,962	2,719,601	4,442,563	502,480	2,089,778	2,592,258	108,920	443,896	552,817	1,111,562	185,927	1,297,488
四退職手当債	-	80,000	80,000	-	191,610	191,610	-	161,639	161,639	-	17,142	17,142	-	12,830	12,830
五減収補塡債	_	-	-	-	91,281	91,281	-	83,473	83,473	-	158	158	-	7,650	7,650
六国の予算等 貸付金債															
1 中小企業高度化 資 金 貸 付 金	-	-	-	(31,543)	-	(31,543)	(31,543)	-	(31,543)	-	-	-	-	-	-
2 土地区画整理 組合等貸付金	-	-	-	(432)	-	(432)	(35)	-	(35)	(125)	-	(125)	(272)	-	(272)
3 母子父子寡婦福祉 3 資 金 貸 付 金	-	-	-	(1,949)	-	(1,949)	(1,154)	-	(1,154)	(566)	-	(566)	(229)	-	(229)
4 災害援護資金 貸 付 金	-	-	-	(76)	-	(76)	(75)	-	(75)	(1)	-	(1)	-	-	-
5 都市開発資金 付 金	-	-	-	(1,711)	-	(1,711)	-	-	-	(1,430)	-	(1,430)	(281)	-	(281)
6 市街地再開発 組合等貸付金	-	-	-	(828)	-	(828)	-	-	-	-	-	-	(828)	-	(828)
7 有料道路(駐車場含 む。)整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8 埠頭整備等資金 貸 付 金	-	-	-	(4,848)	-	(4,848)	(1,136)	-	(1,136)	(3,712)	-	(3,712)	-	-	-
9 公害防止資金	-	-	-	(395)	=	(395)	(395)	-	(395)	-	-	-	-	-	-
10 農業災害補償資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11 木材産業等高度化 推進資金貸付金	-	-	-	(1,195)	-	(1,195)	(1,195)	-	(1,195)	-	-	-	-	-	-
12 沿道整備資金 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 沖縄振興開発金融 公庫資金貸付金	-	-	-	(9)	-	(9)	-	-	-	-	-	-	(9)	-	(9)
14 農地保有合理化促進対策資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15 就農支援資金 貸 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16 日本政策金融公庫資金貸付金	-	-	-	(2,585)	-	(2,585)	(1,974)	-	(1,974)	(70)	-	(70)	(541)	-	(541)
17 連続立体交差 資 金 貸 付 金	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-	(25)	-	(25)	-	-	-
18 都市環境維持・ 改善事業資金貸付金	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 地域商店街活性化 高度化資金貸付金	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 電線敷設工事資金貸付金	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21 そ の 他	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(59,400)	-	(59,400)	(45,596)	-	(45,596)	(37,506)	-	(37,506)	(5,929)	-	(5,929)	(2,160)	-	(2,160)
総計	(59,400) 5,265,500	- 7,181,600	(59,400) 12,447,100	(45,596) 4,715,120	7,957,441	(45,596) 12,672,560	(37,506) 1,177,994	4,905,024	(37,506) 6,083,019	(5,929) 449,732	- 1,294,964	(5,929) 1,744,697	(2,160) 3,087,393	- 1,757,452	(2,160) 4,844,845

⁽注) 1 特別区については中核市・施行時特例市・都市・町村分として、一部事務組合又は地方開発事業団については、都道府県が加入するものにあっては都道府県分として、政令指定都市が加入するもの(都道府県が加入するものを除く。)にあっては政令指定都市分として、その他のものにあっては中核市・施行時特例市・都市・町村分とし 政守指定部市が加入するもの(部連府県が加入するものを除く。)にあっては政守指定部市がとして、その他のものにあっては中でて区分した。
2 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。
3 地方債計画額は、最終計画額である。
4 四捨五入により計と一致しない場合がある。

第27表 平成27年度地方債発行(予定)額の状況(つづき)

その2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

(単位 百万円)

Image: Control of the	分	計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政:	 令指定者	都市		・施行時特 郷市・町村	
)J	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	Ħ	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一 般	会 計 債															
公建	営 住 宅 設 事 業	34,500	_	34,500	26,055	256	26,311	7,464	-	7,464	2,462	_	2,462	16,128	256	16,385
災害	復旧事業	3,300	-	3,300	1,834	_	1,834	79	-	79	1,143	_	1,143	612	-	612
一般	単独事業	1,000	-	1,000	16	59	75	8	59	67	8	-	8	_	-	-
	計	38,800	-	38,800	27,904	315	28,219	7,551	59	7,610	3,613	_	3,613	16,740	256	16,997
公 営	企 業 債															
水	道事業	200	-	200	69	_	69	_	-	-	_	-	-	69	-	69
病院サー	事業・介護 ビス事業		_	100	-	120	120	-	-	_	-	_	-	_	120	120
市場と番	場 事 業・ 番 場 事 業	200	-	200	54	_	54	-	-	_	-	_	-	54	-	54
下水	く道 事業	1,700	_	1,700	883	-	883	-	-	-	95	-	95	787	-	787
	計	2,200	-	2,200	1,006	120	1,126	-	-	_	95	_	95	910	120	1,030
被災施	設借換債	1,500	-	1,500	_	_	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-
国の予算	算等貸付金債															
災害援	爰護資金貸付金	-	-	-	(479)	-	(479)	(464)	-	(464)	(15)	-	(15)	-	-	-
	計	(2,000)	-	(2,000)	(479)	_	(479)	(464)	-	(464)	(15)	-	(15)	_	-	-
総	計	(2,000) 42,500	-	(2,000) 42,500	(479) 28,910	- 435	(479) 29,345	(464) 7,551	- 59	(464) 7,610	(15) 3,708	- -	(15) 3,708	- 17,650	- 376	- 18,027

(2) 全国防災事業

	X			計	画	額	発 行	(予 定	三) 額	都	道府	県	政令	治指定者	那市	中核市・) 都	施行時特 市・町木	
			分	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的 資金	民間等 資 金	計
F	- 般	会	計債															
	全 国	防	災事業	239,700	-	239,700	169,985	5,743	175,728	19,157	-	19,157	22,999	262	23,261	127,830	5,481	133,311
		計		239,700	-	239,700	169,985	5,743	175,728	19,157	-	19,157	22,999	262	23,261	127,830	5,481	133,311
	総		計	239,700	_	239,700	169,985	5,743	175,728	19,157	-	19,157	22,999	262	23,261	127,830	5,481	133,311

第27表 平成27年度地方債発行(予定)額の状況(つづき)

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計

	計	画	額	発 行	(予)	三)額	都	道府	県	政 *	令指定者	8市		・施行時物でである。 18市・町で	
区 分	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計	公的資金	民間等 資 金	計
一一般会計債															
1公共事業等	680,700	1,173,000	1,853,700	590,825	1,101,007	1,691,832	371,272	863,120	1,234,392	44,326	143,452	187,778	175,227	94,435	269,663
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	84,300	68,800	153,100	78,202	118,530	196,732	17,100	70,328	87,428	6,311	34,112	40,423	54,791	14,089	68,881
3 災害復旧事業	108,500	-	108,500	79,801	203	80,004	51,773	-	51,773	5,019	-	5,019	23,010	203	23,213
4 全国防災事業	239,700	-	239,700	169,985	5,743	175,728	19,157	_	19,157	22,999	262	23,261	127,830	5,481	133,311
5 教育・福祉施設 5 等整備事業	287,600	240,600	528,200	270,538	396,505	667,042	5,795	106,793	112,588	15,796	95,232	111,028	248,947	194,480	443,427
6 一般単独事業	403,500	1,652,400	2,055,900	325,465	2,220,468	2,545,933	24,247	1,026,045	1,050,291	3,593	281,992	285,585	297,625	912,431	1,210,057
7 辺 地 及 び 過疎対策事業	433,700	38,400	472,100	410,972	15,387	426,359	-	-	-	1,407	198	1,605	409,565	15,189	424,754
8 公共用地先行取 得 等 事 業	-	34,500	34,500	-	34,260	34,260	-	4,519	4,519	-	7,057	7,057	-	22,684	22,684
9 行政改革推進	-	100,000	100,000	-	162,612	162,612	-	128,834	128,834	-	27,778	27,778	-	6,000	6,000
10 調 整	-	10,000	10,000	-	5,450	5,450	-	5,400	5,400	-	-	-	-	50	50
計	2,238,000	3,317,700	5,555,700	1,925,788	4,060,163	5,985,952	489,343	2,205,038	2,694,381	99,450	590,082	689,532	1,336,995	1,265,043	2,602,038
二公営企業債															
1 水 道 事 業	467,300	10,600	477,900	339,897	24,971	364,868	49,222	1,796	51,017	59,988	16,492	76,480	230,687	6,683	237,370
2 工 業 用 水 道 事 業	9,700	8,100	17,800	10,804	1,622	12,426	8,244	1,353	9,596	1,317	-	1,317	1,243	270	1,513
3 交 通 事 業	59,200	119,400	178,600	53,283	100,213	153,496	-	13,840	13,840	49,643	83,566	133,209	3,641	2,807	6,448
4 電 気 事 業・ 4 ガ ス 事 業	9,100	7,300	16,400	8,295	3,246	11,541	4,287	1,689	5,975	1,583	1,317	2,900	2,425	240	2,665
5 港湾整備事業	21,600	32,800	54,400	20,491	22,204	42,694	16,259	18,752	35,011	2,700	2,592	5,292	1,532	859	2,391
6 病 院 事 業・ 介護サービス事業	280,800	130,900	411,700	188,633	161,396	350,030	74,232	84,661	158,892	6,550	17,170	23,720	107,852	59,566	167,418
7 市場事業・2 音場事業	10,300	200,600	210,900	8,921	183,761	192,682	473	177,452	177,925	5,280	5,226	10,506	3,168	1,083	4,251
8 地域開発事業	-	80,500	80,500	_	40,856	40,856	-	21,951	21,951	-	3,433	3,433	_	15,473	15,473
9下水道事業	673,100	434,400	1,107,500	633,884	354,864	988,748	60,137	43,178	103,315	141,009	113,084	254,093	432,739	198,601	631,340
10 観光その他事業	1,100	10,300	11,400	1,057	7,831	8,888	26	485	511	-	1,067	1,067	1,031	6,279	7,309
11 公 営 企 業 退 職 手 当 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
≣†	1,532,200	1,034,900	2,567,100	1,265,265	900,963	2,166,228	212,879	365,155	578,035	268,069	243,948	512,016	784,317	291,861	1,076,177

第27表 平成27年度地方債発行(予定)額の状況(つづき)

その3 通常収支分と東日本大震災分の合計(つづき)

三 接 災 値 設 信 会 計		計	画	額	発 行	(予定	三)額	都	道府	県	政章	令指定者	8市		・施行時物でである。 ・施行時物でである。 ・施行・町がある。	
程 語序 財 政 対策 検 17% 2010 174 9000 4525 2010 1722 95 271 96 0 442 95 502 80 289 77 252 25 108 30 463 96 552 87 1111 55 185 27 128 第 手 当 検	区 分			計			計			計			計			計
五 退 職 手 当 備	三 被災施設借換債	1,500	-	1,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 減 収 補 類 價 - - - 91,281 91,281 91,281 - 83,473 - 158 158 - 7,650 : 는 質 付 金 質 付 金 日 付 金 章 優 付 金 - - - - - 15,450 - - 158 158 - 7,650 : 2 抽色 医醛 短 付 金 章 反 付 金 -	四 臨時財政対策値	1,776,000	2,749,000	4,525,000	1,722,962	2,719,601	4,442,563	502,480	2,089,778	2,592,258	108,920	443,896	552,817	1,111,562	185,927	1,297,488
변경 선 술 증 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등 등	五退職手当債	-	80,000	80,000	-	191,610	191,610	-	161,639	161,639	-	17,142	17,142	-	12,830	12,830
日 付 金 債 1 中小企業商性	六減 収補 塡 億	į -	-	-	-	91,281	91,281	-	83,473	83,473	-	158	158	-	7,650	7,650
2 土地区画整理 組合等質付金																
8-30 10-	1 中小企業高度付資金 貸付金	<u> </u>	-	-	(31,543)	_	(31,543)	(31,543)	-	(31,543)	-	-	-	-	-	-
3	2 土地区画整理 組合等貸付金	_	_	-	(432)	-	(432)	(35)	-	(35)	(125)	-	(125)	(272)	-	(272)
4 災害遅騰資金 6559 - 6559 6389 - 6388 (17) - (17) 5 哲市 問発資金 (1711) - (1711) (1.430) - (1.430) (281) - 6 和台等負付金 6289 - 6280 7 有別部(阻埋地台 (4.848) - (4.848) (1.136) - (1.136) (3.712) - (3.712) 8 奨明整備等資金 (4.848) - (4.848) (1.136) - (1.136) (3.712) - (3.712) 9 公害 防止資金 (4.848) - (4.848) (1.136) - (1.136) (3.712) - (3.712) 10 愛美災害補償 (1.195) - (1.195) (1.195) - (1.195) 11 推進資金百付金 (1.195) - (1.195) (1.195) - (1.195) 12 沒有 付 金 (1.195) - (1.195) (1.195) - (1.195) 13 融还库資金付金 (1.195) - (1.195) (1.195) - (1.195) 14 施政策自即化促 法对策党政资金 15 設農支援資金	。 母子父子寡婦福祉	Ŀ L	-	_	(1,949)	-	(1,949)	(1,154)	-	(1,154)	(566)	-	(566)	(229)	-	(229)
5 製市開発資金 付付金 (1,711) - (1,711) - (1,711) (1,430) - (1,430) (281) - (828) (828) - (828) (828) - (828) (828) - (828) (828) - (828) (828) (828) (828) (828) (828) (828)	』 災害援護資金	È _	_	-	(555)	-	(555)	(538)	-	(538)	(17)	-	(17)	-	-	-
6	□ 都市開発資金	È _	_	-	(1,711)	-	(1,711)	-	_	-	(1,430)	-	(1,430)	(281)	_	(281)
7 有料道路(駐車場合 2 つ	 。市街地再開昇	<u>k</u>	_	-	(828)	-	(828)	-	_	-	-	-	-	(828)	_	(828)
8 埠頭整備等資金	7 有料道路(駐車場部	<u> </u>	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
9 公害防止資金	。 よ よ よ は は は は は は は は は は は は は は り は り	È _	_	_	(4,848)	-	(4,848)	(1,136)	-	(1,136)	(3,712)	-	(3,712)	-	-	-
10 農業災害補償 資金 貸付金	0 公害防止資金	È _	_	_	(395)	-	(395)	(395)	-	(395)	-	-	_	-	-	=
11 木材産業等高度化	10 農業災害補償	1	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12 治道整備資金	11 木材産業等高度化	_ ا	-	_	(1,195)	-	(1,195)	(1,195)	-	(1,195)	-	-	-	-	-	-
13 神縄振興開発金	12 沿道整備資金	È _	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14 農地保有合理化促進対策資金貸付金 -	12 沖縄振興開発金	ž _	_	_	(9)	-	(9)	-	-	-	_	-	-	(9)	-	(9)
15 就農支援資金	 1.4 農地保有合理化係	2	_	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
16 日本政策金融	15 就農支援資金	È _	_	-	_	_	-	-	_	-	_	_	_	-	_	-
17 連続立体交差 (対金	16 日本政策金融	ŧ _	_	_	(2,585)	-	(2,585)	(1,974)	_	(1,974)	(70)	_	(70)	(541)	-	(541)
18 都市環境維持・	17 連続立体交割	<u> </u>	_	_		_		-	-	-		_	(25)	-	-	-
19 地域商店街活性化	18 都市環境維持	_	_	_	_	_	-	-	-	-	_	_	_	-	-	-
20 電線敷設工事 資金貸付金 - </td <td>10 地域商店街活性化</td> <td>ا دُ</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>_</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td>	10 地域商店街活性化	ا دُ	_	_	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-	-
21 そ の 他	20 電線敷設工事	-	_	_	-	-	-	-	-	-	_	_	_	-	-	-
=+ (61,400) - (61,400) (46,075) - (46,075) (37,970) - (5,945) - (5,945) - (2,160) - (2			_	_	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-	-	-
	計	(61,400)	_	(61,400)	(46,075)	-	(46,075)	(37,970)	-	(37,970)	(5,945)	_	(5,945)	(2,160)	-	(2,160)
	 総 計	(61,400)	7101 (00	(61,400)	(46,075)	700200	(46,075)	(37,970)	4 005 000	(37,970)	(5,945)	1 205 224	(5,945)	(2,160)	17(100	(2,160) 4,996,183

第28表 使用料及び手数料の状況

(単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 263	干世	Ŀ	 比 剪	ξ
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
使 用 料	594,270	74.7	1,004,376	72.7	1,598,646	73.5	1,527,219	72.6	71,427	4.7	5.9
授業料	174,823	22.0	32,732	2.4	207,555	9.5	130,528	6.2	77,027	59.0	207.3
高等学校	167,237	21.0	10,440	0.8	177,677	8.2	91,897	4.4	85,780	93.3	2,385.7
幼稚園	5	0.0	16,857	1.2	16,862	0.8	19,303	0.9	△ 2,441	△ 12.6	△ 11.5
その他	7,581	1.0	5,435	0.4	13,016	0.5	19,328	0.9	△ 6,312	△ 32.7	13.9
保育所使用料	_	_	193,131	14.0	193,131	8.9	202,315	9.6	△ 9,184	△ 4.5	△ 0.6
公営住宅使用料	239,030	30.0	319,829	23.2	558,859	25.7	558,678	26.6	181	0.0	0.2
発電水利使用料	33,195	4.2	-	_	33,195	1.5	33,179	1.6	16	0.0	2.8
その他	147,222	18.5	458,684	33.1	605,906	27.9	602,519	28.6	3,387	0.6	△ 0.6
手 数 料	201,182	25.3	376,333	27.3	577,515	26.5	576,552	27.4	963	0.2	0.5
法定受託事務に 係 る も の	50,962	6.4	27,675	2.0	78,637	3.6	81,560	3.9	△ 2,923	△ 3.6	2.3
自治事務に係るもの	150,219	18.9	348,659	25.3	498,878	22.9	494,992	23.5	3,886	0.8	0.2
合 計	795,452	100.0	1,380,709	100.0	2,176,161	100.0	2,103,771	100.0	72,390	3.4	4.4

第29表 繰入金の状況

			平 成 27	年 度			平成261	王度	比	較	
区分	都道府	見	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
他会計からの繰入金	20,522	1.2	77,031	4.5	97,552	2.8	94,490	2.2	3,062	3.2	△ 10.0
法 適 用 の 公営企業会計	15,743	0.9	11,233	0.7	26,976	0.8	23,943	0.6	3,033	12.7	△ 38.7
法 非 適 用 の 公営企業会計	4,744	0.3	30,733	1.8	35,477	1.0	36,532	0.9	△ 1,055	△ 2.9	18.9
その他	35	0.0	35,065	2.0	35,099	1.0	34,015	0.7	1,084	3.2	△ 3.2
基金からの繰入金	1,730,554	98.8	1,638,864	95.2	3,369,418	97.0	4,128,428	97.6	△759,010	△ 18.4	20.7
積立金取崩し額	1,697,132	96.9	1,589,270	92.3	3,286,401	94.6	4,027,553	95.3	△741,152	△ 18.4	21.7
その他	33,422	1.9	49,594	2.9	83,017	2.4	100,875	2.3	△ 17,858	△ 17.7	△ 10.4
財産区からの繰入金	_	_	5,447	0.3	5,447	0.2	4,899	0.1	548	11.2	△ 14.1
合 計	1,751,076	100.0	1,721,342	100.0	3,472,417	100.0	4,227,817	100.0	△755,400	△ 17.9	19.7

第30表 その他の収入の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成264	王度	比	較	
	区	分	`		都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財	産	収	ス		219,407	4.7	428,161	14.6	647,568	9.1	633,917	8.5	13,651	2.2	3.0
見	産運	用	収入		110,684	2.4	186,191	6.3	296,875	4.2	263,959	3.6	32,916	12.5	2.8
貶	産売	払	収入		108,723	2.3	241,970	8.2	350,694	4.9	369,958	5.0	△ 19,264	△ 5.2	3.2
寄	ß	1	金	Ž	20,826	0.4	210,411	7.2	231,000	3.3	108,137	1.5	122,863	113.6	△ 6.4
諸	Ц	7	ス		4,425,402	94.9	2,301,474	78.3	6,213,345	87.6	6,679,556	90.0	△ 466,211	△ 7.0	1.6
迎 及	滞金、び	加過	算 金		41,802	0.9	44,902	1.5	86,704	1.2	89,053	1.2	△ 2,349	△ 2.6	△ 8.4
預	金	利	一子	2	2,544	0.1	2,209	0.1	4,753	0.1	4,355	0.1	398	9.1	△ 5.0
貸	付金	元 利	収入		3,636,154	77.9	1,311,412	44.6	4,896,249	69.0	5,464,795	73.6	△ 568,546	△ 10.4	2.1
公元	営企	業 貸 収			51,240	1.1	21,532	0.7	72,772	1.0	72,786	1.0	△ 14	△ 0.0	△ 13.7
受	託事	業	収入		91,115	2.0	37,120	1.3	42,668	0.6	53,487	0.7	△ 10,819	△ 20.2	23.3
収	益 事	業	収入		295,842	6.3	97,972	3.3	393,815	5.6	392,491	5.3	1,324	0.3	△ 5.3
利	子割精	算金	と 収入		3,149	0.1	-	_	_	_	_	-	_	_	-
雑			ス		303,555	6.5	786,326	26.7	716,385	10.1	602,589	8.1	113,796	18.9	4.6
	合		計		4,665,636	100.0	2,940,046	100.0	7,091,913	100.0	7,421,609	100.0	△ 329,696	△ 4.4	1.6

⁽注) 本表は、「第10表 歳入決算額の状況 その2 推移」の歳入区分「その他」の内訳である。

第31表 地方財政と国の財政との累年比較

	国内総会	主産	歳出	総額	国から	地方から		歳	出 純	計	額		純	計	国内網	 注産 (支	江出側)
区分	(支出	側)	成山	心 会	地方に対	国に対す	玉		地	方	合	計	構反	妣	に対	する	割合
	実 額 (A)	指数	(B)	地 方 (C)	する支出 (D)	る 支 出 (E)	(B)-(D)	指数	(C)-(E) (G)	指数	(F)+(G) (H)	指数	(F) (H)	(G) (H)	(F) (A)	(G) (A)	(H) (A)
昭和10年度	167	_	22	21	3	0	19	-	21	_	40	_	47.5	52.5	11.4	12.6	24.0
16	449	_	81	31	11	0	70	-	31	-	101	_	69.3	30.7	15.6	6.9	22.5
36	201,708	100	21,645	23,911	10,279	381	11,366	100	23,530	100	34,896	100	32.6	67.4	5.6	11.7	17.3
平成17年度	5,258,139	2,607	934,347	906,973	322,145	12,731	612,202	5,386	894,242	3,800	1,506,444	4,317	40.6	59.4	11.6	17.0	28.6
18	5,292,550	2,624	909,468	892,106	310,705	12,749	598,763	5,268	879,357	3,737	1,478,120	4,236	40.5	59.5	11.3	16.6	27.9
19	5,310,134	2,633	879,327	891,476	265,771	12,657	613,556	5,398	878,820	3,735	1,492,376	4,277	41.1	58.9	11.6	16.5	28.1
20	5,093,984	2,525	902,859	896,915	283,130	11,854	619,729	5,452	885,061	3,761	1,504,790	4,312	41.2	58.8	12.2	17.4	29.5
21	4,920,751	2,440	1,056,981	961,064	344,179	12,836	712,801	6,271	948,228	4,030	1,661,030	4,760	42.9	57.1	14.5	19.3	33.8
22	4,991,948	2,475	1,001,107	947,750	339,511	8,507	661,596	5,821	939,243	3,992	1,600,839	4,587	41.3	58.7	13.3	18.8	32.1
23	4,938,531	2,448	1,058,330	970,026	373,166	7,698	685,164	6,028	962,329	4,090	1,647,492	4,721	41.6	58.4	13.9	19.5	33.4
24	4,946,744	2,452	1,044,969	964,186	362,159	9,308	682,810	6,007	954,877	4,058	1,637,687	4,693	41.7	58.3	13.8	19.3	33.1
25	5,074,011	2,516	1,058,980	974,120	367,916	7,676	691,064	6,080	966,444	4,107	1,657,508	4,750	41.7	58.3	13.6	19.0	32.7
26	5,178,666	2,567	1,060,355	985,228	360,051	7,054	700,304	6,161	978,174	4,157	1,678,478	4,810	41.7	58.3	13.5	18.9	32.4
27	5,321,914	2,638	1,061,292	984,052	354,709	7,220	706,583	6,217	976,833	4,151	1,683,415	4,824	42.0	58.0	13.3	18.4	31.6

⁽注) 1 国内総支出は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、平成17年度以降は「国民経済計算(08SNA)」、昭和36年度は「国民経済計算(68SNA)」、昭和10年度及び16年度は「国民経済計算(53SNA)」によっており、いずれも名目値である。ただし、昭和10年度及び16年度は国民総支出の数値である。
2 国の歳出額は、平成27年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、自動車安全特別会計(空港整備勘定のみ)、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成26年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。
3 国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方対策では、地方の特別会計をは、2000年度は、2000年度は、2000年度によりにより、2000年度に

譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳 入決算額によっている。

[「]地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国

に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。 5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

第32表 平成27年度国・地方の目的別歳出の状況

				歳 出 合 計 国から地方を通じる歳出純計額							額	総額中	国の純計						
	_	/\				玉			Jul -	地方に対する	ら国に 対する	玉		地	方	総	額	地方の占める	に占める 地方に対
	区	分		一 般 会 計	特 別会計	合 計	う ち 重複額	差 引 純 計 (A)	地 方 (B)	支 出 (C)	支出	(A) — (C)	構成比	(B)-(D)	構成比	(E)+(F)	構成比	割 合 (F)/(G)	する支出 の 割 合 (C)/(A)
機		関	費	50,619	_	50,619	_		155,467	8,013	_	42,606	6.0		15.9	198,073	11.8	78.5	15.8
-	- 般	′行』	女 費	18,502	-	18,502	_	18,502	92,787	6,789	_	11,713	1.7	92,787	9.5	104,500	6.2	88.8	36.7
=]法警	警察消	防費	15,148	_	15,148	_	15,148	53,256	1,150	_	13,998	2.0	53,256	5.5	67,254	4.0	79.2	7.6
夕	ŀ	交	費	9,065	-	9,065	_	9,065	_	_	_	9,065	1.3	-	_	9,065	0.5	-	_
催	ţ	税	費	7,754	-	7,754	_	7,754	9,425	74	_	7,680	1.1	9,425	1.0	17,105	1.0	55.1	1.0
貨	(幣	製油	告 費	149	_	149	_	149	_	-	-	149	0.0	_	_	149	0.0	-	_
地	方	財政	支費	168,883	538,397	707,281	501,212	206,068	_	201,888	_	4,181	0.6	-	-	4,181	0.2	_	98.0
防		衛	費	51,411	335	51,746	141	51,605	-	345	-	51,259	7.3	-	-	51,259	3.0	-	0.7
国土	保全	及び閉	発費	63,880	16,317	80,197	7,449	72,748	130,398	28,730	7,220	44,017	6.2	123,178	12.6	167,195	9.9	73.7	39.5
■	1 ±	保全	全費	10,057	4,772	14,829	2,017	12,812	17,758	5,013	1,647	7,798	1.1	16,111	1.6	23,909	1.4	67.4	39.1
围	1 ±	開着	発費	50,052	11,545	61,597	5,432	56,165	105,343	22,209	5,524	33,957	4.8	99,818	10.2	133,775	7.9	74.6	39.5
災	善	復	日費	1,857	-	1,857	_	1,857	7,297	1,508	48	349	0.0	7,249	0.8	7,598	0.5	95.4	81.2
7	<u>:</u>	の	他	1,914	-	1,914	-	1,914	-	-	1	1,913	0.3	-	_	1,913	0.1	-	-
産	業	経済	費	33,681	23,731	57,412	6,213	51,199	68,458	3,772	_	47,426	6.7	68,458	7.0	115,884	6.9	59.1	7.4
農	林	水産	業費	20,556	_	20,556	_	20,556	13,356	2,841	_	17,715	2.5	13,356	1.4	31,071	1.8	43.0	13.8
商	1	I	費	13,125	23,731	36,855	6,213	30,642	55,103	931	-	29,711	4.2	55,103	5.6	84,814	5.0	65.0	3.0
教		育	費	52,989	1,786	54,775	755	54,020	167,875	25,284	-	28,736	4.1	167,875	17.2	196,612	11.7	85.4	46.8
学	校校	教育	育 費	40,109	21	40,131	9	40,122	131,447	21,908	-	18,213	2.6	131,447	13.5	149,660	8.9	87.8	54.6
社	会	教育	育費	1,447	1,765	3,211	746	2,465	12,498	625	_	1,841	0.3	12,498	1.3	14,339	0.9	87.2	25.4
7	<u>.</u>	の	他	11,433	-	11,433	_	11,433	23,930	2,751	_	8,682	1.2	23,930	2.4	32,613	1.9	73.4	24.1
社会	除保	障関	係費	319,277	15,154	334,431	12,880	321,550	332,418	86,606	-	234,944	33.3	332,418	34.0	567,363	33.7	58.6	26.9
Æ	3	生	費	297,276	14,957	312,233	12,797	299,436	256,100	78,816	_	220,619	31.2	256,100	26.2	476,720	28.3	53.7	26.3
徫	Ī	生	費	6,233	196	6,430	83	6,347	63,018	5,730	-	617	0.1	63,018	6.5	63,635	3.8	99.0	90.3
自	Ē	宅	費	1,494	-	1,494	_	1,494	12,855	1,207	-	287	0.0	12,855	1.3	13,143	0.8	97.8	80.8
7	<u>:</u>	の	他	14,274	1	14,274	_	14,273	445	853.0	_	13,421	2.0	445	0.0	13,865	0.8	3.2	6.0
恩		給	費	3,862	_	3,862	-	3,862	137	-	-	3,862	0.5	137	0.0	3,999	0.2	3.4	_
公		債	費	224,635	8,095	232,731	3,422	229,308	129,296	70	_	229,238	32.4	129,296	13.2	358,535	21.3	36.1	0.0
前年	度網	操上充	用金	-	_	_	_	_	2	_	_	_	-	2	0.0	2	0.0	100.0	_
そ		の	他	13,066	12,555	25,620	5,310	20,313	1	1	_	20,314	2.9	2.0	0.1	20,312	1.3	0.0	0.0
2	ì		計	982,303	616,370	1,598,674	537,382	1,061,292	984,052	354,709	7,220	706,583	100.0	976,833	100.0	1,683,415	100.0	58.0	33.4

⁽注) 1 国の歳出総額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計(子どものための金銭の給付勘定のみ)、食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定のみ)、自動車安全特別会計(空港整備勘定のみ)、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額である。
2 [国から地方に対する支出] は、地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。
3 [地方から国に対する支出] は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額)で、地方の歳出決算額によっている。

地方財政と国の財政

第33表 国民経済計算における公的支出の推移

	平成	22/5	24左车	25/5#	26年	27/5 库		対前	1 年 度	き増 泳	咸率			構	Ę	t	比	
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
公的支出	1,227,559	1,239,627	1,247,755	1,287,818	1,314,518	1,327,679	△ 0.3	1.0	0.7	3.2	2.1	1.0	24.6	25.1	25.2	25.4	25.4	24.9
中与	213,685	212,324	208,837	227,980	224,555	218,240	△ 7.8	△ 0.6	△ 1.6	9.2	△ 1.5	△ 2.8	4.3	4.3	4.2	4.5	4.3	4.1
最終消費		150,389	147,810	157,253	158,828	156,427	△ 5.9	△ 0.3	△ 1.7	6.4	1.0	△ 1.5	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	2.9
総資を形		61,935	61,027	70,727	65,727	61,813	△ 12.0	△ 1.5	△ 1.5	15.9	△ 7.1	△ 6.0	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3	1.2
地力	559,316	560,536	557,760	567,393	583,923	585,758	0.9	0.2	△ 0.5	1.7	2.9	0.3	11.2	11.4	11.3	11.2	11.3	11.0
最終消費		443,892	441,778	436,935	448,261	453,725	2.6	0.4	△ 0.5	△1.1	2.6	1.2	8.9	9.0	8.9	8.6	8.7	8.5
総資を形		116,644	115,982	130,458	135,662	132,033	△ 4.9	△ 0.6	△ 0.6	12.5	4.0	△ 2.7	2.4	2.4	2.3	2.6	2.6	2.5
社会保障基 3		403,555	414,366	424,673	435,879	450,557	3.8	3.7	2.7	2.5	2.6	3.4	7.8	8.2	8.4	8.4	8.4	8.5
最終消費		403,142	413,995	424,281	435,490	450,112	3.8	3.7	2.7	2.5	2.6	3.4	7.8	8.2	8.4	8.4	8.4	8.5
総資を形		413	371	392	389	445	△ 19.1	4.6	△ 10.2	5.7	△ 0.8	14.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公的企	65,415	63,212	66,793	67,772	70,160	73,125	△ 7.6	△ 3.4	5.7	1.5	3.5	4.2	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4
総資を形	65,415	63,212	66,793	67,772	70,160	73,125	△ 7.6	△ 3.4	5.7	1.5	3.5	4.2	1.3	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4
国内総生産(支出側	4,991,948	4,938,531	4,946,744	5,074,011	5,178,666	5,321,914	1.4	△ 1.1	0.2	2.6	2.1	2.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⁽注)「国民経済計算(内閣府経済社会総合研究所調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。

その1 総 括 (単位 百万円・%)

					4	成 27	年月	隻					Ŀ	í		較		
	区	Ĵ	分	都道府	ı	市町	村	純計	安百	平成 26年 純 計		増 減 額	増	減	率		F度増減	咸率
					ж	, in , m	13	#T 01	- BR			19 /19, BR	都道府県	市町村	純計額	都道府県	市町村	純計額
議	ź	<u> </u>	費	77,994	0.2	373,872	0.7	451,119	0.5	440,102	0.4	11,017	△ 0.5	3.1	2.5	2.7	0.9	1.3
総	矛	务	費	3,117,726	6.1	7,054,762	12.5	9,608,827	9.8	9,869,954	10.0	△ 261,127	△ 10.4	1.3	△ 2.6	1.3	△ 3.1	△ 1.3
民	<u> </u>	Ė	費	8,074,296	15.9	20,266,948	35.8	25,254,815	25.7	24,450,891	24.8	803,924	6.2	2.3	3.3	1.1	5.2	4.2
衛	<u> </u>	Ė	費	1,772,190	3.5	4,692,336	8.3	6,301,793	6.4	6,143,397	6.2	158,396	5.9	0.8	2.6	△ 3.6	5.2	2.6
労	售	動	費	295,064	0.6	127,982	0.2	399,663	0.4	424,426	0.4	△ 24,763	△ 8.3	△ 21.2	△ 5.8	△ 37.8	△ 17.1	△ 31.6
農	林水	産	業 費	2,277,042	4.5	1,407,906	2.5	3,218,216	3.3	3,348,633	3.4	△ 130,417	△ 6.9	5.5	△ 3.9	△ 6.4	2.4	△ 4.4
商	Ξ	Γ	費	3,648,406	7.2	1,929,551	3.4	5,516,105	5.6	5,509,540	5.6	6,565	△ 2.4	6.2	0.1	△ 8.6	△ 3.3	△ 6.9
土	7	†	費	5,232,381	10.3	6,663,017	11.8	11,707,165	11.9	12,050,506	12.2	△ 343,341	△ 5.4	△ 0.7	△ 2.8	△ 2.0	0.3	△ 0.6
消	ß	方	費	221,950	0.4	1,962,110	3.5	2,096,886	2.1	2,127,301	2.2	△ 30,415	0.6	△ 1.6	△ 1.4	1.0	7.4	6.7
警	8	芺	費	3,231,194	6.4	-	-	3,231,102	3.3	3,197,039	3.2	34,063	1.1	-	1.1	3.2	-	3.3
教	Ē	育	費	11,022,055	21.7	5,871,802	10.4	16,795,536	17.1	16,658,138	16.9	137,398	1.0	0.7	0.8	3.0	4.5	3.5
災	害	复旧	費	480,614	0.9	280,088	0.5	729,652	0.7	734,919	0.7	△ 5,267	△ 1.1	△ 6.9	△ 0.7	△ 16.8	△ 19.2	△ 16.7
公	ſ	責	費	7,211,942	14.2	5,759,928	10.2	12,929,641	13.1	13,365,498	13.6	△ 435,857	△ 3.7	△ 2.8	△ 3.3	4.7	△ 1.7	1.8
諸	支	出	金	26,118	0.1	144,535	0.3	164,485	0.2	201,962	0.2	△ 37,477	6.3	△ 22.5	△ 18.6	△ 10.4	16.5	15.0
前组	年度 繰	上充	用金	-	-	219	0.0	219	0.0	492	0.0	△ 273	-	△ 55.5	△ 55.5	-	138.8	138.8
利	子 割	交(寸 金	48,608	0.1	-	_	-	-	-	_	=	△ 13.3	-	_	△ 5.1	_	-
配	当 割	交(寸 金	113,431	0.2	-	-	_	-	-	_	_	△ 21.5	-	_	89.8	_	-
株式	等譲渡店	所得割落	交付金	112,203	0.2	-	-	_	-	-	_	_	22.5	-	_	△ 24.2	_	-
地力	方 消 費	税交	付 金	2,515,240	5.0	-	-	-	-	-	-	_	65.5	-	-	21.1	_	-
ゴル	ノフ場利	用税交	₹付金	33,205	0.1	-	-	-	-	-	-	_	0.2	-	-	△ 5.4	_	-
特別	刂地方消	費税交	₹付金	0	0	-	-	-	-	-	_	_	△ 34.3	_	_	△100.0	-	_
自重	動車取得	导税交	付金	95,782	0.2	-	-	-	-	-	_	_	52.4	-	-	△ 54.3	-	_
軽差	由引取	税交	付 金	127,444	0.3	-	-	-	-	-	_	_	0.5	_	_	△ 1.0	_	-
特別	川区財政	調整多	₹付金	996,356	2.0	-	-	_	-	-	-	-	1.5	-	_	4.9	_	_
点	遠 出	合	計	50,731,239	100.0	56,535,056	100.0	98,405,225	100.0	98,522,799	100.0	△ 117 , 574	1.0	0.9	△ 0.1	0.3	2.2	1.1

第34表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

	7	分		決	算	—————————————————————————————————————	額			扌	i i	数	Ż	
	<u> </u>	<i>ח</i>	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	22	23	24	25	26	27
議	会	費	401,860	500,340	450,061	434,384	440,102	451,119	100	125	112	108	110	112
総	務	費	9,999,758	9,345,975	9,961,845	10,000,563	9,869,954	9,608,827	100	93	100	100	99	96
民	生	費	21,316,337	23,182,534	23,152,326	23,463,324	24,450,891	25,254,815	100	109	109	110	115	118
衛	生	費	5,812,417	6,743,245	5,993,241	5,988,543	6,143,397	6,301,793	100	116	103	103	106	108
労	働	費	808,224	993,750	768,688	620,869	424,426	399,663	100	123	95	77	53	49
農林	水産	業 費	3,245,780	3,207,580	3,181,270	3,500,949	3,348,633	3,218,216	100	99	98	108	103	99
商	I	費	6,398,367	6,547,758	6,206,903	5,915,650	5,509,540	5,516,105	100	102	97	92	86	86
±	木	費	11,959,157	11,284,876	11,242,282	12,125,221	12,050,506	11,707,165	100	94	94	101	101	98
消	防	費	1,779,224	1,838,835	1,906,771	1,993,060	2,127,301	2,096,886	100	103	107	112	120	118
警	察	費	3,216,373	3,217,004	3,188,145	3,096,404	3,197,039	3,231,102	100	100	99	96	99	100
教	育	費	16,446,685	16,176,813	16,147,943	16,087,778	16,658,138	16,795,536	100	98	98	98	101	102
そ	の	他	13,390,832	13,963,936	14,219,079	14,185,283	14,302,872	13,823,998	100	104	106	106	107	103
歳	出合	計	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	100	102	102	103	104	104

(単位 %)

-	<u> </u>	分		決	算 額	構 成	比			増	洞	或	率	
	<u></u>)) 	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
議	会	費	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	△ 3.0	24.5	△ 10.0	△ 3.5	1.3	2.5
総	務	費	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8	△ 6.7	△ 6.5	6.6	0.4	△ 1.3	△ 2.6
民	生	費	22.5	23.9	24.0	24.1	24.8	25.7	7.8	8.8	△ 0.1	1.3	4.2	3.3
衛	生	費	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4	△ 2.7	16.0	△ 11.1	△ 0.1	2.6	2.6
労	働	費	0.9	1.0	0.8	0.6	0.4	0.4	△ 12.0	23.0	△ 22.6	△ 19.2	△ 31.6	△ 5.8
農材	*水産	業費	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3	△ 8.6	△ 1.2	△ 0.8	10.0	△ 4.4	△ 3.9
商	エ	費	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6	△ 2.7	2.3	△ 5.2	△ 4.7	△ 6.9	0.1
土	木	費	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9	△ 10.0	△ 5.6	△ 0.4	7.9	△ 0.6	△ 2.8
消	防	費	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1	△ 2.7	3.4	3.7	4.5	6.7	△ 1.4
警	察	費	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3	△ 2.9	0.0	△ 0.9	△ 2.9	3.3	1.1
教	育	費	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1	0.1	△ 1.6	△ 0.2	△ 0.4	3.5	0.8
そ	の	他	14.0	14.4	14.8	14.7	14.7	13.9	0.5	4.3	1.8	△ 0.2	0.8	△ 3.3
歳	出合	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1

その3 財源内訳

ている 対源内部											(=	≢1⊻	日力片) · /0/
		金				額				構	成	比		
	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	17	22	23	24	25	26	27
議会費	488,413	401,860	500,340	450,061	434,384	440,102	451,119	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
財 (国庫支出金源) 地方債	53 76	21 62	58 777	3 417	16 118	6 304	11 204	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	487,971	401,433	498,706	448,969	433,821	439,103	450,315	0.5	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
訳しその他	313	344	799	672	429	689	589	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
総 務 費	8,737,150	9,999,758	9,345,975	9,961,845	10,000,563	9,869,954	9,608,827	9.6	10.6	9.6	10.3	10.3	10.0	9.8
財(国庫支出金	218,753	360,656	710,059	1,473,471	745,501	813,909	658,343	0.2	0.4	0.7	1.5	0.8	0.8	0.7
源 地 方 債	428,393	540,676	426,092	558,328	694,984	507,560	517,273	0.5	0.6	0.4	0.6	0.7	0.5	0.5
内 一般財源等 訳 その他	7,497,164	8,496,383	7,480,671	7,093,666	7,941,204	7,851,584	7,667,137	8.3	9.0	7.7	7.4	8.2	8.0	7.8
	592,840	602,043	729,153	836,380	618,874	696,901	766,074	0.6	0.6	0.8	0.8	0.6	0.7	0.8
民 生 費 財 国庫支出金	15,692,705 4,024,547	21,316,337 6,188,298	23,182,534 7,345,768	23,152,326 6,932,980	23,463,324 6,947,208	24,450,891 7,302,633	25,254,815 7,505,264	17.3	22.5 6.5	23.9 7.6	24.0 7.2	24.1 7.1	24.8 7.4	25.7 7.6
財(国庫支出金)源地方債	132,176	149,213	230,052	205,498	165,632	220,829	201,365	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
内一般財源等	10,552,367	13,535,811	13,991,880	14,443,386	14,683,982	15,284,383	16,045,948	11.6	14.3	14.4	15.0	15.1	15.5	16.3
訳(その他	983,615	1,443,015	1,614,834	1,570,462	1,666,502	1,643,046	1,502,238	1.2	1.5	1.7	1.6	1.7	1.7	1.6
衛 生 費	5,706,683	5,812,417	6,743,245	5,993,241	5,988,543	6,143,397	6,301,793	6.3	6.1	7.0	6.2	6.1	6.2	6.4
財工庫支出金	417,111	537,429	1,199,986	564,846	521,631	486,882	549,749	0.5	0.6	1.2	0.6	0.5	0.5	0.6
源地方債	329,987	288,950	305,805	319,625	322,531	386,242	399,194	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
内一般財源等訳をの他	4,250,763 708,822	4,161,688 824,350	4,214,624 1,022,830	4,048,414 1,060,356	4,186,753 957,628	4,347,064 923,209	4,395,930 956,920	4.7	4.4 0.8	4.3 1.2	4.2 1.1	4.3 1.0	4.4 0.9	4.5 0.9
労働費	316,952	808,224	993,750	768,688	620,869	424,426	399,663	0.7	0.0	1.0	0.8	0.6	0.9	0.4
財(国庫支出金	36,092	269,398	382,540	298,723	209,405	50,733	63,987	0.0	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.1
源地方債	10,241	4,844	2,030	6,985	1,357	2,044	3,397	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	167,365	136,406	119,352	130,126	122,488	132,045	139,216	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訳しその他	103,254	397,576	489,828	332,854	287,619	239,604	193,063	0.1	0.5	0.5	0.4	0.3	0.2	0.2
農林水産業費	3,978,316	3,245,780	3,207,580	3,181,270	3,500,949	3,348,633	3,218,216	4.4	3.4	3.3	3.3	3.6	3.4	3.3
財軍支出金	1,040,113	688,714	749,360	788,872	926,488	791,855	780,197	1.1	0.7	0.8	0.8	1.0	0.8	0.8
源 地 方 債 内 一般 財 源 等	667,407 1,687,866	437,732 1,597,294	404,388 1,495,469	410,324 1,429,360	483,477 1,410,407	385,692 1,474,053	364,417 1,483,260	0.7	0.5 1.7	0.4 1.5	0.4 1.5	0.5 1.4	0.4 1.5	0.4 1.5
訳その他	582,930	522,040	558,363	552,714	680,577	697,033	590,342	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6
商工費	4,625,954	6,398,367	6,547,758	6,206,903	5,915,650	5,509,540	5,516,105	5.1	6.8	6.8	6.4	6.1	5.6	5.6
財(国庫支出金	39,155	22,030	63,064	108,073	97,116	75,688	89,975	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源 地 方 債	47,104	91,289	189,988	150,196	124,280	68,333	95,984	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
内 一般財源等	986,049	1,129,422	1,149,377	1,098,209	1,049,481	1,082,523	1,274,750	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.3
訳しその他	3,553,646	5,155,626	5,145,329	4,850,425	4,644,773	4,282,996	4,055,396	3.9	5.5	5.3	5.0	4.8	4.3	4.1
土 木 費	14,417,368	11,959,157	11,284,876	11,242,282	12,125,221	12,050,506	11,707,165	15.9	12.6	11.6	11.7	12.4	12.2	11.9
財 (国庫支出金源)地 方 債	1,908,181 4,121,872	1,257,423 3,172,795	1,733,349 2,945,746	1,839,889 3,045,846	2,317,886 2,888,681	2,131,589 2,671,011	1,922,680 2.731.983	2.1	1.3	1.8	1.9 3.2	2.4 3.0	2.2 2.7	2.0
内一般財源等	6,593,136	6,126,715	5,237,220	4,986,312	5,307,015	5,401,309	5,277,902	7.3	6.5	5.4	5.2	5.4	5.5	5.4
訳しその他	1,794,179	1,402,224	1,368,561	1,370,235	1,611,639	1,846,597	1,774,600	2.0	1.5	1.4	1.4	1.6	1.8	1.7
消 防 費	1,824,304	1,779,224	1,838,835	1,906,771	1,993,060	2,127,301	2,096,886	2.0	1.9	1.9	2.0	2.0	2.2	2.1
財(国庫支出金	22,432	16,502	16,973	32,398	48,877	37,742	41,055	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
源地方債	96,988	97,749	124,623	206,368	252,747	348,649	311,578	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3
内一般財源等訳をの他	1,672,566 32,318	1,621,914 43,059	1,637,464 59,775	1,589,422 78,583	1,607,599 83,837	1,653,740 87,170	1,674,598 69,655	1.8	1.7 0.1	1.7 0.1	1.6 0.2	1.7 0.0	1.7 0.1	1.7 0.1
警察費	3,317,578	3,216,373	3,217,004	3,188,145	3,096,404	3,197,039	3,231,102	3.7	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.3
財(国庫支出金	60,914	66,023	71,220	67,930	69,764	66,937	69,294	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
源 地 方 債	63,007	64,484	85,703	90,954	65,936	66,183	93,806	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
内一般財源等	3,017,108	2,903,832	2,880,471	2,861,861	2,798,959	2,888,381	2,873,208	3.3	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9
訳くその他	176,549	182,034	179,610	167,400	161,745	175,538	194,794	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
教育費	16,577,835	16,446,685	16,176,813	16,147,943	16,087,778	16,658,138	16,795,536	18.3	17.4	16.7	16.7	16.5	16.9	17.1
財軍軍支出金	2,448,267	2,700,073	2,469,863	2,420,729	2,497,378	2,461,886	2,425,997	2.7	2.8	2.5	2.5	2.6	2.5	2.5
源 地 方 債 内 一般財源等	653,134 12,576,309	779,550 12,350,056	857,315 12,210,410	1,017,899 12,068,672	912,763 12,041,520	1,104,733 12,272,072	1,201,933 12,312,476	0.7	0.8	0.9 12.6	1.1 12.5	0.9 12.4	1.1 12.5	1.2 12.5
訳その他	900,125	617,006	639,225	640,643	636,117	819,447	855,130	1.0	0.8	0.7	0.6	0.6	0.8	0.9
そ の 他	15,014,084	13,390,832	13,963,936	14,219,079	14,185,283	14,302,872	13,823,998	16.6	14.0	14.4	14.8	14.7	14.7	13.9
財(国庫支出金	503,821	91,961	374,519	568,149	524,438	461,352	473,170	0.7	0.2	0.4	0.7	0.4	0.4	0.3
源。地方債	261,492	103,355	137,863	165,216	113,098	124,079	106,266	0.3	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1
内一般財源等訳をのの他	12,572,507 1,676,264	12,623,615 571,901	12,798,380 653,174	12,585,565 900,149	12,885,984 661,763	12,807,330 910,111	12,504,017 740,545	13.8	13.3 0.5	13.3 0.4	13.0 1.0	13.2 1.0	13.0 1.2	12.7 0.8
歳出合計		94,775,014			97,412,028	98,522,799	98,405,225					100.0		
財(国庫支出金	10,719,439	12,198,528	15,116,759	15,096,063	14,905,708	14,681,212	14,579,722	11.8	12.9	15.6	15.7	15.3	14.9	14.8
源 地 方 債	6,811,877	5,730,699	5,710,382	6,177,656	6,025,604	5,885,659	6,027,400	7.5	6.0	5.9	6.4	6.2	6.0	6.1
内一般財源等	62,061,171	65,084,569	63,714,024	62,783,962	64,469,213	65,633,587	66,098,757	68.4	68.7	65.7	65.1	66.2	66.6	67.2
訳しその他	11,104,855	11,761,218	12,461,481	12,360,873	12,011,503	12,322,341	11,699,346	12.3	12.4	12.8	12.8	12.3	12.5	11.9

第35表 団体種類別目的別歳出の状況

		区 分	議会費	総務費	民 生 費	衛生費	農林水産 業 費	土木費	教 育 費	公債費	その他	歳出合計
		政令指定都市	335	8,943	48,774	8,904	595	17,663	10,946	16,234	12,624	125,018
		中 核 市	362	6,820	28,323	6,171	885	7,826	7,846	7,051	4,846	70,130
		施行時特例市	218	4,098	14,097	3,120	602	4,099	3,848	3,392	2,641	36,115
	平	都市	1,812	30,857	77,146	19,167	7,430	25,766	24,614	22,107	17,355	226,254
	平 成 27	中 都 市	628	11,546	35,056	7,623	1,711	10,445	10,316	8,110	6,687	92,122
	2/ 年 度	小 都 市	1,184	19,311	42,091	11,544	5,719	15,321	14,298	13,996	10,668	134,132
決	度	町村	801	12,366	16,067	5,672	4,528	7,788	7,240	6,486	5,742	66,690
		町村(1万人以上)	478	7,410	11,605	3,650	2,319	5,012	4,845	4,052	3,459	42,830
25		町村(1万人未満)	323	4,956	4,462	2,022	2,209	2,776	2,395	2,434	2,283	23,860
算		合 計	3,528	63,084	184,406	43,036	14,040	63,142	54,494	55,269	43,208	524,207
		政令指定都市	325	8,735	47,406	9,116	630	17,433	10,778	16,100	13,188	123,711
額		中 核 市	338	6,521	26,426	5,559	859	8,026	7,199	7,095	4,695	66,718
億		施行時特例市	219	3,816	14,076	3,073	547	4,341	3,929	3,697	2,630	36,328
(億円)	亚	都市	1,773	30,838	76,272	19,328	7,064	25,975	24,956	23,171	17,003	226,380
	平成26年度	中都市	641	11,772	35,987	8,182	2,009	10,976	10,977	9,056	6,679	96,279
	26	小都市	1,133	19,066	40,285	11,146	5,055	15,000	13,979	14,116	10,321	130,101
	度	町村	773	12,162	15,917	5,637	4,207	7,834	7,304	6,700	5,581	66,115
		町村(1万人以上)	468	7,409	11,616	3,636	2,139	5,008	4,944	4,259	3,387	42,866
		町村(1万人未満)	305	4,753	4,301	2,001	2,069	2,826	2,360	2,442	2,192	23,249
		合 計	3,428	62,072	180,097	42,714	13,307	63,610	54,166	56,765	43,092	519,251
		政令指定都市	9.5	14.2	26.4	20.7	4.2	28.0	20.1	29.4	29.2	23.8
		中核市	10.3	10.8	15.4	14.3	6.3	12.4	14.4	12.8	11.2	13.4
		施行時特例市	6.2	6.5	7.6	7.3	4.3	6.5	7.1	6.1	6.1	6.9
	, T	都市	51.4	48.9	41.8	44.5	52.9	40.8	45.2	40.0	40.2	43.2
	平成27年度	中都市	17.8	18.3	19.0	17.7	12.2	16.5	18.9	14.7	15.5	17.6
	27	小都市	33.6	30.6	22.8	26.8	40.7	24.3	26.2	25.3	24.7	25.6
1##	度	町 村	22.7	19.6	8.7	13.2	32.3	12.3	13.3	11.7	13.3	12.7
構		町村(1万人以上)	13.6	11.7	6.3	8.5	16.5	7.9	8.9	7.3	8.0	8.2
		町村(1万人未満)	9.1	7.9	2.4	4.7	15.7	4.4	4.4	4.4	5.3	4.6
成			1		l						l	
成		合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		合計政 令 指 定 都 市	100.0 9.5	100.0 14.1	100.0 26.3	100.0 21.3	100.0 4.7	100.0 27.4	100.0 19.9	100.0 28.4	100.0 30.6	100.0 23.8
比		合 計 政令指定都市中 核市	9.5 9.9	100.0 14.1 10.5	100.0 26.3 14.7	100.0 21.3 13.0	100.0 4.7 6.5	100.0 27.4 12.6	100.0 19.9 13.3	100.0 28.4 12.5	100.0 30.6 10.9	100.0 23.8 12.8
	W.	合 計 政令指定都市中 核市 施行時特例市	9.5 9.9 6.4	100.0 14.1 10.5 6.1	100.0 26.3 14.7 7.8	100.0 21.3 13.0 7.2	4.7 6.5 4.1	100.0 27.4 12.6 6.8	100.0 19.9 13.3 7.3	100.0 28.4 12.5 6.5	30.6 10.9 6.1	100.0 23.8 12.8 7.0
比	平成	合 計 政令指定都市中 核市市 施行時特例市 市市市	9.5 9.9 6.4 51.7	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8	30.6 10.9 6.1 39.5	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6
比	平成26	合 計 政令指定都市中 市施行時特例市 都市市 中都市	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2	4.7 6.5 4.1 53.1 15.1	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5	23.8 12.8 7.0 43.6 18.5
比	平成26年度	合 計 政令指定都市市 中移 例市 都中都市 小都市市	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9	30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1
比	平成26年度	合 計 政令指定都市市 中移特例市 都中都市市 小都市市 町	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7
比	平成26年度	合 計 政令指定都市市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3
比	平成26年度	合 計 政令指定都市市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5
比	平成26年度	合 計 政 令 指 定 都 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 町 町 打 丁 人 上 町 市	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0
比 %	平成26年度	合 計 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0
比 %		合 計 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413
比 (%)	自 自	合 政中施都中小町町村村(1万万定核特) 1000000000000000000000000000000000000	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213
比 (%)		合政中施都中小町町村 合政中施都 中小町町村 作 核 特 時 都 都 万万 定 核 特 時 都 都 万万 定 核 特 時 长 核 特 明 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126
比(%)	自 自	合政中施都中小町町町合政中施都中小町町町合政中施都中小町町町町 特村 に (1(1) 指核時 都	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157
比%		合政中施都中小町町町合政中施都中小町町町付付 1 市市市市市市村上満計市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031
比(%)		合政中施都中小町町町合政中施都中小町町町合政中施都 1万万 定核特 都都 1万万 定核特 都都 1万万 定核特 都都 1000 大人人	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575
比(%)		合政中施都中小町町町合政中施都中小町町町合政中施都中小町町町台政中施都中小町町村村と満計市市市市市村上満計市市市市市市村上 1 会政中施都中小町町村村大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 47 △ 161 △ 559 398 36 14	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		合 政中施都 町 田町 日<	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611
比(%)		合 政中施都 町 田町町 日	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956
比(%)	曽 域 頃 (意中)	合 政中施都 町 日 四 </td <td>100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1</td> <td>100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012</td> <td>100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9</td> <td>100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3</td> <td>100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5</td> <td>100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3</td> <td>100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6</td> <td>100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8</td> <td>100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3</td> <td>100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1</td>	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1
比(%)		合 政中施都 町 百 政中施都 町 百 政中施都 町 百 政中施都 町 四 四 町 町 町 町 町 日本	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9 7.2	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8 △ 1,666	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 5.1
比(%)	曽 域 頃 (意中)	合政中施都 町 6 政中施都 町 0 政中施都 市市市市市市市村上満計 市市市市市市市村上満計 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9 7.2 0.1	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8 △ 0.6 △ 8.3	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 5.1 △ 0.6
比(%)	曽 域 頃 (意中)	合政中施都中小町町合政中施都中小町町合政中施都存。行中小町町合政中施都中小町町台、大人、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7 2.2	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4 0.1	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9 7.2 0.1 1.1	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5 △ 0.8	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0 5.2	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6 △ 0.8	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1 △ 1.4	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8 △ 0.6 △ 8.3 △ 4.6	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5 2.1	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 5.1 △ 0.6 △ 0.1
比(%)		合政中施都中,町町町合政中施都中、町町町合政中施都中、町町町合政中施都中、町町町村村、一村村村、一村村村、一村村村、一大村村、一大村、一大大大大大大大大大大	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7 2.2 △ 2.0	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4 0.1 △ 1.9	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 2.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9 7.2 0.1 1.1 △ 2.6	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5 △ 0.8 △ 6.8	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0 5.2 △ 14.8	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6 △ 0.8 △ 4.8	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1 △ 1.4 △ 6.0	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8 △ 0.6 △ 8.3 △ 4.6 △ 10.4	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5 2.1 0.1	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 5.1 △ 0.6 △ 0.1 △ 4.3
比(%)		合政中施都中,町町一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7 2.2 △ 2.0 4.6	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4 0.1 △ 1.9 1.3	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9 7.2 0.1 1.1 △ 2.6 4.5	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5 △ 0.8 △ 6.8 3.6	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0 5.2 △ 14.8 13.1	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6 △ 0.8 △ 4.8 2.1	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1 △ 1.4 △ 6.0 2.3	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8 △ 1,496 △ 8.3 △ 4.6 △ 10.4 △ 0.8	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5 2.1 0.1 3.3	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 213 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 △ 0.6 △ 0.1 △ 4.3 3.1
比(%)		合政中施都 町 合政中施都 町 合政中施都 町 日	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7 2.2 △ 2.0 4.6 3.6	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4 0.1 △ 1.9 1.3 1.7	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 7.2 0.1 1.1 △ 2.6 4.5 0.9	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5 △ 0.8 △ 6.8 3.6 0.6	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0 5.2 △ 14.8 13.1 7.6	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6 △ 0.8 △ 4.8 2.1 △ 0.6	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1 △ 1.4 △ 6.0 2.3 △ 0.9	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 ○ 0.8 △ 0.6 △ 10.4 △ 0.8 △ 3.2	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5 2.1 0.1 3.3 2.9	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 △ 0.6 △ 0.1 △ 4.3 3.1 0.9
比(%)		合政中施都 町 合政中施都 町 合政中施都 町 合政中施都 町 日	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7 2.2 △ 2.0 4.6 3.6 2.2	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4 0.1 △ 1.9 1.3 1.7 0.0	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 2.9 7.2 0.1 1.1 △ 2.6 4.5 0.9 △ 0.1	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5 △ 0.8 △ 6.8 3.6 0.6 0.4	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0 5.2 △ 14.8 13.1 7.6 8.4	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6 △ 0.8 △ 4.8 2.1 △ 0.6 0.1	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1 △ 1.4 △ 6.0 2.3 △ 0.9 △ 2.0	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 0.8 △ 0.6 △ 10.4 △ 0.8 △ 3.2 △ 4.9	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5 2.1 0.1 3.3 2.9 2.1	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 5.1 △ 0.6 △ 0.1 △ 4.3 3.1 0.9 △ 0.1
比(%)		合政中施都 町 合政中施都 町 合政中施都 町 日	100.0 9.5 9.9 6.4 51.7 18.7 33.0 22.6 13.7 8.9 100.0 10 24 △ 2 39 △ 13 52 28 10 18 100 3.1 7.1 △ 0.7 2.2 △ 2.0 4.6 3.6	100.0 14.1 10.5 6.1 49.7 19.0 30.7 19.6 11.9 7.7 100.0 209 299 282 18 △ 227 245 204 1 203 1,012 2.4 4.6 7.4 0.1 △ 1.9 1.3 1.7	100.0 26.3 14.7 7.8 42.4 20.0 22.4 8.8 6.4 100.0 1,367 1,897 20 875 △ 931 1,806 150 △ 11 161 4,309 7.2 0.1 1.1 △ 2.6 4.5 0.9	100.0 21.3 13.0 7.2 45.3 19.2 26.1 13.2 8.5 4.7 100.0 △ 212 612 47 △ 161 △ 559 398 36 14 21 322 △ 2.3 11.0 1.5 △ 0.8 △ 6.8 3.6 0.6	100.0 4.7 6.5 4.1 53.1 15.1 38.0 31.6 16.1 15.5 100.0 △ 34 26 55 366 △ 298 664 321 181 140 733 △ 5.5 3.0 10.0 5.2 △ 14.8 13.1 7.6	100.0 27.4 12.6 6.8 40.8 17.3 23.6 12.3 7.9 4.4 100.0 230 △ 201 △ 242 △ 209 △ 531 322 △ 46 4 △ 50 △ 467 1.3 △ 2.5 △ 5.6 △ 0.8 △ 4.8 2.1 △ 0.6	100.0 19.9 13.3 7.3 46.1 20.3 25.8 13.5 9.1 4.4 100.0 168 647 △ 81 △ 342 △ 661 319 △ 65 △ 99 34 328 1.6 9.0 △ 2.1 △ 1.4 △ 6.0 2.3 △ 0.9	100.0 28.4 12.5 6.5 40.8 16.0 24.9 11.8 7.5 4.3 100.0 134 △ 44 △ 306 △ 1,065 △ 945 △ 120 △ 215 △ 207 △ 8 △ 1,496 ○ 0.8 △ 0.6 △ 10.4 △ 0.8 △ 3.2	100.0 30.6 10.9 6.1 39.5 15.5 24.0 13.0 7.9 5.1 100.0 △ 566 153 14 353 8 345 161 70 91 114 △ 4.3 3.3 0.5 2.1 0.1 3.3 2.9	100.0 23.8 12.8 7.0 43.6 18.5 25.1 12.7 8.3 4.5 100.0 1,307 3,413 △ 126 △ 4,157 4,031 575 △ 36 611 4,956 1.1 △ 0.6 △ 0.1 △ 4.3 3.1 0.9

その1 総 括

(単位 百万円・%)

Г						T 1007 f												
			[平成 27 年	‡度					平成 26年				比	較	
	区	5) [都 道 府	県	市町	村	純 計	額	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
-	一 般	財	源	31,294,850	100.0	31,039,517	100.0	59,287,318	100.0	29,256,614	100.0	30,052,814	100.0	57,272,934	100.0	2,014,384	3.5	2.9
ź	総	務	費	2,156,047	6.9	4,418,838	14.2	6,577,690	11.1	2,332,194	8.0	4,240,068	14.1	6,546,155	11.4	31,535	0.5	0.2
E	吴	生	費	5,615,206	17.9	8,243,430	26.6	13,765,930	23.2	4,975,935	17.0	7,874,919	26.2	12,743,154	22.2	1,022,776	8.0	5.5
í	韌	生	費	884,501	2.8	2,842,124	9.2	3,771,299	6.4	835,584	2.9	2,760,077	9.2	3,624,308	6.3	146,991	4.1	5.3
5	労	働	費	73,200	0.2	44,927	0.1	119,434	0.2	65,443	0.2	44,022	0.1	110,091	0.2	9,343	8.5	9.3
Ē	農林な	く産業	€費	657,106	2.1	602,233	1.9	1,272,499	2.1	653,035	2.2	589,611	2.0	1,228,973	2.1	43,526	3.5	5.9
Ē	商	エ	費	532,664	1.7	565,722	1.8	1,093,617	1.8	437,009	1.5	455,489	1.5	902,540	1.6	191,077	21.2	4.6
-	±	木	費	1,328,940	4.2	3,043,650	9.8	4,527,949	7.6	1,387,815	4.7	2,963,603	9.9	4,503,270	7.9	24,679	0.5	3.2
1	肖	防	費	143,390	0.5	1,226,691	4.0	1,436,649	2.4	140,922	0.5	1,190,914	4.0	1,378,784	2.4	57,865	4.2	4.3
Suite	警	察	費	2,485,839	7.9	-	-	2,464,945	4.2	2,388,101	8.2	-	-	2,408,150	4.2	56,795	2.4	4.6
187	教	育	費	7,148,610	22.8	3,331,631	10.7	10,562,958	17.8	6,868,996	23.5	3,232,779	10.8	10,231,679	17.9	331,279	3.2	3.3
1	公	債	費	5,877,882	18.8	4,556,359	14.7	10,514,289	17.7	5,722,930	19.6	4,602,298	15.3	10,443,319	18.2	70,970	0.7	1.0
-	5	の	他	3,616,336	11.7	442,653	1.5	599,323	1.1	2,616,321	8.9	461,985	1.5	600,720	1.1	△ 1,397	△ 0.2	△ 2.3
	歳出	合	計	30,519,721	97.5	29,318,258	94.5	56,706,582	95.6	28,424,285	97.2	28,415,765	94.6	54,721,143	95.5	1,985,439	3.6	3.2
3	翌年度/	への繰	越額	775,129	2.5	1,721,259	5.5	2,580,736	4.4	832,328	2.8	1,637,049	5.4	2,551,791	4.5	28,945	1.1	△ 3.0

その2 推 移 (単位 百万円・%)

Σ	₹ 5	ं गे	平成22年度 充 当 額	平成23年度 充 当 額	平成24年度 充 当 額	平成25年度 充 当 額	平成26年度 充 当 額	平成 27 年度 充 当 額
	般 財	源	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318
総	務	費	6,790,866	6,241,155	5,943,157	6,531,440	6,546,155	6,577,690
民	生	費	10,818,706	11,673,484	12,100,840	12,077,203	12,743,154	13,765,930
衛	生	費	3,326,293	3,516,278	3,391,809	3,443,498	3,624,308	3,771,299
労	働	費	109,025	99,576	109,021	100,743	110,091	119,434
農村	木水 産 美	美費	1,276,662	1,247,676	1,197,535	1,160,024	1,228,973	1,272,499
商	エ	費	902,708	958,930	920,092	863,172	902,540	1,093,617
土	木	費	4,896,872	4,369,434	4,177,591	4,364,886	4,503,270	4,527,949
消	防	費	1,296,340	1,366,143	1,331,637	1,322,209	1,378,784	1,436,649
警	察	費	2,320,932	2,403,189	2,397,701	2,302,073	2,408,150	2,464,945
教	育	費	9,870,973	10,187,196	10,111,276	9,903,845	10,231,679	10,562,958
公	債	費	9,929,883	10,318,226	10,285,637	10,340,414	10,443,319	10,514,289
そ	の	他	480,587	775,589	634,850	614,790	600,720	599,323
歳	出合	計	52,019,847	53,156,876	52,601,146	53,024,297	54,721,143	56,706,582
翌年	度への繰	越額	1,942,387	2,300,739	2,548,388	2,629,806	2,551,791	2,580,736

X	. 2	i)		3	旨	数				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	構	t 比		
	. ,	יטי	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
_	般 財	源	100	103	102	103	106	110	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
総	務	費	100	92	88	96	96	97	12.6	11.3	10.8	11.7	11.4	11.1
民	生	費	100	108	112	112	118	127	20.0	21.0	21.9	21.7	22.2	23.2
衛	生	費	100	106	102	104	109	113	6.2	6.3	6.2	6.2	6.3	6.4
労	働	費	100	91	100	92	101	110	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
農林	水産業	養	100	98	94	91	96	100	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1
商	I	費	100	106	102	96	100	121	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.8
土	木	費	100	89	85	89	92	92	9.1	7.9	7.6	7.8	7.9	7.6
消	防	費	100	105	103	102	106	111	2.4	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4
警	察	費	100	104	103	99	104	106	4.3	4.3	4.3	4.1	4.2	4.2
教	育	費	100	103	102	100	104	107	18.3	18.4	18.3	17.8	17.9	17.8
公	債	費	100	104	104	104	105	106	18.4	18.6	18.7	18.6	18.2	17.7
そ	の	他	100	161	132	128	125	125	0.8	1.5	1.1	1.1	1.1	1.1
歳	出合	計	100	102	101	102	105	109	96.4	95.9	95.4	95.3	95.5	95.6
翌年月	度への繰	越額	100	118	131	135	131	133	3.6	4.1	4.6	4.7	4.5	4.4

第37表 民生費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成264	王度	ŀ	七 較	:
	区		分		都道府	原	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
社	会	福	祉	費	2,518,224	31.2	5,212,353	25.7	6,591,573	26.1	6,231,155	25.5	360,418	5.8	10.4
老	人	福	祉	費	3,103,132	38.4	3,626,098	17.9	6,139,319	24.3	5,903,287	24.1	236,032	4.0	4.3
児	童	福	祉	費	1,584,710	19.6	7,291,080	36.0	7,885,003	31.2	7,745,146	31.7	139,857	1.8	7.8
生	活	保	護	費	255,265	3.2	3,813,895	18.8	4,028,332	16.0	4,015,765	16.4	12,567	0.3	1.3
災	害	救	助	費	612,965	7.6	323,522	1.6	610,588	2.4	555,539	2.3	55,049	9.9	△ 44.9
	合		計		8,074,296	100.0	20,266,948	100.0	25,254,815	100.0	24,450,891	100.0	803,924	3.3	4.2

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

											1		
					平 成 27	年 度			平成26年	年度	1	北 較	E
	区分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	220,325	2.7	1,571,956	7.8	1,792,281	7.1	1,782,940	7.3	9,341	0.5	3.0
物	件	費	118,223	1.5	1,186,450	5.9	1,304,673	5.2	1,318,272	5.4	△ 13,599	△ 1.0	△ 12.3
扶	助	費	771,553	9.6	11,891,521	58.7	12,663,074	50.1	12,316,660	50.4	346,414	2.8	6.2
補	助費	等	6,178,093	76.5	674,966	3.3	3,851,925	15.3	3,730,033	15.3	121,892	3.3	2.6
普	通建設事	業 費	229,642	2.8	480,058	2.4	625,989	2.5	702,330	2.9	△ 76,341	△ 10.9	14.8
補	前 助 事 弟	美費	134,608	1.7	215,268	1.1	278,976	1.1	332,922	1.4	△ 53,946	△ 16.2	16.4
单	独 事 第	美 費	95,034	1.2	264,719	1.3	347,014	1.4	369,407	1.5	△ 22,393	△ 6.1	13.4
県	!営事業負	担金	_	_	70	0.0	-	_	_	_	_	_	_
積	<u>17</u>	金	531,486	6.6	26,635	0.1	558,121	2.2	386,648	1.6	171,473	44.3	△ 5.9
貸	付	金	20,052	0.2	17,651	0.1	36,119	0.1	45,634	0.1	△ 9,515	△ 20.9	△ 0.8
繰	出	金	955	0.0	4,401,664	21.7	4,402,619	17.4	4,148,039	17.0	254,580	6.1	6.2
そ	の	他	3,967	0.1	16,047	0.0	20,014	0.1	20,335	0.0	△ 321	△ 1.6	17.8
	合	計	8,074,296	100.0	20,266,948	100.0	25,254,815	100.0	24,450,891	100.0	803,924	3.3	4.2

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成26:	年度	ŀ	七 剪	E
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	841,479	10.4	6,663,785	32.9	7,505,264	29.7	7,302,633	29.9	202,631	2.8	5.1
都道府県支出金	_	_	2,664,865	13.1	_	_	_	_	_	_	_
使用料、手数料	31,285	0.4	227,336	1.1	258,621	1.0	267,483	1.1	△ 8,862	△ 3.3	△ 0.8
分担金、負担金、寄附金	23,486	0.3	401,107	2.0	394,939	1.6	412,546	1.7	△ 17,607	△ 4.3	21.1
地 方 債	57,137	0.7	146,576	0.7	201,365	0.8	220,829	0.9	△ 19,464	△ 8.8	33.3
その他特定財源	631,972	7.8	220,403	1.1	848,678	3.4	963,017	3.9	△114,339	△ 11.9	△ 8.8
一般財源等	6,488,937	80.4	9,942,876	49.1	16,045,948	63.5	15,284,383	62.5	761,565	5.0	4.1
合 計	8,074,296	100.0	20,266,948	100.0	25,254,815	100.0	24,450,891	100.0	803,924	3.3	4.2

第38表 社会福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 26年	干倍	1	七 較	:
	区分	}	都 道 府	!	市町	村	純 計	額	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	92,348	3.7	343,668	6.6	436,015	6.6	429,724	6.9	6,291	1.5	4.5
物	件	費	41,532	1.6	253,457	4.9	294,989	4.5	274,462	4.4	20,527	7.5	16.9
扶	助	費	233,498	9.3	2,874,793	55.2	3,108,291	47.2	3,078,176	49.4	30,115	1.0	15.5
補	助費	等	1,944,204	77.2	239,842	4.6	1,048,557	15.9	1,009,654	16.2	38,903	3.9	2.2
普通	建設事	業費	53,117	2.1	52,553	1.0	102,779	1.6	120,664	1.9	△ 17,885	△ 14.8	19.3
補	助事	業費	30,460	1.2	12,860	0.2	41,369	0.6	54,974	0.9	△ 13,605	△ 24.7	28.2
単	独事	業費	22,658	0.9	39,673	0.8	61,410	0.9	65,690	1.1	△ 4,280	△ 6.5	12.8
県	営事業負	担金	-	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-
積	$\overline{1}$	金	146,218	5.8	13,364	0.3	159,582	2.4	42,463	0.7	117,119	275.8	13.3
貸	付	金	6,731	0.3	3,925	0.0	10,032	0.1	12,954	0.2	△ 2,922	△ 22.6	△ 10.3
繰	出	金	106	0.0	1,427,682	27.4	1,427,788	21.7	1,257,482	20.2	170,306	13.5	5.7
そ	の	他	470	0.0	3,069	0.0	3,540	0.0	5,576	0.1	△ 2,036	△ 36.5	75.6
合		計	2,518,224	100.0	5,212,353	100.0	6,591,573	100.0	6,231,155	100.0	360,418	5.8	10.4

第39表 老人福祉費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 26年	干倍	ŀ	 七 較	
	区分)	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純 計	+/Q 額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	12,820	0.4	80,625	2.2	93,445	1.5	94,694	1.6	△ 1,249	△ 1.3	1.9
物	件	費	8,922	0.3	139,866	3.9	148,788	2.4	148,467	2.5	321	0.2	2.7
扶	助	費	10,506	0.3	207,098	5.7	217,604	3.5	220,170	3.7	△ 2,566	△ 1.2	0.3
補	助費	等	2,892,256	93.2	118,827	3.3	2,437,965	39.7	2,297,569	38.9	140,396	6.1	2.8
普通	通建設事	業費	67,047	2.2	94,386	2.6	144,682	2.4	200,526	3.4	△ 55,844	△ 27.8	8.2
補	助事	業費	16,259	0.5	23,257	0.6	28,978	0.5	65,269	1.1	△ 36,291	△ 55.6	3.8
単	独事	業費	50,788	1.6	71,129	2.0	115,704	1.9	135,258	2.3	△ 19,554	△ 14.5	10.4
県	営事業負	担金 世	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	_
積	\overrightarrow{V}	金	109,303	3.5	4,340	0.1	113,643	1.9	37,127	0.6	76,516	206.1	△ 35.9
貸	付	金	1,405	0.1	3,992	0.1	5,356	0.1	11,173	0.2	△ 5,817	△ 52.1	50.5
繰	出	金	849	0.0	2,973,981	82.0	2,974,830	48.5	2,890,552	49.0	84,278	2.9	6.5
そ	の	他	24	0.0	2,983	0.1	3,006	0.0	3,009	0.1	△ 3	△ 0.1	△ 1.1
=	ì	計	3,103,132	100.0	3,626,098	100.0	6,139,319	100.0	5,903,287	100.0	236,032	4.0	4.3

第40表 児童福祉費の状況

					平 成 27	年 度			平成26:	午庄	比	較	
	区 :	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	99,310	6.3	972,676	13.3	1,071,986	13.6	1,069,086	13.8	2,900	0.3	2.3
物	件	費	34,911	2.2	477,454	6.5	512,365	6.5	505,016	6.5	7,349	1.5	10.2
扶	助	費	339,084	21.4	5,251,826	72.0	5,590,911	70.9	5,294,380	68.4	296,531	5.6	5.1
補	助	事 等	966,135	61.0	251,937	3.5	291,447	3.7	329,859	4.3	△ 38,412	△ 11.6	10.0
普通	通建設事	業 費	104,000	6.6	311,156	4.3	351,104	4.5	347,075	4.5	4,029	1.2	23.5
補	助事	業費	82,505	5.2	161,597	2.2	185,690	2.4	181,702	2.3	3,988	2.2	30.7
単	独事	業費	21,495	1.4	149,508	2.1	165,414	2.1	165,373	2.1	41	0.0	16.5
県	営事業負	負担金		_	50	0.0	_	_	_	_	_	_	-
積	\overline{V}	金	29,875	1.9	7,540	0.1	37,416	0.5	169,756	2.2	△ 132,340	△ 78.0	415.5
貸	付	金	11,094	0.7	8,727	0.1	19,710	0.2	20,217	0.3	△ 507	△ 2.5	△ 3.5
そ	の	他	301	0.0	9,764	0.2	10,064	0.1	9,757	0.0	307	3.1	4.4
<u></u>	ì	計	1,584,710	100.0	7,291,080	100.0	7,885,003	100.0	7,745,146	100.0	139,857	1.8	7.8

第41表 生活保護費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成264	王度	ŀ	七 較	Ę
	区分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	15,455	6.1	172,617	4.5	188,072	4.7	185,273	4.6	2,799	1.5	4.0
物	件	費	3,679	1.4	29,888	0.8	33,567	0.8	32,539	0.8	1,028	3.2	3.2
扶	助	費	187,989	73.6	3,555,068	93.2	3,743,057	92.9	3,719,726	92.6	23,331	0.6	1.2
補	助費	等	47,343	18.5	52,439	1.4	58,954	1.5	72,997	1.8	△14,043	△ 19.2	3.4
そ	の	他	799	0.4	3,883	0.1	4,682	0.1	5,230	0.2	△ 548	△ 10.5	△ 33.1
	合	計	255,265	100.0	3,813,895	100.0	4,028,332	100.0	4,015,765	100.0	12,567	0.3	1.3

第42表 被保護者数の推移

(1か月平均 単位 千人)

	被	保護者	実人員	生 活	扶 助	住 宅	扶 助	教 育	扶 助	介護	扶 助	医療	扶 助
区分	実 数	指 数	保護率 (対人□千人)	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数	人員	指 数
昭和36年度	1,643	100	17.4	1,471	100	677	100	513	100	(67)	(100)	477	100
平成21年度	1,764	107	13.8	1,586	108	1,460	216	144	28	210	313	1,406	295
22	1,952	119	15.2	1,767	120	1,635	242	155	30	228	340	1,554	326
23	2,067	126	16.2	1,872	127	1,742	257	159	31	248	370	1,657	347
24	2,136	130	16.7	1,928	131	1,812	268	159	31	270	403	1,716	360
25	2,162	132	17.0	1,941	132	1,836	271	154	30	290	433	1,746	366
26	2,128	130	17.0	1,962	133	1,833	271	326	64	348	519	1,877	394
27	2,128	130	17.0	1,947	132	1,833	271	311	61	369	551	1,886	395

- (注) 1 「被保護者調査 (厚生労働省調べ)」による数値及びそれを基に総務省において算出した数値である。 2 昭和36年度の数値には、沖縄県分に係るものは含まれていない。 3 介護扶助の () 書きは平成12年度の数値である。 4 平成27年度の数値は速報値である。

第43表 災害救助費の状況

					平 成 27	年 度			平成26:	在度	比	較	
	Z	分	都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	392	0.1	2,371	0.7	2,763	0.5	4,163	0.7	△ 1,400	△ 33.6	22.3
物	件	費	29,180	4.8	285,785	88.3	314,965	51.6	357,788	64.4	△ 42,823	△ 12.0	△ 43.6
扶	助	費	475	0.1	2,735	0.8	3,211	0.5	4,208	0.8	△ 997	△ 23.7	△ 31.0
補	助	等	328,156	53.5	11,921	3.7	15,001	2.5	19,954	3.6	△ 4,953	△ 24.8	△ 51.2
普通	通建設事	事業 費	4,696	0.8	18,364	5.7	23,044	3.8	30,952	5.6	△ 7,908	△ 25.5	△ 26.9
補	助事	業費	4,641	0.8	16,153	5.0	20,795	3.4	28,705	5.2	△ 7,910	△ 27.6	△ 28.5
単	独事	業費	54	0.0	2,211	0.7	2,249	0.4	2,247	0.4	2	0.1	2.7
積	$\vec{\Lambda}$	金	246,085	40.1	1,390	0.4	247,475	40.5	135,515	24.4	111,960	82.6	△ 51.1
貸	付	金	808	0.1	862	0.3	862	0.1	1,069	0.2	△ 207	△ 19.4	△ 64.7
そ	の	他	3,173	0.5	94	0.1	3,267	0.5	1,890	0.3	1,377	72.9	20.2
2	3	計	612,965	100.0	323,522	100.0	610,588	100.0	555,539	100.0	55,049	9.9	△ 44.9

第44表 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	ź 較	:
	X		分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
公	衆	衛	生	費	1,604,821	90.6	2,294,101	48.9	3,768,352	59.8	3,655,292	59.5	113,060	3.1	0.6
結	核	対	策	費	4,243	0.2	14,590	0.3	18,725	0.3	18,618	0.3	107	0.6	△ 0.1
保	健	1	所	費	100,605	5.7	104,072	2.2	203,947	3.2	206,731	3.4	△ 2,784	△ 1.3	4.2
清		掃		費	62,521	3.5	2,279,574	48.6	2,310,768	36.7	2,262,757	36.8	48,011	2.1	5.9
	合		計		1,772,190	100.0	4,692,336	100.0	6,301,793	100.0	6,143,397	100.0	158,396	2.6	2.6

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	較	
	区 分		都道府	· · · · ·	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	252,694	14.3	818,575	17.4	1,071,270	17.0	1,078,072	17.5	△ 6,802	△ 0.6	1.8
物	件	費	120,324	6.8	1,925,875	41.0	2,046,198	32.5	2,047,699	33.3	△ 1,501	△ 0.1	5.6
扶	助	費	256,654	14.5	179,751	3.8	436,405	6.9	434,342	7.1	2,063	0.5	△ 2.1
補	助費	等	556,179	31.4	680,895	14.5	1,126,458	17.9	1,127,333	18.4	△ 875	△ 0.1	0.0
普通	通建設事業	費	237,697	13.4	677,581	14.4	864,129	13.7	791,912	12.9	72,217	9.1	12.6
補	助事業	費	160,082	9.0	343,193	7.3	482,126	7.7	403,663	6.6	78,463	19.4	17.5
単	独 事 業	費	77,615	4.4	334,313	7.1	382,003	6.1	388,249	6.3	△ 6,246	△ 1.6	7.9
県	営事業負担	金量	_	-	75	0.0	_	_	_	-	-	-	-
投資	受及び出資	金	28,068	1.6	97,874	2.1	125,942	2.0	130,847	2.1	△ 4,905	△ 3.7	△ 6.9
貸	付	金	92,301	5.2	34,761	0.7	126,093	2.0	122,504	2.0	3,589	2.9	△ 10.9
繰	出	金	5,677	0.3	92,994	2.0	98,671	1.6	106,271	1.7	△ 7,600	△ 7.2	△ 0.8
そ	の	他	222,596	12.5	184,030	4.1	406,627	6.4	304,417	5.0	102,210	33.6	△ 8.0
1	s 計	-	1,772,190	100.0	4,692,336	100.0	6,301,793	100.0	6,143,397	100.0	158,396	2.6	2.6

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 26 年	王度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	347,947	19.6	201,802	4.3	549,749	8.7	486,882	7.9	62,867	12.9	△ 6.7
都道府県支出金	_	-	76,771	1.6	_	-	-	-	-	-	-
使用料、手数料	22,770	1.3	351,446	7.5	374,216	5.9	370,601	6.0	3,615	1.0	△ 0.6
分担金、負担金、寄附金	3,144	0.2	61,906	1.3	41,534	0.7	20,006	0.3	21,528	107.6	△ 54.0
地 方 債	57,880	3.3	344,186	7.3	399,194	6.3	386,242	6.3	12,952	3.4	19.8
その他特定財源	318,319	17.9	228,176	4.9	541,170	8.6	532,602	8.7	8,568	1.6	△ 1.6
一般財源等	1,022,130	57.7	3,428,049	73.1	4,395,930	69.8	4,347,064	70.8	48,866	1.1	3.8
合 計	1,772,190	100.0	4,692,336	100.0	6,301,793	100.0	6,143,397	100.0	158,396	2.6	2.6

第45表 公衆衛生費の状況

(単位 百万円・%)

	_				平 成 27	年 度			平成26年	主度	比	. 較	
	区	分	都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	151,210	9.4	320,167	14.0	471,377	12.5	470,104	12.9	1,273	0.3	3.2
物	件	費	108,601	6.8	768,717	33.5	877,317	23.3	878,728	24.0	△ 1,411	△ 0.2	7.0
扶	助	費	255,210	15.9	177,420	7.7	432,630	11.5	430,471	11.8	2,159	0.5	△ 2.1
補	助費	等	536,838	33.5	621,367	27.1	1,072,513	28.5	1,075,303	29.4	△ 2,790	△ 0.3	△ 0.7
普通	通建設事	■ 業 費	210,387	13.1	140,983	6.1	307,400	8.2	289,273	7.9	18,127	6.3	1.4
補	助事	業費	152,197	9.5	32,556	1.4	163,622	4.3	129,905	3.6	33,717	26.0	△ 1.1
単	独事	業費	58,190	3.6	108,404	4.7	143,778	3.8	159,369	4.4	△ 15,591	△ 9.8	3.6
県	営事業負	負担金	_	-	23	0.0	-	-	-	_	_	-	-
投資	及び出	」資金	27,222	1.7	97,551	4.3	124,773	3.3	128,894	3.5	△ 4,121	△ 3.2	△ 7.4
貸	付	金	90,038	5.6	32,633	1.4	121,762	3.2	114,982	3.1	6,780	5.9	△ 3.4
繰	出	金	5,677	0.4	92,857	4.0	98,533	2.6	106,136	2.9	△ 7,603	△ 7.2	△ 0.8
そ	の	他	219,638	13.6	42,406	1.9	262,047	6.9	161,401	4.5	100,646	62.4	△ 12.2
2	<u> </u>	計	1,604,821	100.0	2,294,101	100.0	3,768,352	100.0	3,655,292	100.0	113,060	3.1	0.6

第46表 結核対策費の状況

(単位 百万円・%)

	_				平 成 27	年 度			平成264	年度	ŀ	七 較	
	区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	1,680	39.6	4,160	28.5	5,840	31.2	5,764	31.0	76	1.3	△ 4.1
物	件	費	501	11.8	7,257	49.7	7,758	41.4	7,579	40.7	179	2.4	5.4
扶	助	費	1,444	34.0	2,331	16.0	3,775	20.2	3,871	20.8	△ 96	△ 2.5	△ 5.1
補	助	費 等	579	13.6	833	5.7	1,304	7.0	1,358	7.3	△ 54	△ 4.0	3.3
そ	の	他	39	1.0	9	0.1	48	0.2	46	0.2	2	4.3	△ 4.2
ĺ	合	計	4,243	100.0	14,590	100.0	18,725	100.0	18,618	100.0	107	0.6	△ 0.1

第47表 保健所費の状況

					平 成 27	年 度			平成26:	在度	比	; 較	
	区	D)	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人			93,208	92.6	89,524	86.0	182,732	89.6	181,641	87.9	1,091	0.6	3.1
物	件	費	4,313	4.3	9,936	9.5	14,250	7.0	14,503	7.0	△ 253	△ 1.7	5.2
普通	建設事	業費	1,925	1.9	3,323	3.2	5,231	2.6	8,729	4.2	△ 3,498	△ 40.1	42.2
そ	の	他	1,159	1.2	1,289	1.3	1,734	0.8	1,858	0.9	△ 124	△ 6.7	△ 21.6
<u></u>	ì	計	100,605	100.0	104,072	100.0	203,947	100.0	206,731	100.0	△ 2,784	△ 1.3	4.2

第48表 清掃費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 264	主度	ŀ	七 剪	ξ
	区 :	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	6,596	10.6	404,725	17.8	411,321	17.8	420,563	18.6	△ 9,242	△ 2.2	△ 0.2
物	件	費	6,909	11.1	1,139,965	50.0	1,146,874	49.6	1,146,889	50.7	△ 15	△ 0.0	4.6
補	助	事 等	17,891	28.6	57,970	2.5	51,755	2.2	49,476	2.2	2,279	4.6	21.4
普通	建設事	事業 費	25,346	40.5	533,267	23.4	551,452	23.9	493,866	21.8	57,586	11.7	19.9
補	助事	業費	7,627	12.2	310,456	13.6	318,083	13.8	273,399	12.1	44,684	16.3	29.0
単	独事	業費	17,719	28.3	222,758	9.8	233,368	10.1	220,468	9.7	12,900	5.9	10.2
そ	の	他	5,779	9.2	143,647	6.3	149,366	6.5	151,963	6.7	△ 2,597	△ 1.7	△ 8.6
合		計	62,521	100.0	2,279,574	100.0	2,310,768	100.0	2,262,757	100.0	48,011	2.1	5.9

第49表 労働費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

								平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	較	
	Į	区		分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
É	美	Ě	対	策	費	48,840	16.6	1,146	0.9	44,440	11.1	34,839	8.2	9,601	27.6	△ 61.7
1	-		の		他	246,224	83.4	126,836	99.1	355,223	88.9	389,587	91.8	△ 34,364	△ 8.8	△ 26.5
	合			計		295,064	100.0	127,982	100.0	399,663	100.0	424,426	100.0	△ 24,763	△ 5.8	△ 31.6

その2 性質別内訳

						平 成 27	年 度			平成 26:	午度	比	. 較	
	区	分		都道府	景	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	14	#	費	58,929	20.0	8,956	7.0	67,886	17.0	69,077	16.3	△ 1,191	△ 1.7	△ 3.6
物	4	#	費	73,062	24.8	46,710	36.5	119,772	30.0	181,050	42.7	△ 61,278	△ 33.8	△ 18.5
補	助	費	等	129,845	44.0	21,451	16.8	127,976	32.0	98,319	23.2	29,657	30.2	8.6
普通	建言	没事業	費	5,177	1.8	5,002	3.9	10,115	2.5	10,831	2.6	△ 716	△ 6.6	26.9
失 業	対き	乗事業	費	_	_	67	0.1	67	0.0	95	0.0	△ 28	△ 29.5	△ 41.4
補	助	事 業	費	_	_	_	_	_	_	2	0.0	△ 2	皆減	△ 96.8
単	独	事 業	費	_	_	67	0.1	67	0.0	94	0.0	△ 27	△ 28.7	△ 5.1
積	Ī	Ī	金	20,531	7.0	793	0.6	21,324	5.3	8,365	2.0	12,959	154.9	△ 95.0
貸	f	寸	金	5,942	2.0	44,317	34.6	50,259	12.6	54,309	12.8	△ 4,050	△ 7.5	△ 5.9
そ	0	の	他	1,578	0.4	686	0.5	2,264	0.6	2,380	0.4	△ 116	△ 4.9	18.8
合		計		295,064	100.0	127,982	100.0	399,663	100.0	424,426	100.0	△ 24,763	△ 5.8	△ 31.6

第49表 労働費の状況(つづき)

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成26:	在度	比	; 較	
区 分	都道府	· · · · ·	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	63,086	21.4	901	0.7	63,987	16.0	50,733	12.0	13,254	26.1	△ 75.8
都道府県支出金	_	-	21,635	16.9	_	-	_	_	_	-	_
その他特定財源	147,388	49.9	51,257	40.1	196,460	49.2	241,648	56.9	△ 45,188	△ 18.7	△ 16.4
一般財源等	84,590	28.7	54,189	42.3	139,216	34.8	132,045	31.1	7,171	5.4	7.8
合 計	295,064	100.0	127,982	100.0	399,663	100.0	424,426	100.0	△ 24,763	△ 5.8	△ 31.6

第50表 失業対策費の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成264	生度	比	; 較	
	区		分		都道底	f 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人		件		費	948	1.9	26	2.3	974	2.2	1,031	3.0	△ 57	△ 5.5	△ 1.0
物		件		費	10,514	21.5	937	81.8	11,451	25.8	17,040	48.9	△ 5,589	△ 32.8	△ 14.9
補	助	1	貴	等	31,116	63.7	65	5.7	25,636	57.7	15,488	44.5	10,148	65.5	△ 12.9
失 業	美対	策	事業	費	-	_	67	5.8	67	0.2	95	0.3	△ 28	△ 29.5	△ 41.4
補	助	事	業	費	-	_	_	-	-	_	2	0.0	△ 2	皆減	△ 96.8
単	独	事	業	費	_	_	67	5.8	67	0.2	94	0.3	△ 27	△ 28.7	△ 5.1
積		$\vec{\underline{\Lambda}}$		金	6,013	12.3	0	0.0	6,013	13.5	789	2.3	5,224	662.1	△ 98.5
貸		付		金	246	0.5	47	4.1	294	0.7	362	1.0	△ 68	△ 18.8	△ 6.0
そ		の		他	3	0.1	4	0.3	5	0.0	34	0.0	△ 29	△ 85.3	1,033.3
	ì		計		48,840	100.0	1,146	100.0	44,440	100.0	34,839	100.0	9,601	27.6	△ 61.7

第51表 農林水産業費の状況

その1 目的別内訳

	_					平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	較	
	区	分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農	業	ŧ	費	558,015	24.5	572,968	40.7	924,618	28.7	916,607	27.4	8,011	0.9	5.6
畜	産	業	費	85,081	3.7	44,737	3.2	122,789	3.8	123,796	3.7	△ 1,007	△ 0.8	4.1
農	地	b	費	725,457	31.9	454,551	32.3	1,013,826	31.5	1,048,350	31.3	△ 34,524	△ 3.3	△ 9.0
林	業	ŧ	費	641,363	28.2	145,087	10.3	732,329	22.8	843,570	25.2	△ 111,241	△ 13.2	△ 11.8
水	産	業	費	267,126	11.7	190,563	13.5	424,654	13.2	416,311	12.4	8,343	2.0	2.7
	合	=	+	2,277,042	100.0	1,407,906	100.0	3,218,216	100.0	3,348,633	100.0	△ 130,417	△ 3.9	△ 4.4

第51表 農林水産業費の状況(つづき)

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 264	生度	比	 ;	
	区 分		都 道 府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	372,263	16.3	230,722	16.4	602,985	18.7	611,331	18.3	△ 8,346	△ 1.4	3.3
物	件	費	87,575	3.8	122,840	8.7	210,415	6.5	206,461	6.2	3,954	1.9	5.5
補	助費	等	350,152	15.4	381,747	27.1	486,429	15.1	428,573	12.8	57,856	13.5	△ 6.4
普通	i 建 設 事 i	業費	1,237,998	54.4	504,160	35.8	1,520,965	47.3	1,653,220	49.4	△ 132,255	△ 8.0	△ 5.4
補	助事業	費	944,291	41.5	273,121	19.4	1,081,785	33.6	1,201,117	35.9	△ 119,332	△ 9.9	△ 7.2
単	独事業	費	179,981	7.9	177,038	12.6	320,945	10.0	335,952	10.0	△ 15,007	△ 4.5	7.5
国	直轄事業負	担金	113,726	5.0	4,509	0.3	118,234	3.7	116,151	3.5	2,083	1.8	△ 18.0
県	営事業負	担金	_	-	49,492	3.5	_	_	_	_	_	_	-
積	立	金	43,168	1.9	10,691	0.8	53,858	1.7	87,730	2.6	△ 33,872	△ 38.6	△ 32.5
貸	付	金	174,653	7.7	20,449	1.5	195,034	6.1	215,998	6.5	△ 20,964	△ 9.7	△ 7.8
繰	出	金	1,250	0.1	117,755	8.4	119,005	3.7	118,433	3.5	572	0.5	0.4
そ	の	他	9,983	0.4	19,542	1.3	29,525	0.9	26,887	0.7	2,638	9.8	4.2
2	ì	†	2,277,042	100.0	1,407,906	100.0	3,218,216	100.0	3,348,633	100.0	△ 130,417	△ 3.9	△ 4.4

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成264	王度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	738,420	32.4	41,777	3.0	780,197	24.2	791,855	23.6	△ 11,658	△ 1.5	△ 14.5
都道府県支出金	_	_	394,059	28.0	_	_	_	_	_	_	_
分担金、負担金、寄附金	76,387	3.4	12,390	0.9	26,746	0.8	29,778	0.9	△ 3,032	△ 10.2	△ 28.0
地 方 債	275,035	12.1	89,955	6.4	364,417	11.3	385,692	11.5	△ 21,275	△ 5.5	△ 20.2
その他特定財源	427,848	18.8	143,337	10.1	563,596	17.6	667,255	20.0	△103,659	△ 15.5	4.4
一般財源等	759,352	33.3	726,388	51.6	1,483,260	46.1	1,474,053	44.0	9,207	0.6	4.5
合 計	2,277,042	100.0	1,407,906	100.0	3,218,216	100.0	3,348,633	100.0	△ 130,417	△ 3.9	△ 4.4

第52表 農業費の状況

			平 成 27 年 度						平成26年度		比較		
	区 分		都 道 府 県		市町村		純 計 額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	190,623	34.2	171,973	30.0	362,596	39.2	367,855	40.1	△ 5,259	△ 1.4	2.8
物	件	費	39,817	7.1	50,912	8.9	90,729	9.8	85,565	9.3	5,164	6.0	8.4
補	助費	等	191,131	34.3	207,892	36.3	245,601	26.6	225,120	24.6	20,481	9.1	17.6
普通	通建設事	業 費	98,701	17.7	118,019	20.6	163,803	17.7	150,967	16.5	12,836	8.5	△ 8.0
補	助事業	養	69,068	12.4	73,676	12.9	102,625	11.1	87,003	9.5	15,622	18.0	△ 16.8
単	独事業	養	29,633	5.3	42,941	7.5	61,178	6.6	63,965	7.0	△ 2,787	△ 4.4	7.5
県	営事業負	担金	_	_	1,401	0.2	_	_	_	_	-	-	-
積	$\vec{\underline{\gamma}}$	金	10,808	1.9	4,146	0.7	14,954	1.6	37,239	4.1	△ 22,285	△ 59.8	23.9
貸	付	金	25,493	4.6	9,444	1.6	34,911	3.8	37,832	4.1	△ 2,921	△ 7.7	12.9
繰	出	金	_	-	7,567	1.3	7,567	0.8	7,701	0.8	△ 134	△ 1.7	△ 8.5
そ	の	他	1,442	0.2	3,015	0.6	4,457	0.5	4,328	0.5	129	3.0	22.8
合 計		558,015	100.0	572,968	100.0	924,618	100.0	916,607	100.0	8,011	0.9	5.6	

第53表 畜産業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 264	午度	比	. 較	
	区分)	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	39,895	46.9	5,612	12.5	45,507	37.1	46,129	37.3	△ 622	△ 1.3	3.1
物	件	費	12,313	14.5	9,762	21.8	22,075	18.0	25,274	20.4	△ 3,199	△ 12.7	7.0
補	助費	等	9,547	11.2	9,758	21.8	16,952	13.8	16,885	13.6	67	0.4	△ 14.1
普通	通建設事	業費	20,795	24.4	15,787	35.3	31,905	26.0	29,106	23.5	2,799	9.6	19.9
補	助事	業費	12,054	14.2	9,507	21.3	18,016	14.7	13,990	11.3	4,026	28.8	28.7
単	独事	業費	8,742	10.3	5,995	13.4	13,889	11.3	15,116	12.2	△ 1,227	△ 8.1	12.7
国	直轄事業負	負担金	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-
県	営事業負	担金	_	_	285	0.6	_	_	_	_	_	-	-
貸	付	金	2,047	2.4	2,480	5.5	4,527	3.7	4,959	4.0	△ 432	△ 8.7	△ 4.4
そ	Ø	他	484	0.6	1,338	3.1	1,823	1.4	1,443	1.2	380	26.3	0.7
2	ì	計	85,081	100.0	44,737	100.0	122,789	100.0	123,796	100.0	△ 1,007	△ 0.8	4.1

第54表 農地費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成264	王度	比	較	
区	分)	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	41,515	5.7	24,964	5.5	66,479	6.6	67,170	6.4	△ 691	△ 1.0	4.8
普通建	建設事	業 費	597,831	82.4	159,591	35.1	663,965	65.5	732,772	69.9	△ 68,807	△ 9.4	△ 13.3
補助	力事	業費	441,971	60.9	37,549	8.3	438,240	43.2	501,928	47.9	△ 63,688	△ 12.7	△ 15.0
単独	虫事	業費	51,231	7.1	76,019	16.7	116,587	11.5	122,913	11.7	△ 6,326	△ 5.1	0.8
国直軸	轄事業負	負担金	104,629	14.4	4,509	1.0	109,138	10.8	107,930	10.3	1,208	1.1	△ 18.8
県営	事業負	担金	_	-	41,515	9.1	_	_	_	_	_	-	-
そ	の	他	86,111	11.9	269,996	59.4	283,382	27.9	248,408	23.7	34,974	14.1	2.4
合		計	725,457	100.0	454,551	100.0	1,013,826	100.0	1,048,350	100.0	△ 34,524	△ 3.3	△ 9.0

第55表 林業費の状況

_				平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	較	
区	分	都道系	牙県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件 費	62,408	9.7	17,795	12.3	80,204	11.0	81,049	9.6	△ 845	△ 1.0	4.5
普通强	建設事業費	343,211	53.5	72,193	49.8	374,651	51.2	463,758	55.0	△ 89,107	△ 19.2	2.4
補助	力 事 業 費	270,059	42.1	34,697	23.9	275,154	37.6	361,402	42.8	△ 86,248	△ 23.9	0.3
単独	虫 事 業 費	68,787	10.7	35,944	24.8	95,131	13.0	98,344	11.7	△ 3,213	△ 3.3	11.9
国直軸	瞎事業負担金	4,366	0.7	_	-	4,366	0.6	4,012	0.5	354	8.8	△ 12.1
県営	事業負担金	-	_	1,552	1.1	_	_	_	_	_	_	_
そ	の 他	235,744	36.8	55,099	37.9	277,474	37.8	298,763	35.4	△ 21,289	△ 7.1	△ 29.9
合	計	641,363	100.0	145,087	100.0	732,329	100.0	843,570	100.0	△ 111 ,24 1	△ 13.2	△ 11.8

第56表 水産業費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 26:	午度	比	較	
	区分)	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	37,822	14.2	10,377	5.4	48,199	11.4	49,129	11.8	△ 930	△ 1.9	3.6
物	件	費	15,154	5.7	7,870	4.1	23,024	5.4	23,019	5.5	5	0.0	3.0
補	助費	等	17,885	6.7	15,168	8.0	29,427	6.9	33,013	7.9	△ 3,586	△ 10.9	△ 16.2
普通	建設事	業 費	177,460	66.4	138,570	72.7	286,640	67.5	276,618	66.4	10,022	3.6	6.0
補	助事	業費	151,140	56.6	117,691	61.8	247,751	58.3	236,794	56.9	10,957	4.6	4.2
単	独事	業費	21,589	8.1	16,140	8.5	34,159	8.0	35,614	8.6	△ 1,455	△ 4.1	20.3
玉直	直轄事業負	負担金	4,731	1.8	_	_	4,731	1.1	4,209	1.0	522	12.4	2.2
県部	営事業負	担金	_	_	4,739	2.5	_	-	_	-	-	-	_
貸	付	金	15,394	5.8	6,866	3.6	22,241	5.2	21,235	5.1	1,006	4.7	△ 6.1
そ	の	他	3,411	1.2	11,712	6.2	15,123	3.6	13,297	3.3	1,826	13.7	4.4
合		計	267,126	100.0	190,563	100.0	424,654	100.0	416,311	100.0	8,343	2.0	2.7

第57表 商工費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 26年	王度	比	較	
	区 分		都道府	· · · · ·	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	100,673	2.8	141,921	7.4	242,594	4.4	236,934	4.3	5,660	2.4	4.0
物	件	費	102,983	2.8	187,692	9.7	290,675	5.3	215,579	3.9	75,096	34.8	5.3
補	助費	等	360,267	9.9	381,073	19.7	697,340	12.6	542,796	9.9	154,544	28.5	△ 7.2
普通	建設事	業 費	154,328	4.2	145,073	7.5	282,997	5.1	303,355	5.5	△ 20,358	△ 6.7	9.9
補	助事業	美費	57,859	1.6	30,115	1.6	84,689	1.5	103,075	1.9	△ 18,386	△ 17.8	84.7
単	独事業	養	96,469	2.6	114,583	5.9	198,309	3.6	200,281	3.6	△ 1,972	△ 1.0	△ 9.1
県	営事業負	担金	_	-	375	0.0	_	-	-	-	=	-	-
貸	付	金	2,843,424	77.9	1,008,613	52.3	3,850,589	69.8	4,083,793	74.1	△ 233,204	△ 5.7	△ 9.4
そ	の	他	86,731	2.4	65,179	3.4	151,910	2.8	127,083	2.3	24,827	19.5	8.7
<u></u>	ì	計	3,648,406	100.0	1,929,551	100.0	5,516,105	100.0	5,509,540	100.0	6,565	0.1	△ 6.9

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 27 年 度		平成26年度	比	較	
区 分	都道府県	市町村	純 計 額	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	61,138 1.7	28,837 1.5	89,975 1.6	75,688 1.4	14,287	18.9	△ 22.1
都道府県支出金		30,954 1.6	_ _		_	_	-
使 用 料・手 数 料	11,166 0.3	19,726 1.0	30,892 0.6	29,658 0.5	1,234	4.2	△ 0.6
諸 収 入	2,793,781 76.6	1,025,079 53.1	3,815,226 69.2	4,078,696 74.0	△ 263,470	△ 6.5	△ 8.0
地 方 債	45,058 1.2	52,326 2.7	95,984 1.7	68,333 1.2	27,651	40.5	△ 45.0
その他特定財源	121,715 3.3	90,279 4.7	209,278 3.8	174,642 3.3	34,636	19.8	△ 3.0
一般財源等	615,548 16.9	682,350 35.4	1,274,750 23.1	1,082,523 19.6	192,227	17.8	3.1
숨 計	3,648,406 100.0	1,929,551 100.0	5,516,105 100.0	5,509,540 100.0	6,565	0.1	△ 6.9

第58表 土木費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成26:	午度	比	較	
	区		分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
土	木	管	理	費	240,351	4.6	384,516	5.8	609,612	5.2	620,405	5.1	△ 10,793	△ 1.7	△ 7.5
道	路 橋	り	ょう	費	2,165,118	41.4	1,769,461	26.6	3,893,523	33.3	4,044,072	33.6	△ 150,549	△ 3.7	△ 2.5
河	Ш	海	岸	費	1,106,276	21.1	170,547	2.6	1,261,914	10.8	1,309,875	10.9	△ 47,961	△ 3.7	△ 0.4
港		湾		費	267,466	5.1	191,008	2.9	436,714	3.7	439,254	3.6	△ 2,540	△ 0.6	△ 4.8
都	市	計	画	費	892,736	17.1	3,341,236	50.1	4,174,277	35.7	4,252,119	35.3	△ 77,842	△ 1.8	△ 1.8
住		宅		費	518,228	9.9	799,594	12.0	1,285,548	11.0	1,334,742	11.1	△ 49,194	△ 3.7	14.9
空		港		費	42,205	0.8	6,657	0.1	45,578	0.4	50,040	0.4	△ 4,462	△ 8.9	31.8
	合		計		5,232,381	100.0	6,663,017	100.0	11,707,165	100.0	12,050,506	100.0	△ 343,341	△ 2.8	△ 0.6

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 264	生度	比	較	
区分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人 件 費	265,946	5.1	586,523	8.8	852,470	7.3	859,589	7.1	△ 7,119	△0.8	2.6
物件費	118,529	2.3	522,683	7.8	641,212	5.5	630,332	5.2	10,880	1.7	6.0
維持補修費	379,559	7.3	406,154	6.1	785,713	6.7	807,717	6.7	△ 22,004	△2.7	5.7
補 助 費 等	217,664	4.2	783,749	11.8	943,935	8.1	948,940	7.9	△ 5,005	△0.5	△ 6.9
普通建設事業費	3,930,278	75.1	3,281,570	49.3	7,083,243	60.5	7,357,806	61.1	△ 274,563	△3.7	△ 0.8
補助事業費	2,228,351	42.6	1,933,065	29.0	4,134,977	35.3	4,427,743	36.7	△ 292,766	△6.6	△ 3.1
単独事業費	1,165,940	22.3	1,235,504	18.5	2,349,312	20.1	2,345,657	19.5	3,655	0.2	5.5
国直轄事業負担金	535,987	10.2	62,968	0.9	598,955	5.1	584,406	4.8	14,549	2.5	△ 5.8
県営事業負担金	-	-	50,033	0.8	_	-	_	_	-	-	-
貸 付 金	121,655	2.3	126,246	1.9	245,752	2.1	269,919	2.2	△ 24,167	△9.0	△ 8.9
繰 出 金	126,566	2.4	792,642	11.9	919,208	7.9	930,258	7.7	△ 11,050	△1.2	△ 0.1
そ の 他	72,184	1.3	163,450	2.4	235,632	1.9	245,945	2.1	△ 10,313	△4.2	△ 7.8
合 計	5,232,381	100.0	6,663,017	100.0	11,707,165	100.0	12,050,506	100.0	△ 343,341	△2.8	△ 0.6

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成264	王度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,155,022	22.1	767,658	11.5	1,922,680	16.4	2,131,589	17.7	△ 208,909	△ 9.8	△ 8.0
都道府県支出金	_	_	128,734	1.9	_	_	_	_	_	-	-
使 用 料・手 数 料	135,309	2.6	228,162	3.4	363,470	3.1	353,167	2.9	10,303	2.9	2.7
分担金、負担金、寄附金	58,049	1.1	21,889	0.3	23,245	0.2	20,418	0.2	2,827	13.8	△ 48.7
地 方 債	1,685,078	32.2	1,054,917	15.8	2,731,983	23.3	2,671,011	22.2	60,972	2.3	△ 7.5
その他特定財源	663,199	12.6	790,535	12.0	1,387,885	11.9	1,473,012	12.2	△ 85,127	△ 5.8	20.0
一 般 財 源 等	1,535,724	29.4	3,671,122	55.1	5,277,902	45.1	5,401,309	44.8	△ 123,407	△ 2.3	1.8
合 計	5,232,381	100.0	6,663,017	100.0	11,707,165	100.0	12,050,506	100.0	△ 343,341	△ 2.8	△ 0.6

第59表 道路橋りょう費の状況

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 261	王度	比	較	
区	1	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	49,503	2.3	125,999	7.1	175,502	4.5	176,738	4.4	△ 1,236	△ 0.7	2.4
維持	補	修費	209,593	9.7	284,546	16.1	494,139	12.7	523,224	12.9	△ 29,085	△ 5.6	6.1
普通建	設事	事業 費	1,880,882	86.9	1,204,203	68.1	3,055,272	78.5	3,174,315	78.5	△ 119,043	△ 3.8	△ 2.8
補助	事	業費	1,006,644	46.5	549,715	31.1	1,552,058	39.9	1,655,247	40.9	△ 103,189	△ 6.2	△ 8.7
単独	事	業費	555,839	25.7	607,897	34.4	1,151,901	29.6	1,171,700	29.0	△ 19,799	△ 1.7	7.9
国直轄	書業	負担金	318,399	14.7	32,913	1.9	351,313	9.0	347,369	8.6	3,944	1.1	△ 5.1
県営	事業負	負担金	_	-	13,678	0.8	_	-	_	_	_	-	_
そ	の	他	25,140	1.1	154,713	8.7	168,610	4.3	169,795	4.2	△ 1,185	△ 0.7	△ 21.8
合		計	2,165,118	100.0	1,769,461	100.0	3,893,523	100.0	4,044,072	100.0	△ 150,549	△ 3.7	△ 2.5

第60表 河川海岸費の状況

(単位 百万円・%)

	_				平 成 27	年 度			平成 261	主度	比	較	
	区	分	都道东	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	31,191	2.8	16,138	9.5	47,329	3.8	48,172	3.7	△ 843	△ 1.7	5.8
維力	持 補	修費	45,308	4.1	14,858	8.7	60,166	4.8	59,705	4.6	461	0.8	13.1
普通	建設	事業費	1,012,884	91.6	119,725	70.2	1,119,109	88.7	1,158,830	88.5	△ 39,721	△ 3.4	△ 1.3
補	助事	業費	595,044	53.8	38,782	22.7	632,182	50.1	697,183	53.2	△ 65,001	△ 9.3	△ 6.9
単	独事	業費	265,702	24.0	77,046	45.2	334,762	26.5	320,526	24.5	14,236	4.4	18.1
国国	直轄事第	美負担金	152,138	13.8	26	0.0	152,164	12.1	141,121	10.8	11,043	7.8	△ 8.4
県割	営事業	負担金	_	_	3,871	2.3	_	_	_	_	_	_	-
そ	の	他	16,893	1.5	19,826	11.6	35,310	2.7	43,168	3.2	△ 7,858	△ 18.2	1.6
合		計	1,106,276	100.0	170,547	100.0	1,261,914	100.0	1,309,875	100.0	△ 47,961	△ 3.7	△ 0.4

第61表 港湾費の状況

					平 成 27	年 度			平成 261	主度	比	較	
	<u> </u>	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	11,713	4.4	18,035	9.4	29,749	6.8	30,016	6.8	△ 267	△ 0.9	3.9
維持	補	修費	8,539	3.2	6,653	3.5	15,192	3.5	14,333	3.3	859	6.0	6.4
普通	建設	事業費	189,356	70.8	89,806	47.0	265,706	60.8	287,162	65.4	△ 21,456	△ 7.5	△ 5.4
補	助事	業費	103,274	38.6	33,863	17.7	136,864	31.3	157,308	35.8	△ 20,444	△ 13.0	△ 9.3
単	独事	業費	42,336	15.8	17,304	9.1	55,067	12.6	54,813	12.5	254	0.5	13.5
国直	轄事業	負担金	43,746	16.4	30,029	15.7	73,775	16.9	75,041	17.1	△ 1,266	△ 1.7	△ 8.3
県営	事業	負担金	_	_	8,610	4.5	_	-	_	_	_	_	_
そ	の	他	57,858	21.6	76,514	40.1	126,067	28.9	107,743	24.5	18,324	17.0	△ 6.7
合		計	267,466	100.0	191,008	100.0	436,714	100.0	439,254	100.0	△ 2,540	△ 0.6	△ 4.8

第62表 都市計画費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 264	 在度	比	較	
	区分		都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
街	路	費	326,841	36.6	420,771	12.6	722,960	17.3	753,321	17.7	△ 30,361	△ 4.0	△ 7.5
公	袁	費	160,578	18.0	524,905	15.7	680,064	16.3	702,251	16.5	△ 22,187	△ 3.2	1.6
下	水 道	費	278,647	31.2	1,406,966	42.1	1,679,149	40.2	1,670,663	39.3	8,486	0.5	△ 0.1
区	画整理	争等	126,669	14.2	988,593	29.6	1,092,104	26.2	1,125,884	26.5	△ 33,780	△ 3.0	△ 2.3
	合 i	Ħ	892,736	100.0	3,341,236	100.0	4,174,277	100.0	4,252,119	100.0	△ 77,842	△ 1.8	△ 1.8

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成264	主度	比	較	
	<u> </u>	分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	17,891	2.0	190,744	5.7	208,635	5.0	208,079	4.9	556	0.3	1.8
物	件	費	29,761	3.3	237,946	7.1	267,707	6.4	261,146	6.1	6,561	2.5	6.8
維持	寺 補	修費	30,873	3.5	47,958	1.4	78,831	1.9	78,063	1.8	768	1.0	4.5
補	助費	等 等	142,902	16.0	706,563	21.1	843,401	20.2	821,077	19.3	22,324	2.7	△ 1.4
普通	建設事	事業費	512,150	57.4	1,294,321	38.7	1,754,173	42.0	1,822,925	42.9	△ 68,752	△ 3.8	△ 4.9
補	助事	業費	298,520	33.4	842,735	25.2	1,123,929	26.9	1,204,792	28.3	△ 80,863	△ 6.7	△ 3.3
単	独事	業費	211,974	23.7	429,798	12.9	628,587	15.1	616,276	14.5	12,311	2.0	△ 8.0
国直	1轄事業	負担金	1,656	0.2	_	0.0	1,656	0.0	1,857	0.0	△ 201	△ 10.8	5.2
県営	営事業負	負担金	-	_	21,789	0.7	_	_	_	_	_	_	-
貸	付	金	8,996	1.0	42,960	1.3	50,625	1.2	50,726	1.2	△ 101	△ 0.2	△ 3.3
繰	出	金	91,050	10.2	698,040	20.9	789,090	18.9	816,776	19.2	△ 27,686	△ 3.4	△ 2.2
そ	の	他	59,113	6.6	122,704	3.8	181,815	4.4	193,327	4.6	△ 11,512	△ 6.0	14.8
合		計	892,736	100.0	3,341,236	100.0	4,174,277	100.0	4,252,119	100.0	△ 77,842	△ 1.8	△ 1.8

第63表 住宅費の状況

	_					平 成 27	年 度			平成264	在度	比	較	
	区	分		都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	=	費	14,502	2.8	57,372	7.2	71,874	5.6	71,624	5.4	250	0.3	3.9
物	件	=	費	28,046	5.4	83,559	10.5	111,605	8.7	109,640	8.2	1,965	1.8	4.3
維	持補	修	費	79,597	15.4	51,004	6.4	130,601	10.2	126,659	9.5	3,942	3.1	2.3
補	助	費	等	42,008	8.1	33,283	4.2	54,179	4.2	50,530	3.8	3,649	7.2	△ 20.6
普	通建設	事業	費	278,897	53.8	530,074	66.3	797,809	62.1	825,053	61.8	△ 27,244	△ 3.3	23.0
補	助	事 業	費	217,506	42.0	449,203	56.2	663,876	51.6	689,328	51.6	△ 25,452	△ 3.7	21.4
単	独	事 業	費	61,391	11.8	80,844	10.1	133,933	10.4	135,725	10.2	△ 1,792	△ 1.3	32.0
県	営事	業負担	金	_	_	27	0.0	_	_	_	-	_	_	_
貸	付	t	金	62,169	12.0	22,164	2.8	84,334	6.6	94,195	7.1	△ 9,861	△ 10.5	△ 4.0
そ	σ_{z})	他	13,009	2.5	22,138	2.6	35,146	2.6	57,041	4.2	△ 21,895	△ 38.4	81.3
1	合	計		518,228	100.0	799,594	100.0	1,285,548	100.0	1,334,742	100.0	△ 49,194	△ 3.7	14.9

資 その1 性質別内訳

(単位 百万円・%)

					平 成 27	年 度			平成 261	 在度	比	較	
	区	分	都道系	牙県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件	費	175,759	79.2	1,150,628	58.6	1,326,386	63.3	1,311,398	61.6	14,988	1.1	1.9
物	件	费	19,705	8.9	182,043	9.3	201,748	9.6	199,696	9.4	2,052	1.0	4.7
普通	建設	事業費	20,333	9.2	465,990	23.7	476,600	22.7	533,652	25.1	△ 57,052	△ 10.7	24.2
補	助事	業費	550	0.2	84,051	4.3	84,601	4.0	91,885	4.3	△ 7,284	△ 7.9	△ 14.8
単	独事	業費	19,784	8.9	379,271	19.3	391,999	18.7	441,768	20.8	△ 49,769	△ 11.3	37.3
県	営事業	負担金	-	_	2,668	0.1	_	_	_	_	_	-	-
そ	の	他	6,153	2.7	163,449	8.4	92,152	4.4	82,555	3.9	9,597	11.6	△ 3.9
合		計	221,950	100.0	1,962,110	100.0	2,096,886	100.0	2,127,301	100.0	△ 30,415	△ 1.4	6.7

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	較	
区	分	都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支	出 金	597	0.3	40,458	2.1	41,055	2.0	37,742	1.8	3,313	8.8	△ 22.8
地方	債	6,161	2.8	307,287	15.7	313,448	14.9	348,649	16.4	△ 35,201	△ 10.1	37.9
その他特	定財源	49,490	22.2	134,783	6.8	67,785	3.2	87,170	4.1	△ 19,385	△ 22.2	4.0
一般財	源 等	165,702	74.7	1,479,582	75.4	1,674,598	79.9	1,653,740	77.7	20,858	1.3	2.9
合	計	221,950	100.0	1,962,110	100.0	2,096,886	100.0	2,127,301	100.0	△ 30,415	△ 1.4	6.7

第65表 警察費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

		平成 27 年	王度	平成26年	王度		比較	
Z Z	分	純計	額	純計	額	増 減 額	増減率	前年度 増減率
人	件 費	2,634,094	81.5	2,602,310	81.4	31,784	1.2	2.7
物	件 費	345,122	10.7	347,754	10.9	△ 2,632	△ 0.8	4.7
補具	助 費 等	20,513	0.6	18,317	0.6	2,196	12.0	△ 4.3
普通頭	建設事業費	211,380	6.5	195,756	6.1	15,624	8.0	2.6
そ	の 他	19,993	0.7	32,902	1.0	△ 12,909	△ 39.2	66.4
合	計	3,231,102	100.0	3,197,039	100.0	34,063	1.1	3.3

第65表 警察費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

	平成 27 年度	平成26年度		比較	
区 分	純 計 額	純 計 額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	69,294 2.1	66,937 2.1	2,357	3.5	△ 4.1
使用料、手数料	136,644 4.2	141,023 4.4	△ 4,379	△ 3.1	6.4
諸 収 入	24,900 0.8	15,163 0.5	9,737	64.2	△ 8.2
地 方 債	93,806 2.9	66,183 2.1	27,623	41.7	0.4
その他特定財源	33,250 1.1	19,352 0.6	13,898	71.8	52.8
一般財源等	2,873,208 88.9	2,888,381 90.3	△ 15,173	△ 0.5	3.2
合 計	3,231,102 100.0	3,197,039 100.0	34,063	1.1	3.3

第66表 警察職員数の推移

(単位 人)

区分	地方警務官		地	方	警	察	職	員
区 分	1 地方言伤目	警	察官	事	務	職	員	計
昭和36年	280		129,482				19,833	149,315
平成17年	607		245,374				28,799	274,173
18	610		248,834				28,709	277,543
19	617		251,569				28,572	280,141
20	620		252,917				28,264	281,181
21	623		252,845				28,053	280,898
22	626		253,512				27,797	281,309
23	628		254,318				27,705	282,023
24	628		255,734				27,619	283,353
25	628		256,026				27,618	283,644
26	628		256,828				27,615	284,443
27	628		258,076				27,675	285,751
28	628		259,158				27,813	286,971

⁽注) 1 地方警務官は警察法施行令第6条の規定に基づく定員数。その他は総務省調べによる。 2 昭和36年は5月31日現在、平成17〜28年は4月1日現在の職員数である。ただし、地方警務官数については、各年4月1日現在の定員数である。

資 その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		区分					平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	較	
	区		分		都道府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
教	育	総	務	費	2,113,410	19.2	839,758	14.3	2,907,698	17.3	2,843,026	17.1	64,672	2.3	1.5
小	学		校	費	3,384,826	30.7	1,437,850	24.5	4,816,854	28.7	4,824,018	29.0	△ 7,164	△ 0.1	2.6
中	学		校	費	2,026,920	18.4	806,651	13.7	2,828,960	16.8	2,844,795	17.1	△ 15,835	△ 0.6	2.3
高	等	学	校	費	2,139,817	19.4	154,969	2.6	2,284,784	13.6	2,246,702	13.5	38,082	1.7	5.9
特	別 支	援	学 校	費	840,560	7.6	24,737	0.4	864,792	5.1	858,436	5.2	6,356	0.7	6.0
幼	稚		溒	費	4,344	0.0	252,547	4.3	254,278	1.5	247,938	1.5	6,340	2.6	6.9
社	会	教	育	費	189,321	1.7	1,073,648	18.3	1,249,843	7.4	1,220,159	7.3	29,684	2.4	6.2
保	健	体	育	費	155,952	1.4	1,232,363	21.0	1,374,018	8.2	1,367,972	8.2	6,046	0.4	6.0
大		学		費	166,903	1.5	49,278	0.8	214,307	1.3	205,092	1.2	9,215	4.5	0.6
	合		計		11,022,055	100.0	5,871,802	100.0	16,795,536	100.0	16,658,138	100.0	137,398	0.8	3.5

その2 性質別内訳 (単位 百万円・%)

						平 成 27	年 度			平成 264	主度	比	較	
	区	5	Ì	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	4	4	費	8,827,199	80.1	1,324,832	22.6	10,152,031	60.4	10,154,868	61.0	△ 2,837	△ 0.0	1.7
物	4	4	費	354,268	3.2	1,972,935	33.6	2,327,203	13.9	2,251,965	13.5	75,238	3.3	4.1
維	持	浦 作	多 費	21,335	0.2	92,195	1.6	113,530	0.7	115,550	0.7	△ 2,020	△ 1.7	6.5
扶貝	費、	補助	費等	1,324,663	12.0	562,144	9.6	1,810,582	10.8	1,685,807	10.1	124,775	7.4	8.9
普 ì	通建 i	没事	業費	425,895	3.9	1,804,314	30.7	2,209,553	13.2	2,282,372	13.7	△ 72,819	△ 3.2	10.2
補	助	事	業費	82,333	0.7	752,603	12.8	828,455	4.9	967,325	5.8	△ 138,870	△ 14.4	△ 3.4
単	独	事	業費	343,562	3.1	1,051,487	17.9	1,381,098	8.2	1,315,047	7.9	66,051	5.0	22.8
県	営事	業負	担金	_	-	223	0.0	_	_	_	-	-	-	-
そ	C	カ	他	68,695	0.6	115,382	1.9	182,637	1.0	167,576	1.0	15,061	9.0	△ 19.4
ĺ	<u></u>		計	11,022,055	100.0	5,871,802	100.0	16,795,536	100.0	16,658,138	100.0	137,398	0.8	3.5

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 26年	王度	比	較	
区 分	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	2,072,114	18.8	353,883	6.0	2,425,997	14.4	2,461,886	14.8	△ 35,889	△ 1.5	△ 1.4
都道府県支出金	_	-	105,425	1.8	_	_	_	-	-	-	-
使用料、手数料	179,849	1.6	83,384	1.4	263,233	1.6	181,466	1.1	81,767	45.1	88.5
分担金、負担金、寄附金	4,992	0.0	43,532	0.7	41,365	0.2	39,550	0.2	1,815	4.6	△ 8.0
地 方 債	320,818	2.9	887,500	15.1	1,201,933	7.2	1,104,733	6.6	97,200	8.8	21.0
その他特定財源	183,341	1.8	379,606	6.6	550,532	3.3	598,431	3.6	△ 47,899	△ 8.0	20.4
一 般 財 源 等	8,260,941	74.9	4,018,472	68.4	12,312,476	73.3	12,272,072	73.7	40,404	0.3	1.9
合 計	11,022,055	100.0	5,871,802	100.0	16,795,536	100.0	16,658,138	100.0	137,398	0.8	3.5

第68表 小学校費の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成26:	年度	比	較	
		<u> </u>	分 件		都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人		件		費	3,367,027	99.5	123,654	8.6	3,490,681	72.5	3,506,936	72.7	△ 16,255	△ 0.5	2.2
物		件		費	12,369	0.4	457,175	31.8	469,543	9.7	447,621	9.3	21,922	4.9	4.3
維	持	補	修	費	_	_	38,218	2.7	38,218	0.8	39,627	0.8	△ 1,409	△ 3.6	3.1
普	通	建設	事業	美費	2,973	0.1	751,769	52.3	751,791	15.6	768,075	15.9	△ 16,284	△ 2.1	5.1
	補	助	事業	費	_	_	356,934	24.8	356,934	7.4	427,617	8.9	△ 70,683	△ 16.5	△ 7.5
	単	独	事業	費	2,973	0.1	394,835	27.5	394,857	8.2	340,457	7.1	54,400	16.0	26.7
	県	営事:	業負担	旦金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
そ		の		他	2,457	0.0	67,034	4.6	66,621	1.4	61,759	1.3	4,862	7.9	△ 12.0
	合		=	†	3,384,826	100.0	1,437,850	100.0	4,816,854	100.0	4,824,018	100.0	△ 7,164	△ 0.1	2.6

第69表 中学校費の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成 264	 主度	比	較	
	区		分		都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人		件		費	2,009,471	99.1	67,928	8.4	2,077,399	73.4	2,074,226	72.9	3,173	0.2	2.6
物		件		費	13,020	0.6	236,344	29.3	249,364	8.8	246,198	8.7	3,166	1.3	2.1
維	持	補	修	費	6	0.0	21,101	2.6	21,107	0.7	21,171	0.7	△ 64	△ 0.3	1.1
普	通建	建設!	事 業	費	2,980	0.1	423,550	52.5	423,851	15.0	448,424	15.8	△ 24,573	△ 5.5	2.5
	補	助事	業	費	1	0.0	205,027	25.4	205,028	7.2	241,559	8.5	△ 36,531	△ 15.1	△ 11.5
	単	独事	業	費	2,979	0.1	218,523	27.1	218,823	7.7	206,865	7.3	11,958	5.8	25.7
	県営	事業	負担	金	_	-	_	-	_	_	_	_	-	-	-
そ		の		他	1,443	0.1	57,728	7.2	57,239	2.1	54,776	1.9	2,463	4.5	△ 6.7
	合		計		2,026,920	100.0	806,651	100.0	2,828,960	100.0	2,844,795	100.0	△ 15,835	△ 0.6	2.3

第70表 高等学校費の状況

							平 成 27	年 度			平成26:	在度	比	較	
	区		分		都道府	「県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人		件		費	1,646,357	76.9	111,778	72.1	1,758,135	76.9	1,756,335	78.2	1,800	0.1	2.9
物		件		費	138,229	6.5	16,040	10.4	154,269	6.8	155,621	6.9	△ 1,352	△ 0.9	3.0
維	持	補	修	費	13,844	0.6	1,053	0.7	14,897	0.7	13,572	0.6	1,325	9.8	△ 4.0
普	通建	設事	事 業	費	228,653	10.7	19,437	12.5	248,042	10.9	259,132	11.5	△ 11,090	△ 4.3	18.5
	補助	事	業	費	31,420	1.5	1,658	1.1	33,078	1.4	38,642	1.7	△ 5,564	△ 14.4	△ 0.8
	単 独	事	業	費	197,233	9.2	17,779	11.5	214,964	9.4	220,490	9.8	△ 5,526	△ 2.5	22.6
	県営事	事業	負担	金	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	-
そ		の		他	112,734	5.3	6,661	4.3	109,441	4.7	62,042	2.8	47,399	76.4	109.6
	合		計		2,139,817	100.0	154,969	100.0	2,284,784	100.0	2,246,702	100.0	38,082	1.7	5.9

第71表 社会教育費の状況

(単位 百万円・%)

	_					平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	較	
	区	分		都道底	牙県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件		費	48,926	25.8	316,289	29.5	365,215	29.2	369,023	30.2	△ 3,808	△ 1.0	0.5
物	件		費	66,430	35.1	413,006	38.5	479,436	38.4	469,861	38.5	9,575	2.0	3.3
普	通建設	事 業	費	37,029	19.6	259,471	24.2	294,286	23.5	289,998	23.8	4,288	1.5	25.5
	補助	事 業	費	6,212	3.3	90,804	8.5	96,875	7.8	97,320	8.0	△ 445	△ 0.5	32.1
	単独	事 業	費	30,817	16.3	168,591	15.7	197,411	15.8	192,678	15.8	4,733	2.5	22.4
	県営事業	業負担	金	_	_	77	0.0	_	_	_	_	_	_	-
そ	の		他	36,936	19.5	84,882	7.8	110,906	8.9	91,277	7.5	19,629	21.5	△ 4.5
	合	計		189,321	100.0	1,073,648	100.0	1,249,843	100.0	1,220,159	100.0	29,684	2.4	6.2

第72表 保健体育費の状況

				平 成 27	年 度			平成 261	年度	比	較	
区	分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
人	件 費	29,721	19.1	219,840	17.8	249,561	18.2	256,290	18.7	△ 6,729	△ 2.6	△ 1.4
物	件 費	27,929	17.9	639,147	51.9	667,076	48.5	649,551	47.5	17,525	2.7	4.8
維持	補修費	1,091	0.7	14,610	1.2	15,702	1.1	14,969	1.1	733	4.9	10.9
普通通	建設事業費	53,302	34.2	268,905	21.8	316,696	23.0	322,268	23.6	△ 5,572	△ 1.7	15.3
補!	助事業費	6,276	4.0	64,704	5.3	70,847	5.2	91,732	6.7	△ 20,885	△ 22.8	6.6
単	独事業費	47,026	30.2	204,054	16.6	245,849	17.9	230,536	16.9	15,313	6.6	19.2
県営	書業負担金	_	_	147	0.0	_	_	_	_	_	_	_
そ	の 他	43,909	28.1	89,861	7.3	124,983	9.2	124,894	9.1	89	0.1	6.7
合	計	155,952	100.0	1,232,363	100.0	1,374,018	100.0	1,367,972	100.0	6,046	0.4	6.0
上記の	体育施設費等	132,255	84.8	474,319	38.5	596,994	43.4	582,644	42.6	14,350	2.5	9.1
内訳	学校給食費	23,698	15.2	758,044	61.5	777,024	56.6	785,328	57.4	△ 8,304	△ 1.1	3.9

第73表 性質別歳出決算額の状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

		4	龙 成 27	年月	 芰				H					較	
区分	松米点	. 18	+ m-	++	v± =1	호프	平成26 純 計	年度 額	44.75	増	減	率	前年	F度増減	或率
	都道府	「	市町	村	純計	額			増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
人件費	13,687,961	27.0	8,877,550	15.7	22,565,511	22.9	22,524,345	22.9	41,166	0.3	△ 0.0	0.2	2.2	0.6	1.6
物件費	1,681,949	3.3	7,633,358	13.5	9,315,308	9.5	9,078,683	9.2	236,625	1.4	2.9	2.6	△ 7.3	3.7	1.5
維持補修費	462,551	0.9	699,409	1.2	1,161,960	1.2	1,184,209	1.2	△ 22,249	△ 0.3	△ 2.9	△ 1.9	6.2	4.3	5.1
扶 助 費	1,055,162	2.1	12,279,178	21.7	13,334,340	13.6	12,914,930	13.1	419,410	1.6	3.4	3.2	2.4	6.2	5.9
補助費等	13,954,121	27.5	4,047,837	7.2	9,867,175	10.0	9,310,605	9.5	556,570	12.2	6.9	6.0	3.4	△ 8.0	△ 1.9
普通建設事業費	6,779,439	13.4	8,028,322	14.2	14,183,796	14.4	14,778,598	15.0	△ 594,802	△ 5.6	△ 3.2	△ 4.0	△ 0.2	7.8	4.1
(補助事業費	3,714,082	7.3	3,764,520	6.7	7,206,976	7.3	7,741,615	7.9	△ 534,639	△ 9.9	△ 4.6	△ 6.9	△ 4.2	2.1	△ 1.4
ちし単独事業費	2,415,645	4.8	4,092,375	7.2	6,259,631	6.4	6,336,425	6.4	△ 76,794	△ 0.4	△ 1.9	△ 1.2	9.7	15.0	13.5
災害復旧事業費	480,492	0.9	279,889	0.5	729,522	0.7	733,011	0.7	△ 3,489	△ 1.1	△ 6.4	△ 0.5	△ 16.8	△ 19.7	△ 16.9
失業対策事業費	<u> </u>	-	67	0.0	67	0.0	95	0.0	△ 28	-	△ 29.5	△ 29.5	_	△ 41.4	△ 41.4
公債費	7,189,958	14.2	5,753,632	10.2	12,901,432	13.1	13,336,755	13.5	△ 435,323	△ 3.7	△ 2.8	△ 3.3	4.7	△ 1.7	1.8
積 立 金	1,816,864	3.6	1,952,344	3.5	3,769,208	3.8	4,005,932	4.1	△ 236,724	△ 7.5	△ 4.3	△ 5.9	△ 14.5	△ 4.1	△ 9.5
投資及び出資金	126,531	0.2	216,639	0.4	343,170	0.3	367,545	0.4	△ 24,375	△ 8.4	△ 5.6	△ 6.6	2.0	10.4	7.1
貸付金	3,341,251	6.6	1,309,367	2.3	4,621,313	4.7	4,904,767	5.0	△ 283,454	△ 5.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.5	△ 7.7	△ 9.1
 繰 出 金	154,961	0.3	5,457,245	9.7	5,612,205	5.7	5,382,831	5.5	229,374	△ 24.3	5.4	4.3	8.4	4.6	4.7
前年度繰上充用金	: -	-	219	0.0	219	0.0	492	0.0	△ 273	-	△ 55.5	△ 55.5	_	138.8	138.8
歳出合計	50,731,239	100.0	56,535,056	100.0	98,405,225	100.0	98,522,799	100.0	△ 117,574	1.0	0.9	△ 0.1	0.3	2.2	1.1
一(義務的経費	21,933,080	43.2	26,910,359	47.6	48,801,283	49.6	48,776,031	49.5	25,252	△ 1.0	0.9	0.1	3.0	2.5	2.8
ちと投資的経費	7,259,930	14.3	8,308,278	14.7	14,913,385	15.2	15,511,704	15.7	△ 598,319	△ 5.3	△ 3.3	△ 3.9	△ 1.5	6.6	2.9

⁽注) 普通建設事業費の補助事業費には受託事業費のうちの補助事業費を含み、単独事業費には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第73表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その2 推 移 (単位 百万円)

		分		決	算	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	額			指			数	
区		<i>7</i> 7	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	22	23	24	25	26	27
人	件	費	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	100	100	98	94	96	96
物	件	費	8,020,269	8,782,678	8,727,420	8,942,279	9,078,683	9,315,308	100	110	109	111	113	116
維持	補	修費	1,062,583	1,110,111	1,109,647	1,126,920	1,184,209	1,161,960	100	104	104	106	111	109
扶	助	費	11,237,320	11,956,368	12,022,107	12,193,168	12,914,930	13,334,340	100	106	107	109	115	119
普通到	建設	事業費	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	100	94	93	106	111	106
災害征	复旧事	事業 費	159,895	763,259	971,064	881,731	733,011	729,522	100	477	607	551	458	456
失業対	対策	事業費	2,829	443	140	162	95	67	100	16	5	6	3	2
公	債	費	12,949,814	12,933,377	12,982,426	13,098,572	13,336,755	12,901,432	100	100	100	101	103	100
積	立	金	3,139,348	4,620,682	4,576,003	4,426,304	4,005,932	3,769,208	100	147	146	141	128	120
そ	の	他	21,333,386	20,852,093	20,563,171	20,373,531	19,966,241	20,444,081	100	98	96	96	94	96
歳	出合	計	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225	100	102	102	103	104	104
 う∫ [‡]	義 務 🛭	的経費	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	100	101	101	99	102	102
5(1	投資 色	的経費	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,330	15,511,704	14,913,385	100	99	99	112	115	111

(単位 %)

区	分		決	算 額	構成	比			増	洞		率	
	7J'	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
人件	費	24.8	24.2	23.9	22.8	22.9	22.9	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6	1.6	0.2
物件	費	8.5	9.1	9.1	9.2	9.2	9.5	1.0	9.5	△ 0.6	2.5	1.5	2.6
維持補	修費	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.0	4.5	△ 0.0	1.6	5.1	△ 1.9
扶助	費	11.9	12.3	12.5	12.5	13.1	13.6	23.7	6.4	0.5	1.4	5.9	3.2
普通建設	事業費	14.1	12.9	12.9	14.6	15.0	14.4	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0	4.1	△ 4.0
災害復旧	事業費	0.2	0.8	1.0	0.9	0.7	0.7	18.5	377.4	27.2	△ 9.2	△ 16.9	△ 0.5
失業対策	事業費	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	△ 84.3	△ 68.4	15.7	△ 41.4	△ 29.5
公債	費	13.7	13.3	13.5	13.4	13.5	13.1	0.8	△ 0.1	0.4	0.9	1.8	△ 3.3
積 立	金	3.3	4.8	4.7	4.5	4.1	3.8	△ 25.0	47.2	△ 1.0	△ 3.3	△ 9.5	△ 5.9
そ の	他	22.4	21.5	21.2	20.9	20.3	20.8	△ 5.2	△ 2.3	△ 1.4	△ 0.9	△ 2.0	2.4
歳出	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1
う∫義務	的経費	50.4	49.8	49.8	48.7	49.5	49.6	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2	2.8	0.1
=1	的経費	14.2	13.7	13.9	15.5	15.7	15.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3	2.9	△ 3.9

第73表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

ての3 対源内部											(=	₽1 ₩	日力片	
		金				額				構	成	比		
	平成17年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	17	22	23	24	25	26	27
人 件 費	25,264,252	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511	27.9	24.8	24.2	23.9	22.8	22.9	22.9
財 国庫支出金源 地 方 債	2,280,199 6,785	1,935,852 218,001	1,928,730 255,312	1,930,406 249,894	1,847,206 152,877	1,824,244 161,039	1,748,190 175,636	2.5 0.0	2.0	2.0	2.0	1.9 0.2	1.9 0.2	1.8 0.2
	22,093,393	20,778,912	20,650,458	20,228,670	19,585,408	19,864,262	19,891,771	24.4	21.9	21.3	21.0	20.1	20.2	20.2
訳(その他	883,875	603,434	613,973	608,656	592,432	674,800	749,914	1.0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7
物件費	7,773,327	8,020,269	8,782,678	8,727,420	8,942,279	9,078,683	9,315,308	8.6	8.5	9.1	9.1	9.2	9.2	9.5
財 国庫支出金源 地 方 債	284,744 8,949	287,219 11,949	551,996 16,453	499,346 19,507	506,817 22,826	401,319 21,883	437,662 25,260	0.3	0.3	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4
内一般財源等	6,232,071	6,292,973	6,580,417	6,550,760	6,735,287	7,113,283	7,340,201	6.9	6.6	6.8	6.8	6.9	7.2	7.5
訳(その他	1,247,563	1,428,128	1,633,812	1,657,807	1,677,349	1,542,198	1,512,185	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.6	1.6
維持補修費	1,058,639	1,062,583	1,110,111	1,109,647	1,126,920	1,184,209	1,161,960	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2
財 国庫支出金	87,044 96	25,477 1	50,809 –	45,590 –	43,928 _	47,181 186	42,783 579	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等	827,973	850,068	840,348	855,054	878,677	922,013	908,712	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.0	0.0
訳(その他	143,526	187,037	218,954	209,003	204,315	214,829	209,886	0.2	0.2	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3
扶 助 費	7,667,782	11,237,320	11,956,368	12,022,107	12,193,168	12,914,930	13,334,340	8.5	11.9	12.3	12.5	12.5	13.1	13.6
財 国庫支出金源 地 方 債	3,908,776	5,880,771 3,514	6,376,931 3,892	6,221,303 5,388	6,306,575 6,107	6,807,032 7,017	6,907,566 7,448	4.3	6.2 0.0	6.6 0.0	6.5 0.0	6.5 0.0	6.9 0.0	7.0 0.0
内一般財源等	3,436,091	4,844,125	4,934,260	5,144,318	5,253,996	5,456,758	5,794,325	3.8	5.1	5.1	5.3	5.4	5.5	5.9
訳しその他	322,915	508,910	641,285	651,098	626,490	644,123	625,001	0.4	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7
普通建設事業費	15,104,285	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796	16.7	14.1	12.9	12.9	14.6	15.0	14.4
財団庫支出金源地方債	3,183,004 6,117,265	2,721,337 4,757,982	2,902,169 4,725,371	2,828,319 5,160,813	3,724,549 4,951,763	3,324,263 5,272,036	3,085,680 5,442,003	3.5 6.7	2.9 5.0	3.0 4.9	2.9 5.4	3.8 5.1	3.4 5.4	3.1 5.5
	4,366,798	4,737,962	3,311,032	2,966,277	3,569,738	3,648,232	3,367,336	4.8	4.7	3.4	3.1	3.7	3.7	3.4
訳(その他	1,437,218	1,437,917	1,596,590	1,493,541	1,945,388	2,534,067	2,288,777	1.7	1.5	1.6	1.5	2.0	2.5	2.4
災害復旧事業費	708,051	159,895	763,259	971,064	881,731	733,011	729,522	0.8	0.2	0.8	1.0	0.9	0.7	0.7
財 国庫支出金	483,506 167,003	81,824 36,946	368,449 74,576	558,717 94,371	515,353 78,954	451,806 86,995	465,293 75,251	0.5	0.1	0.4	0.6 0.1	0.5	0.5	0.5 0.1
源 地 方 債 内 一 般 財 源 等	37,602	36,206	278,316	174,547	190,770	132,397	130,457	0.2	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
訳その他	19,940	4,919	41,918	143,429	96,654	61,813	58,521	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
失業対策事業費	16,542	2,829	443	140	162	95	67	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財 (国庫支出金)源 地 方 債	5,292 4,257	1,115 783	_	-	_	_	_	0.0	0.0	_	_	_	_	_
内一般財源等	4,893	886	412	130	161	89	65	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訳しその他	2,100	45	31	10	1	6	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公債費	13,923,276	12,949,814	12,933,377	12,982,426	13,098,572	13,336,755	12,901,432	15.4	13.7	13.3	13.5	13.4	13.5	13.1
財 国庫支出金	22,380 0	11,171 –	7,889 109	11,843	12,154	10,092 –	8,591 63	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内一般財源等		12,391,975				12,494,166		13.5	13.1	12.7	12.7	12.9	12.7	12.4
訳くその他	1,622,284	546,668	588,219	725,094	547,927	832,497	668,223	1.9	0.6	0.6	0.8	0.5	0.8	0.7
積 立 金	1,856,639	3,139,348	4,620,682	4,576,003	4,426,304	4,005,932	3,769,208	2.0	3.3	4.8	4.7	4.5	4.1	3.8
財 (国庫支出金) 地方 債	38,493 139,227	612,341 76,059	2,283,495 64,479	2,278,103 54,091	1,353,821 49,777	1,056,825 58,909	922,286 41,135	0.0	0.6	2.4 0.1	2.4	1.4 0.1	1.1 0.1	0.9
内一般財源等	1,425,834	2,185,847	1,942,386	1,748,123	2,716,812	2,579,350	2,476,451	1.6	2.3	2.0	1.8	2.8	2.6	2.5
訳しその他	253,085	265,101	330,322	495,686	305,894	310,848	329,336	0.2	0.3	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4
そ の 他 財 国 庫 支 出 金	17,324,549 426,001	21,333,386 641,421	20,852,093 646,291	20,563,171 722,436	20,373,531 595,305	19,966,241 758,450	20,444,081 961,671	18.9	22.4	21.5	21.2	20.9	20.3	20.8
財 国 庫 支 出 金 源 地 方 債	368,295	625,464	570,190	593,592	763,300	277,594	260,025	0.6	0.0	0.5	0.5	0.7 0.7	0.7	1.1 0.3
内一般財源等	11,357,904	13,287,442	12,839,235	12,870,594	12,999,873	13,423,037	13,964,884	12.5	14.1	13.2	13.3	13.3	13.7	14.3
訳くその他	5,172,349	6,779,059	6,796,377	6,376,549	6,015,053	5,507,160	5,257,501	5.4	6.8	7.3	6.6	6.2	5.7	5.1
歳出合計		94,775,014		96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225							
財 国庫支出金源 地方 債	10,719,439 6,811,877	12,198,528 5,730,699	15,116,759 5,710,382	15,096,063 6,177,656	14,905,708 6,025,604	14,681,212 5,885,659	14,579,722 6,027,400	11.8 7.5	12.9 6.0	15.6 5.9	15.7 6.4	15.3 6.2	14.9 6.0	14.8 6.1
内一般財源等	62,061,171	65,084,569	63,714,024	62,783,962	64,469,213	65,633,587	66,098,757	68.4	68.7	65.7	65.1	66.2	66.6	67.2
訳しその他	11,104,855	11,761,218	12,461,481	12,360,873	12,011,503	12,322,341	11,699,346	12.3	12.4	12.8	12.8	12.3	12.5	11.9
うち義務的経費	46,855,309	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283	51.8	50.4	49.8	49.9	48.7	49.5	49.6
財 国庫支出金源 地 方 債	6,211,356 6,785	7,827,794 221,515	8,313,550 259,313	8,163,552 255,282	8,165,936 158,985	8,641,367 168,056	8,664,347 183,147	6.8	8.2 0.2	8.6 0.3	8.5 0.3	8.4 0.2	8.8 0.2	8.8 0.2
内一般財源等	37,808,097	38,015,011	37,921,878	37,618,478	37,377,894	37,815,186	37,910,650	41.7	40.1	39.1	39.0	38.4	38.4	38.5
訳しその他	2,829,071	1,659,014	1,843,477	1,984,848	1,766,848	2,151,422	2,043,139	3.3	1.9	1.8	2.1	1.7	2.1	2.1
うち投資的経費財 (国庫支出金	15,828,878 3,671,802	13,496,096 2,804,276	13,298,865 3,270,618	13,420,155 3,387,036	15,073,330 4,239,902	15,511,704 3,776,069	14,913,385 3,550,973	17.5 4.0	14.2 3.0	13.7 3.4	13.9 3.5	15.5 4.4	15.7 3.8	15.2 3.6
源地方債	6,288,524	4,795,711	4,799,947	5,255,184	5,030,717	5,359,031	5,517,254	6.9	5.1	4.9	5.5	5.2	5.4	5.6
内一般財源等	4,409,293	4,453,226	3,589,760	3,140,953	3,760,669	3,780,717	3,497,857	4.9	4.7	3.7	3.3	3.9	3.8	3.6
訳しその他	1,459,259	1,442,883	1,638,540	1,636,982	2,042,042	2,595,887	2,347,301	1.7	1.4	1.7	1.6	2.0	2.7	2.4

第74表 団体種類別性質別歳出の状況

		区 分	義務的経費	人件費	扶助費	公債費	普通建設事 業費	う ち 補助事業費	う ち 単独事業費	物件費	貸付金	その他	歳出合計
		政令指定都市	67,221	17,289	33,755	16,177	14,186	6,490	7,103	12,521	7,130	23,960	125,018
		中 核 市	36,334	10,586	18,697	7,051	9,296	4,069	5,082	8,690	1,450	14,360	70,130
	平	施行時特例市	18,054	5,808	8,854	3,392	4,405	1,836	2,509	4,773	857	8,026	36,115
	成	都市	99,807	33,609	44,094	22,104	33,326	16,378	16,341	31,157	2,996	58,968	226,254
	27	中 都 市	43,006	13,927	20,969	8,110	12,271	5,559	6,525	13,254	1,382	22,209	92,122
		小 都 市	56,801	19,682	23,125	13,994	21,055	10,819	9,816	17,904	1,613	36,759	134,132
決	年	町村	23,089	9,795	6,809	6,485	11,770	6,144	5,386	9,904	381	21,546	66,690
	度	町村(1万人以上)	15,687	6,326	5,310	4,052	6,918	3,592	3,184	6,269	223	13,733	42,830
算		町村(1万人未満)	7,402	3,469	1,500	2,433	4,852	2,552	2,201	3,635	159	7,812	23,860
'		合 計	244,505	77,088	112,210	55,207	72,982	34,917	36,421	67,044	12,814	126,862	524,207
		政令指定都市	65,895	17,208	32,643	16,045	14,608	7,148	6,888	12,352	7,838	23,018	123,711
額		中 核 市	34,404	10,031	17,279	7,095	8,975	4,319	4,499	8,242	1,596	13,501	66,718
(億 円)	平	施行時特例市	18,421	5,931	8,796	3,695	4,377	1,834	2,479	4,806	912	7,812	36,328
	成	都市	100,601	33,976	43,461	23,164	34,797	17,218	16,965	30,252	3,065	57,665	226,380
	26	中 都 市	45,207	14,699	21,453	9,054	13,584	6,369	7,031	13,386	1,568	22,534	96,279
		小 都 市	55,394	19,277	22,008	14,109	21,213	10,849	9,934	16,866	1,497	35,131	130,101
	年	町村	23,189	9,815	6,677	6,698	12,178	6,190	5,729	9,500	374	20,874	66,115
	度	町村(1万人以上)	15,899	6,431	5,211	4,257	7,257	3,643	3,460	6,165	231	13,314	42,866
		町村(1万人未満)	7,290	3,384	1,465	2,441	4,921	2,547	2,269	3,335	143	7,560	23,249
		<u> </u>	242,511	76,960	108,855	56,696	74,935	36,709	36,560	65,151	13,784	122,870	519,251
		政令指定都市	27.5	22.4	30.1	29.3	19.4	18.6	19.5	18.7	55.6	18.9	23.8
		中 核 市	14.9	13.7	16.7	12.8	12.7	11.7	14.0	13.0	11.3	11.3	13.4
	平	施行時特例市	7.4	7.5	7.9	6.1	6.0	5.3	6.9	7.1	6.7	6.3	6.9
	成	都市	40.8	43.6	39.3	40.0	45.7	46.9	44.9	46.5	23.4	46.5	43.2
	27	中 都 市	17.6	18.1	18.7	14.7	16.8	15.9	17.9	19.8	10.8	17.5	17.6
		小 都 市	23.2	25.5	20.6	25.3	28.8	31.0	27.0	26.7	12.6	29.0	25.6
構	年	町村	9.4	12.7	6.1	11.7	16.1	17.6	14.8	14.8	3.0	17.0	12.7
	度	町村(1万人以上)	6.4	8.2	4.7	7.3	9.5	10.3	8.7	9.4	1.7	10.8	8.2
成		町村(1万人未満)	3.0	4.5	1.3	4.4	6.6	7.3	6.0	5.4	1.2	6.2	4.6
אנו		<u></u>	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		政令指定都市	27.2	22.4	30.0	28.3	19.5	19.5	18.8	19.0	56.9	18.7	23.8
比	_	中 核 市	14.2	13.0	15.9	12.5	12.0	11.8	12.3	12.7	11.6	11.0	12.8
8	平	施行時特例市	7.6	7.7	8.1	6.5	5.8	5.0	6.8	7.4	6.6	6.4	7.0
13	成	都 市	41.5	44.1	39.9	40.9	46.4	46.9	46.4	46.4	22.2	46.9	43.6
	26	中都市	18.6	19.1	19.7	16.0	18.1	17.3	19.2	20.5	11.4	18.3	18.5
	年	小 都 市	22.8	25.0	20.2	24.9	28.3	29.6	27.2	25.9	10.9	28.6	25.1
		町 村	9.6	12.8	6.1	11.8	16.3	16.9	15.7	14.6	2.7	17.0	12.7
	度	町村(1万人以上)	6.6	8.4	4.8	7.5	9.7	9.9	9.5	9.5	1.7	10.8	8.3
		町村(1万人未満)	3.0	4.4	1.3	4.3	6.6	6.9	6.2	5.1	1.0	6.2	4.5
		合 計 3 3 4 4 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
出	≝	政令指定都市	1,326	81	1,112	132	△ 422	△ 659	216	169	△ 708	942	1,307
	-	中核市	1,930	555	1,419	△ 44	321 28	△ 249 2	584	447	△ 146	861	3,413
		施 行 時 特 例 市都 市	△ 367 △ 794	△ 122 △ 367	58 633	△ 303 △ 1,060	△ 1,472	△ 839	30 △ 624	△ 33 905	△ 55 △ 70	215 1,304	△ 213 △ 126
1	或	都市中都市	△ 2,201	△ 772	△ 484	△ 1,000 △ 944	△ 1,472	△ 810	△ 506	o 903 □ △ 132	△ 185	∆ 325	△ 4,157
		小都市	1,407	405	l		△ 1,514 △ 158		△ 118	1,038	116	1,629	1 1
	頁	町村	△ 101	△ 20	1,118			△ 30 △ 46	△ 344	404	8	670	4,031 575
1	- 1		△ 212	△ 105	98	△ 214 △ 206			△ 276		Δ 8		△ 36
信 E		町村(1万人以上) 町村(1万人未満)	112	85	34	△ 200 △ 8	△ 338 △ 69	△ 51 5	△ 276 △ 68	104 301	16	418 252	611
'	ا	合 計	1,993	127	3,355	△ 1,489	△ 1,952	△ 1,791	△ 139	1,893	△ 970	3,992	4,956
		政令指定都市	2.0	0.5	3,333	0.8	△ 1,932 △ 2.9	△ 1,791 △ 9.2	3.1	1,093	△ 9.0	4.1	
1	_#	中 核 市	5.6	5.5	8.2	△ 0.6	3.6	△ 9.2 △ 5.8	13.0	5.4	△ 9.0 △ 9.1	6.4	1.1 5.1
1	曽	施行時特例市	△ 2.0	△ 2.1	0.7	△ 0.0 △ 8.2	0.6	0.1	1.2	△ 0.7	△ 9.1 △ 6.1	2.8	△ 0.6
		都市	△ 2.0 △ 0.8	△ 2.1	1.5	△ 4.6	△ 4.2	△ 4.9	△ 3.7	3.0	△ 2.3	2.3	△ 0.0 △ 0.1
1	或	中都市	△ 4.9	△ 5.3	△ 2.3	△ 4.0 △ 10.4	△ 4.2 △ 9.7	△ 4.9 △ 12.7	△ 3.7 △ 7.2	△ 1.0	△ 2.3	△ 1.4	△ 4.3
		小都市	2.5	2.1	5.1	△ 10.4 △ 0.8	△ 9.7 △ 0.7	△ 0.3	△ 7.2	6.2	7.7	4.6	3.1
_	_	町村	△ 0.4	△ 0.2	2.0	△ 3.2	△ 3.3	△ 0.3	△ 6.0	4.3	2.1	3.2	0.9
	[]	町村(1万人以上)	△ 1.3	△ 1.6	1.9	△ 3.2 △ 4.8	△ 3.3	△ 0.7	△ 8.0	1.7	△ 3.5	3.1	△ 0.1
9	6	町村(1万人以上)	1.5	2.5	2.3	△ 4.0 △ 0.3	△ 4.7 △ 1.4	0.2	△ 3.0	9.0	11.1	3.3	2.6
		合 計	0.8	0.2	3.1	△ 2.6	△ 1.4 △ 2.6	△ 4.9	△ 0.4	2.9	△ 7.0	3.2	1.0
			0.0	0.2	J.1		Z.0	<u> </u>	_	2.3	_	ا ا	1.0

第75表 一般財源の充当状況

その1 総 括 (単位 百万円・%)

					平成 27 年	丰度					平成 26:	年度			比	較	3
区	分		都道府	県	市町	村	純 計	額	都道府	県	市町	村	純 計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
— 般	財	源	31,294,850	100.0	31,039,517	100.0	59,287,318	100.0	29,256,614	100.0	30,052,814	100.0	57,272,934	100.0	2,014,384	3.5	2.9
義務	的 経	費	16,311,372	52.1	14,586,262	47.0	32,523,809	54.9	15,714,231	53.7	14,317,403	47.6	31,527,916	55.0	995,893	3.2	2.6
人	件	費	9,985,149	31.9	6,747,727	21.7	17,065,288	28.8	9,555,779	32.7	6,628,097	22.1	16,561,568	28.9	503,720	3.0	2.8
扶	助	費	467,365	1.5	3,287,389	10.6	4,970,991	8.4	453,720	1.6	3,092,310	10.3	4,549,500	7.9	421,491	9.3	5.3
公	債	費	5,858,858	18.7	4,551,145	14.7	10,487,530	17.7	5,704,732	19.5	4,596,996	15.3	10,416,847	18.2	70,683	0.7	1.0
投 資	的 経	費	1,134,069	3.6	1,856,757	6.0	3,000,836	5.1	1,271,681	4.3	1,855,522	6.2	3,152,124	5.5	△ 151,288	△ 4.8	1.9
普通	建設事業	費	1,105,243	3.5	1,803,891	5.8	2,888,861	4.9	1,243,561	4.3	1,795,084	6.0	3,041,665	5.3	△ 152,804	△ 5.0	3.6
災害	復旧事業	費	28,826	0.1	52,812	0.2	111,920	0.2	28,120	0.1	60,368	0.2	110,384	0.2	1,536	1.4	△ 29.6
失業:	対策事業	費	-	-	54	0.0	56	0.0	_	-	69	0.0	74	0.0	△ 18	△ 24.3	△ 44.4
その6	也の経	費	13,074,280	41.8	12,875,239	41.5	21,181,937	35.6	11,438,373	39.2	12,242,840	40.8	20,041,103	35.0	1,140,834	5.7	4.4
歳出	台	計	30,519,721	97.5	29,318,258	94.5	56,706,582	95.6	28,424,285	97.2	28,415,765	94.6	54,721,143	95.5	1,985,439	3.6	3.2
翌年度	への繰越	額	775,129	2.5	1,721,259	5.5	2,580,736	4.4	832,328	2.8	1,637,049	5.4	2,551,791	4.5	28,945	1.1	△ 3.0

⁽注)「翌年度への繰越額」には、翌年度へ繰り越された事業費に充当すべき財源を含む。

その2 推 移 (単位 百万円)

区 分	平成22年度充当額	平成23年度充当額	平成24年度充当額	平成25年度充当額	平成26年度充当額	平成27年度充当額
一般財源	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318
義務的経費	30,384,085	31,638,381	31,517,206	30,742,372	31,527,916	32,523,809
人 件 費	16,607,867	17,228,764	16,947,819	16,108,502	16,561,568	17,065,288
扶 助 費	3,871,742	4,116,674	4,309,971	4,321,278	4,549,500	4,970,991
公 債 費	9,904,477	10,292,944	10,259,416	10,312,591	10,416,847	10,487,530
投 資 的 経 費	3,559,310	2,994,952	2,631,528	3,093,055	3,152,124	3,000,836
普通建設事業費	3,529,664	2,762,408	2,485,182	2,936,019	3,041,665	2,888,861
災害復旧事業費	28,938	232,200	146,237	156,903	110,384	111,920
失業対策事業費	708	344	109	133	74	56
その他の経費	18,076,452	18,523,543	18,452,412	19,188,870	20,041,103	21,181,937
歳出合計	52,019,847	53,156,876	52,601,146	53,024,297	54,721,143	56,706,582
翌年度への繰越額	1,942,387	2,300,739	2,548,388	2,629,806	2,551,791	2,580,736

(単位 %)

区分			指	数					構	比 比		
	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27
一般財源	100	103	102	103	106	110	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
義務的経費	100	104	104	101	104	107	56.3	57.0	57.1	55.2	55.0	54.9
人 件 費	100	104	102	97	100	103	30.8	31.1	30.7	28.9	28.9	28.8
扶 助 費	100	106	111	112	118	128	7.2	7.4	7.8	7.8	7.9	8.4
公 債 費	100	104	104	104	105	106	18.4	18.6	18.6	18.5	18.2	17.7
投 資 的 経 費	100	84	74	87	89	84	6.6	5.4	4.8	5.6	5.5	5.1
普通建設事業費	100	78	70	83	86	82	6.5	5.0	4.5	5.3	5.3	4.9
災害復旧事業費	100	802	505	542	381	387	0.1	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2
失業対策事業費	100	49	15	19	10	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の経費	100	102	102	106	111	117	33.5	33.5	33.5	34.5	35.0	35.6
歳出合計	100	102	101	102	105	109	96.4	95.9	95.4	95.3	95.5	95.6
翌年度への繰越額	100	118	131	135	131	133	3.6	4.1	4.6	4.7	4.5	4.4

その1 人件費の内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 264	主度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
議員報酬手当	36,968	0.3	189,129	2.1	226,097	1.0	228,079	1.0	△ 1,982	△ 0.9	0.7
委員等報酬	231,527	1.7	546,874	6.2	778,401	3.4	729,070	3.2	49,331	6.8	1.1
特 別 職 給 与	3,831	0.0	62,735	0.7	66,566	0.3	64,812	0.3	1,754	2.7	4.2
職員給	10,029,843	73.3	5,840,234	65.8	15,870,077	70.3	15,832,421	70.3	37,656	0.2	3.0
基 本 給	6,676,589	48.8	3,849,867	43.4	10,526,456	46.6	10,562,532	46.9	△ 36,076	△ 0.3	2.7
その他の手当	3,352,201	24.5	1,981,727	22.3	5,333,928	23.6	5,260,480	23.4	73,448	1.4	3.7
臨時職員給与	1,053	0.0	8,639	0.1	9,692	0.0	9,409	0.0	283	3.0	△ 3.7
地 方 公 務 員 共済組合等負担金	2,052,789	15.0	1,274,528	14.4	3,327,318	14.7	3,337,341	14.8	△ 10,023	△ 0.3	1.8
退 職 金	1,208,492	8.8	866,076	9.8	2,074,567	9.2	2,111,577	9.4	△ 37,010	△ 1.8	△ 8.5
恩給及び退職年金	12,041	0.1	1,630	0.0	13,671	0.1	18,943	0.1	△ 5,272	△ 27.8	2.3
災害補償費	13,844	0.1	12,287	0.1	26,131	0.1	26,531	0.1	△ 400	△ 1.5	1.9
そ の 他	98,626	0.7	84,057	0.9	182,683	0.9	175,571	0.8	7,112	4.1	3.7
合 計	13,687,961	100.0	8,877,550	100.0	22,565,511	100.0	22,524,345	100.0	41,166	0.2	1.6

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

- 0			平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	較	
区 分	都道府!	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	1,662,274	12.1	64,857	0.7	1,748,190	7.7	1,824,244	8.1	△ 76,054	△ 4.2	△ 1.2
使用料、手数料	237,805	1.7	261,258	2.9	507,052	2.2	431,277	1.9	75,775	17.6	23.5
地 方 債	147,408	1.1	28,228	0.3	175,636	0.8	161,039	0.7	14,597	9.1	5.3
その他特定財源	101,626	0.8	384,384	4.4	242,862	1.1	243,523	1.1	△ 661	△ 0.3	0.2
一般財源等	11,538,848	84.3	8,138,823	91.7	19,891,771	88.2	19,864,262	88.2	27,509	0.1	1.4
合 計	13,687,961	100.0	8,877,550	100.0	22,565,511	100.0	22,524,345	100.0	41,166	0.2	1.6

その3 団体区分別内訳 (単位 百万円・%)

D	区 分		平成 27 年	丰度	平成 26年	F度	増減額	増減率	前年度
	<u> </u>		決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	40000000000000000000000000000000000000	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	増減率
都	道 府	県	13,687,961	27.0	13,646,157	27.2	41,804	0.3	2.2
市	町	村	8,877,550	15.7	8,878,189	15.8	△ 639	△ 0.0	0.6
政	令 指 定 都	市	1,728,920	13.8	1,720,810	13.9	8,110	0.5	1.3
中	核	市	1,058,624	15.1	1,003,095	15.0	55,529	5.5	3.4
施	行 時 特 例	市	580,810	16.1	593,051	16.3	△ 12,241	△ 2.1	0.4
中	都	市	1,406,656	15.1	1,469,936	15.3	△ 63,280	△ 4.3	△ 0.5
小	都	市	1,954,276	14.7	1,927,699	14.8	26,577	1.4	0.3
⊞Ţ		村	979,466	14.7	981,457	14.8	△ 1,991	△ 0.2	0.9
- i	部事務組合	等	895,560	43.6	917,112	43.0	△ 21,552	△ 2.3	△ 4.9
特	別	区	593,090	16.9	597,115	17.3	△ 4,025	△ 0.7	0.3
合	i at		22,565,511	22.9	22,524,345	22.9	41,166	0.2	1.6

⁽注) 平成26年度及び平成27年度の構成比は、団体区分別の歳出総額に対するものである。

第77表 人件費中の職員給の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		平	成 27	年	度			平	成 26	年	度				比	東	·····································		
区分	+67.344.03		-t- m-		/u+ =1	ρŦ	+67.74		- m-		// 	* T	184 >_ 25 e5_T	増	減	率	前年	度増減	戓率
	都道府	県	市町	村	純 計	額	都道府	'県	市町	村	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
議会関係	13,653	0.1	56,885	1.0	70,539	0.4	13,369	0.1	56,544	1.0	69,913	0.4	626	2.1	0.6	0.9	3.2	2.7	2.8
総務関係	391,298	3.9	1,403,698	24.0	1,794,996	11.3	391,389	3.9	1,389,548	23.8	1,780,937	11.2	14,059	△ 0.0	1.0	0.8	4.5	2.9	3.2
民生関係	170,996	1.7	1,181,565	20.2	1,352,561	8.5	167,331	1.7	1,178,932	20.2	1,346,263	8.5	6,298	2.2	0.2	0.5	4.1	2.9	3.0
衛生関係	199,661	2.0	650,877	11.1	850,537	5.4	198,746	2.0	656,477	11.3	855,224	5.4	△ 4,687	0.5	△ 0.9	△ 0.5	4.0	1.1	1.8
労働関係	41,096	0.4	6,080	0.1	47,177	0.3	41,029	0.4	6,154	0.1	47,182	0.3	Δ 5	0.2	△ 1.2	△ 0.0	3.9	△ 1.2	3.2
農林水産 業 関 係	302,184	3.0	175,528	3.0	477,712	3.0	305,825	3.1	177,006	3.0	482,832	3.0	△ 5,120	△ 1.2	△ 0.8	△ 1.1	4.3	2.0	3.5
商工関係	80,951	0.8	111,796	1.9	192,747	1.2	79,055	0.8	109,169	1.9	188,223	1.2	4,524	2.4	2.4	2.4	4.6	3.6	4.0
土木関係	214,203	2.1	474,313	8.1	688,516	4.3	217,924	2.2	474,515	8.1	692,439	4.4	△ 3,923	△ 1.7	△ 0.0	△ 0.6	4.8	1.7	2.6
警察関係	2,024,757	20.2	-	-	2,024,757	12.8	2,005,881	20.1	_	-	2,005,881	12.7	18,876	0.9	-	0.9	3.7	-	3.7
消防関係	143,685	1.4	896,362	15.3	1,040,048	6.6	143,978	1.4	887,283	15.2	1,031,261	6.5	8,787	△ 0.2	1.0	0.9	1.4	2.1	2.0
教育関係	6,447,358	64.3	883,129	15.1	7,330,488	46.2	6,435,865	64.4	896,400	15.4	7,332,265	46.3	△ 1,777	0.2	△ 1.5	△ 0.0	3.4	0.7	3.1
合 計	10,029,843	100.0	5,840,234	100.0	15,870,077	100.0	10,000,393	100.0	5,832,028	100.0	15,832,421	100.0	37,656	0.3	0.1	0.2	3.6	2.1	3.0

その2 平均給料月額の状況(普通会計分)

(単位 円・%)

			<u> </u>	平成 28	年4月	1日現在	Ξ	Ī	平成 27	年4月	1日現在	Ē	1	曽	減	3	<u>K</u>	Ė	前年	度増	減率	<u>K</u>
	ζ	分	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定 都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定都 市	都市	町村	全団体	都道 府県	政令指定都 市	都市	町村
_	般行	政 職	321,689	330,689	322,674	319,394	305,879	325,130	333,258	330,006	322,548	309,258	△ 1.1	△ 0.8	△ 2.2	△ 1.0	△ 1.1	△ 1.1	△ 0.6	△ 0.8	△ 1.3	△ 1.5
高教	等 育	学 校 職	379,511	379,204	388,825	385,876	337,893	381,765	381,390	393,534	387,822	340,514	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.2	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.4	0.0	△ 0.5	3.1
小教	・中質	学 校 職	362,806	364,549	312,729	304,347	290,268	365,146	366,907	313,751	307,295	293,534	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 1.0	△ 1.8	△ 2.5
消	防	職	298,844	307,600	305,797	300,219	287,416	301,535	309,000	312,353	302,247	291,145	△ 0.9	△ 0.5	△ 2.1	△ 0.7	△ 1.3	△ 1.6	△ 3.0	△ 0.7	△ 1.3	△ 2.0
警	察	職	320,757	320,757	_	_	_	321,121	321,121	_	_	-	△ 0.1	△ 0.1	_	_	-	0.1	0.1	_	_	-

⁽注) 1 「都市」には、中核市、施行時特例市を含む(政令指定都市を除く。)。 2 「高等学校教育職」には、専修学校、各種学校及び特別支援学校の教育職を含み、「小・中学校教育職」には、幼稚園教育を含む。

その1 総 括 (単位 人・%)

		平反	以28年4月	1日現	 見在			平原		1日期	·····································		比	軻	3
区 分	都道府	見	市町	村	合	計	都道府	見県	市町	村	合	計	増減	増減率	前年度
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	垣凞	垣凞平	増減率
一般行政関係職員	228,928	16.1	678,545	70.9	907,473	38.1	229,136	16.1	676,997	70.8	906,133	38.1	1,340	0.1	0.0
議会・総務	45,559	3.2	186,252	19.5	231,811	9.7	45,358	3.2	184,808	19.3	230,166	9.7	1,645	0.7	1.3
税 務	15,719	1.1	49,683	5.2	65,402	2.7	15,793	1.1	49,961	5.2	65,754	2.8	△ 352	△ 0.5	△ 0.8
民 生	25,454	1.8	203,083	21.2	228,537	9.6	25,506	1.8	201,708	21.1	227,214	9.5	1,323	0.6	0.0
衛生	29,983	2.1	99,578	10.4	129,561	5.4	29,712	2.1	100,661	10.5	130,373	5.5	△ 812	△ 0.6	△ 1.1
労 働	4,503	0.3	1,001	0.1	5,504	0.2	4,693	0.3	1,015	0.1	5,708	0.2	△ 204	△ 3.6	0.6
農林水産	49,493	3.5	30,262	3.2	79,755	3.4	49,886	3.5	30,494	3.2	80,380	3.4	△ 625	△ 0.8	△ 0.8
商工	10,880	0.8	18,369	1.9	29,249	1.2	10,598	0.7	17,972	1.9	28,570	1.2	679	2.4	1.7
土 木	47,337	3.3	90,317	9.4	137,654	5.8	47,590	3.3	90,378	9.5	137,968	5.8	△ 314	△ 0.2	△ 0.5
教育関係職員	888,376	62.4	136,584	14.3	1,024,960	43.1	889,572	62.5	138,342	14.5	1,027,914	43.2	△ 2,954	△ 0.3	△ 0.7
教 員	817,457	57.4	36,499	3.8	853,956	35.9	818,022	57.5	36,727	3.8	854,749	35.9	△ 793	△ 0.1	△ 0.1
高 等 学 校	159,572	11.2	10,483	1.1	170,055	7.1	160,167	11.3	10,510	1.1	170,677	7.2	△ 622	△ 0.4	△ 0.5
義 務 教 育	581,156	40.8	922	0.1	582,078	24.5	582,498	40.9	915	0.1	583,413	24.5	△ 1,335	△ 0.2	△ 0.2
その他	76,729	5.4	25,094	2.6	101,823	4.3	75,357	5.3	25,302	2.6	100,659	4.2	1,164	1.2	1.4
そ の 他	70,919	5.0	100,085	10.5	171,004	7.2	71,550	5.0	101,615	10.6	173,165	7.3	△ 2,161	△ 1.2	△ 3.5
警察関係職員	286,971	20.2	-	-	286,971	12.1	285,751	20.1	-	-	285,751	12.0	1,220	0.4	0.5
警 察 官	259,158	18.2	-	-	259,158	10.9	258,076	18.1	_	-	258,076	10.8	1,082	0.4	0.5
そ の 他	27,813	2.0	-	-	27,813	1.2	27,675	1.9	-	-	27,675	1.2	138	0.5	0.2
消防関係職員	18,840	1.3	141,479	14.8	160,319	6.7	18,735	1.3	140,854	14.7	159,589	6.7	730	0.5	0.3
合 計	1,423,115	100.0	956,608	100.0	2,379,723	100.0	1,423,194	100.0	956,193	100.0	2,379,387	100.0	336	0.0	△ 0.2

⁽注) 特別支援学校の小・中学校に係る教員は、「教員」の「その他」に計上している。

その2 推 移 (単位 千人・%)

区	分	昭和36年	5月31日	平成26年	4月1日	平成27年	4月1日	平成28年	4月1日		指	数	
	<i>ח</i>	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	S36.5.31	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1
一般行	政関係職員	676	39.6	906	38.0	906	38.1	907	38.1	100	134	134	134
民	生	85	5.0	227	9.5	227	9.5	229	9.6	100	267	267	269
衛	生	74	4.3	132	5.5	130	5.5	130	5.5	100	178	176	176
労	偅	18	1.1	6	0.3	6	0.3	6	0.3	100	33	33	33
土	木	107	6.3	139	5.8	138	5.8	138	5.8	100	130	129	129
そ	の 他	392	23.0	403	16.9	405	17.0	404	17.0	100	103	103	103
教 育	関係職員	842	49.4	1,035	43.4	1,028	43.2	1,025	43.1	100	123	122	122
義利	努教育職員	572	33.5	585	24.5	583	24.5	582	24.5	100	102	102	102
高等	等学校職員	104	6.1	172	7.2	171	7.2	170	7.1	100	165	164	163
学村	交給食職員	29	1.7	8	0.3	8	0.3	7	0.3	100	28	28	24
そ	の 他	137	8.0	270	11.3	266	11.2	266	11.2	100	197	194	194
警察	関係職員	149	8.7	284	11.9	286	12.0	287	12.1	100	191	192	193
警	察官	129	7.6	257	10.8	258	10.8	259	10.9	100	199	200	201
そ	の他	20	1.2	28	1.2	28	1.2	28	1.2	100	140	140	140
消防	関係職員	39	2.3	159	6.7	160	6.7	160	6.7	100	408	410	410
合	計	1,706	100.0	2,383	100.0	2,379	100.0	2,380	100.0	100	140	139	140

⁽注) 教育関係職員のうち、平成26年、27年及び28年4月1日現在の「学校給食職員数」は、給食センターの職員数であり、他の学校給食職員数は「その他」に含まれる。

第79表 物件費の状況

(単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成 264	在度	比	較	
	区		分		都道底	f 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
賃				金	31,734	1.9	494,279	6.5	526,013	5.6	511,882	5.6	14,131	2.8	0.7
旅				費	87,822	5.2	60,208	0.8	148,029	1.6	146,186	1.6	1,843	1.3	2.1
交		際		費	245	0.0	2,937	0.0	3,181	0.0	3,300	0.0	△ 119	△ 3.6	4.4
需		用		費	346,865	20.6	1,340,860	17.6	1,687,725	18.1	1,724,613	19.0	△ 36,888	△ 2.1	3.7
役		務		費	127,944	7.6	311,843	4.1	439,787	4.7	433,345	4.8	6,442	1.5	3.8
備	品	購	入	費	23,299	1.4	136,981	1.8	160,280	1.7	153,890	1.7	6,390	4.2	△ 2.8
委		託		料	834,129	49.6	4,633,511	60.7	5,467,640	58.7	5,249,005	57.8	218,635	4.2	0.8
そ		の		他	229,911	13.7	652,739	8.5	882,653	9.6	856,462	9.5	26,191	3.1	1.8
í	<u></u>		計	-	1,681,949	100.0	7,633,358	100.0	9,315,308	100.0	9,078,683	100.0	236,625	2.6	1.5

第80表 維持補修費の状況

						平 成 2	7 年 月			平成26年	F 度	比	較	
	区	分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
総	務	3	費	20,699	4.5	28,845	4.1	49,544	4.3	47,270	4.0	2,274	4.8	2.1
衛	生	3	費	1,898	0.4	122,441	17.5	124,339	10.7	127,140	10.7	△ 2,801	△ 2.2	1.5
保	健	所 强	費	270	0.1	302	0.0	572	0.0	469	0.0	103	22.0	△ 13.3
清	掃	1	費	383	0.1	113,750	16.3	114,132	9.8	117,265	9.9	△ 3,133	△ 2.7	1.1
そ	の	f	也	1,245	0.2	8,389	1.2	9,635	0.9	9,406	0.8	229	2.4	7.2
農林	水 産	業	費	7,647	1.7	16,271	2.3	23,919	2.1	22,866	1.9	1,053	4.6	3.6
農	業	1	費	993	0.2	2,253	0.3	3,246	0.3	3,122	0.3	124	4.0	9.4
畜	産	業	費	324	0.1	445	0.1	769	0.1	724	0.1	45	6.2	△ 4.0
農	地	3	費	1,535	0.3	8,787	1.3	10,322	0.9	10,534	0.9	△ 212	△ 2.0	6.4
林	業	3	費	1,396	0.3	3,829	0.5	5,226	0.4	4,810	0.4	416	8.6	6.4
水	産	業	費	3,399	0.7	957	0.1	4,356	0.4	3,675	0.3	681	18.5	△ 8.9
土	木	3	費	379,559	82.1	406,154	58.1	785,713	67.6	807,717	68.2	△ 22,004	△ 2.7	5.7
道	路橋り	ょう犭	費	209,593	45.3	284,546	40.7	494,139	42.5	523,224	44.2	△ 29,085	△ 5.6	6.1
河	川海	岸	費	45,308	9.8	14,858	2.1	60,166	5.2	59,705	5.0	461	0.8	13.1
都	市計	画	費	30,873	6.7	47,958	6.9	78,831	6.8	78,063	6.6	768	1.0	4.5
住	宅	3	費	79,597	17.2	51,004	7.3	130,601	11.2	126,659	10.7	3,942	3.1	2.3
そ	の	f	也	14,188	3.1	7,788	1.1	21,976	1.9	20,066	1.7	1,910	9.5	2.6
警	察	3	費	19,260	4.2	_	-	19,260	1.7	19,508	1.6	△ 248	△ 1.3	2.1
消	防	1	費	4,754	1.0	9,032	1.3	13,786	1.2	13,769	1.2	17	0.1	3.5
教	育	1	費	21,335	4.6	92,195	13.2	113,530	9.8	115,550	9.8	△ 2,020	△ 1.7	6.5
小	学	校	費	_	_	38,218	5.5	38,218	3.3	39,627	3.3	△ 1,409	△ 3.6	3.1
中	学	校	費	6	0.0	21,101	3.0	21,107	1.8	21,171	1.8	△ 64	△ 0.3	1.1
高	等 学	校 3	費	13,844	3.0	1,053	0.2	14,897	1.3	13,572	1.1	1,325	9.8	△ 4.0
そ	の	f	也	7,485	1.6	31,823	4.5	39,308	3.4	41,180	3.6	△ 1,872	△ 4.5	17.7
そ	の	f	也	7,399	1.5	24,471	3.5	31,869	2.6	30,389	2.6	1,480	4.9	6.7
合	ī	計		462,551	100.0	699,409	100.0	1,161,960	100.0	1,184,209	100.0	△ 22,249	△ 1.9	5.1

第81表 扶助費の状況

(単位 百万円・%)

						平 成 27	年 度			平成 264	午度	比	較	
	区	分		都 道 府	: 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
民	生		費	771,553	73.1	11,891,521	96.8	12,663,074	95.0	12,316,660	95.4	346,414	2.8	6.2
社	会 福	祉	費	233,498	22.1	2,874,793	23.4	3,108,291	23.3	3,078,176	23.8	30,115	1.0	15.5
老	人 福	祉	費	10,506	1.0	207,098	1.7	217,604	1.6	220,170	1.7	△ 2,566	△ 1.2	0.3
児	童 福	祉	費	339,084	32.1	5,251,826	42.8	5,590,911	41.9	5,294,380	41.0	296,531	5.6	5.1
生	活保	護	費	187,989	17.8	3,555,068	29.0	3,743,057	28.1	3,719,726	28.8	23,331	0.6	1.2
災	害 救	助	費	475	0.0	2,735	0.0	3,211	0.0	4,208	0.0	△ 997	△ 23.7	△ 31.0
衛	生		費	256,654	24.3	179,751	1.5	436,405	3.3	434,342	3.4	2,063	0.5	△ 2.1
結	核対	策	費	1,444	0.1	2,331	0.0	3,775	0.0	3,871	0.0	△ 96	△ 2.5	△ 5.1
そ	の		他	255,210	24.2	177,420	1.5	432,630	3.3	430,471	3.4	2,159	0.5	△ 2.1
教	育		費	26,953	2.6	207,889	1.7	234,842	1.7	163,917	1.2	70,925	43.3	11.6
小	学	校	費	-	_	36,549	0.3	36,549	0.3	35,883	0.3	666	1.9	△ 0.1
中	学	校	費	8	0.0	38,829	0.3	38,838	0.3	38,619	0.3	219	0.6	0.9
保	健体	育	費	456	0.0	32,533	0.3	32,989	0.2	34,211	0.3	△ 1,222	△ 3.6	4.1
そ	の		他	26,489	2.6	99,978	0.8	126,466	1.0	55,204	0.3	71,262	129.1	38.6
そ	の		他	2	0.0	17	0.0	19	0.0	11	0.0	8	72.7	△ 21.4
合		計		1,055,162	100.0	12,279,178	100.0	13,334,340	100.0	12,914,930	100.0	419,410	3.2	5.9

第82表 補助費等の状況

			平成2	27年度			平成2	6年度		増減	北安石	増減	#1	前年	 F度
区	分	都道	市町村	合	計	都道	市町村	合	計	1	以 合貝	1年》	以 半	増減	或率
		府県	ניער ווח וו	単純	純 計	府県	ן אַנשנוו הער	単純	純 計	単純	純 計	単純	純計	単純	純計
負担金、	寄附金	2,646,189	582,358	3,228,547		2,437,652	510,671	2,948,323		280,224		9.5		△ 7.1	
補助多	を 付 金	10,335,425	1,637,721	11,973,147		9,123,781	1,518,513	10,642,294		1,330,853		12.5		6.9	
そ の) 他	972,507	1,827,758	2,800,264		875,149	1,755,680	2,630,829		169,435		6.4		△ 12.5	
合	計	13,954,121	4,047,837	18,001,958	9,867,175	12,436,582	3,784,864	16,221,446	9,310,605	1,780,512	556,570	11.0	6.0	0.5	△ 1.9
うち公営企	業(法適用) る も の	408,921	1,250,102	1,659	,023	438,471	1,219,744	1,658	3,215	80)8	().0	Δ	0.4

第83表 普通建設事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

			分				平 成 27	年 度			平成 264	主度	比	較	
	X		分		都道底	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補	助	事	業	費	3,714,082	54.8	3,764,520	46.9	7,206,976	50.8	7,741,615	52.4	△ 534,639	△ 6.9	△ 1.4
単	独	事	業	費	2,415,645	35.6	4,092,375	51.0	6,259,631	44.1	6,336,425	42.9	△ 76,794	△ 1.2	13.5
玉	直轄	事業	美負技	旦金	649,712	9.6	67,477	0.8	717,189	5.1	700,557	4.7	16,632	2.4	△ 8.1
県	営事	事 業	負担	金	-	_	103,950	1.3	-	_	-	-	-	-	-
	合		=	t	6,779,439	100.0	8,028,322	100.0	14,183,796	100.0	14,778,598	100.0	△ 594,802	△ 4.0	4.1

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 27 年 度		平成26年度	比	; 較	
区分	都道府県	市町村	純 計 額	純計額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫支出金	1,810,141 26.7	1,275,447 15.9	3,085,680 21.8	3,324,263 22.5	△ 238,583	△ 7.2	△ 10.7
分担金、負担金、寄附金	132,254 2.0	49,948 0.6	111,688 0.8	90,809 0.6	20,879	23.0	△ 8.9
財産収入	10,785 0.2	10,111 0.1	20,911 0.1	30,885 0.2	△ 9,974	△ 32.3	10.8
地方債	2,434,823 35.9	2,930,100 36.5	5,442,003 38.4	5,272,036 35.7	169,967	3.2	6.5
その他特定財源	1,114,216 16.4	1,586,939 19.8	2,156,178 15.2	2,412,373 16.3	△ 256,195	△ 10.6	32.7
一般財源等	1,277,220 18.8	2,175,777 27.1	3,367,336 23.7	3,648,232 24.7	△ 280,896	△ 7.7	2.2
合 計	6,779,439 100.0	8,028,322 100.0	14,183,796 100.0	14,778,598 100.0	△ 594,802	△ 4.0	4.1

その3 目的別内訳

第83表 普通建設事業費の状況(つづき)

		平	成 27	年 月	₹					——— 比				較	
区分							平成26			増	減	率	前年	 度増湯	基本
	都 道 府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総 務 費	326,316	4.8	654,441	8.2	888,295	6.3	925,205	6.3	△ 36,910	△ 7.6	△ 2.9	△ 4.0	22.1	25.7	29.1
民 生 費	229,642	3.4	480,058	6.0	625,989	4.4	702,330	4.8	△ 76,341	△ 20.5	△ 11.2	△ 10.9	13.0	15.3	14.8
社 会 福 祉 費	53,117	0.8	52,553	0.7	102,779	0.7	120,664	0.8	△ 17,885	△ 18.3	△ 12.3	△ 14.8	29.6	8.6	19.3
老人福祉費	67,047	1.0	94,386	1.2	144,682	1.0	200,526	1.4	△ 55,844	△ 32.2	△ 32.0	△ 27.8	△ 5.8	11.3	8.2
児 童 福 祉 費	104,000	1.5	311,156	3.9	351,104	2.5	347,075	2.3	4,029	△ 10.4	△ 1.7	1.2	28.6	24.2	23.5
そ の 他	5,478	0.1	21,963	0.2	27,424	0.2	34,065	0.3	△ 6,641	△ 37.8	△ 13.4	△ 19.5	△ 12.9	△ 25.8	△ 22.9
衛 生 費	237,697	3.5	677,581	8.4	864,129	6.1	791,912	5.4	72,217	11.7	6.9	9.1	△ 3.2	18.7	12.6
清 掃 費	25,346	0.4	533,267	6.6	551,452	3.9	493,866	3.3	57,586	0.0	12.2	11.7	2.4	20.7	19.9
そ の 他	212,351	3.1	144,314	1.8	312,677	2.2	298,046	2.1	14,631	13.3	△ 8.9	4.9	△ 3.9	13.1	2.3
労 働 費	5,177	0.1	5,002	0.1	10,115	0.1	10,831	0.1	△ 716	△ 30.1	37.3	△ 6.6	77.2	△ 16.7	26.9
農林水産業費	1,237,998	18.3	504,160	6.3	1,520,965	10.7	1,653,220	11.2	△ 132,255	△ 10.9	△ 1.5	△ 8.0	△ 5.6	△ 4.4	△ 5.4
農 業 費	98,701	1.5	118,019	1.5	163,803	1.2	150,967	1.0	12,836	3.0	8.2	8.5	5.6	△ 16.9	△ 8.0
畜 産 業 費	20,795	0.3	15,787	0.2	31,905	0.2	29,106	0.2	2,799	13.0	2.1	9.6	21.8	18.5	19.9
農地費	597,831	8.8	159,591	2.0	663,965	4.7	732,772	5.0	△ 68,807	△ 9.3	△ 8.0	△ 9.4	△ 12.7	△ 15.5	△ 13.3
林 業 費	343,211	5.1	72,193	0.9	374,651	2.6	463,758	3.1	△ 89,107	△ 20.6	△ 21.7	△ 19.2	3.3	8.1	2.4
水 産 業 費	177,460	2.6	138,570	1.7	286,640	2.0	276,618	1.9	10,022	△ 3.8	14.0	3.6	△ 4.1	21.0	6.0
商 工 費	154,328	2.3	145,073	1.8	282,997	2.0	303,355	2.1	△ 20,358	△ 9.9	0.1	△ 6.7	9.6	10.1	9.9
土 木 費	3,930,278	58.0	3,281,570	40.9	7,083,243	49.9	7,357,806	49.8	△ 274,563	△ 4.6	△ 2.4	△ 3.7	△ 2.6	1.4	△ 0.8
道路橋りょう費	1,880,882	27.7	1,204,203	15.0	3,055,272	21.5	3,174,315	21.5	△ 119,043	△ 6.1	0.2	△ 3.8	△ 3.1	△ 2.1	△ 2.8
河川海岸費	1,012,884	14.9	119,725	1.5	1,119,109	7.9	1,158,830	7.8	△ 39,721	△ 3.0	△ 6.7	△ 3.4	△ 2.6	9.4	△ 1.3
港 湾 費	189,356	2.8	89,806	1.1	265,706	1.9	287,162	1.9	△ 21,456	△ 4.0	△ 12.9	△ 7.5	0.3	△ 15.5	△ 5.4
都市計画費	512,150	7.6	1,294,321	16.1	1,754,173	12.4	1,822,925	12.3	△ 68,752	△ 7.9	△ 1.7	△ 3.8	△ 12.1	△ 1.7	△ 4.9
街 路 費	314,510	4.6	383,967	4.8	674,002	4.8	705,974	4.8	△ 31,972	△ 6.7	△ 2.0	△ 4.5	△ 8.5	△ 7.3	△ 7.9
公 園 費	89,638	1.3	246,424	3.1	332,368	2.3	358,961	2.4	△ 26,593	△ 15.4	△ 3.9	△ 7.4	1.7	△ 2.6	△ 1.1
下 水 道 費	7,827	0.1	17,031	0.2	19,064	0.1	20,415	0.1	△ 1,351	△ 4.9	△ 4.4	△ 6.6	18.3	17.0	22.7
区画整理費等	100,176	1.5	646,900	8.1	728,739	5.1	737,576	5.0	△ 8,837	△ 4.1	△ 0.7	△ 1.2	△ 31.7	2.0	△ 4.4
住 宅 費	278,897	4.1	530,074	6.6	797,809	5.6	825,053	5.6	△ 27,244	6.3	△ 7.5	△ 3.3	23.8	21.9	23.0
その他	56,109	0.9	43,441	0.6	91,174	0.6	89,521	0.7	1,653	△ 1.8	10.6	1.8	16.8	0.6	8.1
消防費	20,333	0.3	465,990	5.8	476,600	3.4	533,652	3.6	△ 57,052	△ 0.1	△ 11.2	△ 10.7	△ 11.4	26.8	24.2
教 育 費	425,895	6.3	1,804,314	22.4	2,209,553	15.6	2,282,372	15.4	△ 72,819			△ 3.2			10.2
小 学 校 費	2,973	0.0	751,769	9.4	751,791	5.3	768,075		△ 16,284			△ 2.1			5.1
中学校費	2,980	0.0	423,550	5.3	423,851	3.0	448,424		△ 24,573			△ 5.5			2.5
高等学校費	228,653	3.4	19,437	0.2	248,042	1.7	259,132		△ 11,090				16.5		18.5
社会教育費	37,029	0.5	259,471	3.2	294,286	2.1	289,998	2.0		△ 6.8					25.5
保健体育費	53,302	0.8	268,905	3.3	316,696	2.2	322,268	2.2				△ 1.7	26.1	13.8	15.3
大 学 費	17,017	0.3	4,222	0.0	21,240	0.1	24,168	0.2		△ 23.8			13.1		12.1
その他	83,941	1.3	76,960	1.0	153,647	1.2	170,307		△ 16,660				10.0		11.6
そ の 他	211,775	3.0	10,133	0.1	221,910	1.5	217,915	1.3			△ 52.1		2.2		3.2
合 計	6,779,439	100.0	8,028,322	100.0	14,183,796	100.0	14,778,598	100.0	△ 594,802	△ 5.6	△ 3.2	△ 4.0	△ 0.2	7.8	4.1

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		—————————————————————————————————————	成 27	年	 芰					 比				較	
 区 分							平成 26			増	減	率	前年	 F 度 増 洞	或率
	都道原	守県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総 務 費	38,863	1.0	132,836	3.5	164,005	2.3	152,889	2.0	11,116	5.0	6.9	7.3	75.3	17.3	25.5
民 生 費	134,608	3.6	215,268	5.7	278,976	3.9	332,922	4.3	△ 53,946	△ 26.6	△ 15.2	△ 16.2	8.3	18.8	16.4
社会福祉費	30,460	0.8	12,860	0.3	41,369	0.6	54,974	0.7	△ 13,605	△ 19.0	△ 36.7	△ 24.7	19.3	41.2	28.2
老人福祉費	16,259	0.4	23,257	0.6	28,978	0.4	65,269	0.8	△ 36,291	△ 57.5	△ 55.6	△ 55.6	△ 21.6	5.3	3.8
児童福祉費	82,505	2.2	161,597	4.3	185,690	2.6	181,702	2.3	3,988	△ 16.6	1.9	2.2	25.2	34.1	30.7
そ の 他	5,384	0.2	17,554	0.5	22,939	0.3	30,977	0.5	△ 8,038	△ 37.5	△ 21.7	△ 25.9	△ 14.7	△ 28.1	△ 24.9
衛 生 費	160,082	4.3	343,193	9.1	482,126	6.7	403,663	5.2	78,463	14.3	18.0	19.4	△ 0.4	28.7	17.5
清掃	7,627	0.2	310,456	8.2	318,083	4.4	273,399	3.5	44,684	△ 35.3	18.7	16.3	12.4	29.9	29.0
そ の 他	152,455	4.1	32,737	0.9	164,043	2.3	130,264	1.7	33,779	18.9	12.1	25.9	△ 1.4	19.2	△ 0.9
労 働 費	3,445	0.1	268	0.0	3,663	0.1	5,355	0.1	△ 1,692	△ 29.8	△ 56.9	△ 31.6	87.9	△ 49.4	40.2
農林水産業費	944,291	25.4	273,121	7.3	1,081,785	15.0	1,201,117	15.5	△ 119,332	△ 13.3	2.1	△ 9.9	△ 7.4	△ 4.5	△ 7.2
農業費	69,068	1.9	73,676	2.0	102,625	1.4	87,003	1.1	15,622	10.0	13.5	18.0	△ 6.1	△ 21.5	△ 16.8
畜 産 業 費	12,054	0.3	9,507	0.3	18,016	0.2	13,990	0.2	4,026	29.6	16.4	28.8	17.4	61.6	28.7
農地費	441,971	11.9	37,549	1.0	438,240	6.1	501,928	6.5	△ 63,688	△ 11.9	△ 15.4	△ 12.7	△ 13.0	△ 34.9	△ 15.0
林業費	270,059	7.3	34,697	0.9	275,154	3.8	361,402	4.7	△ 86,248	△ 24.6	△ 31.1	△ 23.9	0.8	15.2	0.3
水産業費	151,140	4.1	117,691	3.1	247,751	3.4	236,794	3.1	10,957	△ 3.9	18.0	4.6	△ 7.1	24.0	4.2
商工費	57,859	1.6	30,115	0.8	84,689	1.2	103,075	1.3	△ 18,386	△ 17.7	△ 13.3	△ 17.8	203.9	0.5	84.7
土 木 費	2,228,351	60.0	1,933,065	51.3	4,134,977	57.4	4,427,743	57.2	△ 292,766	△ 9.0	△ 3.5	△ 6.6	△ 6.5	1.4	△ 3.1
道路橋りょう費	1,006,644	27.1	549,715	14.6	1,552,058	21.5	1,655,247	21.4	△ 103,189	△ 10.5	2.8	△ 6.2	△ 8.3	△ 9.2	△ 8.7
河川海岸費	595,044	16.0	38,782	1.0	632,182	8.8	697,183	9.0	△ 65,001	△ 9.1	△ 15.8	△ 9.3	△ 8.1	12.7	△ 6.9
港湾費	103,274	2.8	33,863	0.9	136,864	1.9	157,308	2.0	△ 20,444	△ 11.7	△ 16.7	△ 13.0	△ 3.8	△ 22.0	△ 9.3
都市計画費	298,520	8.0	842,735	22.4	1,123,929	15.6	1,204,792	15.6	△ 80,863	△ 14.6	△ 3.0	△ 6.7	△ 9.4	△ 0.5	△ 3.3
街 路 費	210,743	5.7	255,238	6.8	457,464	6.3	499,686	6.5	△ 42,222	△ 11.3	△ 4.8	△ 8.4	△ 7.0	△ 4.4	△ 5.9
公 園 費	39,494	1.1	121,567	3.2	159,031	2.2	187,109	2.4	△ 28,078	△ 34.3	△ 5.3	△ 15.0	△ 9.5	△ 15.5	△ 13.4
下水道費	6,030	0.2	6,260	0.2	8,516	0.1	9,949	0.1	△ 1,433	△ 2.2	△ 14.3	△ 14.4	36.9	25.7	37.4
区画整理費等	42,252	1.1	459,669	12.2	498,919	6.9	508,049	6.6	△ 9,130	△ 8.0	△ 1.1	△ 1.8	△ 22.9	6.8	3.3
住 宅 費	217,506	5.9	449,203	11.9	663,876	9.2	689,328	8.9	△ 25,452	11.1	△ 9.4	△ 3.7	15.8	23.4	21.4
そ の 他	7,363	0.2	18,767	0.5	26,068	0.4	23,885	0.3	2,183	12.9	7.9	9.1	80.2	△ 0.3	13.5
消 防 費	550	0.0	84,051	2.2	84,601	1.2	91,885	1.2	△ 7,284	△ 28.2	△ 7.8	△ 7.9	△ 15.2	△ 14.8	△ 14.8
教 育 費	82,333	2.2	752,603	20.1	828,455	11.5	967,325	12.5	△ 138,870	△ 11.7	△ 14.4	△ 14.4	10.3	△ 4.7	△ 3.4
小学校費	-	-	356,934	9.5	356,934	5.0	427,617	5.5	△ 70,683	_	△ 16.5	△ 16.5	_	△ 7.5	△ 7.5
中学校費	1	0.0	205,027	5.4	205,028	2.8	241,559	3.1	△ 36,531	△ 99.2	△ 15.1	△ 15.1	△ 14.5	△ 11.5	△ 11.5
高等学校費	31,420	0.8	1,658	0.0	33,078	0.5	38,642	0.5	△ 5,564	△ 9.3	△ 58.7	△ 14.4	△ 4.4	47.4	△ 0.8
社会教育費	6,212	0.2	90,804	2.4	96,875	1.3	97,320	1.3	△ 445	△ 16.3	0.7	△ 0.5	59.1	30.6	32.1
保健体育費	6,276	0.2	64,704	1.7	70,847	1.0	91,732	1.2	△ 20,885	5.9	△ 24.8	△ 22.8	100.2	3.5	6.6
大 学 費	1,554	0.0	0	0.0	1,554	0.0	941	0.0	613	65.1	皆増	65.1	55.5	皆減	49.4
そ の 他	36,870	1.0	33,476	1.1	64,139	0.9	69,514	0.9	△ 5,375	△ 16.6	12.6	△ 7.7	10.6	△ 7.2	4.1
そ の 他	63,700	1.8	-	-	63,699	0.7	55,641	0.7	8,058	14.5	△ 100.0	14.5	△ 14.0	△ 37.5	△ 14.0
合 計	3,714,082	100.0	3,764,520	100.0	7,206,976	100.0	7,741,615	100.0	△ 534,639	△ 9.9	△ 4.6	△ 6.9	△ 4.2	2.1	△ 1.4

第84表 普通建設事業費中の補助事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

						平 成 27	年 度			平成 26:	主度	比	較	
	<u> </u>	分		都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国庫	支	出	金	1,809,752	48.7	1,273,433	33.8	3,085,645	42.8	3,324,195	42.9	△ 238,550	△ 7.2	△ 10.7
分担金、	負担金	金、 寄附	金	69,923	1.9	14,888	0.4	38,059	0.5	30,087	0.4	7,972	26.5	△ 4.4
財が	産	収	入	912	0.0	2,264	0.1	3,180	0.0	3,882	0.1	△ 702	△ 18.1	19.0
地	方		債	970,440	26.1	1,125,491	29.9	2,172,925	30.2	2,384,408	30.8	△ 211,483	△ 8.9	△ 4.1
その1	他 特	定財	源	611,130	16.5	953,403	25.3	1,200,380	16.7	1,335,126	17.2	△ 134,746	△ 10.1	28.2
— 般	財	源	等	251,925	6.8	395,041	10.5	706,787	9.8	663,917	8.6	42,870	6.5	17.9
合		計		3,714,082	100.0	3,764,520	100.0	7,206,976	100.0	7,741,615	100.0	△ 534,639	△ 6.9	△ 1.4

第85表 普通建設事業費中の国直轄事業負担金の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

区分			平 成 27	年 度			平成 26年	丰度	比	較	
区分	都道府	県	市町	村	純計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
農林水産業費	113,726	17.5	4,509	6.7	118,234	16.5	116,151	16.6	2,083	1.8	△ 18.0
畜 産 業 費	-	_	-	-	-	_	-	-	_	_	-
農地費	104,629	16.1	4,509	6.7	109,138	15.2	107,930	15.4	1,208	1.1	△ 18.8
林業費	4,366	0.7	-	_	4,366	0.6	4,012	0.6	354	8.8	△ 12.1
水産業費	4,731	0.7	-	_	4,731	0.7	4,209	0.6	522	12.4	2.2
土 木 費	535,987	82.5	62,968	93.3	598,955	83.5	584,406	83.4	14,549	2.5	△ 5.8
道路橋りょう費	318,399	49.0	32,913	48.8	351,313	49.0	347,369	49.6	3,944	1.1	△ 5.1
河川海岸費	152,138	23.4	26	0.0	152,164	21.2	141,121	20.1	11,043	7.8	△ 8.4
港湾費	43,746	6.7	30,029	44.5	73,775	10.3	75,041	10.7	△ 1,266	△ 1.7	△ 8.3
都 市 計 画 費	1,656	0.3	-	_	1,656	0.2	1,857	0.3	△ 201	△ 10.8	5.2
街 路 費	-	_	-	_	-	_	-	_	_	_	-
公 園 費	1,656	0.3	-	_	1,656	0.2	1,791	0.3	△ 135	△ 7.5	5.2
下 水 道 費	-	_	-	_	-	_	-	-	_	-	-
区画整理費等	-	_	-	_	-	_	66	0.0	△ 66	△100.0	8.2
空 港 費	7,331	1.1	-	-	7,331	1.0	5,468	0.8	1,863	34.1	87.3
そ の 他	12,717	2.0	-	-	12,716	1.8	13,550	1.9	△ 834	△ 6.2	△ 1.5
合 計	649,712	100.0	67,477	100.0	717,189	100.0	700,557	100.0	16,632	2.4	△ 8.1

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	較	
区 分	都道府	見		額	増減額	増減率	前年度 増減率				
分担金、負担金、寄附金	31,007	4.8	6	0.0	31,013	4.3	27,112	3.9	3,901	14.4	△ 24.0
地 方 債	445,505	68.6	60,160	89.2	505,665	70.5	500,867	71.5	4,798	1.0	△ 8.2
その他特定財源	2,133	0.3	2,780	4.1	4,189	0.6	1,739	0.2	2,450	140.9	△ 57.8
一般財源等	171,067	26.3	4,531	6.7	176,322	24.6	170,839	24.4	5,483	3.2	△ 3.4
合 計	649,712	100.0	67,477	100.0	717,189	100.0	700,557	100.0	16,632	2.4	△ 8.1

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平	成 27	年月	 芰		-				比		較		
区	分								平成26			j	増 減 率	3	前	年度増減	逐率
			都道系	守 県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	都道 府県	市町村	純計額	都道 府県	市町村	純計額
総	務	費	287,453	11.9	520,591	12.7	724,290	11.6	772,315	12.2	△ 48,025	△ 9.1	△ 5.1	△ 6.2	17.9	27.7	29.8
民	生	費	95,034	3.9	264,719	6.5	347,014	5.5	369,407	5.8	△ 22,393	△ 9.9	△ 7.7	△ 6.1	22.3	12.2	13.4
社 会	福祉	費	22,658	0.9	39,673	1.0	61,410	1.0	65,690	1.0	△ 4,280	△ 17.3	0.2	△ 6.5	46.9	△ 2.9	12.8
老人	福祉	費	50,788	2.1	71,129	1.7	115,704	1.8	135,258	2.1	△ 19,554	△ 16.3	△ 17.7	△ 14.5	7.9	15.2	10.4
児童	福祉	費	21,495	0.9	149,508	3.7	165,414	2.6	165,373	2.6	41	25.2	△ 5.2	0.0	51.9	15.4	16.5
そ	0	他	93	0.0	4,409	0.1	4,486	0.1	3,086	0.1	1,400	△ 51.6	50.5	45.4	1,645.5	△ 1.3	3.6
衛	生	費	77,615	3.2	334,313	8.2	382,003	6.1	388,249	6.1	△ 6,246	6.6	△ 2.3	△ 1.6	△ 8.2	11.1	7.9
清	掃	費	17,719	0.7	222,758	5.4	233,368	3.7	220,468	3.5	12,900	30.9	4.5	5.9	△ 4.9	10.9	10.2
そ	0	他	59,896	2.5	111,555	2.8	148,635	2.4	167,781	2.6	△ 19,146	1.1	△ 13.5	△ 11.4	△ 8.9	11.6	4.9
労	働	費	1,732	0.1	4,734	0.1	6,452	0.1	5,477	0.1	975	△ 30.7	59.0	17.8	59.5	△ 5.3	16.2
農林水	産業	費	179,981	7.5	177,038	4.3	320,945	5.1	335,952	5.3	△ 15,007	△ 4.0	△ 6.1	△ 4.5	18.3	△ 1.4	7.5
農	業	費	29,633	1.2	42,941	1.0	61,178	1.0	63,965	1.0	△ 2,787	△ 10.4	0.4	△ 4.4	38.2	△ 8.4	7.5
畜産	業	費	8,742	0.4	5,995	0.1	13,889	0.2	15,116	0.2	△ 1,227	△ 4.0	△ 14.3	△ 8.1	26.6	△ 2.9	12.7
農	地	費	51,231	2.1	76,019	1.9	116,587	1.9	122,913	1.9	△ 6,326	△ 2.4	△ 6.6	△ 5.1	4.3	△ 1.8	0.8
林	業	費	68,787	2.8	35,944	0.9	95,131	1.5	98,344	1.6	△ 3,213	△ 1.7	△ 10.6	△ 3.3	20.1	1.1	11.9
水産	業	費	21,589	0.9	16,140	0.4	34,159	0.5	35,614	0.6	△ 1,455	△ 5.9	△ 5.8	△ 4.1	21.7	16.6	20.3
商	I :	費	96,469	4.0	114,583	2.8	198,309	3.2	200,281	3.2	△ 1,972	△ 4.4	4.1	△ 1.0	△ 24.1	13.5	△ 9.1
土	*	費	1,165,940	48.3	1,235,504	30.2	2,349,312	37.5	2,345,657	37.0	3,655	1.5	△ 0.8	0.2	8.3	2.7	5.5
道路橋	りょう	費	555,839	23.0	607,897	14.9	1,151,901	18.4	1,171,700	18.5	△ 19,799	△ 0.9	△ <u>2.</u> 1	△ 1.7	10.0	5.7	7.9
河川	海岸	費	265,702	11.0	77,046	1.9	334,762	5.3	320,526	5.1	14,236	6.7	△ 1.4	4.4	21.0	7.7	18.1
港	湾	費	42,336	1.8	17,304	0.4	55,067	0.9	54,813	0.9	254	15.7	△ 25.3	0.5	28.7	△ 9.0	13.5
都市	計画	費	211,974	8.8	429,798	10.5	628,587	10.0	616,276	9.7	12,311	3.7	1.1	2.0	△ 16.6	△ 3.2	△ 8.0
街	路	費	103,767	4.3	114,893	2.8	216,538	3.5	206,288	3.3	10,250	4.0	5.5	5.0	△ 11.9	△ 12.9	△ 12.5
公	園	費	48,487	2.0	124,133	3.0	171,681	2.7	170,061	2.7	1,620	10.1	△ 2.2	1.0	22.2	15.1	17.1
下表	水道	費	1,796	0.1	10,581	0.3	10,548	0.2	10,465	0.2	83	△ 13.0	1.5	0.8	△ 15.9	11.1	11.4
区画	整理費	等	57,924	2.4	180,190	4.4	229,821	3.7	229,461	3.6	360	△ 1.1	0.7	0.2	△ 37.3	△ 8.0	△ 17.9
住	宅	費	61,391	2.5	80,844	2.0	133,933	2.1	135,725	2.1	△ 1,792	△ 7.7	4.3	△ 1.3	55.5	14.2	32.0
そ	0	他	28,698	1.2	22,615	0.5	45,062	0.8	46,617	0.7	△ 1,555	△ 9.2	12.9	△ 3.3	10.3	0.5	3.4
消	防	費	19,784	0.8	379,271	9.3	391,999	6.3	441,768	7.0	△ 49,769	1.0	△ 11.9	△ 11.3	△ 11.3	41.5	37.3
教	育	費	343,562	14.2	1,051,487	25.7	1,381,098	22.1	1,315,047	20.8	66,051	4.1	5.5	5.0	20.6	23.3	22.8
小学	校	費	2,973	0.1	394,835	9.6	394,857	6.3	340,457	5.4	54,400	31.0	16.0	16.0	△ 12.9	26.7	26.7
中学	校	費	2,979	0.1	218,523	5.3	218,823	3.5	206,865	3.3	11,958	65.6	5.7	5.8	73.1	25.7	25.7
高 等	学校	費	197,233	8.2	17,779	0.4	214,964	3.4	220,490	3.5	△ 5,526	0.1	△ 24.4	△ 2.5	21.2	36.2	22.6
社会	教 育	費	30,817	1.3	168,591	4.1	197,411	3.2	192,678	3.0	4,733	△ 4.6	3.7	2.5	60.4	16.9	22.4
保 健	体 育	費	47,026	1.9	204,054	5.0	245,849	3.9	230,536	3.6	15,313	128.3	△ 4.5	6.6	13.9	18.7	19.2
大	学	費	15,463	0.6	4,222	0.1	19,686	0.3	23,228	0.4	△ 3,542	△ 27.7	130.3	△ 15.2	11.7	3.0	11.0
そ	0	他	47,071	2.0	43,483	1.2	89,508	1.5	100,793	1.6	△ 11,285	△ 14.0	△ 8.9	△ 11.2	9.5	29.5	17.4
₹ (の	他	148,075	6.1	10,135	0.2	158,209	2.5	162,272	2.5	△ 4,063	4.9	△ 52.1	△ 2.5	10.3	14.2	10.8
合	計		2,415,645	100.0	4,092,375	100.0	6,259,631	100.0	6,336,425	100.0	△ 76,794	△ 0.4	△ 1.9	△ 1.2	9.7	15.0	13.5

第86表 普通建設事業費中の単独事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	較	
区 分	都道东	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
分担金、負担金、寄附金	31,323	1.3	31,268	0.8	42,616	0.7	33,610	0.5	9,006	26.8	3.3
財 産 収 入	9,840	0.4	7,847	0.2	17,697	0.3	26,991	0.4	△ 9,294	△ 34.4	9.7
地 方 債	1,018,877	42.2	1,686,643	41.2	2,763,413	44.1	2,386,761	37.7	376,652	15.8	24.4
その他特定財源	501,377	20.7	625,631	15.3	951,679	15.2	1,075,587	17.0	△ 123,908	△ 11.5	38.8
一般財源等	854,228	35.4	1,740,986	42.5	2,484,226	39.7	2,813,476	44.4	△ 329,250	△ 11.7	△ 0.6
合 計	2,415,645	100.0	4,092,375	100.0	6,259,631	100.0	6,336,425	100.0	△ 76,794	△ 1.2	13.5

第87表 普通建設事業費の目的別の状況 (構成比)

(単位 %)

					1								,	,	1	-	(単位 %)
	_					都		県					打 村		糾		額
	区		分		補事	助 業 費	国直轄事 業負担金	単事	独 業 費	補事	助 業 費	国直轄事 業負担金	県営事業 負 担 金	単 事業費	補 助事業費	国直轄事 業負担金	単 事業費
総		務		費		11.9	_		88.1		20.3	_	0.2	79.5	18.5	_	81.5
民		生		費		58.6	_		41.4		44.8	_	0.0	55.1	44.6	_	55.4
社	会	福	祉	費		57.3	_		42.7		24.5	_	0.0	75.5	40.3	-	59.7
老	人	福	祉	費		24.2	_		75.8		24.6	_	_	75.4	20.0	-	80.0
児	童	福	祉	費		79.3	_		20.7		51.9	_	0.0	48.0	52.9	_	47.1
そ		の		他		98.3	_		1.7		79.9	_	_	20.1	83.6	_	16.4
衛		生		費		67.3	_		32.7		50.6	_	0.0	49.3	55.8	_	44.2
清		掃		費		30.1	_		69.9		58.2	_	0.0	41.8	57.7	_	42.3
そ		の		他		71.8	_		28.2		22.7	_	0.0	77.3	52.5	_	47.5
労		働		費		66.5	_		33.5		5.4	_	_	94.6	36.2	_	63.8
	林水		業	費		76.3	9.2		14.5		54.2	0.9	9.8	35.1	71.1	7.8	21.1
農		業		費		70.0	_		30.0		62.4	_	1.2	36.4	62.7	_	37.3
畜	産		業	費		58.0	_		42.0		60.2	_	1.8	38.0	56.5	_	43.5
農		地		費		73.9	17.5		8.6		23.5	2.8	26.0	47.6	66.0	16.4	17.6
林		業		費		78.7	1.3		20.0		48.1	_	2.1	49.8	73.4	1.2	25.4
水	産		業	費		85.2	2.7		12.2		84.9	_	3.4	11.6	86.4	1.7	11.9
商		I		費		37.5	_		62.5		20.8	_	0.3	79.0	29.9	_	70.1
土		木		費		56.7	13.6		29.7		58.9	1.9	1.5	37.6	58.4	8.5	33.2
道	路橋		ょう	費		53.5	16.9		29.6		45.6	2.7	1.1	50.5	50.8	11.5	37.7
河	Ш	海	岸	費		58.7	15.0		26.2		32.4	0.0	3.2	64.4	56.5	13.6	29.9
港		湾		費		54.5	23.1		22.4		37.7	33.4	9.6	19.3	51.5	27.8	20.7
都	市	計	画	費		58.3	0.3		41.4		65.1	_	1.7	33.2	64.1	0.1	35.8
往		路		費		67.0	_		33.0		66.5	_	3.6	29.9	67.9	_	32.1
1		. 還		費		44.1	1.8		54.1		49.3	_	0.3	50.4	47.8	0.5	51.7
٦		ĸ	道	費		77.0	_		23.0		36.8	_	1.1	62.1	44.7	_	55.3
	画		理費	等		42.2	_		57.8		71.1	_	1.1	27.9	68.5	_	31.5
住		宅		費		78.0	_		22.0		84.7	_	0.0	15.3	83.2	_	16.8
そ		の		他		13.1	35.7		51.1		43.2	_	4.7	52.1	28.6	22.0	49.4
消		防		費		2.7	_		97.3		18.0	_	0.6	81.4	17.8	_	82.2
教	224	育	1-4-	費		19.3	_		80.7		41.7	_	0.0	58.3	37.5	_	62.5
小	学		校	費		_	_		100.0		47.5	_	_	52.5	47.5	_	52.5
中	学		校	費		0.0	_		100.0		48.4	_	_	51.6	48.4	_	51.6
高	等	学	校	費		13.7	_		86.3		8.5	_	_	91.5	13.3	_	86.7
社	会	教	育	費		16.8	_		83.2		35.0	_	0.0	65.0	32.9	_	67.1
保	健	体	育	費		11.8	_		88.2		24.1	_	0.1	75.9	22.4	_	77.6
大		学		費		9.1	_		90.9		0.0	_	_	100.0	7.3	_	92.7
そって		の		他		43.9	_		56.1		43.5	_	_	56.5	41.7	_	58.3
そ^^		の		他=-		30.1	-		69.9		-	_	_	100.0	28.7		71.3
合				計		54.8	9.6		35.6		46.9	0.8	1.3	51.0	50.8	5.1	44.1

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

				平	成 27	年	 度							 比				707
区	分	ŀ		·	750 =-	· 	<i>`~</i>		平成26					 } 減 ¾	<u> </u>		 年度増減	
)J		都道底	見	市町	村	合 計	額	合 計	額	増	減額	都道 府県	市町村	合計額	都道府県	市町村	合計額
総務	関	係	4,521	1.1	43,330	6.7	47,850	4.6	65,305	5.5	Δ	17,455	△ 51.1	△ 22.7	△ 26.7	61.2	16.1	20.9
うち	庁	舎	595	0.1	10,419	1.6	11,014	1.0	12,822	1.1	Δ	1,808	△ 20.7	△ 13.7	△ 14.1	△ 46.4	7.7	1.7
民 生	関	係	343	0.1	21,278	3.3	21,621	2.1	21,166	1.8		455	△ 91.8	25.3	2.1	1,613.9	△ 19.9	△ 1.3
うち社会	福祉施	設	1	0.0	4,049	0.6	4,050	0.4	9,935	0.8	Δ	5,885	△100.0	△ 32.4	△ 59.2	2,114.0	△ 30.7	12.5
衛生	関	係	2,939	0.7	20,288	3.1	23,226	2.2	23,616	2.0	Δ	390	10.2	△ 3.2	△ 1.7	△ 56.0	20.2	0.6
うち清	掃 施	設	1	0.0	7,258	1.1	7,259	0.7	12,164	1.0	Δ	4,905	0.0	△ 40.3	△ 40.3	△ 99.9	43.2	31.6
農林水産	業 関	係	7,484	1.9	6,918	1.1	14,402	1.4	17,207	1.4	Δ	2,805	△ 16.1	△ 16.5	△ 16.3	△ 16.4	△ 27.7	△ 22.3
農業	関	係	5,658	1.4	3,248	0.5	8,907	0.8	11,512	1.0	Δ	2,605	△ 27.4	△ 12.5	△ 22.6	△ 24.4	△ 21.8	△ 23.6
林業・水	産業関	係	1,825	0.5	3,670	0.6	5,495	0.5	5,695	0.5	Δ	200	62.2	△ 19.7	△ 3.5	224.2	△ 31.9	△ 19.3
うち	漁	港	106	0.0	1,047	0.2	1,153	0.1	1,585	0.1	Δ	432	△ 56.4	△ 22.0	△ 27.3	614.7	△ 46.9	△ 38.1
土木	関	係	357,646	89.2	437,313	67.3	794,959	75.7	929,601	78.2	Δ	134,642	△ 12.4	△ 16.1	△ 14.5	△ 7.8	△ 13.9	△ 11.3
道路橋	りょ	Э	168,745	42.1	112,078	17.3	280,823	26.7	310,672	26.1	Δ	29,849	△ 9.2	△ 10.3	△ 9.6	△ 0.9	1.2	△ 0.1
河		Ш	35,666	8.9	4,620	0.7	40,286	3.8	52,978	4.5	Δ	12,692	△ 26.8	8.5	△ 24.0	△ 17.1	△ 38.8	△ 19.4
港		湾	1,287	0.3	3,492	0.5	4,779	0.5	14,906	1.3	Δ	10,127	△ 85.1	△ 44.4	△ 67.9	602.7	0.9	100.2
都市	計	画	141,665	35.4	264,192	40.7	405,857	38.6	441,153	37.1	Δ	35,296	△ 3.2	△ 10.4	△ 8.0	△ 18.5	△ 15.9	△ 16.8
うち	街 路	費	109,232	27.3	119,555	18.4	228,787	21.8	232,942	19.6	Δ	4,155	3.4	△ 6.1	△ 1.8	△ 12.4	△ 13.0	△ 12.7
うち都っ	市下水	路	-	-	165	0.0	165	0.0	282	0.0	Δ	117	-	△ 41.5	△ 41.5	-	29.4	29.4
うち区	画整	理	12,343	3.1	58,054	8.9	70,397	6.7	89,913	7.6	Δ	19,516	△ 6.1	△ 24.4	△ 21.7	△ 62.8	△ 28.1	△ 36.7
うち	公	園	20,090	5.0	70,171	10.8	90,262	8.6	101,516	8.5	Δ	11,254	△ 26.9	△ 5.2	△ 11.1	17.3	△ 3.5	1.3
公営	住	宅	3,314	0.8	37,288	5.7	40,602	3.9	73,675	6.2	Δ	33,073	△ 67.8	△ 41.2	△ 44.9	125.0	△ 5.2	3.1
空		港	157	0.0	-	-	157	0.0	171	0.0	Δ	14	△ 8.2	-	△ 8.2	△ 83.9	-	△ 83.9
₹ <i>σ</i> .)	他	6,812	1.7	15,643	2.4	22,455	2.2	36,046	3.0	Δ	13,591	△ 18.1	△ 43.6	△ 37.7	△ 18.2	△ 46.1	△ 41.5
教 育	関	係	18,893	4.7	80,278	12.4	99,171	9.4	81,180	6.8		17,991	322.5	4.7	22.2	△ 54.8	△ 5.0	△ 10.5
高等	学	校	236	0.1	4	0.0	240	0.0	4,778	0.4	Δ	4,538	△ 92.0	△ 99.8	△ 95.0	1,182.3	234.9	518.1
大		学	59	0.0	300	0.0	359	0.0	-	-		359	皆増	皆増	皆増	_	-	_
そ σ.)	他	18,598	4.6	79,974	12.4	98,572	9.4	76,402	6.4		22,170	1,131.7	6.8	29.0	△ 84.4	△ 6.6	△ 15.0
そ の		他	8,917	2.3	39,998	6.1	48,917	4.6	50,835	4.3	Δ	1,918	△ 9.4	△ 2.4	△ 3.8	△ 2.8	△ 9.6	△ 8.4
合	計		400,743	100.0	649,403	100.0	1,050,146	100.0	1,188,910	100.0	Δ	138,764	△ 10.5	△ 12.4	△ 11.7	△ 7.8	△ 10.7	△ 9.6

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況(つづき)

その2 財源内訳等 (単位 百万円・%)

	:	平 成 27 年 度	Ę	平成26年度	比	較	
区 分	都道府県	市町村	合計額	合計額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	133,811 33.4	107,417 16.5	241,228 23.0	286,058 24.1	△ 44,830	△ 15.7	△ 11.1
都道府県支出金		28,452 4.4	28,452 2.7	24,933 2.1	3,519	14.1	△ 3.5
分担金、負担金、寄附金	5,332 1.3	1,009 0.2	6,341 0.6	5,861 0.5	480	8.2	△ 46.8
地 方 債	149,884 37.4	214,669 33.1	364,553 34.7	379,398 31.9	△ 14,845	△ 3.9	△ 9.6
その他特定財源	29,567 7.4	106,161 16.3	135,728 12.9	196,888 16.5	△ 61,160	△ 31.1	1.1
一般財源等	82,149 20.5	191,695 29.5	273,844 26.1	295,772 24.9	△ 21,928	△ 7.4	△ 13.6
合 計 (A)	400,743 100.0	649,403 100.0	1,050,146 100.0	1,188,910 100.0	△ 138,764	△ 11.7	△ 9.6
うち補償費	205,789 51.4	153,452 23.6	359,241 34.2	387,473 32.6	△ 28,232	△ 7.3	△ 2.7
取 得 用 地 面 積 (m²)	17,923,065	49,904,649	67,827,714	99,146,327	△ 31,318,613	△ 31.6	7.2
(A)に係る取得用地面積 (m²)	17,713,750	44,671,061	62,384,811	94,665,838	△ 32,281,027	△ 34.1	8.2

⁽注) 取得用地面積には、債務負担行為等による取得面積を含む。

その3 団体区分別内訳 (単位 百万円・%)

区分	平 成 2	7 年 度	平 成 2	6 年 度	増 減 額	増減率	前年度増減率
区 分	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	1 場	増減率	前年度増減率
都道府県	400,743	5.9	447,534	6.2	△ 46,791	△ 10.5	△ 7.8
市町村	649,403	8.1	741,376	8.9	△ 91,973	△ 12.4	△ 10.7
政令指定都市	137,589	9.7	150,595	10.3	△ 13,006	△ 8.6	△ 23.8
特別区	73,245	18.1	67,751	15.2	5,494	8.1	92.5
中核市	78,613	8.5	78,353	8.7	260	0.3	△ 19.8
施行時特例市	36,041	8.2	60,515	13.8	△ 24,474	△ 40.4	△ 10.3
都市	271,223	8.1	315,422	9.1	△ 44,199	△ 14.0	△ 6.3
町村	48,640	4.1	62,864	5.2	△ 14,224	△ 22.6	△ 30.6
一部事務組合等	4,053	1.2	5,878	1.7	△ 1,825	△ 31.0	22.3

⁽注) 平成27年度及び平成26年度の構成比は、団体区分別の普通建設事業費に対するものである。

第88表 普通建設事業費中の用地取得費の状況(つづき)

その4 推 移 (単位 百万円)

				算額							 数	
区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	22	23	24	25	26	27
総務関係	87,060	71,495	75,373	54,011	65,305	47,850	100	82	87	62	75	55
う ち 庁 舎	13,878	14,440	16,883	12,608	12,822	11,014	100	104	122	91	92	79
民 生 関 係	24,813	27,093	24,396	21,451	21,166	21,621	100	109	98	86	85	87
うち社会福祉施設	7,301	10,867	14,352	8,829	9,935	4,050	100	149	197	121	136	55
衛 生 関 係	22,299	34,871	33,322	23,483	23,616	23,226	100	156	149	105	106	104
うち清掃施設	9,717	11,536	11,128	9,241	12,164	7,259	100	119	115	95	125	75
農林水産業関係	24,225	23,622	21,208	22,132	17,207	14,402	100	98	88	91	71	59
農業関係	16,633	14,003	16,701	15,071	11,512	8,907	100	84	100	91	69	54
林業・水産業関係	7,592	9,619	4,508	7,061	5,695	5,495	100	127	59	93	75	72
うち漁港	612	269	1,402	2,561	1,585	1,153	100	44	229	418	259	188
土 木 関 係	1,081,632	915,499	946,281	1,048,224	929,601	794,959	100	85	87	97	86	73
道路橋りょう	390,984	330,166	309,856	310,957	310,672	280,823	100	84	79	80	79	72
河 川	69,548	55,488	52,835	65,733	52,978	40,286	100	80	76	95	76	58
港湾	6,120	5,586	5,578	7,446	14,906	4,779	100	91	91	122	244	78
都市計画	574,141	480,777	510,654	529,921	441,153	405,857	100	84	89	92	77	71
うち街路費	312,963	270,830	271,179	266,905	232,942	228,787	100	87	87	85	74	73
うち都市下水路	184	569	225	218	282	165	100	309	122	118	153	90
うち区画整理	101,571	92,956	106,726	142,071	89,913	70,397	100	92	105	140	89	69
うち公園	144,137	105,941	103,058	100,183	101,516	90,262	100	74	72	70	70	63
公 営 住 宅	18,957	17,316	44,029	71,477	73,675	40,602	100	91	232	377	389	214
空 港	66	1,378	69	1,060	171	157	100	2,088	105	1,606	259	238
そ の 他	21,816	24,788	23,260	61,630	36,046	22,455	100	114	107	282	165	103
教 育 関 係	92,898	81,197	71,203	90,660	81,180	99,171	100	87	77	98	87	107
高 等 学 校	4,982	594	846	773	4,778	240	100	12	17	16	96	5
大 学	282	243	146	_	_	359	100	86	52	-	-	127
そ の 他	87,634	80,360	70,211	89,887	76,402	98,572	100	92	80	103	87	112
そ の 他	80,849	73,102	81,291	55,487	50,835	48,917	100	90	101	69	63	61
合 計	1,413,776	1,226,879	1,253,074	1,315,448	1,188,910	1,050,146	100	87	89	93	84	74

第89表 普通建設事業費中の用地取得費(補助事業費)の状況

					<u>v</u>	区成 27	年 度	:					比	較	
	区	分		都道府	. IE	市町	k. !	合 計	穷百	平成26 ⁴ 合 計	年度 額	増減額	増	減	率
				印但水	」 宗	נים נוו	ተህ		台共			垣似胡	都道府県	市町村	合計額
総	務	関	係	1,011	0.4	6,707	2.2	7,718	1.4	10,880	1.6	△ 3,162	△ 34.1	△ 28.2	△ 29.1
う	ち	庁	舎	_	-	634	0.2	634	0.1	627	0.1	7	-	1.1	1.1
民	生	関	係	-	-	1,061	0.4	1,061	0.2	1,101	0.2	△ 40	-	△ 3.6	△ 3.6
j .	ち社会	福祉	施設	-	-	597	0.2	597	0.1	62	0.0	535	-	862.9	862.9
衛	生	関	係	34	0.0	561	0.2	595	0.1	2,925	0.4	△ 2,330	皆増	△ 80.8	△ 79.7
う	ち 清	掃	施設	-	-	110	0.0	110	0.0	1,568	0.2	△ 1,458	-	△ 93.0	△ 93.0
農林	* 水	業	関係	7,244	2.8	3,552	1.2	10,796	1.9	12,211	1.8	△ 1,415	△ 10.6	△ 13.5	△ 11.6
農	業	関	係	5,481	2.1	680	0.2	6,160	1.1	8,401	1.2	△ 2,241	△ 23.7	△ 44.2	△ 26.7
林	業・水	産業	関係	1,764	0.7	2,872	1.0	4,636	0.8	3,810	0.6	826	91.1	△ 0.6	21.7
	う ?	5 漁	港	104	0.0	1,040	0.3	1,144	0.2	1,537	0.2	△ 393	△ 57.2	△ 19.6	△ 25.6
土	木	関	係	247,149	96.7	272,242	91.1	519,391	93.7	641,694	93.0	△122,303	△ 17.7	△ 20.3	△ 19.1
道	路橋	Ŋ	ょう	124,771	48.8	61,751	20.7	186,523	33.7	217,598	31.5	△ 31,075	△ 16.5	△ 9.3	△ 14.3
河			Ш	30,151	11.8	2,236	0.7	32,387	5.8	43,815	6.4	△ 11,428	△ 28.0	15.0	△ 26.1
港			湾	1,130	0.4	244	0.1	1,374	0.2	2,536	0.4	△ 1,162	△ 54.0	212.8	△ 45.8
都	市	計	画	83,970	32.9	163,830	54.8	247,800	44.7	280,506	40.7	△ 32,706	△ 7.0	△ 13.8	△ 11.7
	Э ?	5 往	路	72,642	28.4	78,371	26.2	151,013	27.2	163,653	23.7	△ 12,640	△ 1.6	△ 12.8	△ 7.7
	うちむ	都市下	水路	_	-	101	0.0	101	0.0	44	0.0	57	-	129.5	129.5
	うち	区画	整理	3,067	1.2	39,464	13.2	42,531	7.7	60,309	8.7	△ 17,778	△ 18.6	△ 30.2	△ 29.5
	Э <u>з</u>	5 Z	、園	8,261	3.2	34,350	11.5	42,611	7.7	46,329	6.7	△ 3,718	△ 35.3	2.3	△ 8.0
公	営	住	宅	1,461	0.6	33,531	11.2	34,992	6.3	69,267	10.0	△ 34,275	△ 85.6	△ 43.3	△ 49.5
空			港	-	-	_	-	-	_	-	-	_	-	-	-
そ	•	の	他	5,666	2.2	10,650	3.6	16,315	3.0	27,972	4.0	△ 11,657	△ 5.6	△ 51.5	△ 41.7
教	育	関	係	91	0.0	11,504	3.9	11,595	2.1	15,724	2.3	△ 4,129	△ 73.0	△ 25.2	△ 26.3
高	等	学	校	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-
大			学	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	-	-
そ		の	他	91	0.0	11,504	3.9	11,595	2.1	15,724	2.3	△ 4,129	△ 73.0	△ 25.2	△ 26.3
そ	O,)	他	_	-	3,109	1.0	3,109	0.6	5,335	0.7	△ 2,226	△ 100.0	△ 4.5	△ 41.7
合			計	255,529	100.0	298,736	100.0	554,265	100.0	689,870	100.0	△135,605	△ 18.2	△ 20.9	△ 19.7

⁽注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの補助事業費を含む。

第90表 普通建設事業費中の用地取得費(単独事業費)の状況

		<u>7</u>	严成 27	年 度	=					 比	較	707
区分							平成 26年 合 計	年度		増	減	率
	都道府	「県	市町	村	合 計	額		BK	増減額	都道府県	市町村	合計額
総 務 関 係	3,510	2.4	36,623	10.4	40,132	8.1	54,425	10.9	△ 14,293	△ 54.5	△ 21.6	△ 26.3
うち庁舎	595	0.4	9,785	2.8	10,380	2.1	12,195	2.4	△ 1,815	△ 20.7	△ 14.5	△ 14.9
民 生 関 係	343	0.2	20,217	5.8	20,559	4.1	20,065	4.0	494	△ 91.8	27.3	2.5
うち社会福祉施設	1	0.0	3,452	1.0	3,453	0.7	9,874	2.0	△ 6,421	△ 100.0	△ 41.8	△ 65.0
衛生関係	2,905	2.0	19,726	5.6	22,631	4.6	20,691	4.1	1,940	8.9	9.4	9.4
うち清掃施設	1	0.0	7,148	2.0	7,149	1.4	10,595	2.1	△ 3,446	0.0	△ 32.5	△ 32.5
農林水産業関係	239	0.2	3,366	1.0	3,606	0.7	4,996	1.0	△ 1,390	△ 70.8	△ 19.4	△ 27.8
農業関係	178	0.1	2,569	0.7	2,747	0.6	3,111	0.6	△ 364	△ 71.1	3.0	△ 11.7
林業・水産業関係	62	0.0	798	0.2	859	0.2	1,885	0.4	△ 1,026	△ 69.5	△ 52.6	△ 54.4
うち漁港	2	0.0	7	0.0	9	0.0	48	0.0	△ 39	3,828.9	△ 85.4	△ 81.3
土 木 関 係	110,497	76.1	165,071	47.1	275,568	55.6	287,907	57.7	△ 12,339	2.4	△ 8.3	△ 4.3
道路橋りょう	43,973	30.3	50,327	14.4	94,300	19.0	93,074	18.7	1,226	21.2	△ 11.4	1.3
河川	5,515	3.8	2,384	0.7	7,899	1.6	9,163	1.8	△ 1,264	△ 19.5	3.0	△ 13.8
港湾	157	0.1	3,248	0.9	3,405	0.7	12,370	2.5	△ 8,965	△ 97.5	△ 47.6	△ 72.5
都市計画	57,695	39.7	100,361	28.6	158,057	31.9	160,647	32.2	△ 2,590	3.1	△ 4.1	△ 1.6
うち街路	36,590	25.2	41,184	11.7	77,774	15.7	69,288	13.9	8,486	14.8	10.1	12.2
うち都市下水路	-	-	64	0.0	64	0.0	238	0.0	△ 174	-	△ 73.1	△ 73.1
うち区画整理	9,276	6.4	18,590	5.3	27,866	5.6	29,604	5.9	△ 1,738	△ 1.0	△ 8.1	△ 5.9
うち公園	11,829	8.1	35,821	10.2	47,651	9.6	55,186	11.1	△ 7,535	△ 19.7	△ 11.5	△ 13.7
公 営 住 宅	1,853	1.3	3,757	1.1	5,610	1.1	4,408	0.9	1,202	1,336.4	△ 12.2	27.3
空	157	0.1	-	-	157	0.0	171	0.0	△ 14	△ 8.2	-	△ 8.2
そ の 他	1,147	0.8	4,994	1.4	6,140	1.3	8,074	1.6	△ 1,934	△ 50.4	△ 13.3	△ 24.0
教育 関係	18,802	12.9	68,774	19.6	87,576	17.7	65,456	13.1	22,120	354.7	12.2	33.8
高 等 学 校	236	0.2	4	0.0	240	0.0	4,778	1.0	△ 4,538	△ 92.0	△ 99.8	△ 95.0
大 学	59	0.0	300	0.1	359	0.1	-	-	359	皆増	皆増	皆増
そ の 他	18,507	12.7	68,470	19.5	86,977	17.6	60,678	12.1	26,299	1,477.7	15.1	43.3
そ の 他	8,918	6.2	36,890	10.5	45,809	9.2	45,500	9.2	309	14.9	△ 2.2	0.7
合 計	145,214	100.0	350,667	100.0	495,881	100.0	499,040	100.0	△ 3,159	7.4	△ 3.6	△ 0.6

⁽注) 上記の決算額には、受託事業費のうちの単独事業費を含む。

第91表 災害復旧事業費の状況

資料

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

							平 成 27	年 度			平成 26:	在 度	比	í 較	:
	区		分		都道府	見	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補	助	事	業	費	438,639	91.3	210,462	75.2	619,832	85.0	611,363	83.4	8,469	1.4	△ 17.6
単	独	事	業	費	37,068	7.7	68,761	24.6	104,905	14.4	116,772	15.9	△ 11,867	△ 10.2	△ 13.1
玉	直轄	事業	負担	金量	4,785	1.0	-	_	4,785	0.7	4,876	0.7	△ 91	△ 1.9	△ 12.8
県	営事	業	負 担	金金	_	_	666	0.2	_	_	_	-	_	_	-
	合		計		480,492	100.0	279,889	100.0	729,522	100.0	733,011	100.0	△ 3,489	△ 0.5	△ 16.9

その2 目的別内訳 (単位 百万円・%)

								平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	·	ξ
	Σ	<u> </u>	5	}		都 道 府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
븚	豊 林	水	産	施	設	107,950	22.5	56,895	20.3	135,046	18.5	161,119	22.0	△ 26,073	△ 16.2	△ 18.0
1	共	± 1	木	施	設	347,558	72.3	140,341	50.1	487,147	66.8	452,016	61.7	35,131	7.8	3.3
1	2	の)		他	24,984	5.2	82,653	29.6	107,329	14.7	119,876	16.3	△ 12,547	△ 10.5	△ 51.6
	合			計		480,492	100.0	279,889	100.0	729,522	100.0	733,011	100.0	△ 3,489	△ 0.5	△ 16.9

その3 財源内訳 (単位 百万円・%)

		平 成 2	7 年 度			平成 26:	在度	比	較	
区 分	都道府県	市	町 村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	368,316	76.7 96,97	7 34.6	465,293	63.8	451,806	61.6	13,487	3.0	△ 12.3
地 方 債	47,316	9.8 27,93	6 10.0	75,251	10.3	86,995	11.9	△ 11,744	△ 13.5	10.2
その他特定財源	31,549	6.6 91,27	6 32.6	58,521	8.0	61,813	8.4	△ 3,292	△ 5.3	△ 36.0
一般財源等	33,311	6.9 63,70	0 22.8	130,457	17.9	132,397	18.1	△ 1,940	△ 1.5	△ 30.6
合 計	480,492 10	00.0 279,88	9 100.0	729,522	100.0	733,011	100.0	△ 3,489	△ 0.5	△ 16.9

第92表 失業対策事業費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

								平 成	27	年 度				平成 26:	年度	比	較	
	区		分		都立	道府	県	市	⊞Ţ	村	純	計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
補	助	事	業	費		-	_		_	_		_	_	2	2.0	△ 2	皆減	△ 96.8
単	独	事	業	費		-	_		67	100.0		67	100.0	94	98.0	△ 27	△ 28.7	△ 5.1
	合		計			-	_		67	100.0		67	100.0	95	100.0	△ 28	△ 29.5	△ 41.4

(単位 百万円・%)

第92表 失業対策事業費の状況(つづき)

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

							平 成	27	年 度				平成 26:	年度	比	; 較	
	区		分		都道	有 県	市	⊞Ţ	村	純	計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
玉	庫	支	出	金	-	_		_	_		_	_	_	_	-	-	-
その	り他	特	定財	源	=	_		2	2.9		2	2.9	6	6.6	△ 4	△ 66.7	500.0
-	般	財	源	等	_	_		65	97.1		65	97.1	89	93.4	△ 24	△ 27.0	△ 44.7
1	À		計		_	_		67	100.0		67	100.0	95	100.0	△ 28	△ 29.5	△ 41.4

第93表 繰出金の状況

その1 繰出先別内訳

			平 成 27	年 度			平成 26年	王度	比	較	
区分	都道府	見	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
法 非 適 用 の公 営 企 業 会 計	141,777	91.5	1,027,445	18.8	1,169,222	20.8	1,196,982	22.2	△ 27,760	△ 2.3	0.1
国民健康保険事業会計	-	_	1,430,049	26.2	1,430,049	25.5	1,260,220	23.4	169,829	13.5	5.6
後期高齢者医療事業会計	_	_	1,492,846	27.4	1,492,846	26.6	1,472,397	27.4	20,449	1.4	9.0
介護保険事業会計	_	_	1,468,082	26.9	1,468,082	26.2	1,410,578	26.2	57,504	4.1	4.9
農業共済事業会計	=	_	335	0.0	335	0.0	333	0.0	2	0.6	△ 36.1
収益事業会計	=	_	270	0.0	270	0.0	22	0.0	248	1,127.3	△ 94.2
交通災害共済事業会計	_	_	102	0.0	102	0.0	97	0.0	5	5.2	△ 14.2
公立大学附属病院事 業 会 計	952	0.6	_	_	952	0.0	944	0.0	8	0.8	1.8
基金	12,217	7.9	37,888	0.7	50,105	0.9	40,999	0.8	9,106	22.2	△ 23.8
財 産 区	_	_	228	0.0	228	0.0	260	0.0	△ 32	△ 12.3	7.4
合 計	154,946	100.0	5,457,245	100.0	5,612,191	100.0	5,382,831	100.0	229,360	4.3	4.7

その2 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	_						平 成 27	年 度			平成264	年度	比	較	
	区		分		都道府	!	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
運	転		資	金	867	0.6	30,632	0.6	31,499	0.6	29,930	0.6	1,569	5.2	△ 1.0
事	務	費	財	源	7,827	5.1	2,701,815	49.5	2,709,641	48.3	2,635,780	49.0	73,861	2.8	3.9
建	嗀	費	財	源	16,707	10.8	128,778	2.4	145,486	2.6	140,412	2.6	5,074	3.6	△ 0.4
公	債	費	財	源	97,786	63.1	680,257	12.5	778,043	13.9	835,942	15.5	△ 57,899	△ 6.9	△ 1.2
赤	字		補	塡	8,440	5.4	190,561	3.5	199,001	3.5	189,364	3.5	9,637	5.1	1.8
そ		の		他	23,319	15.0	1,725,202	31.5	1,748,521	31.1	1,551,403	28.8	197,118	12.7	10.8
	合		計		154,946	100.0	5,457,245	100.0	5,612,191	100.0	5,382,831	100.0	229,360	4.3	4.7

第93表 繰出金の状況(つづき)

資 料

編

その3 繰出先別、繰出目的別内訳

(単位 百万円)

区			分	総額	法 非 適 用 の 公営企業会計	国民健康保険事業会計	後期高齢者 医療事業会計	介護保険 事業会計	農業共済 事業会計	収 益 事業会計	交通災害共済事業会計	公立大学附属 病院事業会計	基 金	財産区
運	転	資	金	31,499	9,846	3,363	9,304	8,489	_	_	1	496	-	1
事	務責	貴財	源	2,709,641	129,066	255,263	1,029,366	1,295,490	294	20	75	_	-	67
建	設費	見財	源	145,486	144,919	300	5	109	_	119	_	_	-	35
公	債 費	見財	源	778,043	768,314	2,154	_	7,119	_	_	_	457	-	_
赤	字	補	塡	199,001	31,561	166,645	135	519	_	128	_	_	-	13
そ	0)	他	1,748,521	85,516	1,002,324	454,036	156,356	41	3	26	_	50,105	112
É	à	i	≣†	5,612,191	1,169,222	1,430,049	1,492,846	1,468,082	335	270	102	952	50,105	228

第94表 積立金の状況

(単位 百万円)

					平 成	27 1	年 度			平	成 26 年	度
	区	分	積	Ī Ż i	金	積	立金取崩し	額	差引	積 立 金	積立金	差 引 (C)-(D)
			都道府県	市町村	合計額(A)	都道府県	市町村	合計額(B)	(A)—(B)	(C)	取崩し額 (D)	(C)-(D)
歳と	出決算積	立金	1,816,864	1,952,344	3,769,208	1,697,132	1,589,270	3,286,401	482,807	4,005,932	4,027,553	△ 21,621
歳計	剰余金処分	積立金	13,515	223,464	236,979	_	_	-	236,979	261,767	_	261,767
合		計	1,830,380	2,175,808	4,006,187	1,697,132	1,589,270	3,286,401	719,786	4,267,699	4,027,553	240,146
	, 財政調整 積 立	基基金金	181,441	765,912	947,352	101,850	416,940	518,791	428,561	1,116,639	684,054	432,585
内訳	減債基金	積立金	113,867	167,789	281,657	107,652	97,081	204,733	76,924	414,099	278,796	135,303
	その他特別	定目的 立 金	1,535,072	1,242,107	2,777,178	1,487,630	1,075,249	2,562,877	214,301	2,736,961	3,064,703	△ 327,742

第95表 投資及び出資金の状況

		平 成 27		平成26年度 合 計 額		比 較					
区分	都道府県		市町村			合 計 額		増減額	増減率	前年度 増減率	
総 務 費	5,993	4.7	3,842	1.8	9,835	2.9	5,473	1.5	4,362	79.7	△ 48.4
衛生費	28,068	22.2	97,874	45.2	125,942	36.7	130,847	35.6	△ 4,905	△ 3.7	△ 6.9
公衆衛生費	27,222	21.5	97,551	45.0	124,773	36.4	128,894	35.1	△ 4,121	△ 3.2	△ 7.4
そ の 他	846	0.7	323	0.2	1,169	0.3	1,953	0.5	△ 784	△ 40.1	49.7
農林水産業費	2,335	1.8	3,271	1.5	5,606	1.6	4,021	1.1	1,585	39.4	7.6
農業費	449	0.4	762	0.4	1,210	0.4	1,205	0.3	5	0.4	79.6
畜 産 業 費	91	0.1	52	0.0	142	0.0	71	0.0	71	100.0	914.3
農地費	-	-	2,349	1.1	2,349	0.7	1,817	0.5	532	29.3	42.0
林業費	1,786	1.4	16	0.0	1,801	0.5	843	0.2	958	113.6	△ 44.6
水産業費	10	0.0	93	0.0	103	0.0	85	0.0	18	21.2	△ 66.9
商工費	20,477	16.2	5,795	2.7	26,272	7.7	34,546	9.4	△ 8,274	△ 24.0	247.8
土 木 費	51,147	40.4	77,650	35.8	128,797	37.5	128,886	35.1	△ 89	△ 0.1	△ 12.2
土木管理費	344	0.3	3	0.0	347	0.1	579	0.2	△ 232	△ 40.1	△ 82.1
都市計画費	48,333	38.2	77,389	35.7	125,722	36.6	125,070	34.0	652	0.5	3.4
住 宅 費	-	-	-	_	_	_	60	0.0	△ 60	皆減	△ 17.8
その他	2,470	1.9	258	0.1	2,728	0.8	3,177	0.9	△ 449	△ 14.1	△ 85.9
教 育 費	12,200	9.6	99	0.0	12,299	3.6	5,893	1.6	6,406	108.7	1,628.2
そ の 他	6,311	5.1	28,108	13.0	34,419	10.0	57,879	15.7	△ 23,460	△ 40.5	84.3
合 計	126,531	100.0	216,639	100.0	343,170	100.0	367,545	100.0	△ 24,375	△ 6.6	7.1
うち公営企業(法適用)に対するもの	67,899	53.7	195,871	90.4	263,771	76.9	268,741	73.1	△ 4,970	△ 1.8	0.4
そ の 他	58,632	46.3	20,768	9.6	79,399	23.1	98,804	26.9	△ 19,405	△ 19.6	30.4

その1 目的別内訳

- π /\	平 成 27 年 度						平成26年度		比較			
区 分		都道府県		市町村		純計額		純計額		増減額	増減率	前年度 増減率
民生	費	20,052	0.6	17,651	1.3	36,119	0.8	45,634	0.9	△ 9,515	△ 20.9	△ 0.8
社会福祉	費	6,731	0.2	3,925	0.3	10,032	0.2	12,954	0.3	△ 2,922	△ 22.6	△ 10.3
児 童 福 祉	費	11,094	0.3	8,727	0.7	19,710	0.4	20,217	0.4	△ 507	△ 2.5	△ 3.5
そ の	他	2,227	0.1	4,999	0.3	6,377	0.2	12,463	0.2	△ 6,086	△ 48.8	17.4
衛生	費	92,301	2.8	34,761	2.7	126,093	2.7	122,504	2.5	3,589	2.9	△ 10.9
労 働	費	5,942	0.2	44,317	3.4	50,259	1.1	54,309	1.1	△ 4,050	△ 7.5	△ 5.9
農林水産業	費	174,653	5.2	20,449	1.6	195,034	4.2	215,998	4.4	△ 20,964	△ 9.7	△ 7.8
農業	費	25,493	0.8	9,444	0.7	34,911	0.8	37,832	0.8	△ 2,921	△ 7.7	12.9
畜 産 業	費	2,047	0.1	2,480	0.2	4,527	0.1	4,959	0.1	△ 432	△ 8.7	△ 4.4
農地	費	3,279	0.1	172	0.0	3,433	0.1	3,469	0.1	△ 36	△ 1.0	△ 26.9
林業	費	128,439	3.8	1,487	0.1	129,922	2.8	148,503	3.0	△ 18,581	△ 12.5	△ 11.7
水産業	費	15,394	0.5	6,866	0.5	22,241	0.5	21,235	0.4	1,006	4.7	△ 6.1
商工	費	2,843,424	85.1	1,008,613	77.0	3,850,589	83.3	4,083,793	83.3	△ 233,204	△ 5.7	△ 9.4
土 木	費	121,655	3.6	126,246	9.6	245,752	5.3	269,919	5.5	△ 24,167	△ 9.0	△ 8.9
土木管理	費	39,914	1.2	51,326	3.9	91,241	2.0	99,387	2.0	△ 8,146	△ 8.2	△ 20.4
港湾	費	6,527	0.2	9,023	0.7	15,525	0.3	17,091	0.3	△ 1,566	△ 9.2	35.8
都市計画	費	8,996	0.3	42,960	3.3	50,625	1.1	50,726	1.0	△ 101	△ 0.2	△ 3.3
住 宅	費	62,169	1.9	22,164	1.7	84,334	1.8	94,195	1.9	△ 9,861	△ 10.5	△ 4.0
そ の	他	4,049	0.0	773	0.0	4,027	0.1	8,520	0.3	△ 4,493	△ 52.7	1.3
教 育	費	42,921	1.3	26,358	2.0	67,841	1.5	63,711	1.3	4,130	6.5	△ 22.3
教育総務	費	33,765	1.0	15,879	1.2	49,644	1.1	52,590	1.1	△ 2,946	△ 5.6	2.9
高等学校	費	2,884	0.1	4,344	0.3	7,227	0.2	4,981	0.1	2,246	45.1	△ 64.1
保健体育	費	206	0.0	1,767	0.1	1,767	0.0	1,799	0.0	△ 32	△ 1.8	△ 1.8
そ の	他	6,066	0.2	4,368	0.4	9,203	0.2	4,341	0.1	4,862	112.0	△ 71.4
そ の	他	40,303	1.2	30,972	2.4	49,626	1.1	48,899	1.0	727	1.5	25.3
合	計	3,341,251	100.0	1,309,367	100.0	4,621,313	100.0	4,904,767	100.0	△ 283,454	△ 5.8	△ 9.1
うち公営企業 (法道に 対 す る も		52,390	1.6	22,717	1.7	75,106	1.6	70,784	1.4	4,322	6.1	△ 1.5
そ の	他	3,288,861	98.4	1,286,650	98.3	4,546,207	98.4	4,833,983	98.6	△ 287,776	△ 6.0	△ 9.2

第96表 貸付金の状況(つづき)

その2 現在高の状況 (単位 百万円・%)

		区:	—— 分		平成	26年度 (A)	末現在高	<u> </u>	平月	成27年原 (B)	 度貸付額		平原	式 27 年度 (C)	度回収額		調整額(D)		27年度)+(B)-((E)	末現在高 (C)+(D)	in in	比	較
			,,		都道 府県	市町村	合計額	頂	都道 府県	市町村	合計	頭	都道 府県	市町村	合計額	頂		都道 府県	市町村	合計額	頂	増減額 (E)-(A)	
転係	Í	賞 る	債も	にの	341,788	245,906	587,695	8.4	7,790	10,229	18,019	0.4	143,693	24,514	168,207	3.4	△ 2,075	203,593	231,838	435,432	6.6	△ 152,263	△ 25.9
そ		σ)	他	5,089,803	1,324,579	6,414,381	91.6	3,333,461	1,299,138	4,632,599	99.6	3,542,617	1,300,719	4,843,335	96.6	△ 66,221	4,834,110	1,303,315	6,137,424	93.4	△ 276,957	△ 4.3
i	商	I	関	係	1,562,373	103,811	1,666,184	23.8	2,833,065	1,004,740	3,837,805	82.5	2,981,106	1,006,420	3,987,525	79.6	△ 17,186	1,397,096	102,182	1,499,278	22.8	△ 166,906	△ 10.0
1	農業		水 関	産係	514,380	14,401	528,781	7.6	174,645	19,775	194,419	4.2	163,481	18,702	182,183	3.6	△ 11,655	513,925	15,438	529,363	8.1	582	0.1
	民労		生 関	· 係	231,744	198,794	430,538	6.1	24,454	60,854	85,308	1.8	32,389	64,451	96,840	1.9	△ 9,413	221,559	188,035	409,594	6.2	△ 20,944	△ 4.9
	住	宅	関	係	540,558	151,690	692,248	9.9	62,169	21,890	84,059	1.8	80,238	24,566	104,804	2.1	△ 2,248	520,990	148,265	669,256	10.2	△ 22,992	. △ 3.3
	観交		光 関	· 係	977,412	189,920	1,167,332	16.7	12,155	29,144	41,299	0.9	52,626	32,953	85,579	1.7	△ 3,908	936,315	182,829	1,119,144	17.0	△ 48,188	△ 4.1
	開	発	関	係	148,158	243,604	391,763	5.6	46,598	55,923	102,521	2.2	51,868	58,774	110,642	2.2	△ 3,209	140,130	240,303	380,433	5.8	△ 11,330	△ 2.9
	教	育	関	係	267,247	85,426	352,673	5.0	39,459	25,880	65,339	1.4	38,103	27,072	65,176	1.3	△ 6,363	266,280	80,194	346,474	5.3	△ 6,199	△ 1.8
	そ	(の	他	847,931	336,933	1,184,862	16.9	140,916	80,932	221,849	4.8	142,806	67,781	210,586	4.2	△ 12,239	837,815	346,069	1,183,882	18.0	△ 980	△ 0.1
合				計	5,431,591	1,570,485	7,002,076	100.0	3,341,251	1,309,367	4,650,618	100.0	3,686,310	1,325,233	5,011,542	100.0	△ 68,296	5,037,703	1,535,153	6,572,856	100.0	△ 429,220	△ 6.1
うち預託		決	算	額	1,454,049	34,612	1,488,660	-	2,471,813	895,598	3,367,411	_	2,608,442	887,364	3,495,806	-	△ 13,551	1,311,176	35,538	1,346,714	-	△ 141,946	△ 9.5
うち預託金に係るもの	{		亥金融 D貸付		10,404,570	4,759,956	15,164,526	-	3,833,403	1,488,597	5,322,000	-	4,967,548	1,821,025	6,788,573	-	△ 294,845	9,261,314	4,141,793	13,403,107	-	△ 1,761,419	△ 11.6

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況

その1 推 移 (単位 億円)

	区	分	昭和36年度	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
決	算	額	415	69,040	69,559	70,816	71,152	70,936	73,419	75,622
指		数	100	16,636	16,761	17,064	17,145	17,093	17,691	18,222

第97表 地方公営企業等に対する繰出しの状況(つづき)

その2 事業別内訳 (単位 百万円・%)

				平 成 27	年 度			平成 26:	午 度	比	杉	3
	区分	都道府	于県	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
	′上水道事業	27,496	4.1	107,879	1.6	135,375	1.8	129,116	1.8	6,259	4.8	△ 7.2
	工業用水道事業	10,860	1.6	2,761	0.0	13,621	0.2	13,224	0.2	397	3.0	△ 43.5
	交 通 事 業	24,987	3.7	128,517	1.9	153,504	2.0	157,430	2.1	△ 3,926	△ 2.5	0.2
	電気事業	1,131	0.2	2	0.0	1,133	0.0	3,276	0.0	△ 2,143	△ 65.4	96.6
	ガ ス 事 業	-	_	1,822	0.0	1,822	0.0	1,761	0.0	61	3.5	△ 16.7
	簡易水道事業	3	0.0	4,937	0.1	4,940	0.1	4,586	0.1	354	7.7	△ 7.1
法適	港湾整備事業	0	0.0	14	0.0	14	0.0	15	0.0	△ 1	△ 6.7	△ 0.0
用	病 院 事 業	260,650	38.8	446,395	6.5	707,045	9.3	738,347	10.1	△ 31,302	△ 4.2	1.9
の公	市場事業	2,103	0.3	6,077	0.1	8,180	0.1	8,882	0.1	△ 702	△ 7.9	14.3
営企	と 畜 場 事 業	-	_	46	0.0	46	0.0	46	0.0	-	_	_
業	観光施設事業	-	_	813	0.0	813	0.0	2,095	0.0	△ 1,282	△ 61.2	71.3
会計	宅 地 造 成 事 業	26,637	4.0	5,987	0.1	32,624	0.4	31,700	0.4	924	2.9	△ 29.4
	下 水 道 事 業	175,262	26.1	759,192	11.0	934,453	12.4	902,330	12.3	32,123	3.6	1.1
	有 料 道 路 事 業	-	_	-	-	_	_	-	-	_	-	-
	駐車場整備事業	0	0.0	33	0.0	34	0.0	34	0.0	0	0.0	△ 88.6
	介護サービス事業	-	-	1,411	0.0	1,411	0.0	1,229	0.0	182	14.8	8.0
	その他の企業会計	81	0.0	2,804	0.0	2,885	0.1	3,672	0.1	△ 787	△ 21.4	△ 3.3
	、小計	529,210	78.8	1,468,690	21.3	1,997,900	26.4	1,997,743	27.2	157	0.0	△ 0.3
	交 通 事 業	-	_	1,770	0.0	1,770	0.0	2,202	0.0	△ 432	△ 19.6	20.1
	簡易水道事業	-	_	62,961	0.9	62,961	0.8	64,951	0.9	△ 1,990	△ 3.1	△ 1.5
	港湾整備事業	30,498	4.5	2,591	0.0	33,088	0.4	54,186	0.7	△ 21,098	△ 38.9	18.4
法非	市場事業	1,603	0.2	17,768	0.3	19,371	0.3	20,866	0.3	△ 1,495	△ 7.2	△ 0.0
適	と 畜 場 事 業	4,719	0.7	11,198	0.2	15,917	0.2	13,679	0.2	2,238	16.4	△ 1.4
用の	観光施設事業	291	0.0	11,133	0.2	11,424	0.2	11,273	0.2	151	1.3	△ 5.9
公	宅地造成事業	12,337	1.8	106,858	1.6	119,195	1.6	100,358	1.4	18,837	18.8	24.7
営企	下 水 道 事 業	90,655	13.5	771,444	11.2	862,099	11.4	883,021	12.0	△ 20,922	△ 2.4	△ 2.0
業会	有 料 道 路 事 業	-	-	67	0.0	67	0.0	1,390	0.0	△ 1,323	△ 95.2	皆増
計	駐車場整備事業	636	0.1	10,991	0.2	11,626	0.2	13,222	0.2	△ 1,596	△ 12.1	△ 15.0
	介護サービス事業	849	0.1	29,003	0.4	29,852	0.4	29,420	0.4	432	1.5	△ 16.1
	その他の企業会計	189	0.0	1,661	0.0	1,852	0.0	2,414	0.0	△ 562	△ 23.3	△ 32.2
	小計	141,777	21.1	1,027,445	14.9	1,169,222	15.5	1,196,982	16.3	△ 27,760	△ 2.3	0.1
国民	健康保険事業会計	-	-	1,430,049	20.8	1,430,049	18.9	1,260,220	17.2	169,829	13.5	5.6
その	他の事業会計	952	0.1	2,964,112	43.0	2,965,064	39.2	2,886,915	39.3	78,149	2.7	6.9
合	計	671,939	100.0	6,890,296	100.0	7,562,235	100.0	7,341,860	100.0	220,375	3.0	3.5

第98表 公債費の状況

その1 性質別内訳 (単位 百万円・%)

_				平 成 27	年 度			平成 264	年度	比	較	
区	分	都道府	!	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
地方債元	利償還金	7,189,072	100.0	5,752,277	100.0	12,899,192	100.0	13,334,116	100.0	△ 434,924	△ 3.3	1.8
元	金	6,110,103	85.0	5,090,417	88.5	11,160,368	86.5	11,433,522	85.7	△ 273,154	△ 2.4	3.5
利	子	1,078,969	15.0	661,860	11.5	1,738,824	13.5	1,900,595	14.3	△ 161,771	△ 8.5	△ 7.2
一時借入	、金 利 子	886	0.0	1,355	0.0	2,241	0.0	2,638	0.0	△ 397	△ 15.0	△ 8.6
合	計	7,189,958	100.0	5,753,632	100.0	12,901,432	100.0	13,336,755	100.0	△ 435,323	△ 3.3	1.8

その2 財源内訳 (単位 百万円・%)

			平 成 27	年 度			平成 264	王度	比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	純 計	額	純計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
国 庫 支 出 金	2,815	0.0	4,921	0.1	8,591	0.1	10,092	0.1	△ 1,501	△ 14.9	△ 17.0
使用料、手数料	136,198	1.9	157,447	2.7	294,595	2.3	306,115	2.3	△ 11,520	△ 3.8	△ 4.0
その他特定財源	280,443	3.9	101,865	1.8	373,691	2.8	526,382	3.9	△152,691	△ 29.0	129.8
一般財源等	6,770,502	94.2	5,489,399	95.4	12,224,555	94.8	12,494,166	93.7	△ 269,611	△ 2.2	△ 0.4
合 計	7,189,958	100.0	5,753,632	100.0	12,901,432	100.0	13,336,755	100.0	△435,323	△ 3.3	1.8

第99表 地方債元金償還額の状況

			———— 平 成 27	 年 度					 比	較	
区 分	都道府	県	市町		純 計	額	平成 26 ^全 純 計	F度 額	増減額	増減率	 前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	1,780,624	29.1	376,839	7.4	2,157,463	19.3	2,214,898	19.4	△ 57,435	△ 2.6	△ 1.0
うち財源対策債等	1,059,936	17.3	182,087	3.6	1,242,023	11.1	1,261,491	11.0	△ 19,468	△ 1.5	△ 0.2
公営住宅建設事業債	118,062	1.9	168,503	3.3	286,565	2.6	297,297	2.6	△ 10,732	△ 3.6	△ 1.0
うち復旧・復興事業分	162	0.0	31	0.0	193	0.0	313	0.0	△ 120	△ 38.3	133.6
うち(旧)緊急防災・減災事業分	32	0.0	38	0.0	71	0.0	22	0.0	49	222.7	120.0
災害復旧事業債	56,901	0.9	27,693	0.5	84,594	0.8	83,664	0.7	930	1.1	△ 4.9
(旧) 緊急防災・減災事業債	13,883	0.2	45,274	0.9	59,157	0.5	12,471	0.1	46,686	374.4	321.7
全 国 防 災 事 業 債	145	0.0	958	0.0	1,103	0.0	192	0.0	911	474.5	3,740.0
教育・福祉施設等整備事業債	81,334	1.3	583,475	11.5	664,809	6.0	686,183	6.0	△ 21,374	△ 3.1	△ 4.3
一般単独事業債	1,836,464	30.1	1,723,902	33.9	3,560,366	31.9	3,834,968	33.5	△ 274,602	△ 7.2	6.7
辺 地 対 策 事 業 債	-	_	36,996	0.7	36,996	0.3	38,497	0.3	△ 1,501	△ 3.9	△ 7.8
過疎対策事業債	_	-	215,458	4.2	215,458	1.9	221,333	1.9	△ 5,875	△ 2.7	△ 0.7
首都圏等整備事業債	47,703	0.8	_	=	47,703	0.4	55,188	0.5	△ 7,485	△ 13.6	△ 8.0
公共用地先行取得等事業債	36,209	0.6	99,383	2.0	135,591	1.2	170,969	1.5	△ 35,378	△ 20.7	△ 11.5
行 政 改 革 推 進 債	61,406	1.0	11,349	0.2	72,755	0.7	65,288	0.6	7,467	11.4	6.0
厚生福祉施設整備事業債	12,979	0.2	47,196	0.9	60,175	0.5	73,601	0.6	△ 13,426	△ 18.2	△ 20.7
地域財政特例対策債	150	0.0	_	-	150	0.0	3,186	0.0	△ 3,036	△ 95.3	△ 11.6
退職手当債(~平成17年度分)	11,742	0.2	856	0.0	12,598	0.1	9,930	0.1	2,668	26.9	16.4
退職手当債(平成18年度分~)	89,828	1.5	54,597	1.1	144,424	1.3	137,733	1.2	6,691	4.9	16.6
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	59,657	1.0	16,148	0.3	75,805	0.7	50,228	0.4	25,577	50.9	△ 2.8
地域改善対策特定事業債	_	_	625	0.0	625	0.0	778	0.0	△ 153	△ 19.7	△ 35.1
財 政 対 策 債							52	0.0			420.0
財 源 対 策 債	73,123	1.2	129,539	2.5	202,662	1.8	229,861	2.0	△ 27,199	△ 11.8	△ 2.8
減 収 補 塡 債 (昭和57·61·平成5~7·9~27年度分)	222,332	3.6	26,658	0.5	248,991	2.2	253,648	2.2	△ 4,657	△ 1.8	△ 2.4
臨時財政特例債	3,640	0.1	3,109	0.1	6,749	0.1	12,568	0.1	△ 5,819	△ 46.3	△ 62.4
公共事業等臨時特例債	33	0.0	6,237	0.1	6,270	0.1	3,190	0.0	3,080	96.6	16.1
減 税 補 塡 債	143,650	2.4	176,444	3.5	320,094	2.9	549,424	4.8	△ 229,330	△ 41.7	△ 0.6
臨 時 税 収 補 塡 債	26,174	0.4	48,526	1.0	74,701	0.7	73,912	0.6	789	1.1	2.9
臨 時 財 政 対 策 債	1,239,150	20.3	1,030,811	20.3	2,269,961	20.3	1,944,180	17.0	325,781	16.8	15.9
調整債 (昭和60·61·62·63年度分)	2,699	0.0	359	0.0	3,058	0.0	7,501	0.1	△ 4,443	△ 59.2	28.8
減 収 補 塡 債 特 例 分 (昭和50·平成14·19~27年度分)	70,449	1.2	28,934	0.6	99,384	0.9	98,948	0.9	436	0.4	6.1
都道府県貸付金	-	_	74,638	1.5	34,486	0.3	36,258	0.3	△ 1,772	△ 4.9	△ 6.6
そ の 他	121,766	2.0	155,910	3.0	277,675	2.5	267,576	2.6	10,099	3.8	△ 4.0
合 計	6,110,103	100.0	5,090,417	100.0	11,160,368	100.0	11,433,522	100.0	△ 273,154	△ 2.4	3.5
うち財源対策債等	1,133,059	18.5	311,626	6.1	1,444,685	12.9	1,491,352	13.0	△ 46,667	△ 3.1	△ 0.6
うち減収補塡債	310,496	5.1	56,668	1.1	367,164	3.3	370,971	3.2	△ 3,807	△ 1.0	△ 8.8

⁽注) 1 「交付公債」及び「枠外債」は、各項目に含まれている。
2 「地域改善対策特定事業債」には、昭和56年度まで許可された同和対策事業債及び昭和61年度まで許可された地域改善対策事業債を含む。
3 「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、12年度に許可された財源対策債等を含む。
4 平成27年度地方財政状況調査において地方債調査区分の変更があったことから、「財政対策債」の「平成27年度」、「比較 増減額」及び「比較 増減率」欄に数値を計していない。

を計上していない。

第100表 地方債現在高の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

		<u> </u>	平成 27	年 度	Ę		平成 26年	c #	比	較	
分 分	都道府	県	市町	村	合 計	額		額	増減額	増減率	前年度 増減率
公 共 事 業 等 債	19,736,482	22.2	4,120,888	7.3	23,857,370	16.4	24,468,690	16.8	△ 611,320	△ 2.5	△ 2.0
うち財源対策債等	9,967,488	11.2	1,580,677	2.8	11,548,165	7.9	12,264,917	8.4	△ 716,752	△ 5.8	△ 5.5
公営住宅建設事業債	1,391,099	1.6	1,696,421	3.0	3,087,520	2.1	3,190,531	2.2	△ 103,011	△ 3.2	△ 3.6
うち復旧・復興事業分	14,450	0.0	47,749	0.1	62,199	0.0	37,637	0.0	24,562	65.3	160.3
うち(旧)緊急防災・減災事業分	795	0.0	1,295	0.0	2,089	0.0	2,160	0.0	△ 71	△ 3.3	△ 1.0
災害復旧事業債	329,673	0.4	163,202	0.3	492,875	0.3	507,660	0.3	△ 14,785	△ 2.9	△ 0.0
(旧) 緊急防災・減災事業債	214,361	0.2	533,838	0.9	748,199	0.5	793,409	0.5	△ 45,210	△ 5.7	0.1
全 国 防 災 事 業 債	50,308	0.1	303,645	0.5	353,953	0.2	201,955	0.1	151,998	75.3	310.0
教育・福祉施設等整備事業債	1,361,415	1.5	5,349,259	9.5	6,710,674	4.6	6,756,579	4.6	△ 45,905	△ 0.7	△ 1.6
一 般 単 独 事 業 債	22,048,912	24.8	15,380,860	27.2	37,429,772	25.7	38,492,215	26.4	△ 1,062,443	△ 2.8	△ 3.7
辺 地 対 策 事 業 債	-	-	237,805	0.4	237,805	0.2	236,093	0.2	1,712	0.7	△ 0.7
過疎対策事業債	-	-	1,931,167	3.4	1,931,167	1.3	1,808,364	1.2	122,803	6.8	4.1
首都圈等整備事業債	275,091	0.3	_	_	275,091	0.2	322,794	0.2	△ 47,703	△ 14.8	△ 14.6
公共用地先行取得等事業債	186,441	0.2	423,073	0.7	609,514	0.4	713,125	0.5	△ 103,611	△ 14.5	△ 15.6
行 政 改 革 推 進 債	1,410,780	1.6	261,391	0.5	1,672,172	1.1	1,576,874	1.1	95,298	6.0	4.5
厚生福祉施設整備事業債	40,314	0.0	102,932	0.2	143,246	0.1	203,421	0.1	△ 60,175	△ 29.6	△ 26.4
地域財政特例対策債	106	0.0	_	-	106	0.0	256	0.0	△ 150	△ 58.6	△ 92.6
退職手当債(~平成17年度分)	95,469	0.1	5,862	0.0	101,331	0.1	113,929	0.1	△ 12,598	△ 11.1	△ 8.0
退職手当債(平成18年度分~)	1,835,098	2.1	503,815	0.9	2,338,913	1.6	2,308,975	1.6	29,938	1.3	1.0
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	1,094,705	1.2	221,692	0.4	1,316,396	0.9	1,349,860	0.9	△ 33,464	△ 2.5	△ 2.5
地域改善対策特定事業債	-	-	1,845	0.0	1,845	0.0	2,470	0.0	△ 625	△ 25.3	△ 24.0
財 源 対 策 債	712,023	0.8	1,213,593	2.1	1,925,616	1.3	1,998,171	1.4	△ 72,555	△ 3.6	△ 5.1
減 収 補 塡 債 (昭和57·61·平成5~7·9~27年度分)	2,520,353	2.8	283,864	0.5	2,804,218	1.9	3,050,316	2.1	△ 246,098	△ 8.1	△ 7.7
臨 時 財 政 特 例 債	8,437	0.0	7,005	0.0	15,443	0.0	22,192	0.0	△ 6,749	△ 30.4	△ 36.2
公共事業等臨時特例債	-	-	484	0.0	484	0.0	6,754	0.0	△ 6,270	△ 92.8	△ 30.7
減 税 補 塡 債	1,448,648	1.6	1,249,531	2.2	2,698,179	1.9	3,018,274	2.1	△ 320,095	△ 10.6	△ 15.4
臨 時 税 収 補 塡 債	126,669	0.1	111,051	0.2	237,720	0.2	312,420	0.2	△ 74,700	△ 23.9	△ 19.0
臨 時 財 政 対 策 債	31,114,406	35.0	19,552,291	34.6	50,666,697	34.8	48,502,966	33.2	2,163,731	4.5	7.9
調 整 債 (昭和60·61·62·63年度分)	39,882	0.0	2,138	0.0	42,019	0.0	45,078	0.0	△ 3,059	△ 6.8	△ 14.3
減 収 補 塡 債 特 例 分 (昭和50·平成14·19~27年度分)	1,612,735	1.8	235,704	0.4	1,848,439	1.3	1,862,121	1.3	△ 13,682	△ 0.7	△ 4.9
都 道 府 県 貸 付 金	-	-	568,214	1.0	568,214	0.4	586,785	0.4	△ 18,571	△ 3.2	△ 3.8
そ の 他	1,367,316	1.6	2,032,014	3.8	3,399,329	2.5	3,547,296	2.5	△ 147,967	△ 4.2	△ 3.2
合 計	89,020,723	100.0	56,493,584	100.0	145,514,307	100.0	145,999,573	100.0	△ 485,266	△ 0.3	0.1
うち財源対策債等	10,679,511	12.0	2,794,270	4.9	13,473,781	9.3	14,263,088	9.8	△ 789,307	△ 5.5	△ 5.4
うち減収補塡債	4,335,767	4.9	532,508	0.9	4,868,275	3.3	5,146,845	3.5	△ 278,570	△ 5.4	△ 6.7

⁽注)「合計 うち財源対策債等」は、「公共事業等債 うち財源対策債等」及び「財源対策債」の合計であり、平成6年度から10年度に許可された臨時公共事業債及び平成11、 12年度に許可された財源対策債等を含む。

その2 借入先別内訳 (単位 百万円・%)

		<u>7</u>	平成 27	年 度			平成 26年	F度		比	較	
区 分	都道府	県	市町	村	合 計	額	合 計	額	增	創減額	増減率	前年度 増減率
財 政 融 資 資 金	12,982,250	14.6	20,351,409	36.0	33,333,659	22.9	34,192,620	23.4	Δ	858,961	△ 2.5	△ 2.0
うち旧資金運用部資金	1,600,330	1.8	1,443,435	2.6	3,043,765	2.1	4,102,120	2.8	Δ	1,058,355	△ 25.8	△ 23.7
うち旧還元融資資金	72,477	0.1	109,547	0.2	182,024	0.1	248,157	0.2	Δ	66,133	△ 26.6	△ 30.6
旧 郵 政 公 社 資 金	2,008,703	2.3	2,633,891	4.7	4,642,594	3.2	5,509,783	3.8	Δ	867,189	△ 15.7	△ 14.4
旧 郵 便 貯 金 資 金	501,987	0.6	703,448	1.2	1,205,435	0.8	1,468,335	1.0	Δ	262,900	△ 17.9	△ 15.4
旧簡易生命保険資金	1,506,717	1.7	1,930,442	3.4	3,437,159	2.4	4,041,449	2.8	Δ	604,290	△ 15.0	△ 14.0
地方公共団体金融機構資金	3,478,449	3.9	7,487,156	13.3	10,965,606	7.5	10,529,117	7.2		436,489	4.1	6.8
うち旧公営企業金融公庫資金	797,411	0.9	2,026,766	3.6	2,824,177	1.9	3,296,107	2.3	Δ	471,930	△ 14.3	△ 13.6
国の予算貸付・政府関係機関貸付 (地方公共団体金融機構資金を除く。)	1,094,600	1.2	221,692	0.4	1,316,291	0.9	1,349,725	0.9	Δ	33,434	△ 2.5	△ 2.5
ゆうちょ銀行	345,257	0.4	59,598	0.1	404,855	0.3	359,711	0.2		45,144	12.6	14.1
市 中 銀 行	27,329,695	30.7	9,911,137	17.5	37,240,833	25.6	36,651,928	25.1		588,905	1.6	0.6
その他の金融機関	4,572,897	5.1	4,411,924	7.8	8,984,821	6.2	9,059,388	6.2	Δ	74,567	△ 0.8	△ 0.0
かんぽ生命保険	372,607	0.4	184,415	0.3	557,023	0.4	490,166	0.3		66,857	13.6	9.0
保 険 会 社 等	68,972	0.1	30,465	0.1	99,437	0.1	110,141	0.1	Δ	10,704	△ 9.7	△ 10.0
交 付 公 債	-	-	-	_	-	_	-	-		-	-	皆減
市場公募債	36,520,464	41.0	9,518,671	16.8	46,039,135	31.6	45,861,683	31.4		177,452	0.4	1.7
個 別 発 行 債10年 債	16,796,520	18.9	3,057,612	5.4	19,854,132	13.6	20,138,825	13.8	Δ	284,693	△ 1.4	△ 1.6
個別発行債5年債	4,299,944	4.8	1,308,618	2.3	5,608,563	3.9	5,431,263	3.7		177,300	3.3	△ 3.4
個 別 発 行 債20年 債	3,783,413	4.3	1,394,735	2.5	5,178,147	3.6	5,037,011	3.5		141,136	2.8	12.8
個 別 発 行 債30年 債	973,773	1.1	526,410	0.9	1,500,183	1.0	1,296,719	0.9		203,464	15.7	11.8
個 別 発 行 債15年 債	579,018	0.7	122,658	0.2	701,675	0.5	678,627	0.5		23,048	3.4	32.7
個別発行債7年債	260,834	0.3	48,000	0.1	308,834	0.2	308,665	0.2		169	0.1	33.3
共同発行債10年債	8,457,426	9.5	2,728,218	4.8	11,185,644	7.7	11,272,904	7.7	Δ	87,260	△ 0.8	1.8
住 民 公 募 債	569,997	0.6	274,426	0.5	844,423	0.6	802,661	0.5		41,762	5.2	△ 4.2
外 国 債	519,242	0.6	-	-	519,242	0.4	541,914	0.4	Δ	22,672	△ 4.2	23.5
そ の 他	280,297	0.2	57,994	0.1	338,292	0.1	353,094	0.0	Δ	14,802	△ 4.2	31.3
共 済 等	24,164	0.0	1,089,821	1.9	1,113,984	0.8	1,112,319	0.8		1,665	0.1	0.8
そ の 他	222,665	0.3	593,405	1.1	816,069	0.5	772,992	0.6		43,077	5.6	△ 0.1
合 計	89,020,723	100.0	56,493,584	100.0	145,514,307	100.0	145,999,573	100.0	Δ	485,266	△ 0.3	0.1

⁽注) 旧郵政公社資金には、平成15年度以前の郵便貯金資金及び簡易生命保険資金残高を含む。

その3 利率別内訳 (単位 百万円・%)

区分	都道	府県	市田	丁 村	合 計	十 額
0.5% 以下	22,840,538	25.7	16,899,943	29.9	39,740,481	27.3
1.0% 以下	23,804,802	26.7	13,738,284	24.3	37,543,086	25.8
1.5% 以下	18,079,403	20.3	11,211,913	19.8	29,291,316	20.1
2.0% 以下	19,094,239	21.4	11,060,908	19.6	30,155,147	20.7
2.5% 以下	4,294,009	4.8	2,374,988	4.2	6,668,997	4.6
3.0% 以下	550,367	0.6	641,599	1.1	1,191,966	0.8
3.5% 以下	172,611	0.2	200,742	0.4	373,353	0.3
4.0% 以下	57,797	0.1	124,793	0.2	182,589	0.1
4.5% 以下	69,239	0.1	163,945	0.3	233,184	0.2
5.0% 以下	40,230	0.0	52,306	0.1	92,536	0.1
5.5% 以下	11,235	0.0	17,659	0.0	28,894	0.0
6.0% 以下	440	0.0	1,864	0.0	2,303	0.0
6.5% 以下	3,785	0.0	2,190	0.0	5,975	0.0
7.0% 以下	2,030	0.0	631	0.0	2,661	0.0
7.0% 超	_	-	1,819	0.0	1,819	0.0
合 計	89,020,723	100.0	56,493,584	100.0	145,514,307	100.0

第100表 地方債現在高の状況(つづき)

その4 推 移 (単位 百万円・%)

	都	道府県		市	⊞Ţ	村	合	計	額
区 分	現在高	指 数	対前年度増 減 率	現在高	指 数	対前年度 増 減 率	現在高	指 数	対前年度増減率
昭和49年度	3,688,067	100	23.3	4,851,720	100	26.4	8,539,787	100	25.0
平成20年度	80,257,202	2,176	0.8	57,141,336	1,178	△ 2.4	137,398,538	1,609	△ 0.6
21	83,301,567	2,259	3.8	56,485,175	1,164	△ 1.1	139,786,742	1,637	1.7
22	85,729,679	2,325	2.9	56,395,866	1,162	△ 0.2	142,125,545	1,664	1.7
23	87,322,349	2,368	1.9	55,909,502	1,152	△ 0.9	143,231,851	1,677	0.8
24	88,820,024	2,408	1.7	55,885,149	1,152	△ 0.0	144,705,173	1,694	1.0
25	89,729,661	2,433	1.0	56,189,213	1,158	0.5	145,918,874	1,709	0.8
26	89,602,745	2,430	△ 0.1	56,396,828	1,162	0.4	145,999,573	1,710	0.1
27	89,020,723	2,414	△ 0.6	56,493,584	1,164	0.2	145,514,307	1,704	△ 0.3

第101表 債務負担行為額(翌年度以降支出予定額)の状況

その1 目的別内訳 (単位 百万円・%)

	区		分			平 成 2	7 年 度			平成26年度	増 減 率
))	都道	府 県	市町	村	合 計	額	合 計 額	垣 / 成 平
1	物件の購入	等に係	るもの	3,414,409	59.5	4,252,384	43.9	7,666,792	49.7	7,727,486	△ 0.8
2	債務保証又は損	長補償に	係るもの	122,770	2.1	136,888	1.4	259,658	1.7	247,147	5.1
3	そ	の	他	2,201,208	38.4	5,295,503	54.7	7,496,711	48.6	7,171,491	4.5
	合		計	5,738,387	100.0	9,684,775	100.0	15,423,161	100.0	15,146,124	1.8

⁽注)「2債務保証又は損失補償に係るもの」には、履行すべき額の確定したものを計上している。

その2 推 移 (単位 百万円・%)

- Λ	合		計	1 物件の購	入等に	係るもの	2 債務保証 係るもの		失補償に	3	その他	}
区分	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率	支 出 予定額	指数	対前年度 増 減 率
平成22年度	12,281,044	100	0.9	6,357,992	100	△ 3.4	149,103	100	184.0	5,773,949	100	4.1
23	13,038,076	106	6.2	6,303,303	99	△ 0.9	135,879	91	△ 8.9	6,598,894	114	14.3
24	13,413,729	109	2.9	6,637,511	104	5.3	153,146	103	12.7	6,623,072	115	0.4
25	14,530,293	118	8.3	7,438,177	117	12.1	191,985	129	25.4	6,900,131	120	4.2
26	15,146,124	123	4.2	7,727,486	122	3.9	247,147	166	28.7	7,171,491	124	3.9
27	15,423,161	126	1.8	7,666,792	121	△ 0.8	259,658	174	5.1	7,496,711	130	4.5

第102表 積立金現在高の状況

資 料

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

				平 成 27	年 度			平成 264	主度	比	較	
区	分	都 道 府	県	市町	村	合 計	額	合計	額	増減額	増減率	前年度 増減率
財政調	整基金	1,615,945	20.5	5,977,628	38.7	7,593,572	32.5	7,165,011	31.7	428,561	6.0	6.3
減 債	基 金	1,241,266	15.8	1,405,807	9.1	2,647,073	11.3	2,570,149	11.4	76,924	3.0	6.1
その他特定	定目的基金	5,014,206	63.7	8,080,447	52.2	13,094,654	56.2	12,880,353	56.9	214,301	1.7	△ 2.5
合	計	7,871,417	100.0	15,463,882	100.0	23,335,299	100.0	22,615,513	100.0	719,786	3.2	1.1

その2 推 移 (単位 百万円・%)

	総	額	財 政 調	整基金	減 債	基金	その他特定	E目的基金
区分	積 立 金現 在 高	対前年度増減率						
平成18年度	13,602,238	4.8	4,071,951	4.9	2,139,838	2.2	7,390,449	5.6
19	13,938,767	2.5	4,216,147	3.5	1,842,687	△ 13.9	7,879,933	6.6
20	15,273,656	9.6	4,413,380	4.7	1,787,454	△ 3.0	9,072,822	15.1
21	17,177,205	12.5	4,474,802	1.4	1,689,600	△ 5.5	11,012,803	21.4
22	17,866,710	4.0	5,235,694	17.0	2,076,049	22.9	10,554,967	△ 4.2
23	19,592,209	9.7	5,599,566	6.9	2,305,910	11.1	11,686,733	10.7
24	21,029,432	7.3	6,139,630	9.6	2,318,616	0.6	12,571,186	7.6
25	22,365,652	6.4	6,740,043	9.8	2,421,428	4.4	13,204,181	5.0
26	22,615,513	1.1	7,165,011	6.3	2,570,149	6.1	12,880,353	△ 2.5
27	23,335,299	3.2	7,593,572	6.0	2,647,073	3.0	13,094,654	1.7

第103表 平成27年度資金収支の状況

		区分	第1·四章 (27年4月~		第2·四章 (27年7月~		第3・四章 (27年10月~		第4·四章 (28年1月~		出納整理 (28年4月~		合	計
	(、 歳 入 (a)	27,820,632	71.4	22,592,864	88.6	24,076,399	84.6	33,106,661	81.6	12,841,936	105.5	120,438,492	82.7
		地 方 税	12,358,977	31.7	8,563,914	33.6	8,703,332	30.6	8,173,139	20.1	1,299,202	10.7	39,098,563	26.8
		地方消費税清算金	294,895	0.8	679,033	2.7	227,991	0.8	350,340	0.9	-	_	1,552,259	1.1
		地方特例交付金、地方交付税 及 び 地 方 譲 与 税	8,211,954	21.1	4,767,409	18.7	5,374,653	18.9	1,824,509	4.5	10,230	0.1	20,188,754	13.9
	収	国庫支出金等	2,322,973	6.0	2,568,017	10.1	2,964,491	10.4	6,195,387	15.3	1,231,244	10.1	15,282,111	10.5
		都道府県支出金等	881,768	2.3	1,857,173	7.3	1,537,860	5.4	2,600,592	6.4	1,110,039	9.1	7,987,432	5.5
合	{	地方債(起債前借を含む。)	253,584	0.7	752,987	3.0	1,991,125	7.0	3,143,282	7.7	4,574,239	37.6	10,715,218	7.4
-				0.0	5,700	0.0	13,565	0.0	30,980	0.1		0.3	88,260	0.1
	入	公営事業会計からの繰入れ	4,511						·	-	33,504			
		そ の 他	3,491,970	8.8	3,398,631	13.2	3,263,382	11.5	10,788,432	26.6	4,583,478	37.6	25,525,895	17.4
		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ(b)	1,316,302	3.4	1,421,923	5.6	1,059,065	3.7	3,712,724	9.1	2,472,068	20.3	9,982,081	6.9
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	4,790,710	12.3	2,338,622	9.2	1,988,934	7.0	2,937,282	7.2	1,807,512	14.8	13,863,059	9.5
		一時借入金等借入額(d)	7,655,857	19.7	1,981,834	7.8	3,441,135	12.1	8,249,579	20.3	100	0.0	21,328,505	14.6
計	'	(a)-(b)+(c)+(d)	38,950,897	100.0	25,491,397	100.0	28,447,403	100.0	40,580,799	100.0	12,177,479	100.0		
		´歳 出(e)	23,097,415	73.6	23,625,867	88.3	23,522,330	84.8	33,447,894	84.1	16,549,203	82.5	120,242,709	82.5
		(e)のうち地方消費税清算金	294,895	0.9	679,033	2.5	227,991	0.8	350,340	0.9	_	-	1,552,259	1.1
	支	(e)うち普通会計内の会計間繰出し (f)	1,316,298	4.2	1,421,923	5.3	1,059,065	3.8	3,712,724	9.3	2,472,068	12.3	9,982,078	6.9
	{	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	2,769,659	8.8	2,813,433	10.5	2,161,258	7.8	3,331,360	8.4	2,786,949	13.9	13,862,659	9.5
	出	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	185,908	0.6	34,116	0.1	5,546	0.0	7,142	0.0	4,267	0.0	236,979	0.2
		一 時 借 入 金 等 返 済 額(i)	6,630,804	21.1	1,714,501	6.4	3,099,735	11.2	6,696,403	16.8	3,187,063	15.9	21,328,505	14.6
L	L	合計 $(e)-(f)+(g)+(h)+(i)$	31,367,488	100.0	26,765,994	100.0	27,729,804	100.0	39,770,076	100.0	20,055,413	100.0	145,688,775	100.0
	1	´ 歳 入 (a)	13,847,173	70.4	10,941,853	86.5	12,834,126	87.6	17,381,437	99.4	5,808,411	119.0	60,813,001	87.7
		地 方 税	6,101,568	31.0	4,206,850	33.3	4,944,197	33.8	4,193,472	24.0	696,507	14.3	20,142,594	29.1
		地 方 消 費 税 清 算 金	294,895	1.5	679,033	5.4	227,991	1.6	350,340	2.0	-	-	1,552,259	2.2
	収	地方特例交付金、地方交付税 及 び 地 方 譲 与 税	4,392,923	22.3	2,713,124	21.5	3,166,484	21.6	877,394	5.0	1,164	0.0	11,151,089	16.1
	4X	国庫支出金等	772,559	3.9	692,415	5.5	1,335,823	9.1	2,963,499	17.0	535,350	11.0	6,299,646	9.1
都		地方債(起債前借を含む。)	209,366	1.1	610,743	4.8	1,345,633	9.2	1,550,315	8.9	1,812,023	37.1	5,528,081	8.0
		公営事業会計からの繰入れ	3,280	0.0	1,474	0.0	1,338	0.0	4,319	0.0	8,383	0.2	18,793	0.0
	入	そ の 他	2,072,582	10.6	2,038,214	16.0	1,812,660	12.3	7,442,098	42.5	2,754,984	56.4	16,120,539	23.2
道		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	1,257,299	6.4	1,289,835	10.2	1,015,998	6.9	3,427,266	19.6	1,686,448	34.5	8,676,846	12.5
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	2,498,421	12.7	1,760,888	13.9	1,515,760	10.3	1,850,609	10.6	760,241	15.6	8,385,919	12.1
府		一時借入金等借入額(d)	4,574,829	23.3	1,230,261	9.7	1,312,309	9.0	1,674,721	9.6	_	_	8,792,121	12.7
		合計 (a)-(b)+(c)+(d)	19,663,124	100.0	12,643,168	100.0	14,646,198	100.0	17,479,502	100.0	4,882,204	100.0	69,314,195	100.0
県		、	12,295,671	77.8	11,859,971	86.3	11,667,136	86.0	17,614,066	98.2	7,523,511	89.5	60,960,355	87.7
710		(e)のうち地方消費税清算金	294.895	1.9	679,033	4.9	227,991	1.7	350,340	2.0	-	_	1,552,259	2.2
	支	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し(f)	1,257,299	8.0	1,289,835	9.4	1,015,998	7.5	3,427,266	19.1	1,686,448	20.1	8.676.846	12.5
	Į	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	805,034	5.1	2,071,604	15.1	1.498.996	11.0	2,052,633	11.4	1,957,652	23.3	8,385,919	12.1
	出	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	4,264	0.0	6,203	0.0	-	-	3,048	0.0	- 1,557,052	-	13,515	
	出	一時借入金等返済額(i)	3,959,513		1,093,722	8.0	1,423,903	10.5	1,701,973	9.5	613,009	7.3	8,792,121	12.7
		合計 (e)-(f)+(g)+(h)+(i)	15,807,183		13,741,665	100.0	13,574,038	100.0	17,944,454		8,407,725	100.0	69,475,064	
\vdash	<u> </u>	/ 歳 入 (a)	13,973,459	72.4	11,651,010	90.7	11,242,273	81.5	15,725,224	68.1	7,033,525	96.4	59,625,491	78.1
		地方税	6,257,408		4,357,064	33.9	3,759,135	27.2	3,979,667	17.2	602,695	8.3		
		地方特例交付金、地方交付税	3,819,031	19.8	2,054,286	16.0	2,208,169	16.0	947,115	4.1	9,065	0.1	9,037,665	11.8
		及び地方譲与税	1 550 41 4	0.0	1 075 600	146	1 620 660	11.0	2 221 000	140	KOF 00.4	٥٢	0.002.445	110
	収	国庫支出金等	1,550,414		1,875,602	14.6	1,628,668	11.8	3,231,888	14.0	695,894	9.5	8,982,465	
市		都道府県支出金等	881,768	4.6	1,857,173	14.5	1,537,860	11.1	2,600,592	11.3	1,110,039	15.2	7,987,432	
''-	{	地方債(起債前借を含む。)	44,218		142,244	1.1	645,492	4.7	1,592,967	6.9	2,762,216	37.9	5,187,137	
	入	公営事業会計からの繰入れ	1,231	0.0	4,226	0.0	12,227	0.1	26,661	0.1	25,121	0.3	69,467	0.1
	$ ^{\wedge} $	そ の 他	1,419,389		1,360,415	10.6	1,450,722	10.6	3,346,334	14.5	1,828,495	25.1	9,405,356	
町		(a)のうち普通会計内の会計間繰入れ (b)	59,002	0.3	132,088	1.0	43,067	0.3	285,458	1.2	785,621	10.8	1,305,236	1.7
		歳計現金貸付金回収金又は他会計借入金(c)	2,292,289		577,734	4.5	473,173	3.4	1,086,673	4.7	1,047,272	14.4	5,477,141	7.2
		一時借入金等借入額(d)	3,081,028		751,573	5.8	2,128,826	15.4	6,574,858	28.5	100	0.0	12,536,385	
村	'	(a)-(b)+(c)+(d)	19,287,773		12,848,229	100.0	13,801,205	100.0	23,101,297	100.0	7,295,275	100.0	76,333,780	
1.19	(´ 歳 出 (e)	10,801,744	69.4	11,765,896	90.3	11,855,194	83.7	15,833,828	72.5	9,025,692	77.5	59,282,354	77.8
	支	(e)のうち普通会計内の会計間繰出し (f)	58,999	0.4	132,088	1.0	43,067	0.3	285,458	1.3	785,621	6.7	1,305,232	1.7
	ļ	歳計現金貸付金又は他会計借入金返済金 (g)	1,964,626	12.6	741,829	5.7	662,262	4.7	1,278,727	5.9	829,297	7.1	5,476,741	7.2
	[,,]	歳計剰余金処分としての積立金 (h)	181,644	1.2	27,913	0.2	5,546	0.0	4,094	0.0	4,267	0.0	223,464	0.3
	出	一 時 借 入 金 等 返 済 額(i)	2,671,292	17.2	620,778	4.8	1,675,831	11.8	4,994,430	22.9	2,574,054	22.1	12,536,385	16.4
	L	(e)-(f)+(g)+(h)+(i)	15,560,306	100.0	13,024,328	100.0	14,155,766	100.0	21,825,622	100.0	11,647,689	100.0	76,213,711	100.0

⁽注) 地方税に含まれる地方消費税は、都道府県間の清算を行う前の額である。

第104表 道路(地方道)の状況

	区	分		平成 27 年度	平成 26 年度	増 減
		都道府県道	主要地方道	57,408	57,213	195
実	延 長 (km)	都道府県道	一般都道府県道	71,378	71,084	294
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	是 技 (KIII)	市町	村道	1,030,644	1,027,955	2,689
		合	計	1,159,430	1,156,253	3,177
		都道府県道	主要地方道	899.4	895.1	4.3
面	珪 (km²)	都道府県道	一般都道府県道	941.6	936.9	4.7
	積(km²)	市町	村道	6,673.7	6,648.8	24.9
		合	計	8,514.7	8,480.9	33.8

⁽注) 平成27年度の数値は平成28年4月1日現在のもの、平成26年度の数値は平成27年4月1日現在のものである。

第105表 公営住宅等の管理状況

区分	平	成 27 年	度	平	成 26 年	度	#	曽 派	戓
	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
公営住宅等(戸)	951,845	1,452,821	2,404,666	962,085	1,438,493	2,400,578	△ 10,240	14,328	4,088
うち公営住宅(戸)	921,449	1,242,685	2,164,134	930,091	1,228,902	2,158,993	△ 8,642	13,783	5,141

第106表 公園の状況

	<i>/</i>		平成27年度	i.		平成26年度			増 減	
区	分	市町村立	市町村立 以 外	승 計	市町村立	市町村立 以 外	습 計	市町村立	市町村立 以 外	合 計
都市公園等	箇所数	131,585	1,054	132,639	129,776	996	130,772	1,809	58	1,867
(都市計画区域内)	面 積 (km²)	1,092.3	275.6	1,367.9	1,080.2	275.8	1,356.0	12.1	△ 0.2	11.9
その他公園	箇所数	6,401	261	6,662	6,344	264	6,608	57	△ 3	54
(都市計画区域外)	面 積 (km²)	134.7	36.7	171.4	134.3	36.2	170.5	0.4	0.5	0.9
合 計	箇所数	137,986	1,315	139,301	136,120	1,260	137,380	1,866	55	1,921
	面 積 (km²)	1,227.1	312.2	1,539.3	1,214.5	312.0	1,526.5	12.6	0.2	12.8

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

⁽注) 1 各年度の数値は各年度末のものである。 2 公営住宅等は公営住宅、改良住宅及び単独住宅の合計である。

第107表 下水道等の状況

	区分	平成 27 年度	平成 26 年度	増減
	現 在 排 水 人 □ (人) 計 画 排 水 区 域 面 積 (km²) 現 在 排 水 区 域 面 積 (km²)	99,396,362 22,495.6 17,175.2	98,806,520 22,458.3 17,018.5	589,842 37.3 156.7
公共下水道	計 画 終 末 処 理 場 数 (箇所) 現 在 終 末 処 理 場 数 (箇所)	2,035 1,996	2,033 1,996	2 –
	計 画 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人) 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	22,412.4 17,113.9 99,269,461 93,542,215	22,370.8 16,960.6 98,683,109 92,789,068	41.6 153.3 586,352 753,147
都市下水路	計	1,614.1 1,346.1	1,611.7 1,354.8	2.4 \(\triangle 8.7
農業集落排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人) 現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km²) 現 在 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	3,459,435 3,457,092 2,361.6 2,328.9 2,918,130	3,512,906 3,510,566 2,370.0 2,337.2 2,939,078	△ 53,471 △ 53,474 △ 8.4 △ 8.3 △ 20,948
漁業集落排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人) 現 在 排 水 区 域 面 積 (うち汚水に係るもの) (km²) 現 在 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	168,530 168,382 87.4 87.1 131,081	171,477 171,101 87.0 86.4 132,219	△ 2,947 △ 2,719 0.4 0.7 △ 1,138
林業集落排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人) 現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの) (km²) 現 在 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	2,573 2,573 2.2 2.2 2.307	2,677 2,677 2.2 2.2 2,397	△ 104 △ 104
簡 易排水施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人) 現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの) (km²) 現 在 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	1,513 1,513 1.8 1.8 1.8	1,536 1,536 1.8 1.8 1,441	△ 23 △ 23
小規模集合排水処理施設	現 在 排 水 人 口 (うち汚水に係るもの) (人) 現 在 処 理 区 域 内 人 口 (人) 現在排水区域面積 (うち汚水に係るもの) (km²) 現 在 処 理 区 域 面 積 (km²) 現 在 水 洗 便 所 設 置 済 人 口 (人)	6,171 6,171 4.4 4.4 5,514	6,141 6,141 4.3 4.3 5,412	30 30 0.1 0.1 102
	ティ・プラント 処理 人口 (人)	218,997	227,402	△ 8,405
合併処理浄化槽	処 理 人 口 (人) うち特定地域生活排水処理施設に係るもの (人) うち 個 別 排 水 処 理 施 設 に 係 る も の (人)	12,222,200 462,252 72,662	12,226,628 418,848 93,639	△ 4,428 43,404 △ 20,977

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第108表 し尿及びごみ処理施設の状況

			区			分	平成27年度	平成26年度	増	減	増	減	率
		hΠ	тш	+/-	=n.	処理人口(千人)	7,877	8,322		445		Δ	5.3
	尿	処	理	施	設	年間総収集量(千kl)	7,597	7,800		203		\triangle	2.6
-Z//	7.	hΠ	т	+/-	=n.	処理人口(千人)	127,823	127,872		49		Δ	0.0
ご"	み	処	理	施	設	年間総収集量(千t)	40,668	40,893		225		\triangle	0.6

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第109表 公立保育所の状況

				平 成 2	7 年 度			平 成 2	6 年 度			
	区	分	都道府県立	市町村立	一部事務 組 合 立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務組 合立	合 計	増	減
筃	所	数	2	9,751	3	9,756	2	10,243	3	10,248	Δ	492
延	面	積 (m²)	2,481	7,425,837	2,691	7,431,009	2,481	7,718,988	2,691	7,724,160	△ 293	3,151

⁽注) 1 平成 27年度の数値は平成 27年 10月 1日現在のもの、平成 26年度の数値は平成 26年 10月 1日現在のものである。

第110表 公立老人ホームの状況

	_			平 成 2	7 年 度			平 成 2	6 年 度		
	区	分	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合 計	都道府県立	市町村立	一部事務組合立	合 計	増減
	養護老	人ホーム	6	233	77	316	6	244	78	328	△ 12
箇所	特別養護	老人ホーム	3	262	99	364	4	276	100	380	△ 16
数	軽費老	人ホーム	2	63	6	71	2	64	7	73	△ 2
	合	計	11	558	182	751	12	584	185	781	△ 30

⁽注) 平成27年度の数値は平成27年10月1日現在のもの、平成26年度の数値は平成26年10月1日現在のものである。

第111表 公立高等学校、中等教育学校の状況

					平	成 27 年	度		平	成 26 年	度		184	~	184	+ +
	X		分		都道府県立	市町村立	合	計	都道府県立	市町村立	合	計	増	減	増	減率
高	等	学	校	数	3,372	217		3,589	3,387	217		3,604		△ 15		△ 0.4
中	等教	育	学 校	数	25	6		31	25	6		31		_		_

² 季節保育所を含まない。

⁽注) 1 文部科学省調べによる。2 平成27年度の数値は平成28年5月1日現在のもの、平成26年度の数値は平成27年5月1日現在のものである。

第112表 文化及び体育施設の状況(公立分)

	区		分	平。	成 27 年	度	平	成 26 年	度	増		減
				都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計	都道府県立	市町村立	合 計
	県	民 会 館	箇 所 数	190	3,158	3,348	189	3,155	3,344	1	3	4
	市	民 会 館	延 面 積(千m²)	2,476	11,676	14,152	2,493	11,548	14,040	△ 17	128	112
	公	会 堂	専任職員数 (人)	2,628	12,689	15,317	2,618	12,434	15,052	10	255	265
	図	書館	箇 所 数	58	3,215	3,273	59	3,208	3,267	△ 1	7	6
			専任職員数 (人)	1,691	19,066	20,757	1,707	18,503	20,210	△ 16	563	547
文		総合博物館	箇 所 数	23	96	119	23	95	118	_	1	1
		₩以口 号 100 KB	専任職員数 (人)	491	657	1,148	486	659	1,145	5	△ 2	3
		科学博物館	箇 所 数	14	61	75	13	58	71	1	3	4
化	博	14.2.14.1017	専任職員数 (人)	358	590	948	353	590	943	5	_	5
		歴史博物館	箇 所 数	53	275	328	53	273	326	_	2	2
施	物	正文母的品	専任職員数 (人)	793	1,431	2,224	791	1,419	2,210	2	12	14
	123	美術博物館	箇 所 数	57	171	228	58	169	227	△ 1	2	1
		CM () (M	専任職員数 (人)	934	1,174	2,108	924	1,109	2,033	10	65	75
設	館	その他	箇 所 数	17	94	111	17	92	109	_	2	2
			専任職員数 (人)	792	1,602	2,394	767	1,538	2,305	25	64	89
		 合 : 計	箇 所 数	164	697	861	164	687	851	_	10	10
			専任職員数 (人)	3,368	5,454	8,822	3,321	5,315	8,636	47	139	186
	青	年の家・	箇 所 数	144	286	430	144	286	430	_	_	_
	<u> </u>	然 の 家	専任職員数 (人)	1,371	1,382	2,753	1,381	1,335	2,716	△ 10	47	37
	体	育 館	箇 所 数	189	6,459	6,648	192	6,395	6,587	△ 3	64	61
体			専任職員数 (人)	695	9,527	10,222	698	9,382	10,080	△ 3	145	142
14	陸	上 競 技 場	箇 所 数	106	953	1,059	106	954	1,060	_	△ 1	△ 1
育			専任職員数 (人)	233	815	1,048	226	790	1,016	7	25	32
施	野	球場	箇 所 数	166	3,962	4,128	166	3,963	4,129	_	△ 1	△ 1
設			専任職員数 (人)	144	1,717	1,861	146	1,605	1,751	△ 2	112	110
	プ	— лу	箇 所 数	215	3,483	3,698	218	3,536	3,754	△ 3	△ 53	△ 56
			専任職員数 (人)	382	4,479	4,861	361	4,507	4,868	21	△ 28	△ 7

⁽注) 1 平成27年度における箇所数及び延面積は平成28年3月31日現在のもの、専任職員数は平成28年4月1日現在のものである。 2 平成26年度における箇所数及び延面積は平成27年3月31日現在のもの、専任職員数は平成27年4月1日現在のものである。

第113表 地方公共団体の職員公舎の状況

V A	平	成 27 年	度	平	成 26 年	度		増 減	
分 分	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計	都道府県	市町村	合 計
戸数	52,041	17,737	69,778	53,537	18,390	71,927	△ 1,496	△ 653	△ 2,149
延 面 積(千m²)	3,172	1,034	4,206	3,255	1,069	4,324	△ 83	△ 35	△ 118

⁽注) 各年度の数値は各年度末のものである。

第114表 地方公営企業の事業数の状況

その1 事業数調 (各年度末日現在)

Ε. Λ.	平	成 27 年	度	平	成 26 年	度	増	減
区 分	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業	合 計	法適用企業	法非適用企業
上 水 道 事 業	1,344	_	1,344	1,348		1,348	△ 4	_
簡易水道事業	26	711	737	26	723	749	-	△ 12
工業用水道事業	154	_	154	154	_	154	_	_
交 通 事 業	48	39	87	53	38	91	△ 5	1
電気事業	28	64	92	28	57	85	_	7
ガス事業	26	_	26	28	_	28	△ 2	_
病院事業	636	_	636	639	_	639	△ 3	_
下 水 道 事 業	640	2,999	3,639	591	3,047	3,638	49	△ 48
介護サービス事業	47	525	572	45	532	577	2	△ 7
その他事業	161	1,166	1,327	165	1,188	1,353	△ 4	△ 22
숨 計	3,110	5,504	8,614	3,077	5,585	8,662	33	△ 81

その2 事業数の推移 (各年度末日現在)

年	度	平成18年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
法適	用事業数	2,858	2,880	2,912	2,920	2,930	2,959	2,996	3,033	3,077	3,110
法非適	見用事業数	6,459	6,330	6,184	5,983	5,913	5,795	5,728	5,670	5,585	5,504

第115表 地方公営企業の職員数の状況

(単位 人)

	全	事業	の 内	記			
区分	適 用 [2	区 分 別	勘定	区 分 別	승 計	前年度末職員	増 減
	法適用企業職員	法非適用企業職員	損益勘定所属職員	資本勘定所属職員			
上 水 道 事 業	44,285	_	37,957	6,328	44,285	45,085	△ 800
簡易水道事業	67	1,604	1,469	202	1,671	1,712	△ 41
工業用水道事業	1,671	_	1,565	106	1,671	1,678	△ 7
交 通 事 業	26,039	488	25,983	544	26,527	26,638	△ 111
電 気 事 業	1,723	35	1,723	35	1,758	1,803	△ 45
ガス事業	975	_	900	75	975	987	△ 12
病 院 事 業	223,240	_	223,048	192	223,240	221,056	2,184
下 水 道 事 業	16,263	11,362	17,666	9,959	27,625	27,882	△ 257
介護サービス事業	1,757	8,206	9,963	_	9,963	10,479	△ 516
その他事業	2,115	3,442	4,583	974	5,557	5,462	95
合 計	318,135	25,137	324,857	18,415	343,272	342,782	490

⁽注) 平成28年3月31日現在の職員数である。

第116表 地方公営事業決算の状況

(単位 百万円)

区分	平原	以 27 年 月	度 (A)	平瓦	以 26 年 原	隻 (B)	増	減 (A)-	-(B)
	収入	支 出	差 引	収入	支 出	差 引	収 入	支 出	差 引
地方公営企業	17,027,157	17,088,172	△ 61,015	18,280,348	18,778,937	△ 498,588	△1,253,191	△1,690,765	437,573
法 適 用 企 業	13,452,660	13,688,829	△ 236,169	14,628,611	15,269,537	△ 640,926	△1,175,951	△1,580,709	404,758
法非適用企業	3,574,497	3,399,343	175,154	3,651,737	3,509,399	142,338	△ 77,240	△ 110,056	32,816
収 益 事 業	3,171,412	3,096,098	75,314	3,046,131	3,014,063	32,068	125,281	82,035	43,246
国民健康保険事業	16,447,758	16,257,342	190,416	14,473,717	14,230,640	243,077	1,974,041	2,026,702	△ 52,661
後期高齢者医療事業	14,988,642	14,539,951	448,691	14,481,985	13,945,787	536,198	506,657	594,164	△ 87,507
介護保険事業	9,984,827	9,774,652	210,175	9,665,712	9,494,145	171,567	319,115	280,507	38,608
農業共済事業	11,016	10,434	582	12,668	12,168	500	△ 1,652	△ 1,734	82
交通災害共済事業	5,996	4,922	1,074	6,011	4,901	1,110	△ 15	21	△ 36
公立大学附属病院事業	2,479	2,451	28	2,344	2,357	△ 13	135	94	41
合 計	61,639,287	60,774,022	865,265	59,968,916	59,482,998	485,919	1,670,371	1,291,024	379,346

(注) 地方公営企業の額の算出については、次による。
1 収入額 法 適 用:総収益 (消費稅込み) - 長期前受金戻入*+資本的収入 法非適用:総収益+資本的収入+前年度繰越金
2 支出額 法 適 用:総費用 (消費稅込み) - 減価償却費+資本的支出 法非適用:総費用+資本的支出+積立金+繰上充用金

※平成27年度決算から

その1 損益収支の状況 (単位 百万円・%)

								(+12	
区分	水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事業	その他事業	合 計
総 収 益	3,180,992	153,273	832,196	90,029	95,662	4,054,175	2,337,656	276,633	11,020,615
経常収益	3,153,534	151,966	824,221	86,206	94,458	4,010,838	2,327,781	275,045	10,924,049
う∫料 金 収 入	2,653,511	127,062	677,795	79,652	84,088	3,213,334	1,010,824	210,970	8,057,236
ちし長期前受金戻入	247,659	14,820	44,933	1,678	2,118	98,890	495,761	4,838	910,697
総費用	2,823,520	125,115	721,084	66,883	90,083	4,124,436	2,176,475	279,524	10,407,120
経 常 費 用	2,778,210	124,590	715,402	66,478	89,648	4,065,616	2,163,987	254,461	10,258,392
職員給与費	310,252	13,692	231,789	15,874	7,825	1,872,294	97,892	24,035	2,573,652
う	997,641	56,213	199,660	17,988	13,495	309,991	1,195,171	23,294	2,813,453
支払利息	175,274	8,183	63,618	2,257	1,744	66,687	309,726	10,020	637,511
経 常 損 益	375,324	27,376	108,820	19,728	4,810	△ 54,778	163,794	20,583	665,656
経常利益	381,153	27,979	112,915	20,090	5,000	43,960	174,185	27,798	793,081
経常損失	5,829	603	4,096	363	190	98,738	10,391	7,215	127,424
純 損 益	357,472	28,158	111,112	23,145	5,579	△ 70,261	161,181	△ 2,891	613,495
資 本 不 足 額	153	13,672	259,794	0	2,940	217,081	23,440	72,618	589,699
資本不足額(繰延収益控除後)	0	6,339	92,704	0	1,528	142,977	138	72,369	316,057
累積欠損金	89,261	40,272	1,840,726	1,716	27,677	1,762,395	105,470	486,085	4,353,602
不良債務	59	0	138,798	0	0	17,433	18,770	9,431	184,492
累積欠損金比率	3.2	30.6	254.2	2.1	31.3	51.3	6.9	197.3	48.3
不良債務比率	0.0	0.0	19.2	0.0	0.0	0.5	1.2	3.8	2.0
経常収支比率	113.5	122.0	115.2	129.7	105.4	98.7	107.6	108.1	106.5
総事業数	1,370	154	48	28	26	637	640	208	3,111
うち建設中	2	4	0	0	0	2	3	1	12
赤字事業数の割合	9.8	11.3	16.7	7.1	15.4	56.4	27.9	37.2	25.1
累積欠損金を有する 事 業 数 の 割 合	7.4	12.0	54.2	7.1	38.5	71.7	35.8	41.1	29.8

その2 経常費用の性質別構成及び対営業収益比率の状況

	水道	事美	Ě	工業用	水道	事業	交通	重事	業	電気	事	業	ガノ	ス事	業	病院	事	業	下水:	道事	業	その	他事	業	合		計
区分	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比	金	構成	対営業収益比
	額	比	比	額	比	比	額	比	比	額	比	比	額	比	比	額	比	比	額	比	比	額	比	比	額	比	比
職 員給与費	310,252	11.3	11.2	13,692	11.0	10.4	231,789	32.7	32.0	15,874	24.0	19.1	7,825	9.1	8.9	1,872,294	46.1	54.5	97,892	4.5	6.4	24,034	9.5	9.8	2,573,652	25.2	28.5
減 価償却費	997,599	36.3	36.0	56,213	45.3	42.8	199,660	28.1	27.6	17,988	27.2	21.7	13,495	15.7	15.3	309,991	7.6	9.0	1,195,149	55.4	77.6	23,295	9.2	9.5	2,813,390	27.5	31.2
支 払利 息	175,272	6.4	6.3	8,183	6.6	6.2	63,618	9.0	8.8	2,257	3.4	2.7	1,744	2.0	2.0	66,687	1.6	1.9	309,726	14.3	20.1	10,022	3.9	4.1	637,509	6.2	7.1
その他	1,267,697	46.1	45.7	45,918	37.0	34.9	214,492	30.2	29.6	30,133	45.5	36.3	63,104	73.2	71.4	1,816,644	44.7	52.9	556,253	25.8	36.1	196,671	77.4	79.8	4,190,912	41.0	46.5
計	2,750,820	100.0	99.2	124,006	100.0	94.3	709,559	100.0	98.0	66,252	100.0	79.8	86,168	100.0	97.6	4,065,616	100.0	118.4	2,159,020	100.0	140.3	254,022	100.0	103.1	10,215,463	100.0	113.3

⁽注) 1 費用合計は、経常費用から受託工事費、附帯事業費、材料及び不用品売却原価を除いたものである。 2 対営業収益比における営業収益は、受託工事収益を除いたものである。

⁽注) 1 水道事業には、簡易水道事業を含む。以下第118表までにおいて同じ。 2 不良債務は、再建債を加算しないものである。 3 赤字事業数の割合及び累積欠損金を有する事業数の割合は、建設中を除く全事業数に対する経常損失、累積欠損金を生じた事業数の割合である。

第117表 法適用企業決算の状況(つづき)

その3 資本収支の状況 (単位 百万円・%)

区分	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下水道事 業	その他 事 業	合 計
資本的収入額A	567,843	54,823	230,616	21,346	7,601	570,954	1,207,310	255,816	2,916,309
企業債	315,378	28,304	132,268	4,795	3,841	288,216	679,789	166,224	1,618,815
(うち建設改良のための企業債)	306,132	10,997	79,484	4,795	3,841	286,303	423,082	98,845	1,213,479
他会計出資金	55,551	6,350	32,120	_	426	65,909	91,258	4,603	256,217
他会計借入金	10,249	4,300	10,208	_	_	6,214	1,581	1,706	34,258
他会計補助金	13,364	2,874	25,301	7	909	9,602	98,877	909	151,843
そ の 他	173,301	12,995	30,719	16,544	2,425	201,013	335,805	82,374	855,176
翌年度に繰り越される B 支 出 の 財 源 充 当 額	4,322	462	4,962	_	_	4,163	27,441	15,251	56,601
前年度同意等債でC当年度収入分	2,614	_	_	_	_	7,580	21,940	_	32,133
純 計 A - (B + C) D	560,907	54,361	225,654	21,346	7,601	559,212	1,157,929	240,565	2,827,575
資本的支出額E	1,739,601	117,920	487,211	45,982	25,844	786,815	2,110,226	346,261	5,659,860
建設改良費	1,108,094	48,399	168,684	26,623	12,066	440,706	899,867	174,347	2,878,786
(うち職員給与費)	48,265	813	5,819	251	561	1,631	40,009	2,971	100,320
企業債償還金	565,028	57,946	279,308	10,126	11,174	314,788	1,197,520	153,549	2,589,439
(うち建設改良のための 企業債償還金)	548,752	38,657	191,136	10,101	9,467	304,771	994,932	106,957	2,204,773
そ の 他	66,479	11,575	39,219	9,233	2,604	31,321	12,839	18,365	191,635
資本的収入が資本的支出に 不 足 す る 額 F	1,179,272	64,452	261,921	31,411	18,243	231,260	952,425	110,248	2,849,232
 補 塡 財 源 G	1,175,387	64,451	227,295	31,411	18,243	219,314	939,691	102,547	2,778,339
補塡財源不足額 (F-G) H	3,885	0	34,627	_	_	11,946	12,734	7,701	70,893
財 源 不 足 率 H/E×100	0.2	0.0	7.1	_	_	1.5	0.6	2.2	1.3

⁽注)「資本的収入が資本的支出に不足する額」の算出は、「D - E」がマイナスの団体のみを集計したものである。

第117表 法適用企業決算の状況(つづき)

その4 資産、負債及び資本に関する調

X		:	分	水道事業	工 業 用水道事業	交通事業	電気事業	ガス事業	病院事業	下 水 道事 業	そ の 他 事 業	숨 計
資			産	30,192,944	1,944,137	6,485,873	683,300	197,154	6,573,241	36,498,354	5,681,826	88,256,829
固	定	資	産	26,970,733	1,650,327	6,003,094	449,819	147,858	4,979,978	35,520,835	2,826,561	78,549,205
土	地	造	成	_	-	-	_	_	-	-	1,867,743	1,867,743
流	動	資	産	3,220,848	293,790	482,601	233,481	49,293	1,587,378	977,130	987,417	7,831,938
繰	延	資	産	1,362	21	178	-	3	5,885	389	104	7,942
負			債	15,283,147	1,016,460	5,626,288	171,751	126,386	5,265,301	28,273,558	2,495,002	58,257,893
固	定	負	債	7,805,904	531,250	3,671,505	106,207	85,552	3,791,040	13,772,252	2,023,808	31,787,518
流	動	負	債	1,268,634	81,328	557,855	32,758	21,661	873,939	1,645,739	335,341	4,817,255
繰	延	収	益	6,208,609	403,882	1,396,928	32,787	19,173	600,322	12,855,566	135,854	21,653,121
資			本	14,909,797	927,677	859,585	511,548	70,768	1,307,940	8,224,796	3,186,825	29,998,936
資		本	金	12,314,685	791,821	2,210,674	409,357	84,678	2,564,354	6,774,500	2,783,416	27,933,485
資	本	剰余	金	1,015,364	55,585	191,925	2,006	1,233	333,400	1,138,283	277,083	3,014,879
利	益	剰余	金	1,579,370	80,271	△1,556,304	92,223	△ 15,143	△1,589,987	312,012	26,321	△1,071,237
そ (評	の 他 価	有 価 i 差	I 券 額	377	-	13,291	7,963	_	174	-	100,004	121,809
自己	資本	構成上	七率	69.9	68.5	34.8	79.7	45.6	29.0	57.8	58.5	58.5
固源	定 資	章 産 本 比	対	93.2	88.6	101.3	69.1	84.3	87.4	101.9	52.9	94.1
流	動	比	率	253.9	361.2	86.5	712.7	227.6	181.6	59.4	294.5	162.6
		賞 還 額 却 額 比		73.2	93.4	123.5	61.9	83.2	144.4	142.3	579.5	115.9
		対する: 還 金上		27.3	36.8	37.5	15.5	13.3	11.5	129.0	55.4	35.2
不	良	債	務	59	-	138,798	-	-	17,433	18,770	9,432	184,492
不良	負債	務比	率	0.0	_	19.2	-	-	0.5	1.2	3.8	2.0

⁽注) 不良債務は、再建債を加算しないものである。

第118表 法適用企業の事業別決算の推移

	×			分		平成 1	8年度	1	9	2	0	2	1	2	2	2	3	2	4	2	.5	2	6		27
		経	常	利	益	(1,200)	260,699	(1,180)	281,150	(1,199)	270,856	(1,175)	270,442	(1,213)	295,316	(1,179)	237,003	(1,175)	251,876	(1,155)	264,619	(1,216)	372,657	(1,234)	381,153
-l-		経	常	損	失	(220)	17,808	(236)	14,051	(210)	11,767	(204)	12,065	(159)	9,512	(192)	13,863	(198)	11,113	(219)	10,438	(155)	7,465	(134)	5,829
水道事業	{	累	積り	で 損	金		127,440		128,721		125,980		123,348		163,689		165,566		157,121		150,844		86,350		89,261
業		赤字	事業	数の害	恰		15.5		16.7		14.9		14.8		11.6		14.0		14.4		15.9		11.3		9.8
		累積	欠損	員金比	(率		4.3		4.3		4.3		4.3		5.7		5.9		5.6		5.4		3.1		3.2
	1	経	常	利	益	(118)	19,840	(126)	24,861	(133)	26,840	(134)	27,861	(133)	25,102	(131)	25.242	(131)	25,327	(132)	27,798	(130)	27,130	(133)) 27,979
工業		経	常	損	失	(29)	1,383	(22)	3,857	(15)	2,752	(15)	2,418	(16)	2,673	(18)	2,759		3,473	(19)	3,068	(20)	542	(17)	
工業用水道事業	{	累	積り	で 損	金		56,918		55,129		49,797		60,340		59,117		56,651		54,956		51,320		69,005		40,272
追事業		赤字	事業	数の害	恰		19.7		14.9		10.1		10.1		10.7		12.1		12.1		12.6		13.3		11.3
		累積	[欠报	員金比	率		39.8		38.3		34.6		43.0		43.7		42.3		41.1		39.1		52.5		30.6
	1	経	常	利	益	(34)	29,979	(31)	39,064	(28)	51,052	(33)	57,248	(34)	54,290	(33)	45,832	(29)	65,836	(34)	79,432	(32)	85,363	(40)) 112,915
		経	常	損	失	(29)	40,153	(31)	33,672	(32)	26,278	(27)	25,176	(24)	16,389	(25)	18,543		12,922	(19)	8,652	(21)	4,727	(8)	
交通事業	{	累	積り	マ 損	金	2	,269,888	2	2,259,534	2	,218,647	2	2,215,830	2	,199,544	2	,191,375	2	,154,220	2	2,115,099	1	,931,351		1,840,726
業		赤字	事業	数の害	恰		46.0		50.0		53.3		45.0		41.4		43.1		46.3		35.8		39.6		16.7
		累積	[欠报	金出金品	率		324.8		319.5		312.0		320.8		321.1		321.2		311.0		299.2		273.9		254.2
	(経	常	利	益	(30)	9,600	(29)	7,111	(28)	7,494	(26)	7,451	(24)	6,676	(23)	6,246	(24)	6,606	(26)	12,471	(28)	16,335	(26)	20,090
-		経	常	損	失	(1)	16	(2)	335	(2)	140	(3)	464	(2)	488	(3)	731	(2)	87	(1)	41	(0)	0	(2)) 363
電気事業	{	累	積り	マ 損	金		1,600		4,983		5,382		2,460		2,724		3,024		2,656		2,511		2,746		1,716
業		赤字	事業	数の害	恰		3		7		6.7		10.3		7.7		11.5		7.7		3.7		0.0		7.1
	(累積	長欠損	員金比	(率		2.0		7		7.2		3.4		3.9		4.4		3.9		3.5		3.6		2.1
	(経	常	利	益	(25)	3,059	(24)	2,743	(23)	3,072	(24)	3,728	(22)	2,761	(22)	3,174	(24)	4,160	(23)	3,092	(23)	3,741	(22)	5,000
ガ		経	常	損	失	(10)	2,916	(10)	3,383	(11)	1,906	(8)	990	(8)	1,528	(8)	2,196	(5)	129	(5)	1,058	(5)	95	(4)) 190
ガス事業	{	累	積り	マ 損	金		42,436		46,747		46,855		45,536		47,262		50,364		47,561		47,616		37,820		27,677
耒		赤字	事業	数の害	恰		28.6		29.4		32.4		25.0		26.7		26.7		17.2		17.9		17.9		15.4
	(累積	大打	員金比	率		48.0		49.9		48.0		53.1		53.8		58.0		50.1		48.2		37.3		31.3
	(経	常	利	益	(141)	10,724	(166)	10,616	(183)	13,933	(256)	25,524	(355)	70,459	(361)	71,664	(338)	72,359	(298)	57,145	(289)	49,388	(277)	43,960
病		経	常	損	失	(527)	210,423	(501)	211,175	(481)	198,421	(401)	135,833	(295)	64,820	(288)	62,201	(303)	60,251	(343)	81,964	(349)	86,919	(358)	98,738
病院事業	{	累	積り	マ 損	金	1	,873,568	2	2,001,501	2	2,136,798	2	2,157,132	2	2,070,706	2	2,032,591	1	,958,123	1	,970,402	1	,790,381		1,762,395
_				数の害			78.9		75.1		72.4		61.0		45.4		44.4		47.3		53.5		54.7		56.4
	(累核	[欠报	量金比	(率		53.6		57.2		62.0		62.6		60.0		59.4		57.0		57.2		53.2		51.3
	(経	常	利	益	(121)	53,597	(141)	59,141	(173)	67,385	(219)	71,029	(250)	86,764	(270)	87,228	(310)	87,865	(329)	104,772	(426)	156,625	(459)) 174,185
下水		経	常	損	失	(104)		(122)	16,295	(140)	18,707	(155)	19,172	(154)		(182)	15,149	(189)		(204)	19,423	(160)	10,624	(178)	10,391
下水道事業	1			マ損			203,775		204,999		204,692		206,314		196,597		199,494		198,314		197,023		114,304		105,470
*				数の害 員金比			46.2		46.4		44.7		41.4		38.1		40.3		37.9		38.3		27.3		27.9
	(糸竹	化的	具並以	· *		16.3		16.3		15.9		15.9		14.3		14.3		13.9		13.5		7.7		6.9
		経	常			(136)			227,546			(143)		(131)		(140)				(130)	45,374		49,373		
そのか		経	常	損	失	(113)	36,897	(93)	31,288	(95)	133,362	(89)	22,993	(94)	16,054	(78)	24,695		12,923	(83)	33,045	(79)	11,886	(77)	
その他事業				マ 損 数の害			234,076 45.4		236,500		347,385 40.4		321,919		348,544 41.8		426,018 35.8		295,406 37.9		265,410 39.0		527,388 37.8		486,085 37.2
				致い 語			43.8		34.6		48.1		147.4		131.7		134.0		115.3		115.8		145.0		197.3
	`					/ 4 O = = \						/0.0:-				/0.4==-		(0.4		/04		/o.s=::		(0.55	
		経紅	常常	利坦	益生																				793,081
合計	Į	経累		損収損	失金		325,105		314,056 4,938,114		393,332		219,110		5,088,183		140,136		118,814		157,089		122,259	//8	4,353,602
計				数の害		4	36.4		35.5		34.1		31.0		25.8		26.9		27.5		29.6		25.8		25.1
				金比			51.9		52.3		54.6		58.1		56.8		57.4		54.5		53.6		50.6		48.3
	`																								

⁽注) 1 () 書きは、事業数を示す。ただし、建設中の事業は含まない。 2 赤字事業数とは、経常損失を生じた事業数のことである。

第119表 法非適用企業決算の状況

×	= <u>-</u>	分	簡易水道	交通事業	電気事業	下水道事 業	港湾整備 事 業	市場事業	と畜場事業	観光施設事 業	宅地造成事 業	有料道路 事 業	駐車場整備事業	介 サービス 事 業	合 計
	総総	収 益 A	84,918	9,228	9,583	1,276,535	65,007	48,180	15,794	24,892	130,171	27	28,348	95,631	1,788,314
	(営	業収益)	59,921	4,691	9,280	790,766	48,790	32,937	6,056	16,479	96,342	-	24,763	72,589	1,162,613
収	総収益	(料金収入	59,148	4,498	9,045	521,044	45,010	27,044	5,717	14,181	82,469	-	20,959	71,430	860,543
益	総収益のうち	他会計 繰入金	21,186	1,242	225	461,539	4,290	9,791	9,255	6,798	15,220	27	2,448	18,970	550,991
的《	総	費用B	65,004	8,534	7,185	850,439	34,664	38,515	15,270	20,765	29,417	28	15,971	91,018	1,176,810
支	Э	∫職 員給 与費	9,951	3,477	206	48,789	2,266	7,981	3,531	3,534	1,646	-	349	42,223	123,954
	ち	支払利息	13,788	35	126	243,411	6,961	2,702	485	265	4,624	-	1,147	1,904	275,446
		支 差 引 - B) C	19,914	694	2,398	426,096	30,343	9,665	524	4,127	100,754	Δ 1	12,378	4,613	611,504
	<i>(</i> 資本	的収入 D	123,376	3,883	2,636	1,071,939	81,731	42,051	6,400	13,061	239,285	-	10,752	15,523	1,610,638
		地方債	57,886	1,716	890	439,301	45,141	18,360	1,058	5,566	99,517	-	726	2,169	672,330
	う	他会計繰入金	41,572	479	1,298	307,507	24,624	12,124	4,018	6,055	108,027	-	9,390	10,717	525,812
資	ち	人 国 庫 補助金	19,375	102	288.0	245,042	82	1,173	514	983	-	12	_	267,571	297,653
本 ,,		都道府県 補助金	1,030	1,446	18.0	4,858	85	6,149	230	135	1,013	-	_	301	15,264
的《	資本	的支出 E	141,222	4,210	4,191	1,471,546	109,333	51,713	6,668	14,762	308,674	28	21,616	18,717	2,152,680
支		建 設改良費	92,924	3,513	2,826	657,468	33,744	33,113	1,599	7,906	91,640	-	1,787	4,744	931,264
	う ち	地方債價還金	47,485	558	905	806,209	70,196	15,757	4,085	4,423	181,836	-	15,134	12,462	1,159,049
		他会計繰出金	211	109	230	5,199	4,105	2,745	10	743	31,055	28	2,753	1,103	48,292
		支 差 引 - E) F	△ 17,846	△ 326	△ 1,556	△ 399,608	△ 27,602	△ 9,662	△ 268	△ 1,701	△ 69,389	△ 28	△ 10,864	△ 3,193	△ 542,042
	支 再 + F	差 引) G	2,069	367	842	26,488	2,741	3	257	2,426	31,365	△ 29	1,513	1,420	69,462
形式	式 収	支 H	7,174	658	4,095	105,876	14,228	4,578	412	4,695	40,491	-	△ 2,006	4,583	184,785
	度に約き 財	繰り越す 源 I	1,265	60	343	38,030	7,181	1,142	27	1,607	16,872	-	92	63	66,681
実 質	収 🗵	支 (H — I)	5,909	597	3,753	67,846	7,047	3,436	385	3,088	23,620	-	△ 2,098	4,520	118,103
	黒	字	5,991	612	3,753	79,473	7,911	3,485	385	4,407	36,447	-	3,043	4,675	150,182
	赤	字	82	15	_	11,627	864	49	-	1,319	12,827	-	5,141	155	32,079
赤字	事 業	数 割 合	0.8	2.6	_	1.2	4.5	0.7	_	3.8	4.2	-	6.0	2.5	1.8
赤	字	比 率	0.1	0.3	_	1.5	1.8	0.1	-	8.0	13.3	-	20.8	0.2	2.8

⁽注) 1 営業収益は、受託工事収益を除いた額である。 2 赤字事業数割合とは、建設中の事業を除いた総事業数に対する実質赤字を生じた事業数の割合である。 3 赤字比率とは、営業収益に対する実質赤字額の割合である。

第120表 国民健康保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 事業勘定 (単位 百万円)

			平成	27年度					平成	26年度			比		較
区分	団体数	実質収支 (A)	財 財政援 助額(B)	政 措 置 繰入金 (C)	額 繰出金 (D)	再差引 収 支 (A)-(B)- (C)+(D)	団体数	実質収支 (E)	財政援助額(F)	政 措 置 繰入金 (G)	i 額 繰出金 (H)	再差引 収 支 (E)-(F)- (G)+(H)	団体数	実質 収支	再差引 収 支
全 市 町 村 黒字の団体 赤字の団体	1,744 892 852	187,278 208,968 △ 21,690	108,982 30,028 78,955	362,805 49,312 313,493	6,517 4,902 1,614	△ 277,99 . 134,53 △ 412,52	976	238,957 252,076 △ 13,119	1	344,388 58,435 285,954	5,367 3,378 1,990	△ 203,991 163,823 △ 367,815	i	△ 51,679 △ 43,108 △ 8,571	△ 29,292
政令指定都市黒字の団体赤字の団体	20 2 18	444 14,487 △ 14,043	26,122 2,897 23,225	99,185 2,258 96,928		△ 124,86. 9,33. △ 134,19.	3 20 3	17,129 21,231 \(\triangle 4,102	-	94,136 4,139 89,998	- - -	△ 102,358 14,378 △ 116,736	_ △ 1		△ 22,505 △ 5,046
中 核 市 黒字の団体 赤字の団体	45 10 35	20,878 19,363 1,515	15,139 2,755	54,989 7,043 47,947	92 10 82	△ 49,15° 9,57° △ 58,73°	9 43	28,982 30,691 \(\triangle 1,709\)	13,561 4,039	44,431 10,782 33,649	170 26 145	△ 28,840 15,896	2 △ 6	△ 8,104 △ 11,328	△ 20,319
施行時特例市 黒字の団体 赤字の団体	39 13 26	3,387 10,035 △ 6,647	4,239 1,146 3,094	26,544 4,118 22,426	1,157 941 216	△ 26,23° 5,71° △ 31,95	2 10	3,994 8,369 \(\triangle 4,375\)		26,597 1,913 24,684	717 39 678	△ 27,237 5,778 △ 33,015	3	△ 607 1,666 △ 2,272	998 △ 66 1,064
都 市 黒字の団体 赤字の団体	686 296 390	97,122 99,033 △ 1,912	43,864 11,907 31,956	148,421 26,401 122,020	3,126 2,420 706	△ 92,036 63,14 △ 155,18	346	119,439 119,725 △ 286	41,027 14,057 26,971	148,227 31,645 116,582	2,692 1,843 850	△ 67,123 75,866 △ 142,989	△ 50	△ 22,317 △ 20,692 △ 1,626	△ 12,722
町 村 黒字の団体 赤字の団体	927 547 380	44,655 46,315 △ 1,660	13,127 5,326 7,802	30,545 9,431 21,113	2,142 1,532 610	3,12 33,09 \(\triangle 29,96	576	46,220 49,191 △ 2,971	12,438 5,634 6,804	28,464 9,885 18,579	1,788 1,470 318	7,105 35,142 \triangle 28,037		△ 1,565 △ 2,876 1,311	△ 2,052
一部事務組合等 黒字の団体 赤字の団体	4 3 1	1,405 1,099 307	117 117 –	401 61 340	- - -	88 92 △ 3	1 3	1,129 902 227	109 109 –	307 70 237	- - -	713 722 △ 10	- - -	276 197 80	174 199 △ 24
特 別 区 黒字の団体 赤字の団体	23 21 2	19,387 18,636 750	6,373 5,880 493	2,718 - 2,718	- - -	10,29. 12,75 △ 2,46	5 22	22,063 21,966 96		2,225 - 2,225	- - -	13,749 16,041 △ 2,292		△ 2,676 △ 3,330 654	△ 3,285

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

(2) 直診勘定 (単位 百万円)

		平成2	27年度				平成2	.6年度			ŀ	七 !	蛟
区分	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)		€引収支)−(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)		差引収支 こ)−(D)	団体数	実質収支	再差引 収 支
全 市 町 村	359	2,200	12,720	△1	0,521	362	2,586	13,470	△'	10,885	△ 3	△ 386	364
黒字の団体	349	3,494	12,235	\triangle	8,741	350	3,670	12,955		9,284	△ 1	△ 176	543
赤字の団体	10	△ 1,294	485		1,779	12	△ 1,085	516		1,601	△ 2	△ 209	△ 178
政令指定都市	2	4	95	Δ	91	2	3	85	\triangle	83	_	1	△ 8
黒字の団体	2	4	95		91	2	3	85		83	-	1	△ 8
赤字の団体	_	_	_		_	-	_	_		_	_	_	_
中 核 市	8	117	175	Δ	57	8	109	212	\triangle	103	_	8	46
黒字の団体	7	127	158		32	7	118	195		77	-	9	45
赤字の団体	1	△ 10	16		26	1	△ 9	17		26	_	△ 1	0
施行時特例市	12	32	202	Δ	170	12	37	210	Δ	173	_	△ 5	3
黒字の団体	12	32	202		170	12	37	210		173	_	△ 5	3
赤字の団体	_	_	_		-	_	_	_		-	-	_	-
都市	147	709	6,165	Δ	5,455	148	878	6,825	Δ	5,947	△ 1	△ 169	492
黒字の団体	140	1,489	5,773	\triangle	4,284	142	1,496	6,430		4,934	△ 2	△ 7	650
赤字の団体	7	△ 780	392		1,172	6	△ 618	396		1,014	1	△ 162	△ 158
町村	188	1,263	6,068	Δ	4,805	190	1,487	6,121	\triangle	4,634	△ 2	△ 224	△ 171
黒字の団体	186	1,767	5,991	\triangle	4,224	185	1,945	6,018		4,073	1	△ 178	△ 151
赤字の団体	2	△ 504	77	\triangle	582	5	△ 458	103		561	△ 3	△ 46	△ 21
一部事務組合	2	75	17		59	2	72	17		55	_	3	4
黒字の団体	2	75	17		59	2	72	17		55	-	3	4
赤字の団体	_	_	_		_	_	_	_		-	_	_	-

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

資料

その2 歳入歳出内訳

(1) 事業勘定

ア 歳 入 (単位 百万円・%)

	平成27年度	亚武26年度	## 注: 宛	決算額	構成比	増漏	基
区 分	十以 27 牛皮	平成26年度	増減額	27 年 度	26 年度	27 年 度	26 年 度
保 険 税 (料)	2,953,556	3,060,228	△ 106,672	18.0	21.2	△ 3.5	△ 1.6
うち退職被保険者分	132,344	185,815	△ 53,471	0.8	1.3	△ 28.8	△ 17.4
一 部 負 担 金	29	24	5	0.0	0.0	20.8	9.1
うち退職被保険者分	0	1	△ 1	0.0	0.0	△ 100.0	△ 0.0
国 庫 支 出 金	3,324,126	3,308,906	15,220	20.3	23.0	0.5	1.6
療養給付費等負担金	2,434,118	2,461,262	△ 27,144	14.9	17.1	△ 1.1	1.4
財政調整交付金等	890,009	847,644	42,365	5.4	5.9	5.0	1.9
療養給付費交付金	444,055	615,069	△ 171,014	2.7	4.3	△ 27.8	△ 16.1
前期高齢者交付金	3,478,734	3,353,854	124,880	21.2	23.3	3.7	0.2
都道府県支出金	783,729	778,567	5,162	4.8	5.4	0.7	1.9
財源補塡的なもの	108,982	103,927	5,055	0.7	0.7	4.9	0.4
そ の 他 の も の	674,747	674,640	107	4.1	4.7	0.0	2.2
共 同 事 業 交 付 金	3,535,558	1,588,762	1,946,796	21.6	11.0	122.5	3.4
他 会 計 繰 入 金	1,421,668	1,249,655	172,013	8.7	8.7	13.8	5.8
財源補塡的なもの	362,805	344,388	18,417	2.2	2.4	5.3	3.8
保険基盤安定制度に係るもの	518,078	518,422	△ 344	3.2	3.6	△ 0.1	14.7
高医療費基準超過額に係るもの	_	0	Δ 0	_	0.0	皆減	皆増
その他のもの	540,785	386,845	153,940	3.3	2.7	39.8	△ 2.5
基 金 繰 入 金	70,578	68,518	2,060	0.4	0.5	3.0	9.7
繰 越 金	310,593	330,856	△ 20,263	1.9	2.3	△ 6.1	△ 1.1
その他の収入	65,697	56,520	9,177	0.4	0.3	16.2	13.0
歳 入 合 計	16,388,323	14,410,959	1,977,364	100.0	100.0	13.7	0.2

第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 事業勘定 (つづき)

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

F7 ()	亚产马左车	亚盘26左连	144 JH 975	決算額	構成比	増源	或 率
区 分	平成27年度	平成26年度	増減額	27 年度	26 年 度	27年度	26 年度
総 務 費	211,693	211,896	△ 203	1.3	1.5	△ 0.1	1.3
一般管理費	141,759	140,736	1,023	0.9	1.0	0.7	2.3
賦 課 徴 収 費	52,405	53,021	△ 616	0.3	0.4	△ 1.2	△ 0.1
連合会負担金	5,556	5,566	△ 10	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.5
その他の総務費	11,973	12,573	△ 600	0.1	0.1	△ 4.8	△ 3.2
保 険 給 付 費	9,552,947	9,358,950	193,997	59.0	66.0	2.1	0.6
療養諸費等	9,384,885	9,186,823	198,062	57.9	64.8	2.2	0.7
その他の給付費	144,710	149,334	△ 4,624	1.0	1.0	△ 3.1	△ 4.7
診 療 報 酬 審 査 支 払 手 数 料	23,352	22,793	559	0.1	0.2	2.5	△ 9.3
後期高齢者支援金等	1,786,789	1,809,757	△ 22,968	11.0	12.8	△ 1.3	△ 0.5
前期高齢者納付金等	1,243	1,448	△ 205	0.0	0.0	△ 14.2	△ 23.5
介護給付費納付金	689,444	772,533	△ 83,089	4.3	5.5	△ 10.8	△ 0.8
共 同 事 業 拠 出 金	3,553,727	1,597,820	1,955,907	21.9	11.3	122.4	3.6
共同事業医療費拠出金	2,345,841	1,052,408	1,293,433	14.5	7.4	122.9	3.4
共同事業事務費拠出金	277,577	77,810	199,767	1.7	0.5	256.7	5.6
その他の共同事業拠出金	930,309	467,602	462,707	5.7	3.4	99.0	3.7
保 健 事 業 費	111,753	108,404	3,349	0.7	0.8	3.1	5.2
繰 出 金	16,674	15,896	778	0.1	0.1	4.9	△ 3.6
財源補塡的なもの	6,517	5,367	1,150	0.0	0.0	21.4	24.4
その他のもの	10,157	10,529	△ 372	0.1	0.1	△ 3.5	△ 13.6
基 金 積 立 金	43,369	45,888	△ 2,519	0.3	0.3	△ 5.5	△ 15.9
公 債 費	1,428	1,359	69	0.0	0.0	5.1	0.6
元 利 償 還 金	1,322	1,227	95	0.0	0.0	7.7	4.0
一 時 借 入 金 利 子	107	132	△ 25	0.0	0.0	△ 18.9	△ 22.8
前年度繰上充用金	93,565	93,184	381	0.6	0.7	0.4	△ 5.4
その他の支出	137,615	153,397	△ 15,782	0.8	1.0	△ 10.3	△ 15.6
歳 出 合 計	16,200,247	14,170,532	2,029,715	100.0	100.0	14.3	0.4

第120表 国民健康保険事業決算の状況(つづき)

資料

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 直診勘定

ア 歳 入 (単位 百万円・%)

区分	亚弗 27 在 在	亚式 26 左连	増 減 額	決算額	構成比	増漏	i 率
区 分	平成27年度	平成26年度	増減額	27 年 度	26 年度	27 年 度	26 年 度
診 療 収 入	34,931	36,638	△ 1,707	58.8	58.4	△ 4.7	△ 5.5
国 庫 支 出 金	3,799	3,622	177	6.4	5.8	4.9	98.1
財政調整交付金	3,674	3,547	127	6.2	5.7	3.6	104.3
そ の 他	125	75	50	0.2	0.1	66.7	△ 18.5
都道府県支出金	1,025	806	219	1.7	1.3	27.2	36.4
他会計繰入金	12,997	13,790	△ 793	21.9	22.0	△ 5.8	△ 6.9
普通会計からのもの	11,751	12,606	△ 855	19.8	20.1	△ 6.8	△ 10.8
事業勘定からのもの	1,158	1,093	65	1.9	1.7	5.9	66.1
その他の会計からのもの	88	91	△ 3	0.2	0.2	△ 3.3	355.0
基 金 繰 入 金	316	411	△ 95	0.5	0.7	△ 23.1	△ 22.2
操 越 金	3,487	3,318	169	5.9	5.3	5.1	△ 0.2
地方債	1,159	2,258	△ 1,099	2.0	3.6	△ 48.7	59.7
その他の収入	1,721	1,914	△ 193	2.8	2.9	△ 10.1	△ 3.1
歳入合計	59,435	62,757	△ 3,322	100.0	100.0	△ 5.3	△ 0.8

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

	亚弗 27 年度	亚弗尔 在鹿	# 活 姑	決算額	構成比	増源	或 率
区 分	平成27年度	平成26年度	増減額	27年度	26 年度	27 年 度	26 年 度
総 務 費	34,718	35,273	△ 555	60.8	58.7	△ 1.6	0.6
医業費	17,231	18,290	△ 1,059	30.2	30.4	△ 5.8	△ 8.0
施 設 整 備 費	871	2,084	△ 1,213	1.5	3.5	△ 58.2	55.6
操 出 金	277	320	△ 43	0.5	0.5	△ 13.4	13.5
普通会計に対するもの	121	213	△ 92	0.2	0.4	△ 43.2	27.5
事業勘定に対するもの	_	0	Δ 0	_	0.0	皆減	△ 100.0
その他の会計に対するもの	156	107	49	0.3	0.1	45.8	△ 0.9
基 金 積 立 金	242	243	Δ 1	0.4	0.4	△ 0.4	10.0
公 債 費	2,669	2,783	△ 114	4.7	4.6	△ 4.1	△ 3.6
元 利 償 還 金	2,662	2,780	△ 118	4.7	4.6	△ 4.2	△ 3.7
一時借入金利子	7	3	4	0.0	0.0	133.3	50.0
前年度繰上充用金	1,016	948	68	1.8	1.6	7.2	△ 14.9
その他の支出	71	168	△ 97	0.1	0.3	△ 57.7	66.3
歳 出 合 計	57,095	60,109	△ 3,014	100.0	100.0	△ 5.0	△ 1.3

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況

その1 収支の状況 (単位 百万円)

						平成	27 年 度			平成	26年度	比	較
	区	分		団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出差引 (B)-(C)	繰越等	実質収支 (D)-(E)	団体数	実質収支	団体数	実質収支
				(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(A) — (G)	(F)-(H)
広	域	連	合	47	14,988,642	14,539,948	448,694	10	448,684	47	536,188	_	△ 87,504
Ę	黒字	の団	体	47	14,988,642	14,539,948	448,694	10	448,684	47	536,188	_	△ 87,504
ā	赤 字	の団	体	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 歳 入 (単位 百万円・%)

(1) //3%,)(
区分	平 成 27 年	度	平 成 26 年	度	増 減 額	増減率
市町村支出金	2,484,628	16.6	2,436,805	16.8	47,823	2.0
市町村負担金	2,482,930	16.6	2,435,394	16.8	47,536	2.0
うち保険料等負担金	1,333,109	8.9	1,315,923	9.1	17,186	1.3
うち療養給付費負担金	1,107,989	7.4	1,078,445	7.4	29,544	2.7
市町村補助金	1,698	0.0	1,410	0.0	288	20.4
国 庫 支 出 金	4,790,458	32.0	4,637,498	32.0	152,960	3.3
国 庫 負 担 金	3,585,732	23.9	3,486,202	24.1	99,530	2.9
うち療養給付費負担金	3,532,349	23.6	3,435,688	23.7	96,661	2.8
国 庫 補 助 金	1,204,726	8.0	1,151,296	7.9	53,430	4.6
うち財政調整交付金	1,166,957	7.8	1,131,776	7.8	35,181	3.1
都道府県支出金	1,166,785	7.8	1,125,753	7.8	41,032	3.6
都 道 府 県 負 担 金	1,154,292	7.7	1,111,514	7.7	42,778	3.8
うち療養給付費負担金	1,100,720	7.3	1,060,428	7.3	40,292	3.8
財政安定化基金支出金	10,615	0.1	12,588	0.1	△ 1,973	△ 15.7
都道府県補助金	1,878	0.0	1,651	0.0	227	13.7
支 払 基 金 交 付 金	5,877,608	39.2	5,645,223	39.0	232,385	4.1
特別高額医療費共同事業交付金	3,463	0.0	3,012	0.0	451	15.0
繰 入 金	115,321	0.8	194,437	1.3	△ 79,116	△ 40.7
一般会計繰入金	55,737	0.4	67,841	0.5	△ 12,104	△ 17.8
基 金 繰 入 金	59,584	0.4	126,596	0.9	△ 67,012	△ 52.9
繰 越 金	530,348	3.5	419,812	2.9	110,536	26.3
都道府県財政安定化基金借入金	-	_	-	-	-	-
その他の収入	20,031	0.1	19,445	0.2	586	3.0
歳 入 合 計	14,988,642	100.0	14,481,985	100.0	506,657	3.5

第121表 後期高齢者医療事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳(つづき)

(2) 歳 出 (単位 百万円・%)

区分	平 成 27 年	度	平 成 26 年	三 度	増減額	増減率
総 務 費	50,036	0.3	45,368	0.3	4,668	10.3
人 件 費	6,102	0.0	5,984	0.0	118	2.0
そ の 他	43,934	0.3	39,384	0.3	4,550	11.6
保 険 給 付 費	14,018,483	96.4	13,428,963	96.3	589,520	4.4
療 養 諸 費	13,474,293	92.7	12,918,029	92.6	556,264	4.3
療養給付費	13,312,280	91.6	12,756,908	91.5	555,372	4.4
審査支払手数料	30,165	0.2	28,498	0.2	1,667	5.8
そ の 他	131,848	0.9	132,623	0.9	△ 775	△ 0.6
高額療養費	504,333	3.5	471,447	3.4	32,886	7.0
その他医療給付費	39,857	0.2	39,487	0.3	370	0.9
都道府県財政安定化基金拠出金	5,706	0.0	5,719	0.0	△ 13	△ 0.2
特別高額医療費共同事業拠出金	3,472	0.0	3,021	0.0	451	14.9
保健事業費	30,975	0.2	28,211	0.2	2,764	9.8
うち健康診査費	29,191	0.2	26,390	0.2	2,801	10.6
基 金 積 立 金	85,036	0.6	157,964	1.1	△ 72,928	△ 46.2
公 債 費	-	-	-	-	_	-
繰 出 金	2,243	0.0	2,475	0.0	△ 232	△ 9.4
前年度繰上充用金	_	-	_	-	-	-
その他の支出	343,997	2.5	274,066	2.1	69,931	25.5
歳 出 合 計	14,539,948	100.0	13,945,787	100.0	594,161	4.3

第122表 介護保険事業決算の状況

その1 収支の状況

(1) 保険事業勘定 (単位 百万円)

					平	成	27	年 度	₹ Ž		平	成	26	年 度	Ŧ.	比		較
	区	分				財政	7 措 t	置額	. 再差引収支			財政	対 措	置額	再差引収支			
		,,		団体 数	実質 収支 (A)	財 政 援助額 (B)	繰入金 (C)	繰出金 (D)	(A)-(B)- (C)+(D)	団体 数	実質 収支 (E)	財 政 援助額 (F)	繰入金 (G)	繰出金 (H)	(E)-(F)- (G)+(H)	団体数	実質 収支	再差引 収 支
全	市	⊞Ţ	村	1,579	205,670	2	3,461	1,791	203,997	1,579	166,013	152	4,116	1,385	163,130	_	39,657	40,867
黒	字	の団	体	1,566	205,448	2	1,006	1,790	206,230	1,555	165,204	79	891	1,350	165,585	11	40,244	40,645
赤	字	の団	体	13	222	-	2,455	0	△ 2,233	24	809	73	3,225	35	△ 2,454	△ 11	△ 587	221

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引収支による。

第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

その1 収支の状況 (つづき)

(2) 介護サービス事業勘定

(単位 百万円)

平成 27 年 度						平 成	26 年 度		比較					
l	<u>X</u>	5	ĵ	団体数	実質収支 (A)	財政措置額 (B)	再差引収支 (A)-(B)	団体数	実質収支 (C)	財政措置額 (D)	再差引収支 (C)-(D)	団体数	実質収支	再差引収支
全	市	町	村	705	1,421	13,394	△ 11,974	725	1,322	14,680	△ 13,358	△ 20	99	1,384
黒	!字	のほ	体	690	1,523	13,309	△ 11,785	708	1,508	14,634	△ 13,125	△ 18	15	1,340
赤	字	のほ	体	15	△ 103	86	△ 189	17	△ 186	46	△ 232	△ 2	83	43

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、実質収支による。

その2 歳入歳出内訳

(1) 保険事業勘定

ア歳入

ア歳	人							(単位	正 百万円・%)
	区分		亚出 27 年度	亚出 26 年度	描 沽 宛	決 算 額	構成比	増 洞	落 率
			平成27年度	平成26年度	増減額	27年度	26年度	27年度	26年度
保	険	料	2,141,638	1,893,382	248,256	21.5	19.6	13.1	3.8
玉	庫 支 出	金	2,221,586	2,159,104	62,482	22.3	22.4	2.9	5.0
介護	美給付費負担	金	1,690,951	1,635,052	55,899	17.0	17.0	3.4	5.1
調	整 交 付	金	450,968	451,366	△ 398	4.5	4.7	△ 0.1	4.6
地 域			13,497	12,398	1,099	0.1	0.1	8.9	1.3
地 域 (包括	大支援事業交付 的支援事業・任意事		56,885	51,786	5,099	0.6	0.5	9.8	3.5
そ (の他の補助	金	9,285	8,502	783	0.1	0.1	9.2	52.2
支 払	基金交付	金	2,569,608	2,604,019	△ 34,411	25.8	27.0	△ 1.3	4.6
介護	差給 付費 交付	金	2,552,808	2,589,646	△ 36,838	25.6	26.9	△ 1.4	4.7
地域	支援事業支援交付	金	16,800	14,373	2,427	0.2	0.1	16.9	△ 2.4
都道	府県支出	金	1,371,183	1,343,631	27,552	13.8	13.9	2.1	4.6
財源	原補 塡 的 な も	の	2	152	△ 150	0.0	0.0	△ 98.7	4,966.7
うち	5財政安定化基金支出	出金	_	152	△ 152	_	0.0	皆減	皆増
介護	養給 付費負担	金	1,333,839	1,308,832	25,007	13.4	13.6	1.9	4.7
地 域	支援事業負担	金	36,136	32,308	3,828	0.4	0.3	11.8	1.5
そ	の 他 の も	の	1,206	2,339	△ 1,133	0.0	0.0	△ 48.4	15.6
相互財	政 安 定 化 事 業 交 付	金	0	26	△ 26	0.0	0.0	△ 100.0	皆増
他会	会計 繰 入	金	1,457,564	1,398,356	59,208	14.6	14.5	4.2	5.0
財源	原補 塡 的 な も	の	3,461	4,116	△ 655	0.0	0.0	△ 15.9	18.6
— 般	会計からのも	の	1,442,397	1,385,833	56,564	14.5	14.4	4.1	5.1
介	護給 付費繰入	金	1,133,804	1,109,457	24,347	11.4	11.5	2.2	4.8
地:	域 支 援 事 業 繰 入	金	37,770	35,034	2,736	0.4	0.4	7.8	6.7
その	の他一般会計繰り	、金	270,823	241,342	29,481	2.7	2.5	12.2	6.5
そ	の 他 の も	の	11,706	8,407	3,299	0.1	0.1	39.2	△ 13.9
基	金 繰 入	金	21,309	78,806	△ 57,497	0.2	0.8	△ 73.0	28.5
繰	越	金	163,851	141,539	22,312	1.6	1.5	15.8	11.3
地	方	債	135	7,569	△ 7,434	0.0	0.1	△ 98.2	194.5
うちり	財政安定化基金貸付	士金	132	7,569	△ 7,437	0.0	0.1	△ 98.3	194.5
そ の	つ 他 の 収	入	10,154	10,082	72	0.2	0.2	0.7	△ 1.1
歳	入合	計	9,957,028	9,636,514	320,514	100.0	100.0	3.3	4.9

第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

資 その2 歳入歳出内訳(つづき)

(1) 保険事業勘定(つづき)

イ 歳 出

- Ω	亚弗 27 年度	亚弗尔 在唐	描述類	決算額	構成比	増減	率
分	平成27年度	平成26年度	増減額・	27年度	26年度	27年度	26年度
総 務 費	249,659	240,216	9,443	2.6	2.5	3.9	7.9
保 険 給 付 費	9,108,473	8,911,414	197,059	93.4	94.1	2.2	4.9
介 護 諸 費 等	9,044,933	8,847,703	197,230	92.8	93.5	2.2	4.8
その他の給付費	54,879	55,479	△ 600	0.5	0.5	△ 1.1	12.3
審查支払手数料	8,661	8,232	429	0.1	0.1	5.2	△ 9.4
財政安定化基金拠出金	32	33	△ 1	0.0	0.0	△ 3.0	△ 0.0
相互財政安定化事業負担金	0	_	0	0.0	_	皆増	-
地 域 支 援 事 業	201,512	182,818	18,694	2.1	1.9	10.2	5.1
介 護 予 防 事 業 費	52,878	47,598	5,280	0.5	0.5	11.1	5.5
包括支援事業・任意事業費	148,635	135,219	13,416	1.5	1.4	9.9	5.0
保健福祉事業費	895	879	16	0.0	0.0	1.8	7.2
繰 出 金	14,895	14,053	842	0.2	0.1	6.0	11.7
財源補塡的なもの	1,791	1,385	406	0.0	0.0	29.3	△ 14.2
その他のもの	13,104	12,668	436	0.2	0.1	3.4	15.6
基 金 積 立 金	105,560	59,695	45,865	1.1	0.6	76.8	2.4
公 債 費	3,848	4,530	△ 682	0.0	0.0	△ 15.1	9.8
元 利 償 還 金	3,844	4,524	△ 680	0.0	0.0	△ 15.0	9.9
一 時 借 入 金 利 子	4	6	△ 2	0.0	0.0	△ 33.3	△ 14.3
前年度繰上充用金	189	322	△ 133	0.0	0.0	△ 41.3	△ 0.9
その他の支出	63,344	52,443	10,901	0.6	0.8	20.8	28.0
歳 出 合 計	9,748,407	9,466,403	282,004	100.0	100.0	3.0	5.0

第122表 介護保険事業決算の状況(つづき)

その2 歳入歳出内訳 (つづき)

(2) 介護サービス事業勘定

ア歳入

(単位 百万円・%)

区分	平成27年度	平成26年度	増減額	決算額	構成比	増減	城率
	平成2/平层	平成 20 年度	追減領	27年度	26年度	27年度	26年度
サービス収入	11,442	11,450	△ 8	41.2	39.2	△ 0.1	1.6
分担金及び負担金	53	55	△ 2	0.2	0.2	△ 3.6	19.6
使 用 料 及 び 手 数 料	311	296	15	1.1	1.0	5.1	57.4
国 庫 支 出 金	4	6	△ 2	0.0	0.0	△ 33.3	△ 0.0
都 道 府 県 支 出 金	92	206	△ 114	0.3	0.7	△ 55.3	123.9
財 産 収 入	2	3	Δ 1	0.0	0.0	△ 33.3	△ 40.0
寄附金	0	0	0	0.0	0.0	△ 59.3	391.7
他 会 計 繰 入 金	13,886	15,188	△ 1,302	49.9	52.0	△ 8.6	0.9
普通会計からのもの	12,503	13,779	△ 1,276	45.0	47.2	△ 9.3	0.5
保険事業勘定からのもの	1,325	1,343	△ 18	4.8	4.6	△ 1.3	4.1
その他の会計からのもの	58	66	△ 8	0.1	0.2	△ 12.1	24.5
基 金 繰 入 金	7	33	△ 26	0.0	0.1	△ 78.8	450.0
繰 越 金	1,486	1,481	5	5.3	5.1	0.3	△ 2.1
地 方 債	2	17	△ 15	0.0	0.1	△ 88.2	△ 98.0
その他の収入	515	464	51	2.0	1.6	11.0	△ 5.7
歳 入 合 計	27,800	29,199	△ 1,399	100.0	100.0	△ 4.8	△ 1.1

イ 歳 出 (単位 百万円・%)

区	分	平成27年度	平成26年度	増減額	決算額	構成比	増洞	艾率
)J	十八八十一反	十成204点	垣侧创	27年度	26年度	27年度	26年度
総	答	5,623	5,991	△ 368	21.4	21.6	△ 6.1	△ 2.6
サービス	ス 事 業 費	10,634	10,364	270	40.5	37.4	2.6	6.4
施設	整 備 費	487	650	△ 163	1.9	2.3	△ 25.1	△ 43.4
基金和	責 立 会	33	31	2	0.1	0.1	6.5	181.8
公	責	7,362	8,641	△ 1,279	28.1	31.1	△ 14.8	△ 3.8
元 利	償 還 🕄	7,362	8,641	△ 1,279	28.1	31.1	△ 14.8	△ 3.8
一 時 借	入 金 利 🖯	0	0	0	0.0	0.0	100.0	_
他 会 計	繰 出 🕏	491	508	△ 17	1.9	1.8	△ 3.3	6.7
普通会計に	対するもの	212	287	△ 75	0.8	1.0	△ 26.1	34.1
保険事業勘定	官に対するもの	258	214	44	1.0	0.8	20.6	△ 15.7
その他の会言	†に対するもの	21	7	14	0.1	0.0	200.0	△ 12.5
前年度繰	上 充 用 🕏	28	27	1	0.1	0.1	3.7	△ 3.6
そ の 他	の支と	1,587	1,530	57	6.0	5.6	3.7	5.1
歳出	合 計	26,245	27,742	△ 1,497	100.0	100.0	△ 5.4	△ 0.9

その1 収支の状況(団体別)

(単位 百万円)

					平	成 2	7 年	度				平成	26年度	比	較
×	5 分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	翌年度に 繰り越す べき財源	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(A)-(K)	(J)-(L)
都i	道 府 県	47	471,495	461,476	10,019	113	9	295,767	1	-	305,664	47	300,235	-	5,429
黒	字の団体	47	471,495	461,476	10,019	113	9	295,767	1	_	305,664	47	300,235	-	5,429
赤 :	字の団体	-	_	_	_	_	-	-	-	_	_	-	_	_	_
市	町 村	104	2,699,917	2,634,622	65,295	8,309	18,628	99,730	11,546	27,432	122,203	105	96,221	△ 1	25,982
黒	字の団体	90	2,308,842	2,206,305	102,537	3,676	11,788	99,161	10,655	21,218	175,671	88	159,830	2	15,841
赤 :	字の団体	14	391,075	428,317	△ 37,242	4,633	6,841	570	891	6,214	△ 53,468	17	△ 63,610	△ 3	10,142
合	計	151	3,171,412	3,096,098	75,314	8,422	18,637	395,498	11,547	27,432	427,867	152	396,455	△ 1	31,412
黒	字の団体	137	2,780,337	2,667,781	112,556	3,789	11,797	394,928	10,656	21,218	481,336	135	460,065	2	21,271
赤:	字の団体	14	391,075	428,317	△ 37,242	4,633	6,841	570	891	6,214	△ 53,468	17	△ 63,610	△ 3	10,142

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

その2 収支の状況 (事業別)

区分		競馬事業	自転車競走事業	小型自動車競走事業	モーターボート 競 走 事 業	宝くじ事業	合 計
歳入合	≣† (A)	517,397	670,707	76,588	1,526,370	380,349	3,171,412
歳出合	≣† (B)	526,076	661,715	75,622	1,452,663	380,023	3,096,098
歳入歳出差引(4))—(B) (C)	△ 8,678	8,992	967	73,707	327	75,314
翌年度に繰り越すべき	財源(D)	543	457	_	7,421	-	8,422
繰入	金 (E)	1,490	5,376	450	11,321	-	18,637
繰出	金 (F)	1,609	5,454	265	9,946	378,223	395,498
未収	金 (G)	1,769	90	0	9,688	-	11,547
未 払	金 (H)	3,545	_	_	23,887	_	27,432
再 差 (C) - (D) - (E) + (F) + (G)	号I - (H) (I)	△ 10,878	8,702	781	50,712	378,550	427,867
車馬券等売上	額 (J)	433,136	630,943	68,052	1,003,200	10,904,794	2,135,331
収 益 率 (I) / (J)	× 1 0 0	△ 2.5	1.4	1.1	5.1	3.5	20.0
前年度収	益 率	△ 4.5	1.5	1.3	2.9	42.0	13.5
施行団	体 数	50	58	7	105	67	287
都道府	県	11	7	1	1	47	67
市町	村	39	51	6	104	20	220

⁽注) 1 施行団体数は、平成27年4月1日現在の団体数である。 2 施行団体数は、1団体が2以上の事業を実施している場合はそれぞれの事業ごとに1団体としている。 3 宝くじ事業の車馬券等売上額は、消化額を計上している。

第123表 収益事業決算の状況(つづき)

その3 収益金繰入金の使途状況

(単位 百万円)

							 左	の		内	訳		
区		5.)	収益金繰入額	民生費	衛生費	土木費	農 林水産業費	商工費	教育費	災 害復旧費	その他	公営事業 会 計 へ 繰 出 し
競	馬	事	業	1,209	2	18	399	19	_	255	35	446	35
都	道	府	県	310	_	_	250	_	_	-	-	60	_
市	В	HJ	村	899	2	18	149	19	_	255	35	386	35
自転	車 競	走事	業	5,021	668	914	1,162	118	110	1,481	74	494	_
都	道	府	県	374	17	60	104	_	20	-	73	100	_
市	8	BJ	村	4,647	651	855	1,058	118	90	1,481	1	393	_
小型	自動車	競走	事 業	265	231	5	12	_	_	12	-	5	_
都	道	府	県	5	_	_	_	_	_	-	-	5	_
市	В	BJ	村	260	231	5	12	_	_	12	_	_	_
モータ	ーボー	ト競走	事業	9,144	1,018	267	2,627	219	50	2,996	-	1,564	403
都	道	府	県	200	_	_	_	_	_	200	_	_	_
市	В	BJ	村	8,944	1,018	267	2,627	219	50	2,796	-	1,564	403
宝	< U	事	業	378,176	84,952	12,583	101,429	7,522	17,174	51,861	276	101,365	1,014
都	道	府	県	294,954	72,337	6,727	83,698	7,120	12,916	21,942	276	88,979	959
市	В	BT	村	83,222	12,615	5,856	17,731	402	4,258	29,918	_	12,386	56
合			計	(100.0) 393,815	(22.1) 86,872	(3.5) 13,788	(26.8) 105,629	(2.0) 7,879	(4.4) 17,335	(14.4) 56,604	(0.1) 385	(26.3) 103,871	(0.4) 1,452
都	道	府	県	295,842	72,354	6,787	84,052	7,120	12,936	22,142	349	89,143	959
市		⊞Ţ	村	97,972	14,518	7,001	21,577	759	4,398	34,462	36	14,728	493

⁽注) 合計の () 書きは、構成比 (%) である。

第124表 公立大学附属病院事業決算の状況

		区	分				平成 27年度	平 成 26 年 度	比	較
			ח				平成 27 年 授	平成 20 年 及	増減額	増 減 率
収収	総		収		益	(A)	2,135	2,011	124	6.2
収収 益 支的	総		費		用	(B)	2,106	2,023	83	4.1
収資	資	本	的	収	入	(C)	344	333	11	3.3
収資 本 支的	資	本	的	支	出	(D)	345	334	11	3.3
	収支	差引	(A) — (E	B)+(C)	— (D)	(E)	28	△ 13	41	△ 315.4
	積		$\vec{\underline{\Lambda}}$		金	(F)	_	_	_	_
	繰		越		金	(G)	90	103	△ 13	△ 12.6
	前台	₣ 度	繰 上	充 月	金	(H)	-	_	_	_
	形式	収支	(E) — (F	=)+(G)	— (H)	(1)	118	90	28	31.1
	翌年	度に終	繰り越る	すべき	財源	(J)	_	_	_	_
	実	質	収	支	(1)	—(J)	118	90	28	31.1

⁽注) 1 上表に該当するのは、都道府県が設置する大学の附属病院事業会計(1事業会計)である。 2 市町村が設置する大学の附属病院事業会計については、各大学がすべて地方独立行政法人化したため、含まれていない。

第125表 農業共済事業決算の状況

(単位 百万円)

							平月	戉 27	年	度				平成	以26年度	比	較
	区	分	団体数	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	支 払 準備金 積立額	責 任 準備金 積立額	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F)- (G)+(H)+(I)-(J)	団体数	再差引	団体数	再差引
			(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(1)	(K)	(L)	(M)	(A)-(L)	(K)-(M)
市	BJ	村	51	11,016	10,434	582	182	357	2,678	82	447	729	△ 2,836	54	△2,947	△ 3	111
Ę	黒字の	の団体	7	1,976	1,702	274	17	60	85	32	36	40	140	9	89	△ 2	51
ā	赤字の	の団体	44	9,040	8,732	308	165	297	2,593	50	411	689	△ 2,976	45	△3,037	△ 1	61

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第126表 交通災害共済事業 (直営方式) 決算の状況

(単位 百万円)

				Σ	平 成	27	年 度	<u> </u>			平成	26年度	比	較
区分	団体数	歳 入合 計	歳出合計	歳入歳出 差 引 (B)-(C)	未経過 共 済 掛 金	繰入金	繰出金	未収金	未払金	再差引 (D)-(E)-(F) +(G)+(H)-(I)	団体数	再差引	団体数	再差引
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(J)	(K)	(L)	(A)-(K)	(J)-(L)
都 道 府 県	-	_	_	_		_	-	_	_	-	_	_	_	_
黒字の団体	-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
赤字の団体	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
市町村	67	5,996	4,922	1,074	60	39	158	1	0	1,133	69	1,163	△ 2	△ 30
黒字の団体	60	5,688	4,531	1,157	26	27	158	1	0	1,262	62	1,276	△ 2	△ 14
赤字の団体	7	307	390	△ 83	33	12	_	_	_	△ 129	7	△ 113	_	△ 16
合 計	67	5,996	4,922	1,074	60	39	158	1	0	1,133	69	1,163	△ 2	△ 30
黒字の団体	60	5,688	4,531	1,157	26	27	158	1	0	1,262	62	1,276	△ 2	△ 14
赤字の団体	7	307	390	△ 83	33	12	_	_	_	△ 129	7	△ 113	_	△ 16

⁽注)「黒字の団体」、「赤字の団体」の区分は、再差引による。

第127表 企業債等の状況

(単位 百万円)

	平 成	27 年 度 償	還額	平成27年度末
区 分	元 金	利 子	計	現在高
地 方 公 営 企 業	3,748,489	909,962	4,658,451	45,393,948
法適用企業	2,589,439	634,845	3,224,284	31,315,449
水道事業	565,028	174,732	739,760	7,571,351
工業用水道事業	57,946	8,121	66,067	356,538
交 通 事 業	279,308	62,810	342,119	3,141,645
電気事業	10,126	2,256	12,382	87,777
ガス事業	11,174	1,723	12,897	88,853
病院事業	314,788	65,734	380,522	3,685,372
下 水 道 事 業	1,197,520	309,517	1,507,038	14,826,437
その他事業	153,547	9,952	163,499	1,557,476
法非適用企業	1,159,049	275,117	1,434,167	14,078,499
簡易水道事業	47,485	13,785	61,270	735,614
交 通 事 業	558	29	586	4,925
下 水 道 事 業	806,209	243,208	1,049,417	11,564,789
その他事業	304,798	18,096	322,894	1,773,171
国 民 健 康 保 険 事 業	3,670	313	3,984	21,200
後期高齢者医療事業	-	-	_	-
介護保険事業	10,481	725	11,206	36,663
農業共済事業	-	-	_	-
公立大学附属病院事業	332	125	457	3,964
収 益 事 業	3,927	274	4,202	38,218
合 計	3,766,899	911,399	4,678,300	45,493,993

その1歳入(通常収支分)

(単位 億円・%)

∇ Δ	計	画	額	構	成	比	増	減	率
区 分	平成29年度	平成 28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
地 方 税	390,663	387,022	374,919	45.1	45.1	44.0	0.9	3.2	7.1
地 方 譲 与 税	25,364	24,322	26,854	2.9	2.8	3.2	4.3	△ 9.4	△ 2.6
地方揮発油譲与税	2,560	2,578	2,663	0.3	0.3	0.3	△ 0.7	△ 3.2	△ 1.7
石 油 ガ ス 譲 与 税	83	93	100	0.0	0.0	0.0	△ 10.8	△ 7.0	0.0
自動車重量譲与税	2,560	2,626	2,585	0.3	0.3	0.3	△ 2.5	1.6	△ 2.7
航空機燃料讓与税	149	149	147	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4
特別とん譲与税	125	125	125	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 0.8
地方法人特別讓与税	19,887	18,751	21,234	2.3	2.2	2.5	6.1	△ 11.7	△ 2.7
地 方 特 例 交 付 金	1,328	1,233	1,189	0.2	0.1	0.1	7.7	3.7	△ 0.3
地 方 交 付 税	163,298	167,003	167,548	18.8	19.5	19.6	△ 2.2	△ 0.3	△ 0.8
国 庫 支 出 金	135,386	132,184	130,733	15.6	15.4	15.3	2.4	1.1	5.0
義務教育職員給与費負担金	15,248	15,271	15,284	1.8	1.8	1.8	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2
その他普通補助負担金等	91,194	87,900	86,471	10.5	10.2	10.1	3.7	1.7	8.4
生活扶助費等負担金	14,521	14,726	14,866	1.7	1.7	1.7	△ 1.4	△ 0.9	△ 1.1
医療扶助費等負担金	13,966	13,671	13,455	1.6	1.6	1.6	2.2	1.6	0.3
介護扶助費等負担金	706	700	702	0.1	0.1	0.1	0.9	△ 0.3	△ 8.7
児童保護費等負担金	1,240	1,155	1,092	0.1	0.1	0.1	7.4	5.8	△ 80.4
障害者自立支援給付費等負担金	12,946	12,246	11,823	1.5	1.4	1.4	5.7	3.6	2.4
児 童 手 当 等 交 付 金	14,007	14,155	14,177	1.6	1.6	1.7	△ 1.0	△ 0.2	△ 0.0
公立高等学校授業料不徴収交付金及び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,578	3,583	3,723	0.4	0.4	0.4	△ 0.1	△ 3.8	18.7
子どものための教育・ 保育給付費負担金	7,879	6,428	5,930	0.9	0.7	0.7	22.6	8.4	皆増
その他の補助負担金等	22,351	21,236	20,703	2.6	2.5	2.4	5.3	2.6	28.1
公共事業費補助負担金	26,373	26,343	26,271	3.0	3.1	3.1	0.1	0.3	△ 1.4
普通建設事業費補助負担金	26,072	25,922	25,860	3.0	3.0	3.0	0.6	0.2	△ 1.5
災害復旧事業費補助負担金	301	421	411	0.0	0.0	0.0	△ 28.5	2.4	6.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	283	283	275	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
施設等所在市町村調整交付金	72	72	70	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0
交通安全対策特別交付金	621	642	672	0.1	0.1	0.1	△ 3.3	△ 4.5	4.2
電源立地地域対策等交付金	1,196	1,258	1,274	0.1	0.1	0.1	△ 4.9	△ 1.3	△ 7.3
特定防衛施設周辺整備調整交付金	344	360	360	0.0	0.0	0.0	△ 4.4	0.0	15.4
石油貯蔵施設立地対策等交付金	55	55	56	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 1.8	0.0
地 方 債	91,907	88,607	95,009	10.6	10.3	11.1	3.7	△ 6.7	△ 10.0
使 用 料 及 び 手 数 料	16,184	16,247	16,044	1.9	1.9	1.9	△ 0.4	1.3	1.1
雑 収 入	42,370	41,643	40,689	4.9	4.9	4.8	1.7	2.3	1.6
復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79	_	_	_	_	△ 2.5	_	_
全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589	△ 275	_	_	_	△ 61.8	114.2	143.4
歳 入 合 計	866,198	857,593	852,710	100.0	100.0	100.0	1.0	0.6	2.3

⁽注) 構成比については、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない場合の歳入合計に対する構成比である。

第128表 地方財政計画(つづき)

その2 歳 入(復旧・復興事業)

(単位 億円・%)

区分	計	画	額	構	成	比	増	減	率
<u></u>	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
震災復興特別交付税	4,503	4,802	5,898	35.1	27.0	29.4	△ 6.2	△ 18.6	3.1
一般財源充当分	77	79	_	0.6	0.4	_	△ 2.5	皆増	_
国 庫 支 出 金	8,059	12,528	13,717	62.7	70.4	68.4	△ 35.7	△ 8.7	2.7
災害救助費等負担金	223	315	382	1.7	1.8	1.9	△ 29.2	△ 17.5	△ 13.2
災害等廃棄物処理事業費補助金	6	6	11	0.0	0.0	0.1	_	△ 45.5	△ 94.8
河川等災害復旧事業費補助	998	2,586	1,975	7.8	14.5	9.8	△ 61.4	30.9	1.1
社会資本整備総合交付金	1,090	1,054	1,171	8.5	5.9	5.8	3.4	△ 10.0	53.5
循環型社会形成推進交付金	121	110	126	0.9	0.6	0.6	10.0	△ 12.7	23.5
東日本大震災復興交付金	481	1,113	2,567	3.7	6.3	12.8	△ 56.8	△ 56.6	△ 21.0
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	1,237	2,330	1,760	9.6	13.1	8.8	△ 46.9	32.4	26.3
中小企業組合等共同施設等 災害復旧費補助金	210	290	400	1.6	1.6	2.0	△ 27.6	△ 27.5	81.0
福島再生加速化交付金	807	1,012	1,056	6.3	5.7	5.3	△ 20.3	△ 4.2	△ 2.9
そ の 他	2,886	3,713	4,269	22.5	20.9	21.3	△ 22.3	△ 13.0	8.6
地 方 債	161	331	355	1.3	1.9	1.8	△ 51.4	△ 6.8	△ 22.0
雑 収 入	42	59	90	0.3	0.3	0.4	△ 28.8	△ 34.4	4.7
歳入合計	12,842	17,799	20,060	100.0	100.0	100.0	△ 27.8	△ 11.3	2.3

その3歳 入(全国防災事業)

(単位 億円・%)

	□		分			計	画	額	構	成	比	増	減	率
	区		מל			平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
地		方			税	720	720	708	76.1	55.0	14.4	0.0	1.7	4.3
-	般具	才 源	充	当	分	225	589	275	23.8	45.0	5.6	△ 61.8	114.2	143.4
玉	庫	支	E	出	金	_	_	1,524	_	_	31.1	_	皆減	107.1
防施		策推 3	進公費 負		· 校 金	_	_	21	_	_	0.4	_	 皆減	△ 34.4
防環		策推 法改善			i 設 金	_	_	1,398	_	_	28.5	_	 皆減	131.5
防 整		策推 法総合			本金	_	_	95	_	_	1.9	_	皆減	21.8
そ		の			他	_	_	10	_	_	0.2	_	皆減	△ 56.5
地		方			債	_	_	2,397	_	_	48.9	_	皆減	143.8
雑		収			入	1	1	1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	△ 90.0
	歳	入	合	計		946	1,310	4,905	100.0	100.0	100.0	△ 27.8	△ 73.3	94.6

その4歳 出(通常収支分)

(単位 億円・%)

	計	画	額	構		比	増	減	率
分 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
給 与 関 係 経 費	203,209	203,274	203,351	23.5	23.7	23.8	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0
給与費(退職手当を除く)	186,629	185,682	185,145	21.5	21.7	21.7	0.5	0.3	0.3
義務教育教職員	56,553	56,326	56,659	6.5	6.6	6.6	0.4	△ 0.6	△ 0.3
警察関係職員	23,463	23,251	23,045	2.7	2.7	2.7	0.9	0.9	0.9
消 防 職 員	12,224	12,248	12,298	1.4	1.4	1.4	△ 0.2	△ 0.4	0.8
一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	94,389	93,857	93,143	10.9	10.9	10.9	0.6	0.8	0.4
退 職 手 当	16,472	17,467	18,060	1.9	2.0	2.1	△ 5.7	△ 3.3	△ 3.0
恩 給 費	108	125	146	0.0	0.0	0.0	△ 13.6	△ 14.4	△ 14.6
一般行政経費	365,590	357,931	350,589	42.2	41.8	41.1	2.1	2.1	5.5
国庫補助負担金等を伴うもの	197,809	190,004	185,490	22.8	22.2	21.8	4.1	2.4	6.6
生 活 保 護 費	38,922	38,796	38,695	4.5	4.5	4.5	0.3	0.3	△ 0.6
児 童 保 護 費	6,161	5,226	4,424	0.7	0.6	0.5	17.9	18.1	△ 65.9
障害者自立支援給付費	25,891	24,491	23,646	3.0	2.9	2.8	5.7	3.6	2.4
後期高齢者医療給付費	25,288	24,527	24,196	2.9	2.9	2.8	3.1	1.4	2.8
介 護 給 付 費	26,661	25,831	25,386	3.1	3.0	3.0	3.2	1.8	1.5
児童手当等交付金	20,094	20,314	20,354	2.3	2.4	2.4	△ 1.1	△ 0.2	△ 0.1
子どものための教育・ 保育給付費負担金	15,759	12,856	11,860	1.8	1.5	1.4	22.6	8.4	皆増
その他の一般行政経費	39,033	37,963	36,929	4.5	4.4	4.3	2.8	2.8	22.8
国庫補助負担金を伴わないもの	140,213	140,374	139,964	16.2	16.4	16.4	△ 0.1	0.3	0.3
国民健康保険·後期高齢者 医療制度関係事業費	15,068	15,053	15,135	1.7	1.8	1.8	0.1	△ 0.5	△ 0.3
まち・ひと・しごと創生事業費 重 点 課 題 対 応 分	10,000 2,500	10,000 2,500	10,000	1.2 0.3	1.2 0.3	1.2 -	0.0	0.0 皆増	皆増
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	4,450	8,450	0.2	0.5	1.0	△ 56.2	△ 47.3	△ 29.3
公債費	125,902	128,051	129,512	14.5	14.9	15.2	△ 1.7	△ 1.1	△ 0.9
維 持 補 修 費	12,621	12,198	11,601	1.5	1.4	1.4	3.5	5.1	12.0
投 資 的 経 費	113,570	112,046	110,010	13.1	13.1	12.9	1.4	1.9	△ 0.0
直轄事業負担金	5,590	5,677	5,755	0.6	0.7	0.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.1
公 共 事 業 費	51,683	52,028	51,497	6.0	6.1	6.0	△ 0.7	1.0	△ 0.8
普 通 建 設 事 業 費	51,278	51,453	50,934	5.9	6.0	6.0	△ 0.3	1.0	△ 0.9
災害復旧事業費	405	575	563	0.0	0.1	0.1	△ 29.6	2.1	8.3
一 般 事 業 費	27,726	27,713	27,446	3.2	3.2	3.2	0.0	1.0	△ 3.7
普通建設事業費	27,356	27,343	27,076	3.2	3.2	3.2	0.0	1.0	△ 3.8
災害復旧事業費	370	370	370	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特 別 事 業 費	28,571	26,628	25,312	3.3	3.1	3.0	7.3	5.2	6.5
過 疎 対 策 事 業 費	10,766	10,454	10,352	1.2	1.2	1.2	3.0	1.0	5.7
地域活性化事業費	820	689	475	0.1	0.1	0.1	19.0	45.1	0.0
旧合併特例事業費	6,602	6,602	6,602	0.8	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0
防災対策事業費	948	948	948	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0
施設整備事業費(一般財源化分)	935	935	935	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	△ 1.8
緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	5,000	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0
公共施設等適正管理推進事業費	3,500	2,000	1,000	0.4	0.2	0.1	75.0	100.0	皆増
公 営 企 業 繰 出 金	25,256	25,143	25,397	2.9	2.9	3.0	0.4	△ 1.0	△ 0.8
収益勘定繰出金	11,694	11,776	12,033	1.4	1.4	1.4	△ 0.7	△ 2.1	△ 1.9
資本勘定繰出金 地方交付税の不交付団体における	13,562	13,367	13,364	1.6	1.6	1.6	1.5	0.0	0.1
平均水準を超える必要経費	18,100	14,500	13,800	2.1	1.7	1.6	24.8	5.1	48.4
歳出合計	866,198	857,593	852,710	100.0	100.0	100.0	1.0	0.6	2.3

⁽注) 公共施設等適正管理推進事業費の平成27、28年度の額は、それぞれ平成27、28年度地方財政計画の歳出に計上された「公共施設等最適化事業費」の額である。

平成2・2年度の地方財政

第128表 地方財政計画(つづき)

その5歳 出(復旧・復興事業)

(単位 億円・%)

区分	計	画	額	構	成	比	増	減	率
区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
給 与 関 係 経 費	96	104	110	0.7	0.6	0.5	△ 7.7	△ 5.5	△ 6.0
一般行政経費	4,200	5,464	5,723	32.7	30.7	28.5	△ 23.1	△ 4.5	7.0
国庫補助負担金等を伴うもの	3,374	4,625	4,481	26.3	26.0	22.3	△ 27.0	3.2	18.6
国庫補助負担金を伴わないもの	826	839	1,242	6.4	4.7	6.2	△ 1.5	△ 32.4	△ 20.9
公 債 費	43	60	90	0.3	0.3	0.5	△ 28.3	△ 33.3	5.9
投 資 的 経 費	8,341	12,024	13,874	65.0	67.6	69.2	△ 30.6	△ 13.3	△ 0.2
直轄事業負担金	766	748	628	6.0	4.2	3.1	2.4	19.1	17.2
公 共 事 業 費	7,201	10,900	12,850	56.1	61.2	64.1	△ 33.9	△ 15.2	△ 1.1
一 般 事 業 費	374	376	396	2.9	2.1	2.0	△ 0.5	△ 5.1	4.2
公 営 企 業 繰 出 金	162	147	263	1.3	0.8	1.3	10.2	△ 44.1	64.4
歳 出 合 計	12,842	17,799	20,060	100.0	100.0	100.0	△ 27.8	△ 11.3	2.3

その6歳 出(全国防災事業)

(単位 億円・%)

		<u></u>				計	画	額	構	成	比	増	減	率
	Ŀ	^		分		平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
公			債		費	946	1,310	983	100.0	100.0	20.0	△ 27.8	33.3	22.6
投	資	ť	的	経	費	_	_	3,922	_	_	80.0	_	皆減	128.2
Ī	直轄	事	業	負	担金	_	_	82	_	_	1.7	_	皆減	△ 12.8
1		共	事	業	費	_	_	3,840	_	_	78.3	_	皆減	136.3
	歳	出	í	_	計	946	1,310	4,905	100.0	100.0	100.0	△ 27.8	△ 73.3	94.6

その1 算定基礎

(単位 百万円)

	T-100 F F		平成28年度		- 0		平成27年度	
分	平成29年度	当初	補正	補正後	区 分	当初	補正	補正後
所 得 税 (a)	17,948,000	17,975,000	△ 265,000	17,710,000	所 得 税 (a)	16,442,000	1,148,000	17,590,000
法人税(b)	12,391,000	12,233,000	△ 1,097,000	11,136,000	法人税(b)	10,990,000	751,000	11,741,000
酒税(c)	1,311,000	1,359,000	-	1,359,000	酒 税 (c)	1,308,000	-	1,308,000
消費税(d)	17,138,000	17,185,000	△ 384,000	16,801,000	消費税(d)	17,112,000	-	17,112,000
地方交付税(e)	15,434,304	15,157,775	58,200	15,215,975	地 方 交 付 税 (e)	15,416,869	1,265,066	16,681,935
(a) × 33.1%	5,940,788	5,949,725	△ 87,715	5,862,010	(a) \times 33.1%	5,442,302	379,988	5,822,290
(b) × 33.1%	4,101,421	4,049,123	△ 363,107	3,686,016	(b) × 33.1%	3,637,690	248,581	3,886,271
(c) × 50%	655,500	679,500	-	679,500	(c) × 50%	654,000	-	654,000
(d) × 22.3%	3,821,774	3,832,255	△ 85,632	3,746,623	(d) \times 22.3%	3,815,976	-	3,815,976
精 算 分 等	△ 380,937	△ 181,119	-	△ 181,119	精 算 分 等	△ 248,631	636,497	387,866
法 定 加 算 等	630,700	553,600	-	553,600	法 定 加 算 等	432,600	-	432,600
					地方税収の状況を 踏まえた別枠加算	230,000	-	230,000
臨時財政対策 特 例 加 算 額	665,058	274,691	271,827	546,518	臨時財政対策 特 例 加 算 額	1,452,932	-	1,452,932
臨時財政対策 債振替加算額	-	_	271,827	271,827				
特例加算額	-	-	51,000	51,000				
地方法人税(f)	643,900	636,500	△ 7,200	629,300	地 方 法 人 税 (f)	477,000	45,500	522,500
地方法人税 (g) 過年度精算分	△ 6,400	=	=	-	地方法人税 (g) 過年度精算分	_	697	697
返 還 金 (h)	-	1	-	1	返 還 金 (h)	8	-	8
特別会計借入金償還(i)	△ 400,000	△ 400,000	-	△ 400,000	特別会計借入金償還(i)	△ 300,000	-	△ 300,000
借入金等利子充当分(j)	△ 82,000	△ 158,400	-	△ 158,400	借入金等利子充当分(j)	△ 161,400	-	△ 161,400
剰余金の活用(k)	340,000	-	-	-	剰余金の活用 (k)	100,000	-	100,000
地方公共団体金融 機構の公庫債権金利 (l) 変動準備金の活用	400,000	200,000	-	200,000	地方公共団体金融 機構の公庫債権金利 (l) 変動準備金の活用	300,000	-	300,000
前年度からの繰越金 (m)	_	1,264,411	-	1,264,411	前年度からの繰越金 (m)	922,363	_	922,363
					翌年度への繰越金 (n)	_	△ 1,264,411	△ 1,264,411
合 計(e)~(m)	16,329,804	16,700,287	51,000	16,751,287	合 計(e)∼(n)	16,754,840	46,852	16,801,692

その2 普通交付税算定状況 (平成28年度)

	区分		基準	財 政 需	要額	基準	財 政 収	入 額	財源	財源	普通多	を付税
		J	財源不足団体	財源超過団体	計	財源不足団体	財源超過団体	計	超過額	不足額	交付額	構成比
都	道府	県	20,167,226	1,980,019	22,147,244	11,591,281	2,354,494	13,945,775	374,475	8,575,944	8,559,354	54.5
市	ÐŢ	村	21,056,406	2,617,854	23,674,259	13,900,169	3,528,484	17,428,653	910,631	7,156,237	7,138,956	45.5
政	令指定	都市	4,460,208	1,831,415	6,291,622	3,932,446	2,601,926	6,534,371	770,511	527,762	524,093	3.3
中	核	市	2,917,273	_	2,917,273	2,265,590	_	2,265,590	_	651,683	649,300	4.1
施	行時特	例市	1,357,596	31,693	1,389,289	1,096,960	39,055	1,136,015	7,362	260,636	259,533	1.7
都		市	9,248,035	644,939	9,892,974	5,413,326	748,942	6,162,268	104,003	3,834,709	3,827,111	24.4
町		村	3,073,295	109,807	3,183,101	1,191,847	138,562	1,330,409	28,755	1,881,448	1,878,919	12.0
合		計	41,223,631	4,597,872	45,821,504	25,491,450	5,882,978	31,374,428	1,285,105	15,732,181	15,698,309	100.0

⁽注) 1 本表の額は、当初算定の数値である。 2 市町村分は、一般算定分と合併算定替分とを単純に合算したものである。

第130表 地方債計画

(単位 億円)

	平 成 2	9 年 度		平 成 2	8 年 度		成 27 年 分と東日本大震災	
区分	計画	画額	区 分	計画	画 額			
		(東日本大震災分)			(東日本大震災分)	当初計画	改正計画	改正後
	(通常収支分)	復旧・復興事業		(通常収支分)	復旧・復興事業			計画額
一般会計債	49,884	179	一般会計債	49,132	349	50,859	4,698	55,557
公共事業等	16,443	_	公 共 事 業 等	16,601	_	16,389	2,148	18,537
公営住宅建設事業	1,130	158	公営住宅建設事業	1,141	323	1,471	60	1,531
災害復旧事業	873	18	災害復旧事業	711	18	680	405	1,085
全国防災事業	_	_	全国防災事業	_	_	2,397	_	2,397
教育・福祉施設等整備事業	3,391	_	教育・福祉施設等整備事業	3,395	_	3,359	1,923	5,282
一般単独事業	21,927	3	一般単独事業	21,474	8	20,553	6	20,559
辺地及び過疎対策事業	4,975	_	辺地及び過疎対策事業	4,665	_	4,565	156	4,721
公共用地先行取得等事業	345	_	公共用地先行取得等事業	345	_	345	_	345
行政改革推進	700	_	行政改革推進	700	_	1,000	_	1,000
調整	100	_	調整	100	_	100	_	100
公営企業債	25,121	9	 公 営 企 業 債	24,270	27	25,140	531	25,671
水道事業	5,043	0	水道事業	4,473	1	4,336	443	4,779
工業用水道事業	247	_	工業用水道事業	222	_	178	_	178
交 通 事 業	1,611	_	交 通 事 業	1,654	_	1,786	_	1,786
電気事業・ガス事業	202	_	電気事業・ガス事業	178	_	164	_	164
港湾整備事業	509	_	港湾整備事業	461	_	544	_	544
病院事業・介護サービス事業	4,614	_	病院事業・介護サービス事業	4,434	_	4,117	_	4,117
市場事業・と畜場事業	235	1	市場事業・と畜場事業	458	4	2,098	11	2,109
地域開発事業	622	_	地域開発事業	699	_	805	_	805
下 水 道 事 業	11,904	8	下 水 道 事 業	11,597	22	10,998	77	11,075
観光その他事業	134	_	観光その他事業	94	_	114	_	114
合 計	75,005	188		73,402	376	75,999	5,229	81,228
被災施設借換債	_	0	被災施設借換債	_	4	15	_	15
臨時財政対策債	40,452	_	臨時財政対策債	37,880	_	45,250	_	45,250
退職手当債	800	_	退職手当債	800	_	800	_	800
国の予算等貸付金債	(266)	(5)	国の予算等貸付金債	(302)	(15)	(365)	(249)	(614)
	(266)	(5)		(302)	(15)	(365)	(249)	(614)
総計	116,257	188	総計	112,082	380	122,064	5,229	127,293
公 的 資 金	46,609	188	公 的 資 金	46,115	380	52,400	3,077	55,477
(国の予算等貸付金)	(266)	(5)	(国の予算等貸付金)	(302)	(15)	(365)	(249)	(614)
民間等資金	69,648	_	民間等資金	65,967	_	69,664	2,152	71,816

その他同意等の見込まれる項目 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する 減収補塡債 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

⁽備 考)
1 一般補助施設等のうち、特別転貸債分として95億円を計上している。
2 公共施設等適正管理の平成28年度計画額は、公共施設最適化に係る額である。
3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移

その1 国内総生産等 (単位 億円・%)

区 分	平 成17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国内総生産(支出側、名	3目) 5,258,139	5,292,550	5,310,134	5,093,984	4,920,751	4,991,948	4,938,531	4,946,744	5,074,011	5,178,666	5,321,914
国民所得(要素費用表	表示) 3,873,557	3,923,513	3,922,979	3,639,913	3,534,222	3,619,241	3,584,029	3,598,267	3,740,063	3,783,183	3,884,604
公 的 支	出 1,228,696	1,209,013	1,216,709	1,204,271	1,231,666	1,227,558	1,239,627	1,247,756	1,287,819	1,314,518	1,327,679
うち地方の公的3	支出 588,298	574,040	566,707	547,774	554,327	559,316	560,536	557,760	567,393	583,923	585,758
総固定資本形成のうち民	間分 1,018,131	1,043,940	1,012,953	963,333	809,097	820,416	847,235	867,494	940,524	958,657	971,374
うち企業設	備 823,433	844,957	838,897	788,039	673,639	681,772	704,334	718,342	774,256	803,481	812,078
鉱 工 業 生 産 指 (平22=100、暦年		111.4	114.6	110.7	86.5	100.0	97.2	97.8	97.0	99.0	97.8
消費者物価指 (平27=100、暦年、全)		97.2	97.2	98.6	97.2	96.5	96.3	96.2	96.6	99.2	100.0

F7	Λ.			±	曽		減		莩	K					ł	É				数	Į.		
区	分	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国内総生産	(支出側、名目)	0.9	0.7	0.3	△ 4.1	△ 3.4	1.4	△ 1.1	0.2	2.6	2.1	2.8	100	101	101	97	94	95	94	94	96	98	101
国民所得(要素費用表示	1.2	1.3	△ 0.0	△ 7.2	△ 2.9	2.4	△ 1.0	0.4	3.9	1.2	2.7	100	101	101	94	91	93	93	93	97	98	100
公 的	支出	△ 1.2	△ 1.6	0.6	△ 1.0	2.3	△ 0.3	1.0	0.7	3.2	2.1	1.0	100	98	99	98	100	100	101	102	105	107	108
うち地方	方の公的支出	△ 2.9	△ 2.4	△ 1.3	△ 3.3	1.2	0.9	0.2	△ 0.5	1.7	2.9	0.3	100	98	96	93	94	95	95	95	96	99	100
総固定資本刑	ド成のうち民間 <u>分</u>	5.8	2.5	△ 3.0	△ 4.9	△ 16.0	1.4	3.3	2.4	8.4	1.9	1.3	100	103	99	95	79	81	83	85	92	94	95
うち:	企業設備	7.2	2.6	△ 0.7	△ 6.1	△ 14.5	1.2	3.3	2.0	7.8	3.8	1.1	100	103	102	96	82	83	86	87	94	98	99

⁽注) 1 鉱工業生産指数は経済産業省調べ、消費者物価指数は総務省調べ、その他は内閣府経済社会総合研究所調べ(08SNA、平成23年基準)による。 2 公的支出=政府最終消費支出+公的総固定資本形成+公的企業在庫品増加

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その2 予算及び地方財政計画等(当初)

	X	分	平 成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
玉	 О —	般会計	82,182,918	79,686,024	82,908,808	83,061,340	88,548,001	92,299,193	92,411,613	90,333,932	92,611,539	95,882,303	96,341,951
財	政投融	曳資計画	17,151,800	15,004,600	14,162,200	13,868,900	15,863,200	18,356,900	14,905,900	15,825,900	16,319,700	17,127,200	14,951,800
地	方 財	政計画	83,768,700	83,150,800	83,126,100	83,401,400	82,555,700	82,126,800	82,505,400	81,864,700	81,915,400	83,360,700	85,271,000
	給	与 費	22,668,400	22,527,300	22,467,500	22,167,800	22,092,600	21,655,200	21,242,000	20,952,400	19,727,800	20,324,300	20,320,500
うち	〈投 資	的経費	19,676,100	16,888,900	15,232,800	14,815,100	14,061,700	11,907,400	11,303,200	10,898,400	10,669,800	11,003,500	11,001,000
		ち 普 通 没事業費	19,507,900	16,717,300	15,113,800	14,693,800	13,930,100	11,788,100	11,197,500	10,799,400	10,576,900	10,910,800	10,904,100
地	方。债	責計 画	(21,300) 15,536,600	(50,100) 13,946,600	(43,700) 12,510,800	(212,700) 12,477,600	(181,900) 14,184,400	(118,500) 15,897,600	(116,500) 13,734,000	(119,500) 13,539,600	(68,900) 13,370,800	(74,000) 12,830,100	(34,500) 11,924,200

⁽注) 1 () 書きは、平成17年度までは公営企業金融公庫が農林漁業金融公庫から委託を受けて地方公共団体に融資する公有林整備事業債及び草地開発事業債であって、外書である。 なお、平成18年度以降は災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とする国の予算貸付金債であって、公有林整備事業債及び草地開発事業債は国の予算貸付金債に含まれている。 2 平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27年度は、通常収支分である。

	×	-		分								増		減		率							指				数			
		<u> </u>)J		1	17		18	1	9	20	21	22	23	24	25	26	27	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
玉	の	_	般	会	計		0.1	Δ	3.0		4.0	0.2	6.6	4.2	0.1	△ 2.2	2.5	3.5	0.5	100	97	101	101	108	112	112	110	113	117	117
財	政	投層	蚀資	計	画	Δ	16.3	Δ	12.5	Δ	5.6	△ 2.1	14.4	15.7	△ 18.8	6.2	3.1	4.9	△ 12.7	100	87	83	81	92	107	87	92	95	100	87
地	方	財	政	計	画	Δ	1.1	Δ	0.7	Δ	0.0	0.3	△ 1.0	△ 0.5	0.5	△ 0.8	0.1	1.8	2.3	100	99	99	100	99	98	98	98	98	100	102
	紀	ì	与		費	Δ	1.2	Δ	0.6	Δ	0.3	△ 1.3	△ 0.3	△ 2.0	△ 1.9	△ 1.4	△ 5.8	3.0	△ 0.0	100	99	99	98	97	96	94	92	87	90	90
うち	〈投	資	的	経	費	Δ	7.7	Δ	14.2	Δ	9.8	△ 2.7	△ 5.1	△ 15.3	△ 5.1	△ 3.6	△ 2.1	3.1	△ 0.0	100	86	77	75	71	61	57	55	54	56	56
		う 建	ち 設事	普 事業	通費	Δ	7.8	Δ	14.3	Δ	9.6	△ 2.8	△ 5.2	△ 15.4	△ 5.0	△ 3.6	△ 2.1	3.2	△ 0.1	100	86	77	75	71	60	57	55	54	56	56
地	方	ī	責	計	画	Δ	11.1	Δ	10.2	Δ	10.3	△ 0.3	13.7	12.1	△ 13.6	△ 1.4	△ 1.2	△ 4.0	△ 7.1	100	90	81	80	91	102	88	87	86	83	77

その3 決算額(総括)

X	分	平 成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国の一	般会計歳入	89,000,271	84,412,713	84,553,478	89,208,229	107,114,243	100,534,563	109,979,528	107,762,033	106,044,664	104,679,122	102,175,307
玉	税	52,290,502	54,116,855	52,655,804	45,830,885	40,243,269	43,707,432	45,175,396	47,049,242	51,227,438	57,849,171	59,969,372
э	ち法人税	13,273,567	14,917,877	14,744,398	10,010,600	6,356,407	8,967,688	9,351,426	9,758,311	10,493,718	11,031,608	10,827,403
国の一	般会計歳出	85,519,592	81,445,480	81,842,570	84,697,395	100,973,424	95,312,342	100,715,409	97,087,177	100,188,879	98,813,467	98,230,324
普通:	会計歳入	92,936,469	91,528,325	91,181,397	92,213,459	98,365,695	97,511,501	100,069,646	99,842,882	101,099,835	102,083,467	101,917,496
- :	般 財 源	55,130,096	57,046,006	56,496,106	56,182,542	52,761,753	53,962,235	55,457,615	55,149,533	55,654,103	57,272,934	59,287,318
地	方 税	34,804,409	36,506,160	40,266,817	39,558,526	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	36,785,451	39,098,563
普通:	会計歳出	90,697,342	89,210,597	89,147,615	89,691,477	96,106,449	94,775,014	97,002,646	96,418,554	97,412,028	98,522,799	98,405,225
義務	务的経費	46,855,310	46,175,623	46,435,936	46,222,026	45,915,180	47,723,334	48,338,218	48,022,160	47,469,663	48,776,031	48,801,283
人	件費	25,264,252	25,135,319	25,256,303	24,605,245	23,975,629	23,536,199	23,448,473	23,017,626	22,177,923	22,524,345	22,565,511
投資	資的経費	15,828,878	14,797,472	13,882,058	13,177,947	14,518,530	13,496,096	13,298,865	13,420,155	15,073,331	15,511,704	14,913,385
普遍	通建設事業費	15,104,285	14,282,915	13,524,300	12,987,873	14,380,871	13,333,371	12,535,162	12,448,950	14,191,438	14,778,598	14,183,796
国と地方	方の歳出純計	150,644,425	147,812,066	149,237,559	150,479,040	166,102,984	160,083,935	164,749,249	163,768,715	165,750,763	167,847,807	168,341,519
租務	总 総 額	87,094,911	90,623,016	92,922,621	85,389,411	75,426,223	78,023,762	79,346,812	81,510,002	86,601,723	94,634,621	99,067,935

⁽注) 1 国の一般会計歳入・歳出及び租税総額は、財務省資料による。 2 国税は、租税 (一般会計分、特別会計分) 及び印紙収入の合計額である。

	分				増		減		率						指	á				类	女		
区	ח	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国の一	-般会計歳入	0.1	△ 5.2	0.2	5.5	20.1	△ 6.1	9.4	△ 2.0	△ 1.6	△ 1.3	△ 2.4	100	95	95	100	120	113	124	121	119	118	115
玉	税	8.7	3.5	△ 2.7	△ 13.0	△ 12.2	8.6	3.4	4.1	8.9	12.9	3.7	100	103	101	88	77	84	86	90	98	111	115
j	ち法人税	16.0	12.4	△ 1.2	△ 32.1	△ 36.5	41.1	4.3	4.4	7.5	5.1	△ 1.9	100	112	111	75	48	68	70	74	79	83	82
国の一	-般会計歳出	0.7	△ 4.8	0.5	3.5	19.2	△ 5.6	5.7	△ 3.6	3.2	△ 1.4	△ 0.6	100	95	96	99	118	111	118	114	117	116	115
普通	会計歳入	△ 0.5	△ 1.5	△ 0.4	1.1	6.7	△ 0.9	2.6	△ 0.2	1.3	1.0	△ 0.2	100	98	98	99	106	105	108	107	109	110	110
-	般 財 源	4.4	3.5	△ 1.0	△ 0.6	△ 6.1	2.3	2.8	△ 0.6	0.9	2.9	3.5	100	103	102	102	96	98	101	100	101	104	108
地	方 税	3.8	4.9	10.3	△ 1.8	△ 11.1	△ 2.5	△ 0.4	0.8	2.7	4.0	6.3	100	105	116	114	101	99	98	99	102	106	112
普通	会計歳出	△ 0.6	△ 1.6	△ 0.1	0.6	7.2	△ 1.4	2.4	△ 0.6	1.0	1.1	△ 0.1	100	98	98	99	106	104	107	106	107	109	108
義	務的経費	1.5	△ 1.5	0.6	△ 0.5	△ 0.7	3.9	1.3	△ 0.7	△ 1.2	2.8	0.1	100	99	99	99	98	102	103	102	101	104	104
人	件費	△ 1.4	△ 0.5	0.5	△ 2.6	△ 2.6	△ 1.8	△ 0.4	△ 1.8	△ 3.6	1.6	0.2	100	99	100	97	95	93	93	91	88	89	89
投資	資的経費	△ 6.1	△ 6.5	△ 6.2	△ 5.1	10.2	△ 7.0	△ 1.5	0.9	12.3	2.9	△ 3.9	100	93	88	83	92	85	84	85	95	98	94
普	通建設事業費	△ 7.5	△ 5.4	△ 5.3	△ 4.0	10.7	△ 7.3	△ 6.0	△ 0.7	14.0	4.1	△ 4.0	100	95	90	86	95	88	83	82	94	98	94
国と地	方の歳出純計	0.5	△ 1.9	1.0	0.8	10.4	△ 3.6	2.9	△ 0.6	1.2	1.3	0.3	100	98	99	100	110	106	109	109	110	111	112
租租	党 総 額	6.7	4.1	2.5	△ 8.1	△ 11.7	3.4	1.7	2.7	6.2	9.3	4.7	100	104	107	98	87	90	91	94	99	109	114

第131表 主要経済指標及び地方財政計画等の推移(つづき)

その4 決算額(都道府県、市町村)

	×		分		平 成 17年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	歳			入	48,694,518	48,438,201	48,245,874	48,045,817	50,968,200	50,066,112	52,146,455	50,937,229	51,572,618	51,694,957	52,049,884
	-	- 般	財	源	28,087,026	29,610,855	29,328,343	28,589,124	25,720,679	26,449,289	27,282,775	27,317,060	27,846,648	29,256,614	31,294,850
		地	方	税	17,137,360	18,345,200	20,793,974	20,012,065	16,508,841	15,932,318	15,735,438	16,116,742	16,809,190	17,794,000	20,142,594
都		う 事		人税	4,698,368	5,362,677	5,607,734	5,202,621	2,701,056	2,253,043	2,240,378	2,353,658	2,673,876	3,016,791	3,509,505
道府	歳			出	47,873,301	47,535,945	47,488,298	47,348,951	50,245,294	49,059,536	50,965,779	49,481,842	50,053,180	50,215,443	50,731,239
県	義	養務	的 経	費	23,183,654	22,739,496	22,519,217	22,329,115	21,783,113	21,933,763	21,990,431	21,890,931	21,496,810	22,148,302	21,933,080
		人	件	費	15,008,561	15,011,336	15,086,939	14,729,715	14,286,152	14,110,126	14,082,768	13,893,593	13,355,496	13,646,157	13,687,961
	投	資	的 経	費	9,061,664	8,404,376	7,736,078	7,202,306	7,766,059	6,942,088	7,259,257	7,114,890	7,783,039	7,669,347	7,259,930
		普多	通 建 業	設費	8,559,253	8,065,535	7,503,000	7,074,676	7,689,046	6,855,149	6,850,560	6,508,899	7,199,242	7,183,751	6,779,439
	歳			入	50,478,606	49,361,930	49,499,476	50,213,527	53,554,717	53,854,025	54,776,346	56,145,351	57,028,520	58,130,539	58,728,682
	_	- 般	財	源	28,981,918	29,436,021	29,160,840	29,365,170	28,751,723	29,203,478	29,828,829	29,517,911	29,620,270	30,052,814	31,039,517
		地	方	税	17,667,049	18,160,960	19,472,842	19,546,461	18,674,113	18,384,012	18,435,978	18,344,018	18,565,095	18,991,451	18,955,969
市	歳			出	49,060,696	47,946,457	48,223,270	48,388,411	52,018,378	52,124,114	52,890,022	54,176,411	54,860,151	56,049,385	56,535,056
村	義	務	的 経	費	23,762,647	23,522,860	23,999,815	23,971,756	24,202,642	25,859,786	26,410,605	26,190,540	26,023,995	26,673,622	26,910,359
山山		人	件	費	10,255,691	10,123,983	10,169,364	9,875,530	9,689,476	9,426,074	9,365,705	9,124,034	8,822,428	8,878,189	8,877,550
	投	資	的 経	費	7,594,132	7,115,616	6,768,467	6,554,239	7,341,112	7,198,244	6,686,647	7,021,370	8,062,478	8,592,733	8,308,278
		普	通 建 業	設費	7,270,119	6,872,533	6,602,388	6,470,337	7,266,328	7,103,828	6,280,613	6,551,985	7,690,086	8,293,698	8,028,322

	区分					増		減		率						指	Í				米女	—— 数		
	区分		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	歳	入	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	6.1	△ 1.8	4.2	△ 2.3	1.2	0.2	0.7	100	99	99	99	105	103	107	105	106	106	107
	一般販	扩源	6.1	5.4	△ 1.0	△ 2.5	△ 10.0	2.8	3.2	0.1	1.9	5.1	7.0	100	105	104	102	92	94	97	97	99	104	111
	地方	税	5.1	7.0	13.3	△ 3.8	△ 17.5	△ 3.5	△ 1.2	2.4	4.3	5.9	13.2	100	107	121	117	96	93	92	94	98	104	118
都道	うち ^注 事 業		13.9	14.1	4.6	△ 7.2	△ 48.1	△ 16.6	△ 0.6	5.1	13.6	12.8	16.3	100	114	119	111	57	48	48	50	57	64	75
一	歳	出	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.1	△ 0.3	6.1	△ 2.4	3.9	△ 2.9	1.2	0.3	1.0	100	99	99	99	105	102	106	103	105	105	106
県	義務的	経費	1.3	△ 1.9	△ 1.0	△ 0.8	△ 2.4	0.7	0.3	△ 0.5	△ 1.8	3.0	△ 1.0	100	98	97	96	94	95	95	94	93	96	95
	人件	費	△ 1.4	0.0	0.5	△ 2.4	△ 3.0	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.3	△ 3.9	2.2	0.3	100	100	101	98	95	94	94	93	89	91	91
	投資的	経費	△ 5.6	△ 7.3	△ 8.0	△ 6.9	7.8	△ 10.6	4.6	△ 2.0	9.4	△ 1.5	△ 5.3	100	93	85	79	86	77	80	79	86	85	80
	普通系事 業	建 設 費	△ 7.9	△ 5.8	△ 7.0	△ 5.7	8.7	△ 10.8	△ 0.1	△ 5.0	10.6	△ 0.2	△ 5.6	100	94	88	83	90	80	80	76	84	84	79
	歳	入	△ 0.3	△ 2.2	0.3	1.4	6.7	0.6	1.7	2.5	1.6	1.9	1.0	100	98	98	99	106	107	109	111	113	115	116
	一般販	扩源	2.2	1.6	△ 0.9	0.7	△ 2.1	1.6	2.1	△ 1.0	0.3	1.5	3.3	100	102	101	101	99	101	103	102	102	104	107
	地方	税	2.5	2.8	7.2	0.4	△ 4.5	△ 1.6	0.3	△ 0.5	1.2	2.3	△ 0.2	100	103	110	111	106	104	104	104	105	107	107
市	歳	出	△ 0.4	△ 2.3	0.6	0.3	7.5	0.2	1.5	2.4	1.3	2.2	0.9	100	98	98	99	106	106	108	110	112	114	115
村	義務的	経費	1.6	△ 1.0	2.0	△ 0.1	1.0	6.8	2.1	△ 0.8	△ 0.6	2.5	0.9	100	99	101	101	102	109	111	110	110	112	113
ניד	人件	費	△ 1.3	△ 1.3	0.4	△ 2.9	△ 1.9	△ 2.7	△ 0.6	△ 2.6	△ 3.3	0.6	△ 0.0	100	99	99	96	94	92	91	89	86	87	87
	投資的	経費	△ 6.7	△ 6.3	△ 4.9	△ 3.2	12.0	△ 1.9	△ 7.1	5.0	14.8	6.6	△ 3.3	100	94	89	86	97	95	88	92	106	113	109
	普通员事 業		△ 7.9	△ 5.5	△ 3.9	△ 2.0	12.3	△ 2.2	△ 11.6	4.3	17.4	7.8	△ 3.2	100	95	91	89	100	98	86	90	106	114	110

第132表 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数の状況

			実質赤	字比率	連結実質	赤字比率	実質公債	責費比率	将来負	担比率	合	·計	合計	(純計)
区	分	団体数	平 成 27年度	平 成 26年度										
都道	府 県	47	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
政令指	定都市	20	_	_	_	_	_	_	_	_	=	_	_	_
市	区	793	_	_	_	_	1 (1)	1 (1)	1	1	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)
⊞Ţ	村	928	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計	1,788	_	_	_	_	1 (1)	1 (1)	1	1	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)

 ⁽注) 1 団体数及び各数値は、「平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」(平成28年11月30日総務省公表)による。(以下、133表から135表において同じ。)
 2 () 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
 3 将来負担比率には、財政再生基準はない。

第133表 団体別健全化判断比率の状況

その1 都道府県 (単位 %)

	区 分		実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
北	海	道	-	-	20.6	307.7
青	森	県	-	-	14.4	139.6
岩	手	県	-	-	20.5	224.6
宮	城	県	-	-	14.5	171.8
秋	\blacksquare	県	-	-	14.1	238.3
Ш	形	県	-	-	13.2	227.7
福	島	県	-	-	11.7	137.5
茨	城	県	_	-	12.1	224.9
栃	木	県	_	-	11.5	99.8
群	馬	県	_	-	12.1	155.2
埼	玉	県	_	_	12.0	192.9
千	葉	県	_	_	10.9	155.7
東	京	都	_	_	1.3	32.1
神	奈 川	県	_	_	12.0	132.3
新	潟	県	_	_	15.8	286.5
富	Ш	県	_	_	14.7	253.3
石	Ш	県	_	_	14.3	210.6
福	井	県	_	_	14.5	163.4
Ш	梨	県	_	_	15.9	202.4
長	野	県	_	_	12.7	170.1
岐	阜	県	_	_	13.6	189.7
静	田	県	_	_	14.0	223.
愛	知	県	_	_	14.3	197.3
Ξ	重	県	_	_	14.4	184.7
滋	賀	県	_	_	14.1	194.7
京	都	府	_	_	16.2	248.8
大	阪	府	_	_	19.4	189.0
兵	庫	県	_	_	16.8	320.6
奈	良	県	_	_	11.7	159.8
和	歌山	県	_	_	10.6	187.9
	取取				12.4	105.6
鳥		県				
島	根	県	_	_	10.5	168.8
岡	Ш	県	_	_	12.1	197.
広	島	県	_	-	14.9	226.2
Ш <i>(</i> +		県	-	-	15.2	206.5
徳	島	県	-	-	16.7	180.4
香	JII	県	_	_	12.0	190.
愛	媛	県	-	-	12.4	150.
高	知	県	-	-	10.8	154.
福	畄	県	-	-	13.1	240.
佐	賀	県	-	-	11.2	106.
長	崎	県	-	-	13.8	179.4
熊	本	県	-	-	12.3	189.0
大	分	県	-	-	12.7	157.0
宮	崎	県	-	-	15.5	126.4
鹿	児 島	県	-	-	14.7	216.2
沖	縄	県	-	-	11.4	50.8
平		均	_	-	12.7	175.6

⁽注) 1 実質赤字額や連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。 2 平均値は加重平均である。

その2 市区町村(政令指定都市を含む)

(単位 %)

区分	実 質 赤 字 比 率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	-	=	4.9	61.8
仙 台 市	_	_	9.8	122.8
さ い た ま 市	_	_	5.0	9.7
千 葉 市	_	_	18.0	208.7
横浜市	_	_	17.0	175.6
川崎市	_	_	7.5	117.4
相 模 原 市	_	_	3.2	37.9
新 潟 市	_	_	11.0	138.9
静 市	_	_	8.5	59.5
浜 松 市	_	_	9.1	-
名 古 屋 市	_	_	12.7	147.4
京 都 市	_	_	15.2	229.6
大 阪 市	_	_	9.2	117.1
堺市	_	_	5.5	15.6
神戸市	_	_	7.9	80.2
岡 山 市	_	_	9.5	27.7
広 島 市	_	_	15.0	223.9
北九州市	_	-	12.6	188.3
福岡市	_	_	12.4	162.4
熊 本 市	_	-	9.6	125.5
政令指定都市平均	_	-	10.9	124.2
市区平均	_	_	6.2	18.8
町 村 平 均	_	_	8.2	5.3
市区町村平均	_	-	7.4	38.9

⁽注) 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「-」と表記している。 2 平均値は加重平均である。 3 「市区町村平均」には、政令指定都市を含んでいる。

第134表 項目別将来負担額等の状況

(単位 百万円)

	区分	都道府県	政令指定都市	市区	町 村	合 計
1	一般会計等に係る地方債の現在高	96,074,966	20,595,465	31,579,553	5,987,228	154,237,212
2	債務負担行為に基づく支出予定額	853,389	437,064	948,098	97,829	2,336,380
3	公営企業債等繰入見込額	2,823,125	4,181,727	11,377,710	2,288,222	20,670,783
4	組合等負担等見込額	107,492	52,843	891,181	320,528	1,372,044
5	退職手当負担見込額	11,523,251	1,386,905	4,758,059	878,189	18,546,404
6	設立法人の負債額等負担見込額	500,031	208,856	162,106	20,867	891,860
7	連結実質赤字額	-	-	_	_	-
8	組合等連結実質赤字額負担見込額	1,296	534	462	514	2,806
9	充当可能基金	12,559,990	3,160,548	9,392,690	3,018,391	28,131,620
10	充当可能特定歳入	3,768,532	4,675,648	5,281,020	359,706	14,084,907
11	1~4に係る基準財政需要額算入見込額	52,160,627	12,234,754	31,679,569	6,042,391	102,117,341
12	標準財政規模	28,991,725	6,411,749	20,700,116	3,801,468	59,905,058
13	算入公債費等の額	4,292,581	945,444	2,851,596	589,183	8,678,805

⁽注)将来負担比率の算式は、[1~8の合計値(将来負担額) -9~11の合計値(充当可能財源等)] /(12-13)である。

第135表 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数の状況

(単位 会計)

区分	都 道 府 県	政令指定都市	市区町村	一部事務組合等	合 計
水 道 事 業	0 / 25	0 / 19	0 / 1,202	0 / 96	0 / 1,342
簡 易 水 道 事 業	0 / 1	0 / 5	1 / 766	0 / 4	1 / 776
工業用水道事業	0 / 41	0 / 9	0 / 96	0 / 8	0 / 154
交 通 事 業	0 / 3	1 / 20	0 / 57	0 / 3	1 / 83
電 気 事 業	0 / 25	0 / 4	0 / 60	0 / 3	0 / 92
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 25	0 / 0	0 / 26
港湾整備事業	0 / 34	0 / 4	0 / 41	0 / 6	0 / 85
病 院 事 業	0 / 39	0 / 14	1 / 464	0 / 81	1 / 598
市場事業	0 / 9	0 / 18	0 / 128	0 / 10	0 / 165
と 畜 場 事 業	0 / 1	0 / 7	0 / 33	0 / 8	0 / 49
宅 地 造 成 事 業	0 / 52	0 / 23	1 / 365	2 / 7	3 / 447
下 水 道 事 業	0 / 45	0 / 29	0 / 2,486	0 / 27	0 / 2,587
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 255	0 / 0	2 / 265
その他事業	0 / 14	0 / 0	1 / 73	1 / 39	2 / 126
合 計	0 / 295	1 / 157	6 / 6,051	3 / 292	10 / 6,795

⁽注) 分母は事業区分別の公営企業会計数である。

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区	分		平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較	
			/)		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般	ļ	財	源	58,551,803	60.0	56,677,513	58.1	1,874,290	3.3
国	庫	支	出	金	13,828,546	14.2	13,757,962	14.1	70,584	0.5
) 3	ち普通発	建設事	業費支	出金	1,355,807	1.4	1,431,941	1.5	△ 76,134	△ 5.3
) 3	ち災害復	复旧事	業費支	出金	139,369	0.1	178,060	0.2	△ 38,691	△ 21.7
地		方		債	10,401,007	10.7	11,232,945	11.5	△ 831,938	△ 7.4
そ		の		他	14,729,665	15.1	15,821,955	16.3	△ 1,092,290	△ 6.9
3	5	繰	入	金	2,225,339	2.3	3,032,654	3.1	△ 807,315	△ 26.6
) 3	5	繰	越	金	2,844,090	2.9	2,894,516	3.0	△ 50,426	△ 1.7
) 3	うち 貸 付	付金う	元 利	収入	4,645,268	4.8	5,206,346	5.3	△ 561,078	△ 10.8
	ì			計	97,511,021	100.0	97,490,375	100.0	20,646	0.0

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。その $2\sim6$ について同じ。

その2 純 計 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

	区 分		平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較		
))			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般	則	ţ	源	735,515	16.7	595,421	13.0	140,094	23.5
5 !	ち震災復	9 興 特	別交	付税	588,948	13.4	514,446	11.2	74,502	14.5
国	庫	支	出	金	1,392,668	31.6	1,703,906	37.1	△ 311,238	△ 18.3
うき	5 普通建	設事業	美費 支	送出金	190,935	4.3	183,292	4.0	7,643	4.2
うき	5災害復	旧事業	美費 支	送出金	335,347	7.6	290,674	6.3	44,673	15.4
うち	東日本オ	大震災	复興る	を付金	305,514	6.9	539,889	11.8	△ 234,375	△ 43.4
地	:	方		債	287,003	6.5	285,511	6.2	1,492	0.5
そ		の		他	1,991,289	45.2	2,008,253	43.7	△ 16,964	△ 0.8
う	ち	繰	入	金	1,247,079	28.3	1,195,163	26.0	51,916	4.3
う	ち	繰	越	金	472,431	10.7	534,726	11.6	△ 62,295	△ 11.6
う	ち 貸 付	金元	,利	収入	250,981	5.7	258,448	5.6	△ 7,467	△ 2.9
合				計	4,406,475	100.0	4,593,091	100.0	△ 186,616	△ 4.1

その3 都道府県 (通常収支分)

	区		分		平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般		財	源	30,888,757	62.4	28,947,755	58.9	1,941,002	6.7
国	庫	支	出	金	5,383,698	10.9	5,505,224	11.2	△ 121,526	△ 2.2
う	ち普通発	建設事	業費ま	支出金	915,798	1.9	953,946	1.9	△ 38,148	△ 4.0
う	ち災害征	复旧事	業費ま	と出金 かんりょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅうしゅう かんしゃ かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ し	98,663	0.2	128,406	0.3	△ 29,743	△ 23.2
地		方		債	5,470,441	11.1	6,080,935	12.4	△ 610,494	△ 10.0
そ		の		他	7,725,193	15.6	8,593,192	17.5	△ 867,999	△ 10.1
う	ち	繰	入	金	1,077,953	2.2	1,513,900	3.1	△ 435,947	△ 28.8
う	ち	繰	越	金	1,206,136	2.4	1,167,819	2.4	38,317	3.3
う	ち貸・	付 金	元 利	収入	3,382,545	6.8	3,857,836	7.9	△ 475,291	△ 12.3
合				計	49,468,089	100.0	49,127,106	100.0	340,983	0.7

第136表 歳入決算額の状況(つづき)

その4 都道府県 (東日本大震災分)

(単位 百万円・%)

	区	分			平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較
))			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
_	般	財	†	源	406,093	15.7	308,858	12.0	97,235	31.5
5 !	ち震災復	興 特	別交	付税	316,263	12.2	274,113	10.7	42,150	15.4
玉	庫	支	出	金	880,694	34.1	890,939	34.7	△ 10,245	△ 1.1
うき	5普通建記	設事業	費支	送出金	51,763	2.0	53,311	2.1	△ 1,548	△ 2.9
うき	5災害復	日事業	費支	出金	272,904	10.6	237,018	9.2	35,886	15.1
うち	東日本大	震災復	复興る	を付金	38,127	1.5	73,265	2.9	△ 35,138	△ 48.0
地	7	方		債	57,640	2.2	62,670	2.4	△ 5,030	△ 8.0
そ	C	カ		他	1,237,368	48.0	1,305,384	50.9	△ 68,016	△ 5.2
う	ち	繰	入	金	673,123	26.1	650,967	25.4	22,156	3.4
う	ち	繰	越	金	259,850	10.1	321,778	12.5	△ 61,928	△ 19.2
う	ち 貸 付	金 元	利	収入	253,609	9.8	259,296	10.1	△ 5,687	△ 2.2
合				計	2,581,795	100.0	2,567,851	100.0	13,944	0.5

その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区分		平成2	7年度	平成2	6年度	比	較		
		,)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
	般	,	財	源	30,710,095	54.4	29,766,251	53.5	943,844	3.2
玉	庫	支	出	金	8,444,847	15.0	8,252,738	14.8	192,109	2.3
] =	うち普通3	建設事	業費支	出金	440,009	0.8	477,995	0.9	△ 37,986	△ 7.9
] =	うち災害征	复旧事	業 費 叏	出金	40,706	0.1	49,654	0.1	△ 8,948	△ 18.0
都	道府	県	支出	金	3,550,402	6.3	3,313,127	6.0	237,275	7.2
地		方		債	4,957,078	8.8	5,173,937	9.3	△ 216,859	△ 4.2
そ		の		他	8,776,713	15.5	9,107,771	16.4	△ 331,058	△ 3.6
=	5	繰	入	金	1,147,386	2.0	1,518,754	2.7	△ 371,368	△ 24.5
=	5	繰	越	金	1,637,954	2.9	1,726,697	3.1	△ 88,743	△ 5.1
=	うち貸り	付金	元 利	収 入	1,302,961	2.3	1,397,521	2.5	△ 94,560	△ 6.8
<u></u>	ì			計	56,439,135	100.0	55,613,824	100.0	825,311	1.5

その6 市町村 (東日本大震災分)

[J	分			平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
区	77			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
— 般	財		源	329,422	14.4	286,562	11.4	42,860	15.0
うち震災	復興特別	引 交	付 税	272,685	11.9	240,333	9.5	32,352	13.5
国 庫	支	出	金	511,974	22.4	812,967	32.3	△ 300,993	△ 37.0
うち普通	建設事業	費支	出金	139,172	6.1	129,981	5.2	9,191	7.1
うち災害復	見旧事業	費支	出金	62,443	2.7	53,656	2.1	8,787	16.4
うち東日本	大震災復	興交	付金	267,387	11.7	466,623	18.5	△ 199,236	△ 42.7
都 道 府	県 支	出	金	394,792	17.2	402,097	16.0	△ 7,305	△ 1.8
地	方		債	230,059	10.0	224,898	8.9	5,161	2.3
そ	の		他	823,301	36.0	790,191	31.4	33,110	4.2
う ち	繰	入	金	573,956	25.1	544,195	21.6	29,761	5.5
うち	繰	越	金	212,580	9.3	212,948	8.5	△ 368	△ 0.2
うち貸付	寸 金 元	利」	収入	8,451	0.4	8,501	0.3	△ 50	△ 0.6
合			計	2,289,548	100.0	2,516,715	100.0	△ 227,167	△ 9.0

第137表 目的別歳出決算額の状況

資 料

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区 5			平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較
		J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務		費	9,031,044	9.5	8,862,112	9.4	168,932	1.9
民	生		費	24,641,080	26.1	23,884,936	25.3	756,144	3.2
うち	災害	救 助	費	20,288	0.0	16,455	0.0	3,833	23.3
衛	生		費	6,169,585	6.5	6,060,839	6.4	108,746	1.8
労	働		費	326,892	0.3	361,171	0.4	△ 34,279	△ 9.5
農林	水 産	業	費	2,977,440	3.1	3,118,718	3.3	△ 141,278	△ 4.5
商	エ		費	5,168,712	5.5	5,134,582	5.4	34,130	0.7
土	木		費	10,759,683	11.4	11,197,122	11.8	△ 437,439	△ 3.9
消	防		費	2,048,167	2.2	2,075,106	2.2	△ 26,939	△ 1.3
警	察		費	3,224,079	3.4	3,190,657	3.4	33,422	1.0
教	育		費	16,437,350	17.4	16,309,466	17.3	127,884	0.8
災害	復	IB	費	262,328	0.3	315,170	0.3	△ 52,842	△ 16.8
公	債		費	12,908,711	13.6	13,359,145	14.1	△ 450,434	△ 3.4
そ	の		他	615,742	0.7	642,193	0.7	△ 26,451	△ 4.1
合		Ē	t	94,570,813	100.0	94,511,217	100.0	59,596	0.1

その2 純 計 (東日本大震災分)

区分		平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総務	費	577,783	15.1	1,007,842	25.1	△ 430,059	△ 42.7
民 生	費	613,735	16.0	565,956	14.1	47,779	8.4
うち災害救助	費	590,299	15.4	539,084	13.4	51,215	9.5
衛 生	費	132,208	3.3	82,558	2.0	49,650	60.1
労 働	費	72,771	1.9	63,255	1.6	9,516	15.0
農林水産業	費	240,775	6.3	229,915	5.7	10,860	4.7
商工	費	347,393	9.1	374,958	9.3	△ 27,565	△ 7.4
土 木	費	947,482	24.7	853,384	21.3	94,098	11.0
消防	費	48,718	1.3	52,195	1.3	△ 3,477	△ 6.7
警察	費	7,023	0.2	6,382	0.2	641	10.0
教育	費	358,186	9.3	348,672	8.7	9,514	2.7
災 害 復 旧	費	467,324	12.2	419,749	10.5	47,575	11.3
公債	費	20,930	0.5	6,353	0.2	14,577	229.5
その	他	84	0.1	363	0.0	△ 279	△ 76.9
合 計	-	3,834,412	100.0	4,011,582	100.0	△ 177,170	△ 4.4

第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区分	平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	2,914,063	6.0	3,089,768	6.4	△ 175,705	△ 5.7
民 生 費	7,447,857	15.4	7,064,873	14.7	382,984	5.4
う ち 災 害 救 助 費	7,628	0.0	7,315	0.0	313	4.3
衛 生 費	1,668,165	3.4	1,605,088	3.3	63,077	3.9
労 働 費	图 217,401	0.4	245,655	0.5	△ 28,254	△ 11.5
農林水産業	2,130,235	4.4	2,286,932	4.8	△ 156,697	△ 6.9
商工工	3,319,946	6.8	3,372,262	7.0	△ 52,316	△ 1.6
土木	4,855,302	10.0	5,238,240	10.9	△ 382,938	△ 7.3
警察	图 3,224,171	6.6	3,190,735	6.6	33,436	1.0
教 育	10,973,867	22.6	10,869,927	22.7	103,940	1.0
災 害 復 旧 費	159,378	0.3	196,503	0.4	△ 37,125	△ 18.9
公 債	7,206,065	14.9	7,484,250	15.6	△ 278,185	△ 3.7
そ の ft	4,368,322	9.2	3,340,195	7.1	1,028,127	30.8
合 計	48,484,772	100.0	47,984,428	100.0	500,344	1.0

その4 都道府県 (東日本大震災分)

		.,					平成2	7年度	平成2	6年度	比	較
	l	<u>X</u>		分			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総		Ž	務			費	203,663	9.1	389,219	17.4	△ 185,556	△ 47.7
民		4	±			費	626,438	27.9	536,939	24.1	89,499	16.7
う	ち	災	害	救	助	費	605,337	26.9	512,640	23.0	92,697	18.1
衛		4	Ė			費	104,025	4.6	68,377	3.0	35,648	52.1
労		ſ	動			費	77,663	3.5	76,182	3.4	1,481	1.9
農	林	水	産		業	費	146,807	6.5	159,941	7.2	△ 13,134	△ 8.2
商			Ι			費	328,459	14.6	365,696	16.4	△ 37,237	△ 10.2
土		7	木			費	377,078	16.8	290,332	13.0	86,746	29.9
警		9	察			費	7,023	0.3	6,386	0.3	637	10.0
教		Ī	育			費	48,188	2.1	47,014	2.1	1,174	2.5
災	害	í	复	ΙE]	費	321,235	14.3	289,224	13.0	32,011	11.1
公		1	責			費	5,877	0.3	1,697	0.1	4,180	246.3
そ		(カ			他	11	0.0	8	0.0	3	37.5
合					=	t	2,246,467	100.0	2,231,015	100.0	15,452	0.7

第137表 目的別歳出決算額の状況(つづき)

資 料

編

その5 市町村(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	区 分			平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較
[区 分			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務		費	6,671,125	12.2	6,330,811	11.8	340,314	5.4
民	生		費	19,937,958	36.6	19,451,772	36.2	486,186	2.5
うち	災害	汝 助	費	7,097	0.0	8,988	0.0	△ 1,891	△ 21.0
衛	生		費	4,642,980	8.5	4,606,237	8.6	36,743	0.8
労	働		費	118,807	0.2	143,204	0.3	△ 24,397	△ 17.0
農林	水 産	業	費	1,286,239	2.4	1,228,504	2.3	57,735	4.7
商	エ		費	1,907,039	3.5	1,794,669	3.3	112,370	6.3
土	木		費	6,074,380	11.1	6,134,211	11.4	△ 59,831	△ 1.0
消	防		費	1,911,918	3.5	1,940,351	3.6	△ 28,433	△ 1.5
教	育		費	5,552,911	10.2	5,518,776	10.3	34,135	0.6
災害	復	IΒ	費	129,786	0.2	159,863	0.3	△ 30,077	△ 18.8
公	債		費	5,744,011	10.5	5,919,544	11.0	△ 175,533	△ 3.0
そ	の		他	518,204	1.1	549,401	0.9	△ 31,197	△ 5.7
合		計		54,495,358	100.0	53,777,343	100.0	718,015	1.3

その6 市町村 (東日本大震災分)

×	5 分		平成 2	7年度	平成2	6年度	比	較
			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総	務	費	383,638	18.8	631,962	27.8	△ 248,324	△ 39.3
民	生	費	328,990	16.1	357,543	15.7	△ 28,553	△ 8.0
うち	災 害 救	助費	316,425	15.5	342,698	15.1	△ 26,273	△ 7.7
衛	生	費	49,357	2.4	48,285	2.1	1,072	2.2
労	働	費	9,176	0.4	19,307	0.8	△ 10,131	△ 52.5
農林	水 産	業費	121,668	6.0	105,866	4.7	15,802	14.9
商	エ	費	22,512	1.1	22,532	1.0	△ 20	△ 0.1
土	木	費	588,637	28.9	574,020	25.3	14,617	2.5
消	防	費	50,192	2.5	53,518	2.4	△ 3,326	△ 6.2
教	育	費	318,891	15.6	311,447	13.7	7,444	2.4
災害	復	日 費	150,301	7.4	141,120	6.2	9,181	6.5
公	債	費	15,917	0.8	6,010	0.3	9,907	164.8
そ	の	他	418	0.0	432	0.0	△ 14	△ 3.2
合		計	2,039,697	100.0	2,272,042	100.0	△ 232,34 5	△ 10.2

第138表 性質別歳出決算額の状況

その1 純 計(通常収支分)

(単位 百万円・%)

区分	平成2	7年度	平成 20	6年度	比	較
区 分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	48,738,030	51.5	48,725,198	51.6	12,832	0.0
人 件 費	22,528,289	23.8	22,486,088	23.8	42,201	0.2
内 う ち 職 員 給	15,843,286	16.8	15,805,066	16.7	38,220	0.2
制 財 動 費	13,329,239	14.1	12,908,707	13.7	420,532	3.3
公 債 費	12,880,502	13.6	13,330,403	14.1	△ 449,901	△ 3.4
投 資 的 経 費	12,827,722	13.6	13,614,406	14.4	△ 786,684	△ 5.8
うち普通建設事業費	12,565,452	13.3	13,299,321	14.1	△ 733,869	△ 5.5
う ち 補 助 事 業 費	5,843,333	6.2	6,486,661	6.9	△ 643,328	△ 9.9
うち単独事業費	6,073,199	6.4	6,160,066	6.5	△ 86,867	△ 1.4
うち国直轄事業負担金	648,919	0.7	652,595	0.7	△ 3,676	△ 0.6
うち災害復旧事業費	262,204	0.3	314,990	0.3	△ 52,786	△ 16.8
う ち 補 助 事 業 費	193,386	0.2	243,256	0.3	△ 49,870	△ 20.5
うち単独事業費	66,238	0.1	68,118	0.1	△ 1,880	△ 2.8
その他の経費	33,005,061	34.9	32,171,613	34.0	833,448	2.6
うち物件費	8,918,724	9.4	8,620,019	9.1	298,705	3.5
う ち 補 助 費 等	9,713,229	10.3	9,148,221	9.7	565,008	6.2
う ち 積 立 金	2,966,465	3.1	2,886,078	3.1	80,387	2.8
合 計	94,570,813	100.0	94,511,217	100.0	59,596	0.1

その2 純 計(東日本大震災分)

₩ A	平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較			
区 分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率			
義務的経費	63,253	1.6	50,833	1.3	12,420	24.4			
(人 件 費	37,222	1.0	38,257	1.0	△ 1,035	△ 2.7			
内 う ち 職 員 給	26,791	0.7	27,355	0.7	△ 564	△ 2.1			
計 財 助 費	5,101	0.1	6,223	0.2	△ 1,122	△ 18.0			
公 債 費	20,930	0.5	6,353	0.2	14,577	229.5			
投 資 的 経 費	2,085,662	54.4	1,897,298	47.3	188,364	9.9			
うち普通建設事業費	1,618,344	42.2	1,479,277	36.9	139,067	9.4			
うち補助事業費	1,363,643	35.6	1,254,954	31.3	108,689	8.7			
うち単独事業費	186,432	4.9	176,360	4.4	10,072	5.7			
うち国直轄事業負担金	68,270	1.8	47,963	1.2	20,307	42.3			
うち災害復旧事業費	467,318	12.2	418,021	10.4	49,297	11.8			
うち補助事業費	426,446	11.1	368,106	9.2	58,340	15.8			
うち単独事業費	38,667	1.0	48,654	1.2	△ 9,987	△ 20.5			
その他の経費	1,685,497	44.0	2,063,451	51.4	△ 377,954	△ 18.3			
う ち 物 件 費	396,584	10.3	458,664	11.4	△ 62,080	△ 13.5			
うち補助費等	153,945	4.0	162,384	4.0	△ 8,439	△ 5.2			
う ち 積 立 金	802,743	20.9	1,119,854	27.9	△ 317,111	△ 28.3			
合 計	3,834,412	100.0	4,011,582	100.0	△ 177,170	△ 4.4			

その3 都道府県(通常収支分)

(単位 百万円・%)

	平成 2	7年度	平成2	6年度	比	較
区 分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費	21,905,375	45.2	22,124,045	46.1	△ 218,670	△ 1.0
人 件 費	13,667,550	28.2	13,624,882	28.4	42,668	0.3
内 う ち 職 員 給	10,016,418	20.7	9,986,486	20.8	29,932	0.3
計 財 助 費	1,053,744	2.2	1,036,841	2.2	16,903	1.6
公 債 費	7,184,081	14.8	7,462,322	15.6	△ 278,241	△ 3.7
投 資 的 経 費	6,342,551	13.1	6,859,131	14.3	△ 516,580	△ 7.5
うち普通建設事業費	6,183,295	12.8	6,662,756	13.9	△ 479,461	△ 7.2
うち補助事業費	3,263,707	6.7	3,726,107	7.8	△ 462,400	△ 12.4
うち単独事業費	2,337,252	4.8	2,347,518	4.9	△ 10,266	△ 0.4
うち国直轄事業負担金	582,336	1.2	589,131	1.2	△ 6,795	△ 1.2
うち災害復旧事業費	159,256	0.3	196,375	0.4	△ 37,119	△ 18.9
うち補助事業費	138,270	0.3	176,146	0.4	△ 37,876	△ 21.5
うち単独事業費	18,406	0.0	16,613	0.0	1,793	10.8
その他の経費	20,236,846	41.7	19,001,252	39.6	1,235,594	6.5
う ち 物 件 費	1,619,140	3.3	1,570,384	3.3	48,756	3.1
う ち 補 助 費 等	13,447,764	27.7	11,908,988	24.8	1,538,776	12.9
う ち 積 立 金	1,359,768	2.8	1,464,275	3.1	△ 104,507	△ 7.1
合 計	48,484,772	100.0	47,984,428	100.0	500,344	1.0

その4 都道府県 (東日本大震災分)

	区分	平成 2	7年度	平成2	6年度	比	較
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経 費	27,705	1.2	24,257	1.1	3,448	14.2
	(人 件 費	20,411	0.9	21,275	1.0	△ 864	△ 4.1
内	うち職員給	13,425	0.6	13,907	0.6	△ 482	△ 3.5
訳	扶 助 費	1,418	0.1	1,285	0.1	133	10.4
	公 債 費	5,877	0.3	1,697	0.1	4,180	246.3
投	資 的 経 費	917,379	40.8	810,216	36.3	107,163	13.2
	うち普通建設事業費	596,144	26.5	520,995	23.4	75,149	14.4
	う ち 補 助 事 業 費	450,375	20.0	396,600	17.8	53,775	13.6
	う ち 単 独 事 業 費	78,393	3.5	78,058	3.5	335	0.4
	うち国直轄事業負担金	67,376	3.0	46,337	2.1	21,039	45.4
	うち災害復旧事業費	321,235	14.3	289,221	13.0	32,014	11.1
	う ち 補 助 事 業 費	300,369	13.4	264,668	11.9	35,701	13.5
	う ち 単 独 事 業 費	18,662	0.8	23,292	1.0	△ 4,630	△ 19.9
そ	の他の経費	1,301,383	58.0	1,396,542	62.6	△ 95,159	△ 6.8
	う ち 物 件 費	62,810	2.8	88,578	4.0	△ 25,768	△ 29.1
	う ち 補 助 費 等	506,357	22.5	527,594	23.6	△ 21,237	△ 4.0
	う ち 積 立 金	457,096	20.3	500,727	22.4	△ 43,631	△ 8.7
	計	2,246,467	100.0	2,231,015	100.0	15,452	0.7

第138表 性質別歳出決算額の状況(つづき)

その5 市町村 (通常収支分)

(単位 百万円・%)

	Σ	· 分			平成 27	7年度	平成2	6年度	比	較
	2	<u>`</u>			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務	的	経	費	26,873,948	49.3	26,645,692	49.5	228,256	0.9
	人	件		費	8,860,739	16.3	8,861,207	16.5	△ 468	△ 0.0
内	う	ち職	員	給	5,826,868	10.7	5,818,580	10.8	8,288	0.1
訳	扶	助		費	12,275,495	22.5	11,871,866	22.1	403,629	3.4
	公	債		費	5,737,715	10.5	5,912,619	11.0	△ 174,904	△ 3.0
投	資	的	経	費	7,102,354	13.0	7,454,708	13.9	△ 352,354	△ 4.7
	うち	普通建設	事業	費	6,972,510	12.8	7,294,822	13.6	△ 322,312	△ 4.4
	う	ち 補 助	事 業	費	2,832,665	5.2	3,061,912	5.7	△ 229,247	△ 7.5
	う	ち 単 独	事 業	費	3,973,654	7.3	4,062,665	7.6	△ 89,011	△ 2.2
	うち	災害復旧	事業	費	129,778	0.2	159,790	0.3	△ 30,012	△ 18.8
	う	ち 補 助	事 業	費	80,915	0.1	107,500	0.2	△ 26,585	△ 24.7
	う	ち 単 独	事 業	費	48,356	0.1	51,977	0.1	△ 3,621	△ 7.0
そ	の	他の	経	費	20,519,056	37.7	19,676,943	36.6	842,113	4.3
	う	ち 物	件	費	7,299,584	13.4	7,049,635	13.1	249,949	3.5
	うき	5 補 助	費	等	3,987,696	7.3	3,712,953	6.9	274,743	7.4
	う	ち 積	$\overline{1}$	金	1,606,697	2.9	1,421,803	2.6	184,894	13.0
2	ì		計		54,495,358	100.0	53,777,343	100.0	718,015	1.3

その6 市町村 (東日本大震災分)

		,				,	TE 0/3/13 /0/
	Γ7 /\	平成 27	7年度	平成 2	6年度	比	較
	区分	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義	務 的 経 費	36,411	1.8	27,930	1.2	8,481	30.4
	(人 件 費	16,811	0.8	16,982	0.7	△ 171	△ 1.0
内	う ち 職 員 給	13,366	0.7	13,449	0.6	△ 83	△ 0.6
	扶 助 費	3,683	0.2	4,938	0.2	△ 1,255	△ 25.4
	公 債 費	15,917	0.8	6,010	0.3	9,907	164.8
投	資 的 経 費	1,205,924	59.1	1,138,025	50.1	67,899	6.0
	うち普通建設事業費	1,055,812	51.8	998,876	44.0	56,936	5.7
	う ち 補 助 事 業 費	931,855	45.7	883,295	38.9	48,560	5.5
	う ち 単 独 事 業 費	118,722	5.8	109,456	4.8	9,266	8.5
	うち災害復旧事業費	150,112	7.4	139,149	6.1	10,963	7.9
	う ち 補 助 事 業 費	129,547	6.4	112,419	4.9	17,128	15.2
	う ち 単 独 事 業 費	20,405	1.0	26,523	1.2	△ 6,118	△ 23.1
そ	の他の経費	797,362	39.1	1,106,087	48.7	△ 308,725	△ 27.9
	う ち 物 件 費	333,774	16.4	370,085	16.3	△ 36,311	△ 9.8
	う ち 補 助 費 等	60,141	2.9	71,911	3.2	△ 11,770	△ 16.4
	う ち 積 立 金	345,647	16.9	619,127	27.2	△ 273,480	△ 44.2
<u></u>	sh 計	2,039,697	100.0	2,272,042	100.0	△ 232,345	△ 10.2

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況

資料

その1 特定被災県

※特定被災県…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)第2条第 2項に定める特定被災地方公共団体である県。(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、 新潟県、長野県)

(1) 歳 入 (単位 百万円・%)

	区		分		平成 27 年	度	平成 26 年	度	比	較	(参考) 全国比較
)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地		方		税	2,952,178	27.2	2,597,627	23.4	354,551	13.6	13.2
地	方	交	付	税	2,009,989	18.5	2,000,405	18.0	9,584	0.5	△ 0.4
	うち震災復興特別交付税			付税	307,347	2.8	264,786	2.4	42,561	16.1	15.4
玉	庫	支	出	金	1,817,343	16.8	1,870,651	16.8	△ 53,308	△ 2.8	△ 2.1
そ		の		他	4,068,810	37.5	4,646,779	41.8	△ 577,969	△ 12.4	△ 9.8
1	ì			計	10,848,320	100.0	11,115,462	100.0	△ 267,142	△ 2.4	0.7

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳 出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

	区		———— 分		平成 27年	度	平成 26年	度	比	較	(参考) 全国比較
		2	/)		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総		務		費	668,989	6.5	910,419	8.6	△ 241,430	△ 26.5	△ 10.4
民		生		費	1,833,109	17.7	1,687,280	16.0	145,829	8.6	6.2
	うち	災害	救 助	費	606,476	5.9	511,842	4.8	94,634	18.5	17.9
衛		生		費	423,978	4.1	373,298	3.5	50,680	13.6	5.9
災	害	復	IB	費	359,616	3.5	333,622	3.2	25,994	7.8	△ 1.1
そ		の		他	7,062,326	68.2	7,272,580	68.7	△ 210,254	△ 2.9	0.8
台			Ē	Ħ	10,348,018	100.0	10,577,199	100.0	△ 229,181	△ 2.2	1.0

(3) 歳 出(性質別内訳)

	区		5			平成 27年	- 度	平成 26 年	- 度	比	較	(参考) 全国比較
)	J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義	務	É	的	経	費	3,923,156	37.9	4,215,965	39.9	△ 292,809	△ 6.9	△ 1.0
投	資	É	的	経	費	1,857,548	18.0	1,866,022	17.6	△ 8,474	△ 0.5	△ 5.3
	うち	普通	通 建	設 事	業費	1,497,935	14.5	1,532,443	14.5	△ 34,508	△ 2.3	△ 5.6
	うち	災害	害 復	旧事	業 費	359,613	3.5	333,579	3.2	26,034	7.8	△ 1.1
そ	の	他	の	経	費	4,567,314	44.1	4,495,212	42.5	72,102	1.6	5.6
	う	ち	積	$\overline{1}$	金	671,567	6.5	766,088	7.2	△ 94,521	△ 12.3	△ 7.5
í	<u>}</u>				計	10,348,018	100.0	10,577,199	100.0	△ 229,181	△ 2.2	1.0

第139表 特定被災地方公共団体等における決算の状況(つづき)

その2 特定被災市町村等

※特定被災市町村等…「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」(平成23年政令第127号)の別表第1に定める特定被災地方公共団体である市町村並びに同令の別表第2及び別表第3に定める市町村のうち特定被災地方公共団体以外のものをいう。

(1) 歳 入 (単位 百万円・%)

	×		分		平成 27年	度	平成 26年	 E度	比	較	(参考) 全国比較
)J		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
地		方		税	2,245,779	27.1	2,245,307	26.8	472	0.0	△ 0.2
地	方	交	付	税	1,285,269	15.5	1,255,036	15.0	30,233	2.4	△ 0.1
	うち震災復興特別交付税			付税	272,466	3.3	239,839	2.9	32,627	13.6	13.5
国	庫	支	出	金	1,241,013	15.0	1,523,669	18.2	△ 282,656	△ 18.6	△ 1.2
そ		の		他	3,524,026	42.4	3,364,538	40.0	159,488	4.7	3.5
1	_			計	8,296,087	100.0	8,388,550	100.0	△ 92,463	△ 1.1	1.0

⁽注)「国庫支出金」には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

(2) 歳 出(目的別内訳)

(単位 百万円・%)

	区 分	Δ		平成 27 年	度	平成 26年	度	比	較	(参考) 全国比較	
))		決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
総		務		費	1,177,002	15.2	1,384,687	17.6	△ 207,685	△ 15.0	1.3
民		生		費	2,325,402	30.0	2,291,900	29.2	33,502	1.5	2.3
	うち	災害	救 助	費	319,600	4.1	342,627	4.4	△ 23,027	△ 6.7	△ 8.0
衛		生		費	554,996	7.2	551,091	7.0	3,905	0.7	0.8
災	害	復	IΒ	費	160,473	2.1	157,945	2.0	2,528	1.6	△ 6.9
そ		の		他	3,526,605	45.5	3,469,724	44.2	56,881	1.6	△ 0.3
2	ì		Ē	†	7,744,478	100.0	7,855,347	100.0	△ 110,869	△ 1.4	0.9

(3) 歳 出(性質別内訳)

		区		—— 分			平成 27 年	度	平成 26 年	度	比	較	(参考) 全国比較
)J			決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率	増減率
義	務	- 1	的	経		費	2,796,135	36.1	2,767,684	35.2	28,451	1.0	0.9
投	資	1	的	経		費	1,651,340	21.3	1,609,335	20.5	42,005	2.6	△ 3.3
	うち	普遍	甬 建	設 事	業	費	1,491,064	19.3	1,453,406	18.5	37,658	2.6	△ 3.2
	うち	災害	害 復	旧事	業	費	160,277	2.1	155,930	2.0	4,347	2.8	△ 6.4
そ	の	他	の	経		費	3,297,003	42.6	3,478,328	44.3	△ 181,325	△ 5.2	2.6
	う	ち	積	<u> </u>		金	530,395	6.8	795,022	10.1	△ 264,627	△ 33.3	△ 4.3
	合				計		7,744,478	100.0	7,855,347	100.0	△ 110,869	△ 1.4	0.9

第140表 特定被災地方団体における経営状況

資 料

その1 全体の経営状況

(単位 事業・億円)

	年度項目					26	(A)		27	(B)	‡	当 減 額 (B)-(A)	Ę	
区分		`		項目	法適用企業	法非適用 企業	合 計	法適用企業	法非適用 企業	合 計	法適用企業	法非適用 企業	合	計
黒	字	事	業	数	225 (68.6%)	601 (99.3%)	826 (88.5%)	256 (77.3%)	591 (98.8%)	847 (91.2%)	31	△ 10		21
黒		字		額	669	237	906	1,006	306	1,312	337	70		407
赤	字	事	業	数	103 (31.4%)	(0.7%)	107 (11.5%)	75 (22.7%)	7 (1.2%)	82 (8.8%)	△ 28	α	\triangle	25
赤		字		額	1,497	0	1,498	275	6	281	△ 1,222	6	△ 1,	,216
総	事	1	業	数	328	605	933	331	598	929	3	△ 7	Δ	4
収				支	△ 828	236	△ 592	732	300	1,031	1,560	63	1	,623

⁽注) 1 事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。 2 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。 3 () は、総事業数(建設中のものを除く。)に対する割合。

第140表 特定被災地方団体における経営状況(つづき)

その2 事業別総収支額 (単位 百万円・%)

	区分	法	適用企	業	法 非	適 用 :	 企 業		合	(単位 計	日万円・%
黒字・		26年度	27年度	増減額	26年度	27年度	増減額	26年度	27年度	増減額	増減率
赤字の別事 業	ı 🖊	(A)		(B)-(A)		(D)	(D)-(C)	(E)	(F)	(F)-(E)	[(F)-(E)]/(E)
尹 未	黒字	41,481	(B) 55,232	13,751	(c) 487	452	△ 35	41,968	55,685	13.716	32.7
-l/ \\		7,252			407	432		7,252	5,630		△ 22.4
水道	赤字(△)				407		^ 25		50,055		
	収支	34,229	49,602	15,373	487	452	△ 35 –	34,717	-	15,338	44.2
- *	黒字	8,781	7,539	△ 1,242	_	_		8,781	7,539	△ 1,242	△ 14.1
工業用水道	赤字(△)	25	43	18	_	_	_	25	43	18	71.1
	収支	8,756	7,496	△ 1,260	_	_	_	8,756	7,496	-	△ 14.4
÷ '~	黒字	3,310	1,963	△ 1,346	_	_	_	3,310	1,963		△ 40.7
交通	赤字(△)	622	502	△ 120	_	_	_	622	502		△ 19.3
	収支	2,687	1,461	△ 1,226	-	-	-	2,687	1,461	△ 1,226	△ 45.6
. .	黒字	1,765	6,307	4,541	31	55	24	1,796	6,362	4,565	254.1
電気	赤字(△)	1 765		4.544	-	-	-	1 704	-	4.565	2544
	収支	1,765	6,307	4,541	31	55	24	1,796	6,362	4,565	254.1
-	黒字	1,788	3,696	1,908	_	_	_	1,788	3,696	1,908	106.7
ガス	赤字(△)	4 700	7	7	_	_	_	4 700	7	7	皆増
	収支	1,788	3,689	1,901	_	_	_	1,788	3,689	1,901	106.3
rich.	黒字	2,679	12,317	9,638	_	_	_	2,679	12,317	9,638	359.7
病院	赤字(△)	67,405	12,440	△ 54,966	_	_	_	67,405	12,440		△ 81.5
	収支	△ 64,726	△ 123	64,604	- 4.4.400	- 47.440	-	△ 64,726	△ 123	64,604	99.8
- I. W	黒字	5,790	10,556	4,767	14,499	17,143	2,643	20,289	27,699	7,410	36.5
下 水 道	赤字(△)	759	889	130	22	630	608	781	1,519	738	94.5
	収支	5,031	9,668	4,637	14,477	16,513	2,035	19,508	26,180	6,672	34.2
*** *** ***	黒字	_	_	_	1,649	1,571	△ 78	1,649	1,571	△ 78	△ 4.7
港湾整備	赤字(△)	_	_	_	- 4.640	-	. 70	-	4.574		-
	収支	-	-	-	1,649	1,571	△ 78	1,649	1,571	△ 78	△ 4.7
+ 19	黒字	28	11	△ 17	274	410	136	302	421	120	39.6
市場	赤字(△)	-	_	_	-	-	-	_	-	400	-
	収支	28	11	△ 17	274	410	136	302	421	120	39.6
. +	黒字	_	_	_	92	101	9	92	101	9	9.3
と 畜 場	赤字(△)	_	_	_	-	101	_	_	101	_	_
	収支	- 01	120	7.	92	101	9	92	101	9	9.3
40 W +++ =0.	黒字	91	126	35	345	256	△ 89	437	382	_	△ 12.6
観光施設	赤字(△)	16	11		18	16	△ 2	34	27		△ 20.3
	収支	75	115	39	327	240	△ 87	402	354		△ 11.9
	黒字	953	2,613	1,660	5,933	10,239	4,306	6,886	12,852	5,966	86.6
宅 地 造 成	赤字(△)	73,531		△ 65,673	E 022	10.220	0	73,531	7,859		△ 89.3 107.5
	収支	△ 72,578	△ 5,245	67,333	5,933	10,239	4,306	△ 66,646	4,993	71,639	107.5
+ W X B	黒字	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
有料道路	赤字(△)		_	_	_		_	_	_	_	_
	里 字		_	_	76	114	- 20	76		- 20	-
駐 車 場		_	_	_	76	114	38	76	114	38	50.5
駐車場	赤字(△)	_	_	_	76	114	-	70	-	20	-
	収支	10	27	10	76	114	38	76	114	38	50.5
☆ 誰 + _ ビョ	黒 字 赤マ(^)	19	37	18	266	263	△ 3	285 87	300	15	5.2
介 護 サ ー ビ ス	赤字(△)	86	84		1	762	△ 1		84		△ 3.0
	収支	△ 67	△ 47	19	265	263	△ 2	198	215	17	8.8
Z	黒 字	252	244		_	_	_	252	244		△ 3.3
そ の 他	赤字(△)	23	5	△ 18	_	_	_	23	5		△ 77.1
	収支	229	238	9	- 22.652			229	238	9	4.1
	黒字	66,937	100,641	33,704	23,652	30,603	6,951	90,589	131,244		44.9
合 計	赤字(△)	149,720		△122,250	41	646	605	149,761		△121,645	△ 81.2
	収 支	△ 82,783	73,171	155,954	23,611	29,957	6,346	△ 59,172	103,128	162,300	274.3

⁽注) 収支額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支であり、他会計繰入金等を含む。

第140表 特定被災地方団体における経営状況(つづき)

その3 赤字黒字別事業数の推移

	年	度					対 前 年 度	
事業		_	26	(A)	27	(B)	比 較 (B)-(A) (C)	(C)/(A) (%)
水道	黒	字	179	(85.2%)	194	(93.7%)	15	8.4
	赤	字	31	(14.8%)	13	(6.3%)	△ 18	△ 58.1
工業用水道	黒	字	22	(95.7%)	22	(95.7%)	_	-
	赤	字	1	(4.3%)	1	(4.3%)	_	-
交 通	黒	字	2	(50.0%)	3	(75.0%)	1	50.0
	赤	字	2	(50.0%)	1	(25.0%)	△ 1	△ 50.0
電気	黒	字	8	(100.0%)	8	(100.0%)	_	-
	赤	字	_	(0.0%)	-	_	_	_
ガス	黒	字	6	(100.0%)	5	(83.3%)	△ 1	△ 16.7
	赤	字	_	(0.0%)	1	0	1	皆増
病院	黒	字	24	(37.5%)	28	(43.8%)	4	16.7
	赤	字	40	(62.5%)	36	(56.3%)	△ 4	△ 10.0
下 水 道	黒	字	397	(96.1%)	394	(95.4%)	△ 3	△ 0.8
	赤	字	16	(3.9%)	19	(4.6%)	3	18.8
港湾整備	黒	字	8	(100.0%)	8	(100.0%)	_	-
	赤	字	_	_	_	_	_	-
市場	黒	字	31	(100.0%)	31	(100.0%)	_	-
	赤	字	_	(0.0%)	_	_	_	_
と 畜 場	黒	字	3	(100.0%)	3	(100.0%)	_	-
	赤	字	-	_	_	_	-	
観光施設	黒	字	22	(91.7%)	21	(91.3%)	△ 1	△ 4.5
	赤	字	2	(8.3%)	2	(8.7%)	-	_
宅 地 造 成	黒	字	65	(90.3%)	69	(94.5%)	4	6.2
	赤	字	7	(9.7%)	4	(5.5%)	△ 3	△ 42.9
有料道路	黒	字	_	_	_	_	-	_
	赤	字	_	_		_	-	_
駐 車 場 整 備	黒	字	23	(100.0%)	22	(100.0%)	△ 1	△ 4.3
	赤	字	-	_		_	-	_
介護サービス	黒	字	33	(86.8%)	36	(94.7%)	3	9.1
	赤	字	5	(13.2%)	2	(5.3%)	△ 3	△ 60.0
その他	黒	字	3	1	3	(50.0%)	-	_
	赤	字	3	(50.0%)	3	(50.0%)	-	_
合 計	黒	字	826	(88.5%)	847	(91.2%)	21	2.5
	赤	字	107	(11.5%)	82	(8.8%)	△ 25	△ 23.4

⁽注)()書は、事業全体(建設中のものは除く。)に対する比率である。

第141表 特定被災地方団体における地方公営企業の料金収入の状況

	区分	法	適用企	業	法 非	声 適 用 企			合	計	
		26年度	27年度	増減額 (B)-(A)	26年度	27年度	増減額 (D)-(C)	26年度	27年度	増減額 (F)-(E)	増減率 [(F)-(E)]/(E)
事	Ě	(A)	(B)		(C)	(D)		(E)	(F)		
水	道	331,923	332,215	292	4,206	4,085	△ 121	336,129	336,300	171	0.1
		(81.0%)	(81.9%)	(62.2%)	(61.4%)	(80.7%)	(81.5%)	(80.7%)	(81.5%)		
I	業用水道	30,332	30,245	△ 86	-	-	_	30,332	30,245	△ 86	△ 0.3
		(73.4%)	(78.7%)	(73.4%)	(78.7%)			(73.4%)	(78.7%)		
交	通	19,258	19,940	682	84	90	6	19,342	20,029	687	3.6
		(67.7%)	(67.6%)	(37.5%)	(42.5%)	(67.4%)	(67.5%)	(67.4%)	(67.5%)		
電	気	13,969	19,388	5,419	205	253	48	14,174	19,641	5,468	38.6
		(88.9%)	(94.6%)	(48.9%)	(55.7%)	(87.8%)	(93.7%)	(87.8%)	(93.7%)		
ガ	ス	46,066	39,722	△ 6,344	_	-	_	46,066	39,722	△ 6,344	△ 13.8
		(86.4%)	(83.2%)	(86.4%)	(83.2%)			(86.4%)	(83.2%)		
病	院	431,176	436,423	5,247		-		431,176	436,423	5,247	1.2
		(77.4%)	(76.5%)	(77.4%)	(76.5%)			(77.4%)	(76.5%)		
下	水 道	52,687	57,078	4,390	77,146	74,534	△ 2,611	129,833	131,612	1,779	1.4
		(41.3%)	(41.3%)	(33.4%)	(33.2%)	(36.2%)	(36.3%)	(36.2%)	(36.3%)		
港	湾 整 備	_	_	_	6,142	5,792	△ 350	6,142	5,792	△ 350	△ 5.7
		(59.9%)	(45.5%)	(59.9%)	(45.5%)	(45.5%)		(59.9%)	(45.5%)		
市	場	836	820	△ 16	3,780	3,780	Δ 1	4,617	4,600	△ 17	△ 0.4
		(56.9%)	(55.5%)	(56.7%)	(56.6%)	(56.7%)	(56.4%)	(56.7%)	(56.4%)		
٤	畜 場	_	_	_	1,139	1,204	66	1,139	1,204	66	5.8
		(91.8%)	(96.4%)	(91.8%)	(96.4%)	(96.4%)		(91.8%)	(96.4%)		
観	光 施 設	400	420	20	1,022	1,068	46	1,422	1,488	66	4.6
		(38.1%)	(36.3%)	(45.8%)	(47.4%)	(43.3%)	(43.7%)	(43.3%)	(43.7%)		
宅	地 造 成	22,677	30,761	8,084	33,533	35,316	1,784	56,210	66,078	9,868	17.6
		(66.8%)	(80.6%)	(84.0%)	(64.0%)	(76.1%)	(70.8%)	(76.1%)	(70.8%)		
有	料道路	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
駐	車場	_	_	_	1,152	1,152	1	1,152	1,152	1	0.1
		(72.0%)	(72.3%)	(72.0%)	(72.3%)	(72.3%)		(72.0%)	(72.3%)		
介語	隻サービス	1,772	1,736	△ 36	5,280	5,124	△ 156	7,052	6,859	△ 192	△ 2.7
		(94.4%)	(93.6%)	(88.4%)	(88.0%)	(89.8%)	(89.3%)	(89.8%)	(89.3%)		
そ	の他	250	602	352	_	-	-	250	602	352	141.0
		(32.4%)	(78.1%)	(32.4%)	(78.1%)			(32.4%)	(78.1%)		
合	計	951,345	969,349	18,004	133,688	132,398	△ 1,290	1,085,034	1,101,748	16,714	1.5
		(74.8%)	(74.9%)	(43.7%)	(41.7%)	(68.7%)	(68.4%)	(68.7%)	(68.4%)		

⁽注)()内の数値は、総収益に占める料金収入比率である。

第142表 特定被災地方団体における地方公営企業への他会計繰入金の状況

	区	分		益的収入/			本的収入				計				本	
			繰	入	金	繰	入	金			ы		収益収	的 入	資 z 収	本的 入
			26年度	27年度	増減額 (B)-(A)	26年度	27年度	増減額 (E)-(D)	26年度	27年度	増減額 (H)-(G)	増減率 (I)/(G)	26 年 度	27 年 度	26 年 度	27 年 度
事	業		(A)	(B)	((D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(1)	(). ()	度	度	度	度
水		道	11,932	11,439	△ 49	15,334	15,725	392	27,266	27,165	△ 101	△ 0.4	2.9	2.8	19.4	20.0
うち	上水道		9,516	9,144	△ 37	11,782	12,404	621	21,298	21,548	250	1.2	2.3	2.3	17.0	17.8
5`	簡易水道		2,417	2,295	△ 12	3,551	3,322	△ 230	5,968	5,616	△ 351	△ 5.9	33.5	32.0	35.6	36.9
I	業 用 水	道	824	664	△ 16	1,286	3,677	2,392	2,110	4,342	2,232	105.8	2.0	1.7	12.4	35.1
交		通	6,318	5,701	△ 61	15,821	13,596	△ 2,225	22,138	19,297	△ 2,842	△ 12.8	22.0	19.2	41.3	36.4
電		気	81	58	△ 2	-	_	_	81	58	△ 23	△ 28.6	0.5	0.3	_	-
ガ		ス	203	162	△ 4	356	513	156	559	674	115	20.6	0.4	0.3	9.5	14.3
病		院	84,003	86,548	2,54	31,195	31,877	683	115,198	118,426	3,228	2.8	15.1	15.2	33.2	29.9
下	水	道	124,392	129,074	4,68	76,189	87,974	11,785	200,581	217,048	16,467	8.2	34.7	35.6	27.4	30.3
港	湾 整	備	2,773	967	△ 1,80	10,941	13,970	3,029	13,714	14,938	1,224	8.9	27.0	7.6	59.9	60.0
市		場	1,904	1,838	△ 6	2,214	4,036	1,822	4,119	5,873	1,755	42.6	23.4	22.5	32.3	54.3
٤	畜	場	38	36	Δ .	2 11	11	0	49	47	△ 2	△ 4.5	3.1	2.9	98.9	35.6
観	光施	設	742	784	4	125	181	57	866	965	99	11.4	22.6	23.0	20.4	9.6
宅	地 造	成	2,876	5,906	3,03	53,715	15,250	△38,465	56,591	21,156	△35,435	△ 62.6	3.9	6.3	45.2	16.4
有	料道	路	_	-	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
駐	車	場	108	89	△ 1	697	532	△ 165	806	622	△ 184	△ 22.9	6.8	5.6	89.2	84.5
介	護サービ	ス	658	655	Δ .	670	673	3	1,328	1,327	Δ 0	△ 0.0	8.4	8.5	84.2	89.4
そ	の	他	38	41		1	1	0	39	42	3	8.3	5.0	5.4	0.3	0.2
	計		236,892	243,962	7,07	208,553	188,017	△20,536	445,445	431,979	△13,466	△ 3.0	15.0	15.1	31.7	28.6

⁽注) 1 収益的収入への繰入金には、特別利益のうちの他会計繰入金を含んでいる。 2 資本的収入への繰入金には、他会計借入金を含んでいる。 3 繰入率の収益的収入、資本的収入欄は、それぞれの収入に対する繰入金の割合である。

第143表 特定被災地方団体における法適用企業の決算状況

		 年 度			対 前 年	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
T5 []		— / <u>X</u>	26 (A)	27 (B)	(B)-(Y) (C)	(C)/(A)
総総	収益	(a)	1,272,484	1,294,077	21,593	1.7
	*** · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(a) (b)	1,243,473	1,278,712	35,239	2.8
営	業収益	(6)	1,027,267	1,048,216	20,949	2.0
	(受託工事収益を除く)	(c)	1,024,475	1,045,219	20,744	2.0
古未収皿	(料金収入	(C)	951,345	969,349	18,004	1.9
	他会計負担金		84,116	78,947	△ 5,170	△ 6.1
経常			52,726	56,269	3,542	6.7
経 常 収 益 の う ち	国庫補助金		1,674	2,043	369	22.0
0, , 9	都道府県補助金		2,569	2,718	149	5.8
	長期前受金戻入		87,186	90,629	3,443	3.9
特	別利益	(d)	29,011	15,365	△ 13,646	△ 47.0
総	費用	(e)	1,355,267	1,220,906	△ 134,361	△ 9.9
	常費用	(f)	1,174,948	1,195,043	20,096	1.7
営	業費用	(1)	1,094,485	1,114,171	19,686	1.8
	(融 吕 纶 与 夷		318,605	324,034	5,429	1.7
経 常 費 用 の う ち			263,417	276,386	12,969	4.9
。 のうち	支払利息		55,813	54,744	△ 1,069	△ 1.9
特	別損失	(g)	180,320	25,863	△ 154,457	△ 85.7
経常		(b – f)	68,526	83,669	15,143	22.1
	, , , ,	(2 .)	89,511	99,731	10,220	11.4
₹	経常損失	(h)	20,985	16,063	△ 4,923	△ 23.5
特 別		(d – g)	△ 151,309	△ 10,498	140,811	93.
純		(a – e)	△ 82,783	73,171	155,954	188.4
	純 利 益	,,	66,937	100,641	33,704	50.4
₹	純 損 失		149,720	27,470	△ 122,250	△ 81.7
資 本	不 足 額	(i)	34,026	27,117	△ 6,909	△ 20.3
	(繰延収益控除後)	(j)	21,558	18,655	△ 2,903	△ 13.5
累積	欠 損 金	(k)	444,159	408,941	△ 35,218	△ 7.9
不 良		(l)	7,167	6,757	△ 410	△ 5.7
経常	収 支 比 率	(b/f)	105.8	107.0	1.2	
総収	支 比 率	(a/e)	93.9	106.0	12.1	_
	経常損失比率	(h/c)	2.0	1.5	△ 0.5	
営業収益に対する	累積欠損金比率	(k/c)	43.4	39.1	△ 4.2	<u> </u>
割 合	不良債務比率	(l/c)	0.7	0.6	△ 0.1	_
総	事 業 数	(m)	329	332	3	0.9
う	ち 建 設 中	(n)	1	1	_	_
経常損失	きを生じた事業数	(o)	80	80	_	_
純 損 失	を生じた事業数	(p)	103	75	△ 28	△ 27.2
資本不足	となっている事業数	(q)	24	25	△ 1	△ 4.2
資本不足となっ	っている事業数 (繰延収益控除後)	(r)	7	6	△ 1	△ 14.3
累積欠損	金を有する事業数	(s)	101	95	Δ 6	△ 5.9
不良債務	系を有する事業数	(t)	16	14	△ 2	△ 12.5
	経常損失を生じた事業数	(o/(m-n))	24.4	24.2	△ 0.2	_
	純損失を生じた事業数		31.4	22.7	△ 8.7	_
総事業数に 対する割合	資本不足となっている事業数	'	7.3	7.6	△ 0.4	_
(建設中を	資本不足となっている事業数 (繰延収益控除後)	(r/(m - n))	2.1	1.8	△ 0.3	_
除 ()	累積欠損金を有する事業数	(s/(m-n))	30.8	28.7	△ 2.1	_
	1					

不良債務を有する事業数 (t/(m-n))

4.9

4.2

0.6

⁽注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第143表 特定被災地方団体における法適用企業の決算状況(つづき)

その2 事業別決算状況

項目		事 業	全事業	水道 (含簡水)	工業用 水 道	交通	電気	ガス	病院	下水道	その他
総	収 益	(a)	1,294,077	405,837	38,443	29,475	20,504	47,764	570,311	138,323	43,421
経	常 収 益	(b)	1,278,712	400,711	37,907	29,475	20,224	46,565	563,597	137,168	43,065
営	業 収 益		1,048,216	344,509	31,997	21,330	19,733	45,236	467,071	78,988	39,352
営業収益	(受託工事収益を除く)	(c)	1,045,219	343,269	31,993	21,330	19,733	43,531	467,071	78,940	39,352
	(料 金 収 入		969,349	332,215	30,245	19,940	19,388	39,722	436,423	57,078	34,339
	他会計負担金		78,947	754	35	-	_	_	64,035	14,123	_
経常 収益	他 会 計 補 助 金		56,269	8,670	629	5,632	58	162	19,308	20,339	1,471
切っち	国 庫 補 助 金		2,043	159	-	-	27	_	1,532	325	0
	都道府県補助金		2,718	1,297	-	6	-	_	1,350	65	_
	長期前受金戻入		90,629	34,087	4,295	2,435	255	709	12,420	36,229	199
特	別 利 益	(d)	15,365	5,126	535	0	279	1,199	6,714	1,155	356
総	費用	(e)	1,220,906	356,235	30,947	28,014	14,197	44,075	570,433	128,655	48,351
経	常 費 用	(f)	1,195,043	347,148	30,733	28,012	14,150	44,050	565,174	127,105	38,671
営	業 費 用		1,114,171	323,760	29,091	26,261	13,339	42,836	532,812	108,622	37,450
経常	「職員給与費		324,034	32,486	2,952	7,881	2,844	3,953	266,164	4,093	3,662
経 費 用 のうち	√ 減 価 償 却 費		276,386	133,154	15,650	7,841	3,942	5,572	38,220	70,792	1,216
0000	支 払 利 息		54,744	21,975	1,494	1,580	742	997	9,584	17,982	389
特	別 損 失	(g)	25,863	9,086	214	2	47	26	5,259	1,550	9,680
経 常	損 益	(b-f)	83,669	53,563	7,174	1,463	6,074	2,515	△ 1,578	10,063	4,394
J	経 常 利 益		99,731	54,040	7,305	1,963	6,074	2,518	11,447	10,978	5,405
l	経 常 損 失	(h)	16,063	477	131	501	-	3	13,025	916	1,011
特 別	亅 損 益	(d - g)	△ 10,498	△ 3,961	322	△1	232	1,174	1,455	△ 395	△ 9,323
純	損 益	(a – e)	73,171	49,602	7,496	1,461	6,307	3,689	△ 123	9,668	△ 4,929
_	純 利 益		100,641	55,232	7,539	1,963	6,307	3,696	12,317	10,556	3,031
l	純 損 失		27,470	5,630	43	502	-	7	12,440	889	7,960
資 本	不 足 額	(i)	27,117	_	-	-	-	284	9,968	525	16,340
資本不足額	(繰延収益控除後)	(j)	18,655	_	-	-	-	_	2,319	_	16,337
累積	欠 損 金	(k)	408,941	4,686	871	92,544	-	13,096	249,418	7,828	40,498
不 良	. 債 務	(l)	6,757	_	_	2,100	_	_	501	1,071	3,085
経常	収 支 比 率	(b/f)	107.0	115.4	123.3	105.2	142.9	105.7	99.7	107.9	111.4
総収	支 比 率	(a/e)	106.0	113.9	124.2	105.2	144.4	108.4	100.0	107.5	89.8
営業収益	経常損失比率	(h/c)	1.5	0.1	0.4	2.3	-	0.0	2.8	1.2	2.6
に 対 す る 割 合	累積欠損金比率	(i/c)	39.1	1.4	2.7	433.9	-	30.1	53.4	9.9	102.9
	不良債務比率	(lc)	0.6	_	_	9.8	_	_	0.1	1.4	7.8
総	事 業 数	(m)	332	163	24	3	5	6	64	40	27
う	ち 建 設 中	(n)	1	_	1	-	-	_	_	_	_
	を生じた事業数	(o)	80	11	3	1	-	1	39	16	9
	を 生 じ た 事 業 数	(p)	75	13	1	1	-	1	36	14	9
	となっている事業数	(q)	25		-	-	_	1	12	6	6
	ている事業数(繰延収益控除後)	(r)	6	-	-	-	_	-	2	_	4
	金を有する事業数	(s)	95	12	2	2	-	2	49	17	11
个 艮 債 務	ろを有する事業数 「個光児生士ルルキーボボ	(t)	14	-	-	2	_	-	4	4	4
	経常損失を生じた事業数		24.2	6.7	13.0	33.3	_	16.7	60.9	40.0	33.3
総事業数に	純損失を生じた事業数		22.7	8.0	4.3	33.3	-	16.7	56.3	35.0	33.3
対する割合(建設中を	資本不足となっている事業数		7.6	_	-	-	-	16.7	18.8	15.0	22.2
除 〈)	資本不足となっている事業数(繰延収益控除後)	(r/(m - n))	1.8		_	-	-	_	3.1	-	14.8
	累積欠損金を有する事業数		28.7	7.4	8.7	66.7	_	33.3	76.6	42.5	40.7
	不良債務を有する事業数	(t/(m - n))	4.2	_	-	66.7	_		6.3	10.0	14.8

⁽注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業を含まない。 2 下水道事業においては、「雨水処理負担金」を他会計負担金に含めている。

第144表 特定被災地方団体における法非適用企業の決算状況

その1 決算状況の推移 (単位 百万円・%)

	2 1 //(34-4/(Mio^2)]E-12					(羊位 日/川)・/0/
T25		度	26	27		度比較
項		=	(A)	(B)	(B)-(A) (C)	(C)/(A)
		(a)	306,177	317,374	11,196	3.7
	営 業 収 益		195,840	210,397	14,557	7.4
	営業収益(受託工事収益を除く)	(b)	194,696	195,960	1,264	0.6
収	うち 料 金 収 入		133,688	132,398	△ 1,290	△ 1.0
> +	営 業 外 収 益		110,338	106,977	△ 3,361	△ 3.0
益	うち 国庫(県)補助金		12,825	6,244	△ 6,581	△ 51.3
的	うち 他会計繰入金		89,383	92,245	2,862	3.2
収	総 費 用	(c)	199,496	200,279	783	0.4
+	営 業 費 用		138,979	153,674	14,695	10.6
支	うち 職 員 給 与 費		12,663	12,313	△ 350	△ 2.8
	営 業 外 費 用		60,517	46,605	△ 13,912	△ 23.0
	うち 支 払 利 息		44,140	39,006	△ 5,134	△ 11.6
	収 支 差 引		106,681	117,094	10,413	9.8
	資 本 的 収 入		362,050	340,600	△ 21,451	△ 5.9
	うち 地 方 債		140,233	155,183	14,950	10.7
資	うち 国庫(県) 補助金		61,025	55,919	△ 5,106	△ 8.4
本的	うち 他 会 計 繰 入 金		136,321	111,798	△ 24,523	△ 18.0
収	資 本 的 支 出		465,309	436,699	△ 28,610	△ 6.1
支	うち 建 設 改 良 費		194,073	206,975	12,902	6.6
	うち 地 方 債 償 還 金	(d)	247,081	216,564	△ 30,517	△ 12.4
	収 支 差 引		△ 103,259	△ 96,100	7,159	6.9
収	支 再 差 引		3,422	20,994	17,572	513.5
積	立 金		1,555	1,366	△ 188	△ 12.1
前	年 度 か ら の 繰 越 金		54,771	56,159	1,388	2.5
前	年 度 繰 上 充 用 金		314	_	△ 314	皆減
形	式 収 支	(e)	58,535	76,980	18,445	31.5
3	翌年度へ繰り越すべき財源	(f)	34,924	47,022	12,099	34.6
実	質 収 支 (e)-	(f)	23,611	29,957	6,346	26.9
	∫ 黒 字		23,652	30,603	6,951	29.4
	→ 字 (△)	(g)	41	646	605	1,470.8
収	益 的 収 支 比 率 (a)/[(c)+(d)]×10	00	68.6	76.1	7.6	_
赤	字 比 率 (g)/(b)×10	00	0.0	0.3	0.3	_
総	事 業 数		614	604	△ 10	△ 1.6
	うち 建 設 中		9	6	△ 3	△ 33.3
収i	益的収支で赤字を生じた事業数		61	48	△ 13	△ 21.3
実	質収支で赤字を生じた事業数		4	7	3	75.0

⁽注) 1 事業数は決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

その2 事業別決算状況

	72 学术仍从并认加												(41	и нл	円・%)
項	B	事 業	全事業	簡易 水道	交通	電気	下水道	港湾	市場	と畜場	観光	宅地 造成	有料 道路	駐車場	介護 サービス
	総 収 益	(a)	317,374	6,652	211	455	224,591	12,735	6,673	1,250	2,252	55,139	-	1,593	5,824
	営 業 収	益	210,397	4,160	90	425	132,543	10,793	4,095	1,208	1,330	49,242	-	1,387	5,124
	営業収益(受託工事収益を除く)	(b)	195,960	4,148	90	425	132,110	6,136	4,095	1,208	1,330	39,909	-	1,387	5,124
収	うち 料 金 収	入	132,398	4,085	90	253	74,534	5,792	3,780	1,204	1,068	35,316	-	1,152	5,124
益	営 業 外 収	益	106,977	2,492	121	30	92,048	1,942	2,578	42	922	5,897	-	206	700
的	うち 他会計繰入	金	92,245	2,011	69	-	81,350	967	1,499	36	722	4,854	-	89	646
נם	総 費 用	(c)	200,279	4,906	204	218	158,350	8,484	5,409	1,106	2,082	12,822	-	981	5,717
収	営 業 費	用	153,674	3,746	198	83	117,124	6,983	4,419	1,071	1,992	11,825	-	695	5,539
支	うち 職 員 給 与	費	12,313	597	138	2	7,253	52	936	70	475	285	-	22	2,483
	営 業 外 費	用	46,605	1,161	6	135	41,226	1,501	991	35	90	996	-	287	178
	うち 支 払 利	息	39,006	1,104	0	11	35,458	1,298	493	35	12	439	-	66	91
	収 支 差 引		117,094	1,746	7	237	66,241	4,250	1,264	144	170	42,318	-	612	107
	資 本 的 収 入		340,600	8,874	5	149	209,431	23,284	7,147	31	1,820	88,480	-	630	750
200	うち 地 方	債	155,183	3,898	-	128	69,111	8,832	1,374	-	1,625	70,183	-	6	26
資本	うち 他 会 計 繰 入	金	111,798	3,284	5	-	74,006	13,970	3,886	11	181	15,250	-	532	673
的	資 本 的 支 出		436,699	10,597	12	374	266,301	26,492	9,333	114	2,126	119,360	-	1,188	803
収支	うち 建 設 改 良	費	206,975	6,903	-	304	138,776	12,440	7,077	66	1,994	39,292	-	59	65
	うち 地 方 債 償 還	金 (d)	216,564	3,462	12	70	123,465	13,510	2,242	49	110	72,074	-	834	737
	収 支 差 引		△ 96,100	△ 1,723	△ 7	△ 225	△ 56,870	△ 3,208	△ 2,187	△ 83	△ 307	△30,880	-	△ 557	△ 53
形	式 収 支	(e)	76,980	988	-	188	44,497	7,239	1,304	101	255	22,026	-	119	263
3	翌年度へ繰り越すべき財源	(f)	47,022	536	-	133	27,984	5,668	894	-	15	11,787	-	5	0
実	質 収 支	(e)-(f)	29,957	452	-	55	16,513	1,571	410	101	240	10,239	-	114	263
	∫ 黒	字	30,603	452	-	55	17,143	1,571	410	101	256	10,239	-	114	263
	人 赤	字 (△)(g)	646	-	-	-	630	-	-	-	16	0	-	-	-
収		+(d) × 100	76.1	79.5	97.9	157.9	79.7	57.9	87.2	108.2	102.7	64.9	-	87.8	90.2
赤)/(b)×100	0.3	-	-	-	0.5	_	-	-	1.2	0.0	-	-	-
総	事 業 数		604	44	1	3	373	8	30	3	20	68	-	22	32
-	うち 建 設 中		6	-	-	-	-	-	1	-	-	5	-	-	-
	A的収支で赤字を生じた事業数		48	1	-	-	29	_	2	-	4	6	-	-	6
実質	質収支で赤字を生じた事業数		7	-	-	_	5	_	_	-	1	1	-	-	-

⁽注) 1 事業数は、決算対象事業であり、建設中の事業は含まない。2 形式収支は、収益的収支と資本的収支の合算額に収益的支出に充てた地方債、他会計借入金及び前年度からの繰越金を加えたものから積立金及び前年度繰上充用金を控除したものである。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の概要

法律の制定背景

地方公共団体の財政再建制度については、「地方財政再建促進特別措置法」(昭和30年法律第195号)による赤字の地方公共団体に対する財政再建制度と「地方公営企業法」による赤字企業に対する財政再建制度が設けられていたところであったが、地方分権を進める中で、この再建制度のあり方を検討するため、平成18年8月、「新しい地方財政再生制度研究会」が設置され、平成18年12月、その検討結果が「新しい地方財政再生制度研究会報告書」としてまとめられた。この中でこれまでの制度については、分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の課題が指摘され、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することが提言された。

これを踏まえ、政府は第166回国会に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を提出し、同法 案は国会審議を経て平成19年6月22日に公布された(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政 健全化法」という。)。また、法律で政省令事項とされた財政指標の算定方法の細目や財政の早期健全化・再 生の基準等については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」(平成19年政令第397号)及 び「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」(平成20年総務省令第8号)により定められた。

健全化判断比率の公表等

(ア)健全化判断比率の内容

「地方公共団体財政健全化法」においては、地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断比率として規定している。地方公共団体は、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ① 実質赤字比率(当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
- ② 連結実質赤字比率 (当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政 規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率(当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率)
- ④ 将来負担比率(地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率)
 - ※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

(健全化判断比率の概要)

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額

標準財政規模

- 一般会計等の実質赤字額:
- 一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額=繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額標準財政規模

- ・連結実質赤字額:イと口の合計額がハと二の合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

二 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(地方債の元利償還金+準元利償還金) -

実質公債費比率 = (3か年平均)

(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(3か年平均) 標準財政規模 -

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・準元利償還金:イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1 年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てた と認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の 財源に充てたと認められるもの
 - 二 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る

基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

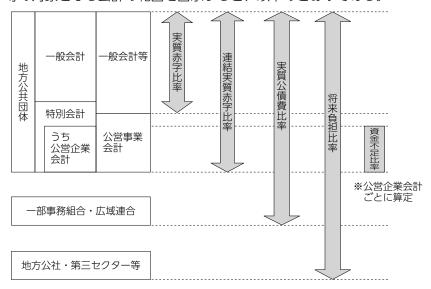
標準財政規模-

(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

- ・将来負担額:イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - 口 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - 二 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該 債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額:イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(イ)健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりである。

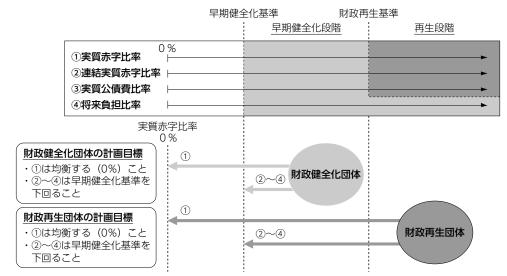


(ウ)財政の早期健全化と財政の再生

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率 を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

また、再生判断比率(健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの比率)のいずれかが財政再生 基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、財政再生計画を定めなければならない。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



資金不足比率の公表等

公営企業を経営する地方公共団体(組合及び地方開発事業団を含む。)は、毎年度、公営企業会計ごとに 資金不足比率(資金の不足額の事業の規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公 表しなければならない。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

(資金不足比率の概要)

資金の不足額 資金不足比率 = 事業の規模

・資金の不足額:

資金の不足額 (法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こ

した地方債の現在高ー流動資産)ー解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こし た地方債現在高ー歳入額)ー解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額:事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等 の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例が ある。

事業の規模:

= 営業収益の額-受託工事収益の額 事業の規模(法適用企業)

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

- ※指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特 例がある。
- ※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調 達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

■ 早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準	財政再生基準
	都:5.54%	都:8.57%
実質赤字比率	道府県:3.75%	道府県:5%
	市区町村:財政規模に応じ11.25%~15%	市区町村:20%
	都:10.54%	都:18.57%
連結実質赤字比率	道府県:8.75%	道府県:15% ※
	市区町村:財政規模に応じ16.25%~20%	市区町村:30% ※
実質公債費比率	都道府県・市区町村:25%	都道府県・市区町村:35%
坂 去 4 日 以 表	都道府県・政令指定都市:400%	
将来負担比率	市区町村:350%	_
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	

^{※3}年間(平成21年度~平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)が設けられていた。(東京都についても別途経過 措置が設けられていた。)

施行

健全化判断比率及び資金不足比率の公表に関する規定は、平成20年4月1日から施行され、平成19年度 の決算に基づく健全化判断比率等から適用されている。また、財政健全化計画等の策定義務などその他の規 定は、平成21年4月1日から施行され、平成20年度以降の決算に基づく健全化判断比率等に適用されてい る。

特定被災地方公共団体等一覧

(県)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に定める特定被災地方公 共団体

(市町村)

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令」(平 成23年政令第127号)に定める特定被災地方公共団体及び同令に定める特定被災区域内の特定被災地方公共団体以外の市町 村 (227市町村)

(県)

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県

長野県

(市町村)	
北海道	鹿部町
	八雲町
	広尾町
	浜中町
青森県	八戸市
	三沢市
	おいらせ町
	階上町
岩手県	盛岡市
	宮古市
	大船渡市
	花巻市
	北上市
	久慈市
	遠野市
	一関市
	陸前高田市
	釜石市
	八幡平市 奥州市
	滝沢市
	雫石町
	葛巻町
	岩手町
	紫波町
	矢巾町
	西和賀町
	金ケ崎町
	平泉町
	住田町
	大槌町
	山田町
	岩泉町
	田野畑村
	普代村
	軽米町
	野田村
	九戸村
	洋野町
	一戸町
宮城県	仙台市
	石巻市
	塩釜市
	気仙沼市
	白石市
	名取市
	角田市
	多賀城市
	岩沼市
	登米市
	栗原市
	東松島市
	大崎市
	蔵王町
	して宿町

大河原町

	村田町
	柴田町
	川崎町
	丸森町
	百理町
	山元町
	松島町
	七ケ浜町
	利府町
	大和町
	大郷町
	富谷町
	大衡村
	色麻町
	加美町
	涌谷町
	美里町
	女川町
	南三陸町
福島県	福島市
	会津若松市
	郡山市
	いわき市
	白河市
	須賀川市
	喜多方市
	相馬市
	二本松市
	田村市
	南相馬市
	伊達市
	本宮市
	桑折町
	国見町
	川俣町
	大玉村
	鏡石町
	天栄村
	下郷町
	檜枝岐村
	只見町
	南会津町
	北塩原村
	西会津町
	磐梯町
	猪苗代町
	会津坂下町
	湯川村
	柳津町
	三島町
	金山町
	昭和村
	会津美里町
	西郷村
	泉崎村
	中島村
	矢吹町
	/ \"\"

	棚倉町
	矢祭町
	塙町
	鮫川村
	石川町
	玉川村
	平田村
	浅川町
	古殿町
	三春町
	小野町
	広野町
	楢葉町
	富岡町
	川内村
	大熊町
	双葉町
	浪江町
	葛尾村
	新地町
	"' = "
#-1-4-1	飯舘村
茨城県	水戸市
	日立市
	土浦市
	古河市
	石岡市
	結城市
	龍ケ崎市
	下妻市
	常総市
	常陸太田市
	高萩市
	北茨城市
	笠間市
	取手市
	牛久市
	つくば市
	ひたちなか市
	鹿嶋市
	潮来市
	常陸大宮市
	那珂市
	筑西市
	坂東市
	稲敷市
	かすみがうら市
	桜川市
	神栖市
	行方市
	鉾田市
	つくばみらい市
	1 7/19/00/2011
	小美玉市
	小美玉市
	小美玉市 茨城町
	小美玉市 茨城町 大洗町 城里町
	小美玉市 茨城町 大洗町

	大用的
	阿見町
	河内町
	利根町
栃木県	宇都宮市
	足利市
	佐野市
	小山市
	真岡市
	大田原市
	矢板市
	那須塩原市
	さくら市
	那須烏山市
	益子町
	茂木町
	市貝町
	芳賀町
	万貞町 高根沢町
	那須町
14-7-0	那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市
	銚子市
	市川市
	船橋市
	松戸市
	野田市
	成田市
	佐倉市
	東金市
	旭市
	習志野市
	柏市
	八千代市
	我孫子市
	浦安市
	印西市
	富里市
	匝瑳市
	香取市
	山武市
	大網白里市
	酒々井町
	栄町
	Adult TIT
	神崎町
	多古町
	多古町東庄町
	多古町
	多古町東庄町
	多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町
新潟目	多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町
新潟県	多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町 十日町市
新潟県	多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町 十日町市 上越市
	多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町 十日町市 上越市 津南町
新潟県	多古町 東庄町 九十九里町 横芝光町 白子町 十日町市 上越市

美浦村

昭和60年度以降の市町村合併の実績及び予定

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	岐阜県	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	宮城県	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	茨城県	つくば市	桜村、谷田部町、富里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	茨城県	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	宮城県	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本県	態本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本県	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年2月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年4万1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成 4 年 3 月 3 日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年3月3日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成 5 年 7 月 1 日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町、同郡今田町	新設
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、西蒲原郡黒埼町	編入
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	行方郡潮来町、同郡牛堀町	編入
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、気仙郡三陸町	編入
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	大川郡津田町、同郡大川町、同郡志度町、同郡寒川町、同郡長尾町	新設
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	島尻郡仲里村、同郡具志川村	新設
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、稲敷郡茎崎町	編入
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、沼隅郡内海町、芦品郡新市町	編入
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南巨摩郡南部町、同郡富沢町	新設
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡佐伯町、同郡吉和村	編入
平成15年4月1日	宮城県	加美町	加美郡中新田町、同郡小野田町、同郡宮崎町	新設
平成15年4月1日	群馬県	神流町	多野郡万場町、同郡中里村	新設
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	中巨摩郡八田村、同郡白根町、同郡芦安村、同郡若草町、同郡櫛形町、同郡甲西町	新設
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	山県郡高富町、同郡伊自良村、同郡美山町	新設
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、安芸郡下蒲刈町	編入
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	豊田郡大崎町、同郡東野町、同郡木江町	新設
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	大川郡引田町、同郡白鳥町、同郡大内町	新設
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、宇摩郡別子山村	編入
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡玄海町	新設
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	球磨郡上村、同郡免田町、同郡岡原村、同郡須惠村、同郡深田村	新設
平成15年4月21日	山□県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町	新設
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	本巣郡穂積町、同郡巣南町	新設
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、東葛飾郡関宿町	編入
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡豊浦町	編入
平成15年8月20日	愛知県	田原市	渥美郡田原町、同郡赤羽根町	編入
平成15年9月1日	長野県	千曲市	更埴市、更級郡上山田町、埴科郡戸倉町	新設
平成15年17月15日	山梨県	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	南都留郡河口湖町、同郡勝山村、同郡足和田村	新設
	山木木			4/10X

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成15年12月1日	三重県	いなべ市		 新設
平成16年2月1日	岐阜県	飛騨市	吉城郡古川町、同郡河合村、同郡宮川村、同郡神岡町	新設
平成16年2月1日	岐阜県	本巣市	本巣郡本巣町、同郡真正町、同郡糸貫町、同郡根尾村	新設
平成16年3月1日	新潟県	佐渡市	両津市、佐渡郡相川町、同郡佐和田町、同郡金井町、同郡新 穂村、同郡畑野町、同郡真野町、同郡小木町、同郡羽茂町、 同郡赤泊村	新設
平成16年3月1日	石川県	かほく市	河北郡高松町、同郡七塚町、同郡宇ノ気町	新設
平成16年3月1日	福井県	あわら市	坂井郡芦原町、同郡金津町	新設
平成16年3月1日	岐阜県	郡上市	郡上郡八幡町、同郡大和町、同郡白鳥町、同郡高鷲村、同郡 美並村、同郡明宝村、同郡和良村	新設
平成16年3月1日	岐阜県	下呂市	益田郡萩原町、同郡小坂町、同郡下呂町、同郡金山町、同郡 馬瀬村	新設
平成16年3月1日	広島県	安芸高田市	高田郡吉田町、同郡八千代町、同郡美土里町、同郡高宮町、 同郡甲田町、同郡向原町	新設
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	下県郡厳原町、同郡美津島町、同郡豊玉町、上県郡峰町、同郡上県町、同郡上対馬町	新設
平成16年3月1日	長崎県	壱岐市	壱岐郡郷ノ浦町、同郡勝本町、同郡芦辺町、同郡石田町	新設
平成16年3月31日	熊本県	上天草市	天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町、同郡龍ヶ岳町	新設
平成16年4月1日	新潟県	阿賀野市	北蒲原郡安田町、同郡京ヶ瀬村、同郡水原町、同郡笹神村	新設
平成16年4月1日	長野県	東御市	北佐久郡北御牧村、小県郡東部町	新設
平成16年4月1日	静岡県	伊豆市	田方郡修善寺町、同郡土肥町、同郡天城湯ケ島町、同郡中伊豆町	新設
平成16年4月1日	静岡県	御前崎市	榛原郡御前崎町、小笠郡浜岡町	新設
平成16年4月1日	京都府	京丹後市	中郡峰山町、同郡大宮町、竹野郡網野町、同郡丹後町、同郡 弥栄町、熊野郡久美浜町	新設
平成16年4月1日	兵庫県	養父市	養父郡八鹿町、同郡養父町、同郡大屋町、同郡関宮町	新設
平成16年4月1日	広島県	呉市	呉市、豊田郡川尻町	編入
平成16年4月1日	広島県	三次市	三次市、双三郡君田村、同郡布野村、同郡作木村、同郡吉舎町、同郡三良坂町、同郡三和町、甲奴郡甲奴町	新設
平成16年4月1日	広島県	府中市	府中市、甲奴郡上下町	編入
平成16年4月1日	愛媛県	四国中央市	川之江市、伊予三島市、宇摩郡新宮村、同郡土居町	新設
平成16年4月1日	愛媛県	西予市	東宇和郡明浜町、同郡宇和町、同郡野村町、同郡城川町、西宇和郡三瓶町	新設
平成16年7月1日	青森県	五戸町	三戸郡五戸町、同郡倉石村	編入
平成16年8月1日	愛媛県	久万高原町	上浮穴郡久万町、同郡面河村、同郡美川村、同郡柳谷村	新設
平成16年8月1日	長崎県	五島市	福江市、南松浦郡富江町、同郡玉之浦町、同郡三井楽町、同郡岐宿町、同郡奈留町	新設
平成16年8月1日	長崎県	新上五島町	南松浦郡若松町、同郡上五島町、同郡新魚目町、同郡有川町、同郡奈良尾町	新設
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	中巨摩郡竜王町、同郡敷島町、北巨摩郡双葉町	新設
平成16年9月1日	鳥取県	琴浦町	東伯郡東伯町、同郡赤碕町	新設
平成16年9月13日	山梨県	身延町	西八代郡下部町、南巨摩郡中富町、同郡身延町	新設
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	温泉郡重信町、同郡川内町	新設
平成16年10月1日	石川県	七尾市	七尾市、鹿島郡田鶴浜町、同郡中島町、同郡能登島町	新設
平成16年10月1日	三重県	志摩市	志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡 磯部町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	甲賀市	甲賀郡水口町、同郡土山町、同郡甲賀町、同郡甲南町、同郡 信楽町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	野洲市	野洲郡中主町、同郡野洲町	新設
平成16年10月1日	滋賀県	湖南市	甲賀郡石部町、同郡甲西町	新設
平成16年10月1日	奈良県	葛城市	北葛城郡新庄町、同郡当麻町	新設
平成16年10月1日	和歌山県	みなべ町	日高郡南部川村、同郡南部町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	湯梨浜町	東伯郡羽合町、同郡泊村、同郡東郷町	新設
平成16年10月1日	鳥取県	南部町	西伯郡西伯町、同郡会見町	新設
平成16年10月1日	島根県	安来市	安来市、能義郡広瀬町、同郡伯太町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年10月1日	島根県	江津市	江津市、邑智郡桜江町	編入
平成16年10月1日	島根県	美郷町	邑智郡邑智町、同郡大和村	新設
平成16年10月1日	島根県	邑南町	邑智郡羽須美村、同郡瑞穂町、同郡石見町	新設
平成16年10月1日	島根県	隠岐の島町	隠岐郡西郷町、同郡布施村、同郡五箇村、同郡都万村	新設
平成16年10月1日	岡山県	高梁市	高梁市、上房郡有漢町、川上郡成羽町、同郡川上町、同郡備中町	新設
平成16年10月1日	岡山県	吉備中央町	御津郡加茂川町、上房郡賀陽町	新設
平成16年10月1日	広島県	世羅町	世羅郡甲川町、同郡世羅町、同郡世羅西町	新設
平成16年10月1日	広島県	安芸太田町	山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町	新設
平成16年10月1日	山口県	周防大島町	大島郡久賀町、同郡大島町、同郡東和町、同郡橘町	新設
平成16年10月1日	徳島県	吉野川市	麻植郡鴨島町、同郡川島町、同郡山川町、同郡美郷村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	上島町	越智郡魚島村、同郡弓削町、同郡生名村、同郡岩城村	新設
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	南宇和郡内海村、同郡御荘町、同郡城辺町、同郡一本松町、同郡西海町	新設
平成16年10月1日	高知県	いの町	吾川郡伊野町、同郡吾北村、土佐郡本川村	新設
平成16年10月4日	山口県	光市	光市、熊毛郡大和町	新設
平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	東八代郡石和町、同郡御坂町、同郡一宮町、同郡八代町、同郡境川村、東山梨郡春日居町	新設
平成16年10月12日	鹿児島県	薩摩川内市	川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答 院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村、同郡鹿島村	新設
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	那珂郡大宮町、同郡山方町、同郡美和村、同郡緒川村、東茨 城郡御前山村	編入
平成16年10月25日	岐阜県	恵那市	恵那市、恵那郡岩村町、同郡山岡町、同郡明智町、同郡串原村、同郡上矢作町	新設
平成16年11月1日	秋田県	美郷町	仙北郡六郷町、同郡千畑町、同郡仙南村	新設
平成16年11月1日	福島県	会津若松市	会津若松市、北会津郡北会津村	編入
平成16年11月1日	茨城県	日立市	日立市、多賀郡十王町	編入
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	北魚沼郡堀之内町、同郡小出町、同郡湯之谷村、同郡広神村、 同郡守門村、同郡入広瀬村	新設
平成16年11月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼郡六日町、同郡大和町	新設
平成16年11月1日	富山県	砺波市	砺波市、東礪波郡庄川町	新設
平成16年11月1日	富山県	南砺市	東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡 井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町	新設
平成16年11月1日	山梨県	北杜市	北巨摩郡明野村、同郡須玉町、同郡高根町、同郡長坂町、同郡大泉村、同郡白州町、同郡武川村	新設
平成16年11月1日	岐阜県	各務原市	各務原市、羽島郡川島町	編入
平成16年11月1日	三重県	伊賀市	上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町	新設
平成16年11月1日	兵庫県	丹波市	氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町、同郡春日町、同郡山南町、同郡市島町	新設
平成16年11月1日	鳥取県	鳥取市	鳥取市、岩美郡国府町、同郡福部村、八頭郡河原町、同郡用 瀬町、同郡佐治村、気高郡気高町、同郡鹿野町、同郡青谷町	編入
平成16年11月1日	島根県	益田市	益田市、美濃郡美都町、同郡匹見町	編入
平成16年11月1日	島根県	雲南市	大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、 同郡吉田村、同郡掛合町	新設
平成16年11月1日	岡山県	瀬戸内市	邑久郡牛窓町、同郡邑久町、同郡長船町	新設
平成16年11月1日	広島県	江田島市	安芸郡江田島町、佐伯郡能美町、同郡沖美町、同郡大柿町	新設
平成16年11月1日	山口県	宇部市	宇部市、厚狭郡楠町	編入
平成16年11月1日	愛媛県	西条市	西条市、東予市、周桑郡小松町、同郡丹原町	新設
平成16年11月1日	熊本県	美里町	下益城郡中央町、同郡砥用町	新設
平成16年11月1日	鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市、鹿児島郡吉田町、同郡桜島町、揖宿郡喜入町、日 置郡松元町、同郡郡山町	編入
平成16年11月5日	広島県	神石高原町	神石郡油木町、同郡神石町、同郡豊松村、同郡三和町	新設
平成16年12月1日	北海道	函館市	函館市、亀田郡戸井町、同郡恵山町、同郡椴法華村、茅部郡 南茅部町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成16年12月1日		常陸太田市	 常陸太田市、久慈郡金砂郷町、同郡水府村、同郡里美村	編入
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	 前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村、同郡粕川村	編入
平成16年12月6日	三重県	桑名市	桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町	新設
平成17年1月1日	青森県	十和田市	十和田市、上北郡十和田湖町	新設
平成17年1月1日	栃木県	那須塩原市	黒磯市、那須郡西那須野町、同郡塩原町	新設
平成17年1月1日	群馬県	伊勢崎市	伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村、同郡境町	新設
平成17年1月1日	埼玉県	飯能市	飯能市、入間郡名栗村	編入
平成17年1月1日	新潟県	上越市	上越市、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村、西頸城郡名立町	編入
平成17年1月1日	福井県	南越前町	南条郡南条町、同郡今庄町、同郡河野村	新設
平成17年1月1日	長野県	長野市	長野市、更級郡大岡村、上水内郡豊野町、同郡戸隠村、同郡 鬼無里村	編入
平成17年1月1日	三重県	松阪市	松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯 高町	新設
平成17年1月1日	滋賀県	高島市	高島郡マキノ町、同郡今津町、同郡朽木村、同郡安曇川町、 同郡高島町、同郡新旭町	新設
平成17年1月1日	鳥取県	伯耆町	西伯郡岸本町、日野郡溝口町	新設
平成17年1月1日	島根県	飯南町	飯石郡頓原町、同郡赤来町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	松山市	松山市、北条市、温泉郡中島町	編入
平成17年1月1日	愛媛県	低部町	伊予郡砥部町、同郡広田村	新設
平成17年1月1日	愛媛県	内子町	喜多郡内子町、同郡五十崎町、上浮穴郡小田町	新設
平成17年1月1日	愛媛県	鬼北町	北宇和郡広見町、同郡曰吉村	新設
平成17年1月1日	高知県	高知市	高知市、土佐郡鏡村、同郡土佐山村	編入
平成17年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡浜玉町、同郡厳木町、同郡相知町、同郡北 波多村、同郡肥前町、同郡鎮西町、同郡呼子町	新設
平成17年1月1日	佐賀県	白石町	杵島郡白石町、同郡福富町、同郡有明町	新設
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	章北郡田浦町、同郡芦北町	新設
平成17年1月1日	大分県	大分市	大分市、大分郡野津原町、北海部郡佐賀関町	編入
平成17年1月1日	大分県	臼杵市	日杵市、大野郡野津町	新設
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡香焼町、同郡伊王島町、同郡高島町、同郡野母崎町、同郡三和町、同郡外海町	編入
平成17年1月11日	秋田県	秋田市	秋田市、河辺郡河辺町、同郡雄和町	編入
平成17年1月11日	三重県	亀山市	亀山市、鈴鹿郡関町	新設
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	三原郡緑町、同郡西淡町、同郡三原町、同郡南淡町	新設
平成17年1月11日	愛媛県	大洲市	大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町、同郡河辺村	新設
平成17年1月15日	熊本県	宇城市	宇土郡三角町、同郡不知火町、下益城郡松橋町、同郡小川町、同郡豊野町	新設
平成17年1月15日	熊本県	山鹿市	山鹿市、鹿本郡鹿北町、同郡菊鹿町、同郡鹿本町、同郡鹿央町	新設
平成17年1月16日	愛媛県	今治市	今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町、同郡関前村	新設
平成17年1月17日	静岡県	菊川市	小笠郡小笠町、同郡菊川町	新設
平成17年1月21日	茨城県	那珂市	那珂郡那珂町、同郡瓜連町	編入
平成17年1月24日	福岡県	福津市	宗像郡福間町、同郡津屋崎町	新設
平成17年1月31日	岐阜県	揖斐川町	揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村、同郡坂内村	新設
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	水戸市、東茨城郡内原町	編入
平成17年2月1日	茨城県	城里町	東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村	新設
平成17年2月1日	石川県	白山市	松任市、石川郡美川町、同郡鶴来町、同郡河内村、同郡吉野 谷村、同郡鳥越村、同郡尾□村、同郡白峰村	新設
平成17年2月1日	石川県	能美市	能美郡根上町、同郡寺井町、同郡辰□町	新設
平成17年2月1日	福井県	越前町	丹生郡朝日町、同郡宮崎村、同郡越前町、同郡織田町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年2月1日	岐阜県	高山市	高山市、大野郡丹生川村、同郡清見村、同郡荘川村、同郡宮村、 同郡久々野町、同郡朝日村、同郡高根村、吉城郡国府町、同郡 上宝村	編入
平成17年2月1日	大阪府	堺市	堺市、南河内郡美原町	編入
平成17年2月1日	広島県	福山市	福山市、沼隈郡沼隈町	編入
平成17年2月1日	広島県	北広島町	山県郡芸北町、同郡大朝町、同郡千代田町、同郡豊平町	新設
平成17年2月1日	高知県	津野町	高岡郡葉山村、高岡郡東津野村	新設
平成17年2月5日	福岡県	久留米市	久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潴郡城島町、 同郡三潴町	編入
平成17年2月7日	岐阜県	関市	関市、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町、 同郡上之保村	編入
平成17年2月7日	三重県	四日市市	四日市市、三重郡楠町	編入
平成17年2月7日	広島県	東広島市	東広島市、賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河 内町、豊田郡安芸津町	編入
平成17年2月11日	青森県	つがる市	西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村、同郡 車力村	新設
平成17年2月11日	千葉県	鴨川市	鴨川市、安房郡天津小湊町	新設
平成17年2月11日	滋賀県	東近江市	八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町、同郡湖東町	新設
平成17年2月11日	熊本県	阿蘇市	阿蘇郡一の宮町、同郡阿蘇町、同郡波野村	新設
平成17年2月11日	熊本県	山都町	上益城郡矢部町、同郡清和村、阿蘇郡蘇陽町	新設
平成17年2月13日	群馬県	沼田市	沼田市、利根郡白沢村、同郡利根村	編入
平成17年2月13日	山梨県	上野原市	北都留郡上野原町、南都留郡秋山村	新設
平成17年2月13日	岐阜県 (長野県)	中津川市	中津川市、恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町、同郡蛭川村、(長野県木曽郡山口村)	編入
平成17年2月13日	山口県	下関市	下関市、豊浦郡菊川町、同郡豊田町、同郡豊浦町、同郡豊北町	新設
平成17年2月13日	熊本県	南阿蘇村	阿蘇郡白水村、同郡久木野村、同郡長陽村	新設
平成17年2月14日	三重県	大紀町	度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村	新設
平成17年2月14日	滋賀県	米原市	坂田郡山東町、同郡伊吹町、同郡米原町	新設
平成17年2月21日	山口県	柳井市	柳井市、玖珂郡大畠町	新設
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	佐野市、安蘇郡田沼町、同郡葛生町	新設
平成17年2月28日	岡山県	津山市	津山市、苫田郡加茂町、同郡阿波村、勝田郡勝北町、久米郡 久米町	編入
平成17年3月1日	福島県	田村市	田村郡滝根町、同郡大越町、同郡都路村、同郡常葉町、同郡船引町	新設
平成17年3月1日	石川県	宝達志水町	羽咋郡志雄町、同郡押水町	新設
平成17年3月1日	石川県	中能登町	鹿島郡鳥屋町、同郡鹿島町、同郡鹿西町	新設
平成17年3月1日	石川県	能登町	鳳至郡能都町、同郡柳田村、珠洲郡内浦町	新設
平成17年3月1日	岡山県	井原市	井原市、小田郡美星町、後月郡芳井町	編入
平成17年3月1日	岡山県	鏡野町	苫田郡富村、同郡奥津町、同郡上齋原村、同郡鏡野町	新設
平成17年3月1日	徳島県	美馬市	美馬郡脇町、同郡美馬町、同郡穴吹町、同郡木屋平村	新設
平成17年3月1日	徳島県	つるぎ町	美馬郡半田町、同郡貞光町、同郡一宇村	新設
平成17年3月1日	徳島県	那賀町	那賀郡鷲敷町、同郡相生町、同郡上那賀町、同郡木沢村、同 郡木頭村	新設
平成17年3月1日	佐賀県	小城市	小城郡小城町、同郡三日月町、同郡牛津町、同郡芦刈町	新設
平成17年3月1日	佐賀県	みやき町	三養基郡中原町、同郡北茂安町、同郡三根町	新設
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	諫早市、西彼杵郡多良見町、北高来郡森山町、同郡飯盛町、 同郡高来町、同郡小長井町	新設
平成17年3月1日	大分県	中津市	中津市、下毛郡三光村、同郡本耶馬渓町、同郡耶馬渓町、同 郡山国町	編入
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇 目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村、同郡蒲江町	新設
平成17年3月6日	山口県	萩市	萩市、阿武郡川上村、同郡田万川町、同郡むつみ村、同郡須 佐町、同郡旭村、同郡福栄村	新設
平成17年3月7日	岡山県	赤磐市	赤磐郡山陽町、同郡赤坂町、同郡熊山町、同郡吉井町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月14日	 青森県	むつ市	 むつ市、下北郡川内町、同郡大畑町、同郡脇野沢村	編入
平成17年3月19日	新潟県	糸魚川市	糸魚川市、西頸城郡能生町、同郡青海町	新設
平成17年3月20日	長野県	佐久穂町	南佐久郡佐久町、同郡八千穂村	新設
平成17年3月20日	広島県	吳市	呉市、安芸郡音戸町、同郡倉橋町、同郡蒲刈町、豊田郡安浦	編入
₩₩ 17年2月20日		うきは市	町、同郡豊浜町、同郡豊町	新設
平成17年3月20日	福岡県		浮羽郡吉井町、同郡浮羽町	
平成17年3月21日 	新潟県	新潟市	新潟市、白根市、豊栄市、中蒲原郡小須戸町、同郡横越町、 同郡亀田町、西蒲原郡岩室村、同郡西川町、同郡味方村、同 郡潟東村、同郡月潟村、同郡中之口村、新津市	編入
平成17年3月21日	福岡県	柳川市	柳川市、山門郡大和町、同郡三橋町	新設
平成17年3月22日	秋田県	由利本荘市	本莊市、由利郡矢島町、同郡岩城町、同郡由利町、同郡西目 町、同郡鳥海町、同郡東由利町、同郡大内町	新設
平成17年3月22日	秋田県	潟上市	南秋田郡昭和町、同郡飯田川町、同郡天王町	新設
平成17年3月22日	秋田県	大仙市	大曲市、仙北郡神岡町、同郡西仙北町、同郡中仙町、同郡協和町、同郡南外村、同郡仙北町、同郡太田町	新設
平成17年3月22日	秋田県	北秋田市	北秋田郡鷹巣町、同郡森吉町、同郡阿仁町、同郡合川町	新設
平成17年3月22日	秋田県	湯沢市	湯沢市、雄勝郡稲川町、同郡雄勝町、同郡皆瀬村	新設
平成17年3月22日	秋田県	男鹿市	男鹿市、南秋田郡若美町	新設
平成17年3月22日	茨城県	坂東市	岩井市、猿島郡猿島町	新設
平成17年3月22日	茨城県	稲敷市	稲敷郡江戸崎町、同郡新利根町、同郡桜川村、同郡東町	新設
平成17年3月22日	山梨県	山梨市	山梨市、東山梨郡牧丘町、同郡三富村	新設
平成17年3月22日	鳥取県	倉吉市	倉吉市、東伯郡関金町	編入
平成17年3月22日	島根県	出雲市	出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町、 同郡大社町	新設
平成17年3月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡御津町、児島郡灘崎町	編入
平成17年3月22日	岡山県	総社市	総社市、都窪郡山手村、同郡清音村	新設
平成17年3月22日	岡山県	備前市	備前市、和気郡日生町、同郡吉永町	新設
平成17年3月22日	岡山県	美咲町	久米郡中央町、同郡旭町、同郡柵原町	新設
平成17年3月22日	広島県	三原市	三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町	新設
平成17年3月22日	山口県	長門市	長門市、大津郡三隅町、同郡日置町、同郡油谷町	新設
平成17年3月22日	山口県	山陽小野田市	小野田市、厚狭郡山陽町	新設
平成17年3月22日	香川県	丸亀市	丸亀市、綾歌郡綾歌町、同郡飯山町	新設
平成17年3月22日	福岡県	筑前町	朝倉郡三輪町、同郡夜須町	新設
平成17年3月22日	熊本県	菊池市	菊池市、菊池郡七城町、同郡旭志村、同郡泗水町	新設
平成17年3月22日	大分県	日田市	日田市、日田郡前津江村、同郡中津江村、同郡上津江村、同郡大山町、同郡天瀬町	編入
平成17年3月22日	鹿児島県	さつま町	薩摩郡宮之城町、同郡鶴田町、同郡薩摩町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	湧水町	姶良郡栗野町、同郡吉松町	新設
平成17年3月22日	鹿児島県	錦江町	肝属郡大根占町、同郡田代町	新設
平成17年3月28日	青森県	五所川原市	五所川原市、北津軽郡金木町、同郡市浦村	新設
平成17年3月28日	青森県	外ヶ浜町	東津軽郡蟹田町、同郡平舘村、同郡三厩村	新設
平成17年3月28日	青森県	中泊町	北津軽郡中里町、同郡小泊村	新設
平成17年3月28日	青森県	藤崎町	南津軽郡藤崎町、同郡常盤村	新設
平成17年3月28日	茨城県	筑西市	下館市、真壁郡関城町、同郡明野町、同郡協和町	新設
平成17年3月28日	茨城県	かすみがうら市	新治郡霞ヶ浦町、同郡千代田町	新設
平成17年3月28日	茨城県	取手市	取手市、北相馬郡藤代町	編入
平成17年3月28日	栃木県	さくら市	塩谷郡氏家町、同郡喜連川町	新設
平成17年3月28日	群馬県	太田市	太田市、新田郡尾島町、同郡新田町、同郡藪塚本町	新設
平成17年3月28日	千葉県	柏市	柏市、東葛飾郡沼南町	編入
平成17年3月28日	岐阜県	海津市	海津郡海津町、同郡平田町、同郡南濃町	新設
平成17年3月28日	鳥取県	大山町	西伯郡中山町、同郡名和町、同郡大山町	新設
平成17年3月28日	広島県	尾道市	尾道市、御調郡御調町、同郡向島町	編入
平成17年3月28日	愛媛県	八幡浜市	八幡浜市、西宇和郡保内町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年3月28日	福岡県	宗像市	宗像市、宗像郡大島村	編入
平成17年3月28日	福岡県	東峰村	朝倉郡小石原村、同郡宝珠山村	新設
平成17年3月31日	青森県	八戸市	八戸市、三戸郡南郷村	編入
平成17年3月31日	青森県	深浦町	西津軽郡深浦町、同郡岩崎村	新設
平成17年3月31日	青森県	七戸町	上北郡七戸町、同郡天間林村	新設
平成17年3月31日	青森県	東北町	上北郡上北町、同郡東北町	新設
平成17年3月31日	福井県	若狭町	三方郡三方町、遠敷郡上中町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	米子市	米子市、西伯郡淀江町	新設
平成17年3月31日	鳥取県	八頭町	八頭郡郡家町、同郡船岡町、同郡八東町	新設
平成17年3月31日	島根県	松江市	松江市、八束郡鹿島町、同郡島根町、同郡美保関町、同郡八雲村、同郡玉湯町、同郡宍道町、同郡八束町	新設
平成17年3月31日	島根県	奥出雲町	仁多郡仁多町、同郡横田町	新設
平成17年3月31日	岡山県	新見市	新見市、阿哲郡大佐町、同郡神郷町、同郡哲多町、同郡哲西町	新設
平成17年3月31日	岡山県	真庭市	上房郡北房町、真庭郡勝山町、同郡落合町、同郡湯原町、同郡久世町、同郡美甘村、同郡川上村、同郡八束村、同郡中和村	新設
平成17年3月31日	岡山県	美作市	勝田郡勝田町、英田郡大原町、同郡東粟倉村、同郡美作町、 同郡作東町、同郡英田町	新設
平成17年3月31日	広島県	庄原市	庄原市、甲奴郡総領町、比婆郡西城町、同郡東城町、同郡口 和町、同郡高野町、同郡比和町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後高田市	豊後高田市、西国東郡真玉町、同郡香々地町	新設
平成17年3月31日	大分県	宇佐市	宇佐市、宇佐郡院内町、同郡安心院町	新設
平成17年3月31日	大分県	豊後大野市	大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡 大野町、同郡千歳村、同郡犬飼町	新設
平成17年3月31日	鹿児島県	南大隅町	肝属郡根占町、同郡佐多町	新設
平成17年4月1日	北海道	森町	茅部郡森町、同郡砂原町	新設
平成17年4月1日	青森県	青森市	青森市、南津軽郡浪岡町	新設
平成17年4月1日	宮城県	登米市	登米郡迫町、同郡登米町、同郡東和町、同郡中田町、同郡豊 里町、同郡米山町、同郡石越町、同郡南方町、本吉郡津山町	新設
平成17年4月1日	宮城県	栗原市	栗原郡築館町、同郡若柳町、同郡栗駒町、同郡高清水町、同郡一迫町、同郡瀬峰町、同郡鶯沢町、同郡金成町、同郡志波 姫町、同郡花山村	新設
平成17年4月1日	宮城県	東松島市	桃生郡矢本町、同郡鳴瀬町	新設
平成17年4月1日	宮城県	石巻市	石巻市、桃生郡河北町、同郡雄勝町、同郡河南町、同郡桃生町、 同郡北上町、牡鹿郡牡鹿町	新設
平成17年4月1日	福島県	須賀川市	須賀川市、岩瀬郡長沼町、同郡岩瀬村	編入
平成17年4月1日	埼玉県	さいたま市	さいたま市、岩槻市	編入
平成17年4月1日	埼玉県	秩父市	秩父市、秩父郡吉田町、同郡大滝村、同郡荒川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	十日町市	十日町市、中魚沼郡川西町、同郡中里村、東頸城郡松代町、同郡松之山町	新設
平成17年4月1日	新潟県	妙高市	新井市、中頸城郡妙高高原町、同郡妙高村	編入
平成17年4月1日	新潟県	阿賀町	東蒲原郡津川町、同郡鹿瀬町、同郡上川村、同郡三川村	新設
平成17年4月1日	新潟県	長岡市	長岡市、南蒲原郡中之島町、三島郡越路町、同郡三島町、古志郡山古志村、刈羽郡小国町	編入
平成17年4月1日	富山県	富山市	富山市、上新川郡大沢野町、同郡大山町、婦負郡八尾町、同郡婦中町、同郡山田村、同郡細入村	新設
平成17年4月1日	長野県	塩尻市	塩尻市、木曽郡楢川村	編入
平成17年4月1日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村、同郡梓川村	編入
平成17年4月1日	長野県	佐久市	佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村、同郡望月町	新設
平成17年4月1日	長野県	中野市	中野市、下水内郡豊田村	新設
平成17年4月1日	静岡県	沼津市	沼津市、田方郡戸田村	編入
平成17年4月1日	静岡県	磐田市	磐田市、磐田郡福田町、同郡竜洋町、同郡豊田町、同郡豊岡村	新設
平成17年4月1日	静岡県	掛川市	掛川市、小笠郡大須賀町、同郡大東町	新設
平成17年4月1日	静岡県	袋井市	袋井市、磐田郡浅羽町	新設
平成17年4月1日	静岡県	伊豆の国市	田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町	新設

	和米広目	並士町++夕	△₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	A H T 岩
合併 (予定) 年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年4月1日	静岡県	西伊豆町	賀茂郡西伊豆町、同郡賀茂村	新設
平成17年4月1日	愛知県	稲沢市	稲沢市、中島郡祖父江町、同郡平和町	編入
平成17年4月1日	愛知県	一宮市	一宮市、尾西市、葉栗郡木曽川町	編入
平成17年4月1日	愛知県	愛西市	海部郡佐屋町、同郡立田村、同郡八開村、同郡佐織町	新設
平成17年4月1日	愛知県	豊田市	豊田市、西加茂郡藤岡町、同郡小原村、東加茂郡足助町、同郡下山村、同郡旭町、同郡稲武町 - 本京山村、同郡旭町、同郡稲武町	編入
平成17年4月1日	京都府	京都市	京都市、北桑田郡京北町	編入
平成17年4月1日	兵庫県	朝来市	朝来郡生野町、同郡和田山町、同郡山東町、同郡朝来町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	豊岡市	豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町、同郡日高町、出石郡出 石町、同郡但東町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	淡路市	津名郡津名町、同郡淡路町、同郡北淡町、同郡一宮町、同郡 東浦町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	宍粟市	宍粟郡山崎町、同郡一宮町、同郡波賀町、同郡千種町	新設
平成17年4月1日	兵庫県	香美町	城崎郡香住町、美方郡村岡町、同郡美方町	新設
平成17年4月1日	奈良県	奈良市	奈良市、添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村	編入
平成17年4月1日	和歌山県	海南市	海南市、海草郡下津町	新設
平成17年4月1日	和歌山県	串本町	西牟婁郡串本町、東牟婁郡古座町	新設
平成17年4月1日	徳島県	阿波市	板野郡吉野町、同郡土成町、阿波郡市場町、同郡阿波町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊予市	伊予市、伊予郡中山町、同郡双海町	新設
平成17年4月1日	愛媛県	伊方町	西宇和郡伊方町、同郡瀬戸町、同郡三崎町	新設
平成17年4月1日	長崎県	西海市	西彼杵郡西彼町、同郡西海町、同郡大島町、同郡崎戸町、同郡大瀬戸町	新設
平成17年4月1日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡吉井町、同郡世知原町	編入
平成17年4月1日	大分県	竹田市	竹田市、直入郡荻町、同郡久住町、同郡直入町	新設
平成17年4月1日	沖縄県	うるま市	石川市、具志川市、中頭郡与那城町、同郡勝連町	新設
平成17年4月10日	高知県	四万十市	中村市、幡多郡西土佐村	新設
平成17年4月25日	広島県	広島市	広島市、佐伯郡湯来町	編入
平成17年5月1日	新潟県	新発田市	新発田市、北蒲原郡紫雲寺町、同郡加治川村	編入
平成17年5月1日	新潟県	三条市	三条市、南蒲原郡栄町、同郡下田村	新設
平成17年5月1日	新潟県	柏崎市	柏崎市、刈羽郡高柳町、同郡西山町	編入
平成17年5月1日	岐阜県	可児市	可児市、可児郡兼山町	編入
平成17年5月1日	和歌山県	田辺市	田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村、東牟婁郡本宮町	新設
平成17年5月1日	和歌山県	日高川町	日高郡川辺町、同郡中津村、同郡美山村	新設
平成17年5月1日	鹿児島県	日置市	日置郡東市来町、同郡伊集院町、同郡日吉町、同郡吹上町	新設
平成17年5月5日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡金谷町	新設
平成17年6月6日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡田老町、同郡新里村	新設
平成17年6月13日	群馬県	桐生市	桐生市、勢多郡新里村、同郡黒保根村	編入
平成17年6月20日	秋田県	大館市	大館市、北秋田郡比内町、同郡田代町	編入
平成17年7月1日	山形県	庄内町	東田川郡立川町、同郡余目町	新設
平成17年7月1日	千葉県	旭市	旭市、海上郡海上町、同郡飯岡町、香取郡干潟町	新設
平成17年7月1日 	静岡県	浜松市	浜松市、浜北市、天竜市、浜名郡舞阪町、同郡雄踏町、引佐郡細江町、同郡引佐町、同郡三ケ日町、周智郡春野町、磐田郡佐久間町、同郡水窪町、同郡龍山村	編入
平成17年7月1日	鹿児島県	曽於市	曽於郡大隅町、同郡財部町、同郡末吉町	新設
平成17年7月1日	鹿児島県	肝付町	肝属郡内之浦町、同郡高山町	新設
平成17年7月7日	愛知県	清須市	西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町、同郡新川町	新設
平成17年8月1日	茨城県	神栖市	鹿島郡神栖町、同郡波崎町	編入
平成17年8月1日	岡山県	倉敷市	倉敷市、浅□郡船穂町、吉備郡真備町	編入
平成17年8月1日	愛媛県	宇和島市	宇和島市、北宇和郡吉田町、同郡三間町、同郡津島町	新設
平成17年8月1日	高知県	仁淀川町	吾川郡池川町、同郡吾川村、高岡郡仁淀村	新設
平成17年8月1日	熊本県	八代市	八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村、 同郡泉村	新設
平成17年9月1日	北海道	せたな町	久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
 平成17年9月1日	北海道	士別市	士別市、上川郡朝日町	 新設
平成17年9月1日	岩手県	八幡平市	岩手郡西根町、同郡安代町、同郡松尾村	新設
平成17年9月1日	新潟県	胎内市	北蒲原郡中条町、同郡黒川村	新設
平成17年9月1日	石川県	志賀町	羽咋郡富来町、同郡志賀町	新設
平成17年9月2日	茨城県	行方市	行方郡麻生町、同郡北浦町、同郡玉造町	新設
平成17年9月12日	茨城県	古河市	古河市、猿島郡総和町、同郡三和町	新設
平成17年9月20日	岩手県	一関市	一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同	新設
	10 J JK	נויאו	郡東山町、同郡室根村、同郡川崎村	4/1 DX
平成17年9月20日	秋田県	仙北市	仙北郡田沢湖町、同郡角館町、同郡西木村	新設
平成17年9月20日	静岡県	川根本町	榛原郡中川根町、同郡本川根町	新設
平成17年9月25日	奈良県	五條市	五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村	編入
平成17年9月25日	島根県	津和野町	鹿足郡津和野町、同郡日原町	新設
平成17年9月26日	香川県	高松市	高松市、香川郡塩江町	編入
平成17年10月1日	北海道	遠軽町	紋別郡生田原町、同郡遠軽町、同郡丸瀬布町、同郡白滝村	 新設
平成17年10月1日	北海道	石狩市	 石狩市、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村	編入
平成17年10月1日	北海道	八雲町	爾志郡熊石町、山越郡八雲町	新設
平成17年10月1日	岩手県	遠野市	遠野市、上閉伊郡宮守村	新設
平成17年10月1日	宮城県	南三陸町	本吉郡志津川町、同郡歌津町	新設
平成17年10月1日	秋田県	にかほ市	由利郡仁賀保町、同郡金浦町、同郡象潟町	新設
平成17年10月1日	秋田県	横手市	横手市、平鹿郡増田町、同郡平鹿町、同郡雄物川町、同郡大森町、同郡十文字町、同郡山内村、同郡大雄村	新設
平成17年10月1日	山形県	鶴岡市	鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝 日村、西田川郡温海町	新設
平成17年10月1日	福島県	会津美里町	大沼郡会津高田町、同郡会津本郷町、同郡新鶴村	新設
平成17年10月1日	茨城県	桜川市	西茨城郡岩瀬町、真壁郡真壁町、同郡大和村	新設
平成17年10月1日	茨城県	石岡市	石岡市、新治郡八郷町	新設
平成17年10月1日	栃木県	大田原市	大田原市、那須郡湯津上村、同郡黒羽町	編入
平成17年10月1日	栃木県	那須烏山市	那須郡南那須町、同郡烏山町	新設
平成17年10月1日	栃木県	那珂川町	那須郡馬頭町、同郡小川町	新設
平成17年10月1日	群馬県	みなかみ町	利根郡月夜野町、同郡水上町、同郡新治村	新設
平成17年10月1日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡大里町、同郡妻沼町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	春日部市	春日部市、北葛飾郡庄和町	新設
平成17年10月1日	埼玉県	小鹿野町		新設
平成17年10月1日	埼玉県	鴻巣市	鴻巣市、北足立郡吹上町、北埼玉郡川里町	編入
平成17年10月1日	埼玉県	ふじみ野市	上福岡市、入間郡大井町	新設
平成17年10月1日	新潟県	南魚沼市	南魚沼市、南魚沼郡塩沢町	編入
平成17年10月1日	石川県	加賀市	加賀市、江沼郡山中町	新設
平成17年10月1日	福井県	越前市	武生市、今立郡今立町	新設
平成17年10月1日	山梨県	市川三郷町	西八代郡三珠町、同郡市川大門町、同郡六郷町	新設
平成17年10月1日	長野県	安曇野市	南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村、同郡堀金村、東筑摩郡明科町	新設
 平成17年10月1日	長野県	飯綱町	上水内郡牟礼村、同郡三水村	新設
平成17年10月1日	長野県	長和町	小県郡長門町、同郡和田村	新設
平成17年10月1日	長野県	飯田市	飯田市、下伊那郡上村、同郡南信濃村	
平成17年10月1日	愛知県	田原市	田原市、渥美郡渥美町	編入
平成17年10月1日	愛知県	新城市	新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村	新設
平成17年10月1日	愛知県	設楽町	北設楽郡設楽町、同郡津具村	新設
平成17年10月1日	三重県	南伊勢町	度会郡南勢町、同郡南島町	新設
平成17年10月1日	滋賀県	米原市	米原市、坂田郡近江町	編入
平成17年10月1日	兵庫県	西脇市	西脇市、多可郡黒田庄町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	たつの市	龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町、同郡御津町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	佐用町	佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町、同郡三日月町	新設
平成17年10月1日	兵庫県	新温泉町	美方郡浜坂町、同郡温泉町	新設
		1	ı	

中級17年10月 1日 利数加速 数字市 数字市 数字市 数字形 数字形	合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成17年10月 1日 日歌山					
平成17年10月 1日 貞収県					
平成17年10月1日 島根県 浜田市 八田市 城設 坪成17年10月1日 島根県 平成17年10月1日 山口市 山市 山					
平成17年10月1日 島根県 大田市 大田市 大田市 東部が上降10月1日 島根県 古西り 原足粉析木材、同都公口市目 新設 野田 野田 野田 野田 野田 野田 野田 野			-		
平成17年10月1日					
平成17年10月1日 山口県 山口市 加口市 加口市 大変形態地質の、自影小郷町、同部内 新設 知線制 佐賀市 住留部 大野町 新設 和設 佐賀市 大野町 大野町 新設 神経 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
平成17年10月1日 佐賀県 佐賀市 佐賀市 佐賀郡諸宮町、同郡大和町、同郡宮士町、神吟郡三 新設 新村 平成17年10月1日 焼埠県 メ川町 八代部電北町、同郡宮田町、同郡田平町、同郡大井村 新設 平成17年10月1日 大分県 由布市 大分郡 大が部北町、同郡と四町、同郡上町村、同郡と町町 新設 平成17年10月1日 大分県 竹香市 大分郡 大砂町、同郡佐四町、同郡上町村、同郡と町町 新設 平成17年10月1日 沖縄県 宮古島市 平泉市、吉郡城辺町、同郡下地町、同郡上町村、同郡の伊良 新設 野成 17年10月1日 沖縄県 宮古島市 野郎 大名市、左名郡近町町、同郡大町村、同郡と町村、同郡が県 新設 野町 日本成17年10月1日 沖縄県 宮古島市 東京 17年10月1日 新設 野町 東部大町 日本 17年10月1日 大瀬県 新湖市 新湖市、阿家郡の野町 同郡大地町 新設 野町 日本成17年10月1日 大瀬県 新湖市 原本郡地域町、同郡大地町、同郡上町村、同郡の伊良 新設 平成17年10月11日 大瀬県 第北市 原島郡地村、同郡坂北村、同郡坂北村 新設 平成17年10月11日 野町県 牧北村 東京郡郡・田町、同郡株島町、同郡大村 新設 平成17年10月11日 新町県 牧北市 東京郡・大野原町 同郡・田町 新設 市・東は17年10月11日 野町県 牧北市 東京郡・大野原町、同郡北神町、同郡・山町 新設 市・東は17年10月11日 田川県 紀北町 東京郡・大野原、同郡部・山町 新設 第二十年10月11日 田川県 松北町 東京郡・野郎・同郡郡・神町 新設 第二十年10月11日 田川県 岩田県 北京郡・田町町 新設 東北郡・田町 田部・東湖・同郡・中山町 新設 東北郡・田川町 田町 新設 東北郡・田川町 田町 新設 本市(17年10月1日 田川県 田川県 日田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県 田川県			-		
期付 期付 平成17年10月1日 長崎県 平戸市・北松清部生月町、同郡田平町、同郡大島村 新設 平成17年10月1日 大分県 由布市 人分都挟間町、同郡佐内町、同郡馬布院町 新設 平成17年10月1日 大分県 由布市 人分都挟間町、同郡佐内町、同郡馬布院町 新設 平成17年10月1日 力・構築市・ 実現市・ 高市郡・ 近日町、同郡・大田町、同郡・上町村、同郡・伊良・ 新設 新設 平成17年10月1日 北海道 新潟市・ 新浦市・ 西部の野町、旧郡・大町 新設 平成17年10月1日 北海道 銀路市・ 銀路市・ 四巻部門季町、日郡・大井村 新設 新設 平成17年10月1日 太湖市 東京原部の野町、日郡・株井村 新設 新設 平成17年10月1日 泰城市 大北市・ 四巻部門季町、日郡・坂井村 新設 新設 平成17年10月1日 泰湖市 新北市・ 西部を原町 新設 平成17年10月1日 西部県 女之原市 株部郡相良町、日郡・坂上村 新設 平成17年10月1日 西部県 大土町 東上町 新設 平成17年10月1日 西部県 大土町 東上町 新設 平成17年10月1日 歴史県 東山市 第日本・大町・上町・新館・工町・新設 新設 平成17年10月1日 歴史県 東山市 海田市 海田市・三田・野市・町・田町・町・新設 新設 平成17年10月1日 田川県 五井町・ 海町・ 海町・ 海町・ 海町・ 海町・	平成1/年10月1日			知須町	
平成17年10月1日 然外県 由布市 人分部狭間町、回部建布院町 新設 平成17年10月1日 大分県 杵築市 大分部狭間町、回部建布院町 新設 平成17年10月1日 沖縄車 杵築市 持築市、宮古部域辺町、同部下地町、同部上野村、同部伊良 新設 平成17年10月1日 砂塊果 五名市 平成市、宮古部域辺町、同部下地町、同部大水町 新設 平成17年10月1日 北海道 動路市 新治市、西藤市部密町 編入 平成17年10月1日 沙城県 如北村 新設 新設 平成17年10月1日 沙城県 如北村 東京摩町 新設 平成17年10月1日 参園県 放北村 東京摩町 新設 平成17年10月1日 参園県 枚之原市 株原郡相良町、同郡郷浦町 新設 平成17年10月1日 海側県 大ノ東 東部市 新設 平成17年10月1日 最初県 上土町 東部市 東部・大学日 新設 平成17年10月1日 最別県 土土町 東部・大学日 新設 平成17年10月1日 最別県 土土町 東市・大野市、日産部市来町 新設 平成17年10月1日 最別県 土土町 東市・大野市、日産部・大町・町 新設 平成17年10月1日 最別県 土土市 土	平成17年10月1日	佐賀県	佐賀市		新設
平成17年10月1日 大分県 杵奈市 大分部狭間町、同部組入田町、 新設 平成17年10月1日 沖縄県 宮古島市 杵寮市 杵寮市 杵寮市 杵寮市 杵寮市 杵寮市 杵寮市 杵寮市 平度市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡中良 新設 平成17年10月1日 沖縄県 五名市 五司市 五市 五司市 五市 五市 五市 五市	平成17年10月1日	長崎県	平戸市	平戸市、北松浦郡生月町、同郡田平町、同郡大島村	新設
平成17年10月1日 大分県 样築市 杵築市、速兵郡山香町、西国東郡大田村、同郡中段 新設 平成17年10月3日 沖縄県 至名市 五名市、五名郡岱町町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良 新設 平成17年10月11日 新湖県 新湖市 新設 本港村 新設	平成17年10月1日	熊本県	氷川町	八代郡竜北町、同郡宮原町	新設
平成17年10月1日 沖縄県 宮古島市 平良市、宮古郡城辺町、同郡下地町、同郡上野村、同郡伊良 新設 平成17年10月10日 新潟県 新潟市 新潟市、西浦原郡巻町 編入 平成17年10月11日 北知道 網路市 網路市、阿孝郡阿索町、白穂郡台別町 新設 平成17年10月11日 安城県 韓田市 飯島郡北路村、西郡坂井村 新設 平成17年10月11日 安城県 韓田市 飯島郡北路村、西郡坂井村 新設 平成17年10月11日 安城県 校之原市 楼原郡相良町、西郡坂井村 新設 平成17年10月11日 京都市 京沙波町 株原郡相良町、西郡坂井村 新設 平成17年10月11日 京田県 松之原市 楼原郡相良町、西郡地田町 新設 平成17年10月11日 京田県 紀北町 北牟東郡紀見京、西郡安田町 京郡豊田町 新設 平成17年10月11日 長崎県 製造寺市、三豊郡城古部村、西郡大田町 南部設 平成17年10月11日 新設 平成17年10月11日 長崎県 芸山市 第上町町 新設 平成17年10月11日 長崎県 芸山市 第上町 新設 平成17年10月1日 長崎県 三年本町 2本市 第日 新設 平成17年11月1日 宮山市 四月町 四月町 新設 新設	平成17年10月1日	大分県	由布市	大分郡挾間町、同郡庄内町、同郡湯布院町	新設
平成17年10月10日 新海県 五名市、五名都佐明町、同郡横島町、同郡天水町 新設 平成17年10月11日 北海道 銀路市 銀市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀路市 銀市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀店市市 銀市市 田市 銀市市 田市 田	平成17年10月1日	大分県	杵築市	杵築市、速見郡山香町、西国東郡大田村	新設
平成17年10月10日 新潟県 新潟市 新潟市、西瀬原郡巻町 編入 平成17年10月11日 北海道 釧路市 銅路市、阿寮郡阿寮町、白糠郡首別町 新設 平成17年10月11日 茨城県 鉾田市 鹿島郡18村、同郡鉾田町、同郡大井村 新設 平成17年10月11日 菸城県 ಭ北村 東筑摩郡本城村、同郡城田町、同郡大井村 新設 平成17年10月11日 京都府 京丹波町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡郷川町 新設 平成17年10月11日 京都府 京丹波町 船井郡丹波町、同郡郷地町、同郡郡川町 新設 平成17年10月11日 京都府 京丹波町 船井郡丹波町、同郡郷地町、同郡郡川町 新設 平成17年10月11日 香川県 報音寺市 観音寺市、豊郡大野原町、同郡郡県町町 新設 平成17年10月11日 極児島県 いちき申木野市 南高来郡田見町、同郡部場町、同郡郡豊町、同郡野町町、同郡平成17年10月11日 虚児島県 いちき申木野市 中木野市、日郡水川町 編入 平成17年10月1日 岩手県 西和賀町 和賀郡湯田町、同郡郡八内町 新設 平成17年11月1日 出邦県 海田市 治田市、総倉郡内・朝田・同郡平田町 新設 平成17年11月1日 温島県 公津岩松市 河石郡内東町 編入 平成17年11月1日 温山県 尉水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 出県県 甲州市 塩山市、龍海郡川町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 山県県 甲州市 塩山市、東山東郡陽河町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 三里県 伊勢市 海電水町町、同郡八和村 新設 平成17年11月1日 三里県 脱野市 海町 海町の町の間が大町、同郡州田村、同郡三丘村 新設 平成17年11月1日 三里県 脱野市、南南東郡紀和町 新設 平成17年11月1日 三里県 脱野市、原都町田町の間が大町、同郡州田村、同郡三丘村 新設 平成17年11月1日 三里県 脱野市、原本の郡田町、同郡川平村、同郡小居町 新設 平成17年11月7日 福井県 夕町町 夕可郡中町、同郡が井町、同郡川市、同郡・新設 平成17年11月7日 福井県 大野市、東野市、南年東郡紀和町 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市、東部市、西郷北村町、同郡が井町、同郡・新設 平成17年11月7日 福井県 大野市、大野郡和県村 同郡が市町、同郡 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市、大野郡和県村 同郡・同郡・田町 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市、大野市、大野郡和県村 同郡・京郡・田町、南郡・京設 新設 平成17年11月7日 福井県 村市・ 社田市、川辺郡・笠沙町、同郡・明町、同郡・明田郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡・安沙町、同郡・野町、同郡・大田町 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市、大野市・大町市・大町市・大町市・大町市・大町市・大町市・大町市・大町市・大町市・大町	平成17年10月1日	沖縄県	宮古島市		新設
平成17年10月11日 北海道 釧路市 釧路市 銅路市 興藤郡戸東町 新設 平成17年10月11日 茨城県 第田市 鹿島郡旭村、同郡終田町、同郡大洋村 新設 平成17年10月11日 長野県 筑北村 東筑摩郡本城村、同郡城田町、同郡大井村 新設 平成17年10月11日 長野県 筑北町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡和川町 新設 平成17年10月11日 京都府 京丹波町 船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡田川町 新設 平成17年10月11日 福岡県 上毛町 衆上郡新吉富村、同郡大平町 新設 平成17年10月11日 長崎県 豊山市 瀬上郡町・京郡郡田町、同郡西井町 新設 平成17年10月11日 長崎県 豊山市 南高来郡田見町、同郡市地町 新設 平成17年10月1日 長崎県 土木町・三田郡町・京郡が帰町、同郡野町、同郡野町町 新設 平成17年11月1日 上市 本木市 土木町・三田市・銀海郡川町・同郡が内村 新設 平成17年11月1日 出場 海田市 海田市・総海郡八村町 、同郡大門町・同郡下村・同郡大島町 編入 平成17年11月1日 富山県 南岡市 高岡市・別田町・副郡所町・開郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村	平成17年10月3日	熊本県	玉名市	玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町、同郡天水町	新設
平成17年10月11日 北海道 釧路市 釧路市 銅路市 興藤郡戸東町 新設 平成17年10月11日 茨城県 第田市 鹿島郡旭村、同郡終田町、同郡大洋村 新設 平成17年10月11日 長野県 筑北村 東筑摩郡本城村、同郡城田町、同郡大井村 新設 平成17年10月11日 長野県 筑北町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡和川町 新設 平成17年10月11日 京都府 京丹波町 船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡田川町 新設 平成17年10月11日 福岡県 上毛町 衆上郡新吉富村、同郡大平町 新設 平成17年10月11日 長崎県 豊山市 瀬上郡町・京郡郡田町、同郡西井町 新設 平成17年10月11日 長崎県 豊山市 南高来郡田見町、同郡市地町 新設 平成17年10月1日 長崎県 土木町・三田郡町・京郡が帰町、同郡野町、同郡野町町 新設 平成17年11月1日 上市 本木市 土木町・三田市・銀海郡川町・同郡が内村 新設 平成17年11月1日 出場 海田市 海田市・総海郡八村町 、同郡大門町・同郡下村・同郡大島町 編入 平成17年11月1日 富山県 南岡市 高岡市・別田町・副郡所町・開郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村・同郡・村			-		
平成17年10月11日 茨城県 鉾田市 鹿島郡旭村、同郡終田町、同郡大洋村 新設 平成17年10月11日 長野県 筑北村 東筑摩郡本城村、同郡坂北村、同郡坂北村 新設 平成17年10月11日 三重県 松北町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町 新設 平成17年10月11日 杏川県 報音寺市 観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町 新設 平成17年10月11日 杏川県 報音寺市 観音寺市、三豊郡大野原町、同郡豊浜町 新設 平成17年10月11日 徳岡県 上毛町 築上郡新吉富村、同郡大平村 新設 平成17年10月11日 徳岡県 上毛町 築上郡新吉富村、同郡大平村 新設 平成17年10月11日 鹿児島県 上木町 東上郡町古富村、同郡・大平村 新設 平成17年10月1日 鹿児島県 二本市 三本市 三本市 三本市 新設 平成17年11月1日 出児島県 三本市 三本市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出場県 三本市 三本市、美養郡古川町、同郡公門東町 編入 平成17年11月1日 出児県 列水市 新湊市、射水郡川・西郷山町、同郡大門町、同郡下村、同郡大馬町 新設 平成17年11月1日 田県県 平成17年11月1日 田県県 平成17年11月1日 田県県 平成17年11月1日 田県県 野市 原勢市・原金郡・田町・西部・東山東市・南設市・原都県町、同郡州田町、同郡州田町・同郡州田町・同郡州田町・同郡州田町・西部・田町・新設	平成17年10月11日				
平成17年10月11日 長野県 筑北村 東筑摩郡本城村、同郡塚康町 新設 平成17年10月11日 三重県 紀北町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町 新設 平成17年10月11日 京島府 北台東部紀伊長島町、同郡海山町 新設 平成17年10月11日 京丹波町 船井郡丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町 新設 平成17年10月11日 福岡県 上毛町 築上郡新吉富村、同郡大平町 新設 平成17年10月11日 長崎県 雲仙市 南高米郡国月町、同郡帰穂町、同郡台妻町、同郡愛野町、同郡 設町、不成17年10月11日 東原島県 上七町 東上野市・田町・新設 平成17年10月11日 鹿児島県 上ち市本野市・日本野市、日都市来町 編入 平成17年10月1日 超児島県 三本市 三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出児県 三本市 三本市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出児県 三本市 三本市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出児県 三本市 三本市、美養郡古川町 新設 平成17年11月1日 出児県 三本市 三本市、美産郡吉川町 新設 平成17年11月1日 田県県 三田市・海田市・海田市・海田の市・海田の市・西田の市・西田の田市・海田・西部大村町、同郡・村村 新設 新設 平成17年11月1日 長野県 ・大野市・大野市・原金県町・西部・海設 新設 平成17年11月1日日 三重県 野野市			鉾田市		
平成17年10月11日 静岡県 牧之原市 榛原郡相良町、同郡榛原町 新設 平成17年10月11日 三重県 紀北町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡第山町 新設 平成17年10月11日 香川県 続き寺市 競当寺市、三豊郡大野原町、同郡野農浜町 新設 平成17年10月11日 香川県 銀首寺市 競当寺市、三豊郡大野原町、同郡野農浜町 新設 平成17年10月11日 長崎県 雲仙市 南高来郡田見町、同郡北港町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同郡設野町、同郡設丁町、同郡保町、同郡公野町、同郡投口、同郡田町 新設 平成17年10月12日 庭県県 三木市 三木市、日電郡市来町 新設 平成17年10月2日 兵庫県 三木市 三木市、日電郡市来町 新設 平成17年11月1日 出井県 西和賀町 和田市、総海郡八幡町、同郡公内村 新設 平成17年11月1日 出北県 海田市 瀬田市、総海郡八崎町、同郡不村、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 富山県 射水市 新設市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 田県県 野州市 伊勢市、度会郡二見町、同郡八保町、同郡県町・局部・局村 新設 平成17年11月1日 日東県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡川・保町・局部・局町 新設 平成17年11月1日 日東県 野市 中野市、市会市町町、同郡水県町、同郡・村・市・大町・東町・東町・南部・大倉村 新設 平成17年11月7日 福島県 白河市			-		
平成17年10月11日 三重県 紀北町 北牟婁郡紀伊長島町、同郡湖旭町 新設 平成17年10月11日 京都府 京丹波町 船井郡丹波町、同郡端穂町、同郡田知町 新設 平成17年10月11日 福岡県 上毛町 築上郡新吉富村、同郡出穂町、同郡西妻町、同郡愛野町、同郡設野町、同郡設町、同郡の27年10月11日 新設 平成17年10月11日 鹿児島県 いちき串木野市 串木野市、日置郡市来町 新設 平成17年10月11日 鹿児島県 二木市 三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年10月24日 兵庫県 三木市 三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出北県 三木市 三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出北県 三本市 三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出北県 三本市 三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出北県 三本市 三本市 三本市 編入 平成17年11月1日 田北県 三本市 三本市 三本市 編入 平成17年11月1日 田北県 三本市 三本市 三本市 第設 第設 第設 第設 第設 第設 第設 第設 第設 第記 第記 第記 第記 第記 第記 第記 第記					
平成17年10月11日 京都府 京丹波町 船井都丹波町、同郡瑞穂町、同郡和知町 新設 平成17年10月11日 香川県 観音寺市 観音寺市、三豊郡大野原町、同郡野浜町 新設 平成17年10月11日 福岡県 上毛町 築上都新吉富村、同郡公共町、同郡高吾妻町、同郡愛野町、同郡設 平成17年10月11日 長崎県 雲仙市 南高来郡国見町、同郡浦穂町、同郡百妻町、同郡愛野町、同郡設 平成17年10月11日 庭児島県 いちき串木野市 串木野市、日置郡市来町 新設 平成17年11月 1日 岩手県 西和賀町 和賀郡湯田町、同郡沢内村 新設 平成17年11月 1日 台手県 西和賀町 和賀町 和賀郡湯田町、同郡水山町、同郡平田町 新設 平成17年11月 1日 台島県 会津若松市 会津若松市、河沿郡河東町 編入 平成17年11月 1日 白島県 対水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月 1日 白地県 財水市 馬崎市・原崎市・原本町、京都大和村 新設 平成17年11月 1日 長野県 木曽町 木曽町・原郷市・原本町の町の郡が田町、同郡が原町、同郡が開田村、同郡三日村 新設 平成17年11月 1日 兵庫県 多可町・原砂中町、原金郡・町町の郡が美町、同郡の川十代町 新設 平成17年11月 7日 福島県 白河市・加田市・大野市、大野市、同郡の東村、同郡が原町、同郡城山町、同郡城山町、同郡城山町、同郡城山町、同郡城山町、同郡城山町、同郡郷島町、同郡郷島町、同郡・設 新設 平成17年11月 7日 田島県県 村町 <td< td=""><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td></td<>			-		
平成17年10月11日 香川県 観音寺市 観音寺市、三豊郡大野原町、同郡部豊浜町 新設 平成17年10月11日 福岡県 上毛町 築上郡新吉富村、同郡大平村 新設 平成17年10月11日 長崎県 雲仙市 南高来郡国見町、同郡が決町、同郡高妻町、同郡愛野町、同郡設野町、同郡・設野町、同郡・公本町、同郡・八年町、同郡・八年町、日郡・大田町 新設 平成17年10月24日 兵庫県 三木市 三木市、三木市、美養郡吉川町 編入 平成17年11月1日 出形県 酒田市 酒田市、館海郡八幡町、同郡・村田町 新設 新設 平成17年11月1日 協島県 会津若松市 会津若松市、河沼郡河東町 編入 平成17年11月1日 富山県 会津若松市 会津若松市、河沼郡河東町 編入 平成17年11月1日 富山県 射波 高岡市 高岡市・西側・西側・西側・大門町、同郡・村、同郡・村、同郡・長町 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 本曽部・大曽本・関連の・同郡・大和村 新設 平成17年11月1日 長男県 木曽町 本曽部・大曽本・関部の・同郡・大和村 新設 平成17年11月1日 長馬県 本曽町 大曽市・原子・大野郡・高半・東部・大町・同郡・大和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡・町、同郡・大町、同郡・大町 新設 平成17年11月7日 福島県 白河市 白河市、西白河郡・大河内町 新設 平成17年11月7日 和島川県 神崎郡・神崎郡・神崎郡					
平成17年10月11日 福岡県 上毛町 築上郡新吉富村、同郡大平村 新設郡大平村 平成17年10月11日 長崎県 雲仙市 南高来郡国見町、同郡が瑞穂町、同郡香専町、同郡愛野町、同郡設町、同郡設町、同郡の田町 新設郡子々石町、同郡が沢町、同郡南甲山町 平成17年10月24日 兵庫県 三木市 三木市、美嚢郡吉川町 編入平成17年11月1日 岩手県 西和賀町 和賀郡沢田町、同郡沢内村 新設平成17年11月1日 出形県 適田市 適田市・飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町 新設平成17年11月1日 福島県 会津若松市 会津若松市、河沼郡河東町 編入平成17年11月1日 富山県 新設市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町新設平成17年11月1日 新設平成17年11月1日 富山県 新設平成17年11月1日 東山梨郡勝沼町、同郡大門町、同郡大門町、同郡大島町新設平成17年11月1日 新設平成17年11月1日 三重県伊勢市 内勢市、度会郡二良町、同郡川民町、同郡副園村新設平成17年11月1日 新設平成17年11月1日 三重県伊勢市 伊勢市、度全郡北和町 新設平成17年11月1日 三重県伊勢市 南半妻郡紀和町 新設平成17年11月1日 五重県伊勢市、南全妻郡紀和町 新設平成17年11月1日 五重県伊勢市、南全妻郡和町、同郡小美町、同郡御園村新設 新設平成17年11月7日 新設市、南全妻郡村、南郡市、南台市市、佐伯郡大野町、同郡小美町、同郡大信村 新設平成17年11月7日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡・大河内町 新設 一平成17年11月7日 和財 中崎市・大野市、大野市、大野市、大野郡和県町、同郡桃山町、同郡桃山町、同郡郷山町、同郡郷島町、同郡郷島町、同郡郷島町、同郡郷島町、同郡美島町、南さつま市 加田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡郡島町、新設金峰町 南さつま市 加田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡郡島町、田郡島 新設金峰町 平成17年11月7日 鹿児島県南市立つま市 加田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡郡島町、石郡縣島町、石郡県町、日郡・新設金峰町、日郡・新設金崎町 新設金崎町 新設金崎町 新設金崎町 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加田市、川辺郡野田町、川郡郡川、同郡が津町、日郡郡・新設金崎町、日郡・新設金崎町 新設金崎町 新設金崎町					
平成17年10月11日 長崎県 雲仙市 南高来郡国見町、同郡部梯町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同新設千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町 新設 部千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町 新設 部千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町 新設 部千々石町、同郡小浜町、同郡南串山町 新設 平成17年10月24日 兵庫県 三木市 三木市、美嚢郡吉川町 編入 平成17年11月1日 岩手県 西和賀町 和賀郡湯田市「同郡沢内村 新設 平成17年11月1日 出形県 酒田市 酒田市、飽海郡八崎町、同郡平田町 新設 平成17年11月1日 富山県 高田市、倉岡市、総海郡八寺町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 富山県 新設 平成17年11月1日 富山県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 新設 平成17年11月1日 上型県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 五重県 伊勢市 内勢市、放金郡二見町、同郡小俣町、同郡田田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 五重県 伊勢市 開野市、南全妻郡紀和町 新設 平成17年11月1日 新設 平成17年11月1日 五重県 伊勢市 開野市、向郡の川美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 新設 平成17年11月1日 五重県 日河市 田市市 廿日市市、佐伯郡大野町、同郡内に同郡人千代町 新設 平成17年11月1日 田市 日河市、西戸河郡表郷村、同郡京島町 編入 平成17年11月1日 新設 平成17年11月1日 田井市、大野郡和泉村 高郡大河内町 新設 東市、大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月1日 和助町 神崎郡神崎町、同郡が河町、同郡・東町、同郡・原町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東町、同郡・東島町、田市、川田・大田・田市、川辺郡・東島町、同郡・東島町、田市、川辺郡・東島町、田市、川辺郡・東島町、同郡・東島町、田市、川辺郡・東島町、同郡・東島町、田市、川田・東島町、田市、川田・東島町、田市、川田・東島町、田市、川田・田・川田・田・川田・田・川田・田・川田・田・川田・田・川田・田・川		_			
平成17年10月11日 鹿児島県 いちき串本野市 串本野市、日置都市来町 新設 平成17年11月1日 長庫県 三木市 三木市、美嚢郡吉川町 編入 平成17年11月1日 岩手県 西和賀町 和賀郡湯田町、同郡沢内村 新設 平成17年11月1日日 山形県 酒田市 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町 新設 平成17年11月1日日 福島県 会津若松市 会津若松市、河沼郡河東町 編入 平成17年11月1日日 富山県 射水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 新設 平成17年11月1日日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日日日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小保町、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日日日 三重県 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日日 毎庫県 多可町 多可郡中町、同郡川美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月7日福島県 白河市、白河市、西白河郡麦郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日日福島県 村向町 村向市、佐伯郡大河内町 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 村の町 村の町・向郡福川町、同郡福川町、同郡・大町、同郡・大町、同郡・株山町、同郡・大町、同郡・大町、日郡・新設 新設 一年成17年11月7日 鹿児島県 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡・大浦町、日郡・新設 新設 金崎町 新設 新設				南高来郡国見町、同郡瑞穂町、同郡吾妻町、同郡愛野町、同	
平成17年10月24日 兵庫県 三木市 三木市、美嚢郡吉川町 編入 平成17年11月1日 岩手県 西和賀町 和賀郡湯田町、同郡沢内村 新設 平成17年11月1日 山形県 酒田市 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町 新設 平成17年11月1日 富山県 射水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 富山県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御蘭村 新設 平成17年11月1日 三重県 熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡小俣町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大市村 編入 平成17年11月1日 福井県 大野市 大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月1日 東県県 神河町 神崎郡神崎町、同郡州河町、同郡横川町、同郡城島町、同郡郷山町、同郡城島町、同郡郷島町、同郡 新設 平成17年11月1日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡 新設	亚出7年10日11日	庇旧自旧			±⊏≡⊓
平成17年11月1日 岩手県 西和賀町 和賀郡湯田町、同郡沢内村 新設 平成17年11月1日 山形県 酒田市 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町 新設 平成17年11月1日 富山県 射水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 富山県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡小長町、同郡明田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小民町、同郡御薗村 新設 平成17年11月1日 三重県 熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 福島県 白河市 大野市、大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡桃山町、同郡桃山町、同郡 郷島町、同郡 郷島町、同郡集町、日郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡 新設					
平成17年11月1日 山形県 酒田市 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町、同郡平田町 新設 平成17年11月1日 福島県 会津若松市 会津若松市、河沼郡河東町 編入 平成17年11月1日 富山県 射水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 園里県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村 新設 平成17年11月1日 三県県 参可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡末村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市 大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 野賀郡打田町、同郡粉河町、同郡桃山町、同郡桃山町、同郡郷島町、南郡 設 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日電郡 新設 新設 平成17年11月2日 慶知県 豊根村 北設業郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年11月2日 慶知県 豊根村 北設業郡豊田村、同郡岩村町、同郡岩村町、同郡坊津					
平成17年11月1日 福島県 会津若松市 会津若松市、河沼郡河東町 編入 平成17年11月1日 富山県 射水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 富山県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小保町、同郡御薗村 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 長庫県 台河市 日市市 廿日市市 廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町 編入 平成17年11月7日 福島県 白河市 白河市、西白河郡泰郷村、同郡東村、同郡大信村 編入 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 寛志川町 南部都村田町、同郡粉河町、同郡・横川町、同郡・郷山町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・東山町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・郷島町、同郡・東山町、同郡・野町、田郡・新設 平成17年11月7日 鹿児島県 市さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡・大浦町、同郡・坊津町、田置郡 新設 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡・豊根村、同郡富山村 編入 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡・豊田・同郡・台村・田、同郡・田・同郡・田・同郡・田・同郡・田・田・大田・田・大田・田・大田・大田・田・大田・					
平成17年11月1日 富山県 射水市 新湊市、射水郡小杉町、同郡大門町、同郡下村、同郡大島町 新設 平成17年11月1日 富山県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御蘭村 新設 平成17年11月1日 三重県 熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市 大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡町町、同郡桃山町、同郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡福川町、同郡牧園町、同郡弥島町、同郡霧島町、同郡集山町、田郡・新設 新設 平成17年11月7日 慶知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年11月7日 慶知県 曹根市 北京市・加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡郡・新設 新設 平成17年11月7日 慶川県 東京市 加世田市、川辺郡笠町					
平成17年11月1日 富山県 高岡市 高岡市、西礪波郡福岡町 新設 平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村 新設 平成17年11月1日 三重県 熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 田島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市 大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡郡 新設 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日郡郡 新設 新設 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設梁郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設梁郡豊根村、同郡富山村 編入					
平成17年11月1日 山梨県 甲州市 塩山市、東山梨郡勝沼町、同郡大和村 新設 平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設 平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村 新設 平成17年11月1日 三重県 熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月1日 伝島県 白河市 白河市、佐伯郡大野町、同郡宮島町 編入 平成17年11月1日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月1日 日東庫県 神河町 神崎郡神崎町、同郡大河内町 新設 平成17年11月1日 田鹿児島県 諸の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡郷島町、同郡大河町、同郡株山町、同郡郷島町、同郡郷島町、同郡集人町、同郡集人町、同郡本山町 新設 平成17年11月1日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町 新設 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊禄村、同郡富山村 編入 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊建村、同郡富山村 編入 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽			-		
平成17年11月1日 長野県 木曽町 木曽郡木曽福島町、同郡日義村、同郡開田村、同郡三岳村 新設平成17年11月1日 三重県伊勢市 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薗村 新設平成17年11月1日 三重県熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設平成17年11月1日 兵庫県多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設平成17年11月1日 兵庫県多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡区島町 編入平成17年11月7日 福島県白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設平成17年11月7日 福井県大野市大野市、大野郡和泉村 編入平成17年11月7日 石歌山県紀の川市 神崎郡神崎町、同郡大河内町 新設第11日町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡 新設東川町、同郡北川町、同郡郡省山町、同郡郡山町、同郡郡山町、同郡郡山町、同郡郡山町、同郡郡山町、同郡郡山町、同郡福山町、同郡福山町 新設市、新設市本日町・大川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡金峰町 新設衛町 本設楽郡豊根村、同郡富山村 新設本の17年11月27日 愛知県豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 新設本の17年12月1日 福島県 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 新設					
平成17年11月1日 三重県 伊勢市 伊勢市、度会都二見町、同郡小俣町、同郡御薗村 新設 平成17年11月1日 三重県 熊野市 熊野市、南牟婁郡紀和町 新設 平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月3日 広島県 廿日市市 廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町 編入 平成17年11月7日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 兵庫県 神河町 神崎郡神崎町、同郡大河内町 新設 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 霧島市 国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、町・新設 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 新設 新設 平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年12月1日 福島県 二本松市 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 新設					
平成17年11月1日三重県熊野市熊野市、南牟婁郡紀和町新設平成17年11月1日兵庫県多可町多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町新設平成17年11月3日広島県廿日市市廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町編入平成17年11月7日福島県白河市白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村新設平成17年11月7日福井県大野市大野市、大野郡和泉村編入平成17年11月7日兵庫県神河町神崎郡神崎町、同郡大河内町新設平成17年11月7日和歌山県紀の川市那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡町、同郡桃山町、同郡 貴志川町新設平成17年11月7日鹿児島県南さつま市国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡均津町、日置郡 金峰町新設平成17年11月7日鹿児島県南さつま市加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 金峰町新設平成17年11月27日愛知県豊根村北設楽郡豊根村、同郡富山村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町新設					
平成17年11月1日 兵庫県 多可町 多可郡中町、同郡加美町、同郡八千代町 新設 平成17年11月3日 広島県 廿日市市 廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町 編入 平成17年11月7日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市 大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月7日 兵庫県 神河町 神崎郡神崎町、同郡大河内町 新設 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡 新設 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 新設 新設 平成17年11月7日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年12月1日 福島県 二本松市 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 新設					
平成17年11月3日 広島県 廿日市市 廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町 編入 平成17年11月7日 福島県 白河市 白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村 新設 平成17年11月7日 福井県 大野市 大野市、大野郡和泉村 編入 平成17年11月7日 兵庫県 神河町 神崎郡神崎町、同郡大河内町 新設 平成17年11月7日 和歌山県 紀の川市 那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡 新設 平成17年11月7日 鹿児島県 南さつま市 国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、新設 新設 平成17年11月7日 慶知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年12月1日 福島県 二本松市 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 新設			-		
平成17年11月7日福島県 福井県 石田村県 石田村県 石田村田 石田村田 石田村田 石田村田 石田村田 石田村田 石田村田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 石田田田 一年 石田田田 一年 石田田田 一年 石田田田 石田田田 一年 石田田田 一年 石田田田 一年 石田田田 一年 石田田田 一年 <b< td=""><td></td><td>兵庫県</td><td>多可町</td><td></td><td></td></b<>		兵庫県	多可町		
平成17年11月7日福井県 (年)大野市 (本)大野市、大野郡和泉村 (本)編入 (本)平成17年11月7日兵庫県 (中成17年11月7日)神崎郡神崎町、同郡大河内町 (中成17年11月7日)新設 (東)平成17年11月7日鹿児島県 (東)藤児島県 (東)大野市、大野郡和泉村 (東)新設 (東)平成17年11月7日鹿児島県 (東)藤児島県 (東)南さつま市 (東)加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 (金)新設 (金)平成17年11月27日愛知県 (東)豊根村 (北設楽郡豊根村、同郡富山村 (上)北設楽郡豊根村、同郡富山村 (上)編入 (本)平成17年12月1日 (中)福島県 (田)二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 (田)新設	平成17年11月3日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯郡大野町、同郡宮島町	
平成17年11月7日兵庫県神河町神崎郡神崎町、同郡大河内町新設平成17年11月7日和歌山県紀の川市那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町、同郡 新設 貴志川町平成17年11月7日鹿児島県霧島市国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、同郡集人町、同郡福山町平成17年11月7日鹿児島県南さつま市加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 新設金峰町平成17年11月27日愛知県豊根村北設楽郡豊根村、同郡富山村編入平成17年12月1日福島県二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町新設	平成17年11月7日	福島県	白河市	白河市、西白河郡表郷村、同郡東村、同郡大信村	新設
平成17年11月7日和歌山県紀の川市那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡郡賀町、同郡桃山町、同郡 貴志川町新設 日本川町平成17年11月7日鹿児島県霧島市国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、 新設 同郡集人町、同郡福山町新設平成17年11月7日鹿児島県南さつま市加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 金峰町新設 金峰町平成17年11月27日愛知県豊根村北設楽郡豊根村、同郡富山村 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町新設	平成17年11月7日	福井県	大野市	大野市、大野郡和泉村	編入
平成17年11月7日鹿児島県霧島市国分市、姶良郡溝辺町、同郡横川町、同郡牧園町、同郡霧島町、 新設 同郡隼人町、同郡福山町新設 同郡隼人町、同郡福山町平成17年11月7日鹿児島県 南さつま市加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡 新設金峰町平成17年11月27日愛知県 豊根村北設楽郡豊根村、同郡富山村編入平成17年12月1日福島県 二本松市二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町新設	平成17年11月7日	兵庫県	神河町	神崎郡神崎町、同郡大河内町	新設
同郡隼人町、同郡福山町	平成17年11月7日	和歌山県	紀の川市		新設
平成17年11月27日 愛知県 豊根村 北設楽郡豊根村、同郡富山村 編入 平成17年12月1日 福島県 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 新設	平成17年11月7日	鹿児島県	霧島市		新設
平成17年12月1日 福島県 二本松市 二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町 新設	平成17年11月7日	鹿児島県	南さつま市	加世田市、川辺郡笠沙町、同郡大浦町、同郡坊津町、日置郡	新設
	平成17年11月27日	愛知県	豊根村	北設楽郡豊根村、同郡富山村	編入
平成17年12月5日 千葉県 いすみ市 実隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町 新設	平成17年12月1日	福島県	二本松市	二本松市、安達郡安達町、同郡岩代町、同郡東和町	新設
	平成17年12月5日	千葉県	いすみ市	夷隅郡夷隅町、同郡大原町、同郡岬町	新設

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月1日	青森県	平川市	南津軽郡平賀町、同郡尾上町、同郡碇ヶ関村	新設
平成18年1月1日	青森県	南部町	三戸郡名川町、同郡南部町、同郡福地村	新設
平成18年1月1日	岩手県	花巻市	花巻市、稗貫郡大迫町、同郡石鳥谷町、和賀郡東和町	新設
平成18年1月1日	岩手県	二戸市	二戸市、二戸郡浄法寺町	新設
平成18年1月1日	岩手県	洋野町	九戸郡種市町、同郡大野村	新設
平成18年1月1日	宮城県	美里町	遠田郡小牛田町、同郡南郷町	新設
平成18年1月1日	福島県	南相馬市	原町市、相馬郡鹿島町、同郡小高町	新設
平成18年1月1日	福島県	伊達市	伊達郡伊達町、同郡梁川町、同郡保原町、同郡霊山町、同郡 月舘町	新設
平成18年1月1日	茨城県	常総市	水海道市、結城郡石下町	編入
平成18年1月1日	茨城県	下妻市	下妻市、結城郡千代川村	編入
平成18年1月1日	栃木県	鹿沼市	鹿沼市、上都賀郡粟野町	編入
平成18年1月1日	群馬県	藤岡市	藤岡市、多野郡鬼石町	編入
平成18年1月1日	埼玉県	行田市	行田市、北埼玉郡南河原村	編入
平成18年1月1日	埼玉県	深谷市	深谷市、大里郡岡部町、同郡川本町、同郡花園町	新設
平成18年1月1日	埼玉県	神川町	児玉郡神川町、同郡神泉村	新設
平成18年1月1日	新潟県	五泉市	五泉市、中蒲原郡村松町	新設
平成18年1月1日	新潟県	長岡市	長岡市、栃尾市、三島郡与板町、同郡和島村、同郡寺泊町	編入
平成18年1月1日	長野県	大町市	大町市、北安曇郡八坂村、同郡美麻村	編入
平成18年1月1日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡浪合村	編入
平成18年1月1日	岐阜県	岐阜市	岐阜市、羽島郡柳津町	編入
平成18年1月1日	愛知県	岡崎市	岡崎市、額田郡額田町	編入
平成18年1月1日	三重県	津市	津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡 美杉村	新設
平成18年1月1日	三重県	多気町	多気郡多気町、同郡勢和村	 新設
平成18年1月1日	滋賀県	東近江市	東近江市、神崎郡能登川町、蒲生郡蒲生町	編入
平成18年1月1日	京都府	福知山市	福知山市、天田郡三和町、同郡夜久野町、加佐郡大江町	編入
平成18年1月1日	京都府	南丹市	船井郡園部町、同郡八木町、同郡日吉町、北桑田郡美山町	新設
平成18年1月1日	奈良県	宇陀市	宇陀郡大宇陀町、同郡榛原町、同郡菟田野町、同郡室生村	新設
平成18年1月1日	和歌山県	紀美野町	海草郡野上町、同郡美里町	新設
平成18年1月1日	和歌山県	有田川町	有田郡吉備町、同郡金屋町、同郡清水町	新設
平成18年1月1日	香川県	三豊市	三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡 詫間町、同郡仁尾町、同郡財田町	新設
平成18年1月1日	高知県	中土佐町	高岡郡中土佐町、同郡大野見村	新設
平成18年1月1日	佐賀県	唐津市	唐津市、東松浦郡七山村	編入
平成18年1月1日	佐賀県	嬉野市	藤津郡塩田町、同郡嬉野町	新設
平成18年1月1日	長崎県	島原市	島原市、南高来郡有明町	編入
平成18年1月1日	長崎県	松浦市	松浦市、北松浦郡福島町、同郡鷹島町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡佐土原町、同郡田野町、東諸県郡高岡町	編入
平成18年1月1日	宮崎県	都城市	都城市、北諸県郡山之口町、同郡高城町、同郡山田町、同郡高崎町	新設
平成18年1月1日	宮崎県	美郷町	東臼杵郡南郷村、同郡西郷村、同郡北郷村	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市、曽於郡輝北町、肝属郡串良町、同郡吾平町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	指宿市	指宿市、揖宿郡山川町、同郡開聞町	新設
平成18年1月1日	鹿児島県	志布志市	曽於郡松山町、同郡志布志町、同郡有明町	新設
平成18年1月1日	沖縄県	八重瀬町	島尻郡東風平町、同郡具志頭村	新設
平成18年1月1日	沖縄県	南城市	島尻郡玉城村、同郡知念村、同郡佐敷町、同郡大里村	新設
平成18年1月4日	福島県	喜多方市	喜多方市、耶麻郡熱塩加納村、同郡塩川町、同郡山都町、同郡高郷村	新設
平成18年1月4日	長崎県	長崎市	長崎市、西彼杵郡琴海町	編入
平成18年1月4日 平成18年1月10日	長崎県岩手県	長崎市盛岡市	長崎市、西彼杵郡琴海町 盛岡市、岩手郡玉山村	編入編入

	+a>++		A W 70 77 - 1 1 6	A 0/7/05
合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年1月10日	埼玉県	本庄市	本庄市、児玉郡児玉町	新設
平成18年1月10日	三重県	大台町	多気郡大台町、同郡宮川村	新設
平成18年1月10日	三重県	紀宝町	南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村	新設
平成18年1月10日	広島県	尾道市	尾道市、因島市、豊田郡瀬戸田町	編入
平成18年1月10日	香川県	高松市	高松市、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香 南町、綾歌郡国分寺町	編入
平成18年1月10日	福岡県	築上町	築上郡椎田町、同郡築城町	新設
平成18年1月23日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡倉渕村、同郡箕郷町、同郡群馬町、多野郡新町	編入
平成18年1月23日	千葉県	匝瑳市	八日市場市、匝瑳郡野栄町	新設
平成18年1月23日	岐阜県	多治見市	多治見市、土岐郡笠原町	編入
平成18年2月1日	北海道	北斗市	上磯郡上磯町、亀田郡大野町	新設
平成18年2月1日	埼玉県	ときがわ町	比企郡都幾川村、同郡玉川村	新設
平成18年2月1日	石川県	輪島市	輪島市、鳳珠郡門前町	新設
平成18年2月1日	福井県	福井市	福井市、足羽郡美山町、丹生郡越廼村、同郡清水町	編入
平成18年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡一宮町	編入
平成18年2月6日	北海道	幕別町	中川郡幕別町、広尾郡忠類村	編入
平成18年2月11日	兵庫県	洲本市	洲本市、津名郡五色町	新設
平成18年2月11日	福岡県	宮若市	鞍手郡宮田町、同郡若宮町	新設
平成18年2月13日	福井県	永平寺町	吉田郡松岡町、同郡永平寺町、同郡上志比村	新設
平成18年2月13日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡浅井町、同郡びわ町	新設
平成18年2月13日	滋賀県	愛荘町	愛知郡秦荘町、同郡愛知川町	新設
平成18年2月20日	岩手県	奥州市	水沢市、江刺市、胆沢郡前沢町、同郡胆沢町、同郡衣川村	新設
平成18年2月20日	茨城県	土浦市	土浦市、新治郡新治村	編入
平成18年2月20日	群馬県	渋川市	渋川市、北群馬郡伊香保町、同郡小野上村、同郡子持村、勢 多郡赤城村、同郡北橘村	新設
平成18年2月20日	山梨県	中央市	中巨摩郡玉穂町、同郡田富町、東八代郡豊富村	新設
平成18年2月20日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北方町、同郡北浦町	編入
平成18年2月25日	宮崎県	日向市	日向市、東臼杵郡東郷町	編入
平成18年2月27日	青森県	弘前市	弘前市、中津軽郡岩木町、同郡相馬村	新設
平成18年2月27日	熊本県	合志市	菊池郡合志町、同郡西合志町	新設
平成18年3月1日	北海道	日高町	沙流郡日高町、同郡門別町	新設
平成18年3月1日	北海道	伊達市	伊達市、有珠郡大滝村	編入
平成18年3月1日	青森県	おいらせ町	上北郡百石町、同郡下田町	新設
平成18年3月1日	山梨県	富士河口湖町	南都留郡富士河口湖町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	山梨県	甲府市	甲府市、東八代郡中道町、西八代郡上九一色村	編入
平成18年3月1日	京都府	与謝野町	与謝郡加悦町、同郡岩滝町、同郡野田川町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	橋本市	橋本市、伊都郡高野口町	新設
平成18年3月1日	和歌山県	白浜町	西牟婁郡白浜町、同郡日置川町	新設
平成18年3月1日	岡山県	和気町	和気郡佐伯町、同郡和気町	新設
平成18年3月1日	広島県	福山市	福山市、深安郡神辺町	編入
平成18年3月1日	徳島県	東みよし町	三好郡三好町、同郡三加茂町	新設
平成18年3月1日	徳島県	三好市	三好郡三野町、同郡池田町、同郡山城町、同郡井川町、同郡東祖谷山村、同郡西祖谷山村	新設
平成18年3月1日	高知県	香南市	香美郡赤岡町、同郡香我美町、同郡野市町、同郡夜須町、同郡吉川村	新設
平成18年3月1日	高知県	香美市	香美郡土佐山田町、同郡香北町、同郡物部村	新設
平成18年3月1日	佐賀県	武雄市	武雄市、杵島郡山内町、同郡北方町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	有田町	西松浦郡有田町、同郡西有田町	新設
平成18年3月1日	佐賀県	吉野ヶ里町	神埼郡三田川町、同郡東脊振村	新設
平成18年3月1日	熊本県	和水町	玉名郡菊水町、同郡三加和町	新設
平成18年3月3日	福井県	おおい町	遠敷郡名田庄村、大飯郡大飯町	新設
平成18年3月5日	北海道	北見市	北見市、常呂郡端野町、同郡常呂町、同郡留辺蘂町	新設
平成18年3月6日	岩手県	久慈市	久慈市、九戸郡山形村	新設
-				

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月6日	長野県	上田市	上田市、小県郡丸子町、同郡真田町、同郡武石村	新設
平成18年3月6日	福岡県	福智町	田川郡赤池町、同郡金田町、同郡方城町	新設
平成18年3月13日	鹿児島県	出水市	出水市、出水郡野田町、同郡高尾野町	新設
平成18年3月15日	山梨県	北杜市	北杜市、北巨摩郡小淵沢町	編入
平成18年3月18日	群馬県	安中市	安中市、碓氷郡松井田町	新設
平成18年3月19日	茨城県	笠間市	笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町	新設
平成18年3月20日	北海道	枝幸町	枝幸郡枝幸町、同郡歌登町	新設
平成18年3月20日	秋田県	三種町	山本郡琴丘町、同郡山本町、同郡八竜町	新設
平成18年3月20日	福島県	南会津町	南会津郡田島町、同郡舘岩村、同郡伊南村、同郡南郷村	新設
平成18年3月20日	栃木県	日光市	今市市、上都賀郡足尾町、塩谷郡藤原町、同郡栗山村、日光市	新設
平成18年3月20日	千葉県	南房総市	安房郡富浦町、同郡富山町、同郡三芳村、同郡白浜町、同郡 千倉町、同郡丸山町、同郡和田町	新設
平成18年3月20日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡津久井町、同郡相模湖町	編入
平成18年3月20日	新潟県	燕市	燕市、西蒲原郡吉田町、同郡分水町	新設
平成18年3月20日	福井県	坂井市	坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町	新設
平成18年3月20日	愛知県	北名古屋市	西春日井郡師勝町、同郡西春町	新設
平成18年3月20日	滋賀県	大津市	大津市、滋賀郡志賀町	編入
平成18年3月20日	兵庫県	加東市	加東郡社町、同郡滝野町、同郡東条町	新設
平成18年3月20日	山口県	岩国市	岩国市、玖珂郡由宇町、同郡玖珂町、同郡本郷村、同郡周東町、 同郡錦町、同郡美川町、同郡美和町	新設
平成18年3月20日	徳島県	阿南市	阿南市、那賀郡那賀川町、同郡羽ノ浦町	編入
平成18年3月20日	香川県	まんのう町	仲多度郡琴南町、同郡満濃町、同郡仲南町	新設
平成18年3月20日	高知県	四万十町	高岡郡窪川町、幡多郡大正町、同郡十和村	新設
平成18年3月20日	高知県	黒潮町	幡多郡大方町、同郡佐賀町	新設
平成18年3月20日	福岡県	朝倉市	甘木市、朝倉郡杷木町、同郡朝倉町	新設
平成18年3月20日	福岡県	みやこ町	京都郡犀川町、同郡勝山町、同郡豊津町	新設
平成18年3月20日	佐賀県	神埼市	神埼郡神埼町、同郡千代田町、同郡脊振村	新設
平成18年3月20日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡須木村	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	奄美市	名瀬市、大島郡住用村、同郡笠利町	新設
平成18年3月20日	鹿児島県	長島町	出水郡東町、同郡長島町	新設
平成18年3月21日	秋田県	能代市	能代市、山本郡二ツ井町	新設
平成18年3月21日	岡山県	浅口市	浅□郡金光町、同郡鴨方町、同郡寄島町	新設
平成18年3月21日	香川県	小豆島町	小豆郡内海町、同郡池田町	新設
平成18年3月21日	香川県	綾川町	綾歌郡綾上町、同郡綾南町	新設
平成18年3月26日	福岡県	飯塚市	飯塚市、嘉穂郡筑穂町、同郡穂波町、同郡庄内町、同郡頴田町	新設
平成18年3月27日	北海道	岩見沢市	岩見沢市、空知郡北村、同郡栗沢町	編入
平成18年3月27日	北海道	名寄市	名寄市、上川郡風連町	新設
平成18年3月27日	北海道	安平町	勇払郡早来町、同郡追分町	新設
平成18年3月27日	北海道	むかわ町	勇払郡鵡川町、同郡穂別町	新設
平成18年3月27日	北海道	洞爺湖町	虻田郡虻田町、同郡洞爺村	新設
平成18年3月27日	秋田県	八峰町	山本郡八森町、同郡峰浜村	新設
平成18年3月27日	茨城県	つくばみらい市	筑波郡伊奈町、同郡谷和原村	新設
平成18年3月27日	茨城県	小美玉市	東茨城郡小川町、同郡美野里町、新治郡玉里村	新設
平成18年3月27日	群馬県	富岡市	富岡市、甘楽郡妙義町	新設
平成18年3月27日	群馬県	みどり市	新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村	新設
平成18年3月27日	群馬県	東吾妻町	吾妻郡東村、同郡吾妻町	新設
平成18年3月27日	千葉県	横芝光町	山武郡横芝町、匝瑳郡光町	新設
平成18年3月27日	千葉県	成田市	成田市、香取郡下総町、同郡大栄町	編入
平成18年3月27日	千葉県	香取市	佐原市、香取郡山田町、同郡栗源町、同郡小見川町	新設
平成18年3月27日	千葉県	山武市	山武郡成東町、同郡山武町、同郡蓮沼村、同郡松尾町	新設
平成18年3月27日	岐阜県	大垣市	大垣市、養老郡上石津町、安八郡墨俣町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成18年3月27日	兵庫県	炉路市	 姫路市、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町、飾磨郡家島町、同郡	編入
一块10年3月27日	八伊尔	光型川	夢前町	WHI /
平成18年3月27日	福岡県	嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲築町、同郡碓井町、同郡嘉穂町	新設
平成18年3月27日	熊本県	天草市	本渡市、牛深市、天草郡有明町、同郡御所浦町、同郡倉岳町、同郡栖本町、同郡新和町、同郡五和町、同郡天草町、同郡河浦町	新設
平成18年3月31日	北海道	大空町	網走郡東藻琴村、同郡女満別町	新設
平成18年3月31日	北海道	新ひだか町	静内郡静内町、三石郡三石町	新設
平成18年3月31日	宮城県	大崎市	古川市、志田郡松山町、同郡三本木町、同郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、同郡鳴子町、遠田郡田尻町	新設
平成18年3月31日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡唐桑町	新設
平成18年3月31日	富山県	黒部市	黒部市、下新川郡宇奈月町	新設
平成18年3月31日	長野県	伊那市	伊那市、上伊那郡高遠町、同郡長谷村	新設
平成18年3月31日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡蒲原町	編入
平成18年3月31日	徳島県	海陽町	海部郡海南町、同郡海部町、同郡宍喰町	新設
平成18年3月31日	徳島県	美波町	海部郡由岐町、同郡曰和佐町	新設
平成18年3月31日	長崎県	南島原市	南高来郡加津佐町、同郡口之津町、同郡南有馬町、同郡北有馬町、同郡西有家町、同郡有家町、同郡布津町、同郡深江町	新設
平成18年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡宇久町、同郡小佐々町	編入
平成18年3月31日	大分県	国東市	東国東郡国見町、同郡国東町、同郡武蔵町、同郡安岐町	新設
平成18年4月1日	愛知県	弥富市	海部郡弥富町、同郡十四山村	編入
平成18年8月1日	山梨県	笛吹市	笛吹市、東八代郡芦川村	編入
平成18年10月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡上陽町	編入
平成18年10月1日	群馬県	高崎市	高崎市、群馬郡榛名町	編入
平成19年1月1日	福島県	本宮市	安達郡本宮町、同郡白沢村	新設
平成19年1月22日	岡山県	岡山市	岡山市、御津郡建部町、赤磐郡瀬戸町	編入
平成19年1月29日	福岡県	みやま市	山門郡瀬高町、同郡山川町、三池郡高田町	新設
平成19年2月13日	埼玉県	熊谷市	熊谷市、大里郡江南町	編入
平成19年3月11日	神奈川県	相模原市	相模原市、津久井郡城山町、同郡藤野町	編入
平成19年3月12日	京都府	木津川市	相楽郡木津町、同郡加茂町、同郡山城町	新設
平成19年3月31日	栃木県	宇都宮市	宇都宮市、河内郡上河内町、同郡河内町	編入
平成19年3月31日	宮崎県	延岡市	延岡市、東臼杵郡北川町	編入
平成19年10月1日	佐賀県	佐賀市	佐賀市、佐賀郡川副町、同郡東与賀町、同郡久保田町	編入
平成19年10月1日	鹿児島県	屋久島町	熊毛郡屋久町、同郡上屋久町	新設
平成19年12月1日	鹿児島県	南九州市	川辺郡川辺町、同郡知覧町、揖宿郡頴娃町	新設
平成20年1月1日	高知県	高知市	高知市、吾川郡春野町	編入
平成20年1月15日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡音羽町、同郡御津町	編入
平成20年3月21日	山□県	美祢市	美祢市、美祢郡秋芳町、同郡美東町	新設
平成20年4月1日	新潟県	村上市	村上市、岩船郡荒川町、同郡神林村、同郡山北町、同郡朝日村	新設
平成20年4月1日	静岡県	島田市	島田市、榛原郡川根町	編入
平成20年7月1日	福島県	福島市	福島市、伊達郡飯野町	編入
平成20年10月6日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡富合町	編入
平成20年11月1日	鹿児島県	伊佐市	大口市、伊佐郡菱刈町	新設
平成20年11月1日	静岡県	静岡市	静岡市、庵原郡由比町	編入
平成20年11月1日	静岡県	富士市	富士市、庵原郡富士川町	編入
平成20年11月1日	静岡県	焼津市	焼津市、志太郡大井川町	編入
平成21年1月1日	静岡県	藤枝市	藤枝市、志太郡岡部町	編入
平成21年3月23日	栃木県	真岡市	真岡市、芳賀郡二宮町	編入
平成21年3月30日	宮崎県	日南市	日南市、南那珂郡北郷町、同郡南郷町	新設
平成21年3月31日	長野県	阿智村	下伊那郡阿智村、同郡清内路村	編入
平成21年5月5日	群馬県	前橋市	前橋市、勢多郡富士見村	編入
平成21年6月1日	群馬県	高崎市	高崎市、多野郡吉井町	編入
平成21年9月1日	宮城県	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡本吉町	編入

合併(予定)年月日	都道府県	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平成21年10月1日	愛知県	清須市	清須市、西春日井郡春日町	編入
平成21年10月5日	北海道	湧別町	紋別郡上湧別町、同郡湧別町	新設
平成22年1月1日	滋賀県	長浜市	長浜市、東浅井郡虎姫町、同郡湖北町、伊香郡高月町、同郡 木之本町、同郡余呉町、同郡西浅井町	編入
平成22年1月1日	福岡県	糸島市	前原市、糸島郡二丈町、同郡志摩町	新設
平成22年1月1日	長野県	長野市	長野市、上水内郡信州新町、同郡中条村	編入
平成22年1月1日	岩手県	宮古市	宮古市、下閉伊郡川井村	編入
平成22年1月16日	山口県	山口市	山口市、阿武郡阿東町	編入
平成22年2月1日	福岡県	八女市	八女市、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村、同郡星野村	編入
平成22年2月1日	愛知県	豊川市	豊川市、宝飯郡小坂井町	編入
平成22年3月8日	山梨県	富士川町	南巨摩郡増穂町、同郡鰍沢町	新設
平成22年3月21日	滋賀県	近江八幡市	近江八幡市、蒲生郡安土町	新設
平成22年3月22日	愛知県	あま市	海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町	新設
平成22年3月23日	宮崎県	小林市	小林市、西諸県郡野尻町	編入
平成22年3月23日	宮崎県	宮崎市	宮崎市、宮崎郡清武町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、下益城郡城南町	編入
平成22年3月23日	熊本県	熊本市	熊本市、鹿本郡植木町	編入
平成22年3月23日	埼玉県	久喜市	久喜市、南埼玉郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町	新設
平成22年3月23日	静岡県	湖西市	湖西市、浜名郡新居町	編入
平成22年3月23日	鹿児島県	姶良市	姶良郡加治木町、同郡姶良町、同郡蒲生町	新設
平成22年3月23日	埼玉県	加須市	加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町	新設
平成22年3月23日	静岡県	富士宮市	富士宮市、富士郡芝川町	編入
平成22年3月23日	千葉県	印西市	印西市、印旛郡印旛村、同郡本埜村	編入
平成22年3月28日	群馬県	中之条町	吾妻郡中之条町、同郡六合村	編入
平成22年3月29日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡大平町、同郡藤岡町、同郡都賀町	新設
平成22年3月31日	長崎県	佐世保市	佐世保市、北松浦郡江迎町、同郡鹿町町	編入
平成22年3月31日	長野県	松本市	松本市、東筑摩郡波田町	編入
平成22年3月31日	新潟県	長岡市	長岡市、北魚沼郡川口町	編入
平成23年4月1日	愛知県	西尾市	西尾市、幡豆郡一色町、同郡吉良町、同郡幡豆町	編入
平成23年8月1日	島根県	松江市	松江市、八束郡東出雲町	編入
平成23年9月26日	岩手県	一関市	一関市、東磐井郡藤沢町	編入
平成23年10月1日	栃木県	栃木市	栃木市、上都賀郡西方町	編入
平成23年10月1日	島根県	出雲市	出雲市、簸川郡斐川町	編入
平成23年10月11日	埼玉県	川口市	川口市、鳩ケ谷市	編入
平成26年4月5日	栃木県	栃木市	栃木市、下都賀郡岩舟町	 編入

[※] 合併新法による合併68件を含む。

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見(概要)①

平成26年6月5日 地方財政審議会

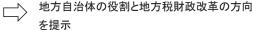
はじめに~幸せ・安心・元気を津々浦々に~

現在までの状況

- 昨年の意見で示した目指すべき地域の姿
- = 住民の幸せ・安心をもたらし、地域の元気を創造
- ・ 政府は平成26年度地財計画で歳出・財源を確保
- ・ 現在、各地方自治体が幸せ・安心・元気の取組中

本意見の位置づけ

- 全国津々浦々に及ぼすため地方自治体の取組を一層推進 する必要
- ・ 今後、骨太の方針の策定見込み等



第一 地方税財政の現状

1. 目指すべき地域の姿と地方自治体の役割

(住民に身近なサービス提供と経済活性化を担う自治体)

- ・ 我が国の行政サービス提供の担い手は地方自治体
- ・ 地方自治体は、**国庫補助事業と地方単独事業の2つのセーフティネット**を組み合わせ、住民に提供

(主体的に取り組む自治体)

- ・ 地方分権改革が進展。地方自治体は、多様性の中で、自らの発意により、主体的な取組を行うことが重要に
- ・ 主体的な取組を可能とする地方財政基盤の構築が必要

2. 地方税財政の現状

(地方は、これまで国を上回る歳出抑制努力)

- ・ 国の歳出は増加する一方、地方の歳出は、国の制度に基づく社会保障関係経費の増加を、給与関係経費及び投資的経費(単独)の削減で吸収。歳出特別枠を含めて横ばい
- ・ 社会保障関係を含む地方単独事業は据置き

(地方財政は依然として厳しい状況)

巨額の財源不足、臨時財政対策債残高の増

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見(概要)②

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方の役割を踏まえた地方財源の確保

(地域経済の活性化による地方税の充実)

・「地域の元気創造プラン」による経済成長、「地方中枢拠点都市圏」、 「定住自立圏」、「集落ネットワーク圏」の広域連携

(地方の役割に応じた歳出計上と一般財源総額の充実)

- ・ 歳出全体の見直し・効率化を図りつつ、必要な歳出を確保
- ・ 地方分権改革の進展により、地方自治体の主体的な取組が求められる こととなるため、一般財源総額の充実が必要

(財政制度等審議会で提示された論点に対する考え方)

- ・ **<地財計画の歳出全般>**地方歳出の**大部分は国の制度に基づく**もので、地方歳出の抜本的な見直しには**国の制度の見直しが必要**
- <給与関係経費>従来と同様には地方公務員数の削減が困難 (別に級別職員構成や技能労務職員の給与についても考え方を提示)
- ・ <一般行政経費(単独)>地財計画では枠として計上。減額要素だけで全体を減額すべきとの議論は不適当。地方分権改革の進展により重要性は高まっていく
- ・ <歳出特別枠>これまで、純曽ではなく他の歳出を削減して対応、今後、地方の 経済活性化の取組は重要で、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要
- く財調基金、税収決算上振れ>税収の決算と計画の乖離は中長期的に概ね相 殺、基金への積立ては年度間調整の観点から妥当。地財計画は地方の努力を促 すしくみで、決算と計画の乖離を精算すると地方の努力を促す機能を損なう

(地方交付税の所要額の確保、臨時財政対策債の発行抑制)

- ・ 交付税の機能を発揮するため**総額を安定的に確保、法定率を**引き上げるべき。別枠加算は、法定率引上げができない中で設けられた措置
- ・ 臨時財政対策債の発行抑制努力を継続

2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

・ 税源偏在が小さく、税収が安定的、応益課税といった地方税の原 則に沿った地方法人課税改革が必要

(法人実効税率)

- ・ 法人課税税収の6割は地方財源。税収中立確保のため課税べー スの拡大が必要。法人課税の中で財源を確保
- ・ 法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべき。 頑張る企業が 報われる税制であり、経済成長の方向性と両立

(地方法人課税の偏在是正)

・ 与党税制改正大綱を踏まえ、更なる偏在是正方策を検討

3. 財政健全化のための地方のマネジメント強化

公共施設等総合管理計画の策定を促進、地方公会計の整備を促進し、共通システムを国が一括整備、公営企業会計の適用を促進、クラウド化等行政のICT化で、質の向上・運用コストの削減

平成27年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成26年12月19日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方税制の方向

- 今後の地方税制改正に当たっては、「今後増大が見込まれる地方の財政需要を賄うための地方税の充実」、「分かち合いとしての地方税制の公平性の確保」、「地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化」、「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」及び「地方創生による『税源の一極集中の是正』」という原則に沿って、地方税のあるべき姿を踏まえて検討することが必要。
- 法人税改革に当たっては、単なる税率の引下げによる減税は不適当。仮に法人実効税率を引き下げるのであれば、 課税ベースの拡大等により法人課税の中で財源を確保すべき。地方税の応益課税の原則や地方税収の安定化等の 観点から、当審議会がかねてより主張してきた法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべき。
- 社会保障・税一体改革の趣旨からすれば、個別間接税のあり方の見直しにおいて、地方の減収につながる見直しは可能な限り行うべきではない。また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ税負担を軽減することは慎重であるべき。
- 地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形(地方税のグリーン化)に改めるべき。

第二 平成27年度税制改正等への対応

1 法人実効税率引下げへの対応(法人事業税の外形標準課税の拡充等)

- 法人事業税の性格等を踏まえれば法人事業税の外形標準課税の拡充を図るべき。法人実効税率の引下げにもつながり、努力して成果を上げた企業の法人所得に係る税負担軽減により、新規投資等の経済活性化が期待できるなど法人税改革の趣旨とも合致。
- 外形標準課税の対象法人(現行:資本金1億円超の法人)は、応益課税の観点からその拡大を図るべきだが、中小法人に対する配慮は重要であり、慎重に検討すべき。ただし、大法人のみ外形標準課税を拡充する場合には、大法人と中小法人との間の所得割の税率格差が拡大することに留意が必要。
- 外形標準課税の拡充に合わせ、自己株式を取得した場合に資本金等の額がマイナスとなる実態を踏まえ、法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分について必要な見直しを行うべき。

第二 平成27年度税制改正等への対応

2 地方法人課税の偏在是正

○ 消費税率(国・地方)10%段階の地方法人課税の 偏在是正措置については、平成26年度与党税制改正 大綱の方針に基づき、消費税率10%引上げ時に確実 に実施できるよう必要な検討を進めるべき。

3 車体課税のあり方

- 環境性能課税の導入等の消費税率10%段階の措置については、平成26年度与党税制改正大綱等の方針に基づき、消費税率10%引上げ時に確実に実施できるよう必要な検討を進めるべき。
- 平成27年3月に期限を迎える自動車取得税のエコカー減税については、最新の燃費基準に税制上のインセンティブを付与すべき等の観点から見直しを行うべき。

4 固定資産税のあり方

- 平成27年度の評価替えに併せ、制度の簡素化等 のため、農地と宅地等の税負担を抑制する方式の統 一を検討すべき。
- 今後は、商業地等の据置特例について、デフレ脱 却の動向を見極めつつ、見直しを検討すべきであり、 また、住宅用地特例や商業地等の課税標準の上限の あり方等を含め、固定資産税の充実を図るための議論 を進めることが重要。
- 償却資産に対する固定資産税については、市町村の安定財源であること等を踏まえれば、縮減・廃止は不適当。

5 ふるさと納税の拡充

○ ふるさと納税は住所地自治体の個人住民税額が過度 に減少するような仕組みとならないよう留意が必要。拡充 の際には、ふるさと納税に対する謝礼(返礼品の送付) について地方自治体における節度ある運用を求めたい。

6 地球温暖化対策のための地方財源の確保

○ 地球温暖化対策における地方自治体が果たしている 役割等を踏まえ、石油石炭税の上乗せ分の一定割合を 譲与するなどにより地方財源を確保・充実すべき。

7 軽油引取税に係る課税免除措置

○ 道路特定財源当時に講じた課税免除措置については、一般財源化の経緯を踏まえ廃止を前提としつつ、急激な負担増等を勘案し見直しを行うべき。

8 ゴルフ場利用税のあり方

○ ゴルフ場利用税は、災害防止対策や水質調査等の 行政サービスを行っているゴルフ場所在市町村の貴重 な財源であり、ゴルフ場の利用者には十分な担税力が 認められること等から廃止は不適当。

9 地方消費税の諸課題

- 地方消費税の課税庁としての地方自治体の役割は重要。
- 「清算基準」で用いるサービス業に係る統計を経済センサス活動調査に置き換え、清算基準の趣旨に沿った所要の調整を行うとともに、人口の比率を引き上げる方向で見直しを行うべき。

10 その他

○ 納税環境整備として、地方税の猶予制度や還付加 算金制度に係る所要の見直しを行うべき。

今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応についての意見(概要)

平成26年12月26日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方財政の姿

- 1. 息の長い地方創生の推進
- 2. 住民生活の安心の確保



- 3. 目指すべき地方財政の姿
- 〇 持続可能な地方財政基盤の構築
- 〇 地方の自立性の向上

第二 平成27年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保

- 〇 一般財源総額の確保等
- 一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回 らないよう実質的に同水準を確保。社会保障の充実分、消費税率 引上げに伴う社会保障関係費の増加分等については上乗せ
- ・ 地方創生の取組に要する経費については、地方の一般財源を増額
- 〇 地方交付税の法定率引上げ
- 財政制度等審議会で提示された論点について歳出特別枠、 別枠加算の確保等を提示

2. 地方創生への対応

- 地方創生のための一般財源の確保等
- 自主性・主体性を最大限に発揮できるよう、地方創生の取組に要する経費について、地方財政計画の歳出に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源を充実
- 地方税収の増収のための取組の推進
- 地方への新しい人の流れの創出
- 〇 地方大学の力を活かした地方創生

3. 社会保障・税一体改革の着実な推進

社会保障制度改革については、地方の理解と協力を得ながら、国と地方が一体となって推進していくことが重要

4. 東日本大震災からの復興

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で 整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

5. 合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」による市町村の姿の変化に対応して、これを地方 交付税の算定に適切に反映

6. 地方財政の健全化、透明性の向上等

統一的な基準による地方公会計の整備促進、公共施設等総合管理 計画の策定及び公共施設の最適配置の促進、公営企業会計の適用拡 大の推進

7. 地方公営企業、第三セクター等の経営健全化

公営企業の経営改革、公立病院改革、第三セクター等の経営健全 化の推進

経済再生と財政健全化の両立に向けた地方税財政改革についての意見(概要)

平成27年6月9日地方財政審議会

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

- 1. 目指すべき地域の姿
- 〇 住民生活の安心の確保

行政サービスの安定的な提供

- ⇒ 住民の幸せと安心をもたらし、チャレンジにつなげる
- 〇 地方創生の推進

地方の創意と責任により、一体的に地方創生を推進

⇒ 人口減少の克服など地域の課題解決

○ 持続可能な地方財政基盤の構築

2. 目指すべき地方財政の姿

住民への効果的・効率的な行政サービスを支える財政基盤が不可欠
⇒ 一般財源総額の確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の
構築と地方交付税の機能の適切な発揮

〇 地方財政の健全化

平成8年度以降、巨額の財源不足が発生し、地方財政は依然として厳しい ⇒ 特例的な地方債への依存を改善し、債務残高を引き下げる必要

第二 地方税財政改革の方向

- 1. 一般財源総額の確保
- 地方の役割を踏まえた地方財源の確保

(地方財源不足の存在)

- 地方は、これまで住民の選択に基づき、歳出削減や事業の重点化を実施。しかし現状では巨額の財源不足、臨時財政対策債残高を抱える
- ・ 地方は赤字地方債の発行権限が限定。国と地方の単純比較は不適当
- ・ 地方の財政状況が改善しても、過去の赤字の累積である臨時財政対策債等 の償還が必要。交付税の法定率を見直す状況にはない

(一般財源総額の確保等)

- ・歳出全体の重点化・効率化を図りつつ、行政サービスを安定的・効果的に提供できるよう、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保
- ・ 地方交付税の法定率の引上げによる地方財政基盤の強化
- ・ 財政制度等審議会で示された論点について、地方単独事業の充実等を提示 (交付税管定の改革)
- ・ 住民生活の安心・安全のため、交付税の財源保障機能は堅持
- ・ 地方が工夫可能な歳出について、業務改革の進捗等に併せて算定を見直し

〇 地方法人課税の偏在是正

- 与党税制改正大綱を踏まえ、更なる偏在是正方策を検討
- 〇 地方行財政改革の推進

(地方自治体の業務改革)

・ 的確な行政サービス提供体制を確保するため、行政コスト等の比較を通じた行 財政改革、自治体クラウド、民間委託・指定管理者制度等の活用、PPP/PFIIC 係る財政措置のイコールフッティング、公営企業・第三セクター等の経営健全化を推進 (地方自治体の財政マネジメント強化)

・統一的な基準による地方公会計の整備促進、集約化・複合化に踏み込んだ公 共施設等総合管理計画の策定促進、公営企業会計の適用拡大の推進

2. 地方創生への対応

- 地方創生のための財源の確保
- 人口減少等の構造的な課題の解決に向けて、地方の具体的な取組が本格化。 国は恒久財源の確保により、地方創生の取組を息長く支援
- 〇 地域活性化
- ・ 地方税収の増収のための取組を推進し、強い地域経済をつくる

平成28年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

平成27年11月20日 地方財政審議会

第一 今後目指すべき地方税制の方向

- **今後の地方税制改正に当たっては、**地方自治を支える地方税の充実確保や公平性の確保、地方の自主性・自立性の強化、適正・公平な課税の実現に向けた税務行政の執行など、**地方税のあるべき姿を踏まえて検討することが必要**。
- 地方税の充実と偏在性の小さい地方税体系を構築する観点からも、ローカル・アベノミクスを推進して地域経済の再生を図るとともに、地方創生の推進により地方での新しい雇用の創出が地方への新しい人の流れを創出するという経済好循環を確立することを期待。
- 地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形(**地方税のグリーン化**)に改めるべき。

第二 平成28年度税制改正等への対応

1 地方法人課税の偏在是正

- 消費税率(国・地方)10%段階の措置としては、8%段階と同様に、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めるべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度は廃止を基本に検討すべき。 地方法人特別税・譲与税制度による都道府県間の偏在是正措 置に代わる他の偏在是正措置については、都道府県・市町村の 双方が取り組むことが妥当。

2 法人実効税率引下げへの対応等

- 更なる法人実効税率の引下げに際しては、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大等の課税ベースの拡大等により財源を確保して実施すべき。
- 法人事業税の分割基準は平成17年度改正から10年以上経過 し、事業活動の変化に応じた見直しの検討が必要。

3 車体課税のあり方

- 消費税率10%段階で導入する環境性能課税は、新たな税の 仕組みであり、一定の準備期間が必要であることから、平成28年 度税制改正で結論を得るべき。
- 環境性能課税については、「自動車取得税のグリーン化機能 を維持・強化する」などの平成26年度与党税制改正大綱等で示さ れた方針を確実に実現するような制度内容とすべき。
- 環境性能課税や自動車税・軽自動車税のグリーン化特例(軽課)は、平成32年度燃費基準を用いるべき。また、グリーン化特例は、環境性能課税に連動する仕組みとすべき。
- **自動車税の引下げは、**広く国民に消費税率引上げを求めている中で大幅な減収となり、保有課税の性格を考えれば経済対策上の観点からの見直しは**不適当**。

第二 平成28年度税制改正等への対応

4 償却資産に対する固定資産税

- **償却資産に対する固定資産税**は、企業等が事業活動を行う際の市町村からの受益に着目して土地・家屋と一体に課税。また、市町村にとって安定した非常に重要な基幹税源。
- 「機械及び装置」の新規取得分につき減免措置とする要望は、 事業用の土地や家屋と一体のものとして、企業の事業活動に供 されており、市町村から受益を受けていること等から不適当。

5 地方の地球温暖化対策に関する財源確保

○ 石油石炭税の上乗せ分の使途を森林吸収減対策に拡大するとともに、一定割合を地方に譲与すべきとする地方自治体の意見等を踏まえ、地方の財源を確保・充実すべき。

6 ゴルフ場利用税のあり方

○ ゴルフ場利用税は、災害防止対策や水質調査等の行政サービスを行っているゴルフ場所在市町村の貴重な財源であり、ゴルフ場の利用者には十分な担税力が認められること等から廃止は不適当。

7 地方消費税の充実確保

- 平成29年4月の消費税率10%への引上げを確実に実施し、地方 の社会保障財源を確保すべき。
- 軽減税率の導入については、地方の社会保障財源の重要性を 十分踏まえ検討すべき。

8 マイナンバー制度導入への適切な対応

○ 地方税でのマイナンバーの利活用開始に向け、必要な準備とセキュリティ確保に万全を期すべき

第三 今後の検討課題

1 個人住民税のあり方

- 個人住民税は、地域住民が地域社会の会費をその能力に応じ広く負担を分任する性格を有する税。三位一体改革における所得割の比例税率化でより明確化された応益的性格や改革の方向性は引き続き重視すべき。
- 個人所得課税改革に関しては、均等割、所得割及び所得税が各々の税の性格に応じた役割分担を明確化する方向で議論すべき。地方税については、できるだけ多くの住民が広く負担を分かち合う仕組みを維持すべき。

2 固定資産税のあり方

- 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産)の保有 と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した税。
- 土地に係る固定資産税については、負担水準の均衡化は相当進展したが、一部ばらつきが残っており、引き続き負担調整措置を講じていく必要。
- 今後、ますます**増大する市町村の財政需要**を支えるため、**固定資産税の安定的な確保が重要**であり、さらに幅広く検討していく必要。

今後目指すべき地方財政の姿と平成28年度の地方財政への対応についての意見(概要)

第一 今後目指すべき地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

〇 住民生活の安心の確保

行政サービスの安定的な提供 ⇒住民の幸せと安心が、チャレンジと誰もが活躍する社会へ

〇 地方創生の推進

地方の創意と責任により、一体的に地方創生を推進 ⇒地域経済の好循環の拡大と財政健全化の促進を両立

第二 地方税財政改革の方向

1. 地方一般財源総額の確保等

〇 一般財源総額の確保

- 一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 財政制度等審議会で提示された論点について、一般行政経費(単独)の充実、 歳出特別枠分の歳出の実質的な確保等を提示

〇 地方交付税の法定率引上げ等

〇 交付税算定の改革

- ・ 地方交付税の財源保障機能を堅持した上で、地方団体が工夫可能な歳出について、業務改革の進捗を交付税の算定に反映(トップランナー方式)
- 地方版総合戦略の内容や、取組の成果等を勘案しながら、地域経済活性化等の成果を交付税の算定に反映

〇 特別交付税の割合

・多発、多様化する災害や地域偏在性の大きい財政需要の状況等を踏まえ、地 方交付税における特別交付税の割合(6%)を維持

2. 目指すべき地方財政の姿

○ 持続可能な地方財政基盤の構築

住民への効果的・効率的な行政サービスを支える財政基盤が不可欠

⇒一般財源総額の確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築と 地方交付税の機能の適切な発揮

平成27年12月18日地方財政審議会

〇 地方財政の健全化

地方債務残高は約200兆円規模が続き、地方財政は依然として厳しい ⇒特例的な地方債への依存を改善し、債務残高を引き下げる必要

2. 地方創生への対応

- 地方創生のための一般財源総額の確保等
- ・ 引き続き偏在是正等により恒久財源を確保し、地方創生の取組を息長く支援
- 〇 地域経済の活性化等

3. 東日本大震災からの復興

引き続き、復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保するとともに、実績等に基づく精算制度を整備

4. 地方財政の健全化に資する取組等

- 〇 行政サービス確保のための地方自治体の業務改革
- ・業務改革の取組状況のフォローアップ、公営企業・公立病院・三セク等の経営改革

〇 地方自治体の財政マネジメント強化等

- ・ 地方公会計の整備、決算情報等の全面的な見える化、公共施設等総合管理 計画の策定促進及び公営企業会計の適用拡大
- 〇 地方財政の健全化と地方債制度の見直し等
- 将来負担比率の算定方法見直し、地方債届出制度の対象拡大、地方債資金の確保及び退職手当債の延長

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見(概要①)

第一 目指すべき地域の姿と地方財政の姿

平成28年5月13日地方財政審議会

1. 目指すべき地域の姿

- 住民生活の安心・安全の確保 地域の実情に応じた多様なセーフティネットの提供
- ⇒ 住民の安心・安全、豊かな地域社会につながる
- 地方創生の推進 地域自らの発想と創意工夫による取組が本格化
- ⇒ 人口減少の克服など日本全体の活力を維持

2. 目指すべき地方財政の姿

○ 持続可能な地方財政基盤の構築地域を主体とした課題克服には安定した財政基盤が不可欠



- ⇒ 一般財源総額の確保と地方交付税の機能の適切な発揮
- 地方財政の健全化 厳しい歳出抑制を行ってもなお、巨額の財源不足
- ⇒ **財政健全化に向けた歳入・歳出両面の取組**が重要

第二 地方税財政改革の方向

1. 一般財源総額の確保

(1)地方財政の現状

- 〇 地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、なお巨額の財源不足(平成28年度:5.6兆円)が生じ、借入金 残高は約200兆円程度で高原状態。諸外国と比較しても、我が国では地方が多額の債務残高を抱えている</u>状況。
- 地方は国と異なり、金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないことから、国と地方の財政状況を単純に比較することは不適当。地方は事情の異なる自治体の集合体であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。

(2)一般財源総額の確保等

- 地方自治体が行政サービスを安定的に提供するため、**必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要**。
- 消防、ごみ処理など人口密度の低下に伴うコストの増加や、高齢者の増加、世帯構成の変化等により、特に社会的な支援を必要とする者の増加など、人口減少・高齢化による歳出の増加要素を踏まえ、必要な歳出水準を確保すべき。

地域社会の持続・発展に向けた地方税財政改革についての意見(概要②)

(2)一般財源総額の確保等(つづき)

- 折半対象財源不足が解消したとしても、なお巨額の財源不足が生じており、地方に「財源余剰」が生じるとの見解は誤り。地方 歳出のための財源保障をすることは国の責務。地方の財源不足は、地方交付税法の規定に基づき、法定率の引上げ等により、 その全額を国が対処すべきもの。
- 個々の地方自治体による懸命な歳出抑制の努力の成果を国の債務縮減に用いることは地方の改革意欲を削ぎかねず不適 当。財源不足の解消に向けて、さらに地方財政の健全化を進めることが必要。

(3)交付税算定の改革

○ トップランナー方式は、業務改革の推進の状況を踏まえて行うべき。このような考え方に立って、地方交付税法の改正法が今国会で成立したところであり、この内容に沿って着実に取組を進めることが重要。

2. 社会保障制度改革等

- 社会保障サービスの多くを担う地方自治体の意見を十分に踏まえた実効性のある社会保障制度改革とすることが重要。
- 国庫支出金に関するパフォーマンス指標の検討に際し、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえるべき。

3. 地方行財政改革の推進

○ 地方自治体の業務改革や地方自治体の財政マネジメント強化等を着実に推進すべき。

4. 地方創生への対応

- 人口減少の克服のような課題の解決には長期間を要するため、地方創生の取組を息長く支援すべき。
- 地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に応じて取り組むべきものである。まち・ひと・しごと創生事業の効率性・成果は、国が一義的に判断するものではなく、それぞれの地方自治体が住民に対する説明責任を果たすとともに、地方議会等において十分な検証が行われることが適当。

平成29年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

平成28年11月18日 地方財政審議会

- 地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿を目指し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要。
- 地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、地方分権の基盤となる地方税の充実確保を図る必要。
- 地方の自主性・自立性の強化、地方税のグリーン化を進めるとともに、納税者の信頼確保を図ることが重要。

第二 平成29年度税制改正等への対応

1 個人住民税

(個人所得課税改革への対応)

- 個人住民税は、地域住民が地域社会の会費をその能力に応じ広く負担を分任する性格(地域社会の会費的性格)を有する税。
- 三位一体の改革における**所得割の10%比例税率化により 応益的性格がより明確化**。
- 配偶者控除のあり方は、所得税における制度改正の方向性 を見極めつつ、個人住民税の性格・役割を踏まえた検討が重要。

(県費負担教職員の給与負担事務の見直しに伴う税源移譲)

○ 指定都市と関係道府県の合意に沿って、個人住民税所得割の2%を税源移譲。税率の改正や円滑な移譲のための措置が必要。

2 車体課税

- 応益課税の原則を踏まえ、税収を充実・確保しつつ、環境関連 税制としての機能を強化すべき。
- 自動車税は、都道府県税収のうち約1割を占める貴重な財源 であり、地域間税収の偏在縮小に重要な役割。安易な税率引下 げを行うべきではない。
- 自動車税の月割課税・月割還付は、いずれも使用月数に応じた課税という考え方によるものであり、両者は一体的に扱うべき。
- エコカー減税の延長に当たっては、非課税対象車を重点化すべき。減税対象は最新の平成32年度燃費基準を一定水準以上 達成している車に限定する必要。
- **グリーン化特例の見直し**は、グリーン化への**インセンティブを高める方向**で制度設計を行うべき。

第二 平成29年度税制改正等への対応

3 固定資産税

- 社会保障や地方創生等、今後ますます増大する市町村の財 政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保が重要。
- 商業地等の据置特例や、一般市街化区域農地に係る負担調整措置により生じている不均衡等の課題について、平成30年度税制改正に向けて、課題の解決に向けた具体的な検討が必要。
- 平成28年度税制改正において創設された「機械及び装置」に 係る固定資産税の特例措置が与える影響について、今後厳しく 検証し、見極めて行く必要。今後、こうした措置をなし崩し的に拡 大するようなことは厳に慎むべき。
- 居住用超高層建築物については、高層階になるほど実際の取 引価格が高くなるという傾向を反映した、より公平な按分方法を導 入すべき。

4 地方法人課税

- 外形標準課税の対象法人を考える際、中小法人に対する配慮は重要であり、慎重に検討すべき。中小法人への配慮方策について検討を行いながら、対象法人の拡大についても引き続き検討が必要。
- 法人事業税の分割基準については、法人の事業活動のあり 方の変化も踏まえ、見直しの検討が必要。

5 地方消費税

○ 清算基準に用いる「小売年間販売額」から、最終消費地とは 異なる事業者の所在地で収入が計上されていると考えられる通 信・カタログ販売及びインターネット販売を除外することが適当。

6 森林吸収源対策に係る地方財源の確保

- 森林整備等に関する市町村の役割強化等の施策が講じられることが必要。
- 税制等の新たな仕組みを検討する際には、国・都道府県・市町村の役割分担等を整理しつつ、地方自治体からの意見等も踏まえ、幅広く丁寧な検討が必要。

7 ゴルフ場利用税

- 自治体の区域外から来場するゴルフ場利用者が特段の負担 なく行政サービスを享受することは不公平。
- ゴルフはスポーツであるが、営業や娯楽で行われるケースも 多く、比較的高額な支出を伴い、十分な担税力も認められる。
- オリンピックの正式競技とされたことは、課税の必要性や合理性に影響を及ぼす事柄ではない。
- ゴルフ場利用税の廃止など、ゴルファー減税は不適当。

8 電子納税の推進

○ 地方税の電子納税について、地方自治体の意向や導入コストの抑制等に留意しつつ、地方自治体が共同で収納を可能とする制度の導入などについて検討を進めるべき。

今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見(概要)

第一 今後目指すべき地方財政の姿

1. 目指すべき地域の姿

〇 住民生活の安心・安全の確保

地域の実情に応じた多様なセーフティネットの構築 ⇒住民の安心・安全を提供、国民皆が活躍できる社会へ

〇 地方創生の推進

地域の多様な主体の参画、本格的な事業展開の開始 ⇒人口減少を克服し、将来にわたる成長力を確保

第二 平成29年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

○ 地方の役割を踏まえた一般財源総額の確保

- ・ 人口減少・少子高齢化への対応など地域の重要課題に対処するため、一般財 源総額について、平成28年度地方財政計画と実質的に同水準を確保
- 公共施設の老朽化対策等の財源を確保
- 財政制度等審議会で提示された論点について、歳出特別枠分の歳出の実質的な確保等を提示

○ 地方財政計画に基づく適切な財源保障の実施等

- ・ 我が国においては、地方の標準的な水準における歳入歳出総額の見込額である地方財政計画を通じて地方財源を保障
- ・ 今後も、その基本的役割を踏まえた歳入歳出総額の適切な計上が必要であり、計画額と決算額はある程度の幅をもって考えられるべき関係にある

〇 地方交付税の法定率引上げ等

〇 交付税算定の改革

- ・ 地方交付税の財源保障機能を堅持した上で、地方団体が工夫可能な歳出について、業務改革の進捗を交付税の算定に反映(トップランナー方式)
- ・まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組を一層促進するため、 取組の必要度に応じた算定から、取組の成果に応じた算定へ段階的にシフト

2. 目指すべき地方財政の姿

〇 持続可能な地方財政基盤の構築

地域の課題克服、住民の不安解消に取り組むための財政基盤が不可欠

⇒一般財源総額の確保、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築と 地方交付税の機能の適切な発揮

平成28年12月14日地方財政審議会

〇 地方財政の健全化

地方の債務残高は約200兆円規模が続き、地方財政は依然として厳しい ⇒特例的な地方債への依存の改善に向け、歳入・歳出における取組が必要

2. 地方創生への対応

○ 地方創生のための一般財源総額の確保等

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」は現行の1兆円規模を維持し、地方創生の取組を 息長く支援すべき
- 地域経済の好循環・地域の自立促進

3. 社会保障制度改革

- ・ 消費税率引上げ延期に際し、社会保障の充実施策のため所要の財源を確保
- 国民健康保険について、新制度へ円滑に移行できるよう、地方と十分に協議を 行うとともに、必要な財政支援がなされるよう、適切な対応が重要
- ・保育士や介護人材の処遇改善など一億総活躍社会の実現に向けた施策について、地方負担分も含めた安定財源を確保

4. 東日本大震災からの復興等

- ・東日本大震災の復旧・復興事業費について、所要の事業費及び財源を確保
- ・ 熊本地震を契機として、防災・減災対策の重要性が再認識されたことを踏まえ、 地方自治体が引き続き防災・減災対策を推進するための財源を確保

5. 地方財政の健全化に資する取組等

- ・ 行政サービス確保のための地方自治体の業務改革
- ・ 地方自治体の財政マネジメント強化等
- 地方自治体の財政健全化等

地方財政審議会意見 (総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chizai/iken.html

用語の説明

本書における主な用語については、次のとおりである。

地方公共団体

政令指定都市

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定を受けた人口50万以上の市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)をいう。

政令指定都市では、都道府県が処理するとされている児童福祉に関する事務、身体障害者の福祉に関する事務、生活保護に関する事務、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務、都市計画に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

中核市

地方自治法第252条の22第1項の指定を受けた市(旭川市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊田市、豊橋市、岡崎市、大津市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市、尼崎市、奈良市、和歌山市、倉敷市、呉市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市。ただし、呉市及び佐世保市は平成28年4月1日、八戸市は平成29年1月1日の指定であるため、平成27年度決算においては中核市に含まれていない。)をいう。人口20万以上の市について、当該市からの申出に基づき政令で指定される。

中核市では、都道府県が処理するとされている事務の特例として政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他中核市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち民生行政に関する事務、保健衛生行政に関する事務、環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務、文教行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

施行時特例市

地方自治法の一部を改正する法律(平成 26年法律第42号。以下「平成 26年改正法」という。)により、平成 27年4月1日より特例市制度が廃止されたが、平成 27年4月1日の時点において特例市である市は施行時特例市として特例の事務を引き続き処理することとされている。平成 26年改正法による改正前の地方自治法第 252条の 26の 3第1項の指定を受けた市(山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、川口市、所沢市、草加市、春日部市、熊谷市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、一宮市、四日市市、吹田市、茨木市、八尾市、寝屋川市、岸和田市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市及び佐賀市)は、都道府県が処理するとされている事務の特例として中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が処理するほうが効率的な事務その他施行時特例市において処理することが適当でない事務以外の事務、すなわち環境保全行政に関する事務、都市計画等に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。

また、施行時特例市は、平成32年3月31日まで人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

都市

政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市をいい、中都市とは、都市のうち人口10万以上の市

をいい、小都市とは、人口10万未満の市をいう。

なお、市となる時には、地方自治法第8条第1項で定める要件(人口5万以上を有すること等)を具えていなければならない。

町村

地方自治法第1条の3第2項で定める普通地方公共団体のうち、都道府県及び市以外のもの。町となる時には、同法第8条第2項の規定により、都道府県の条例で定める町としての要件を具えていなければならない。

特別区

地方自治法第281条第1項の規定による、東京都の区のこと。現在、23の区が設置されている。 特別区は、基礎的な地方公共団体として、同法第281条の2第1項で都が一体的に処理することとされている事務を除き、同法第2条第3項において市町村が処理するものとされている事務を処理する。

一部事務組合

地方自治法第284条第2項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体のこと。

広域連合

地方自治法第284条第3項の規定による、都道府県、市町村、特別区等が、広域にわたり処理することが適切であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画を策定し、処理するために設ける団体のこと。

決算統計基本用語

普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額。

個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分。

地方公営事業会計

地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。

決算額

特に断りのない限り、普通会計に係る地方財政の純計額。

地方財政純計額、純計決算額又は純計

都道府県決算額と市町村決算額を単純に合計して財政規模を把握すると地方公共団体相互間の出し入れ 部分について重複するため、この重複部分を控除して正味の財政規模を見出すことを純計という。

したがって、都道府県決算額と市町村決算額の合計額は地方財政の純計額に一致しないことがある。

市町村決算額

政令指定都市、中核市、施行時特例市、都市、町村、特別区、一部事務組合及び広域連合における決算額の単純合計額から、一部事務組合及び広域連合とこれを組織する市区町村との間の相互重複額を控除したもの。

形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき 継続費逓次繰越(継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで逓次繰り越すこと)、繰越明許費繰越 (歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みの ものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと) 等の財源を控除した額。

通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

歳入

一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、 臨時財政対策債等が含まれる。

地方譲与税

本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを地方団体に対して譲与する税。 現在、地方譲与税としては、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与 税、航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税がある。

地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補塡するために交付される減収補塡特例交付金。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合並びに地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

震災復興特別交付税

東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び 東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して、地方公共団体に対して交付する特別交付税。

国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都 道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金(間接補助金)とがある。

減収補塡債

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法 (昭和23年法律第109号) 第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行し てもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例と して発行される地方債。

平成13~31年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で 折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入れによる加算(臨時財政対策加算)、地方負担 分は臨時財政対策債により補塡することとされている。

歳出

目的別歳出

行政目的に着目した歳出の分類。地方公共団体の経費は、その行政目的によって、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、警察費、教育費、公債費等に大別することができる。

性質別歳出

経費の経済的性質に着目した歳出の分類であり、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別する ことができる。

一般歳出

国の一般歳出に準ずるものであり、歳出から、公債費、公営企業への繰出のうち公債費財源繰出、積立 金、貸付金、前年度繰上充用金、税還付金を除いた額。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら行う事業。事業の 範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法令の規定により、地方公共団体が国 直轄事業の経費の一部を負担するもの。

物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的 性質の経費の総称。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。 また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための 福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、 公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常 生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策に要する経費。

財政分析指標

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補塡債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質収支比率

実質収支の標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む。)に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

地方財政計画等

地方財政計画

内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。

地方財政計画には、(1) 地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う、(2) 地方財

政と国家財政・国民経済等との調整を行う、(3) 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる、という役割がある。

一般行政経費

地方財政計画上の経費の一区分。教育文化施策、社会福祉施策、国土及び環境保全施策等の諸施策の推進に要する経費を始め、地方公共団体の設置する各種公用・公共用施設の管理運営に要する経費等、地方公共団体が地域社会の振興を図るとともに、その秩序を維持し、住民の安全・健康、福祉の維持向上を図るために行う一切の行政事務に要する経費から、給与関係経費、公債費、維持補修費、投資的経費及び公営企業繰出金として別途計上している経費を除いたものであり、広範な内容にわたっている。

地方債計画

地方財政法第5条の3第11項に規定する同意等を行う地方債の予定額の総額等を示した年度計画。

債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務 不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

その他特定目的基金

財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、 又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出される。

単位費用 × 測定単位 × 補正係数 (測定単位1当たり費用) (人口・面積等) (寒冷補正等)

単位費用

標準的団体(人口や面積等、行政規模が道府県や市町村の中で平均的で、積雪地帯や離島等、自然的条件や地理的条件等が特異でない団体)が合理的、かつ妥当な水準において行政を行う場合等の一般財源所要額を、測定単位1単位当たりで示したもの。

測定単位

道府県や市町村の行政の種類(河川費や農業行政費等)ごとにその量を測定する単位。

補正係数

全ての道府県や市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられるが、実際には自然的・地理的・社会的条件の違いによって差異があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出される。

標準的な地方税収入×75/100+地方揮発油譲与税等

留保財源

基準財政収入額の算定においては、法定普通税等の税収見込額の全額を算入対象とせず、基準税率を乗じてその一部を算入しているが、この基準財政収入額に算入されなかった税収入は、地方交付税の算定上捕捉されず、各地方公共団体に留保されることから、留保財源と呼ばれている。なお、留保財源率は都道府県、市町村とも税収見込額の25%とされている。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

なお、地方財政法施行令附則第10条第1項及び第2項の規定により、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれる。

ラスパイレス指数

加重指数の一種で、重要度を基準時点(又は場)に求めるラスパイレス式計算方法による指数。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職(一)職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を指す。

公営企業

公営企業(法適用企業・法非適用企業)

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類される。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。)においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義している。)

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、 軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように 定められている病院事業(以上、当然適用事業)、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任 意で適用する事業(任意適用事業)がある。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事 業等(それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。)がある。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計という。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われる。

損益収支

地方公営企業の経営活動に伴い、当該年度内に発生した収益とそれに対応する費用の状況。

資本収支

地方公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出の状況。

収益的収入

地方公営企業の経営活動に伴い発生する料金を主体とした収益。

資本的収入

建設投資などの財源となる企業債、他会計繰入金、国庫(県)補助金などの収入。

地方公共団体財政健全化法関係

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化等の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つ。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政の統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、地方財政の統計で行っているいわゆる「想定企業会計」の分別(一般会計において経理している公営事業に係る収支を一般会計と区分して特別会計において経理されたものとする取扱い)は行わないこととしている。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額*に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に 用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担 すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額*に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残 高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。

資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪 化の度合いを示す指標ともいえる。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結 実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値。

財政健全化計画

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること(実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること)を目標として定める計画をいう。

財政再生計画

健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体において、全ての健全化判断比率について最小限度の期間内に早期健全化基準未満とすること(実質赤字額がある場合は歳入と歳出との均衡を実質的に回復すること)及び当該団体が再生振替特例債(地方公共団体財政健全化法第12条第1項の規定により起こすことができる地方債)を発行している場合は再生振替特例債の償還を完了することを目標として定める計画をいう。

財政健全化団体

財政健全化計画を定めている地方公共団体をいう。

財政再生団体

財政再生計画を定めている地方公共団体をいう。

経営健全化計画

資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業を経営する地方公共団体において、資金不足比率について最小限度の期間内に経営健全化基準未満とすることを目標として定める計画をいう。

経営健全化団体

経営健全化計画を定めている地方公共団体をいう。